

全国厚生労働関係部局長会議

詳細版資料

令和3年1月

子ども家庭局

全国厚生労働関係部局長会議 詳細版資料

目次

(重点事項)

1. 「新子育て安心プラン」について 1
 - (1) 「新子育て安心プラン」について
 - (2) 保育の受け皿整備等について
 - (3) 待機児童対策協議会について
 - (4) 地域におけるミスマッチの解消について

2. 保育人材の確保に向けた総合的な対策について 3
 - (1) 保育人材の確保に向けた総合的な対策について
 - (2) 「保育の現場・職業の魅力向上検討会」報告書について

3. 保育所等における新型コロナウイルス感染症対策について 4
 - (1) 緊急事態宣言下における保育所等の対応について
 - (2) 保育所等におけるマスク購入等の感染拡大防止対策に係る支援について
 - (3) 新型コロナウイルス感染症により保育所等が臨時休園等を行う場合の公定価格等の取扱いについて
 - (4) 社会福祉施設等に必要な衛生・防護用品の確保について
 - (5) 地域子ども・子育て支援事業におけるマスク購入等の感染拡大防止対策に係る支援について

4. 令和2年人事院勧告に対する公定価格の対応について 8

5. 認可外保育施設の質の確保・向上について 9

6. 令和3年度における社会保障（子ども・子育て支援）の充実等について 10
 - (1) 令和3年度における社会保障（子ども・子育て支援）の充実等について
 - (2) 病児保育事業の単価見直しについて

7. 放課後児童対策について 11
 - (1) 「新・放課後子ども総合プラン」の推進について
 - (2) 放課後児童対策関係予算案の概要

8. 児童虐待防止対策の強化について 16
- (1) 児童相談所における児童福祉司の配置状況及び令和3年度の計画について
 - (2) 要保護児童等情報共有システムについて
 - (3) 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言等を踏まえた支援対象児童等への対応等について
 - (4) 令和3年度予算案について
9. 社会的養育の充実について 19
- (1) 都道府県社会的養育推進計画について
 - (2) 令和3年度予算案における社会的養育の推進関係事業等について
10. ひとり親家庭等の自立支援及び困難な問題を抱える女性への支援等の推進について 21
- (1) ひとり親家庭等の自立支援の推進について
 - (2) 困難な問題を抱える女性への支援等の推進について
11. 母子保健対策の推進について 23
- (1) 不妊症・不育症への支援について
 - (2) 新型コロナウイルス感染症に対する妊産婦へ支援について
 - (3) 産後ケア事業等について
 - (4) 子育て世代包括支援センターの強化について
 - (5) 予期せぬ妊娠等で悩む若年妊婦等への支援について
 - (6) 出生前遺伝学的検査（NIPT）について
 - (7) 母子保健施策を通じた児童虐待防止対策の推進について
 - (8) 母子保健情報の利活用の推進について
 - (9) 成育基本法（略称）について
 - (10) CDR（Child Death Review）について

（連絡事項）

1. 保育対策等の推進について 32
- (1) 保育対策関連予算について
 - (2) 待機児童数等調査（令和3年4月1日時点）について
 - (3) 人口減少地域等における保育提供体制の在り方の検討について
 - (4) 災害発生時又は感染症流行時における保育所等の対応について
 - (5) 指定都市等が設置する保育所に対する指導監査の実施について
 - (6) 今年度実施している各種調査研究の検討状況等について
 - (7) 地方分権に係る地方からの提案等への対応方針について
 - (8) 保育所における自己評価ガイドラインの改訂について
 - (9) 子育て支援に要する費用に係る税制上の措置の創設について

- (10) 認可外保育施設の利用料に係る消費税の非課税措置について
- (11) 保育事故防止に係る安全対策の強化について

2. 児童健全育成対策等について 44

- (1) 放課後児童クラブについて
- (2) 利用者支援事業について
- (3) 地域子育て支援拠点事業について
- (4) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）について
- (5) 児童厚生施設について
- (6) 児童委員・主任児童委員について
- (7) 児童福祉週間について
- (8) 児童福祉文化財について
- (9) 地域子ども・子育て支援事業の相互連携・協力の推進について
- (10) 地域共生社会について

3. 児童福祉施設等の運営上の留意事項等について 59

- (1) 児童福祉施設等の整備について
- (2) 児童福祉施設等の安全の確保について
- (3) 児童福祉施設等の防災・減災対策について
- (4) 児童福祉施設等の運営について
- (5) 東日本大震災により被災した子どもへの支援について

4. 児童虐待防止対策の強化について 73

- (1) 乳幼児健診未受診者等の状況確認等の実施について
- (2) ヤングケアラーの実態に関する調査研究について
- (3) 「児童虐待防止推進月間」における主な取組、令和3年度子どもの虐待防止推進全国フォーラムの開催について
- (4) 子ども虐待防止に係るポスターコンテストの実施について

5. 社会的養育の充実について 75

- (1) 包括的な里親養育支援体制の構築・特別養子縁組の推進について
- (2) 施設の小規模かつ地域分散化・施設における地域支援の取組の強化について
- (3) 社会的養護出身者の自立支援の充実について

6. ひとり親家庭等自立支援施策について 78

- (1) 児童扶養手当について
- (2) 母子父子寡婦福祉資金貸付金について
- (3) 就業支援等について
- (4) 子育て・生活支援、養育費の確保等について

7. 困難な問題を抱える女性への適切な支援の実施について	88
8. 母子保健対策の推進について	90
(1) 乳幼児身体発育調査の実施について	
(2) 各種健康診査の結果の把握及び母子保健施策への活用について	
(3) 助産施設について	
(4) 旧優生保護法について	

(関連資料)

資料1	新子育て安心プラン	92
資料2	新子育て安心プラン（参考資料）	96
資料3	保育の受け皿整備等について	120
資料4	待機児童対策協議会の設置状況等について	121
資料5	地域におけるミスマッチの解消について	123
資料6	保育人材の確保に向けた総合的な対策	125
資料7	「保育の現場・職業の魅力向上検討会」報告書について	126
資料8	新型コロナウイルス感染症に関する保育所等の対応について	127
資料9	保育所等におけるマスク購入等の感染拡大防止対策に係る支援	131
資料10	新型コロナウイルス感染症により保育所等が臨時休園等を行う場合の公定価格等の取扱いについて	134
資料11	社会福祉施設等に必要な衛生・防護用品の確保について	135
資料12	保育士等の処遇改善の推移	136
資料13	認可外保育施設の指導監督基準等に係る主な改正経緯	137
資料14	認可外保育施設に対する質の確保に関する支援の流れ(イメージ)	138
資料15	認可外保育施設の現状	139
資料16	巡回支援指導員について	140
資料17	認可を目指す認可外保育施設への支援について	142
資料18	認可外保育施設に関する情報共有のためのシステム	144
資料19	令和3年度の消費税増収分の使途について	145
資料20	令和3年度における「社会保障の充実」(概要)	146
資料21	令和3年度における子ども・子育て支援の「量的拡充」と「質の向上」項目	147
資料22	令和3年度における「新しい経済政策パッケージ」(概要)	148
資料23	病児保育事業	149
資料24	放課後児童クラブの概要	151
資料25	「新・放課後子ども総合プラン」の推進	152

資料26	放課後児童クラブの実施における学校施設の管理運営上の 取決めについて	154
資料27	放課後児童クラブ関係予算のポイント	158
資料28	令和2年度 放課後児童支援員等処遇改善等事業の実施状況	160
資料29	地域子ども・子育て支援事業におけるマスク購入等の感染拡大 防止対策に係る支援（新型コロナウイルス感染症対策）	164
資料30	放課後児童クラブ等におけるICT化推進事業	165
資料31	放課後児童クラブ等における学校の臨時休業等に伴う対応に 対する財政支援	166
資料32	児童相談所における児童福祉司の配置状況及び令和3年度 の計画について	167
資料33	要保護児童等情報共有システムについて	169
資料34	新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態 宣言等を踏まえた支援対象児童等への対応等について	170
資料35	都道府県社会的養育推進計画策定状況について	224
資料36	令和3年度児童虐待防止対策及び社会的養育関係予算案の概要	227
資料37	養子縁組あっせん事業者一覧	295
資料38	令和3年度ひとり親家庭等自立支援関係予算案の概要	296
資料39	令和3年度婦人保護事業関係予算案の概要	306
資料40	不妊に悩む方への特定治療支援事業について	313
資料41	不妊症・不育症への支援について	315
資料42	不妊専門相談センター事業	317
資料43	新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた妊産婦・乳幼児へ の総合的な支援	318
資料44	母子保健法の一部を改正する法律	324
資料45	産後ケア事業の全国展開	325
資料46	産前・産後サポート事業	326
資料47	出産や子育てに悩む父親に対する支援について	327
資料48	多胎妊産婦への支援について	328
資料49	多胎妊娠の妊婦健康診査支援事業	329
資料50	産婦健康診査事業について	330
資料51	新生児聴覚検査の体制整備事業	331
資料52	新生児聴覚検査体制整備事業の拡充	332
資料53	子育て世代包括支援センターの体制強化	333
資料54	女性健康支援センター事業	334
資料55	若年妊婦等支援事業 ～不安を抱えた若年妊婦等への支援～	335

資料56	母体血を用いた出生前遺伝学的検査について	336
資料57	母体血を用いた出生前遺伝学的検査（NIPT）の調査等に関するワーキンググループ開催要項	337
資料58	NIPT等の出生前検査に関する専門委員会の設置について	338
資料59	出生前遺伝学的検査（NIPT）を受けた妊婦等への相談支援体制の整備	339
資料60	母子保健施策を通じた児童虐待防止対策の推進について(通知①)	340
資料61	乳幼児健康診査未受診者等に対する取組事例等の周知について（通知）	341
資料62	母子保健施策を通じた児童虐待防止対策の推進について(通知②)	342
資料63	データヘルス時代の母子保健情報の利活用に関する検討会中間報告書	352
資料64	成育基本法（略称）について	353
資料65	成育基本法第19条第1項に基づき政令で定める計画	354
資料66	「健やか親子21」とは	355
資料67	「健やか親子21（第2次）」における課題の概要	357
資料68	予防のための子どもの死亡検証体制整備モデル事業	359
資料69	令和3年度保育関係予算案の概要	360
資料70	人口減少地域等における保育に関するニーズや事業継続に向けた取組事例に関する調査研究について	404
資料71	保育所における災害発生時等における臨時休園の対応等に関する調査研究について	405
資料72	外国籍等の子どもへの保育に関する調査研究について	406
資料73	不適切保育に関する対応についての調査研究について	408
資料74	「保育所における自己評価ガイドライン（2020年改訂版）」の概要	409
資料75	子育て支援に要する費用に係る税制上の措置の創設について	411
資料76	認可外保育施設の利用料に係る消費税の非課税措置について	412
資料77	放課後児童支援員に係る都道府県認定資格研修ガイドラインの概要	413
資料78	保育所等におけるマスク購入等の感染拡大防止対策に係る支援	415
資料79	令和3年度予算案・利用者支援事業関連事項について	416
資料80	令和3年度予算案・地域子育て支援拠点事業関連事項について	418

資料81	地域子育て支援拠点従事職員に関する研修の考え方	419
資料82	令和3年度予算案・子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）関連事項について	420
資料83	令和3年度予算案・子ども・子育て支援対策推進事業費補助金について	421
資料84	地域共生社会について	423
資料85	次世代育成支援対策施設整備交付金	424
資料86	社会福祉施設等の耐災害性強化対策	425
資料87	児童福祉施設等の災害時情報共有システムの運営について	426
資料88	児童福祉施設等の災害復旧（施設復旧・設備復旧）	427
資料89	ヤングケアラーの実態に関する調査研究について	428
資料90	「児童虐待防止推進月間」における主な取組、令和3年度子どもの虐待防止推進全国フォーラムの開催について	431
資料91	子ども虐待防止に係るポスターコンテストの実施について	433
資料92	里親制度・特別養子縁組制度の広報媒体	436
資料93	児童扶養手当制度の概要	444
資料94	児童扶養手当と障害年金の併給調整の見直し	445
資料95	「はたらく母子家庭・父子家庭応援企業表彰」	446
資料96	婦人保護事業の概要	447
資料97	困難な問題を抱える女性への支援のあり方に関する検討会 中間まとめ概要	448
資料98	乳幼児健康診査身体診察マニュアル及び乳幼児健康診査事業 実践ガイド	449
資料99	乳幼児身体発育調査の実施	450
資料100	（参考）平成22（2010）年乳幼児身体発育調査の概要	451
資料101	旧優生保護法について	452
資料102	旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律概要	453

(重点事項)

1. 「新子育て安心プラン」について

(1) 「新子育て安心プラン」について (関連資料 1、2 参照)

待機児童の解消を目指し、女性の就業率の上昇を踏まえた保育の受け皿整備、幼稚園やベビーシッターを含めた地域の子育て資源の活用を進めるため、昨年12月21日に「新子育て安心プラン」を取りまとめ、公表したところである。

「新子育て安心プラン」では、各市区町村が策定した第2期子ども・子育て支援事業計画の積み上げの結果も踏まえ、令和3年度から令和6年度末までの4年間で約14万人分の保育の受け皿を整備するほか、待機児童の状況を踏まえ、

- ① 地域の特性に応じた支援
- ② 仕事・職場の魅力向上を通じた保育士確保
- ③ 幼稚園・ベビーシッターを含めた地域のあらゆる子育て資源の活用を柱として、各種取組を推進していくこととしているので、これらを積極的に活用いただき、待機児童対策をより一層推進いただきたい。

なお、「新子育て安心プラン」では、できるだけ早く待機児童の解消を目指すこととしているが、これは現行の「子育て安心プラン」の目標としている今年度末までの待機児童解消を先送りするものではなく、今後の女性就業率の上昇に対応するためのものである。

各市区町村におかれては、引き続き、保護者に「寄り添う支援」の実施等により、今年末までの待機児童解消に向けて取り組んでいただくようお願いする。

また、実際の保育の受け皿整備に当たっては、保育の実施主体である市区町村において、保育コンシェルジュ等を活用しながら保育を必要としているが申込みに至らないようなケースも含め、潜在的な保育ニーズを的確に把握し、整備計画に反映して整備を進めることが重要である。

来年度についても、「新子育て安心プラン実施計画」の採択を行うこととしているため、保育コンシェルジュなどを積極的に活用し、保育ニーズを適正に踏まえた計画を作成していただくようお願いする。

また、地域の特性に応じた支援が重要であることを踏まえ、今年度についても、全国86自治体に対し要因・対策のヒアリングを行い、地域の抱える課題や個別案件に対するフォローアップを行ったところである。

「新子育て安心プラン実施計画」についても、定期的なフォローアップをする予定であるので、ご承知置き願いたい。

各自治体においては、令和2年度末までの待機児童の解消に向けて取組の強化・徹底を図っていただくとともに、各都道府県におかれては、

市区町村が策定する保育ニーズの見込み等が適切かどうかを十分に精査していただくようお願いする。

(2) 保育の受け皿整備等について **(関連資料 3 参照)**

令和3年度は、「新子育て安心プラン」の初年度であり、5.9万人分の受け皿整備に対応する予算として、令和2年度3次補正予算案（236億円）と令和3年度予算案（602億円）を合わせて、838億円を計上し、補助率の嵩上げ（1/2→2/3）等を引き続き実施することで受け皿整備を支援することとしている。

さらに、地域の実情に応じた保育の受け皿整備を進めるため、賃貸物件を活用した改修費等補助について、利用者の利便性向上のための改修や、よりよい保育の環境を整備するための改修等も補助対象に加えることとしたので、積極的に活用されたい。

(3) 待機児童対策協議会について **(関連資料 4 参照)**

待機児童対策の一層の推進を図るため、平成30年から、保育所等の広域利用の推進、待機児童解消等の取組について、都道府県等が関係市区町村等と協議する場（待機児童対策協議会（以下、「協議会」という。））の設置を促進している。

協議会は令和2年12月末時点で、21都府県において設置されており、国としては、更なる協議会の設置及び取組を支援するため、令和3年度においても引き続き、「受け皿整備等」、「保育人材の確保」、「各自治体からの提案型事業」に対する支援を盛り込んだところである。

協議会は、関係市区町村及び都道府県において、待機児童解消に向けた課題や地域の特性を踏まえた有効な取組の共有を行う観点からも有効であり、各都道府県においては、積極的に設置・活用いただきたい。

(4) 地域におけるミスマッチの解消について **(関連資料 5 参照)**

待機児童解消に当たっては、保育所等の受け皿整備だけでなく、地域におけるミスマッチの解消も、今後はより一層重要となる。このため、令和3年度予算案では、保育コンシェルジュの事業の実施要件を緩和し、待機児童数が50人未満である市町村でも「新子育て安心プラン」に参画すれば利用可能とすることとしている。

また、保育コンシェルジュを含む利用者支援事業については、令和3年度予算案において国庫補助率を1/3から2/3に引き上げているので、本事業をより積極的に活用いただき、保護者への「寄り添う支援」のより一層の実施をお願いする。

加えて、地域におけるミスマッチの解消に当たっては、巡回バスにより自宅から遠距離にある保育所等の利用を可能することも有効と考えており、令和3年度予算案では送迎バスの台数や保育士の配置に応じて補助額を加算できる仕組みとするなどの拡充を行っているので、こちらも積極的な活用をお願いします。

2. 保育人材の確保に向けた総合的な対策について

(1) 保育人材の確保に向けた総合的な対策について

(関連資料6参照)

「新子育て安心プラン」に基づく保育の受け皿整備に伴い必要となる保育人材を確保するため、処遇改善のほか、保育士資格の取得促進、就業継続のための環境づくり、離職者の再就職の促進といった支援や保育の現場と職業の魅力向上に総合的に取り組むこととしている。

令和2年度第3次補正予算案には、

- ・ 保育所等におけるICT等の導入支援による保育士の業務負担軽減
- ・ 保育士修学資金貸付等事業の貸付原資等の積み増し

を盛り込むとともに、令和3年度予算案には、

- ・ 保育士という職業や保育の現場の魅力発信、保育士が相談しやすい体制整備
- ・ 保育士の働き方改革への支援として、社会保険労務士などによる巡回支援や保育所等の啓発セミナー等の実施
- ・ 保育士宿舍借り上げ支援事業について、対象者の要件や対象期間の段階的な見直し
- ・ 保育士の補助を行う保育補助者の勤務時間週30時間以下の要件撤廃
- ・ 保育士・保育所支援センターの機能強化

などを盛り込んでいる。

各地方自治体においては、これらの事業等を積極的に活用するなど、引き続き、保育人材確保の推進にご尽力いただきたい。また、保育人材の確保に当たっては、市区町村における取組も重要であり、保育士の子どもの保育所への優先入所等の取組も含め、管内市区町村に対し、保育人材確保に積極的に取り組んでいただくよう周知等についても御配慮願いたい。

(2) 「保育の現場・職業の魅力向上検討会」報告書について

(関連資料7参照)

近年、保育の担い手確保が困難になっていることや幼児教育・保育の

無償化が始まり保育の質を担う保育士等の役割が一層重要になっていることを踏まえ、令和2年2月より、厚生労働省では、保育士を目指す人や保育士に復帰しようとする人が増え、保育現場に参加・復帰しやすくなるよう、保育士という職業や、働く場所としての保育所の魅力向上とその発信方法等について、学識者等を参集して議論を行い、令和2年9月末に報告書を取りまとめた。

本報告書では、国や地方自治体、保育団体、養成校団体、保育所等の関係者は以下の方策を推進することが提言されている。

- ・ 保育士の職業の魅力を広く地域や社会に発信するとともに、養成段階の取組を充実させること
- ・ 保育士が生涯働ける魅力ある職場づくりを推進するため、働き方改革と業務効率化・業務改善を進め、技能・経験・役割に応じた処遇としつつ、多様で柔軟な働き方を可能とする職場環境を整備すること
- ・ 保育士・保育所支援センターは関係機関とネットワークを構築すること

このため、各地方自治体におかれては、本報告書を参考に、国の各種事業を活用しつつ、関係者とも連携して、地域の保育人材確保対策に積極的に取り組んでいただくようお願いする。

3. 保育所等における新型コロナウイルス感染症対策について

(1) 緊急事態宣言下における保育所等の対応について

(関連資料8参照)

令和3年1月に発令された新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第32条に基づく緊急事態宣言下においては、「緊急事態宣言が発出された地域における保育所等の対応について（周知）」でお示ししているとおり、今般の緊急事態宣言が社会経済活動を幅広く止めるものではなく、感染リスクが高く感染拡大の主な起点となっている場面に効果的な対策を徹底するものであること等を踏まえ、感染防止策の徹底を行いつつ、原則開所をお願いしており、国としては対象区域の保育所等の利用者に対し登園自粛を求めているものである。

各地方自治体におかれては、当該方針を踏まえつつ、下記に示す感染防止策に資する各種支援策を活用することなどにより、必要な者に必要な保育を提供できるような体制づくりを構築していただくようお願いする。

(2) 保育所等におけるマスク購入等の感染拡大防止対策に係る支援 について (関連資料9参照)

保育所等において、感染症に対する強い体制を整え、感染症対策を徹底しつつ、事業を継続的に提供していくため、これまでも、感染防止用の備品購入費や職員が感染症対策の徹底を図りながら保育を継続的に実施していくために必要な経費等に対する補助を行ってきたところ。

今般の令和2年度第3次補正予算案においては、感染症の流行が続く中、切れ目のない支援を行うため、令和2年度第1次、2次補正予算に加え、令和3年度概算要求から令和2年度第3次補正予算案に前倒し、

- ① 職員が感染症対策の徹底を図りながら保育を継続的に実施していくために必要な経費（かかり増し経費、研修受講等）
- ② 保育所等へのマスクや消毒液等の配布、感染防止用の備品購入を改めて補助することとしている。

この「かかり増し経費」の具体的な内容としては、職員が勤務時間外に消毒・清掃等を行った場合の超過勤務手当や休日勤務手当等の割増賃金や、通常想定していない感染症対策に関する業務の実施に伴う手当などに充当していただくことを想定している。

各自治体においては、支援を必要とするすべての保育所等へ支援が行き渡るよう、予算措置に御配慮いただきたい。

(3) 新型コロナウイルス感染症により保育所等が臨時休園等を行う 場合の公定価格等の取扱いについて (関連資料10参照)

新型コロナウイルス感染症により、保育所等が臨時休園する場合における公定価格の取扱いについては、令和2年6月17日付けの通知において、

- ① 利用児童数の減少などの新型コロナウイルス感染症による影響を除いた通常の状態に基づき、公定価格を算定すること
- ② 公定価格が通常どおり支給されていることを踏まえ、労働関係法令を遵守した上で、人件費の支出について適切に対応すること
- ③ これらについて、指導監査の際に適切な指導等を行うこと等をお示ししているところ。

各自治体においては、公定価格等が保育所等において適正に使われているかについてが、子ども・子育て支援法及び児童福祉法における指導監査の確認事項であることを踏まえ、保育所等に対して、改めて人件費の適切な支出について、指導・助言を行っていただきたい。

なお、子ども・子育て支援法に基づく確認指導監査と児童福祉法に

基づく施設監査については、必要に応じて連携し、効率的に実施されたい。

(4) 社会福祉施設等に必要な衛生・防護用品の確保について

(関連資料11参照)

① 令和2年度における対応状況

社会福祉施設等（高齢者関係、障害者関係、子ども関係、生活困窮関係）に必要な衛生・防護用品については、各施設等で確保していただくことが基本であるが、新型コロナウイルス感染症対策等緊急的に発生する大量の需要や購入費の値上がりに対する支援として、国においては、施設等へのマスク等の衛生・防護用品の購入支援を行っている。

さらに、衛生・防護用品が不足する事態に備え、都道府県・指定都市・中核市から社会福祉施設等に対して衛生・防護用品が供給できるように、次のとおり、国が直接調達して、都道府県等に一定数量の配布を行っている。

ア 感染が発生した社会福祉施設等に対する防護具等の国からの支援

社会福祉施設等での感染が発生した際、事業継続ができるよう都道府県等から速やかに必要な防護具等の供給を行うこととし、以下の種類・数量の衛生・防護用品を都道府県・指定都市・中核市に配布している。

【配布状況】

(6月末から7月に配布)

- ・サージカルマスク（約50万枚）
- ・ガウン（約50万枚）
- ・フェイスシールド（約50万枚）
- ・使い捨て手袋（約330万双）

(9月中旬から12月に配布)

- ・ゴーグル（約50万個）
- ・ヘッドキャップ（約100万枚）
- ・使い捨て手袋（約570万双）

※ さらに不足が生じる場合等、都道府県等からの要望に応じて国から追加送付を行っている。

イ 全ての社会福祉施設等への使い捨てマスクの国からの支援

一般的な感染拡大防止の観点から、全ての社会福祉施設等向け

に、以下の数量の使い捨てマスクを都道府県・指定都市・中核市に配布を行い、適切な備蓄や社会福祉施設等への配布をお願いしている。

【配布状況】

(6月末から7月に配布)

・使い捨てマスク (約4,000万枚)

(9月末から11月に配布)

・使い捨てマスク (約5,000万枚)

※12月以降、年度内に毎月約3,000万枚の規模で配布予定。

ウ 使い捨て手袋の使用を必須とする排泄介助等（保育所等における乳幼児のおむつ交換時の排便処理を含む。）のサービスを日常的に提供する社会福祉施設等への国からの支援

世界的な供給状況の逼迫等により地域によっては入手困難な使い捨て手袋について、今後のサービス提供に支障を及ぼさないよう、以下の数量の使い捨て手袋を都道府県・指定都市・中核市に配布を行い、適切な備蓄や社会福祉施設等への配布をお願いしている。

【配布状況】

(10月末から12月に配布)

・使い捨て手袋 (約5,000万双)

※12月以降、年度内に毎月約3,000万双～約5,000万双の規模で入手困難な地域に配布予定。

② 令和3年度における実施予定

上記①のア～ウについて、令和3年度は、次の通り実施を予定している。

ア 感染が発生した社会福祉施設等に対する防護具等の国からの支援
防護具等について、さらに不足が生じる場合、都道府県等からの要望に応じて追加送付の実施を予定している。

イ 全ての社会福祉施設等への使い捨てマスクの国からの支援
新型コロナウイルス感染症の流行状況を考慮しつつ、一般的な感染症流行期（秋季・冬季）に使い捨てマスクの配布を予定している。

ウ 使い捨て手袋の使用を必須とする排泄介助等のサービスを日常的に提供する社会福祉施設等への国からの支援

使い捨て手袋の需給状況等を勘案しつつ、入手困難な地域に毎月配布を予定している。

(5) 地域子ども・子育て支援事業におけるマスク購入等の感染拡大防止対策に係る支援について **(関連資料29参照)**

地域子ども・子育て支援事業において、感染症に対する強い体制を整え、感染症対策を徹底しつつ、事業を継続的に提供していくため、これまでも、感染防止用の備品購入費や職員が感染症対策の徹底を図りながら事業を継続的に実施していくために必要な経費等に対する補助を行ってきたところ。

今般の令和2年度第3次補正予算案（内閣府計上）においては、感染症の流行が続く中、切れ目のない支援を行うため、令和2年度第1次（内閣府計上）、2次（厚生労働省計上）補正予算に加え、

- ① 職員が感染症対策の徹底を図りながら業務を継続的に実施していくために必要な経費（かかり増し経費、研修受講等）
- ② 事業所等へのマスクや消毒液等の配布、感染防止用の備品購入を改めて補助することとしている。

この「かかり増し経費」の具体的な内容としては、職員が勤務時間外に消毒・清掃等を行った場合の超過勤務手当や休日勤務手当等の割増賃金や、通常想定していない感染症対策に関する業務の実施に伴う手当などに充当していただくことを想定している。

各自治体においては、支援を必要とするすべての事業所等へ支援が行き渡るよう、予算措置に御配慮いただきたい。

4. 令和2年人事院勧告に対する公定価格の対応について **(関連資料12参照)**

子ども・子育て支援新制度における公定価格では、「積み上げ方式」の下、人事院勧告に伴う国家公務員の給与の改定状況を反映して水準を見直してきた。

令和2年度においては、昨年10月の人事院勧告に伴い、国家公務員の給与について今年度から期末手当を0.05月分引き下げる改定がされたことを踏まえ、公定価格においても令和2年度分の単価からこの内容を反映することとしている。（保育士平均▲0.3%）

なお、公定価格に係る告示の改正は通常国会に提出される令和2年度補正予算案（第3号）の成立後に公布予定であるが、その適用開始月の取扱いについては、従来と同様の年度当初に遡る取扱いとはせず、改

定告示の公布日が属する月の翌月分(公布日が月初日の場合は当該月分)の公定価格からの適用とすることとし、適用月分以降の公定価格で年間の減額相当額の全額(0.05月分)をまとめて減額※することとしているのでご留意いただくとともに、都道府県におかれては管内市区町村に周知をお願いします。

※ 例えば、令和3年2月分の公定価格から適用する場合は、令和3年2月分及び3月分の公定価格からそれぞれ年間の減額相当額の半額(0.025月分)を減額

5. 認可外保育施設の質の確保・向上について

(関連資料13～18参照)

幼児教育・保育の無償化を契機に認可外保育施設の質の確保・向上を図ることが重要であり、認可外の居宅訪問型保育事業等に係る保育従事者の資格・研修要件の設定並びに集団指導の実施、立入調査の際の評価基準について施設類型に応じた基準の設定等の対応を行っている。

令和3年度予算案においても、

- ・ 認可保育所等への移行を希望する施設に対する運営費や改修費等の補助、
- ・ 指導監督基準の内容の説明や事故防止に向けた助言等を行う巡回支援指導員の配置支援、
- ・ 指導監督基準のうち設備基準を満たしていない施設に対して、認可基準を満たすための改修費等の支援

等に係る経費を計上している。

また、幼児教育・保育の無償化に係る給付事務の実施に当たり、市町村が、都道府県等有する認可外保育施設の情報を確認可能とする子ども・子育て支援情報公表システムを構築し、令和2年9月末に公開を開始している。

なお、令和2年度に入り、マッチングサイトを介したベビーシッター利用で、子どもへのわいせつ容疑でベビーシッターが逮捕される事案が相次いで発生したことを受け、

- ・ 「ベビーシッターなどを利用するときの留意点」の改訂、
- ・ 都道府県等に対して、マッチングサイトを利用する場合の事前の情報収集の徹底などを保護者に促すよう依頼、
- ・ マッチングサイト運営者への注意喚起、

を行った。

さらに、社会保障審議会児童部会子どもの預かりサービスの在り方に関する専門委員会において、ベビーシッターがわいせつ事案等を起こした場合の更なる対応について検討を進めている。

6. 令和3年度における社会保障（子ども・子育て支援）の充実等について

（1）令和3年度における社会保障（子ども・子育て支援）の充実等について

（関連資料19～22参照）

子ども・子育て支援の充実に関しては、「質の向上」及び「量的拡充」を実施するため、令和3年度の「社会保障の充実」に充てられる消費税増収分3.89兆円のうちの0.7兆円を充てることとしている。

また、消費税財源以外の財源で実施する「質の向上」としてはこれまで、保育士等の2%の処遇改善の実施について平成29年度から取り組んでおり、また、保育所等において非常勤栄養士の配置を促進するための加算の充実や、一時預かり事業を保育所以外で実施する施設の普及を促進するための事務経費に対する支援について令和2年度から取り組んでいるが、令和3年度においても引き続き実施していく。

これらにより必要となる地方負担については、地方財政措置が講じられるものであり、各地方自治体においても積極的な取組をお願いする。

また、平成29年12月8日に閣議決定された「新しい経済政策パッケージ」に基づき、消費税10%への引き上げによる財源を活用し、保育士の更なる処遇改善、幼児教育・保育の無償化等に取り組んでおり、令和3年度においても引き続き実施していく。

（2）病児保育事業の単価見直しについて

（関連資料23参照）

病児保育事業は、保育所等と同様、新型コロナウイルス感染症の影響化にあっても、地域において病児保育事業の提供体制を維持していくことが引き続き必要である。

このため、来年度から、新型コロナウイルス感染症の影響等を踏まえつつ、提供体制を安定的に確保するため、基本単価の比率の引き上げ等の単価見直しを行うこととしているところであり、各地方自治体においては、引き続き病児保育事業の提供体制を確保するため、予算措置等を講じていただくよう、お願いしたい。

7. 放課後児童対策について

(1) 「新・放課後子ども総合プラン」の推進について

放課後児童クラブの実施状況について、毎年5月1日現在（令和2年は7月1日現在）の状況を取りまとめているところであるが、令和2年においては登録児童数、クラブ数ともに増加し、過去最高値となった。

また、利用できなかった児童（待機児童）数は対前年2,266人減少し、15,995人（うち、小学1年生～3年生7,534人（前年比▲1,190人）、小学4年生～6年生8,461人（前年比▲1,076人））となった。

- | |
|--|
| 1. 登録児童数：前年比11,701人増加
1,299,307人（令和元年） → 1,311,008人（令和2年） |
| 2. 放課後児童クラブ数：前年比744か所増加
25,881か所（令和元年） → 26,625か所（令和2年） |
| 3. 放課後児童クラブの支援の単位数：前年比1,487支援の単位増加
33,090支援の単位（令和元年） → 34,577支援の単位（令和2年） |
| 4. 利用できなかった児童数：前年比2,266人減少
18,261人（令和元年） → 15,995人（令和2年）
うち、小学1年生～3年生：前年比1,190人減少
8,724人（令和元年） → 7,534人（令和2年）
小学4年生～6年生：前年比1,076人減少
9,537人（令和元年） → 8,461人（令和2年） |

次代を担う人材を育成し、加えて共働き家庭等が直面する「小1の壁」を解消する観点から、厚生労働省と文部科学省の連携のもと、平成30年9月に「新・放課後子ども総合プラン」を策定し、放課後児童クラブの待機児童の早期解消、放課後児童クラブと放課後子供教室の一体的な実施の推進等による全ての児童（小学校に就学している児童）の安全・安心な居場所の確保を図ることとしている。（関連資料24参照）

(ア) 国全体の目標達成に向けた整備について

「新・放課後子ども総合プラン」では、

- (i) 放課後児童クラブについて、2021年度末までに約25万人分を整備し、待機児童の解消を目指し、その後、女性就業率の更なる上昇に対応できる整備を行い、2019年度から2023年度までの5年間で約30万人分の整備を図る

- (ii) 全ての小学校区（約2万か所）で、放課後児童クラブ及び放課後子供教室を一体的に又は連携して実施し、うち一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室について、1万か所以上で実施することを目指す
- (iii) 新たに放課後児童クラブ又は放課後子供教室を整備等する場合には、学校施設を徹底的に活用することとし、新たに開設する放課後児童クラブの約80%を小学校内で実施することを目指す
- (iv) 放課後児童クラブは、単に保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童を授業の終了後に預かるだけではなく、児童が放課後児童支援員の助けを借りながら、基本的な生活習慣や異年齢児童等との交わり等を通じた社会性の習得、発達段階に応じた主体的な遊びや生活ができる「遊びの場」「生活の場」であり、子どもの主体性を尊重し、子どもの健全な育成を図る役割を負っているものであることを踏まえ、こうした放課後児童クラブの役割を徹底し、子どもの自主性、社会性等のより一層の向上を図る

こととしている。引き続き、市町村（特別区含む。以下同じ）においては子ども・子育て支援事業計画を踏まえつつ、放課後児童クラブのニーズに応じた受け皿整備を着実に進めていただきたい。

なお、「一体型」の取組を進めるため、総合教育会議の活用や関係者が参画する市町村毎または学校区毎の協議会の設置などにより、学校施設の徹底活用を進めていただきたい。

また、学校内で放課後児童クラブを実施する場合の、学校施設の管理運営に関する関係者の不安を払拭するため、学校、教育委員会、事業の実施主体等の間で取り決める協定書のひな形を作成し、令和元年7月4日付け事務連絡で周知しているので参考にされたい。加えて、「一体型」の取組を進めるにあたっては、小学校の余裕教室の改修、設備の整備・修繕及び備品の購入のための経費を放課後子ども環境整備事業において補助しているので、積極的にご活用いただきたい。

（関連資料25、26参照）

（イ）「一体型」の推進について

「一体型」の放課後児童クラブと放課後子供教室は、同一の小学校内等で両事業を実施することで、全ての児童の安全・安心な居場所が確保できること、また、共働き家庭等の児童を含めた全ての児童が放課後子供教室の活動プログラムに参加し、多様な体験ができること、さらに、地域のボランティア及び異年齢児との交流が図られることというメリットがある。

厚生労働省としては「新・放課後子ども総合プラン」において、2023年度末までに、1万か所の一体型事業の実施を目指している。同一学校内で両事業を実施する場合など、どのように共通プログラムを実施できるか検討いただき、できる部分から取り組んでいただきたい。

なお、「一体型」として実施する場合でも、両事業の機能を維持しながら取り組んでいただく必要があり、特に放課後児童クラブについては、児童が安心して生活できる場としての機能を十分に担保することが重要であるため、市町村が条例で定める基準を満たすことが必要である。

(2) 放課後児童対策関係予算の概要

令和3年度予算案については、「新・放課後子ども総合プラン」に基づき、2021年度末までに約25万人分の受け皿を整備し待機児童の解消を目指し、2023年度末までに計約30万人分の受け皿の整備を図るとともに、引き続き施設整備費の補助率の嵩上げを行う。

また、放課後の子どもの居場所の確保や、放課後児童クラブの育成支援の内容の質の向上や安全確保を図るため、放課後児童クラブを巡回するアドバイザーを市区町村等に配置する事業等の実施など、放課後児童対策を推進するために必要な予算を計上している。

(関連資料27～31参照)

① ソフト面（運営費）について

令和3年度予算案においては、「新・放課後子ども総合プラン」に基づき、138.6万人（令和2年度）→147.1万人（令和3年度）（+8.5万人）の受入児童数の拡大を予定している。

また、放課後児童クラブの育成支援の質の向上を図るため、令和3年度予算案において、

ア 遊びや生活の場の清掃、消毒等の運営に関わる業務、児童が宿題等に取り組むような促しや進捗管理のサポート等、育成支援の周辺業務を行う職員の配置に必要な経費に対する補助

イ 第三者評価を受審した場合に必要な費用に対する補助を創設することとしているので、積極的な事業実施をお願いしたい。

加えて、放課後児童健全育成事業の適切な運営を図るとともに育成支援の質の確保及び向上を図るためには、放課後児童支援員等の処遇改善に努めることが重要である。このため、

- ・ 平成26年度より、放課後児童支援員等の処遇の改善に取り組むとともに、18時半を超えて事業を行う者に対して賃金改善に必要

な経費を補助する放課後児童司絵人等処遇改善等事業や、

- ・ 平成29年度より、勤続年数や研修実績等に応じた賃金改善に必要な経費を補助する放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業

を実施している。当該事業は、実施率が低調なことから、各市町村におかれては積極的に活用いただき、放課後児童支援員等の処遇改善に取り組んでいただきたい。

② ハード面（整備費）について

令和3年度予算案の内容としては、

ア 昨今の資材費及び労務費の上昇傾向等を踏まえた国庫補助基準額の引上げ

イ 放課後児童クラブに待機児童が発生している場合等に、補助率の嵩上げを実施

○ 公立の場合の国庫補助率 1 / 3 → 2 / 3

○ 私立の場合の国庫補助率 2 / 9 → 1 / 2

を予定している。

③ 放課後児童対策の推進について

放課後児童対策の推進を図るため、児童館、公民館等の既存の社会資源の活用や、小規模・多機能による放課後の子どもの居場所の確保を促進するために必要な予算を計上している。

また、放課後児童クラブの育成支援の内容の質の向上や安全確保を図るため、放課後児童クラブを巡回するアドバイザーを市区町村等に配置する事業等を実施するために必要な予算を計上している。

④ 研修事業について

研修事業については、放課後児童支援員に係る都道府県認定資格研修を実施するために必要な経費の補助、及び放課後児童支援員等の質の向上のための現任研修を実施するために必要な経費の補助を引き続き計上している。

認定資格研修については、令和2年7月現在で、放課後児童支援員のうち当該研修を受講した者の割合は、90.4%であった。都道府県等におかれては、放課後児童支援員の質の確保の観点から多くの放課後児童支援員が研修受講できるよう、計画的な研修の実施に特段のご配慮をいただきたい。

なお、放課後児童クラブの運営費において、「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」第10条第3項各号のいずれかに該

当するものであって、令和5年3月31日までに認定資格研修を修了することを予定している者であれば放課後児童指導員としてみなすことができる。この場合、当該者の研修計画を放課後児童健全育成事業者等と相談しながら市町村が作成し、原則採用から1年以内に研修を修了させるよう努めることとしているため、都道府県等におかれては、当該者が早期に認定資格研修を受講できるよう機会の確保に努めていただきたい。

放課後児童支援員等資質向上研修事業については、平成27年3月にとりまとめられた「放課後児童クラブに従事する者の研修体系の整理－放課後児童クラブの質の向上のための研修企画検討会まとめ－」において、「放課後児童支援員等の資質の向上を図るためには、個々の職員の経験年数や保有資格、スキルに応じて、(略)計画的に育成していくシステムを構築していくことが必要」とされている。また、放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業のうち、経験年数が概ね5年以上の放課後児童支援員に対する支援については、一定の研修を修了した者が対象となっているため、地域における現任研修に積極的に取り組んでいただきたい。

⑤ 新型コロナウイルス感染拡大防止対策に係る支援について

放課後児童クラブにおける新型コロナウイルス感染拡大防止を図るため、令和2年度第3次補正予算案において、

ア 感染症に対する強い体制を整え、感染症対策を徹底しつつ、事業を継続的に提供していくため、職員が感染症対策の徹底を図りながら事業を継続的に実施していくために必要な経費（かかり増し経費、研修受講等）のほか、事業所等が配布する子ども用マスク、消毒液等の卸・販社からの一括購入等や事業所等の消毒に必要な経費を補助

イ 業務のICT化を推進するとともに、オンライン研修を行うために必要な経費を支援することとしている。

この、「かかり増し経費」の具体的な内容としては、職員が勤務時間外に消毒・清掃等を行った場合の超過勤務手当や休日勤務手当等の割増賃金や、通常想定していない感染症対策に関する業務の実施に伴う手当などに充当していただくことを想定している。

各市町村におかれては、支援を必要とするすべての放課後児童クラブへ支援が行き渡るよう、予算措置に御配慮いただきたい。

また、令和3年度予算案において、新型コロナウイルス感染症への対応として、

- ア 小学校の臨時休業等に伴う放課後児童クラブの対応にかかる財政支援
 - イ 放課後児童クラブの利用料にかかる財政支援
- を引き続き実施することとしているので、ご承知おき願いたい。

8. 児童虐待防止対策の強化について

(1) 児童相談所における児童福祉司の配置状況及び令和3年度の計画について (関連資料32参照)

児童相談所の体制強化については、平成30年12月に「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」(新プラン)を決定し、計画的な増員に取り組んできたが、今般、相談対応件数が増加している状況等を踏まえ、児童福祉司及び児童心理司の増員について、計画を1年前倒し、来年度までにプランで掲げている人員体制の確保を目指すこととした。

具体的には、令和3年度までに、児童福祉司は5,260人、児童心理司は2,150人となる体制を確保できるよう、必要な地方交付税措置が講じられる予定となっているほか、引き続き、自治体における採用活動等への支援に取り組むこととしている。

自治体の皆様におかれても、新プラン達成に向け、引き続きご協力をお願いする。

(2) 要保護児童等情報共有システムについて (関連資料33参照)

児童相談所・市区町村における情報共有や、転居ケース等における対応を効率的・効果的に行うために、今年度、国の予算において、全国統一の情報共有システムの開発を行っており、来年度より運用を開始することとしている。

全てのケースの情報を登録することは、入力業務等の外部委託を行ったとしても、一定の時間を要するものと考えられるが、まず、他の自治体に転居した事案のケース記録を転居先の自治体に情報提供することや、行方不明となった事案に関する全国の児童相談所への通知については、システムの運用開始とともに、全ての児童相談所において、システムを利用して対応していただきたい。これにより、転居事案については、より迅速かつ正確な情報提供が可能となり、行方不明事案の対応は、過去に通知された事案の検索が容易になるといった利点がある。

全国すべての都道府県で実施されることが、地域の穴がないシステムとして運用するために必要となることから、来年度当初からの対応を重

ねて願います。なお、来月（2月）、オンラインでのブロック別説明会を開催する予定としており、そうした場にも積極的に参加していただきたい。

（3）新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言等を踏まえた支援対象児童等への対応等について（関連資料34参照）

昨年4月7日に新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）に基づく緊急事態宣言が行われたことを踏まえ、同宣言に基づき緊急事態措置を実施すべき期間（同日から5月31日まで）において、「子どもの見守り強化アクションプラン」の実施について」（令和2年4月27日付け子発0427第3号厚生労働省子ども家庭局長通知）等を発出し、子どもの生活環境の変化に伴う支援対象児童等の状況の変化の把握に努めるとともに、必要な支援に取り組んでいただいたところ。今般、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、令和3年1月8日から2月7日までが緊急事態措置を実施すべき期間とされたことに伴い、「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言等を踏まえた支援対象児童等への対応等について」（令和3年1月8日付け事務連絡）を発出した。緊急事態措置を実施すべき区域内の自治体におかれては、当該内容に留意の上、支援が必要な子どもや家庭に遺漏なく対応していただくようお願いする。

（4）令和3年度予算案について（関連資料36参照）

令和3年度予算案においては、「児童虐待防止対策の抜本的強化」等を踏まえ、以下のとおり、児童虐待防止対策の総合的・抜本的強化策を迅速かつ協力で推進するための予算措置を行っているため、各都道府県等におかれては、積極的な取組をお願いしたい。

① 児童相談所の体制強化等

児童相談所における体制強化や職員の資質向上を図るため、令和3年度予算案では、

- 通信課程（1年）を活用した児童福祉司の任用資格の取得を支援する事業の創設
- 自治体が行う採用活動への支援について、今後、児童相談所を設置する予定の自治体を補助対象に加えるよう、事業を拡充すること
- オンラインによる研修の充実、児童相談所の指導的な立場の職員に対する各ブロック単位での研修の実施、人材育成のために他の自治体の児童相談所へ職員を派遣する取組に対して支援（広域的なマッチン

グ)を行う仕組みを構築するなど、研修事業を拡充することなどを盛り込んでいる。

このほか、令和2年度第三次補正予算案では、

- ICTの活用等による児童虐待・DV等の相談支援体制の強化
 - 児童相談所におけるSNSを活用した全国一元的な相談の受付体制（SNS版「189」）の構築
 - 児童相談所相談専用ダイヤルの無料化
- などを盛り込んでいる。

②一時保護に対する支援の充実

児童相談所における相談対応件数の増加に伴い、一時保護の件数も増加している状況を踏まえ、令和3年度予算案では、

- 児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設及び児童自立支援施設については、本体施設とは別に、一時保護の受入体制を整備した場合に事務費が加算されるが、これらの施設以外の施設（障害児入所施設等）についても同様に事務費が支弁できる仕組みの創設
 - 民間施設において一時保護の委託先となる施設整備を行う際の改修費の補助対象について、賃貸物件以外の物件の改修についても対象となるよう、事業を拡充すること
 - 保護者が新型コロナウイルスに感染し、入院した場合等において、濃厚接触者となった児童を医療機関で保護する際、医療機関に対して、一時保護委託手当の支弁を可能とする仕組みの創設
 - 乳児院への入所措置の場合に設けられている病虚弱等児童加算について、一時保護委託の際にも適用すること
- などを盛り込んでいる。

③ 地域における子どもの見守り体制の強化

新型コロナウイルス感染症の影響により、子どもの見守り機会が減少し、児童虐待のリスクが高まっていることから、令和2年度第三次補正予算案において、子ども食堂や子ども宅食を運営する民間団体等と連携して地域における見守り体制を強化する「支援対象児童等見守り強化事業」について、安定的実施に向け、引き続き財政支援を行う。令和3年度当初予算案においては、児童の安全確認等のための体制強化を図るため、児童相談所や市区町村に子どもの状況確認を行うための職員を配置するための補助を拡充する。また、児童虐待の早期発見・早期対応を一層推進するため、市区町村における地域とつながりのない未就園児等のある家庭等を訪問する取組に対する補助を行う。

④ 要保護児童等に関する情報共有システムの構築

児童相談所・市区町村における情報共有や、転居ケース等における対応を効率的・効果的に行うため、要保護児童等に関する情報共有システムの整備を進めることとしており、令和2年度第三次補正予算案において、自治体におけるシステム改修費等に対する補助を行うこととしている。また、令和3年度当初予算案においては、令和2年度において開発した全国統一の情報共有システムの運用・保守に係る経費を計上しているところである。

9. 社会的養育の充実について

(1) 都道府県社会的養育推進計画について

(関連資料35参照)

平成28年改正児童福祉法の理念のもと、「家庭養育優先原則」を徹底し、子どもの最善の利益を実現していくため、各都道府県等において、令和元年度末までに「都道府県社会的養育推進計画」を策定いただいたところである。

この計画は、

- ・ 全ての地域において、質の高い里親養育を実現するため、里親のリクルート及びアセスメント、里親登録前後及び委託後における里親に対する研修、子どもと里親とのマッチング、子どもの里親委託中における里親養育への支援、里親委託解除後における支援に至るまでの一連の業務（フォスタリング業務）を一貫して担う、包括的な実施体制を2020年までに構築すること
- ・ 乳児院や児童養護施設については、施設での養育を必要とするケアニーズの高い子どものための質の高い養育や、小規模かつ地域分散化の推進、里親や在宅家庭への支援等を行うなどの多機能化・機能転換を進めること
- ・ 一時保護について、子どもの権利擁護が図られ、安全・安心な環境で適切なケアが提供されることが重要であることから、一時保護の改革を行い、見直しや体制整備を図ること

など、在宅での支援から特別養子縁組、代替養育や自立支援などが網羅されたものとなっている。これらの項目全ては緊密につながっており、一体的かつ全体的な視点をしっかり持って進めていただきたい。

特に、里親等委託率の目標値や里親等委託推進に向けた取組内容等については、昨年8月に各都道府県等の策定状況をレーダーチャートに取りまとめて公表したところであるが、各都道府県等の里親等委託率の目

標値は、国で掲げる目標に近いものから、現状の水準にとどまるもので、依然として地域によるばらつきが見られる状況である。

このため、先般、各都道府県等に対して、里親等委託推進に向けた取組等について個別にヒアリングを実施し、国の財政面での支援の活用を含めた更なる取組をお願いしたところであるが、各都道府県等におかれては、今一度、児童福祉法における「家庭養育優先原則」の趣旨とこれを踏まえた国の数値目標、並びに本計画の意義を十分にご認識いただいたうえで、一層の取組をお願いしたい。

(2) 令和3年度予算案における社会的養育の推進関係事業等について (関連資料36、37参照)

令和3年度予算案においては、「都道府県社会的養育推進計画」に基づく各都道府県等の取組を支援するため、

- ① 令和6年度末までの期間に限り、目標の達成に向けて意欲的に取り組む自治体に対する里親養育包括支援（フォスタリング）事業の補助率の嵩上げ（1/2→2/3）などフォスタリング機関に対する支援の拡充
- ② 子どもの出自を知る権利に関する支援等に取り組む養子縁組民間あっせん機関に対する支援の拡充や、養親希望者の手数料負担の更なる軽減などの実施による特別養子縁組の推進
- ③ 児童養護施設等の小規模かつ地域分散化の施設整備費等の補助率の嵩上げ（1/2→2/3）や、地域小規模児童養護施設等の定員要件の緩和等の実施による児童養護施設等の小規模かつ地域分散化の推進
- ④ 里親支援専門相談員や心理療法担当職員の配置支援の拡充等の実施や、地域の要支援家庭等を一時的に入所又は通所させて支援を行う親子支援事業の創設など、児童養護施設等の地域支援の取組の強化
- ⑤ 児童養護施設等の退所者が適切に医療を受けるための医療連携に必要な費用の補助の支援の拡充や、退所者の法律相談に対応するための補助の創設など、自立に向けた継続的・包括的な支援体制の構築

などを計上している。各都道府県等におかれては、令和3年度予算案で拡充した内容も含め、国の財政面での支援を積極的に活用いただき、里親等委託推進をはじめとする「都道府県社会的養育推進計画」に基づく取組を一層強化していただくようお願いする。

10. ひとり親家庭等の自立支援及び困難な問題を抱える女性への支援等の推進について

(関連資料38、39参照)

ひとり親家庭を取り巻く状況については、平成28年度に実施した全国ひとり親世帯等調査の結果において、母子世帯の就業率は81.8%、父子世帯の就業率は85.4%と高い水準にあるが、特に母子世帯については雇用環境や所得状況が平成23年度の前回調査から改善しているものの、就業者のうち43.8%はパート・アルバイト等の不安定な就労形態にあり、平均年間就労収入(母自身の就労収入)は200万円、平均年間収入(母自身の収入)は243万円となっており、依然として厳しい状況にある。

このため、ひとり親家庭の支援については、「子供の貧困対策に関する大綱」(令和元年11月29日閣議決定)及び「母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本方針」(令和2年3月23日厚生労働省告示第78号)等に基づき、就業による自立に向けた就業支援を基本としつつ、子育て・生活支援、学習支援など総合的な支援施策を着実に進めることが重要である。

また、様々な困難な問題を抱える女性に対して、婦人相談所等で行う相談、保護、自立支援等の取組を推進するとともに、婦人保護事業の運用面の更なる改善に向けた取組の充実を図ることとしている。

(1) ひとり親家庭等の自立支援の推進について

令和3年度予算案においては、相談窓口のワンストップ化の推進、子どもの学習支援、居場所づくり、親の資格取得支援、養育費確保支援などの支援策を着実に実施するとともに、新たに以下の取組に必要な予算を確保している。

各自治体におかれては、ひとり親家庭の生活実態や支援ニーズを踏まえ、国庫補助金の活用も含め、支援施策の積極的な取組をお願いする。

① ひとり親家庭に対する相談支援体制強化事業について

ひとり親家庭の個々の状態に応じて適切な支援を提供できるよう、タブレット等を活用した相談対応ツールの整備など、母子・父子自立支援員等の専門性の向上を始めとした相談支援体制の強化を図る。

② ひとり親家庭住宅支援資金貸付について

ひとり親家庭の生活基盤の安定を図り、自立に向けた取組を促進するため、新たに住居費に係る貸付制度を創設する。

③ 母子家庭等就業・自立支援事業について

ひとり親家庭の親に対し心理面のアプローチも考慮した就業相談

を実施するため、母子家庭等就業・自立支援センターに認定心理士や産業カウンセラー等の心理カウンセラーを配置する。

④ 母子家庭等自立支援給付金事業について

高等職業訓練促進給付金について、准看護師養成機関を修了する者が、引き続き、看護師の資格を取得するために養成機関で修業する場合や4年以上の課程の履修が必要な養成機関で修学する場合には、4年間の支給を可能とする。

併せて、自立支援教育訓練給付金についても同様に4年間の支給を可能とする。

⑤ 養育費等支援事業について

SNSによるオンライン相談などアクセスしやすい多様な方法による相談支援を行うとともに、法的支援など専門的な相談支援体制の更なる充実・強化を図る。

⑥ 離婚前後親支援モデル事業について

公正証書等による債務名義の作成費補助や保証会社と養育費の保証契約を締結した際の保証料の補助など、地方自治体が先駆的に実施する取組に対する支援の充実を図る。

⑦ 社会保障・税番号制度に係る情報連携体制整備事業について

児童扶養手当制度におけるマイナンバーを活用した情報連携のため、都道府県等に対して、関連するシステムの改修を行うための費用の一部を補助する。

このほか、児童扶養手当について、本年3月分から、障害基礎年金等の受給者について併給調整の方法を見直すことにより、児童扶養手当の額が障害年金の子の加算部分の額を上回る場合、その差額を受給できるようにすることとしているので、見直し後の支給に当たっては、受給者への周知について、特段のご配慮をお願いする。

(2) 困難な問題を抱える女性への支援等の推進について

令和3年度予算案においては、婦人保護事業の運用面の更なる改善を推進するために必要な予算を盛り込んでいるので各都道府県等におかれては、地域の実情に応じた積極的な事業の実施をお願いする。

① 休日夜間電話相談事業について

DV被害、性暴力被害などの困難な問題を抱える女性からの相談については、相談者の状況によっては、深夜や祝日等に対応が必要となることから、婦人相談所の体制について、土日祝日を含め24時間対応が可能となるよう支援体制の強化を図る。

- ② 婦人相談所等職員への専門研修事業について
婦人相談員や一時保護所等職員が、入所者による携帯電話等通信機器の利用に際して、通信機器の性能や取扱いによって生じ得る危険性等について十分理解の上、対応するための研修に係る経費の拡充を図る。
- ③ 若年被害女性等支援事業について
平成30年度からモデル事業として実施してきた本事業について、相談支援体制や医療機関との連携等の強化、より安全・安心な居場所の提供に向けて、夜間の相談や見守り支援を行う体制整備等を図り、本格実施に移行する。
- ④ 困難な問題を抱える女性支援連携強化モデル事業について
試行的な取組として、婦人相談員を配置している市区単位で、婦人相談所等、都道府県の関係機関や市区の関係機関、民間団体の参画による横断的な連携・協働の下、困難な問題を抱える女性への支援を展開するためのネットワーク（協議会）の構築・運営への支援を行う。
- ⑤ 一時保護委託費の拡充について
民間支援団体への一時保護委託の積極的な活用を進めるため、同伴児童に対する教育のための環境整備や人身取引被害者への支援等に係る一時保護委託費の拡充を図る。

11. 母子保健対策の推進について

(1) 不妊症・不育症への支援について (関連資料40～42参照)

子どもを持ちたい人が、安心して産み育てられる社会の実現を目指して、

- ①不妊治療への経済的支援として保険適用までの間の現行の助成金の拡充
 - ②不育症検査費用の助成制度の創設
 - ③不妊症・不育症の方への相談支援等の充実
- 等の支援を行うこととしている。

①不妊治療への助成金の拡充について

「不妊に悩む方への特定治療支援事業」を拡充し、

- ・現行の夫婦合算730万円未満とする所得制限を撤廃
- ・助成額を1回15万円（初回のみ30万円）から1回30万円に引き上げ
- ・助成回数を生涯通算6回から、一子出産ごとに6回

（治療開始時に妻の年齢が40歳以上43歳未満の場合は3回）

- ・法律上の婚姻をしている夫婦に加え、事実婚の夫婦を対象とし、令和3年1月1日終了の治療から対象とすることとした。

この拡充に必要な予算については、令和2年度第三次補正予算案に計上し、安心こども基金を活用して実施することとしているので、各都道府県等におかれては、事務に遺漏のないようお願いしたい。

②不妊症検査費用助成の創設について

不妊症で悩まれている方々の子どもを産み育てたいという希望を叶えるため、関係省庁による「不妊症対策に関するプロジェクトチーム」が開催され、令和2年11月30日に検討報告が取りまとめられた。

その中で、経済的支援については、現在、研究段階にある不妊症検査（※例：流産検体の染色体検査）について、先進医療の仕組みの中で実施するものに対して一定の補助を行うとして、保険適用を目指した検査費用助成事業を創設する方針とされた。既に保険適用されている検査について保険診療として実施することを要件とし、対象となる不妊症検査を受けた場合に5万円を上限として助成を行う事業を実施するための予算を令和3年度予算案に計上した。各都道府県等におかれては、積極的な事業実施をお願いしたい。

③不妊症・不妊症への相談支援等の充実について

不妊症・不妊症患者への支援としては、経済的支援のみならず、相談支援等の拡充が求められているところである。このため、不妊専門相談センター事業の加算として不妊症・不妊症支援ネットワーク事業を創設し、

- ・ 不妊専門相談センターにおいて、医療機関、自治体、当事者団体等で構成される協議会の実施、
- ・ 不妊症・不妊症の心理社会的支援に係るカウンセラーの配置、
- ・ 当事者団体等によるピアサポート活動等への支援の実施

などを実施するための予算を令和3年度予算案に計上したところであり、各都道府県等におかれては、積極的な事業実施をお願いしたい。

また、上記の他、国において不妊治療等に関する広報啓発、ピアサポーター等の研修を実施することとしているので、ご承知おきいただきたい。

なお、不妊専門相談センターについては、令和2年8月1日時点で81箇所を設置にとどまっていることから、センター未設置の指定都市・中核市におかれては、設置に向けた積極的な検討をお願いしたい。また、指定都市や中核市が単独で実施することが難しい場合、都道府県と市による共同実施や複数の市による共同実施により協力・連携して実施する方法なども含め、設置に向けた検討をお願いしたい。

既に設置している都道府県等におかれては、開設時間の延長や開設日数の拡充を行うなど、相談窓口の利便性の向上や相談機能の強化について、積極的な取組をお願いしたい。

(2) 新型コロナウイルス感染症に対する妊産婦への支援について

(関連資料43参照)

新型コロナウイルス感染症の流行が続く中で、妊産婦は日常生活等が制約され、自身のみならず胎児・新生児の健康等について、強い不安を抱えて生活をしている状況にあり、メンタルヘルス上の影響が懸念されるなど、引き続き、妊産婦に対しては支援が必要な状況にある。このため、令和2年度第二次補正予算に引き続き、第三次補正予算案においても、新型コロナウイルス感染症の流行下における妊産婦への寄り添った支援を実施することとしている。

ただし、第三次補正予算案においては、一部事業の補助率を変更したほか、「不安を抱える妊婦への分娩前の検査」については、対象者を変更したのでご留意いただきたい。

また、幼児健康診査個別実施支援事業については、補助対象を1歳6か月児健診及び3歳児健診へと変更している。

産後ケア事業を行う施設における感染症防止対策に係る事業も引き続き実施する。

各自治体におかれては、地域の実情に合わせてご活用いただきたい。

(3) 産後ケア事業等について

①母子保健法の一部を改正する法律について (関連資料44、45参照)

「母子保健法の一部を改正する法律」(令和元年法律第69号)については、第200回国会にて成立し、令和元年12月6日に公布された。

本法律において、市町村は、

- ・ 出産後一年を経過しない女子及び乳児につき、産後ケア事業を行うよう努めなければならないこと、
- ・ 産後ケア事業を行うに当たっては、産後ケア事業の人員、設備及び運営に関する基準として厚生労働省令で定める基準に従って行わなければならないこと
- ・ 産後ケア事業の実施に当たっては、妊娠中から出産後に至る支援を切れ目なく行う観点から、母子健康包括支援センターその他の関係機関や、母子保健に関する他の事業等との連携を図ることにより、妊産婦及び乳児に対する支援の一体的な実施その他の措置を講ずるよう努めなければならないこと

が規定されている。

また、本法律は、令和3年4月1日から施行することとされている。

厚生労働省においては、本法律の施行に向けて、関係省令や産後ケア事業ガイドライン等も改正したので、各都道府県におかれてもご承知い

ただくとともに、管内市町村への周知をお願いしたい。

令和3年度予算案においては、2024（令和6）年度末までの産後ケア事業の全国展開に向けて、十分な予算を確保しているほか、次世代育成支援対策施設整備交付金においても、産後ケア事業を実施する施設に対する整備費の補助を計上しているため、積極的な活用をお願いしたい。

②産前・産後サポート事業（多胎妊産婦への支援、及び父親支援について） （関連資料46～48参照）

多胎妊産婦への支援として、令和2年度に、多胎児の育児経験者家族によるピアサポート事業や、多胎家庭等へ育児サポーターを派遣する多胎妊産婦サポーター等事業を創設した。

令和3年度予算案においては、多胎妊産婦サポーター等事業を市区町村の規模に応じた単価の拡充等を行った。

また、新型コロナウイルス感染症の影響による急激な環境の変化のため、家族との関わり方に対する不安や、男性の育児参加の促進に伴って生じる出産・子育てに関して悩む父親に対する支援のため、令和3年度予算案において、父親等による交流会を実施するピアサポート支援や、急激な環境の変化による父親の産後うつへの相談対応を実施するための費用の補助を創設した。

③多胎妊娠の妊婦健康診査支援事業 （関連資料49参照）

多胎児を妊娠した妊婦は、単胎妊娠の場合よりも頻回の妊婦健康診査受診が推奨され、受診に伴う経済的負担が大きくなることから、令和3年度予算案において、通常14回程度の妊婦健康診査よりも追加で受診する健康診査に係る費用の補助を創設した。

各市区町村においては、積極적으로ご活用いただきたい。

④産婦健康診査事業 （関連資料50参照）

産後2週間、産後1か月などの出産後間もない時期の産婦に対する健康診査（母体の身体的機能の回復、授乳状況及び精神状態の把握等）に係る補助事業を実施している。

令和3年度予算案においても、必要な件数を計上したところである。

なお、産婦健康診査事業の実施に当たっては、産後うつへの早期対応を行うため、産後ケア事業を実施することを要件としていることから、産後ケア事業とともに積極的な取り組みをお願いしたい。

⑤新生児聴覚検査の体制整備事業 （関連資料51、52参照）

聴覚障害は早期に発見され適切な支援が行われた場合は、聴覚障害に

よる音声言語発達等への影響が最小限に抑えられることから、その早期発見・早期療育が図られるよう、全ての新生児を対象として新生児聴覚検査を実施することが重要である。

しかしながら、平成30年度の母子保健課による調査結果では、検査の受診者数を把握している市区町村における検査の受診率は86.9%、公費負担を実施している市区町村は38.8%となっており、その取組は十分とはいえない結果となっている。

このような状況を踏まえ、令和3年度予算案では、都道府県における新生児聴覚検査結果の情報集約や医療機関・市町村への情報共有・指導等、難聴と診断された子を持つ親への相談支援や、産科医療機関等の検査状況・制度管理等の実施を支援するための補助を、引き続き、計上している。

各市町村におかれては、検査の実施、公費による負担への取組をお願いするとともに、各都道府県におかれては、関係者からなる協議会を設置するなど新生児聴覚検査体制整備事業を活用し、管内市区町村における新生児聴覚検査の実施体制の整備への支援に積極的に取り組まれるようお願いしたい。

(4) 子育て世代包括支援センターの体制の強化について

(関連資料53参照)

子育て世代包括支援センターでは、地域のつながりの希薄化等により、妊産婦等の孤立感や負担感が高まっている中、妊娠期から子育て期までの支援を切れ目なく提供するために相談支援等を行うこととしている。令和2年4月1日時点で1,288市区町村(2,052か所)に設置されており、令和2年度末までの全国展開を目指して整備を進めていくこととしている。

子育て世代包括支援センターの設置は、市町村の努力義務として母子保健法上、位置づけられているところである(法律上の名称は「母子健康包括支援センター」)。

各市町村におかれては、開設準備経費の補助や、市町村間での共同実施に係る補助の活用や、令和元年9月にお示しした子育て世代包括支援センター事例集を参照の上、地域の実情に応じた積極的な取組をお願いしたい。

また、令和3年度予算案においては、今般の新型コロナウイルス感染症の状況により、不安を抱える妊産婦や家庭がある中で、誰もがより安心・安全な子育て環境を整えるため、新型コロナウイルス感染症に不安を抱える妊産婦、特定妊婦や、産後うつ、障害がある方への対応といっ

た多様なニーズに対応できるよう、社会福祉士、精神保健福祉士や、その他の専門職を配置することで、相談支援の機能強化を図ることとしている。

各都道府県においても、管内市町村のセンター設置に向けた支援をお願いしたい。

(5) 予期せぬ妊娠等で悩む若年妊婦等への支援について

(関連資料54、55参照)

児童虐待による死亡事例については、専門委員会での検証によると、生後0日で子どもが亡くなった事案の要因は、大半が予期せぬ妊娠であり、予期せぬ妊娠に対する対応が0日児の死亡を防ぐことにつながると考えられる。

そのため、令和3年度予算案では、予期せぬ妊娠などにより、身体的、精神的な悩みや不安を抱えた若年妊婦等が、身近な地域で必要な支援を受けられるよう、若年妊婦等への支援に積極的で、機動力のあるNPO等による、SNS等やアウトリーチによる相談支援や、緊急一時的な居場所の確保などを実施するための費用を引き続き計上している。

また、当該若年妊婦等への支援については、NPO等による実施だけでなく、女性健康支援センターで実施することも可能であることから、様々な地域の実情に応じた支援の方法を検討いただき、当該補助を積極的にご活用いただきたい。

(6) 出生前遺伝学的検査(NIPT)について

(関連資料56～59参照)

NIPTについては、日本産科婦人科学会が策定した指針を受け、平成25)年度から関係学会等の連携の下、日本医学会の認定制度に基づき実施されてきた。

他方、ここ数年、認定施設以外の医療機関での検査が増加し、妊婦の不安や悩みに寄り添う適切なカウンセリングが行われていない等の問題が指摘されている。

こうした状況を踏まえ、NIPTの実施体制等の検討に資する必要なデータや事例の収集等を行い、その実態を把握・分析することを目的として、ワーキンググループを立ち上げ、令和元年10月より計4回の会議を開催、令和2年7月にとりまとめ報告を行った。

NIPTをはじめとした出生前検査についての検討を目的とし、令和2年10月に、厚生科学審議会科学技術部会下に専門委員会を設置し、現在議論を行っているところであるが、本専門委員会においては、出生前

検査について悩みや不安を持つ妊婦や家族をサポートするため、自治体における相談支援の充実が必要であると指摘されている。

このため、令和3年度予算案においては、女性健康支援センターの加算として、出生前遺伝学的検査（NIPT）を受けた妊婦等への相談支援体制の整備に係る補助の創設している。具体的には、NIPTにより、胎児が障害等を有する可能性が指摘された妊婦や家族に対し、疑問や不安への相談支援やを行うことや、子の出生後における生活のイメージを持っていただくことなどを目的として、障害福祉関係の機関等の紹介等を実施することや、NIPTに関する知識の習得や、関係機関との連携を行うために必要となる事務等を実施することにかかる経費の補助を行うこととしている。各都道府県等においては、積極的に活用いただきたい。

（7）母子保健施策を通じた児童虐待防止対策の推進について

（関連資料60～62参照）

児童虐待については、児童相談所への児童虐待相談対応件数が年々増加の一途をたどっており、重篤な児童虐待事件も後を絶たないなど依然として深刻な社会問題となっている。

令和元年6月26日には、「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」が交付されるなど児童虐待等への対応の充実が必要となっている。

これらの状況を踏まえ、令和元年8月1日付け子母0801第1号「乳幼児健康診査未受診者等に対する取組事例等の周知について」において、児童虐待防止に資する乳幼児健康診査の取組事例として、当省が実施した調査研究等のポイントや、自治体における取組事例を周知した。当通知でお示ししたとおり、未受診者等に対する取組については、定期的にフォローアップを行うこととしているので、引き続き対応をお願いしたい。

また、令和2年1月14日付け事務連絡「乳幼児健康診査未受診者等に対する取組事例等に関するフォローアップについて」において確認させていただいた取組状況については、現在、子ども子育て支援推進調査研究事業において内容を精査しているところであり、結果については改めて各自治体宛に連絡するので参考としていただきたい。

さらに、令和2年1月31日付け子発0131第7号「母子保健施策を通じた児童虐待防止対策の推進について」において、乳幼児健康診査未受診者等の発育状況等の適切な把握や、市町村職員の専門性の強化のための研修の実施について示しているところであり、引き続き、漏れることの

ないように御対応いただきたい。

児童虐待の防止については、これらの取組以外にも、母子保健部署と子育てに関わる様々な部署との連携がとても重要であることから、多機関での情報共有や支援体制の構築などの取組みを、より一層推進していただきたい。

- ・「母子保健施策を通じた児童虐待防止対策の推進について」（平成30年7月20日厚生労働省子ども家庭局母子保健課長通知）
- ・「乳幼児健康診査未受診者等に対する取組事例等の周知について」（令和元年8月1日厚生労働省子ども家庭局母子保健課長通知）
- ・「母子保健施策を通じた児童虐待防止対策の推進について」（令和2年1月31日厚生労働省子ども家庭局長通知）

（8）母子保健情報の利活用の推進について **（関連資料63参照）**

厚生労働省「データヘルス改革推進本部」事務局に設置された「自身のデータを日常生活改善等につなげるPHRの推進」プロジェクトチームにおいて、自らの健診・検診情報の利活用を推進することとしている。

母子保健法による妊産婦又は乳児若しくは幼児に対する健康診査に関する情報（特定個人情報番号86）についても、令和2年10月より情報連携の対象となっている。

各自治体においては、引き続き、データ標準レイアウトに基づき、マイナンバー制度における中間サーバーへの副本登録を進めていただきたい。

（9）成育基本法（略称）について **（関連資料64～67参照）**

「成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律」（平成30年法律第104号。以下「成育基本法」という。）は平成30年12月14日に公布され、令和元年12月1日に施行された。

本法は、子どもたちの健やかな成育を確保するため、

- ・成長過程を通じた切れ目ない支援
- ・科学的な知見に基づく適切な成育医療等の提供
- ・安心して子どもを産み育てることができる環境の整備

などを基本理念として、関係する施策を総合的に推進していくことを目的としている。

厚生労働省においては、本法律に基づき、成育医療等に従事する者や有識者から構成される成育医療等協議会の設置し、成育医療等基本方針の策定に向け、関係省庁と連携して検討を進めている。

本法律において、都道府県は、医療計画その他政令で定める計画を作成するに当たっては、成育過程にある者等に対する成育医療等の提供が確保されるよう適切な配慮するよう努めるものとされている。

各都道府県におかれては、上記の医療計画等を作成するに当たり、法の趣旨や今後策定する予定の成育医療等基本方針の記載内容を踏まえ、当該都道府県における成育医療等の提供に関する施策の内容等を記載するよう努めていただきたい。なお、成育過程にある者等に対する保健については、「健やか親子21（第2次）」に基づき、引き続き取組を推進していただきたい。

(10) CDR (Child Death Review) について （関連資料68参照）

予防のための子どもの死亡検証（Child Death Review（以下「CDR」という。））は、子どもが死亡した時に、複数の機関や専門家（医療機関、警察、消防、行政関係者等）が、子どもの既往歴や家族背景、死に至る直接の経緯等に関する様々な情報を収集し、死因の検証を行うことにより、効果的な予防対策を導き出し予防可能な子どもの死亡を減らすことを目的とするものである。

今般、成育基本法や、死因究明等推進法の成立を踏まえ、令和2年度に一部の都道府県で実施している予防のための子どもの死亡検証体制整備モデル事業について、令和3年度予算案においても、引き続き、モデル事業として試行的に実施するための予算として、13自治体程度分を計上している。

都道府県においては、趣旨をご理解いただき、積極的に実施を検討いただくようお願いする。

(連 絡 事 項)

1. 保育対策等の推進について

(1) 保育対策関連予算について

(関連資料69参照)

① 待機児童の解消等に向けた取組の推進

できるだけ早く待機児童の解消を目指すとともに、女性(25～44歳)の就業率の上昇に対応するため、「新子育て安心プラン」に基づき、保育所等の整備などを推進するとともに、保育を支える保育人材の確保のため、保育士・保育の現場の魅力発信や保育士の業務負担軽減等を実施する。

ア 保育の受け皿整備

602億円 (767億円)

「新子育て安心プラン」に基づき、令和6年度末までに約14万人分の保育の受け皿を確保するため、保育所等の整備などによる受入児童数の拡大を図る。

《令和3年度予算案等の主な内容》

○保育所等整備交付金

「新子育て安心プラン」に参加する自治体においても、補助率の嵩上げ(1/2→2/3)等を引き続き実施する。

○保育所等改修費等支援事業【拡充】

「新子育て安心プラン」に参加する自治体においても、補助率の嵩上げ(1/2→2/3)等を引き続き実施する。

賃貸物件を活用して保育所等を設置する場合の改修費等の補助について、ニーズに応じた受け皿整備や、地域偏在、保育環境の向上等を図るため、利用者の利便性向上のための改修や、よりよい保育の環境を整備するための改修等も補助対象に加える。

【令和2年度補正予算案】

317億円

保育の受け皿整備等を進めるため、保育所等の整備に必要な経費を補正計上。

- ◆ 安心こども基金における保育の受け皿整備事業の実施期限について、「新子育て安心プラン」に合わせ、令和6年度末まで延長する。
- ◆ 社会福祉施設職員等退職手当共済制度による保育所等に対する公費助成予算を延長する。(社会・援護局予算)

イ 保育人材確保のための総合的な対策 191億円（190億円）

《令和3年度予算案等の主な内容》

○保育士・保育の現場の魅力発信事業【新規】

保育現場で就業しやすくなるよう、保育士の専門的な保育技術を可視化するなどの保育の見える化を含め情報発信のプラットフォームの作成や保育体験イベントなど、様々な対象者に対する保育士・保育の現場の魅力発信を実施する。

また、保育士確保や定着、労働条件等の改善に配慮した取組等に関して、関係機関とも連携して、相談しやすい環境を整備する。

○若手保育士や保育事業者等への巡回支援事業【拡充】

保育士の業務負担の軽減・働き方の見直しを行い、魅力ある職場づくりを支援するため、社会保険労務士などが巡回し、保育所等を支援するとともに、魅力ある職場づくりを行う保育所等の啓発セミナー等を支援する。

○保育士宿舍借り上げ支援事業【見直し】

対象者の予見可能性を高めるために要件を見直すとともに、事業の対象となる者とならない者との公平性等に鑑み、対象期間の段階的な見直しを図る。

<見直し>

採用された日から起算して9年以内の常勤の保育士

※ 直近2か年の1月の職業安定所別の保育士の有効求人倍率が連続して2未満の場合は、採用日から5年以内

ただし、令和元年4月及び令和2年4月の待機児童数がいずれも50人以上の場合は、令和3年度に限り9年以内

※ 令和2年度に事業の対象だった者で引き続き令和3年度も事業の対象となる場合は、令和2年度の年数を適用

○保育補助者雇上強化事業【拡充】

保育士の業務負担軽減を図るため、補助者の勤務時間週30時間以下の要件を撤廃し、事業の促進を図る。

○保育士・保育所支援センター設置運営事業【拡充】

- ・ 現職保育士に対して、就業継続に向けた必要な相談支援を実施するとともに、保育士以外の保育補助者や保育支援

者のマッチングに係る経費を補助対象に加える。

- ・ 保育士・保育所支援センターと市町村がシルバー人材センターと合同で実施する就職相談会に係る経費を補助対象に加える。
- ・ 保育士・保育所支援センターの情報発信機能を強化し潜在保育士の掘り起こしを行うとともに、管内の保育所等を巡回して求人情報の収集やヒアリング等を実施しマッチング機能の向上を図る。

【令和2年度補正予算案】

○保育所等におけるICT化推進等事業 14億円

- ・ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、保育の周辺業務や補助業務に係るICT等を活用した業務システムの導入を支援するとともに、都道府県等で実施されている研修について、在宅等で受講できるよう、オンライン研修を行うために必要な教材作成経費等を支援する。
- ・ 都道府県が実施する保育士試験の申請手続や保育士資格の登録申請手続等について、オンラインによる手続を可能とするために必要なシステム改修費等を支援する。

○保育士修学資金貸付等事業【新規】 29億円

保育士資格の取得や再就職を目指す者等に対する修学資金等の貸付原資等を補助する。

ウ 多様な保育の充実 110億円(70億円)

《令和3年度予算案の主な内容》

○医療的ケア児保育支援モデル事業【拡充】

モデル事業として実施している医療的ケア児保育支援モデル事業を一般事業化するとともに、喀痰吸引等研修を受講した保育士が「医療的ケア児保育支援者」として管内保育所の巡回支援を行う場合、処遇改善を実施する。

○広域的保育所等利用事業【拡充】

- ・ 地域の実情に応じて保育需要のマッチングを行うため、送迎センターのか所数によらず、送迎バスの台数や保育士の配置に応じて加算できる仕組みとするとともに、こども送迎センター等事業を実施する委託事業者が損害保険等に加入した場合の保険料等を支援する。

- ・ 保育所等への送迎後の空き時間を有効活用できるよう、本事業をより有効に活用できるよう、保育所等への巡回以外の時間帯において、一時預かり事業等への巡回を可能とする。

○家庭支援推進保育事業【拡充】

特別な配慮が必要な児童（40%以上）のうち、外国籍の子どもが占める割合が特に高い保育所等（20%以上）について、加配保育士1名分を追加し、合計2名分の補助基準額を適用する。

【令和2年度補正予算案】

○保育環境改善等事業

117億円

令和2年度1次、2次補正に加え、職員が感染症対策の徹底を図りながら保育を継続的に実施していくために必要な経費（かかり増し経費）や、都道府県等が保育所等に配布するマスク等購入、保育所等の消毒に必要な経費を支援する。

エ 認可外保育施設の質の確保・向上

20億円（29億円）

認可外保育施設が遵守・留意すべき内容や重大事故防止に関する指導・助言を行う「巡回支援指導員」の地方自治体への配置や、必要な知識、技能の修得及び資質の確保のための研修の実施等、認可外保育施設の質の確保・向上に取り組む。

指導監督基準のうち、職員配置基準は満たしているが設備基準を満たしていない認可外保育施設に対して、認可保育所等の設備の基準を満たすために必要な改修費や移転費等を支援する。

② 子ども・子育て支援新制度の着実な実施 ※厚労省及び内閣府予算

「新子育て安心プラン」に基づき、保育の受け皿を整備するとともに、引き続き、すべての子ども・子育て家庭を対象に、市区町村が実施主体となり、幼児期の学校教育、地域の子ども・子育て支援の量的拡充及び質の向上等を図る。

ア 子どものための教育・保育給付

「新子育て安心プラン」に基づき、令和3年度から令和7年度までの各年度において所要の額を確保。

イ 地域子ども・子育て支援事業

○利用者支援事業（保育コンシェルジュ）

保護者に「寄り添う」の実施を促し、地域におけるミスマッチ解消を図るため、実施要件を緩和し、待機児童数が50人未満

である市町村でも「新子育て安心プラン」に参画すれば利用可能とする。

○病児保育事業

補助単価について、提供体制を安定的に確保するため利用児童数の変動によらない基本単価の引上げを図る。

また、令和2年度3次補正予算案により、病児保育事業所において、空き状況の見える化や予約・キャンセル等のICT化を行うために必要なシステムに係る導入費用の一部を補助する。

ウ 企業主導による多様な就労形態等に対応した多様な保育の推進
仕事と子育てとの両立に資する子ども・子育て支援の提供体制の充実を図るため、企業主導型の事業所内保育等の保育を支援する。

・企業主導型保育事業

休日や夜間の対応など企業の勤務時間に合わせた保育や、複数企業による共同利用などの柔軟で多様な保育の提供を可能とした施設を支援する。

・企業主導型ベビーシッター利用者支援事業

残業や夜勤等の多様な働き方をしている労働者が、ベビーシッター派遣サービスを利用しやすくなるよう支援する。

また、「新子育て安心プラン」に基づき、割引券の補助枚数を子ども1人につき1日1枚から2枚に引上げ。

・子ども・子育て支援に積極的な中小企業に対する助成事業

(仮称)【新規】

「新子育て安心プラン」に基づき、中小企業への支援策として、くるみん認定を活用し、育児休業等取得に積極的に取り組む中小企業に対する支援を行う。

(2) 待機児童数等調査(令和3年4月1日時点)について

「新子育て安心プラン」では、できるだけ早く待機児童の解消を目指すこととしているが、これは現行の「子育て安心プラン」の目標としている今年度末までの待機児童解消を先送りするものではなく、今後の女性就業率の上昇に対応するためのものである。

令和3年4月1日時点の待機児童数調査については、例年と同様、

令和3年4月中旬に調査票の発出（提出期限：5月末）を予定しているので、各市区町村におかれては、引き続き、保護者に「寄り添う支援」の実施等により保護者のニーズを丁寧に把握し、調査要領に沿って適切に調査票を記載の上、提出いただくようお願いする。

（3）人口減少地域等における保育提供体制の在り方の検討について

人口減少地域等における保育提供体制の在り方については、子ども・子育て支援新制度施行後5年の見直しに係る対応方針について（令和元年12月10日子ども・子育て会議）において、「離島・へき地を含む人口減少地域等における保育に関するニーズの見通しや取組事例を把握するための実態調査の実施など、その実態の把握や対応策として何が考えられるかの検討に着手すべき」とされていること等を踏まえ、今年度調査研究を行っているところ。

既に本調査研究の一環として、各自治体にアンケート調査を依頼したところであり、多くの自治体から回答をいただき感謝申し上げます。

人口減少のスピードや状況は地域においてそれぞれ状況が異なるところであり、今後とも地方自治体からのヒアリング等を通じながら施策の検討等を行っていきたいと考えており、引き続き協力をお願いしたい。

（4）災害発生時又は感染症流行時における保育所等の対応について

保育所等における非常時の臨時休園等の対応の実態と課題を把握するとともに、適切な対応を行うために求められる体制整備や取組、保育の実施主体である市町村の役割について整理を行い、示すことを目的として、令和元年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「保育所等における災害発生時又は感染症流行時の対応等に関する調査研究事業」を行い、令和2年3月に報告書等を取りまとめ、お示ししているところ。

報告書では、臨時休園における判断基準等を検討するに当たっての考え方や、代替保育について、事前に市区町村において決めておくべき事項等についてお示ししているところである。

なお、本報告書が対象とする自然災害や感染症とは、季節性の豪雨災害等の事前に予見可能性のあるものであり、地震や今般の新型コロナウイルス感染症等に必ずしも適用できるものではない点について御留意いただきたい。

新型コロナウイルス感染症等に関する臨時休園の考え方等については、既に発出している関連事務連絡等を参照されたい。

(5) 指定都市等が設置する保育所に対する指導監査の実施について

指定都市、中核市及び児童相談所設置市が設置する保育所に対する指導監査の実施主体に関する取扱いについては、「指定都市、中核市及び児童相談所設置市が設置する保育所に対する指導監査の実施主体について（周知）（令和2年10月30日付け子保発1030第1号）」及び「指定都市、中核市及び児童相談所設置市が設置する保育所に対する指導監査の実施に関する直近の対応について（令和2年10月30日付け子ども家庭局保育課事務連絡）」においてお示ししているとおり、従来、「指定都市等が設置者である公立の保育所の監査権限等については、指定都市等に移譲されておらず、都道府県が指導監査を行う仕組みとなっている」とお示ししていた経緯があるが、改めて精査したところ、本取扱いは誤りであったことから、令和2年10月に「指定都市、中核市及び児童相談所設置市が設置する保育所に対する指導監査については、当該指定都市等の長が自ら行うものである」ことを

- ・ 指定都市、中核市及び児童相談所設置市が設置する保育所に対する指導監査の実施主体について（周知）（令和2年10月30日付け子保発1030第1号）
- ・ 指定都市、中核市及び児童相談所設置市が設置する保育所に対する指導監査の実施に関する直近の対応について（令和2年10月30日付け子ども家庭局保育課事務連絡）

によりお示ししたところ。

保育施策の実施に混乱が生じたことに改めて深くお詫び申し上げます。

本年度の指定都市等が設置する保育所に対する指導監査の取扱いについては、上記事務連絡でお示ししたとおり、指定都市等の長が行うよう可能な限り対応いただくことが望ましいものの、遅くとも令和2年度中に実施体制を整えた上で令和3年度から実施するよう対応をお願いしているところ。

(6) 今年度実施している各種調査研究の検討状況等について

今年度において、次のような調査研究事業を実施しており、現在の状況及び今後の見通しについてはそれぞれ以下のとおりである。

① 人口減少地域等における保育に関するニーズや事業継続に向けた取組事例に関する調査研究

調査研究の趣旨等については1.(3)で示したとおりであるが、本調査研究は、Ⅰ：自治体へのアンケート調査、Ⅱ：自治体へのヒアリング調査、Ⅲ：研究会の開催で構成する予定であり、ⅡⅢにつ

いて、令和3年1月以降順次実施し、今年度中に一定の取りまとめを行う予定である。

既にⅠのアンケート調査については御協力いただいたところであるが、当該アンケート調査を踏まえ、今後ⅡⅢについても一部の市区町村に協力を依頼する予定であるため、その際は可能な範囲での御協力をお願いしたいと考えている。

② 外国籍等の子どもへの保育に関する調査研究

昨年度に実施した「保育所等における外国籍等の子ども・保護者への対応に関する調査研究事業」に引き続き、今年度についても外国籍等の子どもの保育に関する調査研究を実施しているところ。

昨年度の調査研究においては、主に外国籍等の外国にルーツを持つ子どもやその保護者に対応する上での基本的な考え方や自治体における具体的な取組事例について紹介することを目的として事例集を作成した。本年度の調査研究では、外国籍等の外国にルーツを持つ子どもの保育所への在籍状況を調査するとともに、在籍状況を踏まえた自治体や保育所の取組事例を調査するなど更に深掘りし、自治体・保育所における外国籍等の外国にルーツを持つ子どもへの支援に当たって、より具体的に参照できる成果物を今年度中に作成することを目指している。

既に令和2年末に各自治体と管下の保育所にアンケート調査を依頼し、多くの回答をいただいたところであり、御礼申し上げる。今後、アンケート調査の結果等を踏まえ、取組内容の詳細に関するヒアリング調査を実施する予定であることから、その際には各市区町村及び管下の保育所に対し、可能な範囲での御協力をお願いしたいと考えている。

③ 不適切保育に関する対応についての調査研究

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第9条の2においては、「児童福祉施設の職員は、入所中の児童に対し、（中略）当該児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない」との不適切保育や虐待を禁止する旨の規定が置かれているが、保育所内の不適切保育等の防止の取組や、保育所内で起こった不適切保育等への対応について、現在、国から自治体に対してマニュアル等を示したものはないことを踏まえ、Ⅰ：自治体へのアンケート調査、Ⅱ：自治体へのヒアリング調査、Ⅲ：研究会の開催を経て、今年度中に一定の取りまとめを行うこととしている。

既にⅠのアンケート調査については御協力いただいたところである

が、今後ⅡⅢについても一部の自治体に協力を依頼する予定であるため、その際は可能な範囲での御協力をお願いしたいと考えている。

④ 保育分野の業務負担軽減・業務の再構築のためのガイドラインに関する調査研究

「2040年を見据えた社会保障・働き方改革本部」（厚生労働省に設置。本部長は厚生労働大臣）における医療・福祉サービス改革プランにおいて、福祉分野における業務フローの分析を踏まえた業務の負担軽減と効率化に向けたガイドラインの作成、文書量削減に向けた取組等を行うこととしている。

保育士の業務の負担軽減や効率化には、保育の周辺業務（補助業務を含む。）にICT等のテクノロジーを活用すること、保育補助者や保育支援者の業務を明確化した上で人手を要する時間帯や繁忙期に活用すること、保育業務の書類様式の標準化・重複している内容を省略すること等により文書作成業務の省力化を図ることや、働き方の見直し・業務の再構築に取り組むことなどが有効であると考えられる。

このため、保育士の業務負担の軽減や業務の再構築に取り組んでいる好事例の収集・横展開を行うとともに、研修等で活用できるよう、保育施設において保育士の業務負担軽減や業務の再構築を行うために必要なガイドラインの作成を行っているところであり、今年度中に報告書を取りまとめることとしている。

（7）地方分権に係る地方からの提案等への対応方針について

令和元年の地方からの提案等に関する対応方針（令和元年12月23日閣議決定）において、主に以下の項目等が盛り込まれており、今後所要の対応を行うこととしている。

- ① 保育所等整備交付金、子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費国庫補助金及び保育対策総合支援事業費補助金の申請等に係る事務については、地方公共団体の事務負担の軽減を図るため、申請書類の簡素化やFAQの整備など必要な方策を検討し、令和2年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
- ② 施設型給付費等に係る処遇改善加算Ⅱの要件となっている研修の取扱いについては、事業者及び地方公共団体の事務負担の軽減を図る観点から、

- ・ 研修の実施方法については、eラーニング等による研修の実施が可能であることを明確化するとともに積極的な活用を促すため、地方公共団体に令和2年度中に通知する。
 - ・ 保育所及び地域型保育事業所（以下この事項において「保育所等」という。）が企画・実施する当該保育所等の職員等に対する研修（以下この事項において「園内研修」という。）については、保育所等が園内研修の認定申請に際し都道府県に提出する申請書の標準様式を新たに定めるとともに、園内研修の取扱い等の留意事項を明確化し、地方公共団体に令和2年度中に通知する。
 - ・ 保育士等が受講したキャリアアップ研修の修了証の効力については、研修の受講地域以外の他の都道府県においても効力を有する旨を、地方公共団体に令和2年度中に改めて通知する。
 - ・ 保育士以外の職員が受講することが望ましい研修分野については、受講科目を容易に選択できるよう整理を行い、地方公共団体に令和2年度中に通知する。
- ③ 保育士確保のため、離職等した保育士からの届出を努力義務化することにより、当該保育士の状況を都道府県等が把握できることとする制度の導入については、保育士不足の状況や保育士・保育所支援センター設置運営事業の活用状況、他業種における届出制度の効果等を踏まえ検討し、令和3年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

（8）保育所における自己評価ガイドラインの改訂について

（関連資料74参照）

「保育所における自己評価ガイドライン」（平成21年3月）については、保育所保育指針の改定等を踏まえ、平成30年5月より開催されている「保育所等における保育の質の確保・向上に関する検討会」において「保育の振り返りを通じた質の確保・向上」が具体的な検討課題の一つに挙げられたことを受け、同検討会の下に設置された作業チームにより見直しが行われ、令和元年5月に改訂版試案が公表された。

さらに、令和元年度8月より複数の保育所等の協力を得てこの試案に基づく試行検証を実施し、改訂版の内容を確定するとともに、保育現場での活用に資するようハンドブックを作成し、令和2年3月、「保育所における自己評価ガイドライン（2020年改訂版）」及び「保育をもっと楽しく 保育所における自己評価ガイドラインハンドブック」を公表した。

同ガイドラインの周知と保育所保育指針に基づく保育士及び保育所の自己評価の推進に向けて、令和2年11月に自治体担当者対象の説明会をオンライン配信したほか、令和3年2月には保育所の職員等を対象に研修会をライブ配信（計3回）する予定である。

(9) 子育て支援に要する費用に係る税制上の措置の創設について **(関連資料75参照)**

令和3年度税制改正において、国又は地方公共団体が行う保育その他の子育てに対する助成をする事業その他これに類する一定の助成をする事業により、これらの助成を受ける者の居宅において保育その他の日常生活を営むのに必要な便宜の供与を行う業務又は認可外保育施設その他の一定の施設の利用に要する費用に充てるため給付される金品については、所得税・個人住民税を課さないこととした。

詳細については、今後、別途通知する予定。

(10) 認可外保育施設の利用料に係る消費税の非課税措置について **(関連資料76参照)**

令和2年度税制改正において、1日当たり5人以下の乳幼児を保育する認可外保育施設のうち、都道府県知事等から指導監督基準を満たす旨の証明書の交付を受けた施設において行われる保育に係る利用料を非課税とすることとし、令和2年10月1日以後に行われる資産の譲渡等について適用している。

この非課税措置について、児童福祉法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設（複数の保育従事者を雇用している場合に限る。）において雇用される保育に従事する者（都道府県知事等が行う保育に従事者に関する研修を修了していない者に限り、保育士又は看護師若しくは准看護師の資格を有する者を除く。）について、新型コロナウイルス感染症の発生又はまん延に起因するやむを得ない理由により、当該研修の修了が困難であると都道府県知事等が認めるときは、当分の間、当該保育に従事する者を当該研修を修了したものであるとみなして、非課税措置の対象となる基準を満たすかどうかの判定を行うものとする経過措置が置かれていることに留意されたい。また、各都道府県等におかれは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況に留意しつつ、研修機会を確保できるよう努めていただきたい。

(11) 保育事故防止に係る安全対策の強化について

保育施設等における事故防止の取組を推進するため、これまで、内閣

府等とともに、死亡事故等の重大事故の予防や事故発生時の対応に関するガイドラインの作成及び周知を行ってきた。

このガイドラインの内容については、自治体担当者においても十分御理解いただき、各施設に対する必要な支援・助言等をお願いするとともに、各施設においても十分な理解が進み、必要な対応が行われるよう、改めて各施設に対する周知をお願いしたい。

また、特定教育・保育施設等において重大事故が発生した場合には、事故の再発防止のための事後的な検証に資するよう、施設・事業者から報告を求めるとともに、都道府県等を経由して国へ報告することとしており、改めてこの事故報告の仕組みについて各施設への周知をお願いしたい。

平成30年11月には、総務省行政評価局より当省及び内閣府に対し、「子育て支援に関する行政評価・監視」の結果に基づく勧告があり、保育施設等における重大事故対策や、それに関する監査の実施方法等に対して行政評価の視点から指摘があった。

これを受け、指導監督における調査内容に事故発生時に適切な救命処置が可能となるよう訓練を実施すること等について、指導監督基準等の改正を行い明示するとともに、立入調査の際の調査内容として位置づけた。また、事故発生時の都道府県等への報告状況についても、調査内容として位置づけたところであるが、その確認に当たっては、保険給付の請求に係る資料を確認することで、事故発生時の報告状況を把握する方法も考えられるため、参照されたい。

関連する予算としては、保育所等が遵守・留意すべき内容や死亡事故等の重大事故の防止に関する指導・助言を行う「巡回支援指導員」の配置に要する費用や、巡回支援指導員等に対して、遵守・留意すべき内容や重大事故防止に関して必要な知識、技能の修得、資質の確保のための研修を実施するための費用の一部を補助する事業を行っており、各地方自治体におかれては、本事業を活用し巡回支援指導員を積極的に配置するようお願いしたい。

なお、巡回支援指導員については、指導監督部門との十分な連携を図っていただくことにより、認可外保育施設に対する立入調査等の適切な実施につなげていただきたい。

また、令和3年度予算案において、睡眠中の重大事故が発生しやすい場面において、事故防止のために活用できる機器を購入した場合の経費の一部を補助する事業を計上するとともに、令和2年度第三次補正予算案において、認可外保育施設における保育記録の入力支援など、保育従事者の業務負担軽減につながる機器の導入に係る費用の一部を補助し、事故防止につなげる事業を計上している。

各自治体におかれては、これらの事業の積極的な活用により、事故防止に関する知識の普及やガイドラインの普及とともに、保育施設等への適切な指導・立入調査の実施、安全な保育環境の整備等に努めていただくようお願いしたい。

2. 児童健全育成対策等について

(1) 放課後児童クラブについて

① 認定資格研修講師養成研修の実施

「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」（以下「基準」という。）第10条において、放課後児童支援員となるためには、「都道府県知事等が行う研修」（認定資格研修）を修了しなければならないこととしている。

平成27年度から、この認定資格研修の講師となる者を養成するため、放課後児童クラブに放課後児童支援員として従事するために必要なアイデンティティ、役割及び育成支援の内容等の共通の理解とそれを実践する際の基本的な考え方や心得を共通の認識として持ち、講師としての一定の資質及び水準を確保することを目的として、厚生労働省主催の都道府県等認定資格研修講師養成研修を実施しており、令和3年度も引き続き本研修を実施することとしている。開催時期等、詳細が決まり次第お知らせするので、昨年度同様、自治体担当者を含め積極的な受講者の推薦をお願いしたい。

② 都道府県等認定資格研修の実施 （関連資料77参照）

認定資格研修は、放課後児童支援員として必要な知識及び技能を補完し、基準及び放課後児童クラブ運営指針（以下「運営指針」という。）に基づく放課後児童支援員としての役割及び育成支援の内容等についての共通の理解を得ることを目的として実施するものである。

認定資格研修は、放課後児童支援員という全国共通の認定資格を付与するための研修として位置づけられているものであるため、講義内容や担当する講師等に関して全国共通の一定程度の質が確保されることが必要である。また、研修科目の講師要件の中には、「放課後児童クラブにおいて、一定の知識、経験を有すると認められる放課後児童支援員等」を設けているが、当該都道府県等内で長年放課後児童クラブに従事してきた者が担当することで、その域内における人材育成にも寄与することを想定しているものであるため、こうした趣旨も踏まえて、委託先を選定する必要がある。

認定資格研修の受講希望者が多い自治体においては、受講人数枠及び研修回数を拡大するなど、地域の実情に応じた適切な研修実施に努めていただきたい。

③ 「放課後児童クラブ運営指針解説書」の活用

平成27年3月に策定した運営指針は、最低基準としてではなく、望ましい方向に導いていくための全国的な標準仕様としての性格を有するとともに、子どもの発達過程や家庭環境なども考慮して、異なる専門性を有して従事している放課後児童支援員等が、放課後児童クラブが果たす役割や機能を再確認し、子どもとどのような視点で関わることが求められるのかという共通の認識を得ていただくために策定したものである。

このため、運営指針の内容が広く事業者（運営主体）及び実践者に浸透し、その趣旨が正確に理解されるように、また、運営指針の基本的な考え方を踏まえた上で、放課後児童クラブの多様性を生かしつつ、放課後児童クラブにおける育成支援の一定水準以上の質の確保を図るために、厚生労働省において、「放課後児童クラブ運営指針解説書」を作成（平成29年3月31日）した。当該運営指針解説書を活用いただき放課後児童クラブの質の確保に努めていただきたい。

④ 放課後児童健全育成事業の事務手続に関する留意事項について

以下の2点について、「放課後児童健全育成事業の事務手続に関する留意事項について」（平成28年9月20日雇児総発0920第2号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知）を发出しているので、ご了解願いたい。

○ 優先利用の基本的考え方について

放課後児童健全育成事業の対象は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）上、保護者が労働等により昼間家庭にいない児童とされているが、その家庭の様態は多種多様であり、地域によっては、児童の受入れに当たって、優先順位を付けて受入れを実施しているところもある。

平成25年12月に取りまとめられた「社会保障審議会児童部会放課後児童クラブの基準に関する専門委員会報告書」（以下「専門委員会報告書」という。）において、市町村は、放課後児童健全育成事業の提供体制を整備する必要があるものの、利用ニーズの増加に対しては優先順位を付けて対応することも考えられ、優先的に受け入れるべき児童の考え方について国として例示を示すべき、とされた

ところである。

これらを踏まえ、放課後児童健全育成事業の優先利用に関する基本的考え方として、優先利用の対象として考えられる事項について例示すると次のとおりである。ただし、それぞれの事項については、適用される児童・保護者、状況、体制等が異なることが想定されるため、運用面の詳細を含め、実施主体である市町村において、それぞれ検討・運用する必要があることにご留意いただきたい。

- ・ ひとり親世帯
- ・ 生活保護世帯
- ・ 主として生計を維持する者の失業により、就労の必要性が高い場合
- ・ 虐待又はDVのおそれがあることに該当する場合など、社会的養護が必要な場合
- ・ 児童が障害を有する場合
- ・ 低学年の児童など、発達の程度の観点から配慮が必要と考えられる児童
- ・ 保護者が育児休業を終了した場合
- ・ 兄弟姉妹（多胎で生まれた者を含む。）についての同一の放課後児童クラブの利用を希望する場合
- ・ その他市町村が定める事由

○ 情報収集及び利用手続等について

放課後児童健全育成事業の利用手続については、現状では、利用申込先や利用決定機関が市町村である場合や各放課後児童クラブである場合など様々である。

子ども・子育て支援新制度では、市町村は、地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期等を記載した事業計画を定め、提供体制を計画的に確保することが求められており、市町村は、放課後児童健全育成事業等の実施状況や利用状況を把握することが必要となっている。

これを踏まえ、市町村が情報の収集を行い、利用のあっせん、調整及び事業者への要請を行うとした児童福祉法第21条の11の趣旨に基づき、利用申込み先及び利用決定機関については、可能な限り市町村とすることが考えられる。また、地域の実情に応じ市町村以外の者を利用申込み先及び利用決定機関とする場合についても、市町村が放課後児童クラブの利用申込や待機児童の状況等について随時報告を受ける等により、利用状況を把握し、利用のあっせん、調整及び事業者への要請を行うことができるような実施体制を構築する

ことが望ましいので、ご了解願いたい。

(2) 利用者支援事業について

① 利用者支援事業の運営について (関連資料79参照)

利用者支援事業は、保護者の身近な場所で、教育・保育・保健その他の子育て支援の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業である。

このうち、基本型は、地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、当事者目線の寄り添い型の支援を実施するものである。また、特定型は、待機児童等の解消を図るため、主として保育に関する施設や事業を円滑に利用できるよう支援を実施するものである。さらに、母子保健型は、保健師等の専門職が妊産婦等の状況を継続的に把握し、関係機関との連携や情報の共有化を図りながら、必要に応じて支援プランを策定するなど、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援を実施することとしている。

このため、「利用者支援事業の実施について」(平成27年5月21日付け府子本第83号・27文科初第270号・雇児発0521第1号内閣府子ども・子育て本部統括官、文部科学省初等中等教育局長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知)に基づき事業を実施する場合に、運営費や夜間・休日の時間外相談等の加算事業に対して補助を行っていることから、各自治体におかれては、本事業の積極的な実施をお願いしたい。

② 令和3年度予算案について (関連資料79参照)

利用者の視点に立った機能強化を推進するため、令和3年度予算案において、多機能型事業として、子育て家庭が身近な地域で安全にかつ安心して子育てができるよう、利用者支援事業を核とした多機能型地域子育て支援の新たな展開に向けた取組を進めることとしている。具体的には、基本型において、地域の支援員が各事業所等を巡回し、連携・協働の体制づくりや情報連携システムの構築等を行う場合の加算を新たに計上しており、積極的にご活用いただくようお願いしたい。

また、本事業の国庫負担割合を2/3に引き上げることとしている。

③ 整備費について

利用者支援事業の実施事業所の整備に対する支援は、

- ・「次世代育成支援対策施設整備交付金」(ハード交付金)
- ・「子ども・子育て支援交付金(開設準備経費)」(ソフト交付金)

にて実施しているところである。

「次世代育成支援対策施設整備交付金」については、公立施設や社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人、公益財団法人が設置する施設を対象としてきたが、平成29年度より多様な主体の参画による地域の支え合いの実現に向けて、その対象をNPO法人等が設置する施設まで拡充したところであるので、あらゆる地域資源の活用を積極的に進めていただきたい。

また、「子ども・子育て支援交付金（開設準備経費）」については、利用者支援事業を新たに開設する場合に必要な簡易な修繕や備品の購入にかかる支援に対して必要な予算を計上したところである。

各自治体におかれては、子育て親子の支援の推進のほか、空き店舗の活用等地域の活性化等にも寄与するため、各支援メニューを積極的にご活用いただくようお願いしたい。

（3）地域子育て支援拠点事業について

① 地域子育て支援拠点事業の運営について（関連資料80参照）

現在、少子化や核家族化の進行、地域社会の変化など、子どもや子育てをめぐる環境が大きく変化する中で、3歳未満児のいる家庭の約6～7割は在宅で子育てをしており、地域における子育て支援機能の充実や地域全体で子育て家庭を支える取組の推進が求められている。

地域子育て支援拠点事業は、公共施設、空き店舗、公民館、保育所等の児童福祉施設等の地域の身近な場所で、子育て家庭の親とその子ども（以下、「子育て親子」という。）が気軽に集い、交流や子育ての不安・悩みを相談できる場を設け、子育ての孤立感、負担感の解消を図るなど、地域における子育て支援の中核的機能として、その取組を推進してきたところである。

このため、「地域子育て支援拠点事業の実施について」（平成26年5月29日付け厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に基づき事業を実施する場合に、運営費や子育て支援活動の展開を図る取組（一時預かり事業等）、出張ひろば等の加算事業に対して補助を行っていることから、各自治体におかれては、本事業の積極的な実施をお願いしたい。

② 令和3年度予算案について（関連資料80参照）

地域子育て支援拠点事業の更なる機能強化を推進するため、令和3年度予算案において、両親共に参加しやすくなるよう休日に育児参加促進に関する講習会を実施した場合の加算事業を計上しており、積極的にご活用いただくようお願いしたい。

③ 整備費について

地域子育て支援拠点の整備に対する支援は、

- ・「次世代育成支援対策施設整備交付金」（ハード交付金）
- ・「子ども・子育て支援交付金（開設準備経費）」（ソフト交付金）
- ・「児童虐待・DV対策等総合支援事業」（ソフト交付金）

において実施しているところである。

「次世代育成支援対策施設整備交付金」については、公立施設や社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人、公益財団法人が設置する施設を対象としてきたが、平成29年度より多様な主体の参画による地域の支え合いの実現に向けて、その対象をNPO法人等が設置する施設まで拡大したところであるので、あらゆる地域資源の活用を積極的に進めていただきたい。

また、「子ども・子育て支援交付金（開設準備経費）」については、地域子育て支援拠点事業を新たに開設する場合に必要な簡易な修繕や備品の購入、及び開設前月分の賃借料にかかる支援に対して必要な予算を計上したところである。

さらに、「児童虐待・DV対策等総合支援事業」については、既に開設している地域子育て支援拠点事業を継続的に実施するために必要な簡易な修繕、備品の購入にかかる費用の支援に対して必要な予算を計上したところである。

各自治体におかれては、子育て親子の支援の推進のほか、空き店舗の活用等地域の活性化等にも寄与するため、各支援メニューを積極的にご活用いただくようお願いしたい。

④ 地域子育て支援拠点従事職員等資質向上研修事業について

（関連資料81参照）

地域子育て支援拠点事業の職員研修については、

- ・ 地域子育て支援拠点の管理者及び指導的立場の職員を対象とした実践的研修として「地域の人材による子育て支援活動強化研修」
【実施主体：国（※公募により民間団体に委託。令和2年度は、NPO法人子育てひろば全国連絡協議会が受託）】
- ・ 地域子育て支援拠点に新たに従事する者や経験年数が浅い職員を対象とした基礎的研修として「子育て支援員研修（地域子育て支援コース・地域子育て支援拠点事業）」
【実施主体：都道府県、市町村】
- ・ 地域子育て支援拠点の中堅職員に必要な知識・技能等の取得等資質の向上を図るための研修として「職員の資質向上・人材確保等研修事業（地域子育て支援拠点事業所職員等研修事業）」

【実施主体：都道府県、市町村】

の実施にかかる費用に対して必要な予算を計上しているため、経験年数等や求められる役割等に応じた職員の質の確保・向上を図るため、積極的に取り組んでいただくようお願いしたい。

(4) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）について

① 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）の実施について **（関連資料82参照）**

子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）は、乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者等を会員として、児童の預かりの援助を受けたい者と当該援助を行いたい者との相互援助活動に関する連絡、調整等を行うことにより、地域における育児の相互援助活動を推進するとともに、病児・病後児の預かり、早朝・夜間等の緊急時の預かりや、ひとり親家庭等の支援などの多様なニーズへの対応を図る事業である。

このため、「子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）の実施について」（平成26年5月29日付け雇児発0529第17号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に基づき事業を実施する場合に、運営費や土日実施等の加算事業に対して補助を行っていることから、各自治体におかれては、本事業の積極的な実施をお願いしたい。

② 令和3年度予算案について **（関連資料82参照）**

子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）の更なる機能強化を推進するため、令和3年度予算案において、提供会員の確保の促進や、安心して子どもの預かり等を実施するために地域子育て支援拠点等と連携を行った場合の加算事業を計上しており、各自治体におかれては、積極的にご活用いただくようお願いしたい。

なお、子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費において、提供会員等への講習経費やアドバイザー向け研修経費を助成対象とし、都道府県・市町村へ補助することとしているので、こちらも併せてご活用いただきたい。

③ 援助希望者及びアドバイザーの資質向上等について **（関連資料82参照）**

子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）の実施に当たっては、子ども・子育て支援交付金の対象か否かに関わら

ず、預かり中の子どもの安全確保のため、援助希望者の質の確保・向上を図るための取組等が適切に行われることが重要であることから、令和元年度より、会員の数に関わらず、事業の実施に当たり必要な基本的事項について、「子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）の適切な実施について」（令和元年9月20日付け子発0920第5号厚生労働省子ども家庭局長通知）において示していることから、事業の実施に当たってはご留意をお願いしたい。特に、預かり中の子どもの安全対策等のため、AEDの使用方法や心肺蘇生等の実習を含んだ緊急救命講習及び事故防止に関する講習について、援助を行う会員全員に対して必ず実施することとしている。また、これらの講習の少なくとも5年に1回のフォローアップ講習についても、援助を行う会員全員に対して必ず実施することとしていることから、適切な講習実施についてお願いしたい。

④ 事故報告等について

児童福祉法施行規則に基づき、市町村には、本事業に関わる事故の把握及び都道府県への報告が義務づけられていることから、引き続き、提供会員に事故発生時の速やかな報告を求める等の措置を講ずるようお願いする。なお、重大事故については、引き続き国への報告をお願いする。

また、児童福祉法施行規則において、市町村は、事故の発生又は再発防止に努める旨規定されていることから、報告のあった事故については、類似事故の再発防止のため、事案に応じて公表を行うとともに、事故が発生した要因や再発防止策等について、提供会員に情報提供するなどの対応をお願いする。

（5）児童厚生施設について

① 児童館の運営について

児童館については、地域における子どもの遊びの環境の充実と健全育成の推進を目的として、「児童館ガイドライン」（平成30年10月1日子発1001第1号）において、地域のニーズに応えるための基本的事項、望ましい方向性を提示している。

各都道府県等におかれては、本ガイドラインの趣旨を踏まえ、児童館の運営の向上に努めるとともに、遊び及び生活を通じて子どもの発達を促し、子育て支援活動等の役割が十分に発揮されるよう、管内市町村及び児童館関係者に対して周知を図られたい。

また、児童館ガイドラインにおいては、下記の通り具体的な活動内容

を示している。

＜児童館の活動内容＞

- ①遊びによる子どもの育成
- ②子どもの居場所の提供
- ③子どもが意見を述べる場の提供
- ④配慮を必要とする子どもへの対応
- ⑤子育て支援の実施
- ⑥地域の健全育成の環境づくり
- ⑦ボランティア等の育成と活動支援
- ⑧放課後児童クラブの実施と連携

子どもの健全育成を図る地域の中核的な活動拠点である児童館は、子ども・子育て支援新制度と相まって地域を支えていく社会資源として、大きな期待が寄せられているところである。

虐待の発生予防、地域の子育て支援、子どもの主体性を尊重した活動の支援、放課後児童クラブの実施など地域に根ざした取組を進め、子どもの健全な育成を地域ぐるみで取り組む中核施設としての役割を担っていただきたい。

特に、児童虐待の発生予防と早期発見は、子どもと子育て家庭が抱えている問題について早い段階から適切に対応していくことが求められるため、地域の関係機関等が連携する要保護児童対策地域協議会への児童館の参加が期待される所であり、各地域での児童館の積極的な参画が図られるようご配慮いただきたい。

さらに、放課後児童クラブに待機児童が生じていることに鑑み、特に高学年児童については、子どもの状況や保護者のニーズに応じて、放課後児童クラブに限らず、児童館も含めて子どもの放課後の居場所の確保を図っていただきたい。

② 子ども・子育て支援新制度等における児童館の活用について

ア 地域子育て支援拠点事業について

地域子育て支援拠点事業については、子育て中の親子の交流促進や育児相談等を実施し、子育ての孤立感、負担感の解消を図り、すべての子育て家庭を地域で支える取組として事業展開されている所であり、子ども・子育て支援新制度においても重要な事業として位置づけられており、このうち、「連携型」については、児童館等を主な実施場所としているので、児童館を活用した積極的な事業実施に努めていただきたい。

イ 利用者支援事業について

利用者支援事業については、子育て家庭にとって身近な場所で相談に応じ、その個別のニーズを把握して、適切な施設や事業等を円滑に利用できるよう支援することを内容としている所であり、

地域の子育て家庭のニーズを実際の施設や事業等の利用に結び付けるうえで、市町村子ども・子育て支援事業計画の策定と「車の両輪」となる極めて重要な事業である。

本事業の実施場所は「子ども及びその保護者の身近な場所」とされており、保護者等が日常的、継続的に利用できる敷居の低い場所が有効とされているので、その実施に際しては、児童館の積極的な活用をご検討いただきたい。

③ 児童館等に従事する者の人材育成について

ア 全国子どもの健全育成リーダー養成セミナーについて

厚生労働省では、児童館及び放課後児童クラブにおいて、社会的問題である児童虐待の発生予防と早期発見、地域の子育て支援、子どもの主体性を尊重した活動の支援などの取組を進め、地域で子どもの健全な育成や成長・発達を支えていくことができる人材の育成と専門性の向上を図ることを目的として、地域で子どもの健全育成に携わる指導者及び実践者や行政担当者等を対象とする「全国子どもの健全育成リーダー養成セミナー」を実施している。

本年度においては、令和3年1月31日(日)に開催することとしており、令和3年度においても同様に実施する予定である。詳細が決まり次第、追ってお知らせするので、各都道府県においては児童館、放課後児童クラブ等に周知していただきたい。

イ 児童厚生員等研修事業について

児童館は、総合的な放課後児童対策として子どもの健全育成上重要な役割を担っているため、都道府県及び市町村が児童厚生員（児童の遊びを指導する者）等の資質の向上を図るための研修の実施に必要な経費の補助を行っている。

児童館ガイドラインの普及啓発も含め、すべての子どもを対象とした遊び及び生活の援助と地域における子育て支援を担う人材の育成に寄与するよう、本事業の趣旨をご理解いただき、積極的な事業実施にご尽力いただきたい。

④ 社会保障審議会児童部会「遊びのプログラム等に関する専門委員会」について

社会保障審議会児童部会「遊びのプログラム等に関する専門委員会」（平成27年5月設置。以下「専門委員会」という。）では、15回にわたって、児童館等における遊びのプログラム等の普及啓発や開発についての検討、地域の児童館等の果たすべき機能及び役割の検討を行って

いる。

専門委員会における検討内容及び結果は、「遊びのプログラムの普及啓発と今後の児童館のあり方について」（平成30年9月20日）として報告書にまとめられている。（URL； <https://www.mhlw.go.jp/content/000359262.pdf>）

専門委員会は今後も継続し、本報告書で示された課題等も踏まえ、遊びのプログラム等の普及啓発や開発、今後の地域の児童館のあり方等について引き続き検討していく予定である。また、令和3年度予算案においても、引き続き「児童館等における遊びのプログラム等の開発・普及」に係る経費を計上し、これまでの成果を踏まえ、さらに各地域の児童館等での遊びのプログラム等の普及・浸透を図ることとしている。

⑤ 児童館における第三者評価基準ガイドラインについて

児童館における第三者評価基準ガイドラインについては「「福祉サービス第三者評価事業に関する指針について」の全部改正について」の一部改正について」（平成30年3月26日付け子発0326第10号、社援発0326第7号、老発0326第7号）並びに「児童館ガイドラインの改正について」（平成30年10月1日付け子発1001第1号）の内容を踏まえ、福祉サービス第三者評価事業の全国推進組織である全国社会福祉協議会に設けられた「福祉サービス質の向上推進委員会」で、見直しに向けた検討を行い、令和2年9月3日付けで改正を行ったところである。

各都道府県においては、本ガイドラインについて都道府県推進組織、貴管内市町村等の関係者に対する周知をお願いしたい。

（URL； <http://shakyo-hyouka.net/evaluation4/>）

⑥ 児童厚生施設にかかる財政支援について

ア 令和2年度第3次補正予算案について （関連資料78参照）

児童厚生施設において、感染症に対する強い体制を整え、感染症対策を徹底しつつ、事業を継続的に提供していくため、令和2年度第2次補正予算に加え、職員が感染症対策の徹底を図りながら事業を継続的に実施していくために必要な経費のほか、児童厚生施設が配布する子ども用マスク、消毒液等の卸・販社からの一括購入等や児童厚生施設の消毒に必要となる経費について、令和2年度第3次補正予算案に計上しているので、積極的な事業の活用をお願いしたい。

イ 民営児童館に対する財政支援措置について

「民間児童館活動事業」及び「児童福祉施設併設型民間児童館事業」に係る国庫補助金については、平成22年度税制改正による年少扶養控除の廃止等に伴う地方増収分について、国と地方の負担調整を行った結果、平成23年度末で一般財源化されたが、これらの事業に係る経費相当分については、基準財政需要額に算入することにより地方交付税措置を講じているので、各自治体におかれては、地域児童の健全育成を図るため、引き続き、民営児童館を活用した取組の実施に努めていただきたい。

(6) 児童委員・主任児童委員について

① 児童委員・主任児童委員の円滑な活動について

少子化や核家族化に伴う育児不安や子育ての孤立化、児童虐待、いじめ、少年非行、子どもの自殺や貧困等、子どもや家庭をめぐる課題が複雑かつ深刻化している。また、都市化に伴う地域のつながりの希薄化等が課題となっており、社会全体で子育て家庭を支援する必要性が高まっている。このような状況の中で、住民の立場に立ち、住民との信頼関係の中で子どもや子育て家庭への支援をボランティアとして行う児童委員・主任児童委員への期待は高まっているが、一方、児童委員・主任児童委員の活動について、地域住民や関係機関における理解・浸透が十分ではないことが課題となっている。

乳幼児のいる子育て中の親子への訪問支援、中・高校生の居場所づくりに配慮した活動など、児童委員・主任児童委員が地域の実情に即した様々な活動に取り組んでいただいていることを踏まえつつ、今後も地域における身近な相談役として活躍できるよう、各自治体におかれては、活動環境の整備について一層のご協力をお願いしたい。

なお、令和2年度「子ども・子育て支援推進調査研究事業」において、「地域における児童委員・主任児童委員の業務実態等に関する調査研究」を実施しており、本調査研究では、児童委員及び主任児童委員の実状や意識等について把握するとともに、特性や課題等を検証し、報告書を公表することとしており、各自治体におかれては、民生委員・児童委員に周知するとともに、児童委員・主任児童委員活動に活用いただきたい。

また、新型コロナウイルス感染症に伴う新たな支援の在り方も課題であり、「民生委員・児童委員における相談・支援等の活動」にあたっては、新型コロナウイルスによる感染の拡大防止の観点から、特に留意していただきたい点について、「民生委員・児童委員活動における新型コロナウイルス感染拡大防止等のための当面の留意点につい

て」(令和2年3月2日付事務連絡)を発出しているところであるが、新型コロナウイルスに関しては、日々状況が変化している現状を踏まえ、各自治体におかれては、地域の実情に応じた柔軟な活動ができるよう検討・配慮されるとともに、最新かつ正確な情報を保健所等の関係機関と十分連携しつつ収集し、これらの情報を民生委員・児童委員に提供されたい。

② 関係機関との連携について

児童委員の職務は、地域の実情の把握、地域での相談・支援活動の他、関係機関(市区町村、児童相談所、学校、保健所等)との連携、子どもの健全育成のための地域活動(児童館、子育てサークル、子ども会等)の援助・協力など、情報の共有を含めた地域との関係づくりが必要である。児童委員の中から指名される主任児童委員は、関係機関と区域担当の児童委員との連絡調整や援助・協力などの活動が求められている。児童相談所や学校等の関係機関と顔の見える関係をつくり、地域の子どもやその家庭の実情を把握することで、ひとり親家庭や多子世帯等の自立支援、児童虐待の発生予防・早期発見を図る上でも大きな役割を果たすことが期待されている。

特に、虐待を受けている子どもをはじめとする要支援児童等(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第25条の2第2項に規定する「支援対象児童等」をいう。以下同じ。)の早期発見や適切な支援・保護を図るためには、関係機関等がその子ども等に関する情報や考え方を共有し、適切な連携の下で対応していくことが重要であるため、要保護児童対策地域協議会の構成員として児童委員・主任児童委員の積極的な参加が求められる。児童委員・主任児童委員が要保護児童対策地域協議会の構成員となることで、児童福祉法第25条の5に基づく守秘義務が課せられ、支援対象児童等に関する情報の共有と支援方針に係る協議・対応の円滑化が期待できる。なお、児童福祉法第25条の3に基づく資料又は情報の提供や必要な協力は、個人情報保護法上の「法令に基づく場合」に該当し、法令違反には当たらないので留意されたい。

また、就学中の子どもに関しては、学校だけでは抱えきれない課題や問題が多く、学校に配置されるスクールソーシャルワーカーや養護教諭と児童委員・主任児童委員が連携することで、効果的な支援が期待できるため、行政において児童福祉部局、教育委員会及び学校等の関係機関との連携を強化し、児童委員・主任児童委員と学校関係者が協力・連携して子どもや子育て家庭への支援活動に積極的に取り組むことができる環境づくりに努めていただきたい。

各自治体におかれては、児童委員の職務が円滑・適切に遂行されるよう、児童福祉施策等に関する知識や対人援助技術等の習得、守秘義務の遵守及び違反した場合の罰則規定（児童福祉法第61条の3）に関すること、子ども家庭支援に関する関係機関との情報の交換・共有を含む役割や連携のあり方などをカリキュラムに盛り込んだ児童委員・主任児童委員向け研修を計画的に企画・実施していただくようお願いしたい。

（7）児童福祉週間について

① 趣旨について

子どもの健やかな成長、子どもや家庭を取り巻く環境について、国民全体で考えることを目的に、毎年5月5日の「こどもの日」から1週間を「児童福祉週間（5月5日～11日）」と定め、国、都道府県、市区町村等が連携して、各種事業及び行事を展開することにより、児童福祉の理念の一層の周知と子どもを取り巻く諸問題に対する社会的関心の喚起を図っている。

② 児童福祉週間の標語について

児童福祉週間の理念を広く啓発する標語の全国募集（令和2年9月1日～10月20日）に際しては、管内市区町村をはじめ広く周知いただく等ご協力いただき御礼申し上げます。当該期間中、3,550点の応募があり、選考の結果、次の作品を令和3年度の児童福祉週間の標語に決定した。

<令和3年度児童福祉週間標語>

あたたかい ことばがつなぐ ころのわ

（香川県 11歳）

この標語は、児童福祉週間の象徴として、広報・啓発ポスターや、厚生労働省のホームページ等で広く周知するとともに、管内市区町村への周知及び啓発事業、行事等に幅広くご活用いただき、児童福祉週間の趣旨等について普及をお願いしたい。

（8）児童福祉文化財について

① 推薦について

児童福祉文化財とは、子どもの道徳、情操等を向上させることや、

児童福祉に関する社会の責任を強調し、子どもの健全な育成に関する知識を広めること等に積極的な効果を持つものであって、社会保障審議会が絵本や児童図書等の出版物、演劇やミュージカルの舞台芸術、映画等の映像・メディア等の優れた作品の推薦を行っている。推薦は、昭和26年から毎年行われており、令和元年度には、出版物、舞台芸術、映像・メディア等の3分野で53作品が推薦された。

② 広報・啓発について

厚生労働省では、児童福祉文化財を毎年度「児童福祉文化財年報」にまとめ、その一覧をホームページに掲載しているほか、出版物については、前年度に推薦された作品を紹介する「子どもたちに読んでほしい本」と題した広報・啓発ポスター等を作成し、各都道府県等に通知している。令和3年度においても、子ども達が優良な出版物と出会う機会が得られるよう管内市区町村を通じて小・中学校、図書館、児童館等の児童福祉施設、放課後児童クラブ等に広く周知していただくようお願いしたい。

③ 文化芸術に関する施策の推進について

文化芸術基本法（平成13年法律第148号）により、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、政府は「文化芸術推進基本計画」（平成30年3月6日閣議決定）を定めた。文化芸術推進基本計画の期間は、2018年度から2022年度までの5年間（第1期）とし、4つの目標（「今後の文化芸術政策の目指すべき姿」）と6つの戦略（「今後5年間の文化芸術政策の基本的な方向性」）を定め、その中に、児童福祉文化財等が盛り込まれている。各地方公共団体においても、国の文化芸術推進基本計画を参酌して、地方文化芸術推進基本計画を定めるよう努めることとされていることから、地域の特性を活かした文化芸術推進に積極的に努められたい。

（9）地域子ども・子育て支援事業の相互連携・協力の推進について

我が国では、少子化の進行や人口減少が深刻さを増しており、これらの解決のためには、子育て家庭が身近な場所で、適切な支援を受けられる体制を作ることが必要となる。少子化社会対策大綱（令和2年5月29日閣議決定）においても、子育て家庭における様々なニーズに対応し、全ての子育て家庭が、それぞれが必要とする支援にアクセスでき、安心して子供を産み育てられる環境を整備することとされている。

これを踏まえ、子育て家庭が身近な地域で安全にかつ安心して子育て

ができるよう、利用者支援事業を核とした多機能型地域子育て支援の新たな展開に向け、取組を更に推進することとし、令和3年度においては、利用者支援事業の基本型の中で、地域の支援員が各事業所等を巡回し、連携・協働の体制づくりや情報連携システムの構築等への支援の創設等を行うこととしている。さらに、こうした取組を各市町村が、計画的かつ体系的に実施していくことが可能となるよう、子ども・子育て支援法に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画において定めるよう努めるべき任意的記載事項として、子ども・子育て支援の提供に係る機関の連携の推進に関する事項を追加することを、内閣府において検討しているところであり、ご了解願いたい。(子ども・子育て支援法改正法案に盛り込むことを検討中。)

(10) 地域共生社会について

(関連資料84参照)

地域共生社会の実現に向けては、地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律(令和2年法律第52号。以下「改正法」という。)による改正後の社会福祉法(昭和26年法律第45号)に基づき、現在社会・援護局を中心に、改正法による改正後の社会福祉法において創設された重層的支援体制整備事業の施行の準備等が進められている。

重層的支援体制整備事業は、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズにも対応する包括的な支援体制を構築するため、市町村において、介護、障害、子ども、生活困窮などの属性を問わない相談支援、参加支援及び地域づくりに向けた支援を一体的に実施することを目的としている。

子ども家庭局の事業で、重層的支援体制整備事業の対象となるものは、利用者支援事業及び地域子育て支援拠点事業であるが、重層的支援体制整備事業を行う市町村においては、円滑な施行にご協力いただきたい。

3. 児童福祉施設等の運営上の留意事項等について

(1) 児童福祉施設等の整備について

① 次世代育成支援対策施設整備交付金について

(関連資料85、86参照)

児童福祉施設等に係る施設整備については、次世代育成支援対策施設整備交付金により財政支援を行っており、令和3年度予算案では、児童養護施設等の小規模かつ地域分散化の推進(①補助率の嵩上げ(1/2→2/3)、②定期借地権設定のための一時金加算の創設)について拡充する予定である。

また、近年多発する自然災害を踏まえ、児童福祉施設等における防災・減災対策を推進していく必要があることから、次世代育成支援対策施設整備交付金において、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」（平成30年12月14日閣議決定）に基づき、児童福祉施設等の耐震化等の整備を推進してきたが、引き続き防災・減災対策を推進していくため、新たに「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」（令和2年12月11日閣議決定）が取りまとめられ、令和7年度まで5年間、児童福祉施設等の耐震化整備を含め、耐災害性強化のための整備を進めていく。

さらに、この「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」においては、近年台風や梅雨前線による水害が頻発していることから、水害による危険性が高い地域において、安全な避難を可能にするための施設整備について、推進することとしている。

各都道府県等におかれては、これらの補助制度を有効に活用し、児童福祉施設等の施設整備を推進するとともに、防災・減災対策を着実に進めて頂きたい。

なお、令和3年度の本交付金に係る協議等の手続については、追ってお知らせする。

② 児童福祉施設等の施設整備にかかる補助単価について

令和3年度における児童福祉施設等の施設整備にかかる補助単価については、昨今の資材費及び労務費の動向等を反映し、1.8%増の改定を行う予定（※）であるのでご了知いただくとともに、管内市町村への周知をお願いしたい。

※補助単価の改定を予定している施設整備事業

- ・ 次世代育成支援対策施設整備交付金
- ・ 保育所等整備交付金
- ・ 安心こども基金を活用した保育所緊急整備事業等
- ・ 子ども・子育て支援整備交付金（内閣府計上）

③ 独立行政法人福祉医療機構福祉貸付事業について

独立行政法人福祉医療機構における福祉貸付事業については、今年度実施している事業について、令和3年度も引き続き実施することを予定しているので、ご了知願いたい。

（貸付事業一覧）

- 新型コロナウイルス対応支援資金に係る融資条件の優遇措置
- 保育関連施設及び放課後児童クラブの整備に係る融資条件の優遇措置

- 「児童養護施設等の家庭的養護への転換」の対象となる整備に係る融資条件の優遇措置
- 児童養護施設等における小規模かつ地域分散化を図る整備に係る融資条件の優遇措置
- 母子生活支援施設の一時保護委託のための居室を本体整備と併せて行った場合に係る融資条件の優遇措置
- アスベスト対策事業に係る融資条件の優遇措置
- 社会福祉施設等の防災・減災等に係る整備事業の融資条件の優遇措置
- 自家発電設備等の導入工事に係る融資条件の優遇措置

④ 木材利用の促進及びCLTの活用について

国や地方自治体が整備する公共建築物については、「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」（平成22年法律第36号）に基づき、木材の利用の促進を図ることとされている。また、林業及び木材産業の成長産業化を推進し、地方の持続的な産業の育成と雇用の確保を図り、地方創生を実現すること等を目的に、CLT（Cross Laminated Timber：直交集成板）の公共建築物等への積極的な活用に向けて、CLT活用促進に関する関係省庁連絡会議を開催するなど、政府としてCLT活用促進のための取組を行っている。

児童福祉施設等の整備に当たっては、木材の持つ柔らかさ、暖かさを取り入れることにより、施設入所者や利用者に精神的なゆとりと安らぎを与えるなどの効果も期待できることから、「社会福祉施設等における木材の利用の促進及びCLTの活用について」（平成28年7月21日雇児発0721第17号・社援発0721第5号・障発0721第2号・老発0721第2号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、社会・援護局障害保健福祉部長、老健局長連名通知）等に基づき、木材の利用やCLTの積極的な活用について御配慮いただきたい。

⑤ しっくい塗りの活用について

平成31年版公共建築工事標準仕様書（建築工事編）（※）の「15章 左官工事」において、しっくい塗りに関する具体的な内容が盛り込まれており、児童福祉施設等の整備においても当該仕様の選定が可能となっているので、管内市区町村及び社会福祉法人等に対し周知をお願いする。

また、令和2年4月に、一般社団法人日本左官業組合連合会において、しっくいの魅力や性能等を紹介するしっくい専門のホームページ「しっくいWEB」が公開されるとともに、「しっくいまるわかり大辞典」

も同連合会から発刊されているので、ご活用いただきたい。

※ 国土交通省官庁営繕部及び地方整備局等営繕部が官庁施設の営繕を実施するための統一基準として制定したもの。

(国土交通省ホームページ)

https://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_seibi_h28hyoujyun.html

(しゅくいWEB) <https://sikkui.net/>

⑥ 社会福祉施設等に係るインフラ長寿命化計画（個別施設計画）の策定について

インフラ老朽化対策については、平成25年11月に策定された「インフラ長寿命化基本計画」（インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議決定。）において、今後、老朽化が進行した公共施設等が一斉に更新時期を迎えることが見込まれる中で、中長期的な維持管理・更新等に係るトータルコストの縮減や予算の平準化を図る方向性が打ち出された。

これを受け、厚生労働省では、施設の維持管理等を着実に推進するため、平成27年3月に「厚生労働省インフラ長寿命化計画（行動計画）」を策定し、さらに、「インフラ老朽化対策の今後の取組について」（平成29年3月23日インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議申合せ）により、令和2年度末までに「個別施設毎の長寿命化計画」（以下「個別施設計画」という。）の策定を推進することとしている。

また、「経済財政運営と改革の基本方針2018」（平成30年6月15日閣議決定）に定められた「新経済・財政再生計画」にのっとり改革を着実に推進するため、「新経済・財政再生計画 改革工程表2018」（平成30年12月20日経済財政諮問会議決定）では、個別施設計画の策定率を2020年度末までに100%とすることを掲げている。

厚生労働省では、令和元年12月に社会福祉施設等の長寿命化計画を策定する際の参考となる手引を作成し、通知（「社会福祉施設等に係るインフラ長寿命化計画（個別施設計画）策定のための手引」について（令和元年12月27日付け福祉部局連名通知））したところであるが、児童福祉施設等（公立）の「個別施設計画」の策定率は、令和2年3月末日時点で42%と低調な状況となっていることから、今年度内に策定率が100%となるよう、各地方公共団体において取り組まれることを願います。

また、中長期的な維持管理等に係るトータルコストの縮減及び予算の平準化を図りつつ、インフラの戦略的な維持管理・更新等を推進するため、施設の維持管理・更新費の算定等に関する調査研究を行い、

中長期的な施設の維持管理にかかる経費の試算方法をお示しする予定であるので、ご活用いただくとともに、都道府県におかれては、貴管内の市区町村(指定都市、中核市を除く)に周知されたい。

(2) 児童福祉施設等の安全の確保について

① 建築基準法に基づく建築物の定期報告制度について

建築基準法においては、一定の建築物、昇降機及び排煙設備等の建築設備について、利用者の安全・安心を確保する観点から、これらの建築物等の所有者・管理者に対し、専門技術を有する資格者に調査・検査をさせ、その結果を特定行政庁（建築主事を置いている地方公共団体）へ報告することを義務づけている（定期報告制度）。

この定期報告制度については、平成28年6月以降国が政令で定める施設が定期報告の対象となり、児童福祉施設等では、以下の施設が報告対象となっているので、ご了知いただくとともに、報告先となる地方公共団体の建築部局から、報告対象となる施設の所在地や所有者等に関する情報を求められた場合には、適宜協力いただきたい。また、当該施設の設置者等に対して、建築基準法に基づく定期報告の実施を徹底するよう周知していただきたい。

※児童福祉施設等のうち報告対象となっている施設

助産施設及び乳児院のうち、以下のいずれかに該当するものを建築基準法施行令（委任告示を含む）で報告対象として指定。

(ア) 当該用途（100㎡超の部分）が3階以上の階にある場合

(イ) 2階にある当該用途の床面積が300㎡以上の場合

(ウ) 当該用途（100㎡超の部分）が地階にある場合

なお、施行令で指定していない規模であっても、地方公共団体が上乘せの基準で指定することが可能。報告の頻度は、半年～3年の間で、各地方公共団体が定めることとなっている。

② 社会福祉施設の防火対策の取り組み

社会福祉施設の防火対策については、入所者の安全確保の観点から、「社会福祉施設における防火安全対策の強化について」（昭和62年9月18日社施第107号社会局長、児童家庭局長連名通知）等の趣旨を踏まえ、管内社会福祉施設に対し指導をお願いしているところである。施設の運営上、入所者の安全確保は最重要課題であることを再認識いただき、スプリンクラー及び屋内消火栓設備の整備、夜間防火管理体制の整備など、施設における具体的・効果的な防災対策に万全を期すよ

う管内社会福祉施設に対する指導の一層の徹底に努められたい。

なお、乳児院については、消防法関係法令の改正により、平成27年4月1日（既存の施設にあっては平成30年4月1日）からスプリンクラー設備の設置及び自動火災報知設備の感知器の作動と連動した火災通報装置の設置が義務づけられたところであり、指導の徹底に努めていただくようお願いする。

③ 社会福祉施設等におけるアスベスト対策について

社会福祉施設等における吹付けアスベスト対策については、「社会福祉施設等における吹付けアスベスト（石綿）等使用実態調査の結果の公表及び今後の対応について」（平成20年9月11日雇児発第0911001号・社援発第0911001号・障発第0911001号・老発第0911001号、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、社会・援護局障害保健福祉部長、老健局長連名通知）などにより、従来から適切な対応をお願いしてきたところであるが、総務省行政評価局から、厚生労働省を含む関係省庁に対し、「アスベスト対策に関する行政評価・監視－飛散・ばく露防止対策を中心として－」の結果に基づく勧告が行われたところである。

当該勧告を踏まえ、「吹付けアスベスト等の使用実態の的確な把握及び除去等の推進並びにアスベスト含有保温材等に関する注意喚起について」（平成28年9月30日雇児発0930第1号・社援発0930第11号・障発0930第1号・老発0930第12号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、社会・援護局障害保健福祉部長、老健局長連名通知）により、吹付けアスベスト等の使用実態の的確な把握及び除去等の推進並びにアスベスト含有保温材等に関する注意喚起をしているところであるが、通知発出後もアスベストが使用されている児童福祉施設等において不適切な工事が行われた事例が見受けられた。このため、令和元年8月に児童福祉施設等の整備におけるアスベスト対策の徹底について事務連絡を発出し、児童福祉施設等の改築や大規模修繕等の工事を行う際には、上記通知の内容に加え、

- ・ 工事着工前の石綿障害予防規則等の法令に基づく措置状況の確認
- ・ 児童が施設を利用していない時間帯での工事の徹底

などの必要なアスベスト対策について改めて万全を期すよう依頼したところであるため、児童福祉施設等の管理者等に周知するとともに、適切な対処について指導方をお願いする。

また、児童福祉施設等の吹付けアスベスト等の除去等に要する費用については、次世代育成支援対策施設整備交付金（民間保育所等については保育所等整備交付金）の交付対象となっていることから、これ

らの補助制度を積極的に活用し、吹付けアスベスト等の除去等の早期処理に努めるよう指導をお願いする。

④ 児童福祉施設等に設置している遊具の安全確保について

児童福祉施設等に設置している遊具については、「児童福祉施設等に設置している遊具の安全確保について」（平成20年8月29日雇児総発第0829002号、障障発第0829001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長連名通知）により対応をお願いしているところである。この中で、児童福祉施設等においても参考とすることとしている、「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」については、子どもの遊びや遊具の安全性・事故等に関する基本的な内容を示したものであり、平成26年6月30日に改訂第2版が策定されているので、当該指針を参考に、遊具の事故防止対策に活用していただくよう周知をお願いする。

⑤ 児童福祉施設等における埋設ガス管等の耐震化の推進について

現在、児童福祉施設等の敷地内に埋設されているガス管の中には鋼製のものが残存しており、年数の経過や土壌環境等に伴い、腐食が進行していることが推測されるところ。

このような腐食したガス管については、強い地震の影響により、継手部分（ねじ継手）が緩んだり、その他の腐食した部分が折れたりして、ガスの漏えいによる火災や爆発が生じる恐れがあるが、ガス事業者から経済産業省への報告によると、現時点においても、未だ古い埋設ガス管が残存している施設もあり、ガス漏えいリスクを回避できていない状況にある。

については、当該児童福祉施設等において劣化した鋼製のガス管をポリエチレン管等のガス管に更新し、埋設ガス管の耐震化を推進していただくよう、管内市町村及び関係施設等に対し、周知いただくようお願いする。

なお、平成28年熊本地震においても、古い埋設ガス管で亀裂・折損等によるガス漏れが185箇所発生したのに対し、ポリエチレン管に交換された埋設ガス管は一切被害を受けず、ポリエチレン管の耐震性能が実証されたところである。

《参照通知》

- ・ 児童福祉施設等における埋設ガス管等の耐震化の推進について（依頼）（平成30年2月7日厚生労働省子ども家庭局子育て支援課、経済産業省産業保安グループガス安全室）

⑥ 児童福祉施設等における児童の安全確保について

児童福祉施設等における児童の安全確保については、従来より種々ご尽力いただいているところであるが、各都道府県等におかれては、事件・事故の発生の予防や発生した場合の迅速、的確な対応が図られるよう、引き続き市町村及び児童福祉施設等に対する指導をお願いしたい。

また、児童福祉施設等においては、日頃からの職員の協力連携体制は勿論のこと、保護者を含む地域との協力体制を確立することが重要であり、地域全体の協力による児童福祉施設等における児童の安全確保に努めるとともに、令和3年度予算案においても、引き続き、児童養護施設等の防犯対策の強化を早急に図るため、次世代育成支援対策施設整備交付金や保育所等整備交付金等において、門、フェンス等の外構の設置・修繕や非常通報装置・防犯カメラの設置等に係る費用の一部を支援対象としているところであり、本交付金の積極的な活用をお願いする。

《参照通知等》

- ・「社会福祉施設等における防犯に係る安全の確保について」（平成28年9月15日雇児総発0915第1号・社援基発0915第1号・障障発0915第1号・老高発0915第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長、老健局高齢者支援課長連名通知）
- ・「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドラインについて」（平成28年3月31日府子本第192号、27文科初第1789号、雇児保発0331第3号内閣府子ども・子育て本部参事官、文部科学省初等中等教育局幼児教育課長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長連名通知）
- ・「教育・保育施設等においてプール活動・水遊びを行う場合の事故の防止について」（令和2年6月12日府子本第659号、2初幼教第10号、子少発0612第1号、子保発0612第1号内閣府子ども・子育て本部参事官（子ども・子育て支援担当）、内閣府子ども・子育て本部参事官（認定こども園担当）、文部科学省初等中等教育局幼児教育課長、スポーツ庁政策課学校体育室長、厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室長、厚生労働省子ども家庭局保育課長連名通知）
- ・「児童福祉施設等においてプール活動・水遊びを行う場合の事故の防止について」（平成26年6月20日雇児総発0620第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知）
- ・「児童福祉施設等における児童の安全の確保について」（平成13

年6月15日雇児総発第402号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知)

(3) 児童福祉施設等の防災・減災対策について

① 児童福祉施設等の耐震化の推進について

児童福祉施設等の耐震化状況については、平成30年9月に公表した「社会福祉施設等の耐震化状況調査」の結果によれば、平成29年3月時点の耐震化率88.8%（5.7万棟／6.4万棟）であり、未だ耐震化されていない施設が見受けられる。特に、自力避難が困難な乳幼児等の利用する施設など、子どもの安全を確保する観点からできる限り早期に全ての施設の耐震化を完了する必要がある。

前述のとおり、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」において、社会福祉施設等の耐震化を着実に推進していくことが掲げられるなど、今後、想定される南海トラフ地震等に備え、引き続き、未耐震施設の耐震化整備を早急に進めていくことが喫緊の課題となっている。

各都道府県等におかれては、耐震化が図られていない児童福祉施設等に対し、次世代育成支援対策施設整備交付金、保育所等整備交付金等の活用や融資制度等の情報提供、助言を行うなど、対策の推進をお願いする。

② 児童福祉施設等における防災対策について

児童福祉施設等における地震防災対策については、「社会福祉施設における地震防災応急計画の作成について」（昭和55年1月6日社施第5号社会局施設課長、児童家庭局企画課長連名通知）により、地震防災応急計画の作成などをお願いしている。各都道府県等におかれては、引き続き、児童福祉施設等における地震防災対策の推進について特段の指導をお願いしたい。

また、近年、特に梅雨前線や台風に伴う浸水害や土砂災害等の災害は毎年の様に発生しており、令和2年7月豪雨では高齢者施設において14名の死者が出る浸水被害が発生している。児童福祉施設等は、乳幼児など災害時に特に配慮を要する者が入所（利用）していることから、各種災害に備えた十分な防災対策を講じる必要がある。

このため、利用児童等の安全を確保するため、「児童福祉施設等における利用者の安全確保及び非常災害時の体制整備の強化・徹底について」（平成28年9月9日雇児総発0909第2号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知）により、特に留意すべき事項をとりまとめ

ているので、管内市町村及び社会福祉法人等に対し、周知をお願いするとともに、「児童福祉施設等における非常災害対策計画の作成及び避難訓練の実施状況の点検及び指導・助言について」（令和2年7月27日子保発0727第1号、子子発0727第1号、子家発0727第1号、子母発0727第1号厚生労働省子ども家庭局保育課長、子育て支援課長、家庭福祉課長、母子保健課長通知）により、都道府県、市町村においては、非常災害対策計画の策定状況、避難訓練の実施状況に関し、改めて確認いただき、必要な指導・助言をいただくようお願いする。

さらに、児童福祉施設等においては、災害時にあっても最低限のサービス提供が行えるよう、事業継続に必要な事項を定める「事業継続計画（BCP）」を作成することが重要である。福祉施設におけるBCPの作成が進んでいないことから、各施設において作成の推進を図っていただくため、「社会福祉施設等における事業継続計画（BCP）の策定について（依頼）」（令和2年6月15日社会・援護局福祉基盤課事務連絡）を発出し、事業継続計画様式及び事業継続計画様式解説集をお示ししているので、管内の市町村及び児童福祉施設等に対して周知されるとともに、作成の推進をお願いする。

③ 土砂災害のおそれのある箇所に立地する児童福祉施設等に係る土砂災害対策における連携の強化について

土砂災害のおそれのある箇所に立地する児童福祉施設等に係る土砂災害対策については、「土砂災害のおそれのある箇所に立地する『主として防災上の配慮を要する者が利用する施設』に係る土砂災害対策における連携の強化について」（平成27年8月20日27文施企第19号・科発0820第1号・国水砂第44号、文部科学省・厚生労働省・国土交通省連名通知）により、土砂災害対策の一層の推進をお願いしてきたところである。

こうした中、平成28年の台風10号に伴う水害など、近年の水害・土砂災害の発生等を踏まえ、平成29年6月に土砂災害防止法が改正され、洪水等の浸水想定区域内又は土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施が義務付けられたところである。

各都道府県等におかれては、同法の施行も踏まえ、砂防部局や管内市町村との連携体制を一層強化し、水害・土砂災害のおそれがある地域に立地する社会福祉施設等を的確に把握するとともに、「要配慮者利用施設管理者のための土砂災害に関する避難確保計画作成の手引き」や「水害・土砂災害に係る要配慮者利用施設における避難計画点検マニュアル」を参考に、当該施設等に対して、改めて指導・助言等を行

っていただくようお願いする。

また、平成29年5月には、総務省行政評価局より、土砂災害対策の推進を図る観点から「土砂災害対策に関する行政評価・監視の結果に基づく勧告」がなされたところである。

同勧告においては、土砂災害警戒区域等における社会福祉施設等の新設計画について、砂防部局への情報提供を行うとともに、土砂災害警戒区域に係る情報を新設計画者に提供するなどの対応を求められている。

これを受け、厚生労働省においては、「土砂災害のおそれのある箇所に立地する「主として防災上の配慮を要する者が利用する施設」に係る土砂災害対策における連携の強化について」(平成29年11月24日付厚生労働省子ども家庭局子育て支援課長ほか連名通知)を通知しているところであるので、各都道府県等におかれては、同通知を踏まえ、土砂災害対策連携通知の内容の再確認、関係部局の情報共有、管内市町村への周知等についても、併せて適切な対応をお願いする。

④ 災害発生時における被災状況の把握について（関連資料87参照）

災害発生時における社会福祉施設等の被災状況については、従来より、「災害発生時における社会福祉施設等の被災状況の把握等について」(平成29年2月20日付雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、社会・援護局障害保健福祉部長、老健局長連名通知)に基づき、各地方公共団体から各施設等の被災状況の報告を求めていたところであるが、被災施設等への支援の迅速化、自治体の事務負担軽減及び災害対応業務の重点化・効率化を図るため、災害発生時の被災状況等を各施設等が直接入力し、国・地方公共団体が一元的に確認できるシステム（災害時情報共有システム）を構築しているところであり、令和3年度より運用を開始することとしている。

令和3年度からの運用に向けて、各地方公共団体には、1月下旬を目途に、システムのアカウント登録や施設の緊急連絡先など基本情報の登録などのご協力をいただくとともに、来年度当初にはシステムの説明会を実施する予定であるので、あらかじめご了解願いたい。

また、災害時に備え、平時からの体制構築、関係機関との連携について、引き続き強化していただくようお願いする。

⑤ 被災施設の早期復旧等

社会福祉施設等災害復旧事務の取扱いについては、「社会福祉施設等災害復旧費国庫負担(補助)の協議について」(平成21年2月13日付

雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知)に基づき、災害発生後速やかに報告をお願いするとともに、早期現状回復に努め、施設運営に支障が生じないよう指導の徹底を図られたい。

なお、被災した社会福祉施設等の災害復旧事業については、「社会福祉施設等災害復旧費国庫負担(補助)金」により国庫負担(補助)してきたところであるが、早期復旧の観点や社会福祉施設が地域の重要な防災拠点としての役割及び災害対策基本法に基づく「福祉避難所」に指定されている場合もあることから、平成18年度から一般財源化された公立保育所等についても、引き続き「社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金」の対象となっているので了知願いたい。

⑥ 令和2年7月豪雨により被害を受けた児童福祉施設等の災害復旧について（関連資料88参照）

令和2年7月豪雨への対応については、種々御尽力いただいているところであるが、被害を受けた児童福祉施設等に関し、災害による被害から速やかな復旧を図り、もって施設入所児童等の福祉を確保するため、被災施設の施設復旧及び設備復旧に要する費用を計上しているので活用をお願いする。

（4）児童福祉施設等の運営について

① 児童福祉施設等の運営について

ア 社会福祉施設は、利用者本位のサービスを提供するため、苦情処理の仕組みの整備及び第三者評価を積極的に活用し、自らのサービスの質、人材養成及び経営の効率化などについて継続的な改善に努めるとともに、地域福祉サービスの拠点としてその公共性、公益性を発揮することが求められている。

このため、本来事業の適正な実施に加え、施設機能の地域への開放及び災害時の要援護者への支援などの公益的取組が推進されるよう各都道府県等においては、法人に対する適切な指導をお願いする。

また、事故防止については、利用者一人一人の特性を踏まえたサービスの提供、苦情解決の取組や第三者評価の受審等を通じたサービスの質の向上により、多くの事故が未然に回避されることから、施設全体の取組として危機管理（リスクマネジメント）が実施されるよう指導されたい。

なお、社会的養護関係施設については、3年に1回以上の第三者評価の受審と結果の公表が義務付けられるとともに、第三者評価を受審しない年においても、各施設は第三者評価の項目に準じて自己

評価を行わなければならないこととなっているので、適切な指導をお願いします。

- イ 社会福祉施設の運営費については、不正使用など不祥事により社会福祉施設に対する国民の信頼を損なうことがないよう施設所管課と指導監査担当課との連携を十分図り、適正な施設運営について引き続き指導願いたい。

② 児童福祉行政指導監査について

児童福祉行政指導監査は、児童福祉行政の適正かつ円滑な実施の確保のため、市町村の事務実施体制の整備並びに法人及び施設運営の適正化に十分配慮した指導監査を実施する等により、常時その実態を把握し、児童の安全確保、児童の最善の利益や権利擁護を踏まえた援助の確保、不祥事事件、児童入所措置費の支弁事務などにおける不当事項等の未然防止等を図るものであり、引き続き適切な指導監査及び指摘事項に対する改善状況の確認等に努められたい。

特に、児童福祉施設等に対する指導監査については、児童福祉法施行令の規定により、年1回以上の実地検査を行うこととされていることを踏まえた適切な対応をお願いしたい。

なお、保育所等については、保育所等が遵守・留意すべき内容や、死亡事故等の重大事故防止に関する助言・指導を行う巡回支援指導員の配置を支援する事業を実施している。指導監査の実施率の低い自治体をはじめ、各自治体におかれては、巡回支援指導員を積極的に活用いただき、巡回支援指導員が助言・指導した内容を都道府県等の指導監督部門に報告し、情報共有を行うとともに、問題が認められた保育所等について優先的に実地監査等を実施するなど、巡回支援指導と指導監督部門との十分な連携を図ることで適切な実地監査等の実施につなげていただくようお願いする。

また、社会福祉法人指導監査との連携については、「社会福祉法人の法人監査及び施設監査の連携について」（平成29年9月26日府子本第762号、29文科発第868号、子発0926第1号、社援発0926第1号、老発0926第1号）を踏まえ、必要な連携を行い、適切な指導監査を行っていただきたい。

③ アレルギー疾患対策基本法の施行について

「アレルギー疾患対策基本法」（平成26年法律第98号）に基づき、気管支ぜん息、アトピー性皮膚炎、花粉症、食物アレルギーなどのアレルギー疾患について、総合的なアレルギー疾患対策が推進されているところである。

同法第9条において、学校等の設置者等の責務として、「学校、児童福祉施設、老人福祉施設、障害者支援施設その他自ら十分に療養に関し必要な行為を行うことができない児童、高齢者又は障害者が居住し又は滞在する施設（以下「学校等」という。）の設置者又は管理者は、国及び地方公共団体が講ずるアレルギー疾患の重症化の予防及び症状の軽減に関する啓発及び知識の普及等の施策に協力するよう努めるとともに、その設置し又は管理する学校等において、アレルギー疾患を有する児童、高齢者又は障害者に対し、適切な医療的、福祉的又は教育的配慮をするよう努めなければならない」と規定されていることから、ご了解いただくとともに、管内市町村、関係団体及び関係機関等に対する周知をお願いします。

《参照通知等》

- ・「アレルギー疾患対策基本法の施行について（施行通知）」（平成27年12月2日健発1202第9号厚生労働省健康局長通知）

（5）東日本大震災により被災した子どもへの支援について

東日本大震災により被災した子どもへの支援については、「被災した子どもの健康・生活対策等総合支援事業」として、被災者支援の基幹的事業を一括化した「被災者支援総合交付金」（復興庁所管）において実施しており、「復興・創生期間」は令和2年度末で終了となるが、「復興・創生期間」後においても、心のケア等の被災者支援については、事業の進捗に応じた支援を継続するとされている。このため、令和3年度予算案についても、被災地の支援ニーズや課題等を踏まえつつ、引き続き必要とされる支援を実施できるよう予算を確保しているため、地域の状況を踏まえ、被災した子どもへの支援に尽力していただくようお願いする。

（「被災した子どもの健康・生活対策等総合支援事業（令和3年度）」として実施する事業）

- ① 子ども健やか訪問事業（原子力災害被災地域に限る）
- ② 遊具の設置や子育てイベントの開催（原子力災害被災地域に限る）
- ③ 親を亡くした子ども等への相談・援助事業
- ④ 児童福祉施設等給食安心対策事業（原子力災害被災地域に限る）

4. 児童虐待防止対策の強化について

(1) 乳幼児健診未受診者等の状況確認等の実施について

「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」（平成30年7月20日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定）において、「乳幼児健診未受診者、未就園児、不就学児等の緊急把握の実施」が掲げられたことなどを受け、各市町村において、乳幼児健診未受診、未就園、不就学等で福祉サービスを利用していないなど関係機関が安全を確認できていない子どもの把握及び状況確認を行っており、その実施状況について毎年度調査を実施している。令和2年度においては、調査結果（令和3年3月31日時点）について4月7日までの報告をお願いしており、ご協力をお願いします。

こうした子どもやその家庭は、特に支援を必要としている場合もあることから、

- ・ 確認対象児童を把握した場合は、速やかに要保護児童対策地域協議会において情報共有し、関係部署及び関係機関が連携して家庭訪問や情報収集などを実施し、目視による状況確認に努めること
- ・ 状況確認を実施した際に、支援が必要と認められる子どもを把握した場合は、確実に要保護児童対策地域協議会にケース登録し、関係部署及び関係機関が連携して支援の方針・内容を検討するとともに、継続的に見守り等が行えるようにするため、積極的な家庭訪問等により、子ども、保護者等と連絡を取り合う関係を構築しつつ支援を実施すること

に留意しつつ、調査に対する報告時点で状況確認に至っていない子どもも含め、引き続き、当該子どもの把握及び状況確認に取り組んでいただきたい。

(2) ヤングケアラーの実態に関する調査研究について

(関連資料89参照)

ヤングケアラーとは、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子どもを指すものとされており、年齢や成長の度合いに見合わない重い責任や負担を負うことで、本人の育ちや教育に影響を及ぼす可能性がある。

そのため、平成30年度より、

- ・ 市区町村の要保護児童対策地域協議会を対象にヤングケアラーの実態調査の実施
- ・ ヤングケアラーの早期発見・支援に活用するためのアセスメント

シートやガイドラインの作成及び周知などを行っており、令和2年度においては、ヤングケアラーの実態をより正確に把握するため、文部科学省と連携し、教育現場も含めた地方自治体、子ども本人を対象とした調査を実施しているところである。

各自治体においては、アセスメントシートやガイドラインを活用するなどして、関係部署及び関係機関が連携し、ヤングケアラーが適切な支援を得られるよう適切に対応していただきたい。

(3) 「児童虐待防止推進月間」における主な取組、令和3年度子どもの虐待防止推進全国フォーラムの開催について(関連資料90参照)

厚生労働省では、毎年11月を「児童虐待防止推進月間」と位置付け、児童虐待問題に対する社会的関心の喚起を図るため、集中的な広報・啓発活動を実施している。

令和2年度においては、関係府省庁、関係団体等とも協力し、

- ・ 全国から募集した「児童虐待防止推進月間」標語の最優秀作品や児童相談所虐待対応ダイアル「189」、「体罰等によらない子育て」について掲載したポスター・リーフレット等の作成及び関係機関、関係団体等への配布
- ・ インターネット広告・SNS、政府広報等の活用による広報
- ・ 東京スカイツリー[®]のオレンジライティング

等の取組を実施した。

令和3年度においては、「児童虐待防止推進月間」に合わせ、厚生労働省が主催、関係自治体が共催となって毎年度実施している「子どもの虐待防止推進全国フォーラム」を令和3年11月に福岡県において開催する予定である。ただし、新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況に応じて、オンライン開催といった開催方法の変更や参加人数の制限といった措置を講じる場合があることを予めご了解願いたい。

各自治体においては、来年度も引き続き、「子どもの虐待防止推進全国フォーラム」への積極的な参加をはじめ、「児童虐待防止推進月間」での各種取組への協力をお願いする。

(4) 子ども虐待防止に係るポスターコンテストの実施について

(関連資料91参照)

児童虐待防止対策の象徴であるオレンジリボン運動への理解を広めるため、厚生労働省が後援し、認定NPO法人児童虐待防止全国ネットワークが主催している「子ども虐待防止オレンジリボン運動公式ポスターコンテスト」は、広く国民から啓発ポスターのデザインを募集する

ものであり、令和3年度も開催されるどころ、現在、作品募集中であることから、各自治体においても同ポスターコンテストについて広く一般に呼びかけていただきたい。

5. 社会的養育の充実について

(1) 包括的な里親養育支援体制の構築・特別養子縁組の推進について

① 令和3年度予算案における包括的な里親支援体制の構築・特別養子縁組の推進について (関連資料36参照)

令和3年度予算案においては、「概ね5年以内に3歳未満児の里親等委託率75%以上」等の目標の実現に向けて、

ア 令和6年度末までの期間に限り、目標の達成に向けて意欲的に取り組む自治体に対する里親養育包括支援（フォスタリング）事業の補助率の嵩上げ（1/2→2/3）

イ 目標の達成に向けて意欲的に取り組む自治体が行う先駆的な取組を支援し、効果的な取組事例を横展開出来るよう、提案型補助事業の創設

ウ フォスタリング機関に対して市町村との連絡調整に必要な費用の支援

エ 障害児やその養育者への支援に関して専門的なノウハウを有する児童発達支援センター・障害児入所施設等と連携し、障害児の養育を行う里親等を訪問して必要な支援を行うなど、障害児養育に係る里親等の負担軽減に向けた支援体制の構築に向けたモデル事業の創設

オ フォスタリング機関に進学・就職等の自立支援や退所後のアフターケアを担う自立支援担当職員を配置し、委託解除前から自立に向けた支援を行う事業の創設

カ ファミリーホームの養育者の負担軽減を図り、家庭養育優先原則に基づく取組を推進するため、補助者を配置するための補助の拡充や、児童養護施設等における一時的な休息のための援助（レスパイト・ケア）の対象にファミリーホームの追加

などを盛り込むとともに、養子縁組民間あっせん機関が行う先駆的な取組等に対して支援を行うため、子どもの出自を知る権利に関する支援等に取り組む民間あっせん機関に対する支援の拡充や、養親希望者の手数料負担の更なる軽減を実施に必要な経費を盛り込んでいる。

各都道府県等におかれては、包括的な里親支援体制の構築及び特別

養子縁組の推進に向けて、これらの拡充内容の積極的な活用をお願いする。

② 里親制度・特別養子縁組制度の普及啓発について（関連資料92参照）
厚生労働省では、里親制度に対する社会的認知を高め、より一層の推進を図るため、毎年10月を「里親月間（里親を求める運動）」と位置付け、集中的な広報・啓発活動を実施しており、令和2年度においては、

- ・ ポスター・リーフレット等の作成及び関係機関、関係団体等への配布
 - ・ 新聞広告及びインターネットによる広報活動
 - ・ 政府広報（Twitter、Facebook、各種広報誌）による広報活動
- などの従来からの取組に加え、
- ・ LINEなどSNSを活用した広報活動
 - ・ 地上波テレビCMの放映
 - ・ シンポジウムの開催

などを実施している。

また、特別養子縁組制度についても、里親制度と同様、新聞広告、特設サイト、シンポジウムによる広報・啓発活動を行っている。

各都道府県等におかれても、里親制度や特別養子縁組制度の普及啓発に向けて、地域の実情に応じて創意工夫を凝らした広報活動を展開するなど、積極的な取組をお願いする。

里親の認知度については、「聞いたことがある」程度の認識である者が多く、まずは里親制度についての情報の発信が必要である。このため、里親制度や特別養子縁組制度の普及啓発においては、広く一般市民が養育里親に関する情報に日常生活の中で触れる機会を数多く作り、里親制度に関心を持つきっかけを作ることが重要である。

また、登録里親を増加させるには、従前より幅広いターゲット層に対し、それぞれの特徴を捉えて戦略的なアプローチを行う必要がある。

そして、里親に関心を持った層に対しては、経験者の体験を共有する機会を持つことや、短期間のみの養育もあることの周知、サポート体制などの説明を通じて、里親になることの不安や負担感を軽減することが効果的であると考えられる。

（2）施設の小規模かつ地域分散化・施設における地域支援の取組の強化について （関連資料36参照）

児童養護施設や乳児院には、平成28年改正児童福祉法に基づく家庭養

育優先原則を進める中においても、

- ・ 施設での養育を必要とする子どもの養育に関し、小規模かつ地域分散化を原則とする「できる限り良好な家庭的環境」において、高機能化された養育や保護者等への支援を行う
- ・ 里親や在宅家庭への支援を行うことなど、施設の多機能化・機能転換を図る

など、更に専門性を発揮していくことが期待されている。

このため、令和3年度予算案では、児童養護施設等の小規模かつ地域分散化の推進に向けて、

- ① 意欲的に取り組む自治体・施設等を支援するため、小規模かつ地域分散化された施設を整備する際の施設整備費等の補助率の嵩上げ（1/2→2/3）や、自治体における整備候補地の確保に向けた取組等の支援
- ② 都市部等における取組を促進するため、地域小規模児童養護施設及び分園型小規模グループケアの定員要件の緩和（現行定員6人→定員4～6人の範囲内で設定）
- ③ 本体施設の基幹職員が地域小規模児童養護施設等のバックアップ活動に専任できるよう、基幹職員の代替職員に係る人件費等の加算の創設

を盛り込んでいる。

また、里親養育への支援の拡充など施設における地域支援機能を強化するため、

- ① 自治体と連携して里親養育への支援に積極的に取り組む乳児院・児童養護施設に対して、里親支援専門相談員の配置の拡充
- ② 施設の専門性・ノウハウを活用し、里親やファミリーホーム、自立援助ホーム等への巡回支援を行う児童養護施設等に対して、心理療法担当職員の配置の拡充
- ③ 市町村等と連携し、地域における要支援家庭等を一時的に入所又は通所させて支援を行う親子支援事業の創設（児童入所施設措置費の施設機能強化推進費加算の拡充）
- ④ 乳児院等の地域支援の取組を推進するため、地域の要支援家庭等への訪問支援等を行う施設に対して、家庭支援専門相談員加算の加算要件（定員30名以上の施設のみ配置可能）の緩和

などについても、令和3年度予算案で盛り込んでいる。各都道府県等におかれては、各施設に対して、これらの拡充内容の積極的な活用を促していただきたい。

(3) 社会的養護出身者の自立支援の充実について（関連資料36参照）

児童虐待防止対策の抜本的強化について（平成31年3月19日児童虐待防止対策に関する閣僚会議決定）において、子どもの自立に向けた継続的・包括的な支援体制の構築が求められており、厚生労働省においては、昨年8月に社会的養護出身者との「社会的養護自立支援の強化に向けた意見交換会」を開催したところである。

意見交換会での意見等を踏まえて、令和3年度予算案においては、

- ① 民間団体等が児童養護施設等に赴き、入所児童に対して自立に向けた相談支援の実施に必要な費用の補助
- ② メンタルケア等、医療的な支援を必要とする者が適切に医療を受けられるようにするため、嘱託医との契約等、医療連携に必要な費用の補助の創設
- ③ 民間アパート等を借り上げて、一定期間、一人暮らしを体験するための補助の創設
- ④ 退所者の法律相談に対応するための補助の創設
- ⑤ 入院時の身元保証に対する補助の創設
- ⑥ 母子生活支援施設に退所後のアフターケアや地域の母子家庭等への支援を担う職員の配置

などを盛り込んでいる。各都道府県等におかれては、子どもの自立に向けた継続的・包括的な支援体制の構築に向けて、これらの拡充内容の積極的な活用をお願いする。

6. ひとり親家庭等自立支援施策について

(1) 児童扶養手当について

（関連資料93、94参照）

① 令和3年度の手当額について

令和元年の消費者物価指数が対前年比+0.1%となったことから、法律の規定に基づき、+0.1%の引き上げを予定しているので管内市町村に対する情報提供をお願いする。

<本体月額>

	(令和2年度)		(令和3年度)
全部支給	43,160円	→	43,200円 (+40円)
一部支給	43,150円	→	43,190円 (+40円)
	～10,180円		～10,190円 ～+10円)

＜第2子加算月額＞

	(令和2年度)		(令和3年度)
全部支給	10,190円	→	10,200円 (+10円)
一部支給	10,180円	→	10,190円 (+10円)
	～5,100円		～5,100円 ～+0円)

＜第3子以降加算月額＞

	(令和元年度)		(令和2年度)
全部支給	6,110円	→	6,120円 (+10円)
一部支給	6,100円	→	6,110円 (+10円)
	～3,060円		～3,060円 ～+0円)

② 児童扶養手当と障害年金との併給調整の見直しに係る周知について

本年3月分から、障害基礎年金等の受給者について併給調整の方法を見直すことにより、児童扶養手当の額が障害年金の子の加算部分の額を上回る場合、その差額を受給できるようにすることとしているので、見直し後の支給に当たっては、受給者への周知について、特段のご配慮をお願いする。

③ プライバシーの保護に配慮した事務運営について

ア 事実婚の支給要件の確認方法に関する留意事項について

児童扶養手当の事実婚等の支給要件の確認に際しては、以下の点を含め、プライバシーの保護に配慮した事務運営を行うよう、確認をお願いするとともに、窓口を担う職員への周知徹底をお願いしたい。(令和元年9月30日付け厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長通知)

- ・ 支給要件に関し、受給資格者の生活実態の確認に際しては、必要以上にプライバシーの問題に立ち入らないよう十分配慮する必要がある。これらについて確認を行う場合は、一律に確認を行うのではなく、確認が必要と個別に判断した者に限るべきであること。
- ・ 異性との交際関係など、プライバシーに関わる事項について確認が必要な場合には、確認の必要性について理解が得られるよう、児童扶養手当の支給要件との関係について十分に説明を行うこと。
- ・ プライバシーに関する聞き取りをする場合には、個室や衝立のあるコーナーで行うなど、できる限りプライバシーの保護に配慮すること。

- ・ 「すくすくサポート・プロジェクト」に基づき、窓口のワンストップ化を進めるとともに、窓口での相談を躊躇せず、支援を必要とするひとり親が行政の窓口確実につながるように留意すること。

イ 児童扶養手当法第29条の規定に基づく調査の適正な実施について
児童扶養手当の事務運営における調査に際しては、以下の点に留意をお願いするとともに、調査を担う職員への周知徹底をお願いしたい。(令和元年9月30日付け厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長通知)

- ・ 児童扶養手当法第29条の規定に基づく調査については、受給資格の有無及び手当額の決定のために必要な事項に関する書類その他の物件の提出を命ずること、職員が受給資格者、児童その他関係人に質問をすること、児童や児童の父母に石の診断を受けさせること等が職権で行使できる旨が規定されているが、受給資格者の自宅等へ立ち入って調査を行う権限は含まれていない。
このため、自宅内を含めた調査で必要な場合には、同条に基づく調査ではなく、受給資格者の同意を得て行う必要があること。
- ・ 調査に当たっては、真に確認が必要かの必要性について慎重に個別判断するとともに、必要と判断した場合においては、必ず丁寧に調査の趣旨を説明し、受給資格者の同意を得た上で、調査される側の状況や立場を考慮し調査担当者や調査日時を設定するなど、プライバシーに十分配慮し、対応する必要があること。
- ・ 受給資格者が自宅内等への調査に応じないことのみをもって、法第14条の規定に基づく支給停止を行うことは不相当であること。

④ 相談体制等について

児童扶養手当の現況届時(8月)を集中相談期間として、子育て・生活、就業、養育費の確保など、ひとり親家庭が抱える様々な問題をまとめて相談できる体制の構築を支援することとしているところであるが、地域における新型コロナウイルス感染症の感染状況や実施されている感染対策等を踏まえ、地方自治体における組織的判断の下、必ずしも対面による手続きを前提とすることなく、柔軟な対応を行うことは差し支えない。

一方で、新型コロナウイルス感染症の影響を受けるひとり親家庭に対しては、現下の状況においてより一層子育て・生活、就業、養育費の確保などの支援を行き届かせることが必要とされていることから、児童扶養手当受給者を取り巻く状況を十分に踏まえられた上で、適切な対応をお願いしたい。

(2) 母子父子寡婦福祉資金貸付金について

① 高等教育の修学支援新制度との併給について

令和2年4月から高等教育の修学支援新制度が実施されているが、授業料の減免等の対象となる可能性のある者であっても、大学等において入学金等を一旦徴収する場合があります、その場合においては、入学後に減免等が確定した際に、減免相当額が還付されることとなる。このため、入学時において入学金等を納付する必要がある場合には、母子父子寡婦福祉資金貸付金の貸付けを行っていただくようお願いする。

また、借受人に対しては、本貸付金を活用した上で、新制度による支援を受けた場合には、新制度による支援を受けた分だけ貸付限度額の上限が下がることとなるため、貸付限度額を超える部分は返還する必要があることを予め説明いただくとともに、償還期限内に円滑に償還を行うことができるよう、授業料等減免に伴う還付金や給付型奨学金の過月分の給付が行われた場合には、可能な限り速やかに償還を行うよう求めていることをお願いする。

なお、借受人等の経済状況等を勘案してこの取扱いが困難であると認める場合には、一括償還のみならず、分割での償還を認めるなど、償還の負担に配慮した柔軟な対応を行うことが可能であること及びやむを得ない事情により償還期限内での償還ができない場合については、母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令第19条第1項の規定に基づく償還の猶予を行うことが可能であることにご留意いただきたい。

② 母子父子寡婦福祉資金貸付金の運用上の留意事項について

修学資金及び就学支度資金については、経済的理由により修学が困難なひとり親家庭等の子どもの進学を容易にする観点から設けられているものであるが、都道府県等における貸付審査に一定の期間を要するため、ひとり親家庭等への修学資金等の支払いが高等学校等の学費の納付期限に間に合わず、ひとり親家庭等が資金繰りに苦慮する場合がありますとの指摘がなされている。

これらの資金の貸付については、これまでも、願書の提出段階から

事前の審査を受け付けるなどの対応をお願いしてきたが、各都道府県等におかれては、入学金等の納付が必要となった際に適切に資金の貸付が行えるよう、引き続き、円滑な貸付の実施に努めていただくようお願いする。

なお、他の資金についても、必要な時期に資金を貸付けることができるよう、相談の段階から事前の審査を受け付けるなど、円滑な貸付の実施に努めていただくようお願いする。

また、母子父子寡婦福祉資金貸付金の貸付に当たっては、特に経済的条件は定められていないことから、貸付を受けようとする者の必要性を考慮するとともに、この資金の活用により、経済的自立の助成及び生活意欲の助長を期し得る場合には、積極的に支援することをお願いしたい。

③ 新型コロナウイルス感染症の発生に伴う償還金の支払猶予について

今般の新型コロナウイルス感染症の発生に伴い、子どもが在籍する保育所や学校等の臨時休業、事業所等の休業などにより、保護者の就業環境が変化し、一時的に就労収入が減少する場合は想定される。

この場合については、母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令第19条第1項第1号に規定する「その他やむを得ない理由」、母子及び父子並びに寡婦福祉法第32条第3項に規定する「政令で定める特別の事情」とみなすことができ、1年以内の償還金の支払い猶予期間を設けることが可能であるため、都道府県等においては、借受人の状況に応じて、特段の配慮をお願いする。

(3) 就業支援等について

(関連資料38、95参照)

① 母子家庭等就業・自立支援事業について

ひとり親家庭の親の自立支援について、就業支援のみならず、養育費の確保の推進や地域での生活支援等、個々の実情に応じた総合的な支援を提供することとしている母子家庭等就業・自立支援センターに、認定心理士や産業カウンセラー等の心理カウンセラーを配置し、ひとり親家庭の親に対し心理面のアプローチも考慮した就業相談を実施することを可能とする予定としているので、積極的な活用をお願いしたい。

② 自立支援給付金事業について

ひとり親家庭の親が、看護師等の資格を取得するため養成機関で修業する場合に、修業期間中の生活費負担を軽減するために支給する高

等職業訓練促進給付金について、准看護師養成機関を修了する者が、引き続き、看護師の資格を取得するために養成機関で修業する場合や4年以上の課程の履修が必要な養成機関で修業する場合には、4年間の支給を可能とする予定としている。併せて、ひとり親家庭の親が、雇用保険の教育訓練給付の対象となる講座及びこれに準じて地方自治体が指定した教育訓練講座を受講し、修了した場合にその経費の一部を支給する自立支援教育訓練給付金についても、4年間の支給を可能とする予定としているので、引き続き、これらの就職に有利な資格の取得支援について、積極的な活用をお願いしたい。

③ 母子・父子自立支援プログラム策定事業について

個々のひとり親家庭の実情に応じた自立目標を設定し、適切な子育て・生活支援や就業支援等の支援メニューを組み合わせた自立支援プログラムを策定する当該事業について、引き続きハローワークや母子家庭等就業・自立支援センターと緊密に連携しつつ効果的な実施に努めていただきたい。

④ 高等学校卒業程度認定試験合格支援事業について

高等学校卒業程度認定試験に合格することは、ひとり親家庭の親やその子どもの就職先や取得可能な資格の拡大に資するものと考えられる。

このため、試験合格のための講座を受け、これを修了した時に支給する受講修了時給付金及び合格時において支給する合格時給付金を支給する当該事業について、積極的な活用をお願いしたい。

⑤ 自治体窓口のワンストップ化の推進について

ひとり親家庭の相談窓口において、母子・父子自立支援員に加えて、就業支援専門員を配置することにより、子育て・生活に関する内容から就業に関する内容まで、ワンストップで寄り添い型支援を行うことができる体制を整備するための事業を引き続き実施することとしている。

併せて、児童扶養手当の現況届の時期（毎年8月）等に、子育て・生活、就業、養育費の確保など、ひとり親が抱える様々な問題をまとめて相談できる体制の構築を支援することとしているところであり、これらの取組により、ひとり親家庭の相談窓口のワンストップ化を推進していただくようお願いする。

また、各自治体での就業支援に当たっては、ハローワーク等の労働関係機関や生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援機関等と十分

に連携を図り、ハローワーク等の施策も含め広報等を行い、施策の効果的な実施に努めていただきたい。

⑥ 令和2年度「はたらく母子家庭・父子家庭応援企業表彰」について

本事業については、令和2年12月3日付け子発1203第1号「令和2年度母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の促進を図る優良企業等の表彰について」を発出し、地方公共団体からの推薦をお願いした。より多くの企業からの応募がなされるよう、管内市（指定都市及び中核市を除き、特別区を含む）及び福祉事務所設置町村に対する周知等をお願いしたい。

⑦ 母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法について

「母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法」（平成24年法律第92号。以下「特別措置法」という。）が平成25年3月1日に施行されている。

特別措置法においては、母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する施策の充実、民間事業者に対する就業支援の協力の要請、母子福祉団体等の受注機会の増大への努力、財政上の措置等について、国及び地方公共団体の努力義務が規定されている。

この中で、地方公共団体については、民間事業者に対する就業支援の協力の要請及び母子福祉団体等からの受注機会への増大への努力に関して、国の施策に準じて努めることとされているので、引き続き積極的な取組をお願いしたい。

（4）子育て・生活支援、養育費の確保等について（関連資料38参照）

① ひとり親家庭等生活向上事業の積極的な実施について

ア ひとり親家庭等生活支援事業の実施について

ひとり親家庭は、就業や家事等日々の生活に追われ、家計管理等様々な面において困難に直面する。また、ひとり親家庭の親の中には、高等学校を卒業しておらず、希望する就業ができないことから、安定した就業が難しいなどの支障が生じている。

このため、平成28年度から、ひとり親家庭の親に対し、ファイナンシャルプランナー等の専門家を活用した家計管理等の講習会の実施、高等学校卒業程度認定試験の合格支援などの学習支援、ひとり親家庭同士のネットワークづくり等を行うひとり親家庭等生活支援事業を実施している。特に、ひとり親家庭は経済的に厳しい状況に

あることから、家計管理の支援をすることが重要であり、同事業による講習会や個別相談の実施、必要に応じて、生活困窮者自立支援制度の家計相談支援事業へつなぐ等の取組を進めることが重要であるため、本事業の積極的な実施をお願いします。

イ 子どもの生活・学習支援事業の実施について

ひとり親家庭の子どもが抱える特有の課題に対応し、貧困の連鎖を防止する観点から、放課後児童クラブ等の終了後に、ひとり親家庭の子どもに対し、児童館・公民館や民家等において、悩み相談を行いつつ、基本的な生活習慣の習得支援・学習支援、食事の提供等を行う「子どもの生活・学習支援事業」を2016（平成28）年度から実施している。

令和3年度予算案においても必要な予算を確保しているので、各地方自治体での本事業の積極的な実施をお願いします。

また、生活困窮者自立支援制度における「子どもの学習・生活支援事業」との連携を図ることで、学生ボランティアや会場の確保などを効率的に実施することができると考えられることから、事業の連携についてもご検討いただきたい。

② ひとり親家庭等日常生活支援事業について

母子家庭、父子家庭及び寡婦が、安心して子育てをしながら生活することが出来る環境を整備するため、修学や疾病などにより生活援助、保育等のサービスが必要となった際に、家庭生活支援員（ヘルパー）を派遣し、又はヘルパーの居宅等において子どもの世話等を行うひとり親家庭等日常生活支援事業を実施している。

本事業は、就労と子育てを一手に担うひとり親家庭における、就労と子育ての両立に向けた効果的な支援施策であることから、各自治体におかれては、引き続き、本事業の積極的な実施をお願いします。

③ 養育費確保及び面会交流支援について

ア 養育費相談支援センターについて

厚生労働省においては、養育費相談支援センターを設置し、専門の相談員がひとり親家庭等から直接相談に応じるとともに、養育費や面会交流に関するパンフレットを作成し、制度の周知を図っている。また、養育費相談支援センターによる地方自治体への支援として、母子・父子自立支援員や母子家庭等就業・自立支援センターの相談員が受け付けた困難事例への相談対応、相談員の技術向上のための研修、自治体が行う研修への講師派遣も実施している。

各自治体におかれては、養育費相談支援センターを積極的に活用

されるとともに、地域のひとり親家庭等が養育費や面会交流に関する相談がしやすくなるよう、ホームページ等において、養育費相談支援センターのホームページのURLを掲載するなどの周知も併せてお願いしたい。

(参考) 養育費相談支援センターホームページ

<http://www.youikuhi-soudan.jp/>

イ 母子家庭等就業・自立支援事業について

地方自治体における養育費の支払いや面会交流の実施に関する相談の取組を推進するため、母子家庭等就業・自立支援事業における養育費等支援事業により、養育費の支払いや面会交流の実施に関する相談を実施するための専門の相談員の配置を支援するとともに、平成28年度からは、弁護士による相談の実施を支援している。

令和3年度予算案では、SNSによるオンライン相談などアクセスしやすい多様な方法による相談支援を行うとともに、法的支援など専門的な相談支援体制の更なる充実・強化を図ることとしている。

各自治体におかれては、養育費等支援事業を積極的に実施いただくとともに、養育費の確保や面会交流の実施等に関する周知に当たっては、戸籍の窓口や児童扶養手当の窓口等でもパンフレット等を配布し必要な相談につなぐなど、積極的に周知いただくようお願いする。

なお、養育費等支援事業における弁護士相談等の実施に向けては、厚生労働省から日本弁護士連合会に対して、自治体による養育費等支援事業の実施に対する全国の弁護士会の協力を依頼しており、自治体におかれては、地域の弁護士会と連携を図りながら、事業の積極的な実施をお願いする。

また、面会交流の取り決めがある者を対象に、日程の調整、場所の斡旋、付き添い、アドバイスなどの必要な支援活動を行う面会交流支援事業については、平成30年度における実施自治体数は9自治体と低調である。

すでに地域において面会交流支援を実施しているNPO法人等の活用も含め、事業の実施に向けた検討をお願いしたい。

ウ 離婚前後親支援モデル事業の実施について

平成28年度全国ひとり親世帯等調査の結果によると、離婚する際の養育費の取り決めをしている割合は、母子世帯が42.9%、父子世帯が20.8%となっており、面会交流の取り決めをしている割合は、母子世帯が24.1%、父子世帯が27.3%となっており、引き続き、養育費や面会交流の取り決めの促進を図ることが必要である。

このため、離婚協議開始前の父母等に対して、離婚が子どもに与える影響、養育費や面会交流の取り決めや離婚後の生活を考える機会を提供するため、「親支援講座」の開催や、地方自治体が養育費の履行確保等に資するものとして先駆的に実施する事業等に対する補助を行う離婚前後親支援モデル事業を実施している。

令和3年度予算案においては、公正証書等による債務名義の作成費補助や、保証会社と養育費の保証契約を締結した際の保証料の補助など、地方自治体が先駆的に実施する取組に対する支援の更なる充実を図ることとしている。

各地方自治体においては、養育費や面会交流の取り決めの促進等に向けて、本事業の実施に向けた検討をお願いしたい。

エ 令和元年版養育費の算定表について

平成15年に東京・大阪の裁判官等により提案された「標準算定方式・算定表」が家庭裁判所の家事審判及び家事調停等における養育費等の算定の実務において定着しているところであるが、一昨年12月に、平成30年度司法研究（養育費、婚姻費用の算定に関する実証的研究）の報告が公表され、養育費の算定に係る改定算定表が提案された。

当該算定表は、養育費の取り決めに当たっての有用な目安となると考えられるので、その内容を理解いただき、ひとり親家庭に対する相談業務等に役立てていただきたい。もっとも、最終的な養育費の額は、改定算定表の算定結果のほか、各事案における諸事情を踏まえて定められるものであることにご留意いただきたい。

なお、改定算定表については、裁判所ホームページに掲載されているので、ご確認いただきたい。

（参考）裁判所ホームページ

http://www.courts.go.jp/about/siryu/H30shihou_houkou/index.html

④ 母子・父子自立支援員等の相談員の専門性向上について

ひとり親家庭の個々の状態に応じて必要な支援を提供できるよう、タブレット等を活用した相談対応ツールの整備など、母子・父子自立支援員等の専門性の向上を始めとした相談支援体制の強化を図るに必要な経費の補助を行うこととしている。

また、ひとり親家庭の相談については、生活困窮者自立支援制度、ハローワークによる就業支援や養育費の履行確保に資する制度などに関する知識も必要であり、また、中長期的な寄り添った支援が求められるなど高い専門性が必要である。

各地方自治体においては、国の補助事業を活用し、母子・父子自立支援員等の相談員の質の向上を始めとした相談支援体制の強化に努めるようお願いする。

⑤ ひとり親家庭住宅支援貸付について

ひとり親家庭の生活基盤の安定を図り、自立に向けた取組を促進するため、令和3年度予算案において、新たに住居費に係る貸付制度の創設を盛り込んだところであり、都道府県等においては、地域の実情に応じて積極的にご活用いただきたい。

7. 困難な問題を抱える女性への適切な支援の実施について

(関連資料39、96、97参照)

(1) 新型コロナウイルス感染症への対応におけるDV被害者等への適切な支援について

新型コロナウイルスの感染拡大の影響等により、生活不安やストレスによるDV被害者等の増加、深刻化や、家庭関係の破綻や生活困窮等により住居を失った又は失う恐れのある女性が居場所の確保に窮することとなることが懸念されることから、DV被害者等からの電話や面談等による相談や、家庭から避難したDV被害者等を婦人相談所一時保護所や民間シェルター等の一時保護委託契約施設において保護する場合は、引き続き、十分な感染防止対策を行っていただいた上で、関係機関等とも必要な連携を図りながら、相談対応から保護に至るまでの支援を継続的かつ迅速に実施されるようお願いする。

また、DV被害者等が、婦人相談所における一時保護の要否判断を経ることなく、民間シェルター等の一時保護委託契約施設に直接来所し、一時保護を求める場合に必要となる対応については、「婦人相談所が行う一時保護の委託について」(平成23年3月31日雇児発0331第20号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)によりお示ししているとおおり、被害者の負担軽減を図りつつ、迅速な一時保護委託契約施設における一時保護を開始されるよう重ねてお願いする。

(2) 婦人相談員の配置促進について

「児童虐待防止対策の抜本的強化について」(平成31年3月19日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定)により、婦人相談員が配置されていない市においては、DV対応と児童虐待対応との連携強化に資するよう、婦人相談員の配置について検討することとされており、昨年4月1日に施行された改正後の児童虐待防止法には、婦人相談員について、

児童虐待の早期発見に努める旨が規定されている。昨年4月1日時点で、婦人相談員を配置している市区は45.8%に留まっていることから、未だ配置していない市区におかれては、きめ細かな対応に向けて、早急に配置を進められるとともに、各都道府県も含め、婦人相談員が担う役割の必要性を十分考慮した上で、婦人相談員の専門性にふさわしい任用、処遇等に対応されるとともに、DV対応と児童虐待対応の連携促進を図りたい。

(3) 携帯電話等通信機器の使用に関する基本的対応方針について

令和元年6月21日付けで取りまとめた「婦人保護事業の運用面における見直し方針について」に掲げる「4. 携帯電話等の通信機器の使用制限等の見直し」を踏まえ、令和元年度に「婦人保護事業における通信機器等の取扱いに関する調査研究」を実施した上で、「婦人相談所一時保護所及び婦人保護施設における携帯電話等通信機器の使用に関する基本的対応方針」について（令和2年12月25日子家発1225第2号厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長通知）（以下「基本的対応方針」という。）を策定したところである。

この基本的対応方針は、婦人相談所一時保護所及び婦人保護施設において、入所者が携帯電話等通信機器を使用する場合に必要な基本的な対応を示すものであり、加害者からの追跡の回避など、入所者の安全・安心を最優先としつつ、様々な制約の中でも可能な限り入所者の希望に添った対応を行うべきであることを示したものである。

個別具体的な対応に当たっては、入所者の希望とともに、入所後の状態の変化や加害者の状態・動向も見極めながら、入所者ごとに必要な対応を決定し、施設における入所者の安全・安心を確保されるようお願いする。

各都道府県等におかれては、基本的対応方針の内容について御了知いただくとともに、管内の婦人相談所及び一時保護所、婦人保護施設並びに婦人相談員に対し周知をお願いする。

(4) 婦人保護事業の見直しの検討について

婦人保護事業については、「困難な問題を抱える女性への支援のあり方に関する検討会」における議論を踏まえ、引き続き運用面の見直しを進めるとともに、同検討会の中間まとめを踏まえ、売春防止法を根拠とした枠組みから、困難な問題を抱える女性を対象として専門的な支援を包括的に提供する制度への見直しについての検討を加速することとしているので、各都道府県等におかれては、御了知いただきたい。

8. 母子保健対策の推進について

(1) 乳幼児身体発育調査の実施について（関連資料98、99参照）

乳幼児身体発育調査は、1960（昭和35）年以降10年ごとに、全国の乳幼児の身体発育の状態を調査し、我が国の乳幼児身体発育値を定め、併せて、乳幼児の運動機能、栄養法などの現状を調査することにより、乳幼児保健指導の改善に活用している。2020（令和2）年度に調査を実施予定であったが、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、2021（令和3）年度に実施を予定している。前回（2010年）と同様に9月に調査を実施する予定であり、事前に乳幼児身体発育調査説明会を開催することとしているので、調査にあたっては御協力をお願いします。

(2) 各種健康診査の結果の把握及び母子保健施策への活用について

妊婦健康診査、産婦健康診査、乳幼児健康診査の結果については、それぞれ母子保健法や通知に基づき実施いただいているところであるが、医療機関に健診の実施を委託している場合、健康診査の結果を集約できていない状況が一部の自治体で生じている。

健康診査の結果を集約することは、

- ・妊産婦や乳幼児に対して保健指導を行うことや、
- ・B型肝炎やHTLV-1などの母子感染防止事業の充実、
- ・マイナンバー制度を活用し、乳幼児健診及び妊婦健診情報をマイナポータルでの閲覧や市町村間での情報連携

など、母子保健施策の企画立案等に資するものであることから、各自治体におかれては、医療機関と密に連携の上、健康診査の結果を収集し、積極的にご活用をお願いします。

(3) 助産施設について

児童福祉法第22条に基づき、都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村（以下「都道府県等」という。）は、妊産婦が、保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により入院助産を受けることができない場合において、その妊産婦から申し込みがあった場合には、助産施設において助産を実施することとしている。

各都道府県等におかれては、上記に基づく適切な助産の実施や、同法第22条第4項に基づく助産制度に関する情報の周知を図るとともに、助産施設が未設置の都道府県等におかれては、設置について積極的な検討をお願いします。

なお、助産制度の円滑な実施について、助産の実施が必要な妊産婦に

対し助産制度の活用とサービスの円滑な実施が図られるよう通知を发出しているところであり、助産制度の周知と徴収金基準額の弾力運用、各関係機関との連携について、特段の配慮をお願いします。

- ・「児童福祉法第22条の規定に基づく助産の円滑な実施について」（令和元年8月8日厚生労働省子ども家庭局母子保健課長通知）

（４）旧優生保護法について （関連資料101、102参照）

①旧優生保護法一時金の支給について

「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律」（平成31年法律第14号）については、平成31年4月24日（旧優生保護法一時金認定審査会については6月24日）に施行されたところである。

旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金（以下「一時金」という。）の厚生労働省及び都道府県への請求件数は1,018件（令和2年1月3日時点）、支給認定件数は833件（令和2年12月末時点）である。

一時金の支給対象者が確実に請求を行うことができるよう、厚生労働省において以下の周知広報を実施してきたところ。

- ・一時金についての特設ホームページの開設、新聞広告、インターネット広告、ラジオ広告などによる制度の周知広報
- ・障害特性に配慮した周知広報として、手話・字幕付き動画、点字版リーフレット、制度を分かりやすく説明したリーフレット（分かりやすい旧優生保護法一時金リーフレット）を作成・配布

都道府県におかれても、一時金の支給対象者となり得る者に確実に情報が届くよう、様々な機会を捉えて積極的に周知・広報を行うようお願いする。

②国会による調査について

一時金支給法第21条において、国は、旧優生保護法に基づく優生手術等に関する調査その他の措置を講ずるものとされている。調査の主体は国会であり、令和2年6月17日に衆参両委員長から衆参国会調査室に対して調査命令（国会図書館に対しては協力要請）が出されたところ。

厚生労働省は国会の調査に協力しているところであり、都道府県においても協力をいただくようお願いする。

(関 連 資 料)

新子育て安心プランの概要

○ 令和3年度から令和6年度末までの4年間で約14万人分の保育の受け皿を整備する。

- ・ 第2期市町村子ども・子育て支援事業計画の積み上げを踏まえ、保育の受け皿を整備。
- ・ できるだけ早く待機児童の解消を目指すとともに、女性(25～44歳)の就業率の上昇に対応。

(参考) 平成31年：77.7%、現行の子育て安心プランは80%に対応、令和7年の政府目標：82% (第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略)

平成25年度

待機児童解消加速化プラン
(目標：5年間で約50万人)

平成30年度

子育て安心プラン
(目標：3年間で約32万人)

令和3年度

新子育て安心プラン
(目標：4年間で約14万人)

令和6年度末

○ 新子育て安心プランにおける支援のポイント

① 地域の特性に応じた支援

○ 保育ニーズが増加している地域への支援

(例)

- ・ 新子育て安心プランに参加する自治体への**整備費等の補助率の嵩上げ**

○ マッチングの促進が必要な地域への支援

(例)

- ・ **保育コンシエルジュによる相談支援**の拡充

(待機児童数が50人未満である市区町村でも新子育て安心プランに参画すれば利用可能とする)

- ・ **巡回バス等による送迎**に対する支援の拡充

(送迎バスの台数や保育士の配置に応じたきめ細かな支援を行う)

○ 人口減少地域の保育の在り方の検討

② 魅力向上を通じた保育士の確保

(例)

- ・ **保育補助者の活躍促進** (「勤務時間30時間以下」との補助要件を撤廃)
- ・ **短時間勤務の保育士の活躍促進**

(待機児童が存在する市町村において各クラスで常勤保育士1名必須との規制をなくし、それに代えて2名の短時間保育士で可とする)

- ・ **保育士・保育所支援センターの機能強化**

(現職保育士の就業継続に向けた相談を補助対象に追加)

③ 地域のあらゆる子育て資源の活用

(例)

- ・ **幼稚園の空きスペースを活用した預かり保育** (施設改修等の補助を新設) **や小規模保育** (待機児童が存在する市区町村において利用定員の上限(19人)を弾力化(3人増し→6人増しまで可とする)) **の推進**
- ・ **ベビーシッターの利用料助成の非課税化** (令和3年度税制改正で対応)
- ・ **企業主導型ベビーシッターの利用補助の拡充** (1日1枚→1日2枚)
- ・ **育児休業等取得に積極的に取り組む中小企業への助成事業の創設**

【令和3年の通常国会に子ども・子育て支援法の改正法案を提出予定】

新子育て安心プラン

○ 令和3年度から令和6年度末までの4年間で約14万人分の保育の受け皿を整備する。

<ポイント>

- ・ 第2期市町村子ども・子育て支援事業計画の積み上げを踏まえ、保育の受け皿を整備。
- ・ できるだけ早く待機児童の解消を目指すとともに、女性(25~44歳)の就業率の向上に対応。

(参考) 平成31年：77.7%、現行の子育て安心プランは80%に対応、令和7年の政府目標：82%(第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略)

- ・ 地域の特性に応じた支援を実施。
- ・ 仕事・職場の魅力向上を通じた保育士確保を推進。
- ・ 幼稚園・ベビーシッターを含めた地域のあらゆる子育て資源を活用。



①地域の特性に応じた支援

必要な方に適切に保育が提供されるよう、地域の課題を丁寧に把握しつつ、地域の特性に応じた支援を実施。

○保育ニーズが増加している地域への支援

子育て安心プランにおける保育の受け皿確保の取組を引き続き推進。

<施策例>

- ・新子育て安心プランに参加する自治体への**整備費等の補助率の嵩上げ**
- ・待機児童対策協議会に参加する自治体への**改修費等の補助基準額の嵩上げ・先駆的取組への支援**

○マッチングの促進が必要な地域への支援

保護者への「寄り添う支援」を強化し、マッチングを促す。

<施策例>

- ・**保育コンシェルジュによる相談支援**の拡充
 - >待機児童数が50人未満である市区町村でも新子育て安心プランに参画すれば利用可能とする
- ・**巡回バス等による送迎**に対する支援の拡充
 - >送迎バスの台数や保育士の配置に応じたきめ細かな支援を行う
- ・**利用者の利便性向上のための改修等の補助**対象への追加

○人口減少地域の保育の在り方についても別途検討を進める

②魅力向上を通じた保育士の確保

保育士が生涯働ける魅力ある職場づくりを推進するとともに、職業の魅力を広く発信する。

<施策例>

- ・**情報発信のプラットフォーム構築**
- ・**保育補助者の活躍促進**
 - >「勤務時間30時間以下」との補助要件を撤廃
- ・**短時間勤務の保育士の活躍促進**
 - >待機児童が存在する市町村において各クラスで常勤保育士1名必須との規制をなくし、それに代えて2名の短時間保育士で可とする
- ・**保育士・保育所支援センターの機能強化**
 - >現職保育士の就業継続に向けた相談を補助対象に追加
- ・**若手保育士や保育事業者等への巡回支援**の拡充
 - >働き方改革支援コンサルタントの巡回や魅力ある職場づくりに向けた啓発セミナーの実施を補助対象に追加

③地域のあらゆる子育て資源の活用

利用者のニーズにきめ細かく対応するため、幼稚園・ベビーシッターなど、地域のあらゆる子育て資源を活用する。

<施策例>

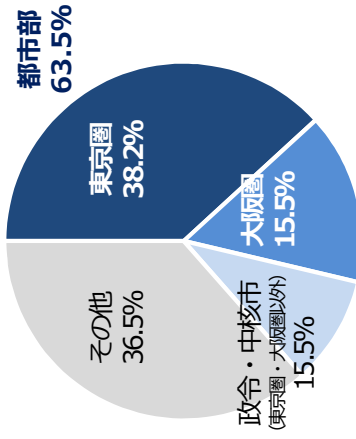
- ・**幼稚園の空きスペースの活用**
 - >預かり保育等のスペース確保のための施設改修等の補助を新設
 - >待機児童が存在する市区町村において空きスペースを活用した小規模保育の利用定員の上限(19人)を弾力化(3人増し→6人増しまで可とする)
- ・**ベビーシッターの活用**
 - >利用料に関する自治体等の助成を非課税所得とする(令和3年度税制改正で対応)
 - >企業主導型ベビーシッターの利用補助を拡充(1日1枚→1日2枚)
- ・**育児休業等の取得促進**
 - >育児休業等取得に積極的に積極的に取り組む中小企業への助成事業の創設(令和3年の通常国会に子ども・子育て支援法の改正法案を提出予定)

①待機児童の現状

市区町村の待機児童の状況は様々。全国の市区町村のうち約8割の市区町村は待機児童を解消。待機児童のいる市区町村では以下のような特徴がある。

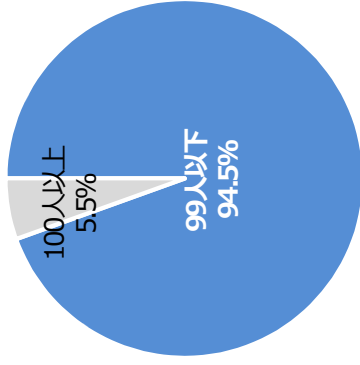
○待機児童の6割超が都市部で発生

<待機児童の地域別割合>



○待機児童のいる市区町村の9割超が99人以下

<待機児童のいる市区町村の割合>



②保育士確保の現状

保育士の確保を進めるに当たり、保育業務に関する以下の課題が存在する。

○保育士が退職した理由 (複数回答)

仕事が多い: 27.7%

○保育士が再就業する場合の希望条件 (複数回答)

勤務時間: 76.3%

雇用形態(パート・非常勤採用): 56.0%

※いずれも「東京都保育士実態調査報告書」(令和元年5月公表)より

③地域における子育て資源の現状

地域においては、保育所の他にも、幼稚園・ベビーシッターなどの子育て資源が存在する。

<幼稚園>

- ・令和元年度までに**幼稚園の24.9%が認定こども園に移行**
- ・**預かり保育(3~5歳児)の実施率: 87.8%** (令和元年度)
- ・**幼稚園等の定員充足率: 63.0%** (令和元年5月1日)

<ベビーシッター>

- ・主に通常の保育と組み合わせて利用
- ・**企業主導型について利用の補助(1日1枚、月24枚が上限)を実施**

新子育て安心プラン 参考資料

保育所等整備交付金

(令和2年度予算) 638億円 → (令和3年度予算案) 497億円
((令和2年度3次補正予算案) 158億円)

【趣旨】

市区町村が策定する整備計画等に基づき、保育所、認定こども園及び小規模保育事業所に係る施設整備事業及び保育所等の防音壁設置の実施に要する経費に充てるため、市区町村に交付金を交付する。

(※) 市区町村が作成する保育所等の整備に関する計画(市区町村整備計画)による整備等の実施に必要な経費の一部を支援するため、児童福祉法第56条の4の3に基づく交付金として平成27年度に創設。

◆「新子育て安心プラン」に参加する自治体についても、補助率の嵩上げ(1/2→2/3)等を引き続き実施。

【対象事業】

- ・ 保育所整備事業
- ・ 認定こども園整備事業(幼稚園型)
- ・ 小規模保育整備事業
- ・ 防音壁整備事業
- ・ 防犯対策強化整備事業

【実施主体】 市区町村

【設置主体】 社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人、公益財団法人、学校法人等
(保育所及び認定こども園については公立を除く)

【補助割合】 国1/2、市区町村1/4、設置主体1/4

※ 新子育て安心プランに参加する等一定の要件を満たす場合は、国2/3、市区町村1/12、設置主体1/4

保育所等改修費等支援事業【拡充】

(保育対策総合支援事業費補助金 令和2年度予算：394億円の内数 → 令和3年度予算案：402億円の内数)
 (令和2年度3次補正予算案：160億円)

【趣旨】

賃貸物件を活用して保育所等を設置する際や、幼稚園において長時間預かり保育を実施する際、認可外保育施設が認可保育所等の設備運営基準を満たすために必要な改修費等の一部を補助する。

(※)都市部を中心に保育所等の整備が困難な状況にかんがみ、賃貸物件等を活用して保育所等を設置するために必要な改修費等の一部を補助するため、平成20年度に創設。

《拡充》

- ・ 「新子育て安心プラン」に参加する自治体についても、補助率の嵩上げ（1／2→2／3）を引き続き実施。
- ・ ニーズに応じた受け皿整備による待機児童の解消や、地域偏在による待機児童の解消、保育環境の向上等を図るため、利用者の利便性向上のための改修や、よりよい保育の環境を整備するための改修等も補助対象に加える。

【対象事業】 (1) 賃貸物件による保育所等改修費等支援事業 (2) 小規模保育改修費等支援事業
 (3) 幼稚園における長時間預かり保育改修費等支援事業 (4) 認可化移行改修費等支援事業
 (5) 家庭的保育改修等支援事業

【実施主体】 市区町村

【補助基準額】 ※ ①緊急対策参加自治体、②待機児童対策協議会に参加する等一定の要件を満たす自治体

(1) 新設または定員拡大の場合			
1 施設当たり	利用 (増加) 定員19名以下	15,000千円	(① 20,000千円、② 23,000千円)
	利用 (増加) 定員20名以上59名以下	27,000千円	(① 32,000千円、② 35,000千円)
	利用 (増加) 定員60名以上	55,000千円	(① 60,000千円、② 63,000千円)
老朽化対応の場合 1 施設当たり		27,000千円	(① 32,000千円)
(2) 1 事業所当たり		22,000千円	(① 32,000千円、② 35,000千円)
(3) 1 施設当たり		22,000千円	(① 32,000千円、② 35,000千円)
(4) 1 施設当たり		32,000千円	(② 35,000千円)
(5) 保育所で行う場合 1 か所当たり		22,000千円	(① 32,000千円、② 35,000千円)
保育所以外で行う場合 1 か所当たり		2,400千円	

【補助割合】 (1)～(4) 国：1／2、市区町村：1／4、設置主体：1／4

※ 新子育て安心プランに参加する等一定の要件を満たす場合は、国2／3、市区町村1／12、設置主体1／4
 (5) 国：1／2、市区町村：1／2

※ 新子育て安心プランに参加する等一定の要件を満たす場合は、国2／3、市区町村1／3

待機児童対策協議会参加自治体への支援施策

(保育対策総合支援事業費補助金 令和2年度予算：394億円の内数 → 令和3年度予算案：402億円の内数)

待機児童対策協議会において、①待機児童の解消に向けた受け皿整備、保育人材の確保・資質の向上に係る取組の達成状況を評価するための地域の实情に②応じた評価指標（KPI）を設定し、③見える化をすることで、より強力に待機児童対策に取り組む自治体を支援する。



1. 受け皿整備等



(1) 保育所等改修費等支援事業（市区町村）〈前掲〉

賃貸物件等による保育所等を設置するための改修費等の補助基準額の高上げ
 ※ 補助基準額
 賃貸物件による保育所改修費等支援事業(20名以上59名以下の場合)
 35,000千円（通常27,000千円）

(2) 都市部における保育所等への賃借料支援事業（市区町村）〈前掲〉

新設の場合に限り、建物借料と公定価格の賃借料加算の乖離が2倍を超えた場合についても補助（通常は3倍）
 ※ 補助基準額 12,000千円（通常22,000千円）

(3) 待機児童対策協議会推進事業（都道府県）

保育所等の広域利用調整や公有地等の保育所等設置に係る調整や市区町村をまたぐ保育対策関係事業の取組状況の横展開を担う職員を配置
 ※ 補助基準額 2,678千円
 ※ 補助割合 国：1/2、都道府県：1/2

2. 保育人材の確保

(1) 潜在保育士の再就職支援（都道府県、指定都市、中核市）〈前掲〉

保育士・保育所支援センターにおいて、潜在保育士の把握や保育人材の掘り起こしを担う職員（保育士再就職支援コーディネーター）を追加配置
 ※ 補助基準加算額 4,000千円

(2) 保育人材等就職・交流支援事業（市区町村）〈前掲〉

市区町村において、保育人材の掘り起こしを担う職員（就職支援コーディネーター）を追加配置
 ※ 補助基準加算額 4,000千円

3. 地方自治体からの提案型事業



○ 新たな待機児童対策提案型事業（都道府県、市区町村）

待機児童対策協議会に参加する自治体の実施する、待機児童解消に向けた先駆的な取組を支援
 ※ 補助基準額 厚生労働大臣が認めた額（上限10,000千円の定額補助）
 ※ 補助割合 国：10/10

KPI項目・指標及び見える化

設定及び見える化するKPI項目・指標は、待機児童の解消に向けた受け皿整備、保育人材の確保・資質の向上に係る取組であって、地域の实情に応じた達成状況の見える化に適したものとす。

「1. 受け皿整備等」に関するKPI（例）

- ✓ 待機児童数（対前年度減）（市区町村） ✓ 認可保育所等に移行した認可外保育施設数（市区町村）
- ✓ 広域利用に係る協定の締結を目指す各市区町村の施設ごとの市境を越えた受け入れ児童数（都道府県、市区町村）

「2. 保育人材の確保」に関するKPI（例）

- ✓ 保育士養成校の卒業生の保育所等への就職件数の増加数（都道府県）
- ✓ 潜在保育士の「保育士・保育所支援センター」への新規届出件数（都道府県）
- ✓ 「保育士・保育所支援センター」への求人登録の件数（都道府県） ✓ 保育士の平均勤続年数（都道府県、市区町村）



利用者支援事業（特定型（保育コンシエルジュ））

令和2年度予算 1,453億円の内数 → 令和3年度予算案 1,691億円の内数
 （子ども・子育て支援交付金（内閣府）及び重層的支援体制整備事業交付金（厚生労働省））

1. 事業概要

主として市町村の窓口で、子育て家庭等から保育サービスに関する相談に応じ、地域における保育所や各種の保育サービスに関する情報提供や利用に向けての支援などを行う。

《職員配置》 専任職員（利用者支援専門員）を1名以上配置

※子育て支援員基本研修及び専門研修（地域子育て支援コース）の「利用者支援事業（特定型）」の研修を修了している者が望ましい

実施主体：市町村（特別区を含む）

《令和3年度補助基準額（案）》

①基本分 3,075千円

②加算分

補助率：国2/3（都道府県1/6、市町村1/6）

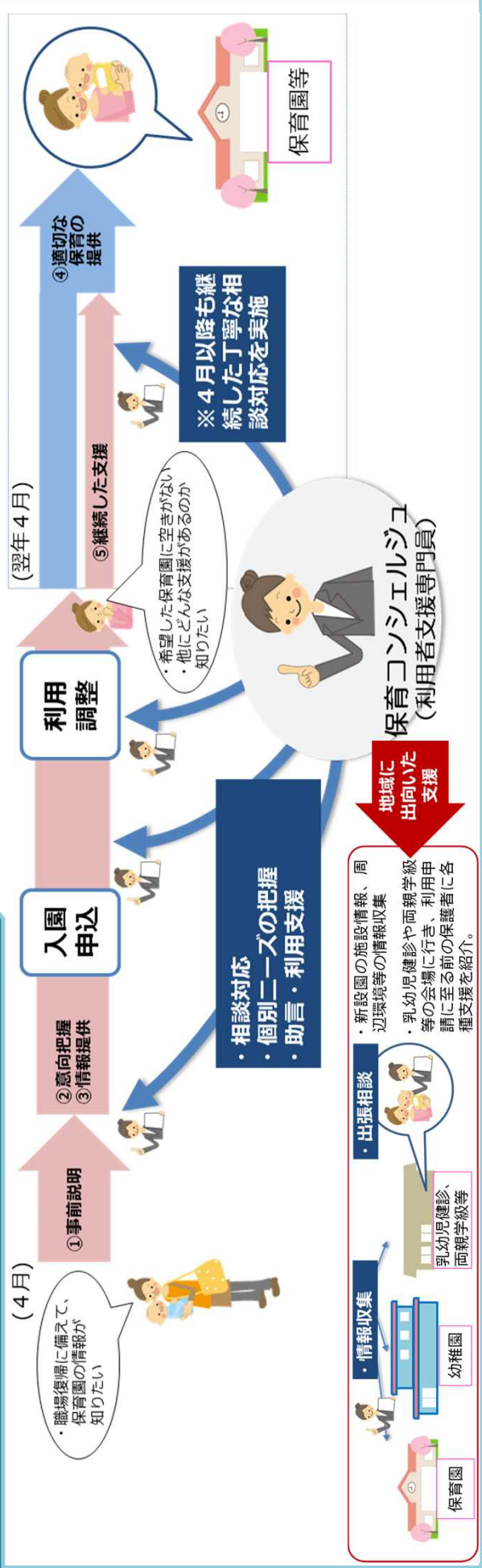
実施か所数：H30年度375か所 → R元年度389か所

夜間開所	休日開所	出張相談支援	機能強化取組	多言語対応	特別支援対応
1,406千円	757千円	1,082千円	1,875千円	805千円	750千円

2. 令和3年度予算案における拡充

保護者に「寄り添う支援」の実施を促し、地域におけるミスマッチの解消を図るため、実施要件を緩和し、**待機児童数が50人未満である市町村でも「子育て安心プラン」に参画すれば利用可能**とする。

3. 事業実施イメージ（保護者に「寄り添う支援」の実施）



広域的保育所等利用事業【拡充】

(保育対策総合支援事業費補助金 令和2年度予算：394億円の内数 → 令和3年度予算案：402億円の内数)

事業内容

1 こども送迎センター等事業

- 市区町村が設置するこども送迎センター等から各保育所等への子どもの送迎を行うためのバスの購入費、運転手雇上費、駐車場の賃借料、送迎センターの実施場所の賃借料及び子どもの送迎時に付き添う保育士等の雇上費等の補助を行う。

2 代替屋外遊戯場送迎事業

- 各保育所等から遠距離にある屋外遊戯場に代わる場所への児童の送迎を行うためのバスの購入費、運転手雇上費、駐車場の賃借料及び子どもの送迎時に付き添う保育士等の雇上費等の補助を行う。

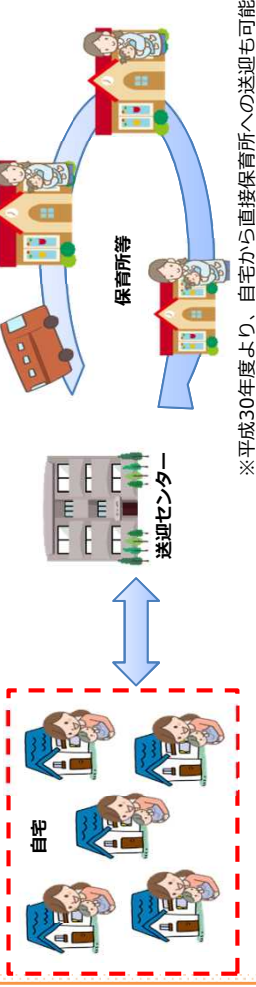
3 こども送迎センター設置改修事業（H30創設）

- 既存の建物を改修してこども送迎センターを設置する場合、建物の改修に必要な経費の補助を行う。

実施主体

- 市区町村
 - 国：1 / 2、市区町村：1 / 2
 - <こども送迎センター等事業>
H30：28自治体（33か所） R1：34自治体（41か所）
 - <代替屋外遊戯場送迎事業送迎センター等事業>
H30：1自治体（1か所） R1：2自治体（7か所）
- ※いずれもR1年度は交付決定ベース

事業イメージ



令和3年度予算における対応（案）《拡充》

- 送迎センターのか所数によらず、送迎バスの台数や保育士の配置に応じて加算できる仕組みとする。
- こども送迎センター等事業を実施する委託事業者が損害保険等に加入した場合の保険料等を補助する。
- 保育所等への送迎後の空き時間を有効活用できるよう、保育所等への巡回以外の時間帯において、一時預かり事業等への巡回を可能とする。

【補助基準額（案）】

- ・ 保育士雇上費 5,000千円（加配数に応じて3,000千円を加算）
- ・ 運転手雇上費 5,000千円（加配数に応じて3,000千円を加算）
- ・ 事業費（損害賠償保険含む）
10,202千円（自宅送迎の場合 1,119千円）
- ・ バス購入費 15,000千円
- ・ バス借上費 7,500千円
- ・ 改修費 7,270千円

人口減少地域等における保育に関するニーズや事業継続に向けた取組事例に関する調査研究

(令和2年度子ども・子育て支援推進調査研究事業)

1. 本調査研究の目的

- 人口減少地域においては、今後、利用児童の減少に伴い、
 - ・利用定員を満たさない状態での施設運営、
 - ・継続利用の確保など、

地域の保育ニーズに対応した保育の受け皿の確保、安定的な事業継続が困難な状況が、生じる可能性がある。

- 本調査研究では、
 - ・人口減少地域等におけるニーズに対応した保育の提供確保に向けた取組事例や、
 - ・今後検討すべき課題について調査、検討する。(今年度末に報告書を取りまとめる予定)

2. 本調査研究の概要

- 以下の3つを組み合わせ実施予定。

①自治体調査

離島・へき地を含め今後人口減少が見込まれる全国の市町村に対して、地域の保育ニーズに対応した保育の提供確保に向けて現在行っている事業継続支援等の取組みや今後の対応方針、現在認識している課題等に係るアンケート調査を実施。

②ヒアリングの実施

自治体に対するアンケート調査の結果を踏まえ、先進的な取組みを行っている自治体(13自治体程度)と、現在、課題を抱えている自治体(7自治体程度)それぞれから、より詳細な取組内容や認識等をヒアリング。

③研究会の開催

自治体担当者、保育関係者、有識者からなる研究会を開催し、①自治体調査と②ヒアリングにおいて得られた結果を踏まえ、人口減少地域等における保育ニーズに対応した保育の確保に向けた事業継続等に係る取組みの在り方について検討。

(参考) 子ども・子育て支援新制度施行後5年の見直しに係る対応方針について(令和元年12月10日子ども・子育て会議)抄

「離島・へき地を含む人口減少地域等における保育に関するニーズの見通しや取組事例を把握するための実態調査の実施など、その実態の把握や対応策として何が考えられるかの検討に着手すべき」

保育士・保育の現場の魅力発信事業【新規】

(保育対策総合支援事業費補助金 令和3年度予算案：402億円の内数)

【事業内容】

保育士を目指す方や保育士に復帰しようとする方が増え、保育現場で就業しやすくなるよう、①保育士という職業や保育の現場の魅力発信や②保育士が相談しやすい体制を整備し、保育士確保や就業継続を図る。

- ① 保育士という職業や保育の現場の魅力発信
保育技術の見える化など情報発信のプラットフォームを国において作成し、それを活用しながら以下の取組みを実施
(具体的な取組)
 - ・ 保育体験イベント
 - ・ 情報発信サイト
 - ・ 進路指導担当や中高生などに対する魅力発信 等
- ② 保育士が相談しやすい体制整備
(具体的な取組)
 - 1) 保育士の相談窓口 (SNS等も含む) の設置
 - ・ 心理職や社労士等を配置し、人間関係や労働条件等に関する相談支援を実施
 - ・ 相談内容に応じて、保育所等に対して、必要な指導・助言
 - 2) コロナウイルス感染症に関する相談支援
 - ・ 気軽に相談できる感染対策相談窓口の設置
 - ・ 職員の尊厳を重視した専門家による相談支援を実施

【実施主体】

- ① 都道府県、指定都市
- ② 都道府県、市町村

【補助基準額】

- ① 1自治体あたり：8,108千円
- ② 1自治体当たり：1) 4,035千円 2) 5,599千円

【補助割合】

- ① 国：1/2、都道府県・指定都市：1/2
- ② 国：1/2、都道府県・市町村：1/2

保育補助者雇上強化事業【拡充】

(保育対策総合支援事業費補助金 令和2年度予算：394億円の内数 → 令和3年度予算案：402億円の内数)

【事業内容】

保育所等における保育士の業務負担を軽減し、保育士の離職防止を図ることを目的として、保育士の補助を行う保育補助者の雇上げに必要な費用を補助する。

【実施主体】 市区町村

【補助基準額】

定員121人未満の施設：年額2,333千円 又は年額3,111千円※ / 定員121人以上の施設：年額4,666千円 又は年額6,222千円※
 ※保育士確保が困難な地域

【保育補助者の要件】

保育所等での実習等を修了した者等

<要件撤廃>

【現行】保育補助者は、原則として勤務時間が週30時間以下であること

【撤廃理由・見直し後】事業の促進を図るため、当該規定を撤廃

【補助割合】

国：3/4、都道府県1/8・市区町村（指定都市・中核市除く）1/8 / 国：3/4、市区町村1/4



短時間勤務の保育士の活用

現行制度の概要

- 保育所に配置される保育士について、入所児童の処遇水準の確保が図られる場合で、次の要件の全てを満たす場合には、最低基準上の定数の一部に短時間勤務（1日6時間未満又は月20日未満勤務）の保育士を充てても差し支えないこととされている。
- ① 常勤の保育士が各グループに1名以上（乳児を含む各組や各グループであって当該組・グループに係る最低基準上の保育士定数が2名以上の場合には、1名以上ではなく2名以上）配置されていること
- ② 常勤の保育士に代えて短時間勤務の保育士を充てる場合の勤務時間数が、常勤の保育士を充てる場合の勤務時間数を上回ること。

見直し案

- 潜在保育士の保育現場への再就職を促進する観点から、短時間勤務の保育士の配置に関する要件①について、
・ 令和2年以降の各年4月1日時点のいずれかの待機児童数が1人以上である市区町村において、
・ 常勤の保育士が十分に確保できずに子どもを受け入れることができないなど、市区町村がやむを得ないと認める場合には、
各組や各グループで1名以上常勤の保育士を配置を求める規制を撤廃し、1名の常勤の保育士に代えて2名の短時間勤務の保育士を充てても差し支えないこととする。

- その際、交替に当たつての適切な引継ぎや、保育の計画や評価を共有する機会の確保など、利用児童の処遇水準の確保に努めるとともに、一部の職員に業務の負担が過剰に偏ることがないよう、適切な業務分担を行うこととする。

(参考)

- 保育士が再就業する場合の希望条件（複数回答）

勤務時間：76.3% 雇用形態(パート・非常勤採用)：56.0%

※「東京都保育士実態調査報告書」（令和元年5月公表）より

保育士・保育所支援センター設置運営事業【拡充】

(保育対策総合支援事業費補助金 令和2年度予算：394億円の内数 → 令和3年度予算案：402億円の内数)

【主な事業内容】

- 潜在保育士に対する取組
 - ・再就職に関する相談・就職あっせん、求人情報の提供
- 人材バンク機能等の活用
 - ・保育所への離職時に保育士・保育所支援センターに登録し、再就職支援（求人情報の提供や研修情報の提供）を実施
 - ・また、新たに保育士登録を行う者に対しても保育士・保育所支援センターへの登録を促し、登録された保育士に対し、就業状況等の現況の確認や就職支援等を行うことにより、潜在保育士の掘り起こしを行う。

<拡充>以下の事業の拡充を図る。

- ①現職保育士に対して就業継続に向けた必要な相談支援や、保育補助者や保育支援者のマッチングに係る経費を補助対象に加える。
- ②保育士・保育所支援センターが、シルバー人材センターと合同で実施する就職相談会に係る経費を補助対象に加える。
- ③保育士・保育所支援センターの情報発信機能の強化、管内の保育所等を巡回して求人情報の収集やヒアリング等を実施しマッチング機能の向上。

【実施主体】 都道府県・指定都市・中核市

【補助基準額】

保育士・保育所支援センター運営費：7,200千円
 保育士再就職支援コーディネーター雇上費：4,000千円

※マッチングの実績が年50件以上ある場合、4,000千円（1名分）を加算

※待機児童対策協議会参加自治体の場合、コーディネーターの更なる追加配置を支援

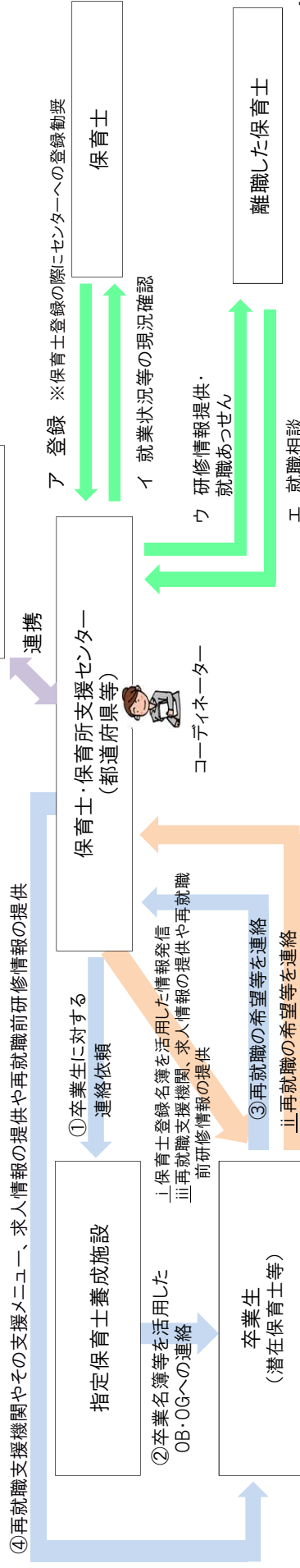
復職前研修実施経費：469千円

保育士登録簿を活用した就職促進：3,664千円

マッチングシステム導入費：7,000千円

【補助割合】 国：1/2 都道府県・指定都市・中核市：1/2

【保育士・保育所支援センターの取組例】



若手保育士や保育事業者等への巡回支援事業【拡充】

(保育対策総合支援事業費補助金 令和2年度予算：394億円の内数 → 令和3年度予算案：402億円の内数)

【事業内容】

保育士の離職防止や保育所等の勤務環境の改善を図るため、下記支援員が保育所等を巡回支援するために必要な費用の一部を補助する。

- ① 「保育事業者コンサルタント」：保育の質の向上や事故防止、保護者・地域住民等とのトラブル等に関する助言・指導
- ② 「保育士支援アドバイザー」：若手保育士等のスキルアップを図るため、保育業務全般に関する助言・指導
- ③ 「巡回アドバイザー」：放課後児童クラブにおいて、子どもの安全の確保や子どもの主体的な活動を尊重しつつ、子どもの自主性、社会性等のより一層の向上を図るための助言・指導

<拡充>

以下の事業のメニューを新たに追加する。

- ① 社会保険労務士などが巡回し保育所等の事業者を支援する、「保育士働き方改革支援コンサルタント」のメニューを追加
- ② 魅力ある職場づくりに向けた保育所等の啓発セミナーを開催
- ③ 保育所の自己評価等の充実により保育の質の確保・向上を図り、働きがい高められるよう、「保育実践充実コーデイネーター」のメニューを追加
- ④ 公開保育実施の支援や各保育所の自己評価の促進を図るため、「地域協議会（仮称）」を開催

【実施主体】 都道府県、市区町村

【補助基準額】

保育事業者コンサルタント、保育士支援アドバイザー、放課後児童クラブ巡回アドバイザー：1自治体当たり それぞれ4,064千円

働き方改革支援コンサルタント、保育実践コーデイネーター：1自治体当たり それぞれ4,064千円

魅力ある職場づくりに向けた啓発セミナー、自己評価地域協議会：1自治体当たり それぞれ1,624千円

【補助割合】

国：1/2、都道府県、市区町村：1/2

私立幼稚園施設整備費補助金

令和3年度予算額(案)
(前年度予算額)

5億円
5億円)



文部科学省

令和2年度第3次補正予算額(案) 15億円

緊急の課題となっている耐震化のための園舎、外壁や天井等の非構造部材の耐震対策、防犯対策、アスベスト対策、付帯設備の工口改修等に要する経費の一部を補助。特に、預かり保育など**コロナ禍においても子供を安心して育てることができる環境整備や、感染症予防の観点からの衛生環境の改善**を促進する。



- | | | | |
|---|-------------|---|--|
| 1 | 耐震補強工事 | … | 耐震補強、非構造部材の耐震対策、防災機能強化 |
| 2 | 防犯対策工事 | … | 門・フェンス・防犯監視システム等の設置工事 |
| 3 | 新築・増築・改築等事業 | … | 新築、増築、耐震改築、その他危険建築物の改築・改修
〔預かり保育への対応、分散保育に対応するための保育スペースの確保、
吹雪対策のための除雪等〕 |
| 4 | アスベスト等対策工事 | … | アスレチック遊具、屋外ステージ等の整備 |
| 5 | 屋外教育環境整備 | … | 太陽光発電の設置、省エネ型設備等の設置・改修
〔トイレの乾式化、分散保育に対応するための空き教室の空調整備等〕 |
| 6 | 工口改修事業 | … | |
| 7 | バリアフリー化工事 | … | スロープの設置、障害者用トイレのバリアフリー化等 |

対象校種	私立の幼稚園	補助割合	国1/3、事業者2/3 ※地震による倒壊等の危険性が高い施設の耐震補強 国1/2、事業者1/2
実施主体	事業者（学校設置者）	補助対象経費	工事費、実施設計費、耐震診断費等

現行制度の概要

- 小規模保育事業（利用定員：6人以上19人以下）について、以下のいずれの要件も満たす場合には、公定価格の減算措置を講じている。
 - ① 直前の連続する5年間に利用定員を超過していること
 - ② 各年度の年間平均在所率が120%以上の状態にあること
- ※ 利用定員を超えて受け入れる場合であっても、事業所の設備又は職員数が、利用定員を超えて利用する子どもを含めた利用子ども数に照らし、設備運営基準等を満たしていることが必要。
- これにより、小規模保育事業については、利用定員を超えて、22人（利用定員が19人の場合）までの受け入れが可能となっている。

見直し案

- 公定価格の減算措置を講じる要件②について、
 - ・ 令和2年以降の各年4月1日時点のいずれかの待機児童数が1人以上である市区町村において、
 - ・ 幼稚園と同一の敷地内又は隣接する敷地内において小規模保育事業を実施する場合には、各年度の年間平均在所率を133%（利用定員の3分の1程度）まで緩和する。
- ※ 利用定員を超えて受け入れる場合であっても、事業所の設備又は職員数が、利用定員を超えて利用する子どもを含めた利用子ども数に照らし、設備運営基準等を満たしていることが必要。
- この場合、小規模保育事業においては、25人（利用定員が19人の場合、現行の3人増しから6人増しまで拡大）までの受け入れが可能となる。

子育て支援に要する費用に係る税制上の措置の創設

(所得税、個人住民税) (内閣府と共同要望)

1. 大綱の概要

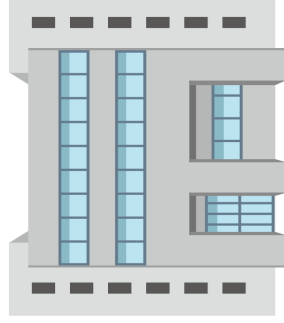
- 国又は地方公共団体が行う保育その他の子育てに対する助成をする事業その他これに類する一定の助成をする事業により、これらの助成を受ける者の居宅において保育その他の日常生活を営むのに必要な便宜の供与を行う業務又は認可外保育施設その他の一定の施設の利用に要する費用に充てるため給付される金品については、所得税・個人住民税を課さないこととする。

2. 制度の内容

- 地方自治体等 (※) が行う子育て支援に係るベビーシッターの利用料等の助成について、非課税とする。
(※企業主導型ベビーシッター利用者支援事業を含む。)

【イメージ】

国又は地方自治体



利用料を助成

(これまで) 雑所得



(改正後)

非課税

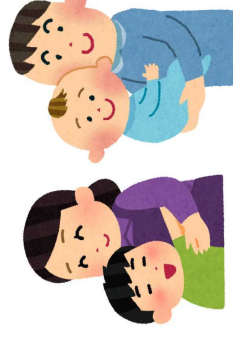
利用者



利用料



ベビーシッター等



企業主導型ベビーシッター利用者支援事業（仕事・子育て両立支援事業費補助金）

【令和2年度予算額：3.8億円 → 令和3年度予算案：7.8億円】

多様な働き方をしている労働者がベビーシッター派遣サービスを利用した場合に、その利用料金の一部を助成するとともに、ベビーシッター事業者及びベビーシッターサービスに従事する者の資質向上のための研修、啓発活動を実施することにより、様々な時間帯に働いている家庭のベビーシッター派遣サービスの利用を促し、仕事と子育てとの両立に資する子ども・子育て支援の提供体制の充実を図る。

<事業内容>

①ベビーシッター派遣事業

繁忙期の残業や夜勤等の多様な働き方をしている労働者が、ベビーシッター派遣サービスを利用しやすくなるよう利用に係る費用の一部を支援する。（補助額2,200円/枚）

[令和3年度拡充内容]

○補助枚数：1日1枚 → 1日2枚 に引上げ（月の上限枚数24枚は変更しない。）

②ベビーシッター研修事業

ベビーシッター事業者及びベビーシッターサービスに従事する者の資質向上のための研修、啓発活動を実施する。
 <実施主体> 公募団体（独立行政法人、社会福祉法人、特定非営利活動法人、一般社団法人 等）

<補助単価（案）>

①ベビーシッター派遣事業 事業費：718,973千円 事務費：15,463千円

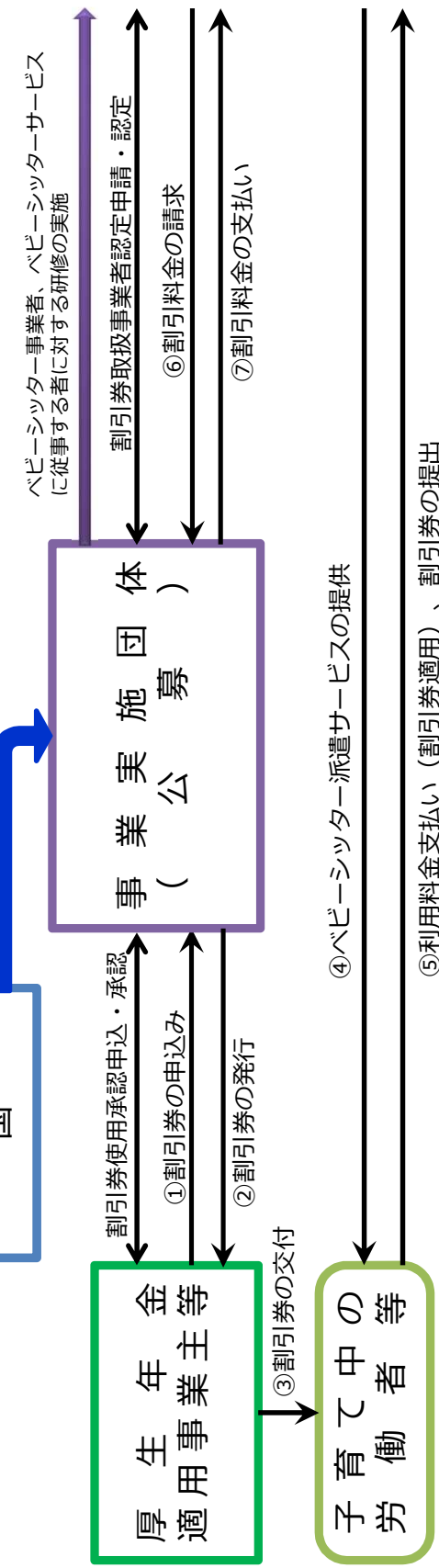
②ベビーシッター研修事業 事業費：26,113千円 事務費：19,749千円

<補助率> 定額（10/10相当）

<事業の仕組み>

公募、評価検討委員会開催、交付要綱発出、交付決定

国



ベビーシッター事業者（割引券取扱事業者）
 ・ マツダグループ型
 ・ シンペック型
 ・ タンク型
 ・ シンペック型
 ・ ベビーシッター事業者

子ども・子育て支援に積極的な中小企業に対する助成事業（仮称）

[拠出金財源]

- 女性就業率の増加傾向等に伴う保育サービスの需要が増えていることを踏まえ、社会全体で少子化対策に取り組むべく保育の受け皿確保を進めているところ、併せて子育て環境を整備する観点から、従業員に育児休業等を積極的に取得させている事業主に対し、助成金を支給する。
- 育児休業の取得は保育サービスに対する需要の低減にもつながるため、子育て支援に積極的な事業主を相互に支援する仕組みとし、事業主拠出金の負担増に対する緩和措置となることを期待する。

【事業概要】

企業からの申請により、助成金（定額）を支給。令和3年度から、当分の間の措置として実施。

【対象企業案】

- 次世代育成支援対策推進法に基づき、
- ・プラチナくるみん認定
- ・くるみん認定（前年度の取得のみ）

を取得している中小企業*（従業員300人以下規模の企業）

	くるみん累計 (うちプラチナ)	くるみん [H31.3.~R2.3.]	(参考) 企業数
大企業	2001 (308)	111	1万1157
中小企業	1311 (59)	116	357.8万

※企業数は、中小企業庁発表（平成30年11月30日付）による。

* 子育て環境の整備、育児休業等の取得の促進のため、企業数に比して認定企業数の割合が低い中小企業に対して支援を行うこととする。

【助成額案】 50万円/企業

【予算額案】 2.0億円（令和4年度以降は、毎年の実績等を踏まえ、所要額を精査し、協議の上決定する）

※ 子ども・子育て支援法を改正し、附則において、新規の補助事業を創設。

2020(令和2)年4月1日時点の待機児童数について

令和2年9月4日公表資料

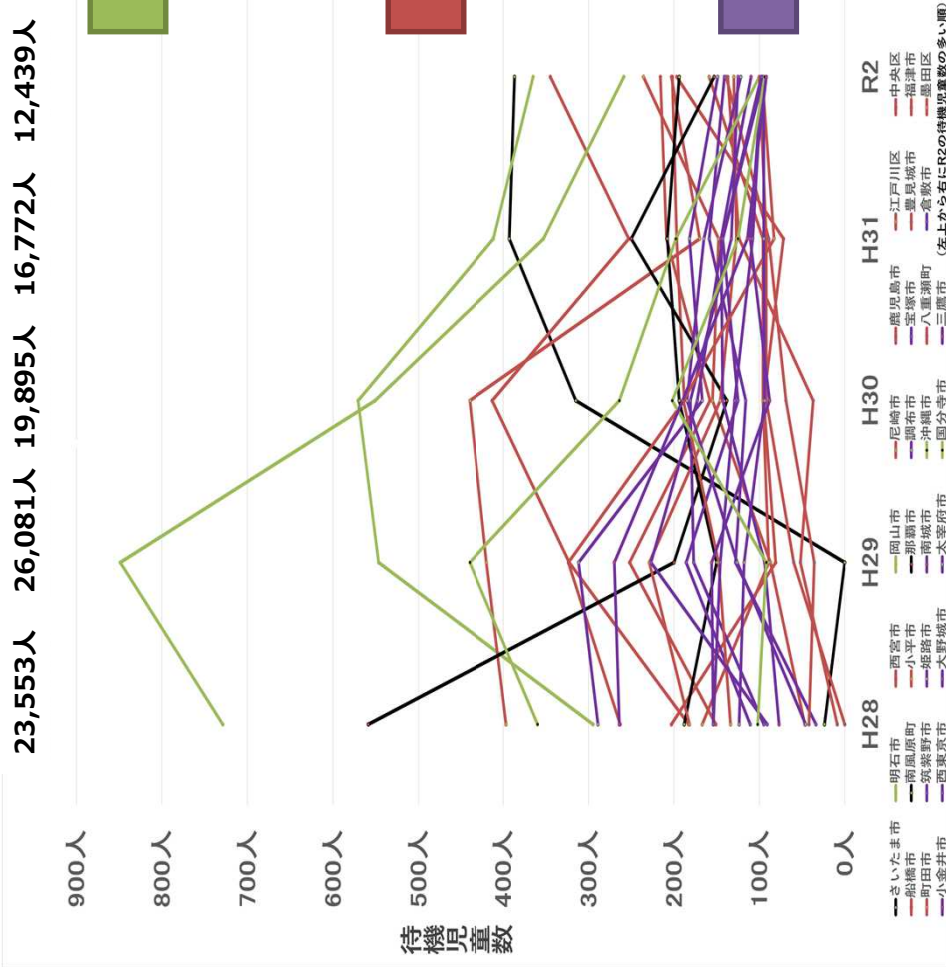
- 2020(令和2)年4月1日時点の待機児童数は12,439人 (対前年▲4,333人)。
- 待機児童数調査開始以来最少の調査結果。
- 2017(平成29)年の26,081人から、3年で13,642人減少し、待機児童数は半数以下に。
※自治体ごとの待機児童数のバラつきは低減し、減少の傾向
待機児童がいる自治体(400)中、300人以上は3自治体(昨年から▲1)、200人以上は8自治体(昨年から▲1)
- ※2019(令和元年)10月1日時点の待機児童数は3,376人減少。

	待機児童数		増減数
	4月1日時点	10月1日時点	
2013(平成25)年	22,741人	44,118人	▲2,009人
2014(平成26)年	21,371人	43,184人	▲934人
2015(平成27)年	23,167人	45,315人	2,131人
2016(平成28)年	23,553人	47,738人	2,423人
2017(平成29)年	26,081人	55,433人	7,695人
2018(平成30)年	19,895人	47,198人	▲8,235人
2019(平成31)年 (令和元年)	16,772人	43,822人	▲3,376人
2020(令和2)年	12,439人	-	▲4,333人
			17

市町村の特性に応じた待機児童解消支援の重点化・強化①

令和2年9月4日公表資料

- 2019(令和元)年度においては、2019(平成31)年4月時点の待機児童数を元に、以下の①～③に分類し、各自治体から要因・対策のヒアリングをするなど、個別の支援を実施。
 - ヒアリング実施状況：18都道府県83市区町村（2019(令和元)年10～11月）
- 2020(令和2)年度においても、更に待機児童の解消を図るため、引き続き、個別自治体への支援を行う。（次頁に続く）



- ① 過去2年で待機児童数が大きく(100人以上)減少した自治体 (22/1,741)
 - ✓ 減少傾向を継続させるため、保育の受け皿整備(補助率の嵩上げ)や保育人材の確保を引き続き支援
- ② 見込みを上回る申込者数の増等により、待機児童が増加した自治体(172/1,741)
 - ✓ 各自治体にヒアリングを行い、地域のニーズが満たせるよう、整備計画の見直しを実施し、保育の受け皿整備を着実に促進
- ③ 待機児童数が3年間1～100人台で推移している自治体(275/1,741)
 - ✓ 市区町村内の居宅から容易に移動することが可能な区域(保育提供区域)ごとに、申込者数の推移などを分析し、ニーズに応じた整備計画の検討や、保育コンシェルジュや巡回バスなどを活用したマッチング支援等を実施

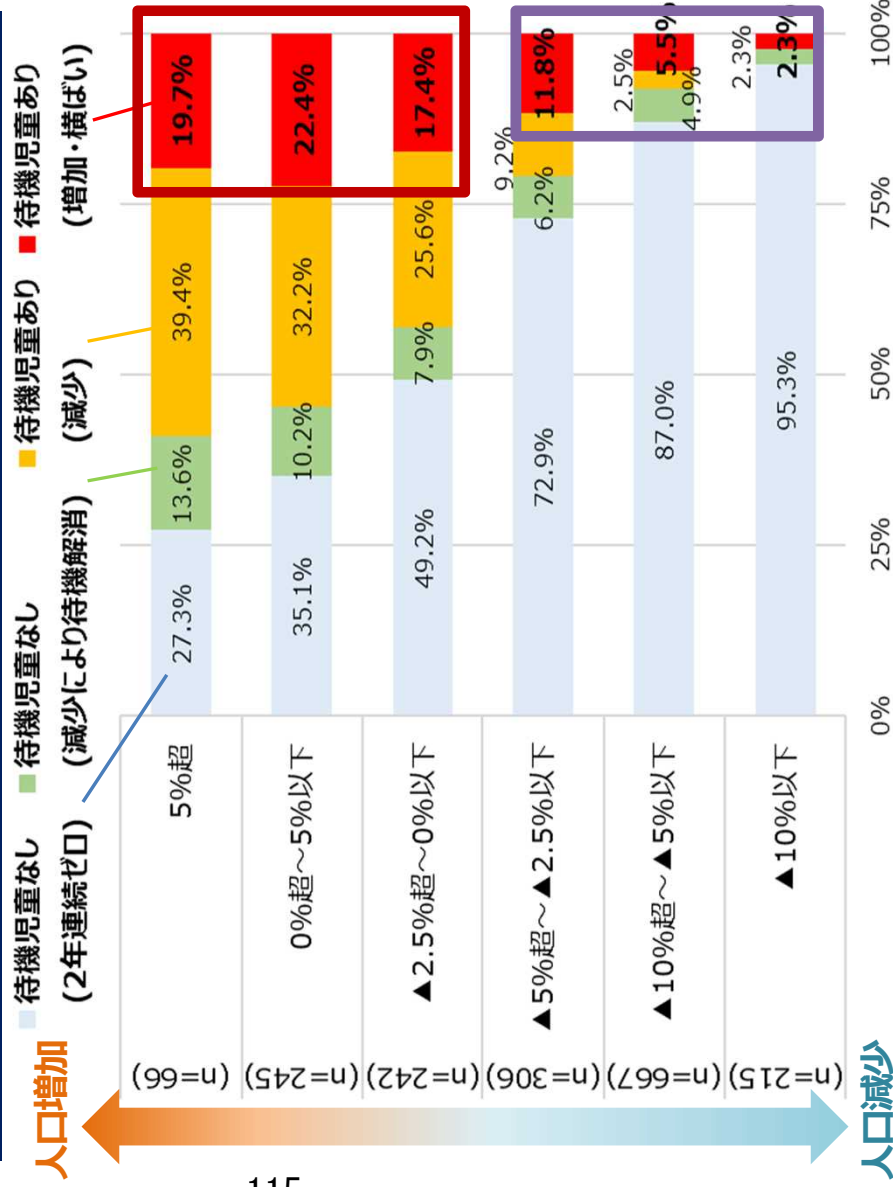
※ ①～③の自治体数は重複あり

市町村の特性に応じた待機児童解消支援の重点化・強化②

令和2年9月4日公表資料

- 2020(令和2)年4月時点の待機児童の状況を詳細に分析すると、**人口増加率が高いほど待機児童のいる自治体が多い**ことから、人口が増加している自治体には、引き続き、保育の受け皿整備を促す。
- 特に待機児童数が増えている自治体(図：赤色部分)については、**以下のとおり重点的な対策を行う**。

待機児童数の増減(人口増減率別、2013～2018年度)



① 人口増加率が高い自治体や人口減少率が低い自治体 (110/1,741)

- ✓ 待機児童対策協議会の活用を図りつつ、女性の就業率の上昇を踏まえ、保育の受け皿の更なる整備を促す。

② 人口が減少しているが待機児童数が増加している自治体 (78/1,741)

- ✓ 市区町村内の保育提供区域ごとの整備計画の再検討や、保育コンシエルジュ・巡回バス等を活用したマッチングを促す。
- ✓ 整備についても小規模保育事業の活用などを促す。
- ✓ また、保育士の不足が要因の一つとして考えられるため、保育士確保対策の取組を促す。

★ 人口減少地域の保育の在り方については、調査研究事業を実施し、別途検討。 19

保育の受け皿確保に向けた取組について①

令和2年9月4日公表資料

取組状況

○ 「子育て安心プラン」では、待機児童の解消を図り、女性の就業率8割に対応できるよう、約32万人分の受け皿確保を目標としているが、今回の調査の結果、2018～2020(平成30～令和2)年度末までの受け皿拡大見込み量は約31.2万人分であり、令和2年度末までに約324.7万人分の受け皿が確保される見込み。

今後の課題

○ 令和2年度中の保育の受け皿確保を進めるとともに、さらに女性の就業率の上昇(2025(令和7)年に82%の目標(第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略))に対応していくためには、更なる保育の受け皿確保が必要と考えられる。

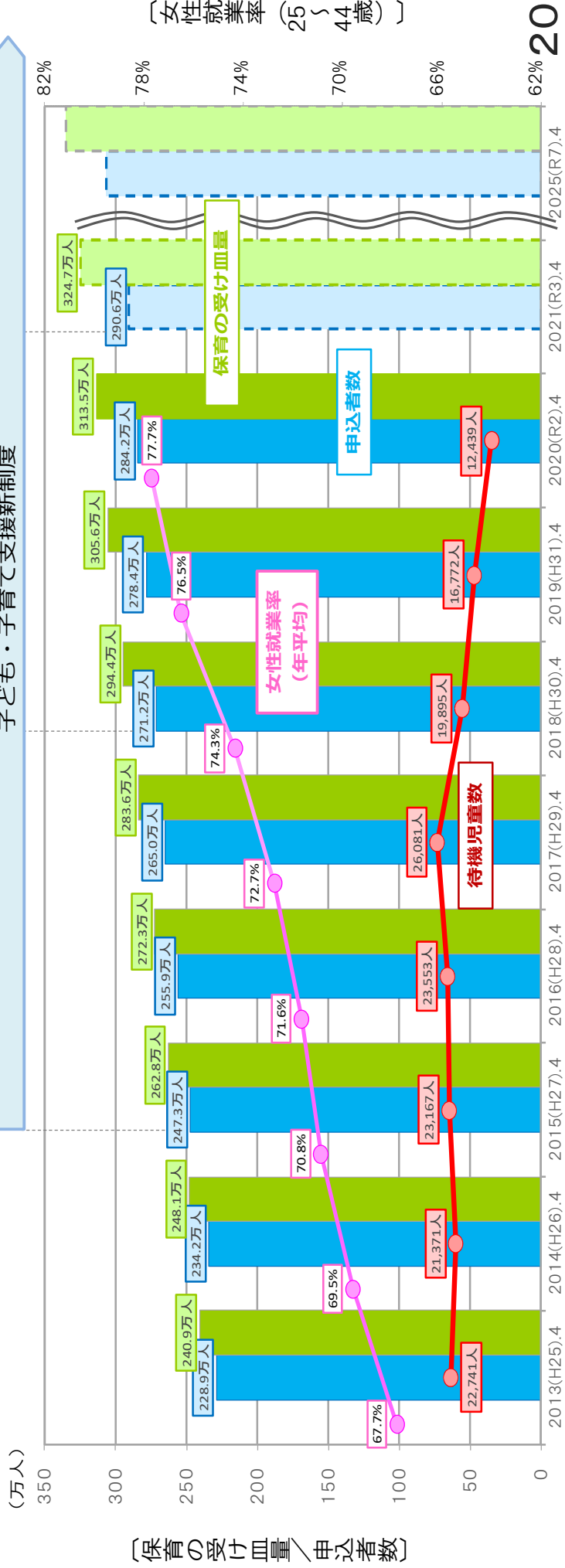
※ また、市町村の第2期子ども・子育て支援事業計画の積み上げでは、2024(令和6)年度末までに更に10万人超分の受け皿整備が必要という結果になっている。

待機児童解消加速化プラン

子育て安心プラン

更なる保育の受け皿確保

子ども・子育て支援新制度



保育の受け皿確保に向けた取組について②

令和2年9月4日公表資料

対応の方向性

- 待機児童数は着実に減少を続けているが、市区町村ごとにとみると、
 - ・ 更なる受け皿整備が必要な自治体、
 - ・ 保育提供区域内のマッチングや小規模な受け皿整備が必要な自治体、
 - ・ 待機児童はいないが人口減少が進んでいる自治体など、地域ごとに状況が異なっており、今後は地域の特性に応じた支援がより一層重要となる。
- また、女性の就業率については上昇傾向が続いており、今後の目標（2025（令和7）年に82%）に対応していくためには、更なる保育の受け皿確保が必要と考えられる。（参考）現行の子育て安心プランでは女性就業率8割に対応
- 以上のような観点を踏まえ、2021（令和3）年度以降の受け皿確保について、「経済財政運営と改革の基本方針2020」等に基づき、受け皿の数の見込みをさらに精査しつつ、地域の特性に応じた支援や保育士確保対策も含め、令和3年度予算編成過程において検討する。

（参考）

少子化社会対策大綱 ～新しい令和の時代にふさわしい少子化対策へ～（令和2年5月29日閣議決定）（抜粋）

（保育の受け皿整備の一層の加速）

- 「子育て安心プラン」等に基づく保育の受け皿整備
- ・ 就労希望者の潜在的な保育ニーズに対応し、就労しながら子育てしたい家庭を支えるため、「子育て安心プラン」に基づき、2020年度末までに待機児童解消を図り、女性就業率8割に対応できるよう、約32万人分の保育の受け皿を確保する。
- ・ 2021年度以降の保育の受け皿確保について、必要な者に適切な保育が提供されるよう、第2期市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の結果等を踏まえ検討するとともに、各地方公共団体の特性に応じたきめ細かな支援を行う。

経済財政運営と改革の基本方針2020 ～危機の克服、そして新しい未来へ～（令和2年7月17日閣議決定）（抜粋）

②少子化対策・女性活躍

2021年度以降の保育等の受け皿確保について、必要な者に適切な保育等が提供されるよう、第2期市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の結果等を踏まえ検討するとともに、各地方自治体の特性に応じたきめ細かな支援を行う。21

市町村子ども・子育て支援事業計画について

○市町村は、子ども・子育て支援法に基づき、国が示す基本指針に即して、5年を1期とする市町村子ども・子育て支援事業計画（以下「事業計画」という。）を作成することとされている（第1期：H27～R元年度、第2期：R2～R6年度）。

○各市町村の第2期事業計画における「確保方策」等の集計を行った（10月5日子ども・子育て会議で公表）。

「確保方策」＝潜在ニーズも含めた住民ニーズに対応する、市町村による提供体制の確保の予定（供給）

※自治体から報告があった数値の合計を全国集計値として記載（四捨五入）。

※事業計画上の算出方法が調査票と異なる一部市町村については推計値等を含む場合がある。

◆保育認定子どもの必要受け皿数 [確保方策]

+ 14.1万人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
確保方策	315.3万人	321.6万人	325.5万人	327.8万人	329.4万人
2号認定	182.7万人	185.5万人	186.8万人	187.8万人	188.5万人
3号認定	132.6万人	136.1万人	138.7万人	140.0万人	140.9万人

【参考】「子育て安心プラン実施計画」上の「利用定員数(整備量)」(令和2年4月1日実績)

	令和2年4月1日実績
利用定員数(整備量)	304.9万人
2号認定	178.1万人
3号認定	126.8万人

「新子育て安心プラン」（約14万人）の財源【追加所要額】

- 「新子育て安心プラン」は、令和3年度から令和6年度末までの4年間で約14万人分の保育の受け皿を整備する。
- 運営費については、令和3年度から令和7年度までの5年間を確保することとし、公費に加え、経済界に協力を求めることにより、以下のとおり安定的な財源を確保する。

【令和7年度までの追加所要額】

約1,440億円

事業主拠出金財源 ・ 保育所等 0～2歳児	約1,000億円	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 経済界に協力を求め、事業主拠出金を充当
公費（税財源） ・ 保育所等 3歳以上児 ・ 幼稚園の一時預かり	約440億円	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 児童手当の特例給付の見直しにより生じる財源等を充当

※ 「保育所等」には、認定こども園、小規模保育等の地域型保育事業などが含まれる。また、「幼稚園の一時預かり」は、保育の必要性がある子どもを対象とする一時預かり事業（2歳児等）をいう。

令和3年度予算案における追加所要額

【令和3年度予算案における追加所要額】 約529億円
（事業主拠出金財源：約306億円、公費（税財源）：約223億円）

保育の受け皿整備等について

- 令和3年度は、「新子育て安心プラン」の初年度であり、5.9万人分の受け皿整備に対応する予算として、令和2年度3次補正予算案（236億円）と令和3年度予算案（602億円）を合わせて、838億円を計上し、補助率の向上（1/2→2/3）等を引き続き実施することで受け皿整備を支援する。
- 賃貸物件を活用して保育所等の設置促進を図る改修費等補助について、利用者の利便性向上のための改修や、よりよい保育の環境を整備するための改修等も補助対象に加えることとしたので、積極的に活用されたい。

保育所等整備交付金

【趣旨】 市区町村が策定する整備計画等に基づく保育所等の施設整備事業に要する費用の一部を市区町村に交付する。

【対象事業】 ・ 保育所整備事業
 ・ 防音壁整備事業
 ・ 認定こども園整備事業（幼稚園型）
 ・ 小規模保育整備事業

【補助割合】 国：1/2、市区町村：1/4、設置主体：1/4 ※ 国：2/3、市区町村：1/12、設置主体：1/4
 ※新子育て安心プランに参加する等一定の要件を満たす場合

保育所等改修費等支援事業【拡充】

【趣旨】 賃貸物件を活用して保育所等を設置する場合等に必要な改修費等の一部を補助する。

【対象事業】 (1) 賃貸物件による保育所等改修費等支援事業 (2) 小規模保育改修費等支援事業
 (3) 幼稚園における長時間預かり保育改修費等支援事業 (4) 認可化移行改修費等支援事業
 (5) 家庭的保育改修等支援事業

【主な補助基準額（案）】 ※ ①緊急対策参加自治体、②待機児童対策協議会に参加する等一定の要件を満たす自治体

(1) 新設または定員拡大の場合
 1 施設当たり 利用（増加）定員19名以下 15,000千円（① 20,000千円、② 23,000千円）
 利用（増加）定員20名以上59名以下 27,000千円（① 32,000千円、② 35,000千円）
 利用（増加）定員60名以上 55,000千円（① 60,000千円、② 63,000千円）

《拡充》二一ズに応じた受け皿整備や、地域偏在の解消、保育環境の向上等を図るため、利用者の利便性向上のための改修や、よりよい保育の環境を整備するための改修等も補助対象に加える。

【補助割合】 (1) ~ (4) 国：1/2、市区町村：1/4、設置主体：1/4 ※ 国：2/3、市区町村：1/12、設置主体：1/4
 (5) 国：1/2、市区町村：1/2 ※ 国：2/3、市区町村：1/3

※新子育て安心プランに参加する等一定の要件を満たす場合

待機児童対策協議会の設置状況について

○ 現時点で21都府県において設置。当該21都府県における待機児童数は9,704人(全国(12,439人)の約8割)(R2.4.1時点)。

県名	設置日	構成員	協議内容(議題)	(参考) 待機児童数
青森県	H31.2.8	6市町村、保育事業者、保育士養成校、関係機関、学識経験者、保護者	受け皿整備、広域利用、保育人材確保 等	0人
宮城県	H30.5.14	35市町村(全市町村)	市町村間の課題共有及び解決策の検討 等	340人
秋田県	H30.5.9	17市町、労働局、保育協議会、保育士会、私立幼稚園・認定こども園連合会、有識者	保育人材の確保 等	22人
山形県	H30.10.29	28市町	協議会が別に定める	0人
福島県	H30.7.2	19市町村(待機児童がいる又は安心プラン採択自治体)、子ども・子育て会議委員	受け皿整備、保育人材確保、情報の共有(横展開)	141人
埼玉県	H30.5.24	25市(待機児童が概ね20人以上)、県が必要と認める市町村	広域的な調整、特に専門性の高いもの、好事例の横展開 等	1,083人
千葉県	H30.8.27	30市町	保育の受け皿整備、保育所等の広域利用(広域連携)、保育士の確保 等	833人
東京都	H30.6.8	53市区町村	協議会が別に定める	2,343人
神奈川県	H30.7.9	33市町村(全市町村)	受け皿整備の促進、保育人材の確保 等	496人
静岡県	H31.2.28	30市町	受け皿整備、保育人材確保 等	122人
愛知県	H31.4.1	54市町村(全市町村)	協議会が別に定める	155人
滋賀県	H30.8.21	19市町(全市町)	保育人材確保、広域利用 等	495人
大阪府	H30.8.27	43市町村(全市町村)	協議会が別に定める	348人
奈良県	R1.7.1	11市町	協議会が別に定める	201人
岡山県	H30.5.24	12市町(待機児童がいる自治体)	協議会が別に定める	403人
香川県	R2.3.17	17市町(全市町)	保育の受け皿確保に関する事、保育人材の確保及び資質の向上に関する事、待機児童の解消及び発生防止に向けた情報の共有等に関する事、その他協議会で必要と認める事項に関する事	64人
愛媛県	R2.1.7	20市町(全市町)	保育の受け皿整備の推進、保育人材の確保・資質の向上、保育に関する情報の共有・調整 等	55人
福岡県	H30.12.25	60市町村(全市町村)	待機児童の解消、保育士の確保 等	1,189人
佐賀県	H31.1.29	20市町(全市町)	協議会が別に定める	49人
長崎県	R1.5.16	21市町(全市町)、長崎県保育協会、長崎県内指定保育士養成施設	待機児童解消対策に関する市町村間の情報共有 等	0人
沖縄県	H30.10.22	23市町村	受け皿確保の促進、保育所等の広域利用の推進 等	1,365人

※ 議題内容は設置届出書に記載のあった内容であり、その詳細は協議会の中で決定される。

待機児童対策協議会参加自治体への支援施策

(保育対策総合支援事業費補助金 令和2年度予算：394億円の内数 → 令和3年度予算案：402億円の内数)

待機児童対策協議会において、①待機児童の解消に向けた受け皿整備、保育人材の確保・資質の向上に係る取組の達成状況を評価するための地域の实情に②見える化を設定し、より強力に待機児童対策に取組む自治体を支援する。



1. 受け皿整備等



(1) 保育所等改修費等支援事業 (市区町村)

賃貸物件等による保育所等を設置するための改修費等の補助基準額の高上げ
 ※ 補助基準額
 賃貸物件による保育所改修費等支援事業(20名以上59名以下の場合)
 35,000千円 (通常27,000千円)

(2) 都市部における保育所等への賃借料支援事業 (市区町村)

新設の場合に限り、建物借料と公定価格の賃借料加算の乖離が2倍を超えた場合についても補助 (通常は3倍)
 ※ 補助基準額 12,000千円 (通常22,000千円)

(3) 待機児童対策協議会推進事業 (都道府県)

保育所等の広域利用調整や公有地等の保育所等設置に係る調整や市区町村をまたぐ保育対策関係事業の取組状況の横展開を担う職員を配置
 ※ 補助基準額 2,678千円
 ※ 補助割合 国：1/2、都道府県：1/2

2. 保育人材の確保

(1) 潜在保育士の再就職支援 (都道府県、指定都市、中核市)

保育士・保育所支援センターにおいて、潜在保育士の把握や保育人材の掘り起こしを担う職員 (保育士再就職支援コーディネーター) を追加配置
 ※ 補助基準加算額 4,000千円

(2) 保育人材等就職・交流支援事業 (市区町村)

市区町村において、保育人材の掘り起こしを担う職員 (就職支援コーディネーター) を追加配置
 ※ 補助基準加算額 4,000千円

3. 地方自治体からの提案型事業



○ 新たな待機児童対策提案型事業 (都道府県、市区町村)

待機児童対策協議会に参加する自治体が発行する、待機児童解消に向けた先駆的な取組を支援
 ※ 補助基準額 厚生労働大臣が認めた額 (上限10,000千円の定額補助)
 ※ 補助割合 国：10/10

KPI項目・指標及び見える化

設定及び見える化するKPI項目・指標は、待機児童の解消に向けた受け皿整備、保育人材の確保・資質の向上に係る取組であって、地域の实情に応じた達成状況の見える化に適したものとす。

「1. 受け皿整備等」に関するKPI (例)

- ✓ 待機児童数 (対前年度減) (市区町村) ✓ 認可保育所等に移行した認可外保育施設数 (市区町村)
- ✓ 広域利用に係る協定の締結を目指す各市区町村の施設ごとの市境を越えた受け入れ児童数 (都道府県、市区町村)

「2. 保育人材の確保」に関するKPI (例)

- ✓ 保育士養成校の卒業生の保育所等への就職件数の増加数 (都道府県)
- ✓ 潜在保育士の「保育士・保育所支援センター」への新規届出件数 (都道府県)
- ✓ 「保育士・保育所支援センター」への求人登録の件数 (都道府県) ✓ 保育士の平均勤続年数 (都道府県、市区町村)



利用者支援事業（特定型（保育コンシエルジュ））

令和2年度予算 1,453億円の内数 → 令和3年度予算案 1,691億円の内数
 （子ども・子育て支援交付金（内閣府）及び重層的支援体制整備事業交付金（厚生労働省））

1. 事業概要

主として市町村の窓口で、子育て家庭等から保育サービスに関する相談に応じ、地域における保育所や各種の保育サービスに関する情報提供や利用に向けての支援などを行う。

《職員配置》 専任職員（利用者支援専門員）を1名以上配置

※子育て支援員基本研修及び専門研修（地域子育て支援コース）の「利用者支援事業（特定型）」の研修を修了している者が望ましい

実施主体：市町村（特別区を含む）

補助率：国2/3（都道府県1/6、市町村1/6）

実施か所数：H30年度375か所 → R元年度389か所

《令和3年度補助基準額（案）》

①基本分 3,075千円

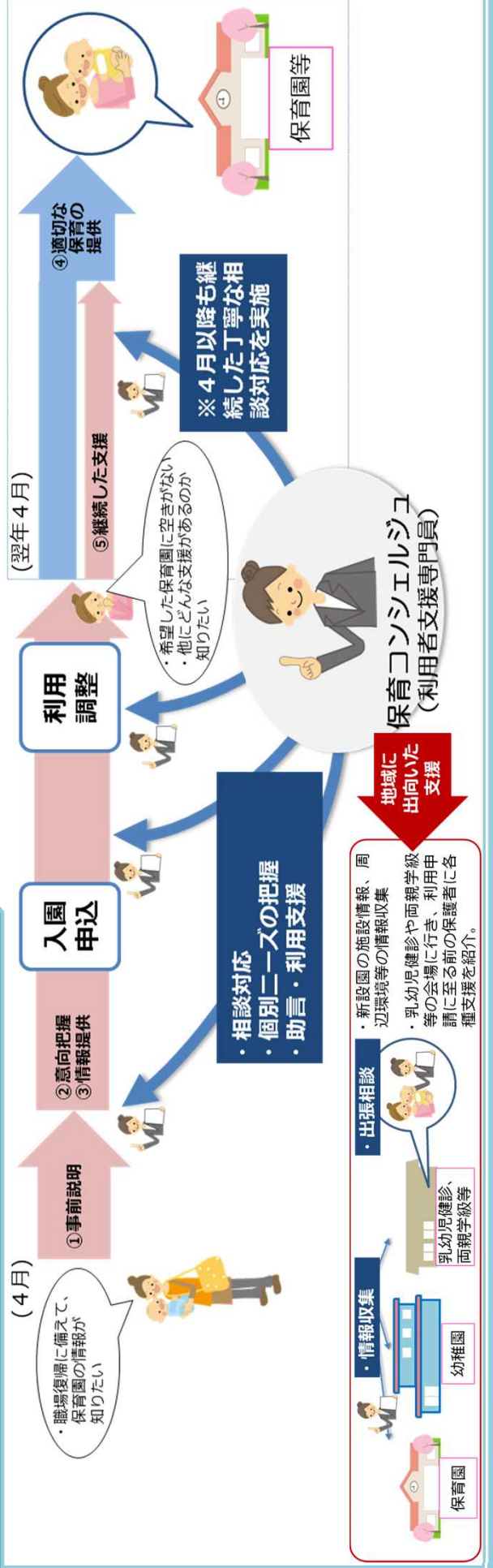
②加算分

夜間開所	休日開所	出張相談支援	機能強化取組	多言語対応	特別支援対応
1,406千円	757千円	1,082千円	1,875千円	805千円	750千円

2. 令和3年度予算案における拡充

保護者に「寄り添う支援」の実施を促し、地域におけるミスマッチの解消を図るため、実施要件を緩和し、**待機児童数が50人未満である市町村でも「新子育て安心プラン」に参画すれば利用可能**とする。

3. 事業実施イメージ（保護者に「寄り添う支援」の実施）



広域的保育所等利用事業【拡充】

(保育対策総合支援事業費補助金 令和2年度予算：394億円の内数 → 令和3年度予算案：402億円の内数)

事業内容

1 こども送迎センター等事業

- 市区町村が設置するこども送迎センター等から各保育所等への子どもの送迎を行うためのバスの購入費、運転手雇上費、駐車場の賃借料、送迎センターの実施場所の賃借料及び子どもの送迎時に付き添う保育士等の雇上費等の補助を行う。

2 代替屋外遊戯場送迎事業

- 各保育所等から遠距離にある屋外遊戯場に代わる場所への児童の送迎を行うためのバスの購入費、運転手雇上費、駐車場の賃借料及び子どもの送迎時に付き添う保育士等の雇上費等の補助を行う。

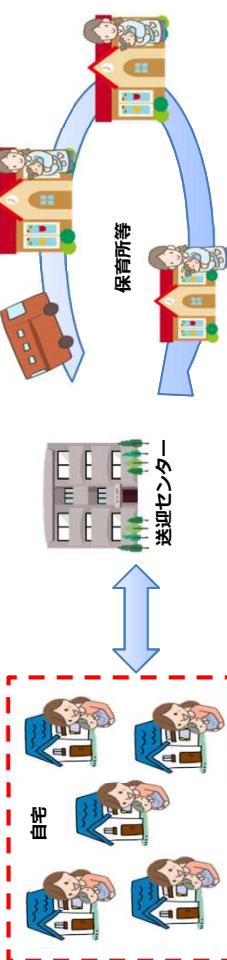
3 こども送迎センター設置改修事業（H30創設）

- 既存の建物を改修してこども送迎センターを設置する場合、建物の改修に必要な経費の補助を行う。

実施主体

- 市区町村
 - 国：1 / 2、市区町村：1 / 2
 - <こども送迎センター等事業>
H30：28自治体（33か所） R1：34自治体（41か所）
 - <代替屋外遊戯場送迎事業送迎センター等事業>
H30：1自治体（1か所） R1：2自治体（7か所）
- ※いずれもR1年度は交付決定ベース

事業イメージ



※平成30年度より、自宅から直接保育所への送迎も可能

令和3年度予算における対応（案）《拡充》

- 送迎センターのか所数によらず、送迎バスの台数や保育士の配置に応じて加算できる仕組みとする。
- こども送迎センター等事業を実施する委託事業者が損害保険等に加入した場合の保険料等を補助する。
- 保育所等への送迎後の空き時間を有効活用できるよう、保育所等への巡回以外の時間帯において、一時預かり事業等への巡回を可能とする。

【補助基準額（案）】

- ・ 保育士雇上費 5,000千円（加配数に応じて3,000千円を加算）
- ・ 運転手雇上費 5,000千円（加配数に応じて3,000千円を加算）
- ・ 事業費（損害賠償保険含む）
10,202千円（自宅送迎の場合 1,119千円）
- ・ バス購入費 15,000千円
- ・ バス借上費 7,500千円
- ・ 改修費 7,270千円

保育人材の確保に向けた総合的な対策

- ◆ 「新子育て安心プラン」に基づく約14万人分の保育の受け皿整備に必要となる保育人材(新たに約2.5万人)の確保を含め、処遇改善のほか、保育の現場・職業の魅力向上を通じた、新規の資格取得、就業継続、離職者の再就職の支援に総合的に取り組む。

新規資格取得支援

- 保育士修学資金貸付の実施（養成校に通う学生に対し、修学資金の一部を貸付け）
 - ・ 学費5万円(月額)など。卒業後、5年間の実務従事により返還を免除
- 保育士の資格取得を支援
 - ・ 保育所等で働きながら養成校卒業による資格取得を目指す方への授業料、保育士試験の合格による資格取得を目指す方への教材費等の支援
- 保育士試験の年2回実施の推進（27年度：4府県で実施 → 29年度：全ての都道府県で実施）
- 保育士・保育の現場の魅力発信（情報発信のプラットフォームの構築など、様々な対象者に対して魅力発信を実施）【R3予算案】

就業継続支援

- 保育所等におけるICT化の推進
 - ・ 保育に関する計画・記録や保護者との連絡、子どもの登降園管理等の業務のICT化に係るシステムの導入費用や翻訳機等を支援
 - ・ 都道府県等で実施されている研修のオンライン化【R2補正案】
- 保育補助者の雇い上げの促進（保育士の業務を補助する方の賃金の補助）
 - ・ 補助要件（勤務時間週30時間以下の要件）の撤廃&補助基準額の引き上げ（1施設1名分（233.3万円）→(311.1万円)等）【R3予算案】
- 保育体制強化事業の促進（清掃等の業務を行う方の賃金の補助）
 - ※園外活動時の見守り等にも取り組む場合：月100千円→月145千円等【R2予算～】
- 保育士宿舍借り上げ支援（補助額：一人当たりの月額を市区町村単位で設定（月額8.2万円を上限）、支給期間：採用から5年以内※）
 - ※直近2力年のいずれかで保育士の有効求人倍率が2以上の場合は採用から9年以内【R3予算案】
 - ※令和2年度に事業の対象だった者は令和2年度の年数を適用【R3予算案】
- 保育士の働き方改革への支援
 - ・ 労務管理の専門家による巡回支援や魅力ある職場づくりの啓発セミナーの実施【R3予算案】
 - ・ 保育士確保や定着、労働条件等の改善に関して、保育士の相談窓口を設置【R3予算案】

離職者の再就職支援

- 保育士・保育所支援センターの機能強化（潜在保育士の掘り起こしを行い、保育事業者とのマッチング支援（職業紹介）を実施）
 - ・ マッチングシステムを導入する費用を支援し、業務の効率化・きめ細かなマッチングを実施（補助額700万円）
 - ・ 保育補助者等のマッチングや現職保育士に対する支援、管内の保育所等への巡回等によるマッチング機能の向上【R3予算案】
- 潜在保育士再就職支援事業
 - ・ 長いブランクによる潜在保育士の職場復帰への不安を軽減するため、保育所等が潜在保育士を非常勤として試行的に雇用する際に行う研修等に要する費用を補助（補助額10万円）
- 就職準備金貸付事業（再就職する際等に必要となる費用を貸し付け（40万円）、2年間勤務した場合、返還を免除）

【概要】保育の現場・職業の魅力向上検討会 報告書

令和2年9月30日公表

1. 基本的な考え方

- **保育士の仕事は魅力であふれている。**
 - ・子どもの育ちに関する高度な専門知識を備えた専門職
 - ・多くの子どもを見守りながら育み続けることができる仕事
 - ・子どもの成長の喜びを保護者と分かち合える等
- 保育の質の中枢を担う保育士の確保や専門性の向上させたいためには、主に、以下の方策の推進が必要。
 - ① **保育士の職業の魅力を広げ地域や社会に発信するとともに、養成段階の取組を充実させること**
 - ② **保育士が生涯働ける魅力ある職場づくりを推進するため、働き方改革と業務効率化・業務改善を進め、技能・経験・役割に応じた処遇として、多様で柔軟な働き方を可能とする職場環境を整備していくこと**
 - ③ **保育士資格を有する者と保育所とのマッチングを図るため、保育士・保育所支援センターは関係機関とネットワークを構築すること**
- 本報告書を踏まえ、国や地方自治体、保育団体、養成校団体、保育所等の関係者が、取組を進めていくことが期待される。

2. 具体的な方策

① 保育士の職業の魅力発信・養成の充実

保育士の職業の魅力や専門性を地域や保護者等に発信するとともに、養成段階の取組を充実させる。

(具体的な取組)

- **保育所を「開く」、保育参加を呼びかける**
 - ・保護者や地域の住民等に保育所を積極的に開く(職場体験・ボランティア等)
 - ・保護者に保育参加を呼びかけ、保育現場の日常、子育ての楽しさ、奥深さを知ってもらう
- **関係機関の連携による保育の魅力発信**
 - ・保育の魅力を発信する基盤の構築の検討
 - ・HPやSNS、漫画等を活用し、国、養成校、保育団体等が連携して、魅力を発信
- **養成校における教育の充実と質の向上**
 - ・養成校と保育所双方の実習担当者の共通研修等を実施
 - ・保育現場との協働により、教育の質の向上
 - ・卒業生の横のつながりの強化・保育士のコミュニケーション作りをサポート

② 生涯働ける魅力ある職場づくり

働き方改革と業務効率化・業務改善を両輪として行い、保育士が生涯働ける魅力ある職場づくりや、やりがいに見合った職場づくりを推進する。

(具体的な取組)

- **保育所における働き方改革の推進**
 - ・産休・育休後のキャリアパスの明確化や多様で柔軟な働き方を選択できる勤務環境の整備、技能・経験・役割に応じた処遇となるよう、労務管理の専門家による支援や働き方に関する研修会の開催等による支援
 - ・財源確保と併せて、引き続き処遇改善の検討
- **ICT等による業務効率化と業務改善の推進**
 - ・作成書類の在り方を踏まえたICT化、保育補助者等の活用のガイドラインの策定、研修による普及
 - ・ICT等の活用に係る研究の推進
- **ノンコンタクトタイムの確保、保育の質の向上等**
 - ・ノンコンタクトタイムを確保し、保育の振り返り等を行う
 - ・オンライン研修の推進、公開保育等の推進
 - ・保育士が外部人材に相談しやすい環境整備
 - ・シニア人材の活用の推進

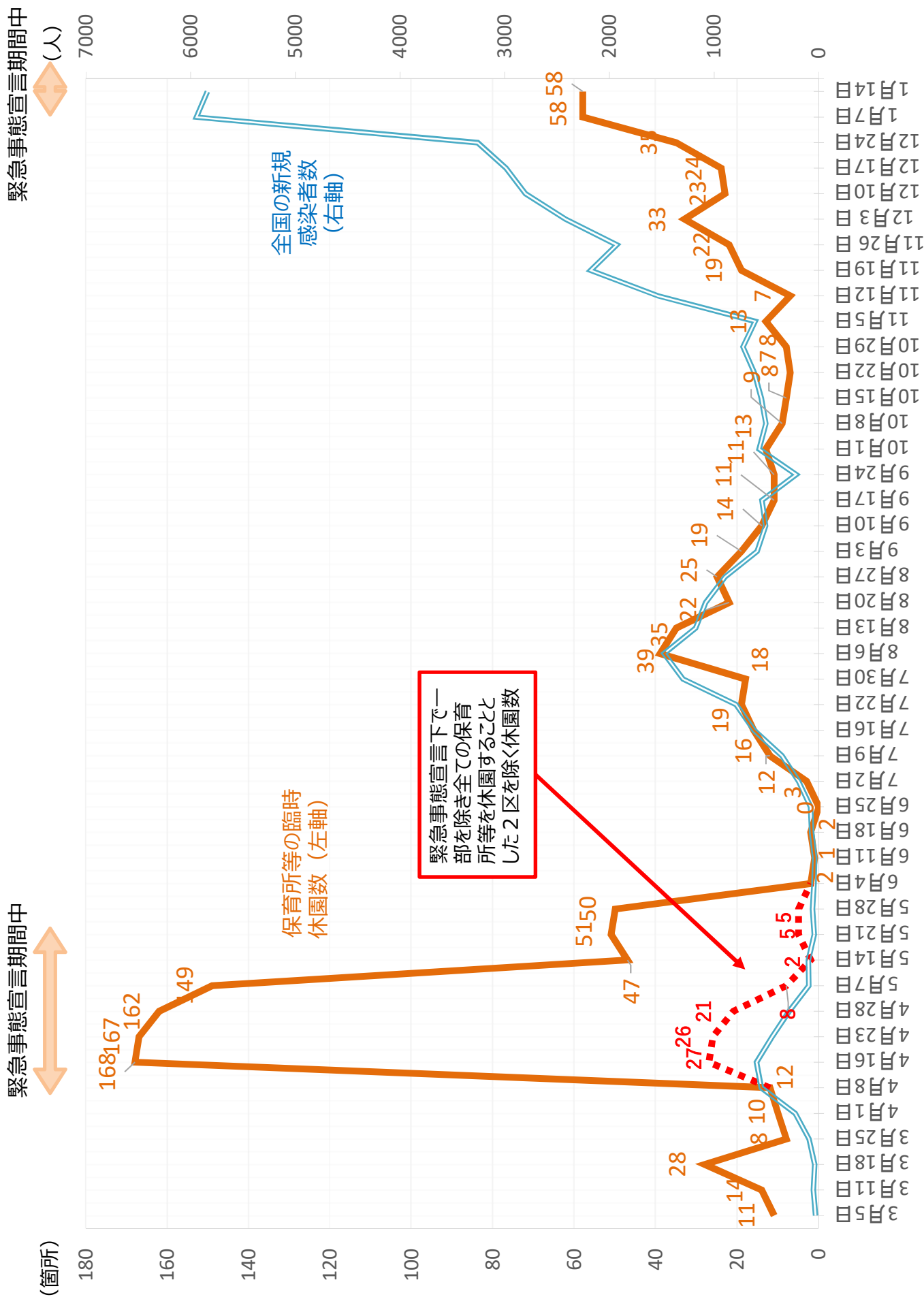
③ 保育士資格保有者と保育所のマッチング

保育士・保育所支援センター(保・保センター)が関係団体等と連携して、ネットワークを構築し、機能強化を図る。

(具体的な取組)

- **保・保センターの機能強化**
 - ・ハローワーク、養成校や保育団体とのネットワークの構築
 - ・学生等の資格取得支援や現役保育士の就業継続支援の実施
 - ・センターの好事例の収集、周知
- **保・保センターへの登録の推進**
 - ・センターの認知度向上
 - ・離職時の住所等の登録の努力義務化を含む、「潜在保育士」の把握方法の検討
- **その他**
 - ・保育士試験合格者に対する実習の推進
 - ・民間職業紹介事業者に対する規制や取組について、保育所関係者へ周知

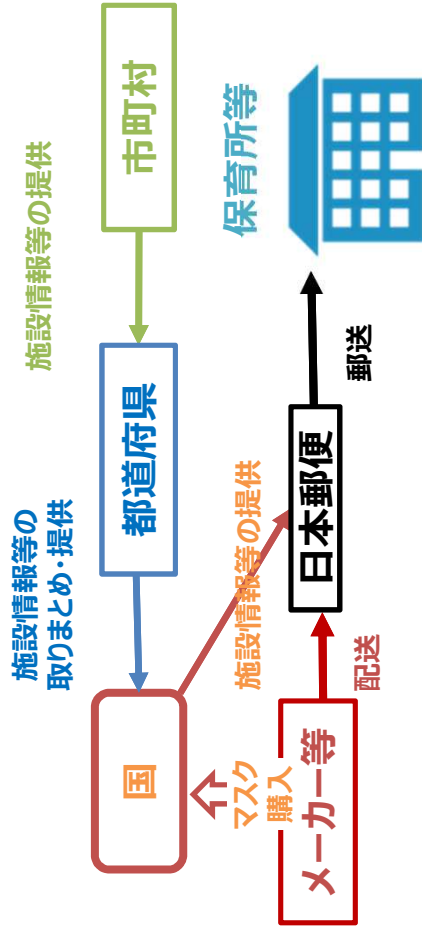
全国の新型コロナウイルス感染者数と保育所の臨時休園数の推移



保育所に対する支援策

- 保育所が臨時休園や縮小を行った場合でも、運営費は市町村から通常どおり支給。
- 休園等した場合の保育料は、日割りで保護者に返還。
- マスクや消毒薬など、感染予防資材については、国が財政支援。

①保育所等への布製マスクの配布



②保育所における消毒液等購入等に係る支援



新型コロナウイルス感染症に関する保育所等のこれまでの対応について

令和2年 1月31日	<p>「保育所等における新型コロナウイルスへの対応について」 →入国規制の地域から帰国した子ども等については、保育所の利用を控えるよう要請。また、咳エチケットや手洗い、アルコール消毒等の感染対策の重要性を周知。（「入国規制の地域を更新。」）</p>
2月18日	<p>「保育所等において子ども等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応について」 →都道府県等が必要であると判断した場合、市区町村に対し、保育所の臨時休園等を要請。 （また、都道府県等から要請がない場合でも、市区町村は必要な臨時休園等を行うことが可能。） →2/25に第二報として、感染した子どもが保育所を利用していた場合、市区町村は速やかに臨時休園を判断するよう依頼。</p>
2月27日	<p>「新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関連しての保育所等の対応について」 →学校が一斉休業を行う中において、感染の予防に留意した上で、原則として開所するように依頼。</p>
3月5日	<p>「保育所等における新型コロナウイルスへの対応にかかるQ&Aについて（令和2年3月5日現在）」 →小学校の休校のため保育士等が不足し、やむを得ない場合に、市区町村と相談の上、仕事を休んで家にいる保護者に園児の登園を控えるようお願いすることが考えられる旨周知。</p>
4月7日	<p>「緊急事態宣言後の保育所等の対応について」（放課後児童クラブ・保育所関係） →緊急事態宣言の発出を受けて、規模を縮小して開所すること、臨時休業を検討することや医療従事者等の子どもの預かりが可能な場合の対応について検討すること等を依頼。</p>
5月14日	<p>「緊急事態措置を実施すべき区域の指定の解除に伴う保育所等の対応について」（放課後児童クラブ・保育所関係） →緊急事態措置を実施すべき区域の指定の解除がされた後も、原則開所としつつ、これまでと同様に、一定期間、感染防止のため、仕事を休んで家にいることが可能な保護者に対して市町村の要請に基づき園児の登園自粛をお願いしたり、園児や職員が罹患した場合又は地域で感染が拡大している場合には、市区町村において臨時休園を検討していただきたい旨周知。</p>
令和3年 1月7日	<p>「緊急事態宣言が発出された地域における保育所等の対応について（周知）」 →令和3年1月8日より発令される緊急事態宣言については、社会経済活動を幅広く止めるものではなく、感染リスクが高く感染拡大の主な起点となっている場合に効果的な対策を徹底するものであることを踏まえ、感染防止策の徹底を行うつつ、原則開所することを要請し、登園自粛は求めない旨周知。</p>

令和3年1月に発令された緊急事態宣言後の保育所等の対応

- 保育所については、保護者が働いており、家に一人できていることができないう年齢の子どもが利用するものであることから、感染予防策を徹底しつつ、**原則として開所**。
- ただし、以下の場合には、**臨時休園**を検討。

原則	園児や職員が罹患した場合
<p style="text-align: center;">開所</p> <p>(緊急事態宣言の対象地域であっても、感染防止策の徹底を行いつつ、原則開所することを要請)</p>	<p style="text-align: center;">休園</p> <p>(ただし、医療従事者等、仕事を休むことが困難な者の子ども等に対して代替措置を検討)</p>

※令和3年1月に発令された緊急事態宣言下においては、令和2年5月の緊急事態宣言時と異なり、対象区域の保育所等に通う利用者への登園自粛は求めない

保育所等におけるマスク購入等の感染拡大防止対策に係る支援 (新型コロナウイルス感染症対策)

(保育環境改善等事業 (保育対策総合支援事業費補助金) 令和2年度第3次補正予算案：117億円)

【概要】

保育所等において、感染症に対する強い体制を整え、感染症対策を徹底しつつ、事業を継続的に提供していくため、令和2年度1次、2次補正に加え、職員が感染症対策の徹底を図りながら保育を継続的に実施していくために必要な経費のほか、保育所等が配布する子ども用マスク、消毒液等の卸・販社からの一括購入等や保育所等の消毒に必要となる経費を補助する。

【実施主体】 都道府県又は市区町村 (以下「市区町村等」という。) 、市区町村等が認めたる者

【事業内容】 ①職員が感染症対策の徹底を図りながら保育を継続的に実施していくために必要な経費 (かかり増し経費、研修受講等)

(「かかり増し経費」の具体的な内容)

○ 職員が勤務時間外に消毒・清掃等を行った場合の超過勤務手当や休日勤務手当等の割増賃金や、通常想定していない感染症対策に関する業務の実施に伴う手当など、法人(施設)の給与規程等に基づき職員に支払われる手当等のほか、非常勤職員を雇上した場合の賃金

※ 手当等の水準については、社会通念上、適当と認められるものであること。

○ 施設の感染防止対策の一環として、職員個人が施設や日常生活において必要とする物品等の購入支援

※ 物品等の例：手荒れ防止用のハンドクリーム、マスク、帽子、ゴーグル、エプロン、手袋、ウェストポーチ、ガウン、タオルなど



②保育所等へのマスクや消毒液等の配布、感染防止用の備品購入

【対象施設等】 保育所、幼保連携認定こども園、地域型保育事業所、認可外保育施設、認可外保育施設、児童厚生施設

【補助基準額】 ①及び②の合計 1施設当たり

- (1) 定員※ 19人以下 300千円以内
- (2) 定員※ 20人以上59人以下 400千円以内
- (3) 定員※ 60人以上 500千円以内
- (4) 児童厚生施設及び認可外の居宅訪問型保育事業 300千円以内

※ (認可の) 居宅訪問型保育事業は定員ではなく、月初日における利用児童数

【補助割合】 国：1 / 2、市区町村等：1 / 2

保育所等におけるマスク購入等の感染拡大防止対策に係る支援 (新型コロナウイルス感染症対策)

(保育環境改善等事業 (保育対策総合支援事業費補助金) 令和2年度補正予算: 108億円)

【事業内容】

保育所、幼保連携型認定こども園、地域型保育事業所及び認可外保育施設 (以下「保育所等」という。) において、新型コロナウイルスの感染拡大を防止する観点から、市区町村等が保育所等に配布する子ども用マスク、消毒液等の卸・販社からの一括購入等や保育所等の消毒に必要な経費を補助する。

※ 既存の「保育環境改善等事業」の「安全対策事業」において実施

【実施主体】 都道府県又は市区町村 (以下「市区町村等」という。) 、市区町村等が認めたる者

【対象施設等】 保育所、幼保連携型認定こども園、地域型保育事業所、認可外保育施設
(居宅訪問型保育事業を除く。)

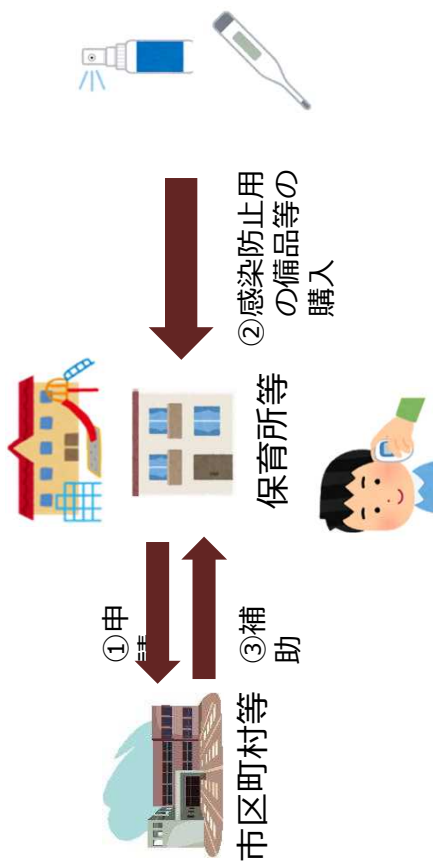
【補助基準額】 1施設当たり 500千円以内 (令和元年度からの合計)

【補助割合】 国: 10/10

■ 保育所等へのマスクや消毒液等の配布



■ 感染防止用の備品等購入



保育所等におけるマスク購入等の感染拡大防止対策に係る支援 (新型コロナウイルス感染症対策)

(新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金 令和2年度第2次補正予算：235億円)

【概要】

保育所等において、感染症に対する強い体制を整え、感染症対策を徹底しつつ、事業を継続的に提供していただくため都道府県等が保育所等に配布する子ども用マスク、消毒液等の卸・販社からの一括購入等や保育所等の消毒に必要な経費となる経費のほか、職員が感染症対策の徹底を図りながら保育を継続的に実施していただくために必要な経費を補助する。

また、保育所等の職員は、感染症対策への不安や疑問を抱え精神的に多大な負荷を負っていることから、気軽に相談できる感染対策相談窓口の設置や職員の尊厳を重視した専門家による相談支援を行うために必要な経費を補助する。

【実施主体】 都道府県 ※実施者：都道府県、市区町村及び市区町村等が認めた者

【事業内容】 ①保育所等へのマスクや消毒液等の配布、感染防止用の備品購入

新 ②職員が感染症対策の徹底を図りながら保育を継続的に実施していただくために必要な経費（研修受講、かかり増し経費等）

新 ③感染防止対策のための相談・支援事業（感染対策相談窓口の設置、専門家による相談支援）

【対象施設等】 保育所、幼保連携認定こども園、地域型保育事業所、認可外保育施設

【補助基準額】 ①及び②の合計 1施設当たり 500千円以内

③ 1自治体当たり 5,599千円以内

【補助割合】 国：10/10



新型コロナウイルス感染症により保育所等が臨時休園等を行う場合の 公定価格等の取扱いについて

(令和2年6月17日3府省課長連名通知)

1. 公定価格等の取扱いについて

- (1) **臨時休園等を行っている保育所等に対する公定価格等については、各保育所等における教育・保育の提供体制が維持されるよう、新型コロナウイルス感染症への感染や濃厚接触者となったことに伴う出勤や登園の回避、要請に基づいた登園自粛による利用児童数の減少などの新型コロナウイルス感染症による影響を除いた通常の状態に基づき、各種加算や減算も含めた算定を行うこと。**
- (2) 臨時休園等を行う保育所等に在籍する子どもに係る利用者負担額については、子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）第24条第2項及び子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第58条第4号に基づき、日割り計算による減免が行われることとなるが、この場合の国及び地方公共団体の負担増分については、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）等に定める施設型給付費等の負担割合により負担することとなること。

2. 臨時休園等に伴う人件費の取扱いについて

公定価格等の対象となる職員の人件費については、1. のとおり、新型コロナウイルス感染症による影響を除いた通常の状態に基づき算定を行うこととしていることを踏まえ、**労働関係法令を遵守した上で、人件費の支出についても適切な対応が求められること。**

この場合の「適切な対応」とは、**通常の状態に基づき公定価格等の算定が行われ、収入が保障されていることを踏まえ、労働基準法（昭和22年法律第49号）に基づき休業手当として平均賃金の6割を支払うことに止まるものではなく、休ませた職員についても通常どおりの賃金や賞与等を支払うなど、公定価格等に基づく人件費支出について、通常時と同水準とする対応が求められること。**

また、この対応に当たっては、**常勤・非常勤や正規・非正規といった雇用形態の違いのみに着目して異なる取扱いを行うことは、適切ではないこと。**

3. 指導監督等について

本通知の内容も含め、**公定価格等が保育所等において適正に使われているかについては、子どものための教育・保育給付に関する事務の一部を構成するものとして、子ども・子育て支援法第14条等に基づく市町村の確認指導監督の対象となる。**市町村においては、1. 及び2. の内容も踏まえ、適切な指導等を行うこと。

また、**児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく施設監督の指導監督事項では、「措置費等を財源に運営する児童福祉施設の経理事務は、適切に事務処理され、措置費等が適正に使われているか。」が掲げられているが、これの確認にあたっては、本通知の内容も含まれることから、都道府県、指定都市及び中核市においても、適切に指導等を行うこと。**なお、この指導等を行うに当たっては、市町村の確認指導監督と必要に応じて連携し、効率的に実施することが望ましい。

社会福祉施設等に必要な衛生・防護用品の確保について

1. 令和2年度における対応状況

社会福祉施設等(高齢者関係、障害者関係、子ども関係、生活困窮関係)に必要な衛生・防護用品については、各施設等で確保していただくことが基本であるが、新型コロナウイルス感染症対策等緊急的に発生する大量の需要や購入費の値上がりに対する支援として、国においては、施設等へのマスク等の衛生・防護用品の購入支援を行っている。さらに、衛生・防護用品が不足する事態に備え、都道府県・指定都市・中核市から社会福祉施設等に対して衛生・防護用品が供給できるように、以下のとおり、国が直接調達して、都道府県等に一定数量の配布を行っている。

(1) 感染が発生した社会施設等に対する防護具等の国からの支援

- ・サージカルマスク(約50万枚)
- ・ガウン(約50万枚)
- ・フェイスシールド(約50万枚)
- ・ゴーグル(約50万個)
- ・ヘッドキャップ(約100万枚)
- ・使い捨て手袋(約900万双)

※さらに不足が生じる場合、都道府県等からの要望に応じて追加送付を実施

(2) 全ての社会福祉施設等への使い捨てマスクの国からの支援

- ・約4,000万枚(6月～7月に配布)
- ・約5,000万枚(9月～11月に配布)

※12月以降、年度内に毎月約3,000万枚の規模で配布予定

(3) 使い捨て手袋の使用を必須とする排泄介助等のサービスを日常的に提供する社会福祉施設等への国からの支援

- ・約5,000万双(10月～12月に配布)

※12月以降、年度内に毎月約3,000万双～約5,000万双の規模で入手困難な地域に配布予定

2. 令和3年度における実施予定

上記1の(1)～(3)について、令和3年度は以下のとおり実施する予定。

(1) 感染が発生した社会福祉施設等に対する防護具等の国からの支援

→さらに不足が生じる場合、都道府県等からの要望に応じて追加送付を実施予定

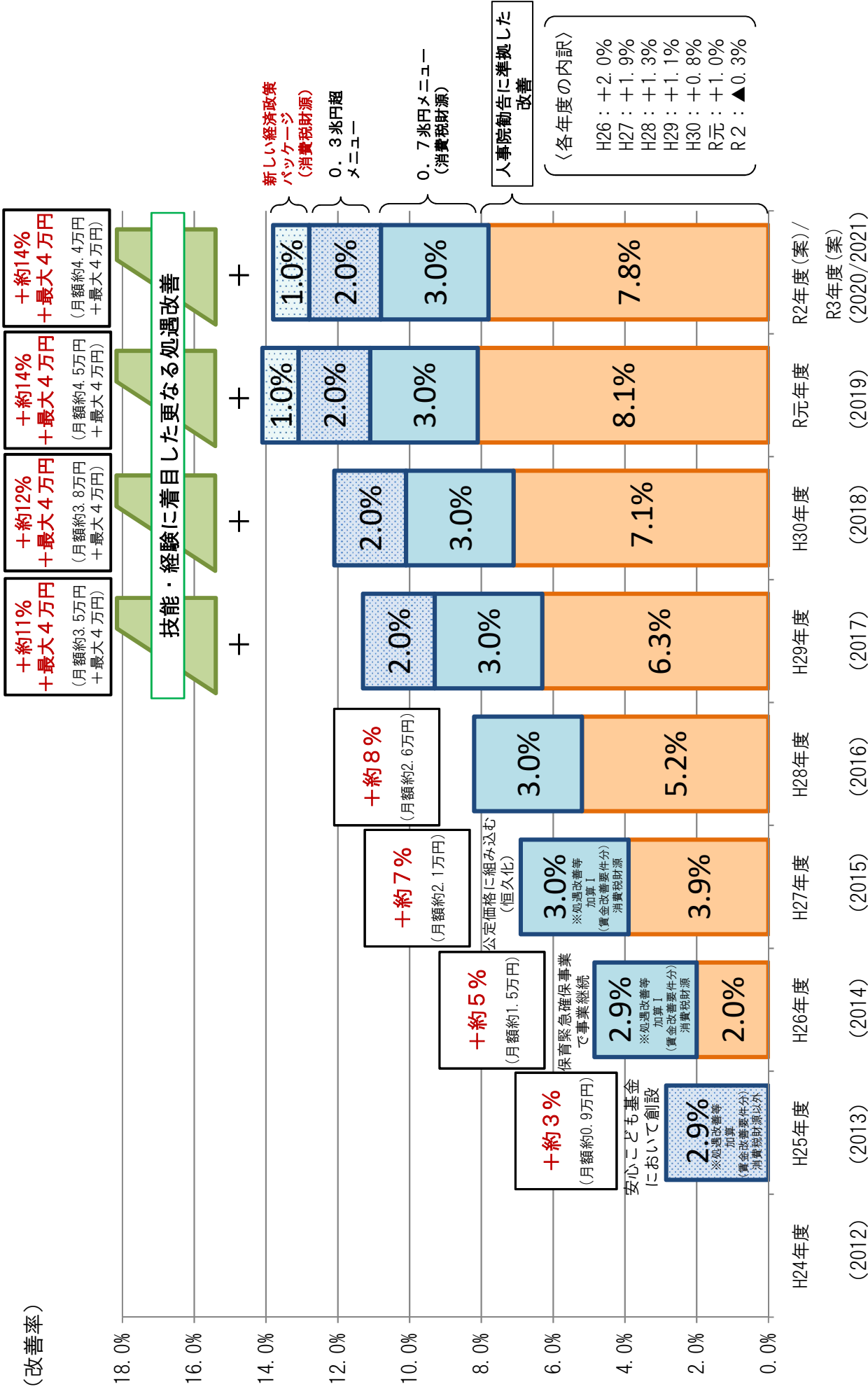
(2) 全ての社会福祉施設等への使い捨てマスクの国からの支援

→新型コロナウイルス感染症の流行状況を考慮しつつ、一般的な感染症流行期(秋季・冬季)に配布予定

(3) 使い捨て手袋の使用を必須とする排泄介助等のサービスを日常的に提供する社会福祉施設等への国からの支援

→需給状況を勘案しつつ、入手困難な地域に毎月配布予定

保育士等の処遇改善の推移



※ 処遇改善等加算 (賃金改善要件分) は、平成25、26年度においては「保育士等処遇改善臨時特例事業」により実施

※ 各年度の月額給与改善額は、予算上の保育士の給与改善額

※ 上記の改善率は、各年度の予算における改善率を単純に足上げたものであり、24年度と比較した実際の改善率とは異なる。

認可外保育施設の指導監督基準等に係る最近の主な改正経緯

平成31年 3月 ○児童福祉法施行規則の一部を改正する省令〔平成31年4月1日（一部7月1日）施行〕

<主な内容>

- ・全ての事業所内保育施設の届出対象化
- ・利用料変更に係る変更の内容及び理由の掲示を義務づけ

令和元年 5月 ○「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」（通知）の一部改正

<主な内容>

- ・全ての事業所内保育施設の届出対象化
- ・認可外の居宅訪問型保育事業等に係る保育従事者の資格・研修要件の設定

7月 ○社会保障審議会児童部会子どもの預かりサービスの在り方に関する専門委員会議論のとりまとめ

〔認可外の居宅訪問型保育事業の資格・研修受講等に関する基準の創設等について〕

9月 ○児童福祉法施行規則等の一部を改正する省令〔令和元年9月27日施行〕

○「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」（通知）の一部改正

<主な内容>

- ・認可外の居宅訪問型保育事業等における研修受講状況の掲示の義務づけ
- ・幼稚園併設施設の届出対象化

○「『認可外保育施設指導監督基準』に定める認可外の居宅訪問型保育事業等における保育に従事する者に関する研修について』（通知）

※都道府県知事が同等以上のものと認める研修の基準等は、追って示す予定。

10月 幼児教育・保育の無償化施行

令和2年 3月 ○「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」（通知）の一部改正

<主な内容>

- ・認可外の居宅訪問型保育事業の集団指導
- ・市町村権限との関係
- ・地方自治体からの意見を踏まえた対応 等

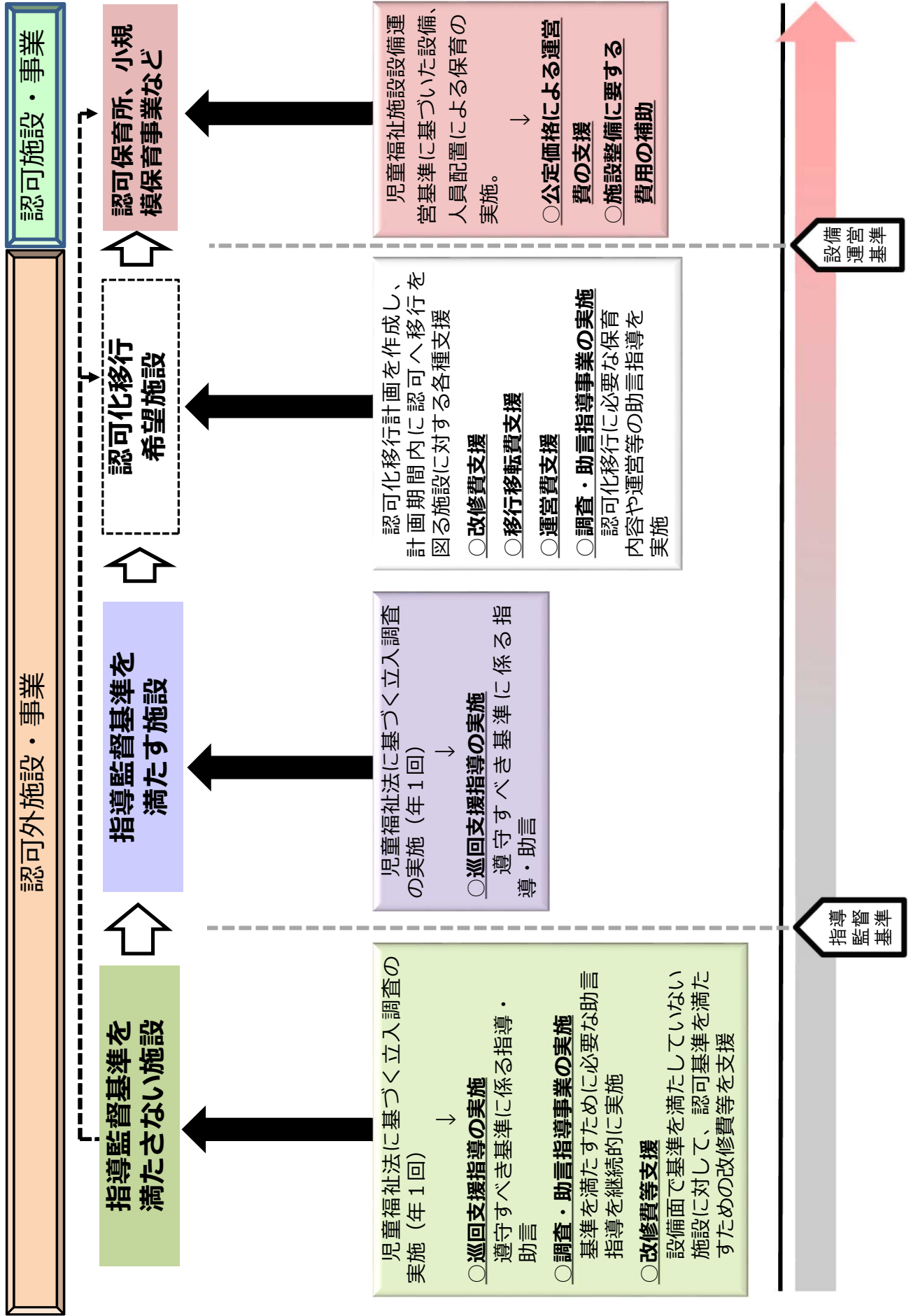
9月 ○「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」（通知）及び「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付について」（通知）の一部改正

<主な内容>

- ・証明書交付要領の別表（評価基準）を4類型※（適用される基準別）に整理

※①1日に保育する乳幼児の数が6人以上の施設・②5人以下の施設・③ベビーシッター（法人）・④ベビーシッター（個人）

認可外保育施設に対する質の確保に関する支援の流れ（イメージ）



認可外保育施設の現状

1. 施設数・事業所数

(出典：平成30年度認可外保育施設の現況とりまとめ)

	ベビーホテル	事業所内保育施設	ベビーシッター	その他の認可外保育施設	合計
届出施設数	1,261か所	3,393か所	3,250か所 〔事業者：357 個人：2,893〕	4,123か所	12,027か所

※ ベビーシッターの「事業者」はベビーシッターを雇用等して事業を実施しているもの、「個人」は個人でベビーシッター事業を実施しているものをいう。

2. 立入調査の実施状況

	ベビーホテル	事業所内保育施設	その他の認可外保育施設	合計
届出対象施設①	1,261か所	3,393か所	4,123か所	8,777か所
立入実施施設②	856か所	2,417か所	3,160か所	6,433か所
実施率(②/①)	67.9%	71.2%	76.6%	73.3%

※ 認可外保育施設のうち届出対象施設については、指導監督基準において年1回以上立入調査を行うことを原則としている。

※ ベビーシッターについては、指導監督基準上、平成31.3.31時点においては、都道府県等が必要と判断する場合に指導を行うこととしていたことから、施設数・事業所数、利用児童数のみ把握している。

3. 指導監督基準の適合状況

	ベビーホテル	事業所内保育施設	その他の認可外保育施設	合計
立入実施施設③	856か所	2,417か所	3,160か所	6,433か所
基準適合施設④	395か所	1,554か所	1,789か所	3,738か所
基準適合率(④/③)	46.1%	64.3%	56.6%	58.1%

巡回支援指導員について

【業務内容】

保育所等の質の確保・向上のため、施設を巡回し、以下の内容に関する助言・指導を実施

- ① 保育中において死亡事故等の重大事故が発生しやすい場面（睡眠中、食事中、水遊び中等）
- ② 保育所等が満たすべき基準の遵守状況
- ③ 保育所等の事故防止の取組、事故発生時の対応

【要件】

次の要件をいずれも満たしている者として、都道府県等が適当と認める者

- ・ 上記【業務内容】に掲げる業務に関して、専門的な知見を有する者
- ・ 巡回指導の趣旨を理解し、保育所等に対する巡回支援指導を適切に実施できる者

※ 指導員の具体例：保育所の園長や保育士経験者

【配置主体】

- ・ 認可外保育施設、認可外の居宅訪問型保育事業（ベビーシッター）：都道府県、指定都市、中核市
- ・ 認可保育所、認定こども園、地域型保育事業、地域子ども・子育て支援事業：市区町村

※ 巡回支援指導員の配置について、保育に関する知見等を有する団体等への委託も可。

（委託先の具体例：指定保育士養成施設、社会福祉協議会、地域のNPO法人、子育て支援団体 など）

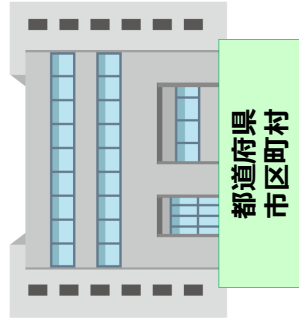
【補助率・補助単価】

補助率：国 1/2 、都道府県又は市区町村 1/2 補助単価：巡回支援指導員 1人あたり 4,062千円

【配置状況(R1補助金交付決定)】

50自治体 208名 ※ この他、国の補助事業によらず各自治体独自で実施している事例もあり。

<配置イメージ>

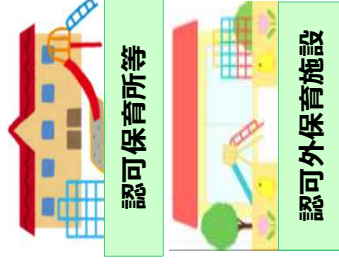


公募等により採用・配置
(知見のある団体への委託可)



巡回支援指導員

各施設を巡回し助言・指導



巡回に当たっては、国の定める事故防止ガイドラインなどを踏まえ、重大事故防止に資する助言・指導を行う。

保育所等の質の確保・向上のための取組強化事業

(保育対策総合支援事業費補助金 令和2年度予算：394億円の内数 → 令和3年度予算案：402億円の内数)

【事業内容】

保育所や認可外保育施設等の質の確保及び向上を目的として、保育所等が遵守・留意すべき内容や死亡事故等の重大事故の防止に関する指導・助言を行う「巡回支援指導員」の配置に要する費用や、保育所職員や巡回支援指導員等に対して、遵守・留意すべき内容や重大事故防止に関して必要な知識、技能の修得、資質の確保のための研修の実施に要する費用の一部を補助する。

【実施主体】都道府県、市区町村

【補助基準額（案）】・研修事業：1回当たり 353千円

・巡回支援指導事業：指導員1人当たり 4,062千円

【補助割合】 国：1/2、都道府県・市区町村：1/2

質の確保・向上のための研修事業



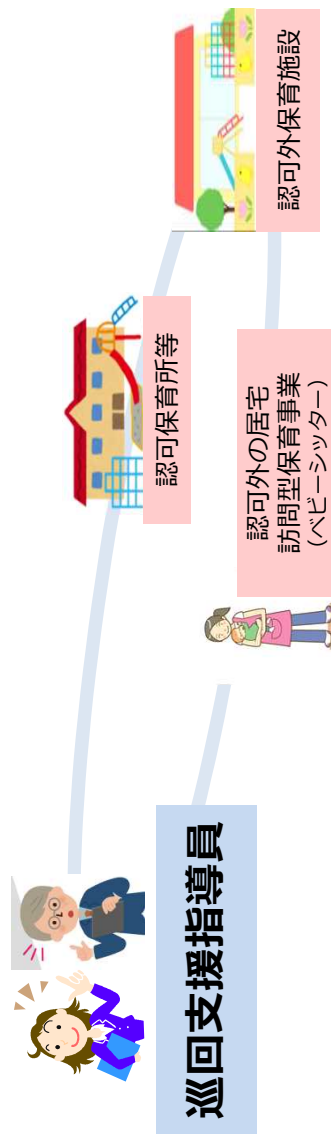
【研修対象者】

保育所等に勤務する保育士等や保育士以外の職員、巡回支援指導員 等

【研修内容】

- ・ 保育所等が遵守・留意すべき内容
- ・ 保育中の事故防止、事故発生時の対応
- ・ 園外活動等における安全対策 等

質の確保・向上のための巡回支援指導事業



【主な指導内容】

- ・ 重大事故が発生しやすい場面、事故防止の取組、事故発生時の対応に関する助言・指導
- ・ 保育所等が遵守・留意すべき内容や利用料の便乗値上げの注意喚起
- ・ 指導監査・立入調査の事前準備などの実施補助や、監査後のアフターフォロー
- ・ 園外活動等における安全対策の実地指導

認可を目指す認可外保育施設への支援

<目的>

認可外保育施設の認可化移行を支援し、待機児童の解消を図るとともに、子どもを安心して育てることができる体制整備を行う。

<実施要件等>

- ・ **認可化移行計画 (*1) を策定し、計画期間内 (*2) に移行を図ること。**
- ・ 施設設備は、計画期間内に認可基準を満たすこと。
- ・ 職員配置については、**認可基準の1/4以上は有資格者**とし、比率(1/4、1/3、6割、9割)に応じて補助単価を設定。
*1 施設設備面での課題解決(「認可化移行可能性調査」の実施等)や、保育士人材確保(保育士資格の取得支援等)等を踏まえ策定
*2 地方単独保育施設以外の施設は、**5年間が上限**

1. 改修費支援

- ・ 認可基準を満たすために必要な改修費等の補助を行う。(間仕切り、調理室やトイレの設備の改修費、賃借料等)
【補助率】国1/2(市町村1/4、設置主体1/4) (*)
*子育て安心プラン実施計画の採択を受けている等一定の条件を満たす市町村については、国2/3(市町村1/12、設置主体1/4)となる
【補助基準額】1施設当たり3,200万円

2. 移行費支援

- ① 認可化移行調査・助言指導事業【補助率】国1/2
 - ・ 認可保育園等に移行するために障害となっている事由を診断し、移行するための計画書の作成に要する費用を補助する。
【補助基準額】1施設当たり56.4万円
 - ・ 認可保育園等への移行に必要な保育内容や施設運営等について助言・指導するための費用を補助する。
【補助基準額】1施設当たり50.4万円
 - ・ 指導監督基準を満たさない認可外保育施設が指導監督基準を満たすために必要な助言指導を継続的に行うための費用を補助する。
【補助基準額】1施設当たり75.5万円
- ② 認可化移行移転費等支援事業【補助率】国1/2
 - ・ 現在の施設では、立地場所や敷地面積の制約上、設備運営基準を満たすことができない場合の移転等に必要な費用を補助する。
【補助基準額(移転費)】1施設当たり120万円
【補助基準額(仮設置費)】1施設当たり380万円

3. 運営費支援

- ・ 認可保育園等への移行を希望する認可外保育施設に対し、運営費を補助をする。

【補助率】国1/2(都道府県1/4、市町村1/4)

【補助基準額】

- ① 運営費補助(児童一人当たり月額)

	基本分単価	
4歳以上児	<u>6.4万円</u>	+ 公定価格に 各種加算した
3歳児	<u>7.1万円</u>	
1,2歳児	<u>12.6万円</u>	
0歳児	<u>19.5万円</u>	

※ 地域区分20/100、定員40名、基準上必要とされる職員のうち9割が保育士の場合
※ 補助単価は、地域区分、定員区分、配置されている保育士の割合等により異なる。

- ② 保育サポーター加算(基準上必要とされる職員のうち、保育士以外の従事者一人当たり月額)
【補助基準額】14.1万円
- ③ 開設準備費加算(増加定員一人当たり月額)
【補助基準額】0.8万円
- ④ 地方単独保育施設加算(児童一人当たり月額)
【補助基準額】2.0万円

認可外保育施設改修費等支援事業

(保育対策総合支援事業費補助金 令和2年度予算：394億円の内数 → 令和3年度予算案：402億円の内数)

【事業内容】

- 認可外保育施設について、指導監督基準のうち、職員配置基準は満たしているが設備基準を満たしていない施設に対して、認可保育所等の設備の基準を満たすために必要な改修費や移転費等の費用を補助する。

<補助要件>

- 職員配置は指導監督基準を満たしていること（有資格者の配置1 / 3以上）。
- 設備基準については、改修費等の支援を受けることにより認可基準を満たすこと。
- 「認可化移行計画」を策定し、

① 無償化猶予期間である2024年度までの間に指導監督基準（※）適合化を図ること

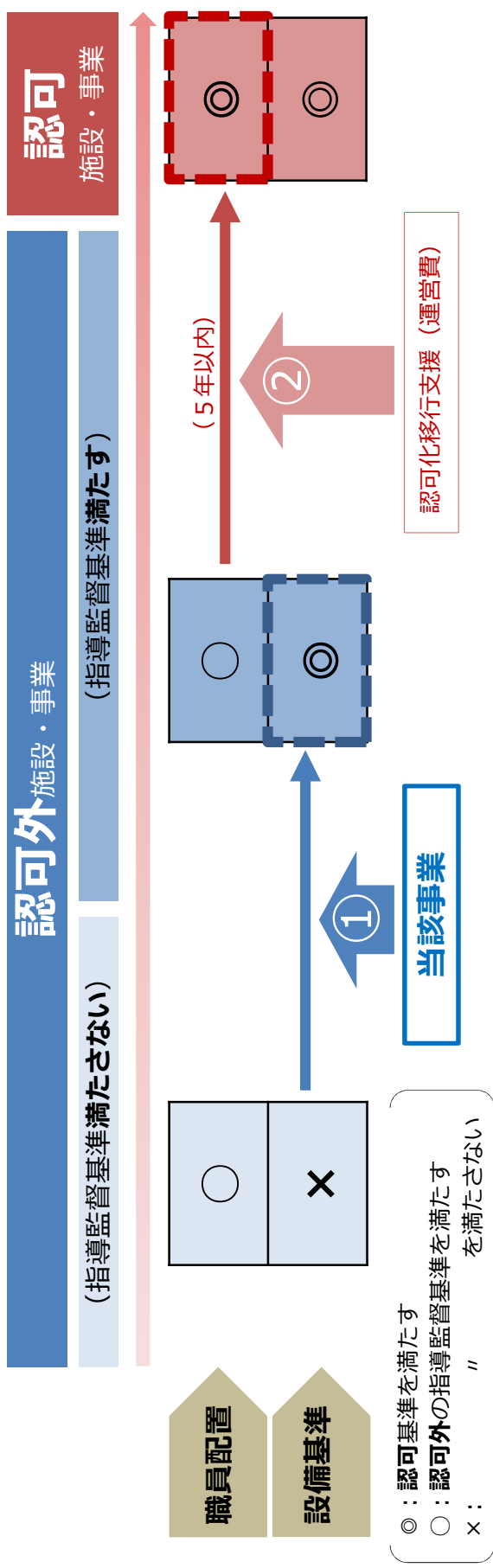
（※）職員配置、設備基準だけでなく、職員の健康診断の実施、消防計画の策定・訓練の実施など、他の要件も満たすこと。

- ② 当該事業による補助を受けた後、2025年度までの間に認可化移行運営費支援事業による補助を開始し、補助を受けた時点から5年以内に認可施設・事業への移行を図ること
- により、段階的に認可施設・事業への移行を目指す。

【実施主体】 都道府県、市町村

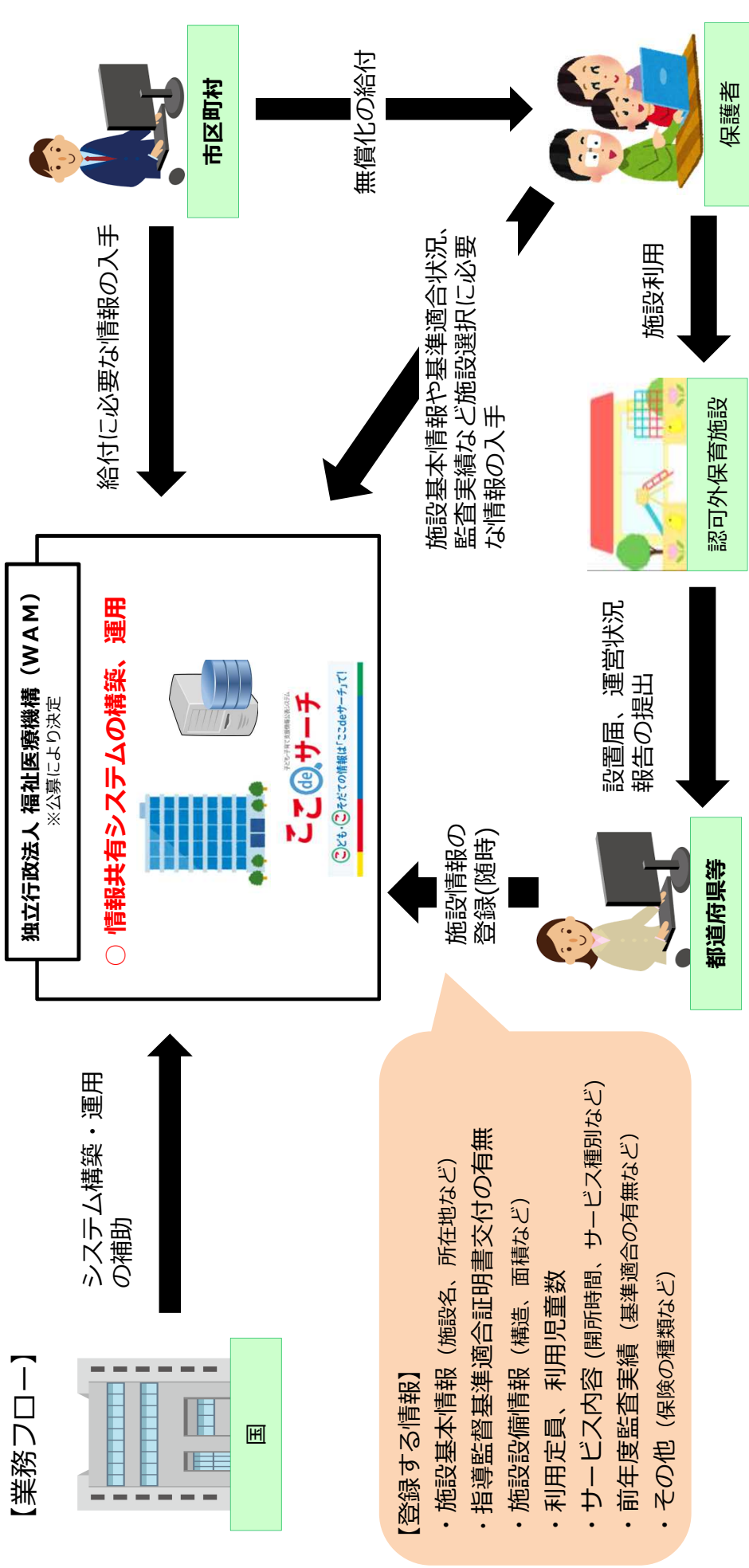
【補助基準額（案）】 改修費等 1か所当たり 32,000千円、移転費等 1か所当たり 5,000千円

【補助割合】 国：1 / 2、都道府県、市町村：1 / 4、設置主体：1 / 4



子ども・子育て支援情報公表システム

- 幼児教育・保育の無償化の実施にあたり、償還払いの給付事務に必要となる認可外保育施設の情報について、自治体の圏域を超えて確認可能なシステムを構築し、適正かつ円滑な事務の実施を図る。また、このシステムを活用して、保護者の方が、指導監督基準の適合状況など、施設選択に資する情報を閲覧可能とする。
- 令和元年度（2019年度）にシステム構築し、自治体や事業者において入力作業を行い、令和2年9月30日に公開を行った。



令和3年度の消費税増収分の使途について

〈令和3年度消費税増収分の内訳〉 (公費ベース) 《増収額計：13.4兆円》

○基礎年金国庫負担割合2分の1

(平成24・25年度の基礎年金国庫負担割合2分の1の差額に係る費用を含む)

3.4兆円

○社会保障の充実

- ・ 幼児教育・保育の無償化
- ・ 高等教育の無償化
- ・ 子ども・子育て支援新制度の着実な実施
- ・ 医療・介護サービスの提供体制改革
- ・ 医療・介護保険制度の改革
- ・ 難病・小児慢性特定疾病への対応
- ・ 年金生活者支援給付金の支給 等

3.89兆円

○消費税率引上げに伴う社会保障4経費の増

- ・ 診療報酬、介護報酬、年金、子育て支援等についての物価上昇に伴う増

0.63兆円

○後代への負担のつけ回しの軽減

- ・ 高齢化等に伴う自然増を含む安定財源が確保できていない既存の社会保障費

5.1兆円

(注1)増収額は、軽減税率制度による減収影響を除いている。
 (注2)使途に関しては、総合算制度の見送りによる4,000億円を軽減税率制度の財源としている。

令和3年度における「社会保障の充実」(概要)

(単位:億円)

事 項	事 業 内 容	令和3年度 予算案		令和2年度 予算額	
		国分	地方分	国分	地方分
子ども・子育て支援	子ども・子育て支援新制度の着実な実施	6,526	3,541	6,526	6,526
	社会的養育の充実	474	237	474	474
	育児休業中の経済的支援の強化	17	10	17	17
	新子育て安心プランの実施	223	112	-	-
医療・介護サービスの提供体制改革	病床の機能分化・連携、在宅医療の推進等	1,179	328	1,194	1,194
	・ 地域医療介護総合確保基金(医療分)	195	0	-	-
	うち 地域医療構想の実現を図るための病床機能再編支援	803	211	602	602
	・ 診療報酬改定における消費税財源等の活用分				
	地域包括ケアシステムの構築				
	・ 地域医療介護総合確保基金(介護分)	824	275	824	824
	・ 平成27年度介護報酬改定における消費税財源の活用分	1,196	592	1,196	1,196
	(介護職員の処遇改善等)				
	・ 在宅医療・介護連携、認知症施策の推進など地域支援事業の充実	534	267	534	534
	国民健康保険等の低所得者保険料軽減措置の拡充	612	612	612	612
医療・介護保険制度の改革	国民健康保険への財政支援の拡充	1,664	832	1,664	1,664
	・ 低所得者数に応じた自治体への財政支援	2,272	2,272	2,272	2,272
	・ 保険者努力支援制度等				
	被用者保険の拠出金に対する支援	700	700	700	700
	70歳未満の高額療養費制度の改正	248	31	248	248
難病・小児慢性特定疾病への対応	介護保険の第1号保険料の低所得者軽減強化	1,572	786	1,572	1,572
	介護保険保険者努力支援交付金	200	200	200	200
	難病・小児慢性特定疾病に係る公平かつ安定的な制度の運用等	2,089	1,044	2,089	2,089
	年金受給資格期間の25年から10年への短縮	644	26	644	644
年金	遺族基礎年金の父子家庭への対象拡大	80	76	68	68
	年金生活者支援給付金の支給	5,220	5,220	4,908	4,908
	合 計	27,078	18,172	27,111	27,111

(注6)

(注1) 金額は公費(国及び地方の合計額)。計数は、四捨五入の関係により、端数において合計と致しないものがある。
(注2) 消費税増収分(2.31兆円)と社会保障改革プログラム法等に基づき重点化・効率化による財政効果(▲0.4兆円)を活用し、上記の社会保障の充実(2.71兆円)の財源を確保。
(注3) 保育士の処遇改善については、「社会保障の充実」における全職員を対象とした3%の処遇改善を実施(平成27年度)。このほか、「社会保障の充実」とは別に、平成29年度から全職員を対象とした2%の処遇改善を行うとともに技能・経験に応じた月額最大4万円の処遇改善を行うなど、取組を進めている。
(注4) 令和3年度に限り、令和4年度から医療・介護分野において不妊治療の保険適用の財源として充当する予定の消費税増収分を1年限りで一時的に活用する。
(注5) 小児の外來診療に係る診療報酬上の特例的な評価について、令和3年度に一時的に措置した190億円を含む。
(注6) 令和2年度に措置した医療情報化支援基金768億円を含む。

令和3年度における子ども・子育て支援の「量的拡充」と「質の向上」項目

○「0.7兆円の範囲で実施する事項」として整理された「質の向上」の事項については、令和3年度予算（案）においても引き続き全て実施。

	量的拡充	質の向上
所要額	4,258億円	2,742億円
主な内容	<ul style="list-style-type: none"> ○認定こども園、幼稚園、保育園、地域型保育の量的拡充（待機児童解消加速化プランの推進等） ○地域子ども・子育て支援事業の量的拡充（地域子育て支援拠点、一時預かり、放課後児童クラブ等） ○社会的養育の量的拡充 	<ul style="list-style-type: none"> ○3歳児の職員配置を改善（20：1→15：1） ○私立幼稚園・保育園等・認定こども園の職員給与の改善（3%） ○保育標準時間認定に対応した職員配置の改善 ○研修機会の充実 ○小規模保育の体制強化 ○減価償却費、賃借料等への対応 など ○放課後児童クラブの充実 ○病児・病後児保育の充実 ○利用者支援事業の推進 など ○児童養護施設等の職員配置を改善（5.5：1→4：1等） ○児童養護施設の小規模かつ地域分散化の推進 ○児童養護施設等の職員配置基準の強化を含む高機能化の推進 ○民間児童養護施設等の職員給与の改善（3%） など
<p>量的拡充・質の向上 合計 7,000億円</p>		

○子ども・子育て支援の「量的拡充」と「質の向上」を実現するためには「1兆円超」の財源が必要とされたところであり、政府においては、引き続き、その確保に最大限努力する。

令和3年度における「新しい経済政策パッケージ」(概要)

新しい経済政策パッケージについて (平成29年12月8日閣議決定) (抜粋)

社会保障の充実と財政健全化のバランスを取りつつ、安定財源として、2019年10月に予定される消費税率10%への引上げによる財源を活用する。消費税率の2%の引上げにより5兆円強の増収となるが、この増収分を教育負担の軽減・子育て層支援・介護人材の確保等と、財政再建とに、それぞれ概ね半分以上ずつ充当する。前者については、新たに生まれる1.7兆円程度を、本経済政策パッケージの幼児教育の無償化、「子育て安心プラン」の前倒しによる待機児童の解消、保育士の処遇改善、高等教育の無償化、介護人材の処遇改善に充てる。これらの政策は、2019年10月に予定されている消費税率10%への引上げを前提として、実行することとする。

(単位:億円)

事項	事業内容	令和3年度 予算案	令和2年度 予算額	
			国分	地方分
待機児童の解消	<ul style="list-style-type: none"> 「子育て安心プラン」を前倒し、2020年度末までに32万人分の受け皿を整備。^(注2) 保育士の確保や他産業との賃金格差を踏まえた処遇改善に更に取り組む(2019年4月から更に1%(月3000円相当)の賃金引上げ)。 	722	358	364
幼児教育・保育の無償化	<ul style="list-style-type: none"> 3歳から5歳までの全ての子ども供たち及び0歳～2歳までの住民税非課税世帯の子ども供たちの幼稚園、保育所、認定こども園等の費用を2019年10月から無償化。^(注3) 	8,858	3,410	5,448
高等教育の無償化	<ul style="list-style-type: none"> 少子化に対処するため、低所得世帯であっても社会で自立し活躍できる人材を育成する大学等において修学できるよう、高等教育の修学支援(授業料等減免・給付型奨学金)を着実に実施(2020年4月から実施)。 	5,208	4,804	404
介護人材の処遇改善	<ul style="list-style-type: none"> リーダークラス級の介護職員について他産業と遜色ない賃金水準を目指し、経験・技能のある介護職員に重点化を図りつつ、介護職員の更なる処遇改善を実施。この趣旨を損なわない程度で、介護職以外の職員の処遇改善も実施(2019年10月実施)。^(注4) 	1,003	506	496
合計		15,791	9,078	6,712

(注1)金額は公費(国及び地方の合計額)。計数は、四捨五入の関係により、端数において合計と合致しないものがある。

(注2)「子育て安心プラン」の実現に必要な企業主導型保育事業(幼児教育・保育の無償化の実施後は、3歳から5歳までの子ども供たち及び0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子ども供たちの企業主導型保育事業の利用者負担を助成する事業を含む。)と保育所等の運営費(0歳から2歳までの子ども供に相当する部分)には、別途、事業主が拠出する子ども・子育て拠出金を充てる。

(注3)就学前の障害児の発達支援についても、併せて無償化を行う。

(注4)障害福祉人材について、介護人材と同様の処遇改善を行う観点から対応を行う。

病児保育事業

令和2年度予算 1,453億円の内数 → 令和3年度予算案 1,691億円の内数
 (子ども・子育て支援交付金(内閣府)及び重層的支援体制整備事業交付金(厚生労働省))

1. 事業概要

子どもが病気の際に自宅での保育が困難な場合に、病院・保育所等に、病気の児童を一時的に保育することで、安心して子育てができる環境整備を図る。

<事業類型>

- (1) **病児対応型・病後児対応型**
地域の病児・病後児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において看護師等が一時的に保育する事業。
- (2) **体調不良児対応型**
保育中の体調不良児について、一時的に預かるほか、保育所入所児に対する保健的な対応や地域の子育て家庭や妊産婦等に対する相談支援を実施する事業。
- (3) **非施設型(訪問型)**
 地域の病児・病後児について、看護師等が保護者の**自宅へ訪問**し、一時的に保育する事業。

<実施主体等>

実施主体：市町村(特別区を含む。) 補助率：国1/3(都道府県1/3、市町村1/3)

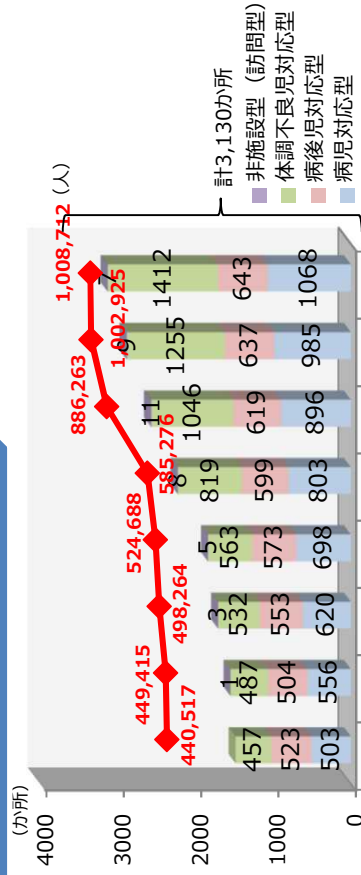
■ 令和3年度予算案における対応【別紙参照】

新型コロナウイルス感染症の影響等を踏まえつつ、提供体制を安定的に確保するため、基本単価の比率を引き上げ。

<補助基準額(案)(病児対応型1か所当たり年額)>

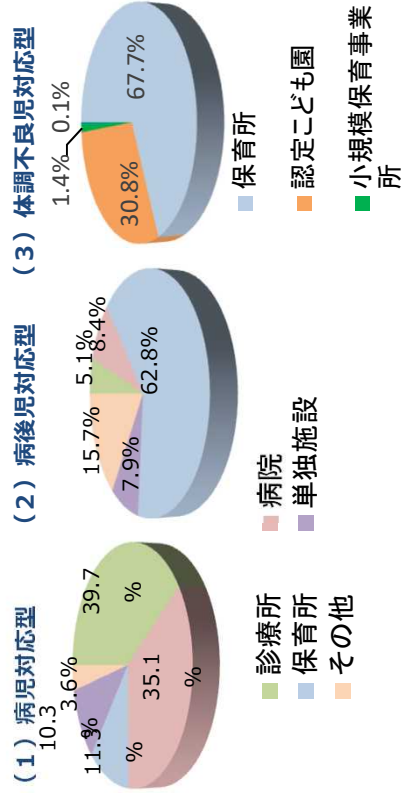
基本分単価：令和2年度 5,007,000円 → 令和3年度案 7,041,000円
 加算分単価：(例) 200~399人の場合
 令和2年度 200~399人単価 4,434,000円
 → 令和3年度案 200~299人単価 3,000,000円
 300~399人単価 4,000,000円

2. 実施か所数及び延べ利用児童数



※平成27年度までの延べ利用児童数は、「病児対応型」及び「病後児対応型」の合計
 ※平成28年度からの延べ利用児童数は、「病児対応型」、「病後児対応型」、「体調不良児対応型」の合計

3. 実施場所

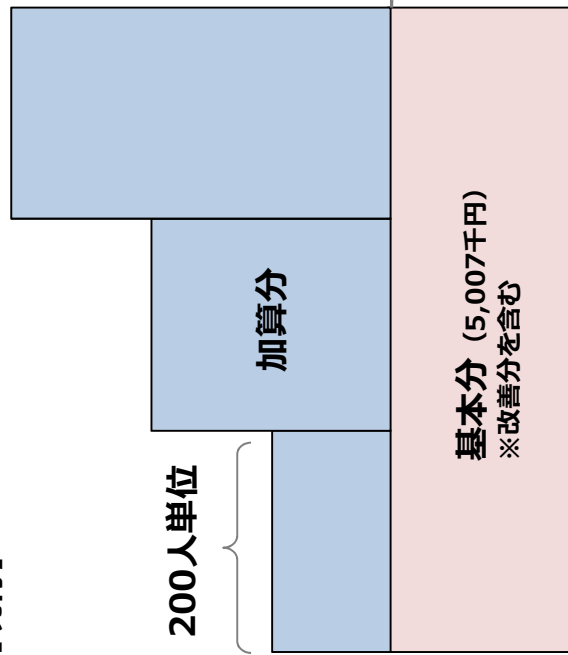


令和3年度予算案における対応

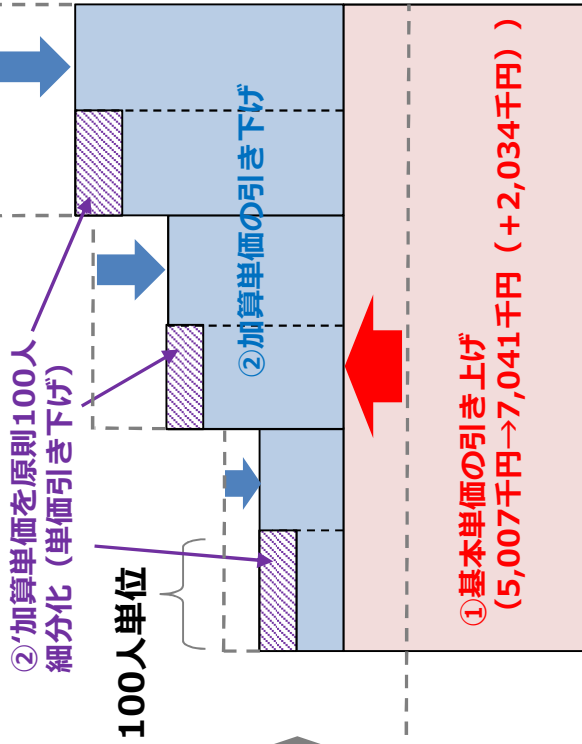
- 病児保育事業の補助単価について、新型コロナウイルス感染症の影響等を踏まえつつ、**提供体制を安定的に確保する観点から、利用児童数の変動によらない基本単価の比率を引き上げるため、**
 - ① 基本単価において事業実施に最低限必要な事業費相当（看護師・保育士各1人分）を確保できるよう、**基本単価を引き上げ**（病児対応型の場合：5,007千円を7,041千円に引き上げ(+2,034千円)
 - ② 一方、基本単価の引き上げに伴い、**加算単価を引き下げる**とともに、原則200人単位で設定されている**加算単価を原則100人単位に細分化**

(病児対応型の場合：(例) 200～399人単価4,434千円 → 200～299人単価3,000千円、300～399人単価4,000千円)

(病児対応型の場合)
【現行】



【見直し後】



放課後児童クラブの概要

【事業の内容、目的】

共働き家庭など留守家庭の小学校に就学している児童に対して、学校の余剰教室や児童館、公民館などで、放課後等に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る。

※平成9年の児童福祉法改正により法定化(児童福祉法第6条の3第2項)：平成10年4月施行

※平成24年の児童福祉法改正により、対象年齢を「おおむね10歳未満」から「小学校に就学している児童とした(平成27年4月施行)」

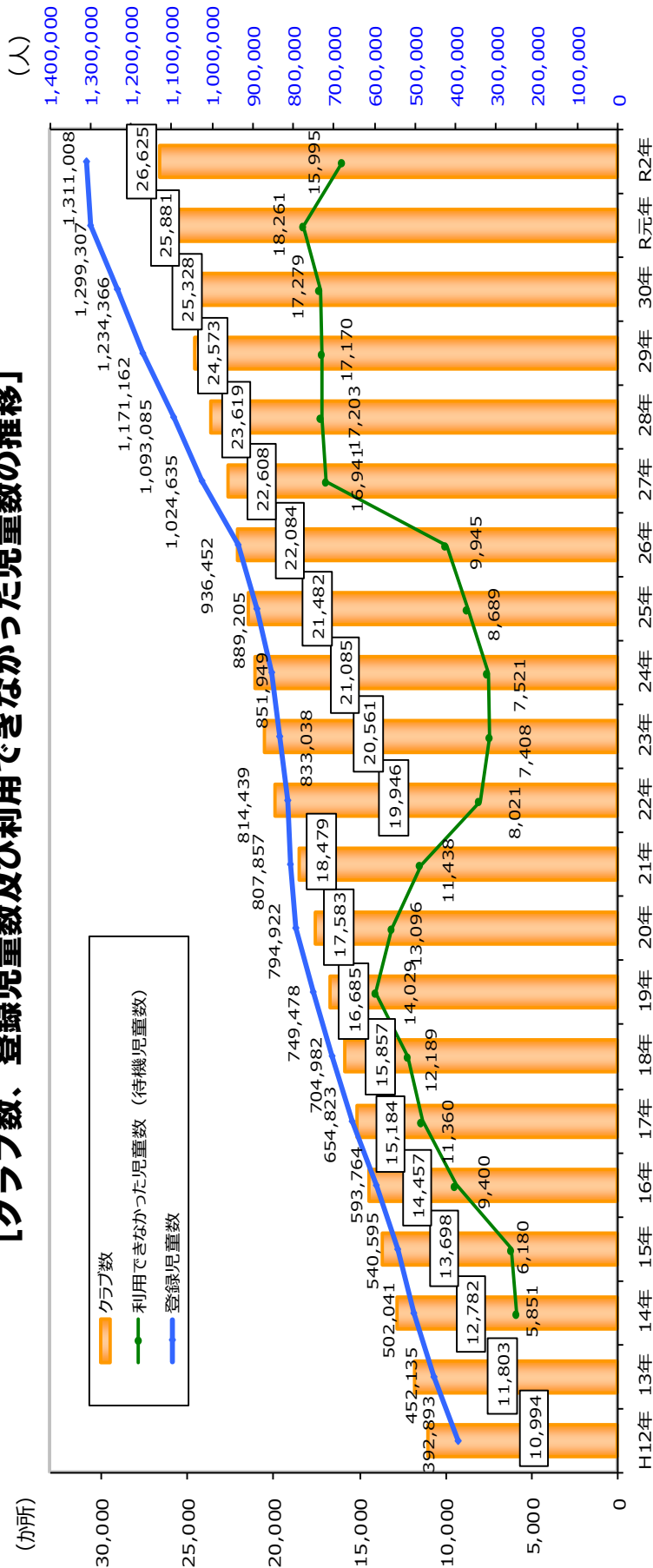
【現状】(令和2年7月現在)

- クラブ数 26,625カ所
(参考：全国の小学校19,011校)
- 支援の単位数 34,577単位
- 登録児童数 1,311,008人
- 利用できなかった児童数(待機児童数) 15,995人

【今後の展開】

- 「新・放課後子ども総合プラン」(平成30年9月14日策定)を踏まえ、放課後児童クラブについて、**2021年度末までに約25万人分(約122万人から約147万人)**を整備し、待機児童解消を目指し、その後も女性就業率の上昇を踏まえ**2023年度末までに計約30万人分(約122万人から約152万人)**の受け皿整備を図る。また、子どもの主体性を尊重し、子どもの健全な育成を図る放課後児童クラブの役割を徹底し、子どもの自主性、社会性等のより一層の向上を図る。

【クラブ数、登録児童数及び利用できなかった児童数の推移】



※5月1日現在(令和2年のみ7月1日現在) 厚生労働省調査

背景・課題

- 現行プランにおける放課後児童クラブ、放課後子供教室の両事業の実績は、放課後児童クラブの約30万人分整備が順調に進むなど、大きく伸びているが、近年の女性就業率の上昇等により、更なる共働き家庭等の児童数の増加が見込まれており、「小1の壁」を打破するとともに待機児童を解消するため放課後児童クラブの追加的な整備が不可欠な状況。
- 小学校内で両事業を行う「一休型」の実施は、増加傾向にあるものの目標への到達を果たしていない。一方で、地域の実情に応じて社会教育施設や児童館等の小学校以外の施設を活用して両事業を行い、多様な体験・活動を行っている例も見られる。

○ そのため、引き続き共働き家庭等の「小1の壁」・「待機児童」を解消するとともに、全ての児童が放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後児童クラブと放課後子供教室の両事業の計画的な整備等を推進するため、下記のとおり目標を設定し、新たなプランを策定。

「新・放課後子ども総合プラン」に掲げる目標（2019～2023年）

- **放課後児童クラブ**について、**2021年度末までに約25万人分を整備し、待機児童解消を目指し、その後も女性就業率の上昇を踏まえ2023年度末までに計約30万人分の受け皿を整備**（約122万人⇒約152万人）
- **全ての小学校区で、両事業を一体的に又は連携して実施し、うち小学校内で一休型として1万箇所以上で実施することを目指す。**
- **両事業を新たに整備等する場合には、学校施設を徹底的に活用することとし、新たに開設する放課後児童クラブの約80%を小学校内で実施することを目指す。**
- **子どもの主体性を尊重し、子どもの健全な育成を図る放課後児童クラブの役割を徹底し、子どもの自主性、社会性等のより一層の向上を図る。**

放課後児童クラブの受け皿整備（「新・放課後子ども総合プラン」）

（2018（平成30）年9月14日公表）

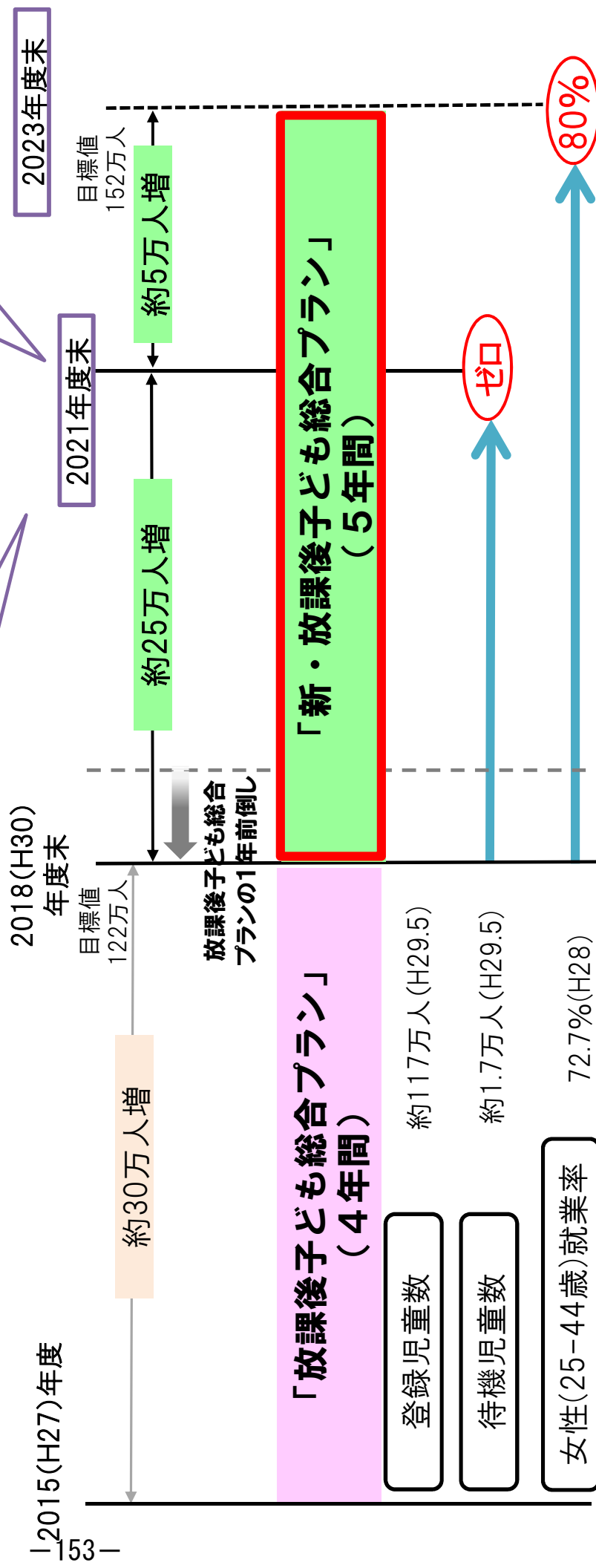
「新・放課後子ども総合プラン」において示す目標（抜粋）

放課後児童クラブの量的拡充を図り、2021年度末までに約25万人分を整備し待機児童の解消を目指す、女性就業率の上昇を踏まえ2023年度末までにさらに約5万人分を整備し、5年間で約30万人分の受け皿を整備する。

122万人⇒152万人

**小1の壁の解消、小1の利用率が保育(3～5歳児)の8割程度
3年間で約25万人分の受け皿を整備**

自治体を支援し、3年間で待機児童を解消



「放課後子ども総合プラン」
(4年間)

登録児童数

約117万人(H29.5)

待機児童数

約1.7万人(H29.5)

女性(25-44歳)就業率

72.7%(H28)

「新・放課後子ども総合プラン」
(5年間)

ゼロ

80%

元教地推第12号
子子発0704第1号
令和元年7月4日

各都道府県知事
各都道府県教育委員会教育長
各指定都市市長
各指定都市教育委員会教育長
各中核市市長
各中核市教育委員会教育長
殿

文部科学省総合教育政策局地域学習推進課長

中野理美

(印影印刷)

厚生労働省子ども家庭局子育て支援課長

田村悟

(印影印刷)

放課後児童クラブの実施における学校施設の管理運営上の取決め
について(通知)

次代を担う人材を育成し、加えて共働き家庭が直面する「小1の壁」を打破する観点から、厚生労働省と文部科学省の連携のもと、これまでの放課後児童対策の取組を更に推進させるため、放課後児童クラブの待機児童の早期解消、放課後児童クラブと放課後子供教室の一体的な実施の推進等による全ての児童の安全・安心な居場所の確保を図ること等を内容とした、「新・放課後子ども総合プラン」を平成30年9月に策定し、今年度から実施しています。

本プランにおいて、特に学校は、放課後も児童が移動せずに安全に過ごせる場所であることから、学校教育に支障が生じない限り、余裕教室や放課後等に一時的に使われていない特別教室等の徹底的な活用を促進するものとしており、その場合の学校施設の活用にあたっての責任体制の明確化についても示しているところです。

これらを踏まえ、学校施設の管理運営上の責任の所在について、関係部局間での

取決めが行われやすくするよう、既に独自の取組を行っている自治体等の例を参考に、別添のとおり協定書のひな形を作成いたしました。

つきましては、管内・域内市町村に対して、都道府県教育委員会にあっては所管の学校及び域内の市区町村教育委員会に対して、指定都市・中核市教育委員会にあっては所管の学校に対して周知いただきますようお願いいたします。

なお、本通知は関係部局間での取組の一助となるよう参考として示すものであり、協定書の策定を必須化したり、既存の取決めを変更したりするよう促すものではありません。また、協定書の項目や取り交わし先についてもあくまでも参考であり、自治体・教育委員会・放課後児童クラブ・学校等がそれぞれの状況を踏まえて最も適した形で御活用いただくようお願いいたします。

○別添 首長部局と教育委員会が協定を結ぶ場合のひな形

<本件連絡先>

【放課後児童クラブに関すること】

厚生労働省子ども家庭局子育て支援課
電話:03(5253)1111 内線:4845, 4966

【放課後子供教室, 小学校の学校開放に関すること】

文部科学省総合教育政策局地域学習推進課
地域学校協働活動推進室
電話:03(5253)4111 内線:3260

注：この協定書（案）は、あくまで各自治体等で内容を検討する際の一助となるよう作成したものであり、この項目や記述に厳格に則ることを必ずしも想定したものではない。

（首長部局と教育委員会が協定を結ぶ場合のひな形）

学校施設を活用した放課後児童クラブの整備に係る協定書（案）

〇〇市▲▲（以下「甲」という。）と〇〇市教育委員会■ ■（以下「乙」という。）とは、乙の管理する学校施設を活用した放課後児童クラブ（以下「児童クラブ」という。）の整備、開設及び運営（以下「整備等」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（基本的合意）

第1条 児童クラブの整備等にあたっては、学校教育に支障が生じない限りにおいて、学校施設の活用を基本とする。

（施設の区分・管理）

第2条 施設の区分は次の各号に定めるとおりとする。

- （1）学校専用エリア（主として学校の児童・教職員等が使用するエリア）
 - （2）児童クラブ専用エリア（主として児童クラブを利用する児童・放課後児童支援員等（以下「児童クラブ利用児童等」という。）が使用するエリア）
 - （3）共用エリア（学校の児童・教職員等と児童クラブ利用児童等が共同で使用するエリア）
- 2 施設・設備の維持管理等については、児童クラブ専用エリアは甲が、学校専用エリア及び共用エリアは乙が責任を負うものとする。
- 3 警備・防災等については、児童クラブ専用エリアは甲が、学校専用エリアは乙が責任を負うものとする。共用エリアは原則として乙が責任を負うが、児童クラブだけが開設している場合には、甲が責任を負う。

（学校既存設備の利用等）

- 第3条 児童クラブの整備等にあたっては、児童クラブ利用児童等が使用するトイレ、洗面所等については、できる限り新設することなく、学校の既存設備を使用するものとする。
- 2 児童クラブ利用児童等が使用する出入口については、児童クラブ専用エリア又は共用エリアに設置するものとする。

（事故等に係る責任の範囲）

第4条 児童クラブ専用エリア、共用エリアに関わらず、児童クラブの使用開始時刻から使用終了時刻までに児童クラブ利用児童等に事故があった場合、又は児童クラブ利用児童等に起因する事故があった場合には、甲が責任を負うものとする。

(光熱水費の負担)

第5条 児童クラブに係る電気・ガス・水道料金及び下水道使用料については、甲が負担する。ただし、明確に区分できない場合には、甲乙協議により決定するものとする。

(学校施設の不足により学校運営に支障が生じた場合の対応)

第6条 学校施設の不足により、甲に学校施設から転用した施設を使用させることが困難な事態が生じたときは、乙は甲に速やかに通知し、甲乙協議の上、施設を学校施設へ再転用することを基本とする。
2 前項の協議の結果、甲、乙、双方が合意した場合には、甲は速やかに移転先を確保するものとする。

(個別協議)

第7条 各条の規定は原則的なものであり、具体的な事例については必要に応じて個別に協議するものとする。

(疑義等があった場合の対応)

第8条 この協定に定めのない事態が生じたとき又はこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議により決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本協議書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、甲、乙各自1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 ○○市 ▲▲

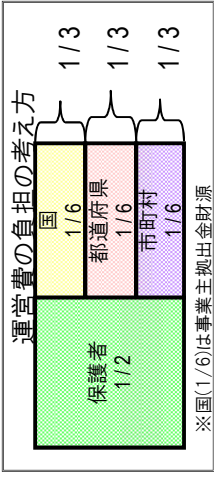
乙 ○○市教育委員会 ■■

放課後児童クラブ関係予算のポイント

令和2年度予算 97.8億円 → 令和3年度予算案 1,092億円 (うち、子ども・子育て支援交付金 令和3年度予算案 92.2億円)

- 保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に小学校の余剰教室、児童館等を利用して適切に遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図るために要する運営費及び施設整備費に対する補助。

- 実施主体：市町村（特別区を含む） ※市町村が適切と認めた者に委託等を行うことができる



1. 運営費等

- (1) 放課後児童健全育成事業（運営費）
放課後児童クラブの運営に必要な経費に対する補助
- (2) 放課後子ども環境整備事業
既存施設を活用して、新たに放課後児童クラブを実施するための改修等に必要な経費に対する補助
- (3) 障害児受入強化推進事業等
障害児を受け入れた場合の加配職員及び医療的ケア児に対する支援に必要な専門職員の配置等に必要な経費に対する補助

(4) 放課後児童支援員の処遇改善

- ① 18:30を超えて開所するクラブにおける放課後児童支援員等の処遇改善に必要な経費に対する補助
- ② 放課後児童支援員の勤務年数や研修実績等に応じた処遇改善に必要な経費に対する補助

新 (5) 放課後児童クラブ育成支援体制強化事業（仮称）

遊び及び生活の場の清掃等の運営に関わる業務や児童が宿題に取り組みよう進捗管理のサポート等、育成支援の周辺業務を行う職員の配置等に必要な経費に対する補助

新 (6) 放課後児童クラブ第三者評価審査推進事業（仮称）

放課後児童クラブの第三者評価の推進を図るため、当該評価の受審に必要な費用に対する補助

2. 研修関係

- (1) 放課後児童支援員認定資格研修
放課後児童支援員として認定されるために修了が義務づけられている研修を実施するために必要な経費に対する補助
- (2) 放課後児童支援員等資質向上研修事業
現任職員向けの研修を実施するために必要な経費に対する補助

3. 施設整備費

放課後児童クラブの施設整備に必要な経費に対する補助

<国庫補助率高上げ（平成28年度からの継続）>

公立の場合：（高上げ前） 国 1 / 3、都道府県 1 / 3、市町村 1 / 3
→（高上げ後） 国 2 / 3、都道府県 1 / 6、市町村 1 / 6

4. その他

I 子どもの居場所の確保

- (1) 児童館、公民館等の既存の社会資源を活用した放課後の子どもの居場所の確保
待機児童が解消するまでの緊急的な措置として、待機児童が10人以上の市町村における放課後児童クラブを利用できない主として4年生以上の児童を対象に、児童館や公民館等の既存の社会資源を活用し、放課後等に安全で安心な子どもの居場所を提供する。
- (2) 小規模・多機能による放課後の子どもの居場所の確保
地域の実情に応じた放課後の子どもの居場所を提供するため、小規模の放課後児童の預かり事業及び保育所などを組み合わせた小規模・多機能の放課後児童支援を行う。

II 育成支援の内容の質の向上

- (1) 放課後児童クラブの質の向上〔若手保育士や保育事業者等への巡回支援事業〕
利用児童の安全確保や、子どもの自主性、社会性等のより一層の向上を図られるよう、放課後児童クラブを巡回するアドバイザーを市町村等に配置する。
- (2) 放課後児童支援員の人材確保〔保育士・保育所支援センター事業〕及び〔保育人材確保支援事業〕
放課後児童支援員の専門性向上と質の高い人材を安定的に確保するため、保育士・保育所支援センター等において、求人情報の提供や事業者とのマッチングを行う。また、同センターと連携し、市町村において就職相談等の支援を行う。

5. 令和3年度予算案における主な拡充内容

(1) 放課後児童クラブ育成支援体制強化事業（仮称）

① 事業内容

遊び及び生活の場の清掃等の運営に関わる業務や児童が宿題に取り組みよう進捗管理のサポート等、育成支援の周辺業務を行う職員の配置等に必要な経費に対する補助。

② 実施主体

市町村（特別区及び一部事務組合を含む。）ただし、市町村が適切と認めた者に委託等を行うことができる。

③ 補助率

国1/3、都道府県1/3、市町村1/3

④ 令和3年度補助基準額（案）

1 支援の単位当たり年額1,443千円

(2) 放課後児童クラブ第三者評価受審推進事業（仮称）

① 事業内容

放課後児童クラブの第三者評価の推進を図るため、当該評価の受審に必要な費用に対する補助。

② 実施主体

市町村（特別区及び一部事務組合を含む。）ただし、市町村が適切と認めた者に委託等を行うことができる。

③ 補助率

国1/3、都道府県1/3、市町村1/3

④ 令和3年度補助基準額（案）

1 クラブ当たり年額300千円

令和2年度 放課後児童支援員等処遇改善等事業の実施状況（子ども・子育て支援交付金 交付決定ベース）

No.	都道府県	実施市区町村数		市区町村																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
		市区	町村	札幌市①②	帯広市①	江別市①	函館市①	鷹栖町①	更別村①	名寄市②	北海道	1	礼幌市①②	帯広市①	江別市①	函館市①	鷹栖町①	更別村①	名寄市②	青森県	2	新郷村①	田子町①	藤崎町①②	三戸町①	青森県	3	盛岡市①②	滝沢市①②	一関市①	奥州市①②	陸前高田市①	北上市①②	花巻市①②	大船渡市①	久慈市①	岩手県	4	仙台市①	登米市①②	宮城県	5	能代市①	鹿角市①	潟上市②	山形市①②	庄内町①	天童市①②	大石田町①②	遊佐町①②	鶴岡市①②	米沢市①②	長井市①	村山市①	酒田市①	山形県	6	新庄市②	東根市②	大江町②	三川町②	福島県	7	福島市①②	会津若松市①②	いわき市①②	茨城県	8	ひたちなか市①②	小美玉市①	水戸市①	石岡市①	北茨城市①	常陸大宮市①②	かすみがうら市①②	大洗町①	東海村①	茨城県	9	那須塩原市①	大田原市①	日光市①②	足利市①	佐野市①	栃木市②	矢板市②	野木町②	栃木県	10	伊勢崎市①	富岡市①	邑楽町①	安中市①	榛東村①	下仁田町①	みなかみ町①	明和町①	沼田市①	館林市①②	太田市①	群馬県	11	富岡市①	藤岡市①	渋川市①	前橋市①	高崎市①	玉村町②	桐生市②	埼玉県	12	さいたま市①②	熊谷市①②	深谷市①②	越谷市①	鴻巣市①②	東松山市①	戸田市①②	朝霞市①	和光市①②	新座市①	埼玉県	13	飯能市①	秩父市①	本庄市①②	加須市①②	幸手市①	富士見市①	三郷市①②	鶴ヶ島市①②	ふじみ野市①	白岡市①	埼玉県	14	日高市①②	桶川市①	久喜市①	小川町①	滑川町①②	ときがわ町①②	伊奈町①	川島町①	吉見町①	上里町①	埼玉県	15	杉戸町①	宮代町①	寄居町①	行田市②	草加市②	上尾市②	鳩山町②	嵐山町②	坂戸市②	蓮田市②	埼玉県	16	北本市②	千葉県	12	船橋市①	千葉市①	八千代市①	成田市①	習志野市①	鴨川市①②	鎌ヶ谷市①	四街道市①	印西市①②	酒々井町①②	千葉県	17	野田市①	板橋区①②	新宿区①	葛飾区①②	多摩市①	武蔵野市①②	青梅市①②	調布市②	町田市②	東京都	8	板橋区①②	新宿区①	葛飾区①②	多摩市①	武蔵野市①②	青梅市①②	調布市②	町田市②	東京都	18	藤沢市①	茅ヶ崎市①②	伊勢原市①	三浦市①	逗子市①	平塚市①	横須賀市①	鎌倉市①②	綾瀬市①	神奈川県	12	藤沢市①	茅ヶ崎市①②	伊勢原市①	三浦市①	逗子市①	平塚市①	横須賀市①	鎌倉市①②	綾瀬市①	神奈川県	19	横浜市②	葉山町②	神奈川県	2	上越市①	燕市①	新潟県	2	上越市①	燕市①	新潟県	20	富山市①	高岡市①	氷見市①	射水市①	舟橋村①	富山県	5	富山市①	高岡市①	氷見市①	射水市①	舟橋村①	富山県	21	白山市①②	野々市市①	津幡町①	七尾市①	金沢市①	小松市①	加賀市①	羽咋市②	石川県	8	白山市①②	野々市市①	津幡町①	七尾市①	金沢市①	小松市①	加賀市①	羽咋市②	石川県	22	福井県	0	福井県	23	北杜市①	須坂市①	佐久市①	松本市②	上田市②	長野県	4	須坂市①	佐久市①	松本市②	上田市②	長野県	24	瑞浪市①	恵那市①②	岐阜市①	中津川市①	大垣市②	岐阜県	5	瑞浪市①	恵那市①②	岐阜市①	中津川市①	大垣市②	岐阜県	25	焼津市①	掛川市①	伊東市①②	島田市①②	静岡県	4	焼津市①	掛川市①	伊東市①②	島田市①②	静岡県	26	豊川市①	犬山市①	津島市①②	長久手市①	尾張旭市①②	豊明市①	知立市①	東海市①	名古屋市①②	豊橋市①②	愛知県	15	豊川市①	犬山市①	津島市①②	長久手市①	尾張旭市①②	豊明市①	知立市①	東海市①	名古屋市①②	豊橋市①②	愛知県	27	瀬戸市①	春日井市①	一宮市①	岡崎市①	大府市②	三重県	11	四日市市①	津市①②	鈴鹿市①	松阪市①②	熊野市①	亀山市①②	川越町①	志摩市①	朝日町①	多気町①	三重県	28

※①…非常勤を含む職員の賃金改善に必要な費用の一部を補助する事業を実施している市区町村
 ※②…常勤職員を配置するための追加費用（賃金改善に必要な費用を含む）の一部を補助する事業を実施している市区町村

令和2年度 放課後児童支援員等処遇改善等事業の実施状況（子ども・子育て支援交付金 交付決定ベース）

No.	都道府県	実施市区町村数	市区町村												
25	滋賀県	10	近江八幡市①	栗東市①	長浜市①	湖南市①②	高島市①	大津市①	竜王町①	日野町①②	東近江市①②	野洲市②			
26	京都府	1	向日市①												
27	大阪府	11	枚方市①	茨木市①	守口市①	堺市①	泉南市①	大阪狭山市①	熊取町①②	河内長野市①	寝屋川市①	富田林市①			
			豊中市②												
28	兵庫県	7	宝塚市①	播磨町①	三木市①	川西市①	明石市①	神戸市①②	西宮市①②						
29	奈良県	7	奈良市①	生駒市①	田原本町①②	桜井市①	橿原市①	天理市①	御所市②						
30	和歌山県	8	橋本市①	串本町①②	新宮市①	湯浅町①	御坊市②	海南市②	広川町②	有田川町②					
31	鳥取県	1	鳥取市①												
32	島根県	2	大田市①②	雲南市②											
33	岡山県	7	岡山市①②	瀬戸内市①	倉敷市①②	総社市①	赤磐市①	勝央町①	吉備中央町①						
34	広島県	0													
35	山口県	0													
36	徳島県	6	徳島市①	石井町①②	神山町①	吉野川市①	小松島市①②	美馬市①							
37	香川県	1	高松市①②												
38	愛媛県	0													
39	高知県	2	香美市①	高知市①											
40	福岡県	5	大木町①	志免町①②	粕屋町①	鞍手町①	行橋市①								
41	佐賀県	3	有田町①	嬉野市①	武雄市①										
42	長崎県	11	諫早市①	佐世保市①	大村市①	長崎市①②	長与町①	西海市①②	時津町①	東彼杵町①	五島市①	川棚町①			
			波佐見町①												
43	熊本県	15	天草市①	玉名市①	宇土市①	阿蘇市①	合志市①②	菊池市①	湯前町①	益城町①	山都町①	御船町①			
			あさぎり町①	菊陽町①	玉東町①	八代市①②	水保市①								
44	大分県	1	中津市①②												
45	宮崎県	3	都城市①	延岡市①	串間市①										
46	鹿児島県	12	霧島市①	薩摩川内市①②	曾於市①	長島町①②	南さつま市①②	東串良町①	錦江町①	南大隅町①	肝付町①	鹿屋市①②			
			阿久根市①	出水市①											
47	沖縄県	23	沖縄市①②	名護市①	糸満市①②	豊見城市①	浦添市①	石垣市①	嘉手納町①	南城市①	今帰仁村①②	金武町①			
			国頭村①	北谷町①②	西原町①②	大宜味村①	八重瀬町①	南風原町①②	久米島町①	与那原町①	うるま市①②	宮古島市①②			
			那覇市①	宜野湾市①	本部町②										
	合計	340(20.9%)	※（ ）内はクラブ実施市区町村数（1,623市区町村）に対する割合である。												

※①の合計：301市区町村

②の合計：126市区町村

①、②の合計：87市区町村

令和2年度 放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業の実施状況（子ども・子育て支援交付金 交付決定ベース）

No.	都道府県	実施市区町村数	市区町村																				
25	滋賀県	12	高島市	東近江市	米原市	甲賀市	湖南市	日野町	竜王町	大津市	長浜市	栗東市	守山市	近江八幡市									
26	京都府	3	京都市	大山崎町	木津川市																		
27	大阪府	4	島本町	忠岡町	大阪市	泉南市																	
28	兵庫県	10	神戸市	尼崎市	上郡町	明石市	西宮市	三木市	三田市	川西市	加古川市	播磨町	田原本町	天理市	橿原市								
29	奈良県	4	田辺市	生駒市	有田川町	白浜町	印南町	美浜町	広川町	湯浅町	九度山町	かつらぎ町	田辺市	上富田町									
30	和歌山県	10	鳥取市																				
31	鳥取県	1	鳥取市																				
32	島根県	3	邑南町	安来市	大田市																		
33	岡山県	10	岡山市	倉敷市	津山市	矢掛町	里庄町	美作市	赤磐市	笠岡市	井原市	瀬戸内市	岡山市	安芸高田市									
34	広島県	3	広島市	東広島市	安芸高田市																		
35	山口県	6	宇部市	山口市	下松市	美祢市	周防大島町	和木町															
36	徳島県	2	小松島市	石井町																			
37	香川県	3	高松市	多度津町	小豆島町																		
38	愛媛県	1	松山市																				
39	高知県	10	高知市	四万十市	奈半利町	香美市	土佐清水市	須崎市	土佐市	いの町	南国市	安芸市	北九州市	うきは市	行橋市	久留米市	宮若市	嘉麻市	新宮町	みやま市	志免町	みやこ町	
40	福岡県	11	朝倉市																				
41	佐賀県	6	嬉野市	唐津市	鳥栖市	有田町	太良町	佐賀市															
42	長崎県	8	諫早市	大村市	佐世保市	長崎市	時津町	長与町	西海市	東彼杵町													
43	熊本県	16	宇土市	熊本市	菊池市	玉名市	水保市	八代市	大津町	合志市	菊陽町	阿蘇市	あさぎり町	湯前町	嘉島町	山都町	氷川町	多良木町					
44	大分県	8	中津市	日田市	別府市	杵築市	豊後高田市	宇佐市	臼杵市	由布市													
45	宮崎県	7	都農町	串間市	延岡市	綾町	高鍋町	都城市	宮崎市														
46	鹿児島県	20	さつま町	和泊町	指宿市	枕崎市	阿久根市	出水市	西之表市	喜界町	喜界町	徳之島町	徳之島市	徳之島市	徳之島市	徳之島市	徳之島市	徳之島市	徳之島市	徳之島市	徳之島市	徳之島市	徳之島市
47	沖縄県	14	宜野湾市	石垣市	宮古島市	うるま市	南城市	宜野座村	国頭村	大宜味村	今帰仁村	本部町	与那原町	沖繩市	名護市	久米島町							
合計		432(26.6%)	※（ ）内はクラブ実施市区町村数（1,623市区町村）に対する割合である。																				

地域子ども・子育て支援事業におけるマスク購入等の感染拡大防止対策に係る支援 (新型コロナウイルス感染症対策)

令和2年度第3次補正予算案

(子ども・子育て支援交付金)

【概要】

地域子ども・子育て支援事業において、感染症に対する強い体制を整え、感染症対策を徹底しつつ、事業を継続的に提供していくため、職員が感染症対策の徹底を図りながら事業を継続的に実施していくために必要な経費のほか、事業所等が配布する子ども用マスク、消毒液等の卸・販社からの一括購入等や事業所等の消毒に必要な経費を補助する。

【実施主体】 市区町村

【事業内容】 ①職員が感染症対策の徹底を図りながら業務を継続的に実施していくために必要な経費（研修受講、かかり増し経費等）
②事業所等へのマスクや消毒液等の配布、感染防止用の備品購入



【対象事業所】 (1)放課後児童健全育成事業、(2)利用者支援事業、(3)延長保育事業、(4)子育て短期支援事業、(5)乳児家庭全戸訪問事業、(6)養育支援訪問事業、(7)地域子育て支援拠点事業、(8)一時預かり事業、(9)病児保育事業、(10)ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）

【補助基準額】 ①と②の合計

(1) 1支援の単位あたり
 利用定員19人以下 300千円以内 利用定員20人以上59人以下 400千円以内
 利用定員60人以上 500千円以内

(3) 事業を実施する保育所等の補助基準額の1/2の額以内

(2)、(4)～(10) 1か所等当たり 300千円以内

※ (5)(6)(10)は1市区町村当たり、その他事業は1か所当たり。

【補助割合】 国：1/3、都道府県：1/3、市区町村：1/3

放課後児童クラブ等におけるICT化推進事業

令和2年度第3次補正予算案

(子ども・子育て支援交付金)

- 放課後児童クラブ等において、業務のICT化を推進するとともに、オンライン研修を行うために必要な経費を支援することにより、ポストコロナに向けたデジタル社会の実現を図る。

1. 事業の趣旨・内容

①ICT化の推進

利用児童等の入退出の管理や、オンライン会議やオンラインを活用した相談支援に必要なICT機器の導入等の環境整備に係る費用を補助することにより、放課後児童クラブ等における業務のICT化を推進する。

②研修のオンライン化

都道府県等が実施する研修をオンラインで受講できるよう、必要なシステム基盤の導入にかかる費用等を補助する。

2. 対象事業

放課後児童健全育成事業、利用者支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業

3. 補助基準額

1 か所等当たり 500千円

※放課後児童健全育成事業は1支援の単位当たり、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業は1市区町村当たり、その他事業は1か所当たり。

4. 実施主体

市区町村

5. 補助率

国：1／3、都道府県：1／3、市区町村：1／3

放課後児童クラブ等における学校の臨時休業等に伴う対応に対する財政支援

令和3年度予算案

(子ども・子育て支援交付金(内閣府所管))

① 小学校の臨時休業に伴う放課後児童クラブの対応にかかる財政支援

○ 新型コロナウイルス感染症への対応として、小学校の臨時休業に伴い、午前中から放課後児童クラブを開所する等を行った場合に、追加で生じる費用について財政支援を行う。

補助基準額	<ul style="list-style-type: none"> ・ 小学校の臨時休業に伴い、午前中から運営する場合に補助 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 1支援・1日当たり、計32,000円の申請が可能 ・ 小学校の臨時休業に伴い、支援の単位を新たに設けて運営する場合に補助 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 1支援・1日当たり、計62,000円の申請が可能 <p>※その他小学校の臨時休業に伴い、午前中から障害児や医療的ケア児を受け入れる場合の補助あり ※保護者負担は求めないこととする</p>
補助率	国1/3

② 放課後児童クラブの利用料にかかる財政支援

○ 市区町村が新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図るために放課後児童クラブを臨時休業させた場合等、市区町村が保護者へ返却する日割り利用料について財政支援を行う。

補助基準額	1人・1日当たり500円
補助率	国1/3

③ ファミリー・サポート・センター事業の利用料にかかる財政支援

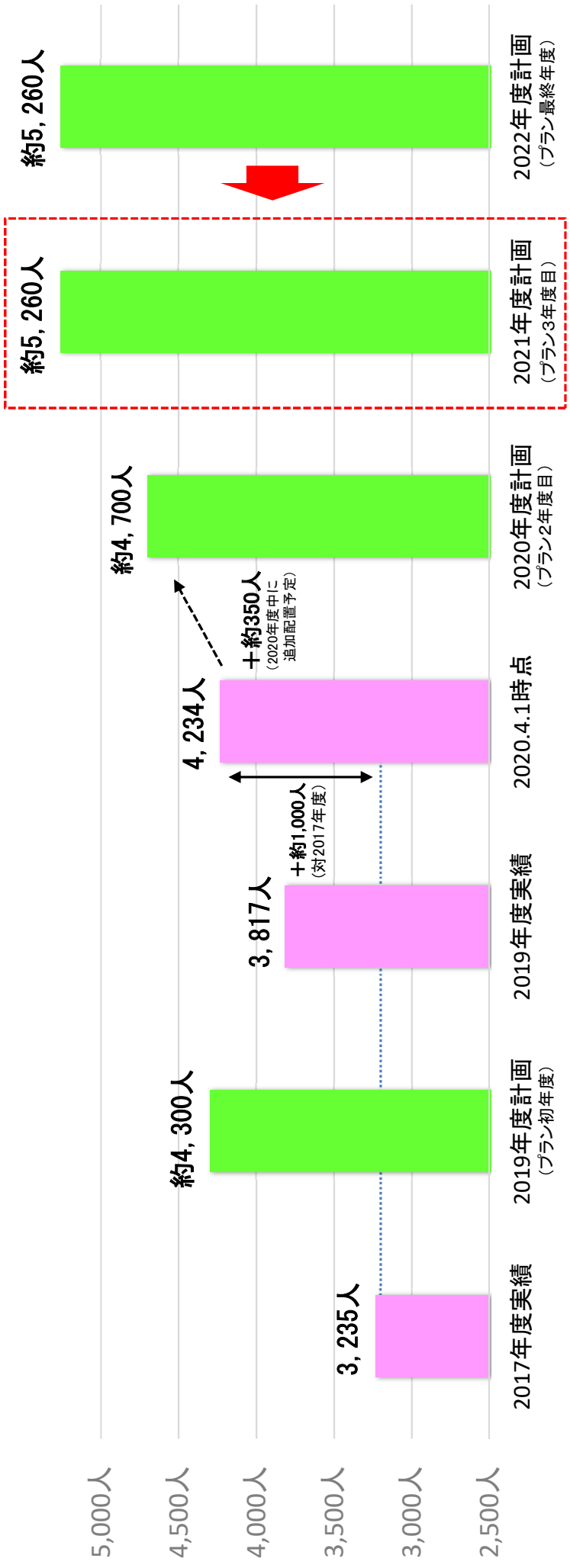
○ 小学校の臨時休業等に伴い、ファミリー・サポート・センター事業を利用した場合の利用料について、減免を行った場合に生じる費用について財政支援を行う。

補助基準額	1日・1人当たり6,400円
補助率	国1/3

児童相談所における児童福祉司の配置状況及び令和3年度の計画について

- 新プランにおいて、児童福祉司の人口あたり配置標準を人口4万人に1人から、3万人に1人に見直しを行うこととし、2022年度までに約5,260人の体制とすることを目標としている。
- 児童福祉司の配置状況については、2017年度の実績（3,235人）に対して、2020年4月1日時点で約1,000人増加し、4,234人となっているほか、今年度中に、約350人が追加配置される見込み（※）となっており、約4,600人の体制となる。
 (※) 児童福祉司の任用前講習会を修了することにより、児童福祉司として配置される予定の者が319人となっているほか、令和2年7月に児童相談所を設置した荒川区で27人が配置されている。（令和3年度には、港区、中野区、奈良市が新たに児童相談所を設置予定）
- 児童相談所における児童虐待相談対応件数の増加（2018年度：159,838件 → 2019年度：193,780件）や、自治体の増員状況等を踏まえ、児童福祉司に関する新プランの目標について、1年前倒しを行い、2021年度（令和3年度）に約5,260人の体制となることを目指す。
 (※) 児童心理司についても、新プランの目標の1年前倒しを行い、2021年度（令和3年度）に約2,150人の体制となることを目指す。
 (※) これらの計画を踏まえ、必要な地方財政措置を講じる予定。

新プランの目標を1年前倒し



児童虐待防止対策体制総合強化プラン（新プラン）計画値

	2017年度 (実績)	2019年度 (新プラン初年度)	2020年度 (新プラン2年度目)	2021年度 (新プラン3年度目)	2022年度 (新プラン目標)
【児童相談所】					
児童福祉司	3,240 人	4,300 人 [+ 1,070 人]	4,700 人 [+ 1,470 人]	5,260 人 [+ 2,020 人]	5,260 人 [+ 2,020 人]
児童心理司	1,360 人	1,610 人 [+ 260 人]	1,790 人 [+ 440 人]	2,150 人 [+ 790 人]	2,150 人 [+ 790 人]
保健師	100 人	各児童相談所 [+ 110 人]	各児童相談所	各児童相談所	各児童相談所

※ 上記の計画を踏まえ、必要な地方財政措置が講じられる予定。

要保護児童等に関する情報共有システムの概要

背景・目的

- ・ 近年に発生した児童虐待の事案では、転居した際の自治体間の引き継ぎや、児童相談所と市町村の情報共有が不十分であったことが課題として挙げられている。
- ・ このため、転居した際に自治体間での確に情報共有を行うとともに、児童相談所と市町村において夜間・休日も含め、日常的に迅速な情報共有を行うことができる仕組みが必要となるため、情報システムの構築を進める。
- ・ 令和2年度予算では、全国統一の情報共有システム開発経費と自治体におけるシステム改修経費、令和3年度当初予算案においては、全国統一の情報共有システムの運用・保守経費を計上している。

【児童相談所が新たに虐待事案の通告を受けた場合の情報共有・情報収集の例】

従来の対応（一般的な例）

① 通告受理

- ・ 関係機関等からの通告を受理し、その際に得た情報を記録
- ・ 児童相談所における過去の対応歴を確認するとともに、住所地の市町村等における過去の対応歴を電話で確認
- ・ 通告者が把握している情報以外の情報を収集。必要に応じ、市町村等から電話で聴取。
(例：住所、利用機関（保育所等）・就学状況、家庭の状況等)

情報共有システム導入後の対応

- ・ 関係機関等からの通告を受理し、その際に得た情報を記録
- ・ 過去の対応歴の有無について、情報共有システムで検索
(夜間・休日など、市町村の職員が不在の場合でも把握可能)
- ・ 情報共有システムに市町村が登録している情報を確認
(例：住所、利用機関（保育所等）・就学状況、家庭の状況等)

② ケースの進行管理

- ・ 要保護児童対策地域協議会の実務者会議（2月に1度程度）や電話等により、各ケースの状況変化等を把握するとともに、支援方針を確認

- ・ 要保護児童対策地域協議会の仕組みに加え、情報共有システムにより、児童相談所と管内市町村は、それぞれが保有するケース記録を常時、相互閲覧可能
(ケース記録の登録情報が変更された際、システム上で自動的に関係自治体に通知（例）市町村→児童相談所）

③ 転出の際の引き継ぎ等

- ・ 転出先の児童相談所に電話や文書の郵送等により連絡
(緊急性の高い事案は対面で引き継ぎを実施)
- ・ 児童が行方不明になった場合、各都道府県の児童相談所にFAXで情報共有を行い、当該児童の情報収集を実施

- ・ 情報共有システムにより、ケース記録の情報提供を行い、正確な情報を速やかに伝えることが可能
- ・ 情報共有システムにおいて、行方不明となった児童の情報共有や情報収集を実施（電子的な管理により過去の情報等の検索が容易）

事務連絡
令和3年1月8日

緊急事態措置を実施すべき区域内の

〔 都 道 府 県 〕
〔 指 定 都 市 〕 児童福祉主管部局 御中
〔 児童相談所設置市 〕

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言等を踏まえた
支援対象児童等への対応等について

児童福祉行政の推進については、平素よりご尽力をいただき、厚く御礼申し上げます。

昨年4月7日に新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）に基づく緊急事態宣言が行われたことを踏まえ、同宣言に基づき緊急事態措置を実施すべき期間（同日から5月31日まで）において、「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言等を踏まえた支援対象児童等への対応について」（令和2年4月10日付け事務連絡）、「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言等を踏まえた支援対象児童等への対応について」に関するQ&Aについて

（令和2年4月23日付け事務連絡）、「子どもの見守り強化アクションプラン」の実施について」（令和2年4月27日付け子発0427第3号厚生労働省子ども家庭局長通知）を发出し、子どもの生活環境の変化に伴う支援対象児童等の状況の変化の把握に努めるとともに、必要な支援に取り組んでいただいたところです。（別添参照）

今般、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、令和3年1月8日から2月7日までが緊急事態措置を実施すべき期間とされたことから、緊急事態措置を実施すべき区域内の自治体におかれては、別添の内容にご留意の上、支援が必要な子どもや家庭に遺漏なく対応していただきますよう、お願いいたします。

また、各自治体での対応に当たっては、令和2年度第一次補正予算や第二次補正予算において、

- ① 支援を必要とする子ども等の状況把握や食事提供等を通じた見守り体制を強化するための「支援対象児童等見守り強化事業」
- ② 濃厚接触者等の子どもの対応に当たって、一時保護所に看護師の配置等を行うことによる体制強化を支援する「一時保護所及び児童養護施設等における医療連携体制強化事業」
- ③ 宿泊施設の借り上げ費用や、一時保護所等の改修費用等を支援する「児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業」

を盛り込んでいるため、こうした事業も有効にご活用ください。

なお、これらの事業については、令和2年度第三次補正予算案に引き続き盛り込んでいるほか、令和3年度予算案においては、

- ・ 濃厚接触者等の子どもを医療機関に一時保護委託する場合、医療機関に対して一時保護委託手当（日額（案）：36,460円）の支弁を可能とする仕組みを創設（里親委託費・児童入所施設措置費等）

することとしておりますので、念のため申し添えます。

各都道府県におかれましては、貴管内市町村（指定都市及び中核市を除き、特別区を含む。）への周知をお願いいたします。

事務連絡
令和2年4月10日

都道府県
各 指定都市 児童福祉主管部局・母子保健主管部局 御中
中核市

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課
厚生労働省子ども家庭局母子保健課

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言等を踏まえた支援対象児童等への対応について

児童福祉行政の推進については、平素よりご尽力をいただき、厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の発生に伴い、「新型コロナウイルス感染症の発生に伴う、要保護児童対策地域協議会等における支援対象児童等への対応について」（令和2年3月4日付け事務連絡）を発出し、学校の休業等を踏まえ、子どもの生活環境の変化に伴う支援対象児童等の状況の変化の把握に努めるとともに、必要な支援に取り組んでいただいているところです。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大の防止のため、外出自粛等が行われている状況の中、今後、生活不安やストレスによるDV被害等の増加も懸念されます。

こうした中、今般、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）に基づき、緊急事態宣言が行われたこと等を踏まえ、下記の内容に留意の上、支援が必要な子どもや家庭に適切に対応していただきますよう、お願いいたします。

なお、各都道府県におかれましては、貴管内市町村（指定都市及び中核市を除き、特別区を含む。）への周知をお願いいたします。

記

1. 支援対象児童等の状況の変化の確認

要保護児童対策地域協議会に登録されている支援対象児童及び特定妊婦（以下「支援対象児童等」という。）について、実務者会議や個別ケース検討会議の開催のほか、各ケースの主たる支援機関となっている機関との連絡等により、支援対象児童等の状況の把握を行う体制を改めて確認し、引き続き、状況の変化の把握に遺漏なきよう、お願いいたします。

この際、地域の実情を踏まえつつ、以下の取組等を参考に、児童相談所又は市町村（特別区を含む。以下同じ。）が教育委員会をはじめとする学校関係者・関係機関との連携体制等を協議し、学校現場での取組等を活用して得た児童の情報の共有を

図り、適切な支援につなげるための取組を検討いただきますよう、お願いいたします。

(参考例)

- ・ 休校期間中に設けられた登校日において、教職員等が支援対象児童等と面会し、状況の聞き取りを行うこと
- ・ 学校が生徒に配布したタブレット等のICT機器を用いた通信手段（チャット等）による状況の確認を行うこと
- ・ 学校に配置されているスクールソーシャルワーカー等が電話等により児童生徒の心のケアなど必要な支援を行うこと 等

また、市町村の母子保健主管部局や子育て世代包括支援センターにおける相談支援及び保健師の訪問指導等の母子保健事業等においても、生活環境の変化による児童虐待等のリスクに留意し、支援対象児童等を把握した場合には、市町村の児童福祉主管部局、子ども家庭総合支援拠点又は児童相談所に情報提供を行っていただきますよう、お願いいたします。

なお、状況の変化の確認を行う中で、状況が悪化していると判断した場合、児童相談所及び市町村は、支援内容の見直しを行うなど、支援対象児童等に、適切な支援を講じることが必要です。特に、特定妊婦については、養育支援訪問事業等による適切な支援につなげていただくよう、お願いいたします。

2. 児童虐待の通報に係る周知や子育てに関する啓発等

子どもや家庭をめぐる生活環境の変化により、児童虐待が発生するおそれがあることから、改めて児童虐待の通報先（児童相談所虐待対応ダイヤル「189」等）について、住民や関係機関に周知を行うとともに、育児疲れ等の相談についても、適切な支援につなげるよう、必要な対応を行うことが必要です。

また、本年4月1日に、体罰の禁止を含む「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」（令和元年法律第46号）が施行されたことを踏まえ、体罰によらない子育てを社会全体で進めるための広報に取り組んでいたところですが、啓発用のリーフレット等も活用し、子育ての工夫や子育て支援の相談窓口も含め、より一層の広報・啓発に取り組んでいただくよう、お願いいたします。

さらに、子育てに悩みを抱える者や子ども本人からの相談に対して、SNS等を活用した相談窓口の設置等も検討いただきますよう、お願いいたします。この対応に当たり、令和2年度予算において、相談窓口の開設・運用するための補助（SNS等相談事業）に必要な予算を計上しています。

(参考) < SNS等相談事業 >

(児童虐待・DV対策等総合支援事業)

【実施主体】 都道府県、指定都市、児童相談所設置市

【補助基準額】 1自治体当たり 38,679千円

※同一機関においてDV相談も併せて行う場合の加算：28,979千円

【補助率】 国：1/2、都道府県、指定都市、児童相談所設置市：1/2

3. 児童虐待防止施策とDV防止施策との連携強化

今後、外出自粛の長期化等に伴うDVの増加も懸念されることから、DV事案については、児童相談所・市町村と配偶者暴力相談支援センター等の関係機関が連携し、迅速な情報共有を行い、適切な支援につなげるよう、一層の連携強化をお願いいたします。

なお、令和2年度予算において、婦人相談所に児童相談所等の関係機関との連絡調整を行うコーディネーターを配置する経費を計上していますので、これも有効に活用しつつ、連携体制の強化をお願いいたします。

(参考) <DV対応・児童虐待対応連携強化事業>

(児童虐待・DV対策等総合支援事業)

【実施主体】 都道府県、婦人相談所を設置している指定都市

【補助基準額】 1か所当たり 6,217千円

【補助率】 国：1/2、都道府県、婦人相談所を設置している指定都市：1/2

4. 市町村が実施する子育て支援に関する事業の活用等

市町村の子ども家庭総合支援拠点等を通じて、支援が必要な子どもや家庭を把握し、育児疲れを抱える保護者に対する子育て短期支援事業や養育支援事業等のほか、令和2年度に創設した子育て支援訪問事業などの子育て支援に関する事業に適切につないでいくよう、お願いいたします。

また、市区町村子ども家庭総合支援拠点運営事業等を活用して、子ども家庭総合支援拠点の設置や体制強化等に取り組んでいただくよう、お願いいたします。

(参考) <子育て支援訪問事業>

(児童虐待・DV対策等総合支援事業)

【事業内容】

・継続的な関わりが必要な家庭に対し、訪問等を通じて、育児用品等（ミルクや食材等を含む。）を配布する取組について補助

【実施主体】 市町村

【補助基準額】 1人当たり 8千円

【補助率】 国：1/2、市町村：1/2

5. 児童福祉施設等における感染予防対応等

児童福祉施設及び一時保護所等においては、「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その2）」（令和2年4月7日付け事務連絡）等を踏まえ、「3つの密」を避けることや消毒を徹底すること等の感染防止や、感染が発生

した場合における感染拡大防止について、適切な対応をお願いいたします。

6. 保護者が新型コロナウイルス感染により入院した場合等の対応

保護者が新型コロナウイルスの感染のため病院に入院した場合、衛生部門において、同居していた子ども等の入院措置や、自宅・宿泊での療養、待機等につき必要な判断が行われることとなりますが、親族等による保護が難しい場合には、子どもの保護について、衛生部門から児童相談所への相談も想定されます。こうした場合における子どもの迅速な保護ができるよう、あらかじめ、児童福祉部門と衛生部門が連携し、都道府県、市町村のほか、関係施設等で相談の上で、役割分担等の子どもの保護の対応について、検討を行っていただきますよう、お願いいたします。

なお、令和2年度予算においても、一時保護所や児童養護施設等における居室等を空間的に分離するための個室化等の環境改善事業を計上しています。

(参考) <児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業>

(児童虐待・DV 対策等総合支援事業)

【実施主体】 都道府県、指定都市、児童相談所設置市 等

【補助基準額】 1 か所当たり 800 万円

【補助率】 1 / 2

※児童養護施設のほか、児童相談所及び一時保護所等も補助対象となっている。

事務連絡
令和2年4月23日

都道府県
各 指定都市 児童福祉主管部局 御中
中核市

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課

「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言等を踏まえた支援対象児童等への対応について」に関するQ&Aについて

児童福祉行政の推進については、平素よりご尽力をいただき、厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、様々な対策が講じられている中、児童相談所及び市町村における支援対象児童等への対応について、「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言等を踏まえた支援対象児童等への対応について」（令和2年4月10日付け事務連絡）を発出したところです。

当該事務連絡のうち、保護者が新型コロナウイルスに感染したことにより入院した場合等の対応について、別添のとおり、Q&Aを作成いたしましたので、参照していただきますよう、お願いいたします。

なお、各都道府県におかれましては、貴管内市町村（指定都市及び中核市を除き、特別区を含む。）への周知をお願いいたします。

保護者が新型コロナウイルスに感染したことにより入院した場合等の対応等に関するQ & A

問 令和2年4月10日付け事務連絡では、「児童福祉部門と衛生部門が連携し、都道府県、市町村のほか、関係施設等で相談の上で、役割分担等の子どもの保護の対応について、検討」を行うこととされているが、具体的にどのような対応が考えられるのか。

(答)

【子どもが濃厚接触者となった場合の保護について】

- 子どもが新型コロナウイルス陽性の保護者と濃厚接触した場合に、検査結果が陰性であったり、検査対象となっていない（検査結果待ちを含む）ときは、基本的には自宅で待機していただくこととなる。こうした場合に、保護者の代わりに、親族等に子どもの養育や健康管理をお願いすることとなるが、養育が可能な親族等がおらず、子どもだけでは自宅での生活や健康管理が困難な場合も想定される。
- 上記のような場合に、子どもの保護について、衛生部門から児童福祉部門に相談が行われることも想定されるが、例えば、
 - (1) 児童養護施設等において実施される子育て短期支援事業を利用すること
 - (2) 一時保護所で一時保護を行うこと
 - (3) 児童養護施設等に一時保護委託を行うことが考えられる。
また、子どもの症状等を踏まえ、衛生部門と協議の上、保護者の入院先の医療機関へ子どもの一時保護委託について相談することも考えられる。

【子どもを保護する施設における感染拡大防止のための留意点について】

- こうした子どもを保護する施設においては、「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その2）」（令和2年4月7日付け事務連絡）等に基づき、
 - ・原則として、個室で対応すること
 - ・保健所により濃厚接触者とされた子どもと、その他の子どもの対応に当たって、可能な限り、担当職員を分けて対応すること
 - ・使い捨て手袋、マスクを着用すること。咳き込みなどがあり、飛沫感染のリスクが高い状況では、必要に応じてゴーグル、使い捨てエプロン、ガウン等を着用することなど、新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者等への適切な対応を実施し、感染防止に万全を図る必要がある。

【受け入れ先の確保について】

- 子どもの受け入れ体制については、各地域の実情が様々であると考えられることから、子どもを迅速に保護できるよう、あらかじめ、児童福祉部門と衛生部門が連携し、都道府県、市町村のほか、関係施設等で相談の上で、上記の対応等も参考にした上、役割分担や子どもの保護の対応を決定し、準備を進めておく必要がある。
- 受け入れ先については、他の子どもへの感染を防止する観点から、既存の一時保護所等の活用が難しい場合には、時限的な措置として、自治体の設置している施設の一部を専用の一時保護委託先として活用することや、既存の施設（宿泊施設を含む。以下同じ。）を一時保護所の一部として転用すること等の工夫を行うことも考えられる。
- 既存の施設を一時保護所の一部として転用する場合には、当該施設単体で、児童福祉法施行規則第35条の基準（※）を満たす必要はないが、「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その2）」（令和2年4月7日付け事務連絡）等に基づく取組を適切に実施するとともに、一時保護所と緊密に連携し、当該施設における子どものケアが適切に行われることが必要である。

（※） 児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第35条（同条の規定に基づき、児童養護施設に係る児童福祉施設最低基準の規定（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第7章）を準用）及び児童相談所運営指針（平成2年3月5日付け厚生省児童家庭局長通知）第9章第1節（2）第2節（3）

- こうした対応に当たっては、「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策（※）」に係る児童養護施設等に対する財政措置等について（令和2年4月7日事務連絡）」において、仮設による居室の設置等を図る場合の補助事業をお示ししているので、ご承知おきいただきたい。

（※） 新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策

【事業内容】 感染が疑われる者同士のスペースを空間的に分離するための個室化に要する改修費

【対象施設】 児童相談所一時保護所、児童養護施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、乳児院、児童心理治療施設、婦人保護施設、婦人相談所一時保護所、自立援助ホーム、ファミリーホーム、里親 等

【補助基準額】 8,000 千円

【補助割合】 国： 1/2 → 10/10（補助率の嵩上げについて補正予算に計上）

各〔都道府県知事
指定都市市長
児童相談所設置市市長〕殿

厚生労働省子ども家庭局長
(公 印 省 略)

「子どもの見守り強化アクションプラン」の実施について

児童福祉行政の推進については、平素よりご尽力をいただき、厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、学校等の休業や外出自粛が継続する中で、子どもの見守り機会が減少し、児童虐待等のリスクが高まっています。

こうした中、「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言等を踏まえた支援対象児童等への対応について」（令和 2 年 4 月 10 日付け事務連絡）等を発出し、学校の休業等を踏まえ、子どもの生活環境の変化に伴う支援対象児童等の状況の変化の把握とともに、必要な支援に取り組んでいただいているところです。

今般、要保護児童対策地域協議会が中核となって、様々な地域ネットワークを総動員し、支援ニーズの高い子ども等を早期に発見する体制を強化するとともに、定期的に見守る体制を確保する「子どもの見守り強化アクションプラン」（別添 1）を下記のとおり実施することといたしました。各自治体におかれては、下記に沿って、支援対象児童等の定期的な状況把握を行うとともに、様々な地域のネットワークを活用した見守り体制を強化し、支援が必要な子どもや家庭へ適切に対応していただきますようお願いいたします。

なお、各都道府県におかれましては、貴管内市町村（指定都市及び中核市を除き、特別区を含む。）への周知をお願いいたします。

記

1. 支援対象児童等の定期的な状況把握

(1) 支援対象児童等の区分と役割分担の決定

市町村（特別区を含む。以下同じ）要保護児童対策地域協議会の把握している支援対象児童等について、①就学児童、②保育所、幼稚園等の児童、③特定妊婦、

④未就園児等に区分し、確認に係る役割分担を行うこと。

(定期的な状況把握・支援を主として担う機関)

- ①就学児童：学校（休業中の場合も含む）
- ②保育所、幼稚園等の児童：保育所、幼稚園等（休業中の場合も含む）
- ③特定妊婦：市町村の担当部局
- ④未就園児等：要対協で主たる支援機関を決定

(2) 支援対象児童等の状況把握の実施

支援対象児童等について、電話・訪問等により定期的な状況把握（少なくとも1週間に1回）を行うこと。

なお、確認方法については、感染防止の観点から、ICT機器を用いた通信手段による状況の確認を行うなど、柔軟な方法も考えられる。

① 就学児童について

学校休業中の支援対象児童については、文部科学省から各都道府県教育委員会等に対して発出した通知（別添2）に基づき、学校において定期的な状況の把握が行われるため、教育委員会をはじめとした学校関係者と連携し、状況の把握を行うこと。

② 保育所、幼稚園等の児童について

登園自粛や臨時休園を行っている保育所、幼稚園等の支援対象児童については、内閣府、文部科学省及び厚生労働省から発出した事務連絡（別添3～5-2）に基づき、保育所、幼稚園等において定期的な状況把握が行われるため、保育所、幼稚園等と連携し、状況の把握を行うこと。

③ 特定妊婦について

特定妊婦の家庭については、市町村において、子育て世代包括支援センター、子ども家庭総合支援拠点における相談支援や、母子保健事業における保健指導や相談支援、養育支援訪問事業（育児用品の配布等）等を有効に活用するとともに、地域のネットワークを最大限活用し、定期的な状況の把握を行うこと。

④ 未就園児等について

要保護児童対策地域協議会において、主たる支援機関を決め、地域のネットワークも最大限活用して、定期的に状況を把握すること。また、生活保護や障害福祉等の各種福祉サービスを利用している場合の福祉事務所の担当職員等による生活状況の確認等の機会を活用した状況の把握や、一時預かり等の福祉サービス等の利用と連携した状況の把握を行うこと。

※ 支援対象児童等の状況の把握においては、少なくとも1週間に1回の見守りを原則とするが、③及び④の支援対象児童等については、把握した養育状況等に応じて、関係機関で協議の上で、適宜、確認頻度の見直しを行うこと妨げるものではない。

※ 189等の通告や、子育て相談窓口、DV相談窓口等との連携のもと、支援が必要な

子どもの把握を行い、各ケースについて適切にアセスメントの上、必要に応じて要保護児童対策地域協議会のケース登録を行い、状況を把握すること。

(3) 確認した情報の集約と進捗管理等

(2) で確認した情報については、要保護児童対策地域協議会で集約し、進捗管理を行い、関係機関で情報共有を行うとともに、必要に応じて実務者会議や個別ケース検討会議を開催する等により支援方法等を検討し、必要な支援・措置（児童相談所による一時保護等を含む）につなげること。

(4) 地域のネットワークの活用

都道府県・市町村の保健部門を中心に新型コロナウイルス感染症への対応に注力している中で、人的資源の投入にも制約もあることから、支援対象児童等の把握に当たっては、行政機関のみならず、日常的に子どもと接する機会を有する地域の民間団体等の協力も得るなど、様々な地域のネットワークを活用して行われたいこと。

(参考例)

- ・子育てひろばや子ども食堂（食事の宅配等を含む）を運営する民間団体との連携
- ・民生委員・児童委員との連携
- ・母子保健推進委員との連携
- ・人権擁護委員との連携

2. 様々な地域のネットワークを活用した見守り体制の強化

1 の支援対象児童等の状況の定期的な把握を含め、児童虐待の早期発見・早期対応の効果的な実施のため、行政機関だけではなく、要保護児童対策地域協議会に参画する様々な関係機関のほか、さらに地域で子どもに対して様々な支援活動を実施している民間団体等にも幅広く協力を求め、地域の様々なネットワークを総動員し、子どもを見守る体制を強化されたいこと。

特に、現下の行政機関の保健部門を中心とする新型コロナウイルス感染症対応の状況にも鑑み、地域の見守り体制については、民間団体も含めて、地域の様々な機関・団体等に幅広く協力を求め、地域で力をあわせ、協働して取り組んでいく必要がある。

厚生労働省においても、これらの関係機関や団体を所管する関係各府省に対しても、「子どもの見守り強化アクションプラン」に基づく地域の見守り体制について協力をお願いしたところである。

また、これらの民間団体等に地域の見守り体制への協力を求めるに当たっては、「子育て支援訪問事業」、ひとり親家庭等に対する「子どもの生活・学習支援事業」、

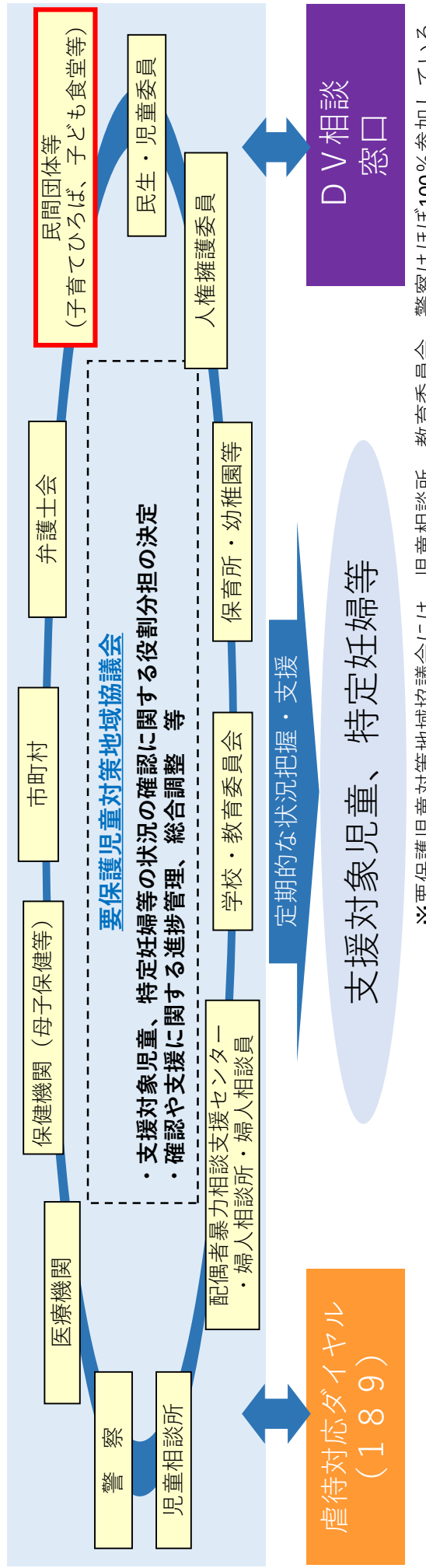
生活困窮世帯等に対する「子どもの学習・生活支援事業」等の国庫補助事業も有効に活用し、必要な支援を行われたいこと。

なお、要保護児童対策地域協議会の対面での開催が困難な場合には、インターネットを活用した会議の開催も有効と考えられることから、インターネット会議システムの導入等に対する補助を含む「子どもを守る地域ネットワーク事業」も有効に活用されたいこと。

子どもの見守り強化アクションプラン

別添1

- 学校等の休業や外出自粛が継続する中で、子どもの見守り機会が減少し、児童虐待リスクが高まっている。
- 今後も、地域によってはこうした状況が続くことが見込まれるため、これまでの取組（別紙）に加え、**様々な地域ネットワークを総動員して、支援ニーズの高い子ども等を定期的に見守る体制を確保し、児童虐待の早期発見・早期対応につなげるため、「子どもの見守り強化アクションプラン」**を実施する。
- <実施主体>
 - ・市町村に設置している要保護児童対策地域協議会（要対協）
- <対象児童等>
 - ・要対協に登録されている「**支援対象児童**」、「**特定妊婦**」
- <実施方法>
 - ・要対協が中核となって、対象児童等ごとに、見守り・支援を主として担う機関（※）を決め、電話・訪問等により**状況を定期的に確認（少なくとも週1回）**。
 - ・地域での見守りについては、行政機関をはじめとした要対協のメンバーだけでなく、**民間団体等に幅広く協力を求め、地域のネットワークを総動員して、体制を強化。**
 - ・状況把握の結果は要対協で集約し、必要に応じ**支援・措置（児相による一時保護等を含む）**につなげる。
- ※見守り・支援を主として担う機関
 - 就学児童 → 学校（休業中の場合も含む）
 - 就学前児童 → 保育所、幼稚園等（休業中の場合も含む）
 - 特定妊婦 → 市町村の担当部局
 - 未就園児等 → 要対協で主担当を決める
- <国等の支援>
 - ・**民間団体等に子どもの見守りへの協力を積極的に求めることとし、そのための活動経費等を支援。**



支援対象児童、特定妊婦等

※要保護児童対策地域協議会には、児童相談所、教育委員会、警察はほぼ100%参加している。

○児童虐待防止対策については、「児童虐待防止対策の抜本的強化について」（平成31年3月関係閣僚会議決定）等を踏まえ、令和2年度予算で関係予算の拡充を図るとともに、自治体等と連携し、施策や体制の強化に取り組んでいる。

○新型コロナウイルス感染症の拡大の防止のため、学校休業や外出自粛等が行われている中、子どもの生活環境が変化し、児童虐待が増えることが懸念されるため、関係府省庁、自治体、関係機関・団体等の連携の下、以下の取組をさらに推進。

1. 様々なチャネルを通じた子どもの実態把握と支援

□ 要対協等を通じた支援対象児童等の状況の把握

○自治体において支援対象児童等の状況の変化の把握と支援（必要な場合は躊躇ない一時保護の実施）

□ 学校等との連携を通じた子ども情報の共有

○登校日における面会、ICTの活用、定期的な子どもとの状況把握

○スクールカウンセラーの支援等による心のケア等

184

□ 市町村の母子保健事業と連携、子育て支援事業等の活用

○市町村の母子保健事業において、環境変化によるリスクに留意

○子育て短期支援事業、特定妊婦等への子育て支援訪問事業（育児用品等の配布）等の活用

3. 児童虐待防止施策とDV施策の連携強化等

□ 児童相談所等と配偶者暴力相談支援センター等の連携強化

○新たなDV相談窓口と婦相、児相、市町村等の連携

○婦人相談所に関係機関との連絡調整を行うコーディネーターの配置を促進

□ 児童相談所と警察との連携の推進

○児相への警察OBの配置や要対協への警察の参画の促進、合同研修等

2. 児童虐待通報・相談窓口の周知

□ 児童相談所虐待対応ダイヤル（189）等の相談窓口の周知

○昨年12月から189の通話料を無料化

○厚労省HPに「生活環境等でストレスを抱えている方」のサイトを新設（相談窓口、子どもとの関わりのポイント等を掲載、ツイッター、フェイスブックでも周知）

○「24時間子供SOSダイヤル」等の周知・連携協力

○民間の各種相談窓口の周知と連携

□ SNSによる相談窓口の設置

○自治体に令和2年度予算も活用し、SNSによる相談窓口（子ども本人の相談にも対応）の設置の検討を要請

4. 体罰等によらない子育ての推進

□ 体罰禁止を含む改正法の施行と周知啓発

○令和2年4月の児童虐待防止法等改正法の施行も踏まえ、体罰等によらない子育て（子どもの権利を含む）について、様々な媒体を通じて、民間団体等と連携のもと、周知啓発

□ 民間団体が実施する相談支援等との連携

○民間団体が実施している子育ての不安・悩みに関する電話やメールによる相談支援等との連携

臨時休業中の学習の保障等について(新規)

学校が臨時休業中であっても最低限取り組むべき事項等について
まとめましたので通知いたします。

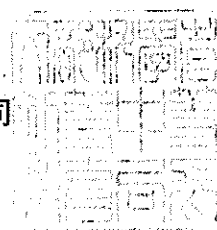


2 文科初第 1 5 4 号
令和 2 年 4 月 2 1 日

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
附属学校を置く各国公立大学長 殿
小中高等学校を設置する学校設置会社を
所轄する構造改革特別区域法第 1 2 条
第 1 項の認定を受けた各地方公共団体の長

文部科学省初等中等教育局長

丸 山 洋 司



(印影印刷)

新型コロナウイルス感染症対策のために小学校、中学校、
高等学校等において臨時休業を行う場合の学習の保障等に
ついて (通知)

先般実施した「新型コロナウイルス感染症対策のための学校の臨時休業に関連した学習指導等の取組状況調査」の結果、個別の児童生徒の学習支援・心身の確認状況等に自治体間に大きな差が見られることなどが明らかになりました。このような実態を踏まえ、臨時休業中であっても最低限取り組むべき事項等について以下のとおりまとめましたので、各学校及びその設置者におかれては取組を徹底していただくようお願いいたします。

併せて、各都道府県教育委員会におかれては、別添のチェックリストを用いて、域内の市町村における取組状況について報告いただくようお願いいたします。

各都道府県教育委員会におかれては、所管の学校及び域内の市区町村教育委員会に対し、各指定都市教育委員会におかれては、所管の学校に対し、各都道府県知事及び小中高等学校を設置する学校設置会社を所轄する構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を受けた各地方公共団体の長におかれては、所轄の学校

及び学校法人等に対し、附属学校を置く各国公立大学長におかれては、その管下の学校に対し、周知いただくようお願いいたします。

記

1. 臨時休業中の学びの保障等について

学校保健安全法第20条においては、感染症の予防上必要があるときは、学校はその設置者の判断により臨時休業を行うことができることと規定されている。

これに基づき設置者が義務教育諸学校の臨時休業を行う場合においても、公教育の果たすべき役割に変わりはなく、義務教育は、

- ・憲法第26条に規定する教育を受ける権利を保障するものであり、義務教育として行われる普通教育の「各個人の有する能力を伸ばしつつ社会において自立的に生きる基礎を培い、また国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養う」（教育基本法第5条第2項）という目的は、すべての児童生徒に対して実現されるべきものであること
- ・全国どの地域においても一定水準の保障された学校教育を行うことは、家庭や地域の経済的・社会的状況等にかかわらず、子供たちに教育の機会均等を確保する上で重要な役割を有していること

等について十分留意し、必要な対応を行うことが求められる。

なお、高等学校等においても、中学校等を卒業したほぼ全ての子供たちが進学する教育機関として極めて重要な役割を果たしていることから、臨時休業期間中の学習指導等について、高等学校等の生徒の発達段階や多様な学校の実態を踏まえつつ、義務教育諸学校と同様の対応が求められる。

2. 臨時休業を行う場合に義務教育の重要性の観点から取り組むべき事項

(1) 特定警戒都道府県も含め、すべての地域において最低限取り組むべき事項について

①学習指導に関すること

令和2年4月10日付け2文科初第87号初等中等教育局長通知「新型コロナウイルス感染症対策のための臨時休業等に伴い学校に登校できない児童生徒の学習指導について（通知）」（以下「学習指導通知」という）等において示しているとおり、臨時休業期間中であっても、各設置者及び学校等が主体となって児童生徒の学習を支援するための可能な限りの措置を講じることが不可欠である。

各設置者においては、各学校が必要な措置を遅滞なく講じられるよう、下

記のような学校を支援するための取組を速やかに講じるとともに、各学校の取組状況を把握し、きめ細かく指導助言を行うこと。都道府県教育委員会においても、域内の市区町村教育委員会の状況を把握し、きめ細かく指導助言を行うこと。

ア. 学校が課す家庭学習の充実

学校において、児童生徒が自宅等にいる状況であっても、規則正しい生活習慣を身に付け学習を継続するとともに、学校の再開後も見据え、学校と児童生徒との関係を継続することができるよう、学習指導通知に記載の家庭学習の内容の例や学習状況及び成果の把握の例なども参考にしながら、指導計画等を踏まえ、各教科等において、主たる教材である教科書及びそれと併用できる教材等に基づく家庭学習を課すこと。その際、別紙の「学習計画表」なども参考に計画性をもった家庭学習を課すなどの工夫を講じること。

なお、出席停止措置となっている児童生徒など、やむを得ない理由により教科書が給与できていない場合にも、郵送等の手段により、速やかに給与すること。

また、ICTや電話等を活用した学習指導や学習相談を可能な限り行うこと。その際には、文部科学省ホームページ「子供の学び応援サイト」も適宜活用すること。

(参考)

○子供の学び応援サイト

https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/gakusyushien/index_00001.htm

イ. 児童生徒の学習状況の随時把握

家庭学習を適切に課した上で、教師が児童生徒の学習状況を随時把握し、指導に生かしていくことが重要であり、教師が定期的に個々の児童生徒との間で電子メール等のICTや電話、郵便等を活用した学習状況の把握を行い、児童生徒の学習を支援すること。

ウ. ICTの最大限の活用

「ア」及び「イ」で述べたとおり児童生徒に家庭学習を課す際や学習状況の把握を行う際には、ICTを最大限活用して遠隔で対応することが極めて効果的であることを踏まえ、今回が緊急時であることにも鑑みると、学校設置者や各学校の平常時における一律の各種ICT活用ルールにとらわれることなく、家庭環境やセキュリティに留意しながらも、まずは家庭のパソコンやタブレット、スマートフォン等の活用、学校の端末の持ち帰りなど、ICT環境の積極的な活用に向け、あらゆる工夫をすること。

なお、ICTを活用した遠隔での指導等を行う際の著作物利用に係る著作権の取扱いについては、平成30年著作権法改正による「授業目的公衆送信補償金制度」が4月28日に施行となり、著作権者の許諾を得ることなく円滑な著作物利用が可能となることに留意すること（補償金額については、権利者団体において、令和2年度は特例的に無償として申請）。

②児童生徒の心身の状況の把握と心のケア等に関すること

学級担任等を中心として、電話等を通じ、臨時休業に伴い自宅で過ごす児童生徒及びその保護者との連絡を密にし、休校期間中において必ず定期的に児童生徒の心身の健康状態を把握すること（概ね2週間に1回程度）。その際、保護者だけではなく、児童生徒本人とも直接電話等で会話するなどして、児童生徒の状況を的確に把握すること。また、新型コロナウイルス感染症に起因する様々な悩みやストレス等に関し、必要に応じて養護教諭やスクールカウンセラー等による支援（児童生徒の発達段階等に応じて電話による相談を含む）を行うとともに、相談窓口（「24時間子供SOSダイヤル」や各自治体において開設している相談窓口等）を適宜周知したり、設置したりするなど、児童生徒の心のケア等に配慮すること。

特に、要保護児童対策地域協議会に登録されている支援対象の児童生徒に関しては、在宅時間が大幅に増加することに伴う児童虐待のリスクも踏まえ、電話等で定期的に児童生徒の状況を把握すること（概ね1週間に1回以上）。加えて、スクールソーシャルワーカー等を活用するなどして児童相談所等の関係機関と緊密に連携し、必要な支援を行うこと。

（参考）

○24時間子供SOSダイヤル

<https://www.mext.go.jp/ijime/detail/dial.htm>

○学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1416474.htm

③取組にあたっての留意事項

児童生徒の状況等から、対面での指導（児童生徒の心身の状況把握や心のケアを含む）等の必要性が高い場面が生じた場合には、感染症対策を徹底した上で、短時間の最小限度の範囲で行うことも考えられる。

（2）地域の状況に応じて取り組むべき事項について

地域や学校、児童生徒の状況を踏まえ、可能な場合においては、分散登校等による登校日の設定や家庭訪問の実施など、教師による対面での学習指導及び学習状況の把握を通じたきめ細かな対応を行うこと。

また、学校図書館についても、感染症対策を徹底した上で、例えば、分散登

校日を活用したり、時間帯を決めたりして貸出を行うなどの工夫を図ること。

3. 臨時休業を行う場合の教職員の勤務について

(1) 在宅勤務や時差出勤等について

臨時休業を行う場合の教職員の勤務については、「Ⅱ. 新型コロナウイルス感染症に対応した臨時休業の実施に関するガイドライン」（令和2年4月17日）や「新型コロナウイルス感染症のまん延防止のための出勤者の削減について（通知）」（令和2年4月13日付け2初初企第4号文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課長及び財務課長通知）を踏まえ、在宅勤務や時差出勤等を適切に推進していただいているところであるが、その場合であっても、「1」で述べたとおり、公教育の果たすべき役割は変わるものではなく、児童生徒の学習がおろそかにされることや、取組を進めた自治体とそうでない自治体との間で学びの状況に大きな違いが生じることはあってはならないことである。

このため、臨時休業を行う場合であっても、教職員においては、自身の健康にも配慮する工夫を行いつつも、児童生徒の学びの保障等を家庭任せにすることなく、必要な業務を確実に継続することが求められる。

具体的には、「2（1）」に述べた児童生徒への学習指導や児童生徒の心のケア等の最低限取り組むべき事項については、出勤しているか在宅勤務であるかを問わず、積極的かつ速やかに取り組むこと。

その際には、児童生徒の学習に大きなつまずきが生じ対面での指導が求められる場合や、心身の状況に懸念が生じ正確な状況把握が必要な場合など、在宅勤務では対応できず児童生徒や保護者等と対面することが必要な状況も考えられ、このような場合においては、例えば、個別又は極めて少人数集団での指導や家庭訪問の実施等も含め、適切に対応すること。

なお、こうした業務を行う場合には、手洗いや咳エチケット等の基本的な感染症対策を徹底するとともに、3つの密（「密閉、密集、密接」をいう。）を避けるため、換気の徹底、近距離での会話や発声等の際のマスクの使用等を行うこと。また、教職員が出勤する場合にあっては、「新型コロナウイルス感染症の大規模な感染拡大に向けた職場における対応について（通知）」（令和2年4月6日付け2初初企第1号文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課長、財務課長及び健康教育・食育課長通知）等を踏まえ、換気の徹底、接触感染の防止、飛沫感染の防止などの職場内での感染防止行動等を徹底すること。

(2) 在宅勤務におけるICTを活用したテレワークの実施について

今回のような緊急時においては、ICTを活用したテレワークが業務の継続性からも極めて有効である。

その実施にあたっては、学校設置者や各学校の平常時の一律の各種ICT利

用のルールにとらわれることなく、学校の端末を持ち帰ったり、家庭の端末を利用したりして、各教職員が情報管理に十分配慮しつつ、ICT環境を最大限活用すること。

その際には、一般に広く普及しているオンラインストレージなどのクラウドサービスや、ソフトウェアのインストールが不要なブラウザ上で使えるサービスを適正かつ積極的に活用することで、成績情報等の機微情報を物理的に持ち運ぶ必要もなくなる。

一方、他の手段がなくやむを得ず USB 等の記録媒体を用いて機微情報を運ぶ場合には、ファイルの暗号化、記録媒体そのものの保護の徹底、作業後の確実な削除、ウイルスチェックなど、各教職員が機微情報の扱いに細心の注意を払うこと。

4. 学習取組状況のフォローアップについて

各都道府県においては、域内の区市町村における取組状況について、別添2のチェックリストを用いて確認いただき、4月28日（火）までに、別添1により各都道府県における取組状況や課題等について文部科学省にお知らせいただくようお願いいたします。

<本件連絡先>

文部科学省:03-5253-4111(代表)

- 学習指導に関すること
初等中等教育局 教育課程課(内2367)
- 教科書の給与に関すること
初等中等教育局 教科書課(内2411)
- ICTの活用に関すること
初等中等教育局 情報教育・外国語教育課(内2085)
- 心身の状況の把握、心のケア等に関すること
初等中等教育局 児童生徒課(内2905)
- 教職員の勤務に関すること
・公立学校について 初等中等教育局初等中等教育企画課(内2588)
・私立学校について 高等教育局私学部私学行政課(内2532)
- 全般を通じた学校における保健管理に関すること
初等中等教育局 健康教育・食育課(内2918)
- 「4.」に関すること
初等中等教育局 健康教育・食育課(内4950)
連絡先:kenshoku@mext.go.jp

臨時休業中の児童生徒の学習の保障等のための取組状況について

都道府県名： _____

○都道府県内の市町村における取組状況について

別添2により確認した都道府県内の状況を踏まえ、以下の項目のいずれかにチェックの上、提出してください。

- 全ての市町村において、学習の保障等に関する取組みがしっかりと行われている。
- 大部分の市町村において、学習の保障等に関する取組みが行われている。(概ね70%以上)
- 多くの市町村で、学習の保障等に関する取組が十分行われていない。

○別添2により確認した区市町村の状況を踏まえ、課題等があれば以下に記載し、提出してください。(任意)

(自由記述)

臨時休業中の児童生徒の学習の保障等のための取組状況について

区市町村名： _____

取組内容	○or×
1. 家庭学習	
①すべての児童生徒について、教科書の給与が完了しているか。	
②各教科等について、教科書及びそれと併用できる教材等に基づく家庭学習を課しているか。	
③家庭学習を課す際には、「学習計画表」なども参考に、計画性を持って課しているか。	
④個々の児童生徒との間で、電子メール等のICTや電話、郵便等を活用して、学習指導や学習状況の把握を行っているか。	
⑤家庭環境やセキュリティにも留意しつつ、家庭のパソコンやタブレット、スマートフォン等の活用、学校の端末の持ち帰りなどあらゆる工夫をしているか。	
2. 児童生徒の心身の状況の把握と心のケア等	
①電話等を通じ、定期的に児童生徒の心身の健康状態の把握をしているか（概ね2週間に1回程度）。	
②要保護児童対策地域協議会に登録されている支援対象の児童生徒について、本人との電話等により、定期的に児童生徒の状況の把握をしているか（概ね1週間に1回以上）。	

1 しゅうかのけいかくひょう

ねん 年 くみ 組 ばん 番 なまえ 名前

こんしゅうのめあて

.....

かきかたの
みほん
見本

		がくしゅう 学習するきょうかとないう、うんどう	ふり かえり	おうち ひと の人の しるし
がっ 4月13日 にち げつ (月)	おきたじかん 8:30	〈こくご〉きょうかしの ^{おんどく} 音読、かんじドリル 〈さんすう〉けいさんドリル、プリント 〈たいいく〉なわとび	◎	✓
	たいおん 36.6℃			
がっ 月 日 にち げつ (月)	おきたじかん	〈 〉		
	たいおん	〈 〉		
がっ 月 日 にち か (火)	おきたじかん	〈 〉		
	たいおん	〈 〉		
がっ 月 日 にち すい (水)	おきたじかん	〈 〉		
	たいおん	〈 〉		
がっ 月 日 にち もく (木)	おきたじかん	〈 〉		
	たいおん	〈 〉		
がっ 月 日 にち きん (金)	おきたじかん	〈 〉		
	たいおん	〈 〉		

「こんしゅうのめあて」のふりかえり

.....

おうちの人から一言

先生から一言

- ① 学習するきょうかを 〈 〉 のなかにかき、そのとなりにないようをかきましょう。たいいく・うんどうのないうは、べつのシートにもかきましょう。
- ② 学習がおわったら、ふりかえりましょう。よくできた◎ できた○ もうすこし△
- ③ おうちの人にかくにんしてもらいましょう。

ひょう 1 週間の計画表

年 組 番 氏名

今週のめあて

		しゅう 学 習 計 画 (教科、 <small>ないよう</small> 内容)、 <small>うんどう</small> 運動	しゅう 学 習 時 間	ふり かえ 返 り	家の人 のかく にん
書き方 の見本	<small>おきた時間</small> 8:30	〈国 語〉音読(p.5-15)、漢字ドリル(2・3)	2 時間 30 分	◎	✓
	<small>おん</small> 体温 36.5℃	〈算 数〉計算ドリル(p.6-10)、プリント 〈体 育〉なわとび			
月 日 (月)	<small>おきた時間</small>	〈 〉	時間 分		
	<small>おん</small> 体温	〈 〉			
月 日 (火)	<small>おきた時間</small>	〈 〉	時間 分		
	<small>おん</small> 体温	〈 〉			
月 日 (水)	<small>おきた時間</small>	〈 〉	時間 分		
	<small>おん</small> 体温	〈 〉			
月 日 (木)	<small>おきた時間</small>	〈 〉	時間 分		
	<small>おん</small> 体温	〈 〉			
月 日 (金)	<small>おきた時間</small>	〈 〉	時間 分		
	<small>おん</small> 体温	〈 〉			

「今週のめあて」のふり返り
家の人から一言
先生から一言

- ①学 習 する教科を 〈 〉 の中に書き、そのとなりに内容を書きましょう。体育・運動の内容はべつのシートにも書きましょう。
- ②学 習 が終わったら、学 習 時間を書きましょう。
- ③学 習 の内容をふり返りましょう。よくできた◎ できた○ もう少し△
- ④家の人にかくにんしてもらいましょう。

週間計画表

____年 ____組 ____番 氏名_____

今週のめあて (学習のめあてと生活のめあてを両方書きましょう)

		学習計画 (教科、内容)、運動	学習時間	ふり返りコメント	家の人の <small>かくにん</small> 確認
例	起きた時間 8:30	〈国語〉音読(5-15 ページ)、漢字ドリル(3・4) 〈算数〉計算ドリル(6-10 ページ)、プリント 〈社会〉世界の国々の特色調べ 〈家庭科〉みそしるをつくる 〈体育〉体をのばす・ほぐす運動	3 時間 30 分	国によって気候がちが い、作られる農作物や 主食も全然ちがった。寒 い地域 <small>いき</small> や暖かい地域 <small>あたた</small> も、もっと調べてみたい。	✓
	体温 36.5℃				
月 日 (月)	起きた時間 体温		時間 分		
月 日 (火)	起きた時間 体温		時間 分		
月 日 (水)	起きた時間 体温		時間 分		
月 日 (木)	起きた時間 体温		時間 分		
月 日 (金)	起きた時間 体温		時間 分		

「今週のめあて」のふり返り

家の人から一言

先生からのコメント

- ①学習する教科を〈 〉の中に書き、そのとなりに内容ようを書きましよう。体育・運動の内容ようは別のシートにも書きましよう。
- ②学習が終わったら、学習時間を書きましよう。
- ③学習の内容ようをふり返り、コメントを書きましよう。
- ④家の人に確認かくにんしてもらいましよう。

週間計画表

____年 ____組 ____番 氏名_____

今週の目標 (学習面、生活面の双方から書くこと)

毎日のタイムスケジュール

6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24

		学習計画 (教科、内容)、運動	学習時間	振り返りコメント
例	起床時間 8:30	<国語>プリントNo.3-5、古文の音読(p.34-41) <数学>教科書の復習問題、応用問題(p.5-12) <理科>学習動画視聴(第2、3回) <音楽>アルトリコーダー <体育>ジョギング(3km)	4 0 時間 分	かっこを外すときに、プラス マイナスを間違えることが 多かった。マイナスが出て 来た時には符号が逆にな ることを意識したい。
	体温 36.5℃			
月 日 (月)	起床時間 体温		時間 分	
月 日 (火)	起床時間 体温		時間 分	
月 日 (水)	起床時間 体温		時間 分	
月 日 (木)	起床時間 体温		時間 分	
月 日 (金)	起床時間 体温		時間 分	

「今週の目標」の振り返り





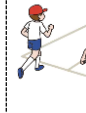




















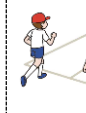






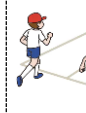













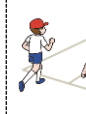



担任からのコメント



運動取組カード (小学生用)

年 組 名 前 _____

★★★ 毎日、30分くらいを目安に、いろいろな運動を組み合わせて取り組みましょう。★★★

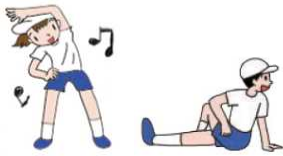
目 標	今週は、() 日、30分 運動できるようにする！								※目標を達成するためにがんばりたいことなどを書きましょう。
日にち	取り組んだ運動 (取り組んだ運動を○でかこみましょう。)								運動した時間
/ (月)	体を伸ばす・ほぐす運動 	ウォーキング 	ジョギング 	なわとび 	かけっこ 	遊具などを使った運動 	竹馬や一輪車などに乗る運動 	ボールを使った運動 	分 30分取組めた日は○を書きましょう。 ()
/ (火)	他にも取り組んだ運動がありましたら、() の中に書きましょう。()	ウォーキング 	ジョギング 	なわとび 	かけっこ 	遊具などを使った運動 	竹馬や一輪車などに乗る運動 	ボールを使った運動 	分 30分取組めた日は○を書きましょう。 ()
/ (水)	他にも取り組んだ運動がありましたら、() の中に書きましょう。()	ウォーキング 	ジョギング 	なわとび 	かけっこ 	遊具などを使った運動 	竹馬や一輪車などに乗る運動 	ボールを使った運動 	分 30分取組めた日は○を書きましょう。 ()
/ (木)	他にも取り組んだ運動がありましたら、() の中に書きましょう。()	ウォーキング 	ジョギング 	なわとび 	かけっこ 	遊具などを使った運動 	竹馬や一輪車などに乗る運動 	ボールを使った運動 	分 30分取組めた日は○を書きましょう。 ()
/ (金)	他にも取り組んだ運動がありましたら、() の中に書きましょう。()	ウォーキング 	ジョギング 	なわとび 	かけっこ 	遊具などを使った運動 	竹馬や一輪車などに乗る運動 	ボールを使った運動 	分 30分取組めた日は○を書きましょう。 ()
/ (土)	他にも取り組んだ運動がありましたら、() の中に書きましょう。()	ウォーキング 	ジョギング 	なわとび 	かけっこ 	遊具などを使った運動 	竹馬や一輪車などに乗る運動 	ボールを使った運動 	分 30分取組めた日は○を書きましょう。 ()
/ (日)	他にも取り組んだ運動がありましたら、() の中に書きましょう。()	ウォーキング 	ジョギング 	なわとび 	かけっこ 	遊具などを使った運動 	竹馬や一輪車などに乗る運動 	ボールを使った運動 	分 30分取組めた日は○を書きましょう。 ()
振り返り	今週は、() 日、30分 運動することができた！								※運動に取り組んだ感想などを書きましょう。

屋外で行える運動の例（小学生）

- ・運動不足にならないように、なるべく屋外で毎日30分くらいを目安に運動しましょう。
- ・以下の例を参考にして、いろいろな運動を組み合わせで行いましょう。自分の体調や安全にも気を配りましょう。

体を伸ばす・ほぐす運動

5分くらい

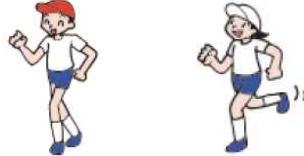


準備運動をしっかり行いましょう

ウォーキング、ジョギング

10～15分

5～10分



無理のないはやさで、続けて行いましょう

なわとび

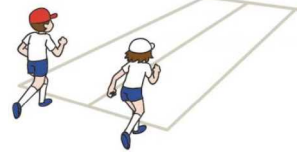
5～10分



いろいろなとび方をしましょう

かけっこ

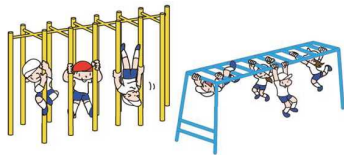
5分くらい



短いきを全力で走りましょう

遊具を使った運動

10～15分



使い方のきまりを守って運動しましょう

竹馬や一輪車などに乗る運動

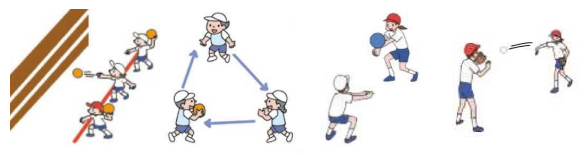
10～15分



長く乗ったり、遠くまで進んだりしましょう

ボールを使った運動

10～15分



的当てやボールパス、キャッチボールなどを楽しみましょう

※ 赤いわくの中の時間を目安として、自分で時間を増やしたり短くしたりして、無理せずいろいろな運動をしましょう。

注意！

- 多くの人が集まるような運動をしないで、なるべく1人で運動しましょう。
- 少ない人数で運動するときは、ほかの人と長いきよりとって行うようにしましょう。
- 運動するときも、いきが苦しくなれば、できるだけマスクをしましょう。
- 用具や遊具を使う場合は、消毒液があれば消毒してから使うようにしましょう。
- 友達との用具の使い回しは、できるだけ、さけるようにしましょう。
- 運動する前や運動した後は、手洗いやうがいなどを行いましょう。用具や遊具を使った後は念入りに手を洗いましょう。

屋外でのいろいろな運動の組合せ方の例（小学生）

【例1】家や近くの公園などで運動する場合 30分

①体を伸ばす・ほぐす運動

5分



準備運動を
しっかり
行いましょう

②ウォーキング

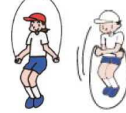
10分



安全な場所で
無理のないはやさで
行いましょう

③なわとび

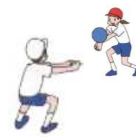
5分



できるとび方で
続けて何回とべるか
挑戦しましょう

④ボールを使った運動

10分



運動する場所のきまり
を守り、安全にできる
運動を選んで行いま
しょう

【例2】遊具が使える公園などで運動する場合 30分

①体を伸ばす・ほぐす運動

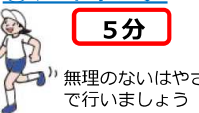
5分



準備運動を
しっかり
行いましょう

②ジョギング

5分



無理のないはやさ
で行いましょう

③なわとび

5分



いろいろな
とび方に
挑戦しましょう

④遊具を使った運動

15分



使い方の
きまりを守って
運動しましょう

【例3】校庭や運動場などで運動する場合 30分

①体を伸ばす・ほぐす運動

5分



準備運動を
しっかり
行いましょう

②かけっこ

5分



短いきを
全力で
走りましょう

③遊具を使った運動

10分



使い方のきまりを
守って運動しましょう

④ボールを使った運動

10分



友達とボールパスをする
ときは、長いきよりと
って行いましょう

【例4】校庭や運動場などで、いろいろな用具を使って運動する場合 30分

①体を伸ばす・ほぐす運動

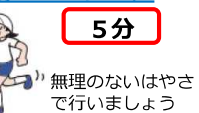
5分



準備運動を
しっかり
行いましょう

②ジョギング

5分



無理のないはやさ
で行いましょう

③ボールを使った運動

10分



校庭のきまりを守り、
安全にできるものを
選んで行いましょう

④竹馬や一輪車などに乗る運動

10分



長く乗ったり、
遠くまで進んだり
しましょう

この他にも、一人や少人数で安全に行うことができるもので、自分にできる運動があれば、組み合わせてみましょう。

【例】鉄棒運動、壁倒立、バドミントン、テニス・バット・ラケットのすぶり、一人でできるダンス、腕立て伏せ、上体起こし など



運動取組カード (中高生用)

年 組 名 前 _____

★★★ 毎日、30分～60分程度を目安に、いろいろな運動を組み合わせて取り組みましょう。★★★

目 標	運動に取り組む日数 30分程度 () 日 ・ 60分程度 () 日		※目標達成のために配慮することなどを書きましょう。						
	日にち					運動時間合計			
体の柔らかさ		動きを持続する能力		巧みな動き			力強い動き		
/	 ストレッチ その他 ()	 ウォーキング その他 ()	 ジョギング その他 ()	 縄跳び その他 ()	 連続ジャンプ、 サイドステップなど その他 ()	 縄跳び その他 ()	 球 技 その他 ()	 腕立て伏せ、 上体起こしなど その他 ()	分 60分運動した：◎ 30分運動した：○ ()
/	 ストレッチ その他 ()	 ウォーキング その他 ()	 ジョギング その他 ()	 縄跳び その他 ()	 連続ジャンプ、 サイドステップなど その他 ()	 縄跳び その他 ()	 球 技 その他 ()	 腕立て伏せ、 上体起こしなど その他 ()	分 60分運動した：◎ 30分運動した：○ ()
/	 ストレッチ その他 ()	 ウォーキング その他 ()	 ジョギング その他 ()	 縄跳び その他 ()	 連続ジャンプ、 サイドステップなど その他 ()	 縄跳び その他 ()	 球 技 その他 ()	 腕立て伏せ、 上体起こしなど その他 ()	分 60分運動した：◎ 30分運動した：○ ()
/	 ストレッチ その他 ()	 ウォーキング その他 ()	 ジョギング その他 ()	 縄跳び その他 ()	 連続ジャンプ、 サイドステップなど その他 ()	 縄跳び その他 ()	 球 技 その他 ()	 腕立て伏せ、 上体起こしなど その他 ()	分 60分運動した：◎ 30分運動した：○ ()
/	 ストレッチ その他 ()	 ウォーキング その他 ()	 ジョギング その他 ()	 縄跳び その他 ()	 連続ジャンプ、 サイドステップなど その他 ()	 縄跳び その他 ()	 球 技 その他 ()	 腕立て伏せ、 上体起こしなど その他 ()	分 60分運動した：◎ 30分運動した：○ ()
/	 ストレッチ その他 ()	 ウォーキング その他 ()	 ジョギング その他 ()	 縄跳び その他 ()	 連続ジャンプ、 サイドステップなど その他 ()	 縄跳び その他 ()	 球 技 その他 ()	 腕立て伏せ、 上体起こしなど その他 ()	分 60分運動した：◎ 30分運動した：○ ()
/	 ストレッチ その他 ()	 ウォーキング その他 ()	 ジョギング その他 ()	 縄跳び その他 ()	 連続ジャンプ、 サイドステップなど その他 ()	 縄跳び その他 ()	 球 技 その他 ()	 腕立て伏せ、 上体起こしなど その他 ()	分 60分運動した：◎ 30分運動した：○ ()
/	 ストレッチ その他 ()	 ウォーキング その他 ()	 ジョギング その他 ()	 縄跳び その他 ()	 連続ジャンプ、 サイドステップなど その他 ()	 縄跳び その他 ()	 球 技 その他 ()	 腕立て伏せ、 上体起こしなど その他 ()	分 60分運動した：◎ 30分運動した：○ ()
振り返り	運動に取り組んだ日数 30分程度 () 日 ・ 60分程度 () 日		※運動に取り組んだ感想等を書きましょう。						

屋外で行える運動の例（中学生）

- 運動不足にならないように、なるべく屋外で **毎日30～60分程度** を目安に運動をしましょう。
- 以下の例を参考にして、いろいろな運動を組み合わせで行いましょう。自分の体調や安全にも気を配りましょう。

ストレッチ

5分程度

柔 体の柔らかさを高める運動



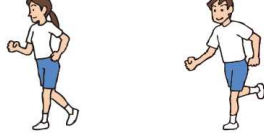
体の各部位を伸ばして
体の柔らかさを高めましょう

ウォーキング、ジョギング

10～20分

10～15分

持 動きを持続する能力を高める運動



自分の体力に応じたペースを
維持して行いましょう

連続ジャンプ、サイドステップなど

5～15分

巧 巧みな動きを高める運動



片足や両足での連続跳びや
左右への移動を、リズムカルに行ったり
素早く行ったりしましょう

腕立て伏せ、上体起こしなど

10～20分

力 力強い動きを高める運動



自分の体重等を利用して、腕や脚の屈伸をしたり、
上げ下ろしをしたり、同じ姿勢を維持したりしましょう

縄跳び

5～15分

持 動きを持続する能力を高める運動

自分で決めた一定の時間
や回数を続けて跳びましょう

巧 巧みな動きを高める運動

素早く跳んだり、いろいろな
跳び方に挑戦したりしましょう



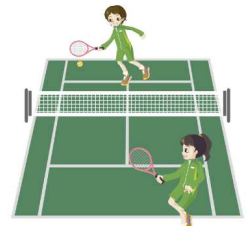
球技

20～30分

巧 巧みな動きを高める運動



シュートやパス、キャッチボールやラリーなど
1人や少人数で密接せずにできる運動をしましょう



※ 赤枠の時間を目安として、自分で時間を増やしたり短くしたりして、無理せずいろいろな運動をしましょう。

注意！

- 大人数が密集するような運動は行わず、なるべく1人で運動しましょう。
- 少人数で運動をするときは、他の人と密接しないように十分な間隔をあげましょう。
- 運動するときも、息が苦しくなければ、できるだけマスクを着用しましょう。
- 用具を使う場合は、消毒液があれば消毒してから使うようにしましょう。
- 友達との用具の使い回しは、できるだけ避けるようにしましょう。
- 運動の前後は、手洗いやうがいなどをしましょう。用具を使った後は念入りに手を洗いましょう。
- 学校が臨時休校の場合、部活動は自粛してください。これは部活動を推奨するものではありません。

屋外でのいろいろな運動の組合せ方の例（中学生）

【例1】家庭や近くの公園で運動する場合 30分

①ストレッチ 5分



柔 可動範囲を
徐々に広げる
など、無理の
ないよう
に行いましょう

②ウォーキング 10分



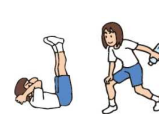
持 公道を利用して
行う際は、安全に
配慮しましょう

③縄跳び 5分



巧 素早く跳んだり、
いろいろな跳び方に
挑戦したりしましょう

④腕立て伏せ、上体起こし 10分



力 自己の体力に応じて、
行う運動や回数を
工夫しましょう

【例2】家庭や近くの公園で運動する場合 45分

①ストレッチ 5分



柔 可動範囲を
徐々に広げる
など、無理の
ないよう
に行いましょう

②ウォーキング 15分



持 公道を利用して
行う際は、安全に
配慮しましょう

③縄跳び 5分



持 時間を決めて
続けて
跳びましょう

④連続ジャンプ、 サイドステップ 10分



巧 リズミカルに跳んだり
素早く跳んだりしま
しょう

⑤腕立て伏せ、 上体起こし 10分



力 自己の体力に応じて、
行う運動や回数を
工夫しましょう

【例3】校庭や運動場などで運動する場合 45分

①ストレッチ 5分



柔 可動範囲を
徐々に広げる
など、無理の
ないよう
に行いましょう

②ジョギング 10分



持 自己の体力に応じた
ペースを維持して
行いましょう

③球技 20分



巧 相手と十分な
間隔をあげて
ラリーなどを
行いましょう

④腕立て伏せ、上体起こし 10分



力 自己の体力に応じて、
行う運動や回数を
工夫しましょう

【例4】校庭や運動場などで運動する場合 60分

①ストレッチ 5分



柔 可動範囲を
徐々に広げる
など、無理の
ないよう
に行いましょう

②ジョギング 10分



持 自己の体力に応じた
ペースを維持して
行いましょう

③球技 30分



巧 相手と十分な
間隔をあげて
ラリーなどを
行いましょう

④縄跳び 5分



持 時間を決めて
続けて跳びましょう

⑤腕立て伏せ、 上体起こし 10分



力 自己の体力に応じて、
行う運動や回数を
工夫しましょう

この他にも、一人や少人数で安全に行うことができるもので、自分にできる運動があれば、組み合わせてみましょう。

【例】鉄棒運動、壁倒立、短距離走、バット・ラケット・竹刀の素振り、一人のできるダンス など

1. 幼稚園において臨時休業を行う場合の(1) 家庭及び地域における教育の支援等及び(2) 児童虐待のリスクを踏まえた幼児の情報把握等の留意事項並びに2. 幼児や職員が新型コロナウイルス感染症に罹患した場合の関係者への情報提供についてまとめましたのでお知らせします。(新規)

事務連絡
令和2年4月23日

各都道府県私立学校主管課
附属学校を置く各国公立大学法人学校事務主管課 御中
各都道府県教育委員会幼稚園主管課

文部科学省初等中等教育局幼児教育課
文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

新型コロナウイルス感染症対策のために幼稚園において臨時休業を行う場合の留意事項及び幼児や職員が新型コロナウイルス感染症に罹患した場合の関係者への情報提供について

平素より幼児教育の振興に御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症対策のために幼稚園において臨時休業を行う場合の1. (1) 家庭及び地域における教育の支援等及び(2) 児童虐待のリスクを踏まえた幼児の情報把握等の留意事項並びに2. 幼児や職員が新型コロナウイルス感染症に罹患した場合の関係者への情報提供について下記の通りまとめましたので、内容を御了知の上、各都道府県教育委員会幼稚園主管課においては域内の市町村教育委員会に対し、各都道府県私立学校主管課においては所轄の私立幼稚園に対して周知されるよう御願いたします。

記

1. 新型コロナウイルス感染症対策のために幼稚園において臨時休業を行う場合の留意事項について

(1) 家庭及び地域における教育の支援等

幼稚園における臨時休業を行う際の考え方については、緊急事態宣言の対象区域が全国になっている現在、「新型コロナウイルス感染症に対応した臨時休業の実施に関するガイドライン(令和2年4月17日改訂版)」(別添1)の1.

(3) 以降に示したとおりとなりますが、このたび発出された「新型コロナウイルス感染症対策のために小学校、中学校、高等学校等において臨時休業を行う場合の学習の保障等について」(令和元年4月21日初等中等教育局長通知)

(別添2)において、児童生徒の心身の状況の把握と心のケアや、臨時休業を行う場合の教職員の勤務等、幼稚園にとって参考になる事柄がより具体的に示されています。ついては、同通知も参考にいただき、自宅で過ごす幼児及びその保護者との連携を密にし、幼児本人とも直接電話等で対話すること等により、幼児の健康状態の把握や心のケア等、家庭における幼児の心身の健全な発達に向けた必要な支援を行うこと、また、在宅勤務や時差出勤を適切に実施すること等、各幼稚園において、家庭及び地域における教育の支援等に努めていただくよう、お願いいたします。

(2) 要保護児童対策協議会に登録されている支援対象幼児に関する状況把握等

特に、要保護児童対策地域協議会に登録されている支援対象の幼児に関しては、臨時休業に伴い在宅時間が増加することに伴う児童虐待のリスク等も踏まえ、各園において、電話等で定期的に幼児の状況を把握するようお願いいたします(概ね1週間に1回以上)。加えて、自治体等を通じて児童相談所等の関係機関と緊密に連携し、幼児に対する必要な支援を行っていただきますようお願いいたします。

2. 幼児や職員が新型コロナウイルス感染症に罹患した場合の関係者への情報提供について(再周知)

幼稚園において幼児や職員が罹患した場合の関係者への情報提供については、「児童生徒等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応について」(令和2年2月18日付事務連絡)において、「都道府県等(※)は、地域の住民等に対し、正しい理解を得るための必要な情報を提供するとともに、学校の設置者と連携して、学校を通じ、保護者等に対しても、同様に情報を提供する」とされていることを踏まえ、担当の部局と連携し、適切に対応いただきますよう、改めてお願いします。

(※) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年10月2日法律第114号)第12条第1項の届け出を受けた都道府県、保健所を設置する市又は特別区

なお、一部の保育所で職員が新型コロナウイルス感染症に罹患したこと等を受け、先般、保育所等において子どもや職員が罹患した場合の保護者への情報提供等の対応について、厚生労働省から別添3の事務連絡が発出されていますので、参考に送付いたします。

【担当】	文部科学省初等中等教育局幼児教育課
TEL	03-5253-4111(内線)3136
直通	03-6734-3136
FAX	03-6734-3736

II. 新型コロナウイルス感染症に対応した臨時休業の実施に関するガイドライン (令和2年4月17日改訂版)

1. 臨時休業の実施にかかる考え方について

(1) 児童生徒等又は教職員の感染が判明した学校の臨時休業の考え方について

児童生徒等又は教職員の感染が判明した場合には、都道府県等の衛生主管部局と感染者の学校内における活動の態様、接触者の多寡、地域における感染拡大の状況、感染経路の明否等を確認しつつ、これらの点を総合的に考慮し、臨時休業の必要性について都道府県等の衛生主管部局と十分相談の上、実施の有無、規模及び期間について判断することになります。この際、学校医等ともよく連携してください。【参考資料参照】

※学校保健安全法（昭和33年法律第56号）

（臨時休業）

第20条 学校の設置者は、感染症の予防上必要があるときは、臨時に、学校の全部または一部の休業を行うことができる。

この場合、感染の事実や感染者の人数のみで臨時休業を判断するのではなく、学校内に既に感染が拡大している可能性や今後拡大する可能性について、個別の事情をみながら、臨時休業すべきか否かを判断します。具体的には、以下のとおりです。

ア. 学校内における活動の態様

- ・ 感染者が、学校内でどのような活動を行っていたかを確認します。屋外で主に活動していた場合と、狭い室内で特定の少人数で過ごしていた場合、不特定多数との接触があり得た場合など、活動の態様によって感染を広めているおそれは異なってくることから、感染者の校内での活動状況などを確認します。

イ. 接触者の多寡

- ・ 上記「ア.」と同様、不特定多数との接触があった場合などは感染を広めているおそれが高まることから、接触者の多寡を確認します。

ウ. 地域における感染拡大の状況

- ・ 地域において、感染者が出ていない場合や、地域における感染経路がすべて判明していて、学校関係者とは接点が少ない場合などには、学校の臨時休業を実施する必要性は低いと言えます。

エ. 感染経路の明否

- ・ 学校内で感染者が複数出た場合、学校内で感染した可能性もあり、臨時休業

を実施する必要性は高まります。

- ・ 一方、感染経路が判明しており、学校外で感染したことが明らかであって、他の児童生徒等に感染を広めているおそれが低い場合には、学校の臨時休業を実施する必要性は低いと言えます。

オ. その他

- ・ 新型コロナウイルス感染症は、まだ解明されていないことが多い感染症であり、また感染者の活動の態様によっても感染拡大の可能性も異なってくるなどから、感染者数などによる一律の学校の臨時休業の基準を定めることは困難です。感染者が発生した場合には上記の点に留意して個々の事例ごとに学校の臨時休業の必要性、実施する場合の規模や期間について、衛生主管部局と十分に相談の上、検討してください。この際、学校医等ともよく連携してください。

(2) 感染者がいない学校も含めた、地域一斉の臨時休業等の考え方について

現在、地域によっては、新規感染者数や感染経路が明らかでない感染者が急激に増加している地域も出てきている状況です。4月1日の新型コロナウイルス感染症対策専門家会議（以下、「専門家会議」という。）の提言では、地域区分の考え方に関して、『現時点の知見では、子どもは地域において感染拡大の役割をほとんど果たしてはいないと考えられている。したがって、学校については、地域や生活圏ごとのまん延の状況を踏まえていくことが重要である。』と述べた上で、「感染拡大警戒地域」について次のように示しております。

『①「感染拡大警戒地域」

○直近1週間の新規感染者数やリンクなしの感染者数が、その1週間前と比較して大幅な増加が確認されているが、オーバーシュート（p4脚注参照¹。爆発的患者急増）と呼べるほどの状況には至っていない。また、直近1週間の帰国者・接触者外来の受診者についても、その1週間前と比較して一定の増加基調が確認される。

○重症者を優先する医療提供体制の構築を図ってもなお、医療提供体制のキャパシティ等の観点から、近い将来、切迫性の高い状況又はそのおそれが高まっている状況。』

このような地域においては、感染拡大を抑える観点から、「3つの条件が同時に重

¹ 専門家会議提言のp4脚注には、以下のとおり記載されている。

オーバーシュート：欧米で見られるように、爆発的な患者数の増加のことを指すが、2～3日で累積患者数が倍増（3月31日時点での東京では8.5日毎に倍増）する程度のスピードが認められるものを指す。異常なスピードでの患者数増加が見込まれるため、都市の封鎖いわゆるロックダウンを含む速やかな対策を必要とする。

なる場」²を避けるための取組（行動変容）を徹底するため、自治体首長から、外出自粛要請や、集会・イベント・会食などの行動制限メッセージの発信等がなされることが考えられますが、その際には、学校の運営のあり方についても、以下のとおり検討する必要があると考えられます。また、対応の検討にあたっては、専門家会議の提言も踏まえ、地域の感染状況のみならず、子供や教職員の生活圏でのまん延の状況もみながら判断することが必要です。

1) 学校運営上の工夫について

学校への通学にあたって、電車等の公共交通機関を利用している場合には、もっぱら徒歩圏内から通学している場合とは異なり、通学中に児童生徒等に感染が生じたり、児童生徒等から感染が拡大したりする可能性が高まります。このため、通学に電車等の公共交通機関を利用している場合には、時差通学や分散登校等の工夫について検討することも考えられます。同様に、教職員が通勤に公共交通機関を利用している場合においても、時差出勤等の工夫について検討することが考えられます。

2) 臨時休業をする場合の考え方について

4月1日に示された専門家会議の提言では、「感染拡大警戒地域」においては、「その地域内の学校の一斉臨時休業も選択肢として検討すべきである」とされています。

このことも踏まえ、地域の感染状況に応じて、自治体の首長が地域全体の活動自粛を強化する一環として、学校の設置者に臨時休業を要請することも考えられます。この場合には、他の社会・経済活動の一律自粛と合わせて行うことにより、その効果が発現されるよう留意することが必要です。

なお、今後、日本のどこかの地域で「オーバーシュート」（爆発的患者急増）が生じた場合には、3月19日に専門家会議で示された見解に基づき対応することとなります。

² 「3つの条件が同時に重なる場」：これまで集団感染が確認された場に共通する「①換気の悪い密閉空間、②人が密集している、③近距離での会話や発声が行われる」という3つの条件が同時に重なった場のこと。

(参考)「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」(令和2年4月1日新型コロナウイルス感染症対策専門家会議)(抜粋)

IV.提言

1. 地域区分について

(2) 地域区分の考え方について

- 「3月19日の提言」における「II 7. 地域ごとの対応に関する基本的な考え方」において示した地域区分については、上記(1)の各種指標や近隣県の状況などを総合的に勘案して判断されるべきものとする。なお、前回の3つの地域区分については、より感染状況を適切に表す①感染拡大警戒地域、②感染確認地域、③感染未確認地域という名称で呼ぶこととする。

各地域区分の基本的な考え方や、想定される対応等については以下のとおり。

なお、現時点の知見では、子どもは地域において感染拡大の役割をほとんど果たしてはいないと考えられている。したがって、学校については、地域や生活圏ごとのまん延の状況を踏まえていくことが重要である。また、子どもに関する新たな知見が得られた場合には、適宜、学校に関する対応を見直していくものとする。

①「感染拡大警戒地域」

- 直近1週間の新規感染者数やリンクなしの感染者数が、その1週間前と比較して大幅な増加が確認されているが、オーバーシュート(p4脚注参照。爆発的患者急増)と呼べるほどの状況には至っていない。また、直近1週間の帰国者・接触者外来の受診者についても、その1週間前と比較して一定以上の増加基調が確認される。
- 重症者を優先する医療重症者を優先する医療提供体制の構築を図ってもなお、医療提供体制のキャパシティ等の観点から、近い将来、切迫性の高い状況又はそのおそれが高まっている状況。

<想定される対応>

- オーバーシュート(爆発的患者急増)を生じさせないよう最大限取り組んでいく観点から、「3つの条件が同時に重なる場」²(以下「3つの密」という。)を避けるための取組(行動変容を、より強く徹底していただく必要がある)。
- 例えば、自治体首長から以下のような行動制限メッセージ等を発信するとともに、市民がそれを守るとともに、市民相互に啓発しあうことなどが期待される。
 - ・ 期間を明確にした外出自粛要請、
 - ・ 地域レベルであっても、10名以上が集まる集会・イベントへの参加を避けること、
 - ・ 家族以外の多人数での会食などは行わないこと、
 - ・ 具体的に集団感染が生じた事例を踏まえた、注意喚起の徹底。
- また、こうした地域においては、その地域内の学校の一斉臨時休業も選択肢として検討すべきである。 (下線は文部科学省)

(参考)「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」(令和2年3月19日新型コロナウイルス感染症対策専門家会議)(抜粋)

II.状況分析等

7. 地域ごとの対応に関する基本的な考え方

今後、日本のどこかでオーバーシュートが生じた場合には、地域ごとに断続的に発生していくことが想定されます。こうした状況下では、社会・経済機能への影響を最小限としながら、感染拡大防止とクラスター連鎖防止の効果を最大限にしていく観点から、地域の感染状況別にバランスをとって必要な対応を行っていく必要があります。

感染状況が拡大傾向にある地域では、まん延のおそれが高い段階にならないように、まずは、地域における独自のメッセージやアラートの発出や一律自粛の必要性について適切に検討する必要があります。その場合、社会・経済活動への影響も考慮し、導入する具体的な自粛内容、タイミング、導入後の実施期間などを十分に見極め、特に「感染拡大が急速に広まりそうな局面」や「地域」において、その危機を乗り越えられるまでの期間に限り導入することを基本とすべきだと考えます。

8. 学校等について

政府は、2月27日に、全国の小中高・特別支援学校の一斉臨時休校を要請しました。学校の一斉休校については、3.で触れたように、北海道においては他の取組と相まって全体として一定の効果が現れていると考えますが、学校の一斉休校だけを取り出し「まん延防止」に向けた定量的な効果を測定することは困難です。

また、この感染症は、子どもは重症化する可能性が低いと考えられています。一方では、中国等では重症化した事例も少数例ながら報告されており、更に、一般には重症化しにくい特性から、無症状又は症状の軽い子どもたちが、高齢者等を含む家族内感染を引き起こし、クラスター連鎖のきっかけとなる可能性などを指摘する海外論文なども見られており、現時点では、確たることは言えない状況であると考えています。ただし、上記7.の「感染状況が拡大傾向にある地域」では、一定期間、学校を休校にすることも一つの選択肢と考えられます。(下線は文部科学省)

(3) 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言の対象区域に属すると特定された地域における臨時休業の考え方について

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）（以下、「特措法」という。）第 32 条第 1 項に基づき、「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」が出されると、事態の進展に応じた措置が講じられることとなります。

- 新型インフルエンザ等対策緊急事態措置を実施すべき区域とされた都道府県の知事（対策本部長）は、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済の混乱を回避するため必要があると認めるときは、施設管理者等に対して、学校等の施設の使用の制限や停止を要請することができるようになります（特措法第 45 条第 2 項）。また、正当な理由がないのに要請に応じないときは、都道府県知事は、特に必要があると認めるときに限り、当該施設管理者等に対し、要請にかかる措置を講ずるよう指示することができます（同条第 3 項）。
- 市町村においても対策本部が設置され³、市町村長（対策本部長）から教育委員会に対し、必要な措置を講ずるよう求めることができます（特措法第 36 条第 6 項）。

上記の学校施設の使用制限等の要請があった場合には、学校の設置者は、その要請内容に応じて、学校保健安全法第 20 条に基づく「臨時休業」などを行うこととなります。

① 学校施設の使用制限等の要請があった場合の対応について

上記の要請に基づく臨時休業を行う場合には、

- 後述の「2（2）登校日の設定について」の趣旨に基づく児童生徒等の登校日の設定については、必要最小限度にとどめ、都道府県の首長部局と十分相談の上、行ってください。登校日を設ける場合には、手洗いや咳エチケット等の基本的な感染症対策を徹底するとともに、3つの密（「密閉、密集、密接」をいう。以下同じ。）を避けるため、分散登校や換気の徹底、近距離での会話や発声等の際のマスクの使用等を行ってください。
- 教職員の勤務については、児童生徒等の学習の保障の見地から必要な業務を継続していただくこととなります。その際には、教職員自身の健康にも配慮しつつ、在宅勤務や時差出勤等の工夫に努めてください。

³ 緊急事態宣言がされたときは、緊急事態宣言の対象区域に属すると特定された地域であるか否かにかかわらず、市町村対策本部が設置される（特措法第 34 条第 1 項）。

- ・ 子供の居場所の確保に向けた取組については、要請の趣旨を踏まえつつ、
 - － 保護者が医療従事者である場合
 - － 保護者が、社会の機能を維持するために就業を継続することが必要な者である場合
 - － ひとり親家庭などで保護者が仕事を休むことが困難な場合
 - － 障害があることにより一人で過ごすことが難しい場合
 などについて、都道府県等の首長部局と十分相談の上、検討ください。
 居場所の確保の取組を行う場合には、基本的な感染症対策を徹底するとともに、空間を広くとるなど、3つの密を避けて行ってください。
- ・ また、これらの居場所の確保の取組を実施するにあたっては、給食の調理場や調理員を活用して昼食を提供することも工夫の一つと考えられるため、都道府県等の首長部局と十分相談の上、地域の実情やニーズに応じて対応をご検討ください。
- ・ 児童生徒等の健康保持の観点から、地域における感染拡大の状況を踏まえ、3つの密を避けつつ、学校の校庭や体育館等の施設の開放についても検討ください。

② 学校施設の使用制限等の要請がなかった場合の対応について

特措法第45条第2項に基づく学校施設の使用制限がない場合でも、同法第24条第7項等に基づく要請又は事実上の協力要請により、学校の臨時休業が求められる場合があります。その場合には、学校の設置者は地域や児童生徒等の生活圏（通学圏⁴や、発達段階に応じた日常的な行動範囲等）におけるまん延状況を踏まえて臨時休業の必要性を判断してください。その際は、都道府県等の対策本部において衛生主管部局の見解を踏まえつつ十分に検討し、慎重に判断してください。臨時休業を行う場合には「2. 学習指導に関すること」から「8. 幼稚園を臨時休業する場合の預かり保育等の提供に関すること」を参照しつつ、子どもの学びや心身の健康の保持・増進等に十分に留意ください。

※新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）

（都道府県対策本部長の権限）

第二十四条（略）

2～6（略）

7 都道府県対策本部長は、当該都道府県警察及び当該都道府県の教育委員会に対し、当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策を実施するため必要な限度において、必要な措置を講ずるよう求めることができる。

⁴ 在籍児童生徒の大部分が徒歩で通学している場合、自転車で通学している場合、バスや電車等で通学している場合により、考慮すべき範囲は異なる。

8・9 (略)
(市町村対策本部長の権限)

第三十六条 (略)

2～5 (略)

6 市町村対策本部長は、当該市町村の教育委員会に対し、当該市町村の区域に係る新型コロナウイルス感染症等緊急事態措置を実施するため必要な限度において、必要な措置を講ずるよう求めることができる。

7 (略)

2. 学習指導に関すること

臨時休業期間中に児童生徒が授業を十分に受けることができないことによって、学習に著しい遅れが生じることのないよう、地域の感染状況や学校、児童生徒の状況等も踏まえながら、次の(1)に示すICT等も活用した家庭学習と、(2)及び(3)に示す教師による対面での学習指導や学習状況の把握の組合せにより、児童生徒の学習を支援するための必要な措置を講じること。

(1) 家庭学習について

臨時休業期間中に児童生徒が授業を十分に受けることができないことによって、学習に著しい遅れが生じることのないよう、学校や児童生徒の実態等に応じ、可能な限り、紙の教材やテレビ放送等を活用した学習、オンライン教材等を活用した学習、同時双方向型のオンライン指導を通じた学習などの適切な家庭学習を課す等、必要な措置を講じること。特に、臨時休業が長期にわたり、令和2年度の教育課程の実施に支障が生じる場合には、主たる教材である教科書に基づく家庭学習を臨時休業期間中に課すよう、工夫が求められること。

その際、児童生徒の家庭学習が円滑に進むよう、学校及び児童生徒の実態等を踏まえて、教科書と併用できる適切な教材を提供いただくことが重要であること。文部科学省においても、児童生徒の円滑な家庭学習を支援する教材等を「子供の学び応援サイト」⁵に随時掲載しており、家庭学習を課す際に本サイトを活用いただくことも考えられること。

(2) 登校日の設定について

家庭学習を課すことに加えて、各学校が児童生徒の学習状況の確認や補習等の学習指導を適切に行うとともに、生徒指導、児童生徒等の健康観察を適切に行う観点から、児童生徒等や学校の実態に応じて登校日(授業日を含む。以下同じ。)を適切に設定することも考えられること。その際には、例えば、児童生徒等を分散させて登校させ、人が密集しない環境を確保する等、最大限の感染拡大防止のための措置等を講じること。

⁵ https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/gakusyushien/index_00001.htm

(3) その他の指導の工夫について

また、登校日以外の日においても、児童生徒の学習状況の確認等のための家庭訪問を行ったり、体調面にも配慮した上で特に配慮を要する児童生徒など一部の児童生徒については登校させたりするなど、きめ細かな対応のための工夫を行うことも考えられること。ただし、その際、教職員の勤務負担が過重とならないようにするとともに、児童生徒及び教職員の健康管理についても十分に留意する必要があること。

3. 教科書の取扱いに関すること

入学や新学期開始に際し、給与する教科書について、通常、入学式や始業式等、児童生徒の登校日の際に給与されているが、出席停止や臨時休業等、児童生徒や各学校の状況に応じて、例えば保護者のみを対象とした学校説明会等の場を活用して給与する等、主たる教材である教科書が、臨時休業期間中における家庭学習にも用いられるよう、各学校に納入された教科書について遅滞なく児童生徒に給与すること。

4. 心のケア等に関すること

臨時休業に伴い自宅で過ごす児童生徒及びその保護者との連絡を密にし、新型コロナウイルス感染症に起因するいじめ、偏見、ストレス等に関し、相談窓口（「24 時間子供 SOS ダイアル」等）を適宜周知・設置するとともに、必要に応じて養護教諭やスクールカウンセラー等による支援を行うなど、児童生徒の心のケア等に配慮すること。

また、要保護児童対策地域協議会において、要保護児童として進行管理台帳に登録されている児童生徒に関しては、在宅時間が大幅に増加することも踏まえ、スクールソーシャルワーカー等を活用するなどして関係機関と緊密に連携し、必要な支援を行うこと。

5. 学校給食休止への対応に関すること

臨時休業に伴い学校給食を休止する際には、関係事業者等と十分協議を行うなど、関係者の理解と協力を得られるよう留意すること。

6. 非常勤職員等の業務体制の確保に関すること

学校の臨時休業においては、各地域や学校の実情に応じ、非常勤職員を含む職員全体の働く場の確保を図るとともに、組織全体としての業務体制の確保に万全を期すこと。具体的には、授業がない場合であっても、非常勤講師の場合は授業準備や児童生徒の家庭学習の支援、学校用務員の場合は学校施設の修繕、給食調理員の場合は給食調理場等の清掃、消毒、寄宿舎の職員の場合は寄宿舎の清掃や消毒、寄宿舎運営に係る検討等の業務、特別支援教育支援員の場合は教材準備の補助の業務等を行うことが考えられ、補助金事業により配置される職員等を含め、他の職員につ

いても休業期間中も何らかの業務に携わることが可能であると想定されるところであり、各教育委員会等において、当該非常勤職員についてはその任用形態や学校の運営状況等を、補助金事業により配置される職員についてはその補助目的を踏まえながら、適切に対応すること。

なお、基本的には上記の通り類似の業務を行うことにより対応することが考えられるが、これが困難である場合には、例えば、本人の同意を得て業務内容を変更して新たな業務を行わせることなど、適切に対応することが考えられること。

7. 子供の居場所確保に関すること

「1（1）児童生徒等又は教職員の感染が判明した学校の臨時休業の考え方について」及び「1（2）感染者がいない学校も含めた、地域一斉の臨時休業等の考え方について」に基づき臨時休業を行う場合には、保護者が休暇を取得するなどの協力が必要となるが、子供の居場所確保に向けた取組を行うかどうかについては、当該学校を臨時休業とした趣旨を踏まえ、児童生徒等の間での感染拡大リスクを考慮し、慎重に判断する必要がある。

その上で、子供の居場所確保に向けた人的体制の確保や学校の教室等の活用等を実施する場合には、一斉臨時休業期間中の対応として示した「新型コロナウイルス感染症防止のための小学校等の臨時休業に関連した放課後児童クラブ等の活用による子どもの居場所の確保について（依頼）」（令和2年3月2日付け文部科学省初等中等教育局長ほか連名通知）の例を参照した対応を行うこと。その際、以下の点には特に留意すること。

(1) 学校の教室等の活用

学校の臨時休業に伴い、放課後児童クラブ、放課後等デイサービスにおいて通常時より利用児童のニーズが高まることが考えられるため、密集性を回避し感染を防止すること等から、一定のスペースを確保することが必要である。

このため、教室、図書館、体育館、校庭等が利用可能である場合は、国庫補助を受けて整備した学校施設を使用する場合であっても財産処分には該当せず、手続は不要であり、積極的に施設の活用を推進すること。

また、放課後等デイサービスについても、学校の臨時休業期間においては、放課後等デイサービス事業所が学校施設を活用してサービスを提供した場合でも報酬を請求することを認めるので、教室、図書館、体育館、校庭等が利用可能である場合は、積極的に施設の活用を推進すること。

(2) 給食提供機能の活用

子供の居場所確保にあたり、児童生徒等に対して学校給食の調理場や調理員を活用して昼食を提供することも工夫の一つと考えられ、地域の実情やニーズに応じて対応を判断いただきたいこと。

8. 幼稚園を臨時休業する場合の預かり保育等の提供に関すること

「1（1）児童生徒等又は教職員の感染が判明した学校の臨時休業の考え方について」及び「1（2）感染者がいない学校も含めた、地域一斉の臨時休業等の考え方について」に基づき幼稚園の臨時休業を行う場合には、幼稚園は一人で家にいることができない年齢の幼児が利用していることを踏まえ、感染拡大防止のための万全の対策を講じた上での預かり保育の提供を縮小して実施すること等を通じて、必要な者に保育が提供されないということがないように、居場所の確保に向けた取組を検討いただきたいこと。

特に、子ども・子育て支援新制度や幼児教育・保育の無償化において保育の必要性の認定を受けている幼児であって、保護者が医療従事者や社会の機能を維持するために就業を継続することが必要な者である場合や、ひとり親家庭などで仕事を休むことが困難な者の子どもの保育が必要な場合などについては積極的な対応を検討いただきたいこと。

また、これらの居場所確保の取組に当たって昼食を提供することも工夫の一つと考えられるため、地域の実情やニーズに応じて対応を判断いただきたいこと。

なお、新型インフルエンザ等対策緊急事態措置を実施すべき区域とされた都道府県の知事から学校施設の使用制限等の要請があった場合については、「1（3）新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言の対象区域に属すると特定された地域における臨時休業の考え方について」に記載する子供の居場所の確保に向けた取組に関する記載に基づき対応いただきたいこと。

感染者が判明した学校の臨時休業の考え方

児童生徒等又は教職員の感染が判明した場合

- <児童生徒等>
- ・当該児童生徒等について、学校保健安全法第19条に基づく出席停止
 - ・他の児童生徒等について、濃厚接触者にあたりと特定された場合、同条に基づく出席停止

<学校>

- ・設置者は、都道府県等の衛生主管部局と
学校内における活動の態様、
接触者の多寡、
地域における感染拡大の状況、
感染経路の明否等
を確認しつつ、これらの点を総合的に考慮し、臨時休業の必要性について十分相談

感染した児童生徒等及び濃厚接触者の出席停止

学校の全部又は一部の臨時休業

感染者がいない学校も含めた、地域一斉の臨時休業の考え方

地域における新規感染者数や感染経路が明らかでない感染者が急増等
（「感染拡大警戒地域」）

- ・感染拡大を抑える観点から「3つの条件が同時に重なる場」を避けるための取組（行動変容）を徹底
- ・自治体首長が、外出自粛要請、集会・イベント・会食などの行動制限メッセージの発信

右の要請がなくとも

公共交通機関を
通学等に利用している場合、時差通学や分散登校等の工夫も考えられる

臨時休業
実施せず

首長が地域全体の活動自粛を強化する一環として要請

臨時休業を実施

※適宜登校日を設定するなどの対応も可

※なお、今後、日本のどこかの地域で、爆発的に患者が急増する状況である「オーバーシュート」が生じた場合には、別途、国からその発生状況や必要な対応を示すこととなっています。

事務連絡

令和2年4月17日

各

(都道府県)	保育主管部（局）	
	指定都市		地域子ども・子育て支援事業主管部（局）	御中
	中核市			

厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室
厚生労働省子ども家庭局保育課
厚生労働省子ども家庭局子育て支援課

子どもや職員が新型コロナウイルス感染症に罹患した場合の保育所等の対応について（再周知）

子どもや職員が新型コロナウイルス感染症に罹患した場合の保育所や放課後児童クラブ等（以下「保育所等」という。）の対応については、これまで「保育所における感染症対策ガイドライン（2018年改訂版）」や「保育所等において子ども等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応について（第二報）」（令和2年2月25日付け事務連絡）等でお示ししてきたところですが、改めて下記のとおりお示ししますので、内容について御了知いただくとともに、都道府県におかれましては管内市区町村に対する周知をお願いいたします。

なお、認可外保育施設においても、各施設において同様の取り扱いが行われるよう、都道府県、指定都市又は中核市にて、必要に応じた情報提供及び助言等をお願いいたします。

また、ご不明な点等があれば、以下に御連絡・御相談ください。

記

1. 保育所等の子どもや職員が新型コロナウイルス感染症に罹患した場合には、感染拡大を防止することが重要であり、「保育所における感染症対策ガイドライン（2018年改訂版）」等に即して、嘱託医等へ相談し、関係機関へ速やかに報告するとともに、保護者への情報提供を適切に行うこと。
2. また、「保育所等において子ども等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応について（第二報）」（令和2年2月25日付け事務連絡）等に基づき、当該保育所等の一部又は全部の臨時休園等について速やかに判断すると

ともに、臨時休園等の規模及び期間については、都道府県等と十分相談すること。臨時休園等を行う場合には、改めて保護者への情報提供を適切に行うこと。

以上

(保育所、地域型保育事業所、一時預かり事業について)

厚生労働省子ども家庭局保育課

TEL : 03-5253-1111 (内線4854, 4853)

FAX : 03-3595-2674

E-mail : hoikuka@mhlw.go.jp

(認可外保育施設について)

厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室

TEL : 03-5253-1111 (内線4838)

FAX : 03-3595-2313

E-mail : ninkagaihoiku@mhlw.go.jp

(利用者支援事業、地域子育て支援拠点事業、子育て援助活動支援事業、放課後児童クラブ、児童厚生施設について)

厚生労働省子ども家庭局子育て支援課

TEL : 03-5253-1111 (内線4966)

FAX : 03-3595-2749

E-mail : clubsenmon@mhlw.go.jp

(2) 感染症発生時の対応

- 感染症が発生した場合には、嘱託医等へ相談し、関係機関へ報告するとともに、保護者への情報提供を適切に行うことが重要である。
 - ・ 嘱託医等へ相談し、関係機関へ報告するとともに、保護者への情報提供を適切に行う。
 - ・ 感染拡大を防止するため、手洗いや排泄物・嘔吐物の適切な処理を徹底するとともに、施設内を適切に消毒する。
 - ・ 施設長の責任の下、感染症の発生状況を記録する。この際には、入所している子どもに関する事項だけでなく、職員の健康状態についても記録する。

子どもや職員が感染症に罹患していることが判明した際には、嘱託医等へ相談し、感染症法、自治体の条例等に定められた感染症の種類や程度に応じて、市区町村、保健所等に対して速やかに報告します。また、嘱託医、看護師等の指示を受け、保護者に対して、感染症の発症状況、症状、予防方法等を説明します。さらに、施設長の責任の下、子どもや職員の健康状態を把握し、記録するとともに、二次感染予防について保健所等に協力を依頼します。

保育所内での感染拡大防止の観点から、手洗いや排泄物・嘔吐物の適切な処理を徹底するとともに、施設内を適切に消毒することも重要です。

(具体的な対応)

- ・ 予防接種で予防可能な感染症が発生した場合には、子どもや職員の予防接種歴及び罹患歴を速やかに確認します。
- ・ 未罹患で予防接種を必要回数受けていない子どもについては、嘱託医、看護師等の指示を受けて、保護者に対して適切な予防方法を伝えるとともに、予防接種を受ける時期について、かかりつけ医に相談するよう説明します。
- ・ 麻疹や水痘のように、発生（接触）後速やかに（72時間以内に）予防接種を受けることで発症の予防が期待できる感染症も存在します。このため、これらの感染症に罹患したことがなく、かつ予防接種を受けていない、感受性が高いと予想される子どもについては、かかりつけ医と相談するよう保護者に促します。なお、麻疹や水痘の発生（接触）後72時間以上が経過していても、予防接種が実施されることがあります。また、保健所と連携した感染拡大防止策の一環として、感受性のある者については、本人の感染予防のために登園を控えるようお願いすることがあります。
- ・ 感染拡大防止のため、手洗いや排泄物・嘔吐物の適切な処理を徹底します。また、感染症の発生状況に対応して消毒の頻度を増やすなど、施設内を適切に消毒します。食中毒が発生した場合には、保健所の指示に従い適切に対応します。
- ・ 感染症の発生について、施設長の責任の下、しっかりと記録に留めることが重要です。この際には、①欠席している子どもの人数と欠席理由、②受診状況、診断名、検査結果及び治療内容、③回復し、登園した子どもの健康状態の把握と回復までの期間、④感染症終息までの推移等について、日時別、クラス（年齢）別に記録するようにします。また、入所している子どもに関する事項だけでなく、職員の健康状態についても記録することが求められます。

(参考) 保育所において子ども等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応について(第二報)(令和2年2月25日)(関係箇所抜粋)

(子どもが感染した場合について)

1. 感染した子どもが、発熱や咳などの症状が出ている状態で登園していた場合には、市区町村は、当該保育所等の一部又は全部の臨時休園を速やかに判断すること。臨時休園の規模及び期間については、都道府県等と十分相談すること。
2. 感染した子どもが、発熱や咳などの症状が出ていない状態で登園していた場合には、現時点の知見の下では、一律に臨時休園が必要とまではいえない可能性もある。このため、市区町村は、その必要性について、個別の事案ごとに都道府県等と十分相談の上、慎重に判断すること。

(職員における感染対策について)

6. 上記1. から5. については、職員についても、直接子どもに接する立場にあることから一層厳格かつ迅速に対応する必要があり、同様の対応を行うこと。この場合、職員については、休暇の取得や自宅待機等によって対応すること。

第6章 施設及び設備、衛生管理及び安全対策

2. 衛生管理及び安全対策

(1) 衛生管理

○ 感染症や食中毒等の発生時の対応については、市町村や保健所との連携のもと、あらかじめ放課後児童クラブとしての対応方針を定めておくとともに、保護者と共有しておく。

市町村が作成する感染症対策のマニュアル等の内容に従って、感染症等が発生した場合の罹患した子どもに対する対応と感染防止に関する対策についてあらかじめ定めておき、その内容を保護者にも伝えて、理解と協力が得られるようにしておく必要があります。

感染症が流行している時期には、特に衛生的な環境を整えるよう心掛ける必要があります。感染症が疑われる子どもを発見した場合には、他の子どもとの接触を断つようにし、保護者に速やかに連絡し、症状に応じて自宅安静や医療機関への受診を勧めます。

<参考情報>

「保育所における感染症対策ガイドライン」(平成24年11月30日雇児保発1130第3号厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知)には、乳幼児期の特性を踏まえた感染症対策の基本が示されています。放課後児童クラブにおける感染症対策のあり方を検討するに当たって参考にしてください。

事務連絡
令和2年4月24日

各〔都道府県〕 保育主管部（局）
〔指定都市〕 地域子ども・子育て支援事業主管部（局） 御中
〔中核市〕

厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室
厚生労働省子ども家庭局保育課
厚生労働省子ども家庭局子育て支援課

新型コロナウイルス感染症対策のために保育所等において登園自粛や臨時休園を行う場合の配慮が必要な子どもへの対応について

保育所等は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する児童福祉施設等であり、子どもの健全な育成を図るとともに、保護者を支援する重要な役割を担うものであることを踏まえ、新型コロナウイルス感染症対策のために保育所等において登園自粛や臨時休園を行う場合の配慮が必要な子どもへの対応について下記のとおりお示ししますので、管下の保育所等に対して周知をお願いするとともに、都道府県におかれましては、管内市区町村に対する周知をお願いいたします。

なお、認可外保育施設においても、各施設において同様の取り扱いが行われるよう、都道府県、指定都市又は中核市にて、必要に応じた情報提供及び助言等をお願いいたします。

記

登園自粛や臨時休業の継続に伴い、子ども及びその保護者が自宅で過ごす期間も長くなることから、保育所等においては、保育等の実施責任を負う市区町村とも連携の上、必要に応じて保護者に対する相談支援を行うなど、必要な関与を継続していただきたいこと。

特に、要保護児童対策地域協議会に登録されている支援対象児童（※）など、配慮が必要な子どもについては、保育所等において、定期的に（支援対象児童については概ね1週間に1回以上）その状況を確認していただくなど、関係機関との連携を密にして取り組んでいただきたいこと。

※ 要保護児童対策地域協議会に登録される支援対象児童については、児童福祉法第6条の3第8項の要保護児童（保護者のない児童又は保護者に監護させることが不
適当であると認められる児童）や同条第5項の要支援児童（保護者の養育を支援す
ることが特に必要と認められる児童）などが考えられます。

以上

（保育所、地域型保育事業所について）

厚生労働省子ども家庭局保育課

TEL：03-5253-1111（内線4854，4853）

FAX：03-3595-2674

E-mail：hoikuka@mhlw.go.jp

（認可外保育施設について）

厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室

TEL：03-5253-1111（内線4838）

FAX：03-3595-2313

E-mail：ninkagaihoiku@mhlw.go.jp

（放課後児童クラブについて）

厚生労働省子ども家庭局子育て支援課

TEL：03-5253-1111（内線4966）

FAX：03-3595-2749

E-mail：clubsenmon@mhlw.go.jp

事務連絡
令和2年4月23日

都道府県
各 指定都市 認定こども園担当課 御中
中核市

内閣府子ども・子育て本部参事官付
(認定こども園担当)

新型コロナウイルス感染症対策のために認定こども園において臨時休業を行う場合の留意事項及び園児や職員が新型コロナウイルス感染症に罹患した場合の関係者への情報提供について

日頃より認定こども園行政の推進に御尽力・御協力いただき大変ありがとうございます。

認定こども園については、園児本人が感染した場合等における臨時休業や、地域全体での感染拡大を防止することを目的とした臨時休業に係る考え方については、これまで、「認定こども園における新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応について」（令和2年2月25日付け事務連絡）等でお示ししたとおりですが、このたび、文部科学省より「新型コロナウイルス感染症対策のために幼稚園において臨時休業を行う場合の留意事項及び幼児や職員が新型コロナウイルス感染症に罹患した場合の関係者への情報提供について」（令和2年4月23日付け事務連絡）が別添のとおり発出されましたのでお知らせします。

つきましては、当該事務連絡の内容をご確認の上、適切に対応いただくようお願いいたします。特に、要保護児童対策地域協議会に登録されている園児に関して、定期的（概ね1週間に1回以上）にその状況を確認していただくなど、関係機関と緊密に連携して取り組んでいただきますようお願いいたします。

また、管内の認定こども園及び市町村に対して周知いただきますようお願いいたします。

(本件担当)

内閣府子ども・子育て本部参事官付
(認定こども園担当)

Tel : 03 (6257) 3095

Fax : 03 (3581) 2521

事 務 連 絡
令和 2 年 4 月 24 日

都道府県
各 指定都市 認定こども園担当課 御中
中 核 市

内閣府子ども・子育て本部参事官付
(認定こども園担当)

新型コロナウイルス感染症対策のために認定こども園において登園自粛や臨時休園
を行う場合の配慮が必要な園児への対応について

日頃より認定こども園行政の推進に御尽力・御協力いただき大変ありがとうございます。
ます。

認定こども園については、園児本人が感染した場合等における臨時休業や、地域全
体での感染拡大を防止することを目的とした臨時休業に係る考え方については、これ
まで、「認定こども園における新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応につ
いて」（令和2年2月25日付け事務連絡）等でお示ししたとおりですが、このたび、
厚生労働省より「新型コロナウイルス感染症対策のために保育所等において登園自粛
や臨時休園を行う場合の配慮が必要な子どもへの対応について」（令和2年4月24日
付け事務連絡）が別添のとおり発出されましたのでお知らせします。

つきましては、当該事務連絡の内容をご確認の上、適切に対応いただくようお願い
いたします。

また、管内の認定こども園及び市町村に対して周知いただきますようお願いいたし
ます。

(本件担当)

内閣府子ども・子育て本部参事官付
(認定こども園担当)

Tel : 03 (6257) 3095

Fax : 03 (3581) 2521

都道府県社会的養育推進計画の策定要領〈概要〉（2018年7月6日）

児童福祉法

第三条の二 国及び地方公共団体は、児童が家庭において心身ともに健やかに養育されるよう、児童の保護者を支援しなければならぬ。ただし、児童及びその保護者の心身の状況、これらの者の置かれている環境その他の状況を勘案し、児童を家庭において養育することが困難であり又は適当でない場合には児童が家庭における養育環境と同様の養育環境において継続的に養育されるよう、児童を家庭及び当該養育環境において養育することが適当でない場合でない限り良質な家庭的環境において養育されるよう、必要な措置を講じなければならない。

1. 計画の見直しの今回の計画策定の位置付け

- ・ 「社会的養護の課題と将来像」を基に、各都道府県で行われてきた取組については全面的に見直し、子どもの権利保障のために、できるだけ早期に、平成28年改正児童福祉法の理念のもと、「新しい社会的養育ビジョン」で掲げられた取組を通じて、「家庭養育優先原則」を徹底し、子どもの最善の利益を実現していくことが求められている。
- ・ その過程においては、子どもの最善の利益を念頭に、すべての子どもが健全に養育される権利を持っていることを十分踏まえ、子どもが不利益を被ることがないよう、十分な配慮が必要である。そのような取組が計画的かつ速やかに進められるよう、2019年度末までに策定する新たな計画について、国として、策定要領を示すものである。

2. 基本的考え方

- ・ 一般の見直しの対象は、在宅での支援から特別養子縁組、普通養子縁組、代替養育や自立支援などが網羅されている。これらの項目すべては緊密にながっており、一体的かつ全体的な視点をしっかりと持って進めていく必要がある。
- ・ 都道府県や市区町村、特別養子縁組の養親、里親、乳児院等の児童福祉施設などの関係者に抜本的な改正となる平成28年改正児童福祉法の理念等が徹底されるとともに、何よりも子ども達の最善の利益のために着実に進めていくことが必要である。
- ・ 各都道府県においては、これまでの地域の実情は踏まえつつも、子どもの権利や子どもの最善の利益はどの地域においても実現されるべきものであること、及び国における目標を十分に念頭に置き、計画期間中の具体的な数値目標と達成期限を設定し、その進捗管理を通じて、取組を強化する。
- ・ 国においては、毎年、各都道府県における計画の取組及び「評価のための指標」等を取りまとめ、進捗のモニタリング及び評価を行い、公表するとともに、進捗の検証を行って取組の促進を図る。
- ・ 今後、都道府県の計画が着実に実施できるよう、様々な施策に必要な財政支援の在り方が課題となってくる。厚生労働省としては、これらの課題への対応について、引き続き検討し、安定的な財源の確保に向けて、最大限努力していく。

3. 都道府県推進計画の記載事項

- (1) 都道府県における社会的養育の体制整備の基本的考え方及び全体像
- (2) 当事者である子どもたちの権利擁護の取組（意見聴取・アドボカシー）
- (3) 市区町村の子ども家庭支援体制の構築等に向けた都道府県の取組
- (4) 各年度における代替養育を必要とする子ども数の見込み
- (5) 里親等への委託の推進に向けた取組

- (6) パーマネンシー保障としての特別養子縁組等の推進のため
の支援体制の構築に向けた取組
- (7) 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・
機能転換に向けた取組
- (8) 一時保護改革に向けた取組
- (9) 社会的養護自立支援の推進に向けた取組
- (10) 児童相談所の強化等に向けた取組
- (11) 留意事項

4. 里親等への委託の推進に向けた取組

都道府県は国の目標を踏まえ、里親等委託率の「数値目標」と「達成期限」を設定

(5) 里親等への委託の推進に向けた取組

- ② 里親やファミリーホームへの委託子ども数の見込み（計画策定に当たった際の留意点）

○ **国**においては、

「**概ね7年以内（3歳未満は概ね5年以内）に乳幼児の里親等委託率75%以上**」、「**概ね10年以内に学童期以降の里親等委託率50%以上**」の実現に向けて、**取組を推進**する。

○ **都道府県**においては、**これまでの地域の実情は踏まえつつも、**

- ① **子どもの権利や子どもたちの最善の利益はどの地域においても実現されるべきものであること、及び**
- ② **上述した数値目標**

を**十分に念頭に置き、個々の子どもに対する十分なアセスメントを行った上で、代替養育を必要とする子どもの見込み等を踏まえ、数値目標と達成期限を設定**する。

なお、数値目標の設定は、（中略）児童相談所における「家庭養育優先原則」を十分踏まえたアセスメントの結果によって、子どもたちの最善の利益の観点から行われるものであって、里親等委託率の数値目標達成のために機械的に措置が行われるべきものではない。

○ **国**としては、必要な**支援策を講じる**とともに、委託率の引き上げの進捗と子どもの状況について**丁寧にフォロー**の上、都道府県の代替養育を必要とする子どもたちの状況や里親等委託の取組状況を**評価**し、支援の在り方や進め方について**検証**する。**進捗状況は、毎年、公表**する。

都道府県社会的養育推進計画に基づく里親等委託率の目標値について

	2018年度末実績	5年目(2024年度末)		7年目(2026年度末)		10年目(2029年度末)								
		3歳未満	3歳未満 75.0%以上	3歳未満	3歳未満 75.0%以上	3歳未満	3歳未満 75.0%以上	3歳未満	3歳未満 75.0%以上	3歳以上就学前	3歳以上就学前 75.0%以上	3歳以上就学前	3歳以上就学前 75.0%以上	学童期以降
国が策定要領で示す数値	20.5%	75.0%以上	75.0%以上	75.0%	75.0%以上	75.0%	75.0%以上	75.0%	75.0%以上	75.0%	75.0%以上	75.0%	75.0%以上	50.0%以上
北海道(札幌市)	34.5% (29.7%)	現状からの増加	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	50.0%
青森県	27.8%	38.5%	-	-	-	60.9%	62.2%	62.2%	62.2%	62.2%	62.2%	62.2%	62.2%	47.9%
岩手県	26.2%	34.8%	42.8%	44.3%	44.3%	54.8%	52.6%	46.6%	46.6%	46.6%	46.6%	46.6%	46.6%	46.6%
宮城県	40.2%	51.4%	55.4%	55.4%	55.4%	51.9%	63.2%	62.2%	62.2%	62.2%	62.2%	62.2%	62.2%	62.2%
秋田県	12.2%	26.0%	-	-	-	-	40.0%	40.0%	40.0%	40.0%	40.0%	40.0%	40.0%	40.0%
山形県	20.0%	57.5%	-	-	-	75.0%	75.0%	75.0%	75.0%	75.0%	75.0%	75.0%	75.0%	43.0%
福島県	24.6%	75.0%	75.0%	75.0%	75.0%	75.0%	75.0%	75.0%	75.0%	75.0%	75.0%	75.0%	75.0%	40.0%
茨城県	16.8%	※2 70.0%	※2	-	-	71.4%	69.8%	60.7%	60.7%	60.7%	60.7%	60.7%	60.7%	33.3%
栃木県	19.2%	※2 53.1%	-	-	-	-	41.0%	41.0%	41.0%	41.0%	41.0%	41.0%	41.0%	50.0%
群馬県	17.4%	34.0%	38.0%	57.0%	57.0%	40.0%	75.0%	50.0%	50.0%	50.0%	50.0%	50.0%	50.0%	50.0%
埼玉県(さいたま市)	18.8% (40.0%)	36.0%	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	41.9%
千葉県	27.9%	57.0%	-	-	-	75.4%	50.5%	32.5%	32.5%	32.5%	32.5%	32.5%	32.5%	30.3%
千葉市	31.2%	55.6%	-	-	-	73.7%	74.1%	50.0%	50.0%	50.0%	50.0%	50.0%	50.0%	48.0%
東京都	14.9%	14.1%	28.7%	38.2%	38.2%	50.5%	50.5%	33.6%	33.6%	33.6%	33.6%	33.6%	33.6%	40.3%
神奈川県	16.5%	34.2%	-	-	-	75.0%	75.0%	24.6%	24.6%	24.6%	24.6%	24.6%	24.6%	30.3%
新潟県(新潟市)	40.0% (55.9%)	53.0%	-	-	-	61.0%	77.0%	57.0%	57.0%	57.0%	57.0%	57.0%	57.0%	35.0%~ 50.0%
富山県	18.5%	46.0%	-	-	-	66.7%	66.7%	33.3%	33.3%	33.3%	33.3%	33.3%	33.3%	37.4%
石川県(金沢市)	15.9% (15.4%)	40.0%	-	-	-	60.0%	60.0%	35.0%	35.0%	35.0%	35.0%	35.0%	35.0%	44.3%
福井県	16.6%	33.0%	-	-	-	65.0%	65.0%	35.0%	35.0%	35.0%	35.0%	35.0%	35.0%	31.4%
山梨県	28.8%	57.7%	-	-	-	75.0%以上	75.0%以上	50.0%以上	50.0%以上	50.0%以上	50.0%以上	50.0%以上	50.0%以上	50.0%
長野県	16.1%	40.7%	-	-	-	75.0%	67.7%	36.5%	36.5%	36.5%	36.5%	36.5%	36.5%	50.0%
岐阜県	21.9%	※1 48.1%	-	-	-	67.9%	47.9%	37.5%	37.5%	37.5%	37.5%	37.5%	37.5%	52.0%
静岡県	15.9%	45.0%	-	-	-	65.0%	58.0%	46.0%	46.0%	46.0%	46.0%	46.0%	46.0%	49.0%
愛知県	28.8%	28.5%	-	-	-	49.4%	45.7%	30.1%	30.1%	30.1%	30.1%	30.1%	30.1%	30.0%
三重県	34.3%	48.4%	-	-	-	60.0%	60.0%	40.0%	40.0%	40.0%	40.0%	40.0%	40.0%	50.0%
滋賀県	14.8%	52.2%	-	-	-	73.9%	65.4%	60.2%	60.2%	60.2%	60.2%	60.2%	60.2%	33.9%
京都府	11.6%	25.0%	-	-	-	40.0%	40.0%	33.0%	33.0%	33.0%	33.0%	33.0%	33.0%	32.2%
大阪府	11.6%	※1 47.0%	-	-	-	64.0%	44.0%	38.0%	38.0%	38.0%	38.0%	38.0%	38.0%	30.9%
兵庫県	19.2%	37.5%	44.2%	37.9%	37.9%	55.8%	46.8%	47.1%	47.1%	47.1%	47.1%	47.1%	47.1%	32.1%
奈良県	17.4%	27.0%	-	-	-	47.0%	42.0%	31.0%	31.0%	31.0%	31.0%	31.0%	31.0%	58.8%
和歌山県	20.5%	32.0%	-	-	-	55.6%	46.4%	42.1%	42.1%	42.1%	42.1%	42.1%	42.1%	58.8%
鳥取県	24.6%	※2 40.0%	-	-	-	-	60.0%	60.0%	60.0%	60.0%	60.0%	60.0%	60.0%	62.1%
島根県	23.4%	35.0%	41.0%	-	-	概ね50%以上	概ね40%以上	概ね40%以上	概ね40%以上	概ね40%以上	概ね40%以上	概ね40%以上	概ね40%以上	62.1%

■ は、策定要領に示す国の基準を満たすもの

※1は、「3歳未満」と「3歳以上就学前」合計の委託率

※2は、全年齢合計の委託率

令和3年度 児童虐待防止対策及び社会的養育関係予算案等の概要

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課・虐待防止対策推進室

(令和3年度予算案※) (令和2年度予算額)
 1,902億円 (1,731億円)

※令和2年度第3次補正予算案166億円を含む。

- 児童相談所や市区町村の子ども家庭支援体制の強化、特別養子縁組・里親養育への支援の拡充や児童養護施設等の小規模かつ地域分散化の更なる推進など「児童虐待防止対策の抜本的強化について」（平成31年3月19日関係閣僚会議決定）等を踏まえた児童虐待防止対策の総合的・抜本的強化策を迅速かつ強力に推進する。
- 「新たな日常」の下で、新型コロナウイルスの感染防止に配慮した相談支援体制の構築・強化を図るとともに、児童養護施設等における感染拡大防止対策への支援を行う。また、家庭環境の変化等により児童虐待等のリスクが高まる恐れがあることを踏まえ、民間団体等も含めた地域の見守り体制の強化等を図る。

児童虐待防止対策関係予算及び社会的養育関係予算の主な内訳は以下のとおり。

◇ 児童虐待・DV対策等総合支援事業	213億円+158億円*	(183億円)
◇ 里親委託費・児童入所施設措置費等	1,356億円	(1,355億円)
◇ 次世代育成支援対策整備交付金	64億円	(106億円)
◇ 妊娠・出産包括支援事業	62億円	(48億円)
◇ 産婦健康診査事業	18億円	(18億円)
◇ 生涯を通じた女性の健康支援事業	15億円	(16億円)
◇ 児童相談体制整備事業費	2.3億円+7.9億円*	(2.8億円)
◇ 児童虐待防止対策推進事業委託費	0.8億円	(0.8億円)
◇ 里親養育包括支援（フォスティング）職員研修事業	0.3億円	(0.3億円)
◇ 養子縁組民間あっせん機関職員研修事業	0.2億円	(0.2億円)
◇ 里親制度等広報啓発事業	2.1億円	(0.8億円)
◇ 社会的養護出身者ネットワーク形成事業	0.1億円	(0.1億円)

※ *は、令和2年度第3次補正予算案

※ 上記のほか、社会的養育関係予算として国立児童自立支援施設の運営に必要な経費を計上

※ 令和2年度予算額は、臨時・特別の措置を除く

1. 児童虐待の発生予防・早期発見

児童相談所や市町村（特別区を含む。以下同じ。）における児童虐待に係る相談対応件数は依然として増加傾向にあり、虐待による死亡事例のうち、0歳児の割合が約4割（平成30年度）であることを踏まえ、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援や地域社会から孤立している家庭へのアウトリーチなどを通じて、妊娠や子育ての不安、孤立等に対応し、児童虐待のリスクを早期に発見・逓減する。また、児童虐待の発生予防に向け、体罰の禁止等について啓発活動を通し、社会的認知度を高める。

(1) 子どもの権利擁護

① 児童虐待防止対策推進広報啓発事業

児童虐待の根絶に向けては、発生予防のため、国民全体で「しつけのための体罰」を行わない子育てを推進していく必要がある。体罰の禁止や体罰等によらない子育てについての社会的認知度を高め、もって児童虐待防止対策の推進に寄与するため、国において、様々な広告媒体を活用した広報啓発を行う。
【児童虐待防止対策推進事業委託費：80百万円】

② 児童虐待防止のための広報啓発事業

自治体における児童虐待の通告先の周知や意識啓発等の広報啓発を行う取組に対する補助を行う。

【児童虐待・DV対策等総合支援事業：213億円の内数】

【補助基準額】 1自治体当たり：13,482千円 【実施主体】 都道府県、指定都市、児童相談所設置市

【補助率】 国：1/2、都道府県・指定都市・児童相談所設置市：1/2

③ 子どもの権利擁護に係る実証モデル事業

子どもの権利擁護を推進する観点から、電話やハガキによる相談、第三者の訪問による聴取等の方法により、児童相談所が関与した子どもの意見表明を受け止める体制の構築を図るための実証モデル事業に係る補助を行う。

【児童虐待・DV対策等総合支援事業：213億円の内数】

【補助基準額】 1自治体当たり：8,175千円 【実施主体】 都道府県、指定都市、児童相談所設置市 【補助率】 定額（国：10/10相当）

(2) 妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援

① 子育て世代包括支援センターの全国展開等【拡充】

妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供する子育て世代包括支援センターの設置促進を図る。併せて、困難事例への対応等の支援を行う専門職（社会福祉士、精神保健福祉士、心理職等）を配置するための単価の拡充を図る。

※ 「子育て世代包括支援センター」（運営費）については、利用者支援事業（内閣府予算に計上）を活用して実施。

母子保健法の改正により法的に位置付けられた「産後ケア事業」について、少子化社会対策大綱（令和2年5月29日閣議決定）を踏まえ、全国展開を目標に実施箇所数の増を図り、より身近な場で妊産婦等を支えるための総合的な支援体制の構築を進める。

予期せぬ妊娠等により、身体的、精神的な悩みや不安を抱えた若年妊婦等が身近な地域で支援を受けられるよう、SNSを活用した相談支援や若年妊婦等への支援に積極的なNPOによるアウトリーチ、次の支援につなげるまでの緊急一時的な居場所の確保等を実施する。

【妊娠・出産包括支援事業：62億円】 【生涯を通じた女性の健康支援事業：15億円】 【産婦健康診査事業：18億円】

② 産前・産後母子支援事業

妊娠前から出産後の養育に支援が必要な妊婦、妊婦健診を受けずに出産に至った産婦といった特定妊婦等への支援を行う産前・産後母子支援事業を推進する。
【児童虐待・DV対策等総合支援事業：213億円の内数】

【補助基準額】

・支援コーディネーターの配置等	1か所当たり	7,241千円	・改修費・備品費等	1か所当たり	8,000千円
・看護師の配置等	1か所当たり	5,090千円	・賃借料	1か所当たり	10,000千円
補助職員を配置する場合	1か所当たり	1,125千円加算	・一般生活費	1人当たり	1,706円（日額）

【実施主体】都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市、市及び福祉事務所設置町村

【補助率】国：1/2、都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市：1/2

国：1/2、都道府県：1/4、市及び福祉事務所設置町村：1/4（市及び福祉事務所設置町村が実施する場合）

(3) 児童虐待の発生予防・早期発見

① 支援対象児童等見守り強化事業

新型コロナウイルス感染症の影響により、子どもの見守り機会が減少し、児童虐待のリスクが高まる恐れがあることを踏まえ、民間団体も含めた様々な地域ネットワークを総動員し、支援ニーズの高い子ども等を見守り、必要な支援につなげることができるとして、体制の強化を推進するため、要保護児童対策地域協議会の支援対象児童等として登録されている子ども等の居宅を訪問するなどし、状況の把握や食事の提供、学習・生活指導支援等を通じた子どもの見守り体制を強化するための支援対象児童等見守り強化事業について、安定的実施に向け、引き続き財政支援を行う。
【児童虐待・DV対策等総合支援事業：36億円（令和2年度第3次補正予算案）】

【補助基準額】1か所当たり：9,723千円

【実施主体】市町村

【補助率】定額（国：10/10相当）

② 未就園児等全戸訪問事業

児童虐待の早期発見・早期対応を一層推進するため、市町村における地域とつながりのない未就園児等のいる家庭等を訪問する取組に必要な経費を補助する。
【児童虐待・DV対策等総合支援事業：213億円の内数】

【補助基準額】

・訪問費用	訪問回数×6千円	※年2回目以降の訪問も補助対象
・事務職員雇上費	1日当たり：7,210円×事務職員数	※複数名の雇上も可能
・民間団体へ委託する場合の事務費	564千円	

【実施主体】市町村 【補助率】国：1/2、市町村：1/2

③ 乳児家庭全戸訪問事業（内閣府予算）

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う。

【子ども・子育て支援交付金（内閣府予算）：1,673億円の内数】

④ 養育支援訪問事業（内閣府予算）

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する。
【子ども・子育て支援交付金（内閣府予算）：1,673億円の内数】

⑤ 子育て支援訪問事業

支援が必要であるにも関わらず、行政機関や地域の支援につなげていない家庭など、継続的な関わりが必要な家庭に対し、家庭訪問等を通じて、育児用品を配布するなど、保護者が支援を受け入れやすくする取組に対する補助を行う。

【児童虐待・DV対策等総合支援事業：213億円の内数】

【補助基準額】 1家庭あたり：8千円 【実施主体】 市町村 【補助率】 国：1/2、市町村：1/2

⑥ 子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）の実施（内閣府予算）

保護者の疾病その他の理由により、家庭において子どもを養育することが一時的に困難となった場合等に、児童養護施設等において一定期間、養育・保護を行う。

【子ども・子育て支援交付金（内閣府予算）：1,673億円の内数】

⑦ SNSを活用した相談支援の強化【新規】

子どもや家庭からの相談について、全国どこからでも相談を行うことができるSNSによる全国共通のアカウントを開設し、各児童相談所がSNSによる相談に対応する仕組みを新たに構築する。【児童相談支援事業委託費：6.6億円（令和2年度第3次補正予算案）】

※児童相談所における体制整備については、児童相談所体制整備事業により支援。

⑧ 児童相談所相談専用ダイヤルの無料化【新規】

児童相談所に相談しやすい環境整備を進めるため、児童相談所相談専用ダイヤル（0570-783-189）について、無料化を行う。（児童相談所虐待対応ダイヤル「189」は令和元年12月より無料化）

【情報処理業務庁費：45百万円（令和2年度第3次補正予算案）】

⑨ 児童相談所体制整備事業【拡充】

夜間・休日を問わず、児童相談所が通告・相談に応じられる体制整備や、SNSを活用した相談支援の体制整備を進めるため、児童相談所の体制強化を図る取組に対する補助を行う。

【児童虐待・DV対策等総合支援事業：213億円の内数】

【補助基準額】

①スーパーバイズ・権利擁護機能強化事業 511千円

②市町村との連携強化事業 4,212千円 ※東日本大震災被災地特別加算 4,565千円

③24時間・365日体制強化事業

・24時間体制強化事業（時間外受付を22時まで実施） 5,263千円
（時間外受付を22時以降も実施） 13,158千円

・365日体制強化事業 2,600千円

④医療連携支援コーナー・ネイタ配置事業 4,436千円

⑤SNS等相談事業 39,216千円

※同一機関においてDV相談も併せて行う場合：29,516千円を加算

【実施主体】 都道府県、指定都市、児童相談所設置市 【補助率】 国：1/2、都道府県・指定都市・児童相談所設置市：1/2

2. 児童虐待発生時の迅速・的確な対応

児童虐待が発生した場合の子どもの安全を確保するための初期対応が確実・迅速に図られるよう、児童相談所・市町村の体制の強化及び専門性の向上等を図る。

(1) 「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」(新プラン)の推進

「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」(新プラン) (平成30年12月18日児童虐待防止対策に関する関係府省庁連絡会議決定) に基づき、①児童相談所については、児童福祉司3,240人体制から2,020人程度の増員、②市町村については、子ども家庭総合支援拠点の全市町村への設置等の体制強化に取り組む。

(2) 児童相談所における専門人材の確保

① 児童福祉司任用資格取得支援事業【新規】

児童福祉司の人材確保に向けて、通信課程(1年)を活用した任用資格の取得を支援するため、当該課程の受講料等の補助を行う事業を創設する。
【児童虐待・DV対策等総合支援事業：213億円の内数】

【補助基準額】1人当たり：130千円

【実施主体】都道府県、指定都市、児童相談所設置市(設置予定を含む。) 【補助率】国：1/2、都道府県・指定都市・児童相談所設置市：1/2

② 児童福祉司等専門職採用活動支援事業【拡充】

児童福祉司の計画的な人材確保を進めるため、自治体が行う採用活動への支援について、今後、児童相談所を設置する予定の自治体や一部事務組合が補助対象となるよう、事業を拡充する。
【児童虐待・DV対策等総合支援事業：213億円の内数】

【補助基準額】基本分：4,182千円 ※複数の職種に係る採用活動を行う場合：3,528千円を加算

【実施主体】都道府県、指定都市、児童相談所設置市 【補助率】国：1/2、都道府県・指定都市・児童相談所設置市：1/2

③ 児童福祉司等の処遇改善

精神的・肉体的負担が大きい業務の性質や専門性を有する人材の確保が求められている児童相談所の児童福祉司等について、地方交付税における特殊勤務手当の積算単価を月額2万円まで引き上げることにより、処遇改善を図る。(令和2年度から実施)

(参考) 地方交付税における特殊勤務手当の積算単価

	令和元年度	令和2年度以降
児童福祉司	12,160円	20,000円
児童心理司	—	20,000円
保健師	—	20,000円

(3) 専門的な対応の強化

① 虐待・思春期問題情報研修センター事業【拡充】

児童虐待等に関する研修実施体制の強化を図るため、①研修センターが実施する研修のオンライン化の推進、②児童相談所の指導的な立場の職員に対するブロック単位の研修の実施、③他の自治体の児童相談所に職員を派遣して人材を養成する取組（派遣研修）への支援を行うなど、事業を拡充する。
【児童虐待・DV対策等総合支援事業：213億円の内数】

【補助基準額】横浜市：437,989千円、明石市：158,562千円 《拡充》

【実施主体】横浜市、明石市 【補助率】定額（国：10/10相当）

② 医療的機能強化事業【拡充】

児童相談所等において、医学的判断・治療が必要となるケースに迅速かつ適切に対応するため、医師の配置等に係る費用の支援について、補助単価の見直しを行い、各児童相談所への配置が進むよう、事業を拡充する。

【児童虐待・DV対策等総合支援事業：213億円の内数】

【補助基準額】1自治体当たり：7,842千円（児童相談所においては、1か所当たり7,842千円《拡充》）

（常勤職員の配置に向けた取組を実施しない場合：748千円）

【実施主体】都道府県、市町村 【補助率】国：1/2、市町村：1/2

③ 法的対応機能強化事業

児童相談所において、常時、弁護士による助言又は指導の下で法的な対応を行うことができるよう、弁護士の配置等に係る費用を支援する。
【児童虐待・DV対策等総合支援事業：213億円の内数】

【補助基準額】児童相談所1か所当たり：15,644千円

（常勤職員の配置に向けた取組を実施しない場合：7,822千円）

【実施主体】都道府県、指定都市、児童相談所設置市 【補助率】国：1/2、都道府県・指定都市・児童相談所設置市：1/2

④ 保護者指導・カウンセリング強化事業

児童相談所において、虐待を受けた子どもに対するケアや、保護者に対する指導を行う体制整備等を進めるため、①保護者指導支援員の配置、②専門機関が実施するカウンセリングやプログラム等の活用、③職員の保護者支援プログラムに係る資格取得を支援する。

【児童虐待・DV対策等総合支援事業：213億円の内数】

【補助基準額】

①保護者指導支援員の配置

②保護者指導支援カウンセリング事業

③児童相談所等職員の保護者指導支援プログラム資格取得支援事業

【実施主体】都道府県、指定都市、児童相談所設置市

【補助率】国：1/2、都道府県・指定都市・児童相談所設置市：1/2

児童相談所1か所当たり：3,528千円

児童相談所1か所当たり：11,707千円

児童相談所1か所当たり：300千円

⑤ 官・民連携強化事業【拡充】

児童相談所において、NPO法人等の民間団体との連携の強化や民間団体を活用した取組を推進するほか、児童相談所が行う児童福祉施設等への指導委託について必要となる費用を支援できるように、事業を拡充する。

【児童虐待・DV対策等総合支援事業：213億円の内数】

【補助基準額】

- ①民間団体委託推進事業 1 自治体当たり：3,202千円
- ②民間団体活動推進事業 1 自治体当たり：1,140千円
- ③民間団体育成事業 1 自治体当たり：1,253千円
- ④指導委託促進事業 1 件当たり：82,490円（月額）《新規》

【実施主体】 都道府県、指定都市、児童相談所設置市

【補助率】 国：1/2、都道府県・指定都市・児童相談所設置市：1/2

⑥ 児童虐待防止対策研修事業

児童相談所の職員等の専門性の強化を図るため、法定研修の実施や、資質向上に関する研修事業の実施等に係る費用を補助する。

【児童虐待・DV対策等総合支援事業：213億円の内数】

【補助基準額】

- ・ 都道府県（指定都市又は児童相談所設置市）又は1市町村当たり）
 - ・ 児童福祉司任用前講習会等 3,118千円（児童福祉司任用前講習会の場合）
 - ・ 児童福祉司任用後研修 3,118千円
 - ・ 児童福祉司スーパーバイザー研修 2,313千円（自主開催の場合）
 - ・ 要保護児童対策調整機関調整担当者研修 3,022千円
 - ・ 児童相談所長研修 2,313千円（自主開催の場合）
 - ・ 虐待対応関係機関専門性強化事業 307千円（協力体制の整備の場合）
 - ・ 児童相談所及び市町村職員専門性強化事業 1,668千円（研修実施費用）
 - ・ 医療機関従事者研修 1,840千円
 - ・ 研修専任コーディネーターの配置 5,002千円 等

【実施主体】 都道府県、指定都市、中核市、特別区

【補助率】 国1/2、都道府県・指定都市・中核市・特別区：1/2

(4) 一時保護の受け入れ体制の強化、児童相談所の設置促進

① 一時保護に対する支援の充実【拡充】

児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設及び児童自立支援施設については、本体施設とは別に、一時保護の受入体制を整備した場合に事務費が加算されるが、一時保護の受け皿確保を進めるため、該当施設以外の施設（障害児入所施設等）についても同様に事務費が支弁できる仕組みとする。

保護者が新型コロナウイルスに感染し、入院した場合等において、濃厚接触者となった児童を医療機関で保護する際、医療機関に対して、一時保護委託手当（日額36,460円）の支弁を可能とする。

乳児院への入所措置の場合に設けられている病虚弱等児童加算について、一時保護委託の際にも適用する。

【里親委託費・児童入所施設措置費等：1,356億円の内数】

② 賃貸物件による一時保護専用施設改修費支援事業【拡充】

賃貸物件を改修することにより一時保護専用施設を確保する取組を支援するほか、賃貸物件以外の物件の改修費用を補助対象として追加できるよう、事業を拡充する。

※児童福祉施設等として、次世代育成支援対策施設整備交付金等の補助対象となっているものは対象外。

※一時保護専用施設の対象施設の範囲についても拡大。（①「一時保護に対する支援の充実」参照）

【児童虐待・DV対策等総合支援事業：213億円の内数】

【補助基準額】 21,900千円（改修期間中に賃借料が発生する場合、当該費用（上限：10,000千円）を加算）

※賃貸物件以外の物件に係る改修費用を補助対象に追加《拡充》

【実施主体】 都道府県、指定都市、児童相談所設置市

【補助率】 国：1/2、都道府県・指定都市・中核市・特別区：1/2

③ 一時保護等機能強化事業

一時保護所が担う行動観察や短期入所指導の機能を充実・強化するため、教員OB、看護師、心理に関する専門的な知識及び技術を有する者、警察官OB、児童指導員OB及び通訳などによる一時保護対応協力員の配置について、補助を行う。

【児童虐待・DV対策等総合支援事業：213億円の内数】

【補助基準額】

・学習指導協力員以外の者 児童相談所1か所当たり：2,725千円×実施事業数

・学習指導協力員（基本分）児童相談所1か所当たり：2,725千円×配置人数（上限：3名分）

（加算分）児童相談所1か所当たり：1,429千円

【実施主体】 都道府県、指定都市、児童相談所設置市

【補助率】 国：1/2、都道府県・指定都市・児童相談所設置市：1/2

④ 一時保護所の環境改善・体制強化に向けた支援の拡充

一時保護を必要とする子どもを適切な環境において保護し、安心・安全に、一人ひとりに応じた個別的な対応ができるよう、施設整備に係る費用及び職員体制の強化に係る必要を支援するとともに、一時保護所職員の処遇改善を図る。

【里親委託費・児童入所施設措置費等：1,356億円の内数】
 【次世代育成支援対策施設整備交付金：64億円の内数】

(参考) 令和2年度における拡充内容

- 次世代育成支援対策施設整備交付金（一時保護所の整備費の拡充（定員増が図られる場合等））（補助率）国：1/2、設置者：1/2
 - ・一時保護所の基礎単価の引き上げ 定員1人当たり：540万円 → 約1,271万円
 - ・心理療教室整備加算の創設 児童相談所1か所当たり：約3,442万円
 - ・個別対応に対応するための整備を行った場合の加算上限の引上げ 定員1人当たり：最大180万円 → 最大279万円 → これらを合わせて、定員12人の施設整備を行う場合の上限額 約9,000万円 → 約2億円
- 児童入所施設措置費（補助率）国：1/2、都道府県・指定都市・児童相談所設置市：1/2
 - ・職員の配置改善 子ども：職員 = 最大4：1 → 最大2：1
 - ・個別の対応が必要な子どもに対する支援体制の強化（利用児童数に応じた職員配置加算の創設）
 - ・アレルギー対応等が必要な子どもへの対応強化（利用児童の規模に応じて 調理員を加配するとともに、利用児童が一定数以上の一時保護所において栄養士を配置）

○一時保護所職員の処遇改善

＜児童入所施設措置費の事務費算定上における特殊業務手当の額＞

	令和元年度	令和2年度以降
保育士	7,800円	20,000円
心理療法担当職員	9,300円	20,000円
個別対応職員（児童指導員）	9,300円	20,000円
看護師	9,400円	20,000円

⑤ 児童相談所設置促進事業

中核市及び特別区における児童相談所の設置を促進するため、①増加する業務に対応するための補助職員の配置に係る費用、②児童相談所の業務を学ぶ間の代替職員の配置に要する費用、③児童相談所の設置を目指す中核市・特別区等へ職員を派遣する都道府県等における代替職員の配置に要する費用について、補助を行う。

【児童虐待・DV対策等総合支援事業：213億円の内数】

【補助基準額】 1 自治体当たり：①2,172千円、②10,259千円、③6,839千円

【実施主体】 ①②中核市、施行時特別市、特別区 ③都道府県、指定都市、児童相談所設置市

【補助率】 ①②国：1/2、中核市・施行時特別市・特別区：1/2 ③国：1/2、都道府県・指定都市・児童相談所設置市：1/2

(5) ICTの活用促進

① 児童相談所等におけるICT化推進事業【新規】

児童相談所及び市町村における①相談対応や状況確認を行う際のビデオ通話の活用、②関係機関との連絡調整等を行う際のテレビ会議の活用、③安全確認等を行う外出先でのタブレットの活用、④通信環境の整備等を進めるため、これらの取組を支援する。

【児童虐待・DV対策等総合支援事業：4.1億円の内数（令和2年度第3次補正予算案）】

【補助基準額】1か所当たり（児童相談所・一時保護所・市町村）：1,000千円

【実施主体】都道府県、市町村 【補助率】国：1/2、都道府県・市町村：1/2

② AIを活用した緊急性の判断に資する全国統一のツールの開発促進【新規】

AIを活用した緊急性の判断に資する全国統一のツールの開発（仕様書の作成等）を実施する。

※令和2年度調査研究事業で当該ツールの概要を作成予定 【児童相談支援事業委託費：80百万円（令和2年度第3次補正予算案）】

(6) 市町村における取組の充実

① 市区町村子ども家庭総合支援拠点の機能強化【拡充】（一部再掲）

市町村における相談支援体制の強化に向けて、引き続き、市区町村子ども家庭総合支援拠点の設置促進を図るため、立ち上げに知見を有する者をアドバイザーとして派遣する取組を拡充するとともに、職員体制等を踏まえた補助となるよう運用面の見直しを行う。

また、ICTの活用等による効果的・効率的な業務の実施を図る。 【児童虐待・DV対策等総合支援事業：213億円の内数】

○市区町村子ども家庭総合支援拠点運営事業

【補助基準額】

・基礎単価（直営1か所当たり）

小規模A型 3,769千円

小規模B型 9,623千円

小規模C型 15,980千円

中規模型 21,350千円

大規模型 39,619千円 ※上乘せ配置単価 1人当たり 2,715千円

【実施主体】市町村 【補助率】国：1/2、市町村：1/2

・開設準備経費 7,678千円

・夜間・土日加算 運営時間に応じて加算

・嘱託弁護士・医師等配置加算 360千円

・地域活動等推進加算

研修・広報啓発活動 1か所当たり 872千円

見守り活動等 1か所当たり 13,000千円

通訳業務 1か所当たり 1,560千円

○市区町村子ども家庭総合支援拠点機能強化事業

【補助基準額】基本分単価：564千円 加算分単価 宿泊あり：1日当たり13,980円（1人） 宿泊なし：1回当たり 5,500円（1人）

【実施主体】市町村 【補助率】国：1/2、市町村：1/2

○次世代育成支援対策施設整備交付金（子ども家庭総合支援拠点）

【補助単価（令和2年度）】8,542千円（1施設あたり）

【実施主体】指定都市、児童相談所設置市、市町村 【補助率】国：1/2、指定都市・児童相談所設置市・市町村：1/2

○児童相談所等におけるICT化推進事業（再掲） ※令和2年度第3次補正予算案

【補助基準額】1か所当たり（児童相談所・一時保護所・市町村）：1,000千円

【実施主体】都道府県、市町村 【補助率】国：1/2、都道府県・市町村：1/2

※上記のほか、支援拠点の設置促進に向けたアドバイザー派遣に係る取組を虐待・思春期問題情報研修センター事業に計上。

10

② 市町村へのスーパーバイザーの配置

市町村において、児童相談所からの指導措置の委託を受けるケースなども含め、在宅での子どもの支援が適切に行われるよう、スーパーバイザーの配置に要する費用を補助する。
【児童虐待・DV対策等総合支援事業：213億円の内数】

○市町村相談体制整備事業（市町村スーパーバイズ事業）

【補助基準額】

・児童相談所設置を目指す中核市、施行時特例市、特別区 1市区当たり 2,605千円
・その他市町村 1市町村当たり 1,303千円

【実施主体】指定都市、児童相談所設置市、市町村

【補助率】国：1/2、指定都市・児童相談所設置市・市町村：1/2

(7) 関係機関間の連携強化等

① 要保護児童等に関する情報共有システムの整備【拡充】

児童虐待に関する全国統一の情報共有システムの整備を進め、児童相談所・市町村における情報共有や、転居ケース等における対応を効率的・効果的に行う取組を支援する。
【児童虐待・DV対策等総合支援事業：53億円（令和2年度第3次補正予算案）】

○虐待防止のための情報共有システム事業

【補助基準額】1自治体当たり 40,000千円（軽微な改修等は、3,000千円） 【実施主体】都道府県、市町村

【補助率】国：1/2、都道府県・市町村：1/2

※上記と併せて、全国統一システムの運用・保守経費を計上（全額国費）

② 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業（内閣府予算）

要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、要保護児童対策調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組を実施する。
【子ども・子育て支援交付金（内閣府予算）：1,673億円の内数】

③ 児童の安全確認等のための体制強化事業【拡充】

児童の安全確認等のための体制強化を図るため、児童相談所や市町村に子どもの状況確認を行うための職員を配置するための補助を拡充する。
【児童虐待・DV対策等総合支援事業：213億円の内数】

【補助基準額】

・児童相談所分 1児童相談所当たり 25,010千円《拡充※》

※警察OBを配置し、警察との連携強化を図る取組を行う場合（実施しない場合は20,008千円）

・市町村分 1市町村当たり 15,006千円《拡充※》

【実施主体】都道府県、指定都市、児童相談所設置市、市町村

【補助率】国：1/2、都道府県・指定都市・児童相談所設置市・市町村：1/2

④ 要保護児童対策地域協議会の機能強化

要保護児童対策地域協議会の調整機関の専門職が義務研修を受講する間の代替職員の配置や支援内容のアドバイス等を行う虐待対応強化支援員等の配置に要する費用を補助する。【児童虐待・DV対策等総合支援事業：213億円の内数】

○市町村相談体制整備事業（要保護児童対策地域協議会機能強化事業）

【補助基準額】

- ・代替職員 1 市町村当たり 68千円
- ・虐待対応強化支援員 1 市町村当たり 2,605千円

【実施主体】 指定都市、児童相談所設置市、市町村

【補助率】 国：1/2、指定都市・児童相談所設置市・市町村：1/2

⑤ 評価・検証委員会設置促進事業

外部有識者等による重大事例の検証、児童相談所の業務管理等に関する評価・助言等を行う「評価・検証委員会」を都道府県等に設置する。【児童虐待・DV対策等総合支援事業：213億円の内数】

【補助基準額】 1 自治体当たり 934千円

【実施主体】 都道府県、指定都市、児童相談所設置市、市町村

【補助率】 国：1/2、都道府県・指定都市・児童相談所設置市・市町村：1/2

⑥ 官・民連携強化事業【拡充】（再掲）

官・民連携による効率的な運営を図るため、保護者指導を行う民間団体育成のためのアドバイザー派遣・実地訓練等に係る費用の補助等を行うとともに、児童相談所が行う児童福祉施設等への指導委託について、必要となる費用を支援するため、事業を拡充する。【児童虐待・DV対策等総合支援事業：213億円の内数】

【補助基準額】

- ①民間団体委託推進事業 1 自治体当たり：3,202千円
- ②民間団体活動推進事業 1 自治体当たり：1,140千円
- ③民間団体育成事業 1 自治体当たり：1,253千円
- ④指導委託促進事業 1 件当たり：82,490円（月額）《新規》

【実施主体】 都道府県、指定都市、児童相談所設置市

【補助率】 国：1/2、都道府県・指定都市・児童相談所設置市：1/2

3. 虐待を受けた子どもなどへの支援

平成28年改正児童福祉法の理念のもと、子どもの最善の利益の実現に向け、家庭養育の推進に向けた支援の拡充、児童養護施設等の小規模かつ地域分散化の更なる推進、施設退所後の自立支援の強化を図る。

(1) 里親の開拓及び里親支援の拡充

① 里親養育包括支援（フォスタリング）事業【拡充】

「概ね5年以内に3歳未満児の里親等委託率75%以上」等の目標の実現に向けて、里親養育包括支援（フォスタリング）事業の拡充を図る。
 【児童虐待・DV対策等総合支援事業：213億円の内数】

- 令和6年度末までの期間に限り、目標の達成に向けて意欲的に取り組む自治体に対する補助率の向上（1/2→2/3）
- 目標の達成に向けて意欲的に取り組む自治体が行う先駆的な取組を支援し、効果的な取組事例を横展開できるように、提案型補助事業を創設
- 市町村と連携して里親等委託推進のための取組を行うため、フォスタリング機関に対して市町村との連絡調整に必要な費用を支援
- 障害児やその養育者への支援に関して専門的なノウハウを有する児童発達支援センター・障害児入所施設等と連携し、障害児の養育を行う里親等を訪問して必要な支援を行うなど、障害児養育に係る里親等の負担軽減に向けた支援体制の構築に向けたモデル事業を創設

➢ フォスタリング機関に進学・就職等の自立支援や退所後のアフターケアを担う自立支援担当職員を配置し、委託解除前から自立に向けた支援を行う事業を創設

【補助基準額】

① 統括責任者加算	1 か所当たり	5,875千円	⑥ 里親訪問等支援事業	1 か所当たり	9,803千円
② 市町村連携加算	1 か所当たり	5,700千円《新規》	里親等委託児童数		
③ 里親リクルート事業	1 自治体当たり	1,938千円	20人以上40人未満	1 か所当たり	2,337千円加算
都道府県等が実施する場合	1 か所当たり	1,292千円	40人以上60人未満	1 か所当たり	4,304千円加算
委託して実施する場合	1 か所当たり	5,745千円加算	60人以上80人未満	1 か所当たり	7,769千円加算
里親リクルーター配置加算	1 か所当たり		80人以上	1 か所当たり	10,486千円加算
新規里親登録件数			心理訪問支援員配置加算（常勤）	1 か所当たり	5,106千円加算
15件以上25件未満	1 か所当たり	1,305千円加算	心理訪問支援員配置加算（非常勤）	1 か所当たり	1,552千円加算
25件以上35件未満	1 か所当たり	1,860千円加算	面会交流支援加算	1 か所当たり	2,195千円加算
35件以上	1 か所当たり	2,415千円加算	夜間・土日相談対応強化加算		
④ 里親研修・トレーニング等事業			24時間365日の相談支援体制を整備する場合	1 か所当たり	6,092千円加算
都道府県等が実施する場合	1 自治体当たり	7,759千円	上記以外	1 か所当たり	2,880千円加算
委託して実施する場合	1 か所当たり	5,173千円	⑦ 里親等委託児童自立支援事業《新規》		
里親トレーニング配置加算（常勤）	1 か所当たり	5,439千円加算	アフターケア対象者10人以上かつ支援回数120回以上の場合	1 か所当たり	2,906千円
里親トレーニング配置加算（非常勤）	1 か所当たり	2,604千円加算	アフターケア対象者20人以上かつ支援回数240回以上の場合	1 か所当たり	5,812千円
研修代替要員費	1 人当たり	38千円	⑧ 共働き家庭里親委託促進事業	1 自治体当たり	3,749千円
⑤ 里親委託推進等事業			⑨ 障害児里親等委託推進モデル事業	1 か所当たり	2,100千円《新規》
新規里親委託件数			⑩ 里親等委託推進提案型事業	1 自治体当たり	10,000千円《新規》
15件以上30件未満	1 か所当たり	1,125千円加算			
30件以上45件未満	1 か所当たり	2,880千円加算			
45件以上	1 か所当たり	3,945千円加算			

【実施主体】都道府県、指定都市、児童相談所設置市（設置予定市区を含む。）

【補助率】①～⑨の事業 国：1/2（又は2/3）、都道府県・指定都市・児童相談所設置市：1/2（又は1/3《拡充》） ⑩の事業 定額（国：10/10相当）13

【補助率高上げ要件】

令和6年度末までの「集中取組期間」において、以下の要件のいずれも満たす場合に補助率を高上げ（1/2 ⇒ 2/3）

（要件）

- (1) 「3歳未満児の里親等委託率」及び「新規登録里親数」のいずれもが対前年度比で増加見込みであること
- (2) 里親委託・施設地域分散化等加速化プラン（仮称）を策定し、当該プランにおける計画値が以下の要件のいずれかに合致していること
 - i 令和6年度末時点の3歳未満児の里親等委託率75%以上を目指す自治体
 - ii 令和6年度末時点の3歳未満児の里親等委託率が令和元年度末と比較して3倍以上の増加を目指す自治体
- (3) 加速化プランにおける里親のなり手を増やすための方策として、以下の項目について、事後的に取組状況を検証可能とする具体的な取組内容を策定していること
 - i フォスタリング体制の構築
 - ii 里親リクルート
 - iii 研修・トレーニング
 - iv マッチング
 - v 委託後の相談支援

② 施設と連携した里親養育への支援の拡充【拡充】

施設の専門性・ノウハウを活用し、施設と連携した里親養育への支援体制を強化するため、児童入所施設措置費を改善する。

- 里親委託の推進に向けて意欲的に取り組む自治体において、施設と連携した里親養育への支援体制を強化するため、里親養育への支援に積極的に取り組む乳児院・児童養護施設に対して、里親支援専門相談員を追加で配置する。
- 施設の専門性・ノウハウを活用し、里親やファミリーホーム等への巡回支援を行う児童養護施設等に対して、心理療法担当職員を追加で配置する。
- ファミリーホームの養育者の負担軽減を図り、家庭養育優先原則に基づく取組を推進するため、補助者を配置するための補助を拡充するとともに、児童養護施設等における一時的な休息のための援助（レスパイト・ケア）の対象にファミリーホームを追加する。

【里親委託費・児童入所施設措置費等：1,356億円の内数】

③ 里親への委託前養育等支援事業

子どもと里親の交流や関係調整を十分に行った上で里親委託が行うことができるよう、この間の一般生活費や施設等へ訪問するための費用等に対する補助を行う。

【補助基準額】

・生活費等支援 5,180円（日額） ・研修受講支援 3,490円（日額）

【実施主体】 都道府県、指定都市、児童相談所設置市 【補助率】 国：1/2、都道府県・指定都市・児童相談所設置市：1/2

④ 里親養育包括支援（フォスタリング）職員研修事業

包括的な里親養育支援体制の構築に向けて、児童相談所やNPO法人等の民間機関、乳児院・児童養護施設、里親会等の職員を対象とした研修事業を実施し、フォスタリング業務を担う職員の人材育成を進める。

【里親養育包括支援（フォスタリング）職員研修事業：33百万円】

【実施主体】 法人（公募により選定） 【補助率】 定額（国：10/10相当）

⑤ 里親制度・特別養子縁組制度の普及促進【拡充】

里親制度の普及促進のため、里親制度や特別養子縁組制度に関して様々な広告媒体を活用した広報啓発を行うことにより、制度に対する社会的認知度を高めその推進を図るよう、補助を拡充する。

【里親制度等広報啓発事業：2.1億円】

【実施主体】 法人（公募により選定） 【補助率】 定額（国：10/10相当）

⑥ 児童養護施設等体制強化事業【拡充】

ファミリーホームの養育者の負担軽減を図り、家庭養育優先原則に基づく取組を推進するため、新たにファミリーホームに補助者を配置するための費用を補助する。
【児童虐待・DV対策等総合支援事業：213億円の内数】

【補助基準額】

- ・指導員等を目指す者の配置 1人当たり 4,080千円
- ・補助職員の配置 1か所当たり 4,080千円
- ・ファミリーホームへの補助職員の配置 1か所当たり 4,080千円《新規》

【実施主体】 都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市、市及び福祉事務所設置町村

【補助率】 国：1/2、都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市：1/2

国：1/2、都道府県：1/4、市・福祉事務所設置町村：1/4（市及び福祉事務所設置町村が実施する場合）

(2) 特別養子縁組制度等の利用促進

① 養子縁組民間あっせん機関助成事業【拡充】

子どもの出自を知る権利に関する支援等にモデル的に取り組む民間あっせん機関に対する支援の拡充や、養親希望者の手数料負担の更なる軽減を実施するなど、特別養子縁組の取組を推進する。
【児童虐待・DV対策等総合支援事業：213億円の内数】

【補助基準額】

- ① 養子縁組民間あっせん機関基本助成事業
 - ・養子縁組民間あっせん機関等職員研修参加促進事業
 - ・第三者評価受審促進事業
- ② 養子縁組民間あっせん機関支援体制構築等モデル事業
 - ・養親希望者等支援モデル事業
 - ・障害児等支援モデル事業
 - ・心理療法定当職員配置による相談支援体制構築モデル事業
 - ・特定妊婦への支援体制構築モデル事業
 - ・高年齢児等のための支援体制構築モデル事業
 - ・資質向上モデル事業
 - ・子どもを出自を知る権利に関する支援体制整備モデル事業
- ③ 養親希望者手数料負担軽減事業

【実施主体】 都道府県、指定都市、児童相談所設置市

【補助率】 国：1/2、都道府県・指定都市・児童相談所設置市：1/2

受講者1人当たり	54千円
1か所当たり	321千円《拡充》
1か所当たり	4,583千円
1か所当たり	3,070千円
1か所当たり	6,179千円
1か所当たり	6,344千円
1か所当たり	3,354千円
1か所当たり	1,100千円
1か所当たり	6,179千円
1人当たり	上限400千円《拡充》

② 養子縁組民間あっせん機関職員研修事業

特別養子縁組等に係る民間あっせん機関において養子縁組あっせんの業務に従事する者には、実父母と養子縁組希望者の事情を考慮し、児童の最善の利益を見通す専門性が求められることから、民間あっせん機関の職員等が受講する研修事業を実施する。

【養子縁組民間あっせん機関職員研修事業：20百万円】

【実施主体】 法人（公募により選定）

【補助率】 定額（国：10/10相当）

(3) 児童養護施設等の小規模かつ地域分散化等

① 児童養護施設等における小規模かつ地域分散化の推進【拡充・一部新規】

児童養護施設等の小規模かつ地域分散化の推進に向けて、以下の拡充を図る。

- 令和6年度末までの期間に限り、意欲的に取り組む自治体・施設を支援するため、小規模かつ地域分散化された施設を整備する際の施設整備費等の補助率の嵩上げ(1/2→2/3)を行うとともに、定期借地権契約により土地を確保し、自己所有物件を整備する場合には必要となる権利金や前払地代などの一時金の一部を補助する。また、都道府県等による整備候補地の確保に向けた取組等を支援するため、児童養護施設等民有地マッチング事業を創設する。
- 都市部等における取組を促進するため、地域小規模児童養護施設及び分園型小規模グループケアの定員の下限を4人(現行6人)まで引き下げる。
- 本体施設の基幹職員が地域小規模児童養護施設等のバックアップ活動に専任できよう、基幹職員の代替職員に係る人件費等の加算を創設する。

【里親委託費・児童入所施設措置費等：1,356億円の内数】

【次世代育成支援対策施設整備交付金：64億円の内数】

【児童虐待・DV対策等総合支援事業：213億円の内数】

○次世代育成支援対策施設整備交付金

①令和6年度末までの「集中取組期間」において、以下の要件のいずれも満たす施設の整備計画に対して補助率を嵩上げ(1/2→2/3)《拡充》(要件)

- i 概ね10年程度で小規模かつ地域分散化を図るための整備方針(計画)を策定していること
- ii 地域分散化された施設の定員を増加させる整備計画であること
- iii 概ね10年程度でケアニーズが非常に高い子どもたちの養育のため集合する生活単位を除き、全て小規模かつ地域分散化させる整備計画を策定すること

②定期借地権設定のための一時金加算の創設《新規》
定期借地権契約により土地を確保し、自己所有物件を整備する場合に必要な権利金や前払地代などの一時金の一部を補助(補助額の算定方法)

路線価に基づき相続税における評価額の算出方法により算出された額(※)の2分の1×補助率

(※)路線価が定められていない地域においては固定資産税評価額に国税局長が定める倍率を乗じた額

○児童養護施設等の生活上のための環境改善事業

【補助基準額】※1か所当たり

・児童養護施設等の環境改善事業：8,000千円

※里親、児童家庭支援センター及び母子家庭等就業・自立支援センターは1,000千円

※児童家庭支援センター開設支援事業は3,000千円

※地域小規模児童養護施設及び本体敷地外の分園で原状復帰が必要となる場合も補助対象

・地域子育て支援拠点の環境改善事業：8,000千円

・児童相談所及び一時保護所の環境改善事業：8,000千円

・地域小規模児童養護施設及び本体敷地外の分園を賃借物件を活用し設置する際の改修期間中の賃借料：10,000千円

【実施主体】都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市、市町村 ※事業により一部異なる

【補助率】国：1/2(又は2/3※《拡充》)、都道府県：指定都市・中核市・児童相談所設置市：1/2(又は1/3※《拡充》)

国：1/2(又は2/3※《拡充》)、都道府県：1/4(又は1/6※《拡充》)、市・福祉事務所設置町村：1/4(又は1/6※《拡充》)

※補助率嵩上げの要件は次世代育成支援対策施設整備交付金と同様

【運用改善】空き屋等を改修して小規模かつ地域分散化された児童養護施設等を設置する場合、1施設1回限りとしている改修費等の制限を撤廃

○児童養護施設等民有地マッチング事業《新規》

【補助基準額】

- ・土地等所有者と法人等のマッチング支援 1 自治体当たり：5,900千円
 - ・整備候補地等の確保支援 1 自治体当たり：4,500千円
 - ・地域連携コーディネーターの配置支援 1 自治体当たり：4,400千円
- 【実施主体】 都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市、市及び福祉事務所設置市町村
- 【補助率】 1/2

② 里親養育への支援の拡充など施設における地域支援機能の強化【拡充】（一部再掲）

里親養育への支援の拡充など施設における地域支援機能を強化するため、以下の拡充を図る。

- 里親委託の推進に向けて意欲的に取り組む自治体において、施設と連携した里親養育への支援体制を強化するため、里親養育への支援に積極的に取り組む乳児院・児童養護施設に対して、里親支援専門相談員を追加で配置する。
- 施設の専門性・ノウハウを活用し、里親やファミリーホーム等への巡回支援を行う児童養護施設等に対して、心理療法担当職員を追加で配置する。
- 市町村等と連携し、地域における要支援家庭等を一時的に入所又は通所させて支援を行う親子支援事業（施設機能強化推進費加算）を創設する。
- 乳児院等の地域支援の取組を推進するため、地域の要支援家庭等への訪問支援等を行う施設に対して、家庭支援専門相談員加算の加算要件（定員30名以上の施設のみ配置可能）を緩和する。

【里親委託費・児童入所施設措置費等：1,356億円の内数】

③ 乳児院等多機能化推進事業（一部再掲）

乳児院等における育児指導機能の強化、医療機関との連携強化や特定妊婦等への支援を行うなど、多機能化等に向けた取組を推進する。

【児童虐待・DV対策等総合支援事業：213億円の内数】

【補助基準額】

- ① 育児指導機能強化事業 1 か所当たり 4,993千円
 - ② 医療機関等連携強化事業
 - ・連絡調整を担う職員 1 か所当たり 1,927千円
 - ・連絡調整を担う職員が看護職員であって、直接支援も実施する場合
 - 医療的ケアが必要な児童が1人から5人以下の場合 1 か所当たり 2,129千円
 - 医療的ケアが必要な児童が6人以上9人以下の場合 1 か所当たり 5,084千円
 - 医療的ケアが必要な児童が10人以上の場合 1 か所当たり 6,357千円
 - ③ 産前・産後母子支援事業
 - ・支援コーディネーターの配置等 1 か所当たり 7,241千円
 - ・看護師の配置等 1 か所当たり 5,090千円
 - 補助職員を配置する場合
 - ・改修費・備品費等 1 か所当たり 1,125千円加算
 - ・賃借料 1 か所当たり 8,000千円
 - ・一般生活費 1 か所当たり 10,000千円
- 1人当たり 1,706円（日額）

【実施主体】 都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市、市及び福祉事務所設置町村

【補助率】 国：1/2、都道府県：指定都市・中核市・児童相談所設置市：1/2

国：1/2、都道府県：1/4、市・福祉事務所設置町村：1/4（市及び福祉事務所設置町村が実施する場合）

④ 児童家庭支援センター運営等事業

虐待や非行等、子どもの福祉に関する問題につき、子ども、ひとり親家庭その他からの相談に応じ、必要な助言を行う、また、児童相談所からの委託を受け、施設入所までは要しないが要保護性があり、継続的な指導が必要な子ども及びその家庭についての指導を行う児童家庭支援センターの運営等に係る費用を補助する。【児童虐待・DV対策等総合支援事業：213億円の内数】

【補助基準額】

①児童家庭支援センター運営事業	1か所当たり	11,796千円
事務費	1か所当たり	7,854千円
非常勤心理職配置の場合	1か所当たり	353千円～6,615千円
事業費	1か所当たり	400千円
初度調弁費	1か所当たり	1,069千円
②児童養護施設退所児童等に対する自立促進事業	1件当たり(月)	108千円
③指導委託促進事業		

【実施主体】 都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市

【補助率】 国：1/2、都道府県・指定都市・児童相談所設置市：1/2

⑤ 児童養護施設等体制強化事業（再掲）

児童養護施設等の職員の離職防止や新規職員の確保等の人材確保のため、また、施設内における暴力、性暴力等への対応、外国人の子どもへの対応や夜勤業務への対応などのため、補助者を配置するための費用を補助する。【児童虐待・DV対策等総合支援事業：213億円の内数】

⑥ 児童養護施設等の職員の資質向上のための研修等事業

児童養護施設等が高機能化及び多機能化・機能転換、小規模かつ地域分散化を進めるうえで、必要な人材を育成するための研修を開催するための費用など、児童養護施設等の職員向けの研修にかかる費用を補助する。【児童虐待・DV対策等総合支援事業：213億円の内数】

【補助基準額】

①短期研修	宿泊あり	1人当たり	133,000円
	宿泊なし	1人当たり	73,000円
②長期研修	送り出し施設	1人当たり	1,052,000円
	受入施設（他施設職員受入）	1人当たり	216,000円
	調整機関連事務費	1自治体当たり	2,992,000円
	受入施設（実習生受入）	実習1回当たり	86,200円
	受入施設（実習生等就職促進）	1日当たり	3,760円
③研修開催費		1自治体当たり（各施設種別単位）	2,541,000円

【実施主体】 都道府県、指定都市、児童相談所設置市

【補助率】 国：1/2、都道府県・指定都市・児童相談所設置市：1/2

⑦ 医療機関との連携体制の強化等【拡充】

施設における医療機関との連携体制を強化するため、嘱託医手当の拡充を行うほか、予防接種費用の対象を拡大する。

【里親委託費・児童入所施設措置費等：1,356億円の内数】

⑧ 児童養護施設等における業務負担軽減等のためのICT化推進事業【新規】

児童養護施設等の職員の業務において負担となっている書類作成等の業務等について、タブレット端末の活用による子どもの情報の共有やペーパーレス化等、施設のICT化の推進に資する機器等の整備に要する費用を補助する。

【児童虐待・DV対策等総合支援事業：4.1億円の内数（令和2年度第3次補正予算案）】

【補助基準額】1か所当たり：1,000千円

【実施主体】都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市、市及び福祉事務所設置町村 【補助率】国：1/2、都道府県等：1/2

(4) 自立に向けた支援の強化

① 社会的養護自立支援事業等の充実【拡充】

子どもの自立に向けた継続的・包括的な支援体制の構築に向け、民間団体等が児童養護施設等に赴き、入所児童に対する相談支援が実施できるような補助を拡充するほか、メンタルケア等、医療的な支援が必要な者が適切に医療を受けられるよう、医療機関等との連携に必要な経費の補助を創設する。また、民間アパート等を借り上げて、一定期間、一人暮らしを体験するための補助や、退所者の法律相談に対応するための補助を創設する。

身元保証人の対象範囲を拡大し、退所者支援を行う民間団体等を追加するとともに、同一の保証人から複数の保証を受けられるよう運用改善を行うとともに、入院時の身元保証に対する補助を行う。 【児童虐待・DV対策等総合支援事業：213億円の内数】

○社会的養護自立支援事業等

【補助基準額】

①社会的養護自立支援事業

- ・ 支援コーディネーター一配置
- ・ 居住費支援
- ・ 生活費支援
- ・ 生活相談支援
- ・ 就労相談支援
- ・ 学習費支援
- ・ 特別育成費

- 1か所当たり：6,232千円
- 1人当たり月額：90千円（里親）、397千円（児童養護施設）等
- 1人当たり月額：51,870円（就学・就労をしていない者）、11,310円（就学している者）等
- 1か所当たり：10,212千円（常勤2名以上配置）、6,981千円（左記以外）
- 1か所当たり：4,704千円（対象者が気軽に集まれる場を常設する場合）、2,166千円（左記以外）《拡充》
- 1チーム当たり：5,739千円

- 基本額
- 資格取得等特別加算
- 一般分
- 自立生活支度費 一般分
- 大学進学等
- 医療連携支援
- 退所後生活体験支援
- 法律相談支援

- 1人当たり：24,420円
- 1人当たり：57,610円
- 1人当たり：82,760円
- 1人当たり：82,760円
- 1か所当たり：5,900千円《新規》
- 1人当たり：53,700円《新規》
- 1か所当たり：3,000千円《新規》

②身元保証人確保対策事業

- ・ 就職時の身元保証
- ・ 賃貸住宅等の賃借時の連帯保証
- ・ 大学・高等学校等入学時の身元保証
- ・ 入院時の身元保証

- 年間保険料：10,560円
- 年間保険料：19,152円
- 年間保険料：10,560円
- 年間保険料：2,400円《新規》

【実施主体】①都道府県、指定都市、児童相談所設置市

②都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市、市及び福祉事務所設置町村

【補助率】国：1/2、都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市：1/2

国：1/2、都道府県：1/4、市・福祉事務所設置町村：1/4（市及び福祉事務所設置町村が実施する場合）

○就学者自立生活援助事業

【補助基準額】

- ①生活費支援 1人当たり月額：11,310円
- ②特別育成費 基本額 1人当たり月額：24,420円、資格取得等特別加算 1人当たり：57,610円
- ③児童用採暖費 1人当たり月額：338円
- ④就職支度費 一般分 1人当たり：82,760円、特別基準分 1人当たり：198,530円
- ⑤大学進学等自立生活支度費 一般分 1人当たり：82,760円、特別基準分 1人当たり：198,530円
- ⑥補習費 1人当たり月額：20,000円、補習費特別分 1人当たり月額：25,000円

【実施主体】都道府県、指定都市、児童相談所設置市

【補助率】国：1/2、都道府県・指定都市・児童相談所設置市：1/2

② 自立支援担当職員の配置【拡充】

児童養護施設等に、進学・就職等の自立支援や退所後のアフターケアを担う職員を配置し、退所前後の自立に向けた支援を行う。また、新たに母子生活支援施設にも退所後のアフターケアや地域の母子家庭等への支援を担う職員を配置し、母子家庭の自立に向けた支援の充実に努める。【里親委託費・児童入所施設措置費等：1,356億円の内数】

③ 社会的養護出身者ネットワーク形成事業

子ども自立に向けた継続的・包括的な支援体制の構築に向け、民間団体において、自治体職員及び社会的養護経験者等を対象とした全国大会を開催するための経費を補助する。【社会的養護出身者ネットワーク形成事業：120万円】

【実施主体】法人（公募により選定）

【補助率】定額（国：10/10相当）

④ 未成年後見人支援事業

未成年後見人の確保を図るため、未成年後見人に対する報酬や損害賠償保険料の補助を実施する。

【児童虐待・DV対策等総合支援事業：213億円の内数】

【補助基準額】

- ①未成年後見人の報酬補助事業 年額：240千円
- ②未成年後見人が加入する損害賠償保険料補助事業 未成年後見人：5,210円、被後見人：7,240円

【実施主体】都道府県、指定都市、児童相談所設置市

【補助率】国：1/2、都道府県・指定都市・児童相談所設置市：1/2

⑤ 入所児童等の円滑な自立に向けた取組の強化【拡充】

入所児童等の円滑な自立に向けた取組を強化するため、分園型自立訓練事業の対象施設を児童養護施設以外にも拡大するとともに、一人暮らし体験が可能となるよう貸物件等の賃借料も補助対象とする。【里親委託費・児童入所施設措置費等：1,356億円の内数】

⑥ 自立援助ホームの体制強化【拡充】

自立援助ホームの体制を強化し、自立に向けた取組を促進するため、管理宿直職員を配置し、指導員等の負担を軽減する。

【里親委託費・児童入所施設措置費等：1,356億円の内数】

⑦ 児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業【拡充】

児童養護施設退所者等に対する自立支援の充実を図るため、就職・進学する児童養護施設退所者等への生活費や家賃相当額等の貸付を行い、一定期間の就業継続により返還を免除する自立支援資金貸付事業について、安定的な運営を図るための貸付原資を補助する。併せて、新型コロナウイルス感染症の影響による休業等により収入が減少し、経済的に厳しい状況にある児童養護施設退所者等を支援するため、貸付金額（生活費貸付）の増額期間を延長する。

【児童虐待・DV対策等総合支援事業：3.6億円（令和2年度第3次補正予算案）】

【貸付対象者及び貸付額等】

①就職者：就職により児童養護施設等を退所した者等であって、保護者がいない又は保護者からの養育拒否等により、住居や生活費など安定した生活基盤の確保が困難又はそれが見込まれる者

[家賃貸付] 貸付額：家賃相当額（生活保護制度における当該地域の住宅扶助額を上限（東京都特別区で単身世帯の場合：約5万円））

貸付期間：2年間（3年間※）

[生活費貸付※] 貸付額：月額8万円

貸付期間：6か月間（求職期間を含む）→12か月間《拡充》

※部分は、新型コロナウイルス感染症の影響による内定取消や休業等により収入が減少し、経済的に厳しい状況にある者が対象

②進学者：大学等への進学により児童養護施設等を退所した者等であって保護者がいない又は保護者からの養育拒否等により、住居や生活費など安定した生活基盤の確保が困難又はそれが見込まれる者

[家賃貸付] 貸付額：家賃相当額（生活保護制度における当該地域の住宅扶助額を上限（東京都特別区で単身世帯の場合：約5万円））

貸付期間：正規修学年数

[生活費貸付] 貸付額：月額5万円（8万円※）

貸付期間：正規修学年数（8万円への増額期間は6か月間→12か月間《拡充》）

※部分は、新型コロナウイルス感染症の影響による内定取消や休業等により収入が減少し、経済的に厳しい状況にある者が対象

③資格取得希望者：児童養護施設等に入所中の者等であって、就職に必要な各種資格を取得することを希望する者

[資格取得貸付] 実費（上限25万円）

【返還免除の要件】5年間（③は2年間）の就業継続を満了した場合は返還免除

【実施主体】都道府県が適当と認める民間法人

【補助率】定額（国：9/10相当） ※都道府県は、貸付実績に応じて1/10相当を負担

(5) 児童養護施設等が感染症対策の徹底を図りながら業務を継続的に実施していくための支援

① 新型コロナウイルスの感染拡大防止を図る事業

児童養護施設等は、適切な感染防止対策を行った上での事業継続が求められていることから、新型コロナウイルスの感染拡大を防止する観点から、マスクの購入や消毒に必要となる経費のほか、個室化に要する改修に必要となる経費等を補助する。

- i マスク等購入費
感染経路の遮断のため、児童養護施設等で使用するマスク、消毒液等の購入等に必要な費用について補助
- ii 児童養護施設等の消毒経費
施設内で感染が広がらないよう、利用者・従事者が触れる箇所や物品等の消毒に必要な費用について補助
- iii 広報・啓発経費
施設で活動する子ども等に必要な情報が行き渡るよう、感染症予防の広報・啓発経費について補助
- iv 個室化に要する改修費等
事業継続が必要な児童養護施設等において、感染が疑われる者を分離する場合に備え、感染が疑われる者同士のスペースを空間的に分離するための個室化に要する改修費等（宿泊施設の借り上げ費用等を含む。）について補助
- v 職員が感染症対策の徹底を図りながら業務を継続的に実施していくために必要な経費
事業継続が必要な児童養護施設等において、職員が感染症対策の徹底を図りながら業務を継続的に実施していくために必要な経費（研修受講、かかり増し経費等）を補助

② 感染防止対策等のための相談・支援事業

児童養護施設の職員等が抱える感染症対策に関する不安や疑問等に対応するため、医療機関や感染症専門家等による適切な感染防止対策等に関する相談窓口の設置・派遣指導を行うほか、職員のメンタルヘルス相談窓口の設置等を支援する。

③ 一時保護所及び児童養護施設等における医療連携体制強化事業

濃厚接触者等の子どもへの対応について、医療機関への一時保護委託の連絡調整等を行うほか、一時保護所や児童養護施設等で受け入れを行う際、健康観察等の個別対応の充実や、症状が出た場合の迅速な関係機関（保健所・医療機関等）との連携を図るために看護師等の配置・派遣等を支援する。

【児童虐待・DV対策等総合支援事業：62億円（令和2年度第3次補正予算案）】

【補助基準額】

- ① 1施設等当たり：8,000千円（里親等：1,000千円）
- ② 1施設等当たり：11,860千円
- ③ 1施設等当たり：13,308千円

【実施主体】都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市、市町村

【補助率】

- ①・② 国：1/2、都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市、市町村：1/2
- ③ 定額（国：10/10相当）

※本資料における補助基準額については、予算案時点における案である。 22

令和3年度児童虐待防止対策及び社会的養育関係予算案等のポイント

「児童虐待防止対策の抜本的強化」等を踏まえた児童虐待防止対策の総合的・抜本的強化策を迅速かつ強力に推進する。

子どもの権利擁護

体罰禁止及び体罰によらない子育て等の推進

国民全体で「しつけのための体罰」を行わない子育てを推進するため、ポスターやインターネットなど、様々な広告媒体を活用した広報啓発を実施

子どもの権利擁護に係る実証モデル事業

児童相談所が関与した子どもへの意見表明を受け止め体制の構築を図るための実証モデル事業を実施

児童虐待の発生予防・早期発見

若年妊婦等への支援・女性健康支援センター事業

予期せぬ妊娠等により、身体的、精神的な悩みや不安を抱えた若年妊婦等に対してNPOがSNSを活用した相談支援等や、アウトリーチによる相談支援や緊急一時的な避難場所の宿泊支援を行うための経費を補助

産婦健康診査事業・産後ケア事業【拡充】

退院直後の母子に対して心身のケア等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制を確保する観点から、産婦健康診査事業、産後ケア事業等を推進。産後ケア事業については、法定化され、各市町村で実施が努力義務となったことを踏まえて、設置促進を図る

未就園児等全戸訪問事業

児童虐待の早期発見・早期対応を推進するため、未就園児等を対象として家庭を訪問する取組に必要な経費を補助

子育て世代包括支援センターの全国展開

妊娠から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供する子育て世代包括支援センターの設置を促進
また、地域における柔軟な実施を推進するため、市町村同士での共同実施を推進するための経費を補助

支援対象児童等見守り強化事業 ※R2第3次補正

子ども食堂や子ども宅食を運営する民間団体等と連携して地域における見守り体制を強化する「支援対象児童等見守り強化事業」について、安定的実施に向け、引き続き財政支援を実施

SNSを活用した相談支援の強化等【新規】 ※R2第3次補正

全国どこからでも相談を行うことができるSNSによる全国共通のアカウントを開設し、各児童相談所がSNSによる相談に対応する仕組みを新たに構築する。

(※)このほか、児童相談所に相談しやすい環境整備を進めるため、児童相談所相談専用ダイヤル(0570-783-189)について、無料化を行う。(児童相談所虐待対応ダイヤル「189」は令和元年12月より無料化)

児童相談所体制整備事業【拡充】

夜間・休日を問わず、児童相談所が対応する通告・相談に対して、随時直接応じられる体制整備を支援(24時間・365日体制強化事業)するとともに、児童相談所におけるSNSによる相談支援の体制整備を支援(SNS等相談事業)する事業を実施

子育て支援訪問事業

支援が必要であるにも関わらず、行政機関や地域の支援につなげられない家庭など、継続的な関わりが必要な家庭に対し、家庭訪問等を通じて、育児用品を配布を行うなど保護者が支援を受け入れやすくなる取組を支援する事業を実施

予防のための子どもの死亡検証にかかるとの体制整備

予防のための子どもの死亡検証(Child Death Review)について、制度化に向け、モデル事業として関係機関による連絡調整、子どもの死因究明に係るデータ収集及び整理、有識者等による検証並びに検証結果を踏まえた政策提言を行うための経費を補助

子ども食堂や子ども宅食を運営する民間団体等と連携して地域における見守り体制を強化する「支援対象児童等見守り強化事業」につ

児童虐待発生時の迅速・的確な対応

児童相談所等におけるICT化推進事業【新規】 ※R2第3次補正

新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図る中、①相談対応等におけるビデオ通話の活用、②関係機関との連絡調整等におけるテレビ会議の活用、③安全確認等を行う外出先でのタブレットの活用、④通信環境の整備等を支援する事業を新規計上

児童福祉司任用資格取得支援事業【新規】

児童相談所の児童福祉司について、通信課程（1年）を利用して任用資格を取得することができるため、当該課程の受講料等の補助を行う事業を新規計上

児童福祉司等採用活動支援事業【拡充】

都道府県が行う児童福祉司等の採用活動に対する支援について、児童相談所設置予定の自治体や一部事務組合が補助対象となるよう、事業を拡充

一時保護委託に対する支援の充実【拡充】

一時保護の受入体制を整備した場合に事務費が支弁される一時保護専用施設の対象施設を拡大する。

賃貸物件による一時保護専用施設改修費支援事業【拡充】

賃貸物件を改修することにより一時保護専用施設を確保する取組について、賃貸物件以外の物件の改修費用を補助対象として追加するよう、事業を拡充

官・民連携強化事業【拡充】

児童相談所が行う児童福祉施設等への指導委託について、必要となる費用を支援するため、事業を拡充

AIを活用したツールの開発促進【新規】 ※R2第3次補正

AIを活用した緊急性の判断に資する全国統一のツールの開発に向けた取組（仕様書の作成等）を実施
（※）令和2年度調査研究事業で当該ツールの概要を作成予定

研修実施体制の強化【拡充】

①研修センターが実施する研修のオンライン化の推進、②児童相談所の指導的な立場の職員に対するブロック単位での研修の実施、③他の自治体の児童相談所に職員を派遣して人材を養成する取組（派遣研修）への支援を行うため、事業を拡充
（※）虐待・思春期問題情報研修センター事業を拡充して実施

医療的機能強化事業【拡充】

医師の配置等に係る費用の支援について、補助単価の見直しを行い、各児童相談所への配置が進むよう、事業を拡充

法的対応機能強化事業

児童相談所において、常時、弁護士による助言又は指導の下で法的な対応を行うことができるよう、弁護士の配置等に係る費用を支援

次世代育成支援対策施設整備交付金

一時保護所の施設整備について、基礎単価の引上げや心理療教室を整備した場合の加算等による支援を継続
（※）このほか、一時保護所の体制強化のため、職員配置の改善（子ども4人：職員1人→子ども2人：職員1人（最大））等の支援を継続

児童福祉司等の処遇改善

精神的・肉体的負担が大きい業務の性質や専門性を有する人材の確保が求められていることから、児童相談所の児童福祉司等や、一時保護所の職員の処遇改善を支援

DV対応・児童虐待対応連携強化事業

DV被害者等が同伴する子どもの支援の充実を図るため、児童相談所において、児童相談所等の関係機関と連携する「児童虐待防止対応コーディネーター」を配置する事業を実施

児童虐待発生時の迅速・的確な対応（続き）

同伴児童学習支援事業

婦人保護施設に入所したDV被害者等が同伴する子どもについても、適切に教育を受ける体制を整備するため、学習指導員の配置や、教材や学習机等の環境整備に必要な経費を補助

同伴児童通学支援事業

DV被害者等が同伴する子どもが、婦人保護施設から小・中学校等に安心・安全に通学するために、生活支援員による通学への同行に必要な旅費等を補助

心理療法担当職員の配置

婦人相談所一時保護所及び婦人保護施設に心理療法担当職員を配置し、DV等被害者及び同伴する子どもの心理的ケアを図る

社会的養育の充実・強化

里親養育包括支援（フォスタリング）事業【拡充】

里親等委託率の目標達成に向けて意欲的に取り組む自治体に対して、補助率の嵩上げ(1/2→2/3)を行うほか、先駆的な取組を支援し、効果的な取組事例を横展開できるよう、提案型補助事業を新規計上。また、市町村との連携や障害児入所施設等との連携に必要な費用の補助を計上する。加えて、里親等の委託解除前からの自立支援に向けた取組を強化するため、フォスタリング機関に自立支援担当職員を配置するための補助を新規計上

里親への委託前養育支援事業

里親委託前の交流期間について、一般生活費や施設等へ訪問するための費用を補助を計上

里親制度等広報啓発事業【拡充】

里親制度の普及促進のため、里親制度や特別養子縁組制度に関して様々な広告媒体を活用した広報啓発を行うことにより、制度に対する社会的認知度を高めその推進を図るよう、補助を拡充

要保護児童等に関する情報共有システムの整備【拡充】

※R2第3次補正

児童虐待に関する情報共有システムの整備を進め、児童相談所・市町村における情報共有や、転居ケース等における対応を効率的・効果的に行う取組を支援

保護者指導・カウンセリング強化事業

児童相談所における保護者指導を行う体制整備等のため、①保護者指導支援員の配置、②専門機関が実施するカウンセリングやプログラム等の活用、③職員の資格取得について支援する。

児童の安全確認等のための体制強化事業【拡充】

児童相談所や市町村に子ども の状況確認を行う職員を新たに配置するための補助を拡充

里親養育への支援の拡充など施設の地域支援機能の強化【拡充】

里親養育への支援の拡充など施設における地域支援機能を強化するため、里親支援や地域の要支援家庭等への支援に積極的に取り組む児童養護施設等に対して、里親支援専門相談員や心理療法担当職員の配置支援を拡充するとともに、家庭支援専門相談員加算の加算要件（定員30名以上の施設のみ配置可能）の緩和等を行う。また、地域における要支援家庭等を一時的に入所又は通所させて支援を行う親子支援事業（施設機能強化推進費加算）を創設

児童養護施設等体制強化事業【拡充】

ファミリーホームの養育者の負担軽減を図り、家庭養育優先原則に基づく取組を推進するため、補助者を配置するための費用を補助

養子縁組民間あつせん機関助成事業【拡充】

子どもの出自を知る権利に関する支援等にモデル的に取り組む民間あつせん機関に対する支援の拡充や養親希望者の手数料負担の更なる軽減など、特別養子縁組の取組を推進

社会的養育の充実・強化（続き）

小規模かつ地域分散化に向けた整備費等の補助率高上げ等【拡充】

令和6年度末までの期間に限り、意欲的に取り組む自治体・施設を支援するため、小規模かつ地域分散化された施設を整備する際の施設整備費・改修費の補助率の高上げ（1/2→2/3）を行うとともに、定期借地権契約により土地を確保する場合に必要となる権利金や前払地代などの一時金の一部を補助

児童養護施設等民有地マッチング事業の創設【新規】

都道府県等による整備候補地の確保に向けた取組等を支援するため、児童養護施設等民有地マッチング事業を創設

小規模かつ地域分散化に向けた定員要件の緩和等【拡充】

都市部等における小規模かつ地域分散化に向けた取組を促進するため、地域小規模児童養護施設等の定員の下限を4人（現行6人）まで引き下げる（※）ほか、本体施設の基幹職員がバックアップ活動に専任できるよう、基幹職員の代替職員に係る人件費等の加算を創設 ※職員配置基準は現行と同様（最大1：1）

児童養護施設等における業務負担軽減等のためのICT化推進事業【新規】 ※R2第3次補正

児童養護施設等の職員の業務において負担となっている書類作成等の業務等について、タブレット端末の活用による子どもの情報の共有やペーパーレス化等、施設のICT化の推進に資する機器等の整備に要する費用を補助

児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業【拡充】 ※R2第3次補正

就職・進学する児童養護施設退所者等への生活費等の貸付を行い、一定期間の就業継続により返還を免除する自立支援資金貸付事業について、安定的な運営を図るための貸付原資を補助。併せて、新型コロナウイルス感染症の影響による休業等により収入が減少し、経済的に厳しい状況にある児童養護施設退所者等を支援するため、貸付金額（生活費貸付）の増額期間を延長

医療機関との連携体制の強化等【拡充】

施設における医療機関との連携体制を強化するため、嘱託医手当の拡充を行うほか、予防接種費用の対象を拡大

社会的養護自立支援事業等【拡充】

自助グループ等の民間団体等が児童養護施設等に赴き、入所児童の相談支援を行うために必要な旅費の補助や、医療機関等との連携に必要な費用の補助を計上するほか、民間アパート等を借り上げて、一定期間、一人暮らしを体験するための補助や退所者の法律相談に対応するため、弁護士等との契約に必要な費用の補助等を新規計上

施設における自立支援の取組の強化等【拡充】

入所児童等の円滑な自立に向けた取組を強化するため、分園型自立訓練事業の対象施設を自立援助ホームなど児童養護施設以外にも拡大するとともに、一人暮らし体験が可能となるよう貸物件等の賃借料を補助

また、母子生活支援施設に退所後のアフターケアや地域の母子家庭等への支援を担う職員を配置し、母子家庭の自立に向けた支援の充実を図るほか、自立援助ホームの体制を強化し、自立に向けた取組を促進するため、管理宿直職員を配置し、指導員等の負担を軽減

社会的養護出身者ネットワーク形成事業

児童養護施設等の退所者が集まり、意見交換等を行う場を提供するため、NPO法人等が社会的養護出身者を対象とした交流会等を開催するための経費の補助を計上

児童養護施設等が感染症対策の徹底を図りながら業務を継続的に実施していくための支援 ※R2第3次補正

児童養護施設等において、感染症対策を徹底しつつ、事業を継続的に実施していくため、マスク等の購入や感染が疑われる者同士のスペースを空間的に分離するための施設の個室化に要する改修費、職員が感染症対策の徹底を図りながら業務を継続的に実施していくために必要な経費等を補助するとともに、医療機関や感染症専門家等からの支援等により、児童養護施設等における感染症対応力を底上げ

家庭養育優先原則に基づく取組等の推進

- ・児童入所施設措置費等(1,356億円) ・児童虐待・DV対策等総合支援事業(213億円の内数)
- ・里親制度等広報啓発事業(2.1億円) ・次世代育成支援対策施設整備交付金(64億円の内数)
- ・社会的養護出身者ネットワーク形成事業(12百万円) など

I 包括的な里親養育支援体制の構築

- ・ ①里親のリクルート及びアセスメント、②登録前・登録後及び委託後における里親に対する研修、③子どもと里親家庭のマッチング、④里親養育への支援に至るまでの一貫した里親養育支援を総合的に実施する事業を支援

<令和3年度予算の拡充内容>

- ・ 里親等委託率の目標達成に向けて意欲的に取り組む自治体に対して、**補助率の嵩上げ(1/2→2/3)**を実施
- ・ 先駆的な取組を支援し、効果的な取組事例を横展開できるよう、**提案型補助事業を創設** (補助率国10/10)
- ・ **市町村と連携した里親支援**に取り組むため、フォスタリング機関に連携コーディネーターの配置の補助を創設
- ・ 里親委託児童の自立支援の取組を強化するため、フォスタリング機関に**自立支援担当職員**の配置の補助を創設 等

里親

III 施設の小規模かつ地域分散化の推進

- ・ 児童養護施設等の小規模かつ地域分散化の推進を図るため、施設整備を含む物件確保に向けた支援や職員体制の強化等を実施

<令和3年度予算の拡充内容>

- ・ 小規模かつ地域分散化に意欲的に取り組む自治体・施設等を支援するため、**施設整備費等の補助率の嵩上げ(1/2→2/3)**を実施するとともに、**定期借地権設定のための一時金加算を創設**
- ・ 都市部等における物件の確保等の課題に対応するため、整備候補地の確保に向けた**民有地マッチング事業を創設**するとともに、地域小規模児童養護施設等の**定員要件の緩和**を実施 (定員6人のみ→定員6～4人の範囲で設定)
- ・ 地域小規模児童養護施設等への**バックアップ機能強化**するため、本体施設の基幹職員がバックアップ活動に専任できるよう、代替職員に係る人件費等の加算を創設

自立支援

V 自立支援の充実

- ・ 里親委託や、児童養護施設等への入所措置を受けていた者について、必要に応じて18歳 (措置延長の場合は20歳) 到達後も原則22歳の年度末までの間、引き続き里親家庭や施設等に居住して必要な支援を提供する事業に要する費用を補助

<令和3年度予算の拡充内容>

- ・ 民間団体等が児童養護施設等に赴き、入所児童に対する相談支援の実施に必要な旅費を補助
- ・ メンタルケア等、医療的な支援が必要な者が適切に医療を受けられるよう、**医療機関等との連携**に必要な経費の補助を創設
- ・ 円滑な自立に向けた取組を強化するため、民間アパート等を借り上げて、一定期間、**一人暮らしを体験**する事業を創設
- ・ 施設退所者等の法律相談に対応するため、**弁護士等との契約**に必要な費用の補助を創設
- ・ 施設退所者等の**入院時の身元保証に対する支援を創設**するとともに、保証人の対象範囲の拡大等の運用改善を実施

II 特別養子縁組の推進

- ・ 民間養子縁組あわせん機関に対して、研修受講費用や第三者評価受審費用等を助成するとともに、養親希望者等の負担軽減等に向けた支援体制の構築に向けたモデル事業等を実施

<令和3年度予算の拡充内容>

- ・ **子どもの出自を知る権利に関する支援**等にモデル的に取り組む養子縁組民間あわせん機関に対する支援の実施
- ・ 養親希望者の**手数料負担の更なる軽減**を実施 (補助基準額35万円→40万円)
 - ・ 不妊治療への支援拡充と併せて、特別養子縁組制度等の普及啓発の取組を強化するため、**普及啓発事業の予算額を大幅に拡充** (予算額8,100万円→2億1,000万円)

養子縁組

IV 施設における地域支援の取組の強化

- ・ 里親養育支援や地域の要支援家庭等の支援に積極的に取り組む施設に対して、職員配置の拡充等を実施

<令和3年度予算の拡充内容>

- ・ 里親養育への支援に積極的に取り組む児童養護施設等に対して、**里親支援専門相談員の配置を拡充** (+1名)
- ・ 施設における**レスパイト・ケアの対象にファミリーホームを追加**
- ・ 施設の専門性・ノウハウを活用し、地域の里親等への巡回支援を行う児童養護施設等に対して、**心理療法定当職員の配置を拡充** (+1名)
- ・ 市町村等と連携し、**地域における要支援家庭等を一時的に入所又は通所させて支援を行う親子支援事業を創設** (施設機能強化推進費加算を拡充)
- ・ 地域の要支援家庭等への訪問支援等を行う施設に対して、**家庭支援専門相談員加算の加算要件を緩和** (現行は定員30名以上の施設のみ対象)

里親委託・施設地域分散化等加速化プラン（仮称）について

これまでの取組

- 平成28年改正児童福祉法の理念のもと、「家庭養育優先原則」を徹底し、子どもの最善の利益を実現していくため、都道府県等に対して、令和元年度末までに里親委託や児童養護施設等の小規模かつ地域分散化等の推進に向けた「都道府県社会的養育推進計画」の策定（計画期間：R2.4～R12.3）を依頼。
- 本年8月には、各都道府県から提出のあった計画について、里親等委託率の数値目標や里親推進に向けた取組等を「見える化」し、リーダーチャートにて取りまとめたうえで公表。

今後の取組方針

- ① 今後、「見える化」した結果も踏まえつつ、各都道府県等に対して、国の財政面の支援の活用も含めた更なる取組や里親等委託率の目標値の引き上げ等について個別に助言等を実施していく予定。
 - 令和2年10月～ 各都道府県等に対し、里親等委託の推進等に活用可能な予算等について説明（ブロック会議のオンライン実施）
個別助言を行うに当たっての各都道府県等への事前調査を実施（計画の記載のみでは分からない内容を把握）
先駆的な取組を行っている自治体の好事例集の作成・公表、各都道府県への個別ヒアリング等を実施。
 - 令和3年1月～ 個別ヒアリング等の結果を踏まえ取組が不十分な自治体へ訪問指導
個別指導の実施結果を踏まえた数値目標・取り組み等の最終把握、リーダーチャートの修正・公表
- ② 加えて、都道府県等の取組を強力に支援し、計画の加速化を促すため、令和6年度末（※）までの期間を「集中取組期間」として位置付け、毎年度、「里親委託・施設地域分散化等加速化プラン（仮称）の提出を求めることを予定。
（※）計画の中間年、かつ、愛着形成に最も重要な時期である3歳未満の里親等委託率の数値目標を概ね5年以内に75%以上と掲げている。
（※）プランの計画値と実績値に大幅な乖離が生じている場合、毎年度の提出時に併せて、要因分析させるとともに、対処方法を求める。
- ③ プランに基づき都道府県等の取組を促進するため、
 - i フォスタリング事業の拡充や、用地確保に向けた施設整備費等の加算の創設など、補助メニューの拡充等を図るとともに、
 - ii 集中取組期間における補助率の嵩上げ（1/2⇒2/3）を実施することにより、自治体ごとの財政面での課題や用地確保等の課題等に対応し、意欲のある自治体の取組を強力に後押しする。

令和3年度予算案における里親委託の推進に向けた支援の拡充内容

里親委託・施設地域分散化等加速化プラン（仮称）を策定し、里親委託を推進する自治体の取組を強力に支援するため、里親養育包括支援（フオスタリング）事業の補助率の嵩上げ等を行うとともに、施設と連携した里親養育への支援体制を強化する。

①補助率の嵩上げなど、里親養育包括支援（フオスタリング）事業の拡充

加速化プランに基づく里親委託に向けた取組を強力に推進するため、以下により自治体の取組を支援する。

①補助率の嵩上げ

令和6年度末までの「**集中取組期間**」において、以下の要件のいずれも満たす場合に**補助率を嵩上げ（1/2 ⇒ 2/3）**

（要件）

(1) 「3歳未満児の里親等委託率」及び「新規登録里親数」のいずれもが対前年度比で増加見込みであること
(2) 加速化プランにおける計画値が以下の要件のいずれかに合致していること

i 令和6年度末時点の3歳未満児の里親等委託率75%以上を目指す自治体

ii 令和6年度末時点の3歳未満児の里親等委託率が令和元年度末と比較して3倍以上の増加を目指す自治体

(3) 加速化プランにおける里親のなり手を増やすための方策として、以下の項目について、事後的に取組状況を検証可能とする具体的な取組内容を策定していること

i フオスタリング体制の構築 ii 里親リクルート iii 研修・トレーニング iv マッチング v 委託後の相談支援

②提案型補助事業の創設（里親等委託推進提案型事業《新規》）

意欲的に取り組む自治体が行う先駆的な取組を支援し、効果的な取組事例を横展開できるよう、**提案型補助事業を創設**（定額（国10/10相当））

③市町村と連携した里親制度の普及促進等（市町村連携加算《新規》）

市町村との連絡調整に必要な連携コーディネーターの配置等の支援を行い、**市町村と連携した里親制度の普及促進や新規里親の開拓等を推進**

④障害児養育に係る里親等の負担軽減（障害児里親等委託推進モデル事業《新規》）

障害児やその養育者への支援に関して専門的なノウハウを有する児童発達支援センター・障害児入所施設等と連携し、障害児の養育を行う里親等を訪問して必要な支援を行うなど、**障害児養育に係る里親等の負担軽減に向けた支援体制の構築に向けたモデル事業を創設**

⑤自立支援担当職員の配置（里親等委託児童自立支援事業《新規》）

進学・就職等の自立支援や退所後のアフターケアを担う**自立支援担当職員を配置し、委託解除前から自立に向けた支援を行う事業を創設**

②施設と連携した里親養育への支援体制の強化

施設の専門性・ノウハウを活用し、施設と連携した里親養育への支援体制を強化するため、児童入所施設措置費を改善する。

①里親養育への支援の拡充

里親委託の推進に向けて意欲的に取り組む自治体において、施設と連携した里親養育への支援体制を強化するため、**里親養育への支援に積極的に取り組む乳児院・児童養護施設に対して、里親支援専門相談員を追加で配置**

②里親等への巡回支援の実施

施設の専門性・ノウハウを活用し、里親やファミリーホーム等への**巡回支援を行う児童養護施設等に対して、心理療法担当職員を追加で配置**

③ファミリーホームの養育負担の軽減

ファミリーホームの養育負担を軽減するため、児童養護施設等における**一時的な休息のための援助（レスパイト・ケア）の対象にファミリーホームを追加**

※その他、国の実施する里親制度の普及促進の推進に向けた広報啓発費用について、大幅に拡充する。

令和3年度予算案における児童養護施設等の小規模かつ地域分散化の推進に向けた支援の拡充内容

里親委託・施設地域分散化等加速化プラン（仮称）を策定し、児童養護施設等の小規模かつ地域分散化等を推進する自治体の取組を強力に支援するため、施設整備費等の補助率の嵩上げ等を行う。また、都市部等における物件の確保等の課題に対応するため、児童養護施設等民有地マッチング事業を創設し、都道府県等による整備候補地の確保に向けた取組を支援するとともに、地域小規模児童養護施設等の定員要件の緩和等を行う。

①施設整備費・改修費等の補助率の嵩上げ等

加速化プランに基づく小規模かつ地域分散化された児童養護施設等の整備を強力に推進するため、以下により自治体・施設の取組を支援する。

①施設整備費及び改修費の補助率の嵩上げ（次世代育成支援対策施設整備交付金、児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業）

令和6年度末までの「集中取組期間」において、以下の要件のいずれも満たす施設の整備計画に対して補助率を嵩上げ（1/2 ⇒ 2/3）

（要件）

- i 概ね10年程度で小規模かつ地域分散化を図るための整備方針（計画）を策定していること
- ii 地域分散化された施設の定員を増加させる整備計画であること
- iii 概ね10年程度でケアニーズが非常に高い子どもたちの養育のため集合する生活単位を除き、全て小規模かつ地域分散化させる整備計画を策定すること

②定期借地権設定のための一時金加算の創設（次世代育成支援対策施設整備交付金）

定期借地権契約により土地を確保し、自己所有物件を整備する場合には必要となる権利金や前払地代などの一時金の一部を補助

（補助額の算定方法）

路線価に基づき相続税における評価額の算出方法により算出された額（※）の2分の1×補助率

（※）路線価が定められていない地域においては固定資産税評価額に国税局長が定める倍率を乗じた額

③改修費等の補助回数制限の撤廃（児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業）

空き屋等を改修して小規模かつ地域分散化された児童養護施設等を設置する場合、1施設1回限りとしている改修費等の制限を撤廃

②児童養護施設等民有地マッチング事業の創設

都道府県等における整備候補地の確保等に向けた取組を支援することにより、小規模かつ地域分散化された児童養護施設等の整備を促進する。

①土地等所有者と法人等のマッチング支援

土地等所有者と法人のマッチングを行うため、地権者から整備候補地の公募・選考等を行うとともに、当該候補地での施設整備を希望する法人の公募・選考等を行う。

②整備候補地等の確保支援

地域の不動産事業者等を含めた協議会の設置や担当職員の配置等、整備候補地の積極的な掘り起こしを行う。

③地域連携コーデイネーターの配置支援

施設の設置等に向けた地域住民との調整など、施設の設置を推進するためのコーデイネーターを配置する。

【実施主体】 都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市、市及び福祉事務所設置市町村

【補助基準額】 ①1自治体当たり：5,900千円
②1自治体当たり：4,500千円
③1自治体当たり：4,400千円

【補助率】 1/2

③定員要件の緩和等

小規模かつ地域分散化に向けた課題等に対応するため、児童入所施設措置費を改善し、地域小規模児童養護施設等の定員要件の緩和や、地域小規模児童養護施設等へのバックアップ機能を強化する。

①地域小規模児童養護施設及び分園型小規模グループケアの定員要件の緩和

都市部等における小規模かつ地域分散化に向けた取組を促進するため、地域小規模児童養護施設及び分園型小規模グループケアの定員の下限を4人（現行6人）まで引き下げ
※職員配置基準は現行と同様（最大1：1）

②地域小規模児童養護施設等へのバックアップ機能の強化

小規模かつ地域分散化に向けた取組を促進するため、基幹職員を地域小規模児童養護施設等のバックアップ活動に専任させることができるよう、代替職員に係る人件費等の加算を創設。

1. 事業内容

【令和3年度予算案】213億円の内数（児童虐待・DV対策等総合支援事業）

乳児院や児童養護施設等の高機能化及び多機能化・機能転換等を図るため、育児指導機能の強化や医療機関との連携強化、特定妊婦等への支援体制の強化等に係る事業の実施に要する費用を補助。

①育児指導機能強化事業

乳児院等における保護者等への支援のため、施設に育児指導を行う者を配置し、子どもの発達段階に応じた子育て方法を一緒に行いながら伝えること等により、親子関係の強化や親子関係再構築のための育児指導機能の充実を図る。

②医療機関等連携強化事業

乳児院等における医療機関との連携強化を図るため、医療機関との連絡調整等を担う職員を配置することにより、医療的ケアが必要な児童等の円滑な受入を促進する。

③産前・産後母子支援事業

妊娠前から、出産後の養育への支援が必要な妊婦等への支援体制を強化するため、乳児院や母子生活支援施設、産科医療機関等にコーディネーターや看護師を配置し、妊娠期から出産後までの継続した支援を提供する。

- ・ コーディネーターによる相談支援、支援計画の策定、関係機関との連絡調整等
- ・ 看護師による専門性を活かした自立に向けた支援等
- ・ 特定妊婦等を受け入れた場合の生活費や居場所づくりに係る賃借料の支援

2. 実施主体

都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市・市及び福祉事務所設置町村

3. 補助率

国：1／2、都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市：1／2

国：1／2、都道府県：1／4、市及び福祉事務所設置町村：1／4（市及び福祉事務所設置町村が実施する場合）

4. 補助基準額

①育児指導機能強化事業

4,993千円	③産前・産後母子支援事業		
	i 支援コーディネーターの配置等	1 か所当たり	7,241千円
	ii 看護師の配置等	1 か所当たり	5,090千円
	iii 補助職員を配置する場合	1 か所当たり	1,125千円加算
	iv 改修費・備品費等	1 か所当たり	8,000千円
	v 賃借料	1 か所当たり	10,000千円
	一般生活費	1 人当たり日額	1,706円

②医療機関等連携強化事業

- i 連絡調整を担う職員
- ii 連絡調整を担う職員が看護職員が看護職員も実施する場合
1,927千円
- ア 医療的ケアが必要な児童が1人から5人以下の場合 2,129千円
- イ 医療的ケアが必要な児童が6人以上9人以下の場合 5,084千円
- ウ 医療的ケアが必要な児童が10人以上の場合 6,357千円

産前・産後母子支援事業の実施イメージ

事業目的

特定妊婦等へ支援体制を強化するため、母子生活支援施設や産科医療機関等にコーディネーターや看護師を配置し、妊娠期から出産後までの継続した支援を実施。

- ・ コーディネーターによる相談支援、支援計画の策定、関係機関との連絡調整等
- ・ 看護師による専門性を活かした自立に向けた支援等

事業イメージ（医療機関で実施する場合）



特定妊婦等

<連携機関>

- ・ 児童相談所
- ・ 市役所
- ・ 乳児院
- ・ 母子生活支援施設
- ・ 法テラス
 - ※ 法的事案の相談支援
- ・ 保育園
 - ※ 保育及び乳幼児の養育相談等

(妊娠期)

<医療機関等（産前・産後母子支援事業）>

- **コーディネーターを配置し、相談窓口の設置**
 - ・ 電話、メール、通所等による相談支援の実施
 - ・ 支援計画の作成
 - ・ 必要な支援の検討、支援を受けられるよう調整 等
- **看護師による専門的な支援**
 - ・ 一時保護委託を受けることで緊急的な住まいを提供
 - ・ 日常生活上の援助 等

- ・ 満床等の理由により、医療機関等で受入れができない場合に、近隣の空き住宅等を確保するため賃貸料を補助
- ・ 特定妊婦については、就労も困難であり、経済的支援を必要とする場合が多いため、受入れ日数に応じて一般生活費を補助

(出産後、母親による養育が可能な場合)

<在宅支援>

- ・ 引き続き、産前・産後母子支援事業による相談支援や、ショートステイ事業、養育支援訪問事業などにより、母親による養育を支援

(出産後、母親による養育が困難な場合)

<児童福祉施設等への入所>

- ・ 親による養育が困難な場合、里親委託やファミリーホーム等へ入所
- ・ 母子生活支援施設への入所

支援対象児童等見守り強化事業

令和2年度第3次補正予算案：3.6億円（児童虐待・DV対策等総合支援事業）

目的

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、子どもの見守り機会が減少し、児童虐待のリスクが高まっていることから、市町村の要保護児童対策地域協議会が中核となって、子ども食堂や子どもに対する宅食等の支援を行う民間団体等も含めた様々な地域ネットワークを総動員し、支援ニーズの高い子ども等を見守り、必要な支援につなげることができると期待される体制の強化を推進する必要がある。また、未就園児は、地域の目が届きにくく、子どもの状況を把握することが困難な場合もあることから、母子保健施策等の必要な支援につなげるための取組を強化する必要がある。
- そのため、要保護児童対策地域協議会の支援対象児童等として登録されている子ども等の居宅を訪問するなどし、状況の把握や食事の提供、学習・生活指導支援等を通じた子どもの見守り体制を強化する「支援対象児童等見守り強化事業」について、安定的実施に向けて、引き続き財政支援を行う。

補助基準額

1か所当たり：9,723千円

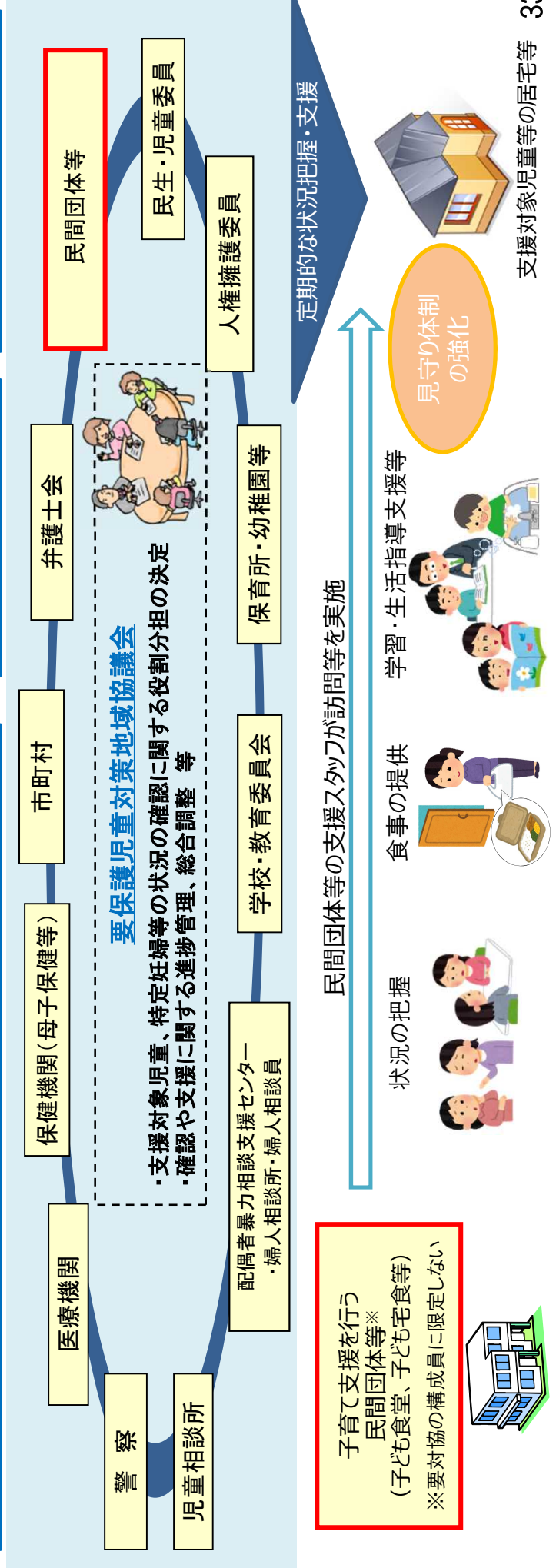
※民間団体等の支援スタッフの人員費、訪問経費など事業実施に係る経費

補助率

国：10/10（定額）

実施主体

市町村（特別区含む）



児童の安全確認等のための体制強化事業

令和3年度予算案 213億円の内数
(児童虐待・DV対策等総合支援事業)

1. 趣旨

- 年々増加する児童虐待の相対対応に加え、新型コロナウイルス感染症の影響により、生活環境が変化していることに鑑み、令和3年度においても、令和2年度第二次補正予算で計上した取組を引き続き継続し、児童相談所及び市町村が子どもたちの状況確認を行うための体制の強化を図る。

2. 事業内容

- 支援対象児童等について、電話・訪問等により状況確認を適切に行うことができる体制の確保を図るため、児童相談所や市町村に状況確認を行う職員を新たに配置するための補助の拡充を行う。

3. 補助の枠組み

【実施主体】 都道府県・市町村

【基準額】 1 児童相談所（1 自治体）当たり 5,002千円

〈拡充内容〉

1 児童相談所当たり 20,008千円（4 名分） → 25,010千円（5 名分※）

※警察OBを配置し、警察との連携強化を図る取組を行う場合（実施しない場合は20,008千円）

1 自治体当たり 10,004千円（2 名分） → 15,006千円（3 名分）

【補助率】 1/2

未就園児等全戸訪問事業

令和3年度予算案 213億円の内数
(児童虐待・DV対策等総合支援事業)

【目的】 「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」に基づき、地域とつながりのない未就園（保育所、幼稚園、認定こども園等へ入所・入園等をしていない）の子どもを対象として家庭を訪問する取組を実施しているが、令和2年1月に千葉県市原市で発生した生後10ヶ月女児の死亡事案や同年6月に東京都大田区で発生した3歳女児の死亡事案等を踏まえ、児童虐待の早期発見・早期対応を推進するため、継続的に訪問する取組を支援する。

- (※) 「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」（平成30年7月20日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定）
 - ・未就園で福祉サービスを利用していない子どもに、地域の目が届くよう、未就園児がいる家庭を訪問するなどの取組を進める。
- (※) 令和元年度予算において事業を創設

【事業内容】

- ・訪問対象家庭を訪問し、地域とつながりのない未就園児等の状況を確認する取組に必要な経費を補助

【実施主体】 市町村

【補助基準額】

- ・訪問費用 訪問1回当たり 6,000円 × 訪問回数 (※) 訪問は委託することも可能
- ・事務職員雇上費 1日当たり：7,210円 × 事務職員数 (※) 複数名の雇上も可能
- ・民間団体へ委託する場合の事務費 564,000円

【補助率】 国：1 / 2、市町村：1 / 2

児童相談所の体制強化等について ①

【令和3年度予算案】 児童虐待・DV対策等総合支援事業：213億円の内数

①専門人材の確保

○児童福祉司任用資格取得支援事業の創設

- ・ 児童虐待等の事案の対応に当たる児童相談所の児童福祉司の確保に向けて、通信課程(1年)を利用して任用資格の取得を支援するため、通信課程の受講料等の補助を行う事業を創設する。

【実施主体】 都道府県、指定都市、児童相談所設置市(設置予定を含む。)

【補助基準額】 1人当たり 13万円(受講料及びスクーリングに係る旅費) 【補助率】 1/2

○児童福祉司等採用活動支援事業の拡充

- ・ 都道府県等が実施する児童福祉司等の採用活動に対する支援について、補助対象となる実施主体を拡大し、児童相談所を設置する予定の市及び一部事務組合を追加。

【実施主体】 都道府県、指定都市、児童相談所設置市 → 都道府県、指定都市、児童相談所設置市(設置予定を含む。)及び一部事務組合

【補助基準額】 1自治体当たり 4,182千円 【補助率】 1/2

②一時保護を行う施設の確保

○賃貸物件による一時保護専用施設改修費支援事業の拡充

- ・ 賃貸物件を改修することにより一時保護専用施設を確保する取組について、賃貸物件以外の物件の改修費用を補助対象として追加。
(児童福祉施設等として、次世代育成支援対策整備交付金等の補助対象となっていないものは対象外)

【実施主体】 都道府県、指定都市、児童相談所設置市

【補助基準額】 1か所当たり 21,900千円 【補助率】 1/2

※ このほか、一時保護の受入体制を整備した場合に事務費が支弁される一時保護専用施設の対象施設を拡大。

③専門的な対応の強化

○研修実施体制の強化(虐待・思春期問題情報研修センター事業の拡充)

- ①研修センターが実施する研修のオンライン化の推進
- ②児童相談所の指導的な立場の職員に対する各ブロック単位での研修の実施
- ③他の自治体の児童相談所へ職員を派遣して人材を養成する取組への支援(派遣研修に係る広域的なマッチングによる支援)

【実施主体】 事業を実施する研修センター(横浜市、明石市) 【補助率】 10/10(定額)

③専門的な対応の強化

○医療的機能強化事業の拡充

- ・ 医師の配置等に係る費用について、補助単価の見直しを行い、各児童相談所への配置を促進する。
(令和元年の法改正により、令和4年4月1日より、各児童相談所への医師の配置が義務化される)

【実施主体】 都道府県、指定都市、児童相談所設置市

【補助基準額】 1自治体当たり7,842千円 → 1児童相談所当たり7,842千円 【補助率】 1/2

○官・民連携強化事業の拡充

- ・ 児童相談所が行う児童福祉施設等への指導委託について、必要となる費用を支援する。(官・民連携強化事業のメニューの1つとして追加)

【実施主体】 都道府県、指定都市、児童相談所設置市

【補助基準額】 1件当たり月額82,490円 【補助率】 1/2

児童相談所等におけるICT化推進事業

令和2年度第3次補正予算案：4. 1億円（児童虐待・DV対策等総合支援事業）

1. 事業内容

i 児童相談所等におけるICT化推進事業

児童相談所等（※）における①相談対応や状況確認を行う際のビデオ通話の活用、②関係機関との連絡調整等を行う際のテレビ会議の活用、③安全確認等を行う外出先でのタブレットの環境、④通信環境の整備等を進めるため、児童相談所等のICT化の推進に資する機器等の整備に要する費用を補助する。

（※）児童相談所、児童相談所一時保護所、婦人相談所、児童相談所一時保護所、児童相談所等からの相談や支援等を行う民間団体等
間団体、児童家庭支援センター、児童養護施設退所者等からの相談や支援等を行う民間団体等

ii 児童養護施設等における業務負担軽減等のためのICT化推進事業

児童養護施設等（※）の職員の業務において負担となっている書類作成等の業務等について、タブレット端末の活用による子どもの情報の共有化やペーパーレス化等、施設のICT化の推進に資する機器等の整備に要する費用を補助する。

（※）児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、自立援助ホーム、ファミリーホーム

2. 実施主体

都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市、市及び福祉事務所設置町村、市町村

3. 補助率

i 国：1/2（都道府県・指定都市・児童相談所設置市、市町村：1/2）

ii 国：1/2（都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市：1/4、事業者：1/4）

国：1/2（都道府県：1/8、市及び福祉事務所設置町村：1/8、事業者：1/4）

4. 補助基準額

1か所当たり：100万円

①児童相談所等におけるICT化推進事業

ビデオ通話を活用した相談対応や、関係機関とのオンライン会議による連絡・調整など、児童相談所等におけるICT化を推進する。



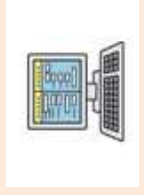
ビデオ通話等による相談・状況確認



相談支援機関
関係機関とのオンライン
会議等による連絡・調整

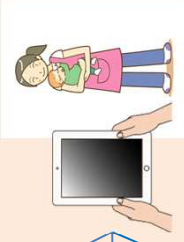


関係機関とのオンライン
会議等による連絡・調整



自立支援計画の作成・共有

養育・支援の実施状況（家族情報（やりとりも含め）、身体測定、既往歴、性格、生活記録等）
日常記録（体温・食事摂取・排泄等の状況、疾病、過ごし方、疾病等）



児童養護施設等

②児童養護施設等における業務負担軽減等のためのICT化推進事業

タブレット端末の活用による子どもの情報の共有化やペーパーレス化等、施設におけるICT化を推進する。

タブレットの活用やデータ連動・一括処理等により職員の業務負担を軽減

SNSを活用した全国一元的な相談の受付体制（SNS版「189」）の構築等

①SNSを活用した全国一元的な相談の受付体制（SNS版「189」）の構築

子どもや家庭からの相談について、全国どこからでも相談を行うことができるSNSによるアカウントを開設し、相談内容を各児童相談所に自動的に転送した上、相談を受理した児童相談所が対応する仕組みを新たに構築する。

【令和2年度第3次補正予算案】6.6億円（児童相談支援事業委託費）

②A1を活用した緊急性の判断に資するツールの開発促進

A1を活用した緊急性の判断に資する全国統一のツールの開発に向けた取組（仕様書の作成等）を実施する。

【令和2年度第3次補正予算案】80百万円（児童相談支援事業委託費）

③児童相談所相談専用ダイヤル（0570-783-189）の無料化

児童相談所に相談しやすい環境整備を進めるため、児童相談所相談専用ダイヤル（0570-783-189）について、無料化を行うための環境整備を進める。（児童相談所虐待対応ダイヤル「189」は令和元年12月より無料化）

【令和2年度第3次補正予算案】45百万円（情報処理業務庁費）

一時保護委託に関する支援の充実

【令和3年度予算案】 里親委託費・児童入所施設措置費等1,356億円の内数

①一時保護専用施設の対象拡大

- ・ 児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設及び児童自立支援施設（以下「該当施設」という。）については、本体施設とは別に、一時保護の受入体制を整備した場合に事務費が加算されるが、一時保護の受け皿確保を進めるため、該当施設以外の施設についても同様に事務費が支弁できる仕組みとする。

【対象施設】

< 現行 >

- ・ 児童養護施設
- ・ 乳児院
- ・ 児童心理治療施設
- ・ 児童自立支援施設

< 令和3年度 >

- ・ 児童福祉法に規定する施設及び事業所
（左記の4類型に加え、障害児入所施設等を追加）

②医療機関への一時保護委託手当の支弁

- ・ 一時保護委託手当は、医療機関に支弁されないうこととなっているが、保護者が新型コロナウイルスに感染し、入院した場合同等において、濃厚接触者である児童を保護する際、医療機関に委託することも考えられるため、当該ケースに限り、医療機関に対して一時保護委託手当の支弁を可能とする。（日額（案）：36,460円）

③乳児院への一時保護委託における加算の創設

- ・ 乳児院への入所措置の場合に設けられている「病虚弱等児童加算」（児童1人当たり月額約10万円）について、一時保護委託の際にも適用することとする。

要保護児童等情報共有システム改修等事業

令和2年度第3次補正予算案：53億円（児童虐待・DV対策等総合支援事業）

背景・目的

- ・ 近年に発生した児童虐待の事案において、転居した際の自治体間における引き継ぎや、児童相談所と市町村の情報共有が不十分であったことが課題として挙げられている。
- ・ このため、**転居した際に自治体間で確に情報共有を行う**とともに、**児童相談所と市町村において夜間・休日も含め、日常的に迅速な情報共有を行う**ことができる仕組みが必要となるため、情報システムの構築を進める。

内容

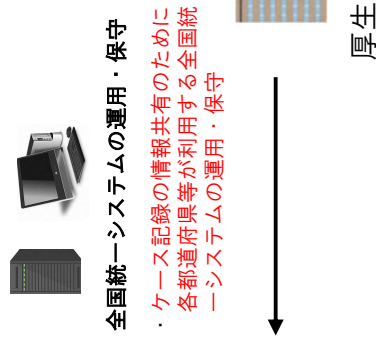
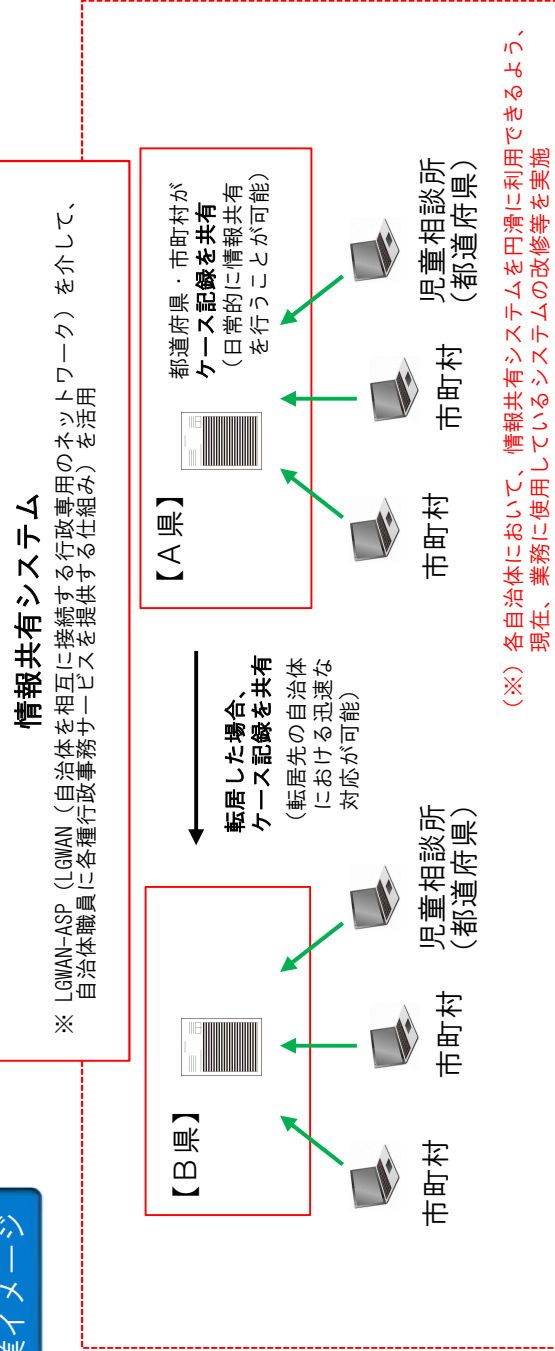
○ 自治体におけるシステム改修費用等の補助

【実施主体】 都道府県、市町村

【補助基準額】 1自治体当たり40,000千円（軽微な改修等は3,000千円）

【補助率】 国：1/2、都道府県・市町村：1/2

事業イメージ



里親養育包括支援（フォスタリング）事業【拡充】

1. 事業内容

【令和3年度予算案】213億円の内数（児童虐待・DV対策等総合支援事業）

里親のリクルート及びアセスメント、登録前・登録後及び委託後における里親に対する研修、子どもと里親家庭のマッチング、里親養育への支援（未委託期間中及び委託解除後のフォローを含む。）に至るまでの一貫した里親養育支援及び養子縁組に関する相談・支援を総合的に実施する事業に要する費用を補助。

「概ね5年以内に3歳未満児の里親等委託率75%以上」の目標を実現するため、令和6年度末までの期間に限り、目標の達成に向けて意欲的に取り組む自治体に対して、補助率の嵩上げ（補助率1/2→2/3）を行う。《拡充》

また、市町村との連絡調整に必要な連携コーディネーターの配置等の支援を行い、フォスタリング機関と市町村が連携して里親制度の普及促進や新規里親の開拓等の一層の推進を図る。《拡充》

①里親制度等普及促進・リクルート事業

里親のリクルートに向けた現状分析や企画立案を行うとともに、それらを踏まえた積極的な広報啓発活動の実施により新たな里親を開拓する。

②里親研修・トレーニング等事業

里親に対する登録前研修や更新研修を実施するとともに、未委託里親や委託後の里親に対して、事例検討やロールプレイ、実習などのトレーニングを実施することにより、養育技術の維持、向上を図る。また、フォスタリング業務を担当する職員の研修への参加を促進し、資質向上を図る。

③里親委託推進等事業

子ども、実親及び里親家庭のアセスメントを踏まえた情報を基に、委託先の候補となる里親家庭の選定、委託の打診と丁寧な説明、子どもと里親の面会等を実施するとともに、委託後の子どもの自立に向けて、子どもや里親等の意向を踏まえた効果的な自立支援計画を作成する。

④里親訪問等支援事業

里親家庭等への定期的な訪問や夜間・休日の相談窓口の開設等により、相談に応じるとともに、子どもの状態の把握や里親等への援助を行う。また、里親等が集い、養育についての話し合い等相互の交流を定期的に行い、情報交換や養育技術の向上を図る。

里親養育支援体制の更なる充実を図るため、フォスタリング機関が24時間の相談体制及び緊急時に里親家庭へ駆けつけられる緊急対応体制を整備する。

⑤里親等委託児童自立支援事業《新規》

フォスタリング機関に進学・就職等の自立支援や退所後のアフターケアを担う自立支援担当職員を配置し、児童養護施設等と同様、里親・ファミリーホームにおいても委託解除前から自立に向けた支援を行う。

⑥共働き家庭里親委託促進事業

企業に働きかけ、里親委託と就業の両立が可能となるような仕組みづくりを官民連携の下、共有し、分析・検証し、その成果を全国的に普及拡大する。

⑦障害児里親等委託推進モデル事業《新規》

障害児やその養育者への支援に関して専門的なノウハウを有する児童発達支援センター・障害児入所施設等と連携し、障害児の養育を行う里親等を訪問して必要な支援を行うなど、障害児養育に係る里親等の負担軽減に向けた支援体制の構築に向けたモデル事業を創設する。

⑧里親等委託推進提案型事業《新規》

「概ね5年以内に3歳未満児の里親等委託率75%以上」の目標の達成に向けて意欲的に取り組む自治体が行う先駆的な取組を支援し、効果的な取組事例を横展開できるように、提案型補助事業を創設する。

2. 実施主体

都道府県・指定都市・児童相談所設置市（設置予定市区）（民間団体等に委託して実施することも可）

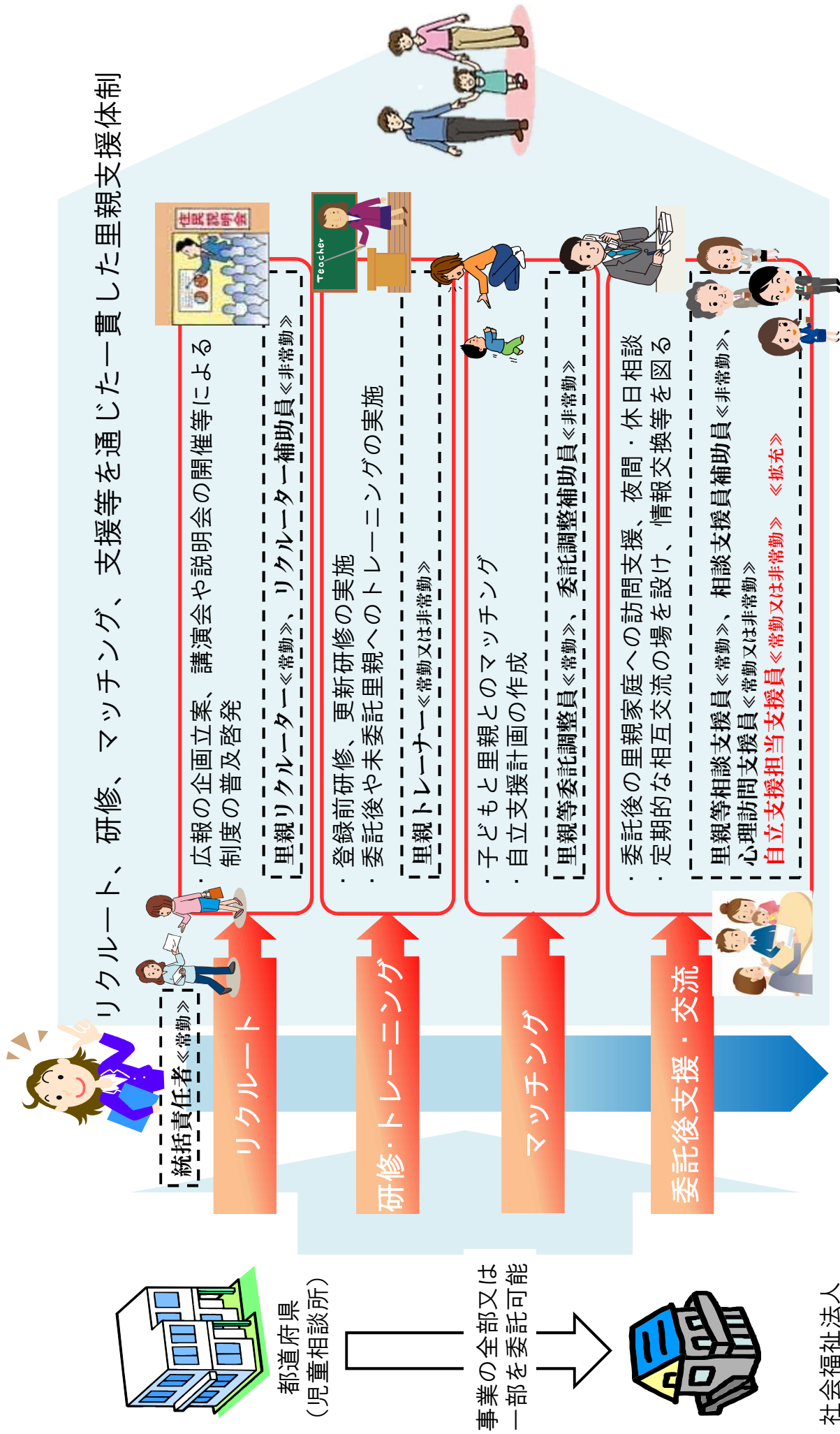
3. 補助率

①～⑦の事業：国：1/2（又は2/3）、都道府県・指定都市・児童相談所設置市：1/2（又は1/3）、⑧の事業：国10/10

4. 補助基準額

①統括責任者加算	1 か所当たり	5, 875千円
②市町村連携加算	1 か所当たり	5, 700千円
③里親制度等普及促進・里親リクルート事業		
都道府県等が実施する場合	1 自治体当たり	1, 938千円
委託して実施する場合	1 か所当たり	1, 292千円
里親リクルーター配置加算	1 か所当たり	5, 745千円加算
新規里親登録件数		
15件以上25件未満	1 か所当たり	1, 305千円加算
25件以上35件未満	1 か所当たり	1, 860千円加算
35件以上	1 か所当たり	2, 415千円加算
④里親研修・トレーニング等事業		
都道府県等が実施する場合	1 自治体当たり	7, 759千円
委託して実施する場合	1 か所当たり	5, 173千円
里親トレーニング配置加算（常勤）	1 か所当たり	5, 439千円加算
里親トレーニング配置加算（非常勤）	1 か所当たり	2, 604千円加算
研修代替要員費	1 人当たり	38千円
⑤里親委託推進等事業	1 か所当たり	6, 485千円
新規里親委託件数		
15件以上30件未満	1 か所当たり	1, 125千円加算
30件以上45件未満	1 か所当たり	2, 880千円加算
45件以上	1 か所当たり	3, 945千円加算
⑥里親訪問等支援事業	1 か所当たり	9, 803千円
里親等委託児童数		
20人以上40人未満	1 か所当たり	2, 337千円加算
40人以上60人未満	1 か所当たり	4, 304千円加算
60人以上80人未満	1 か所当たり	7, 769千円加算
80人以上	1 か所当たり	10, 486千円加算
心理訪問支援員配置加算（常勤）	1 か所当たり	5, 106千円加算
心理訪問支援員配置加算（非常勤）	1 か所当たり	1, 552千円加算
面会交流支援加算	1 か所当たり	2, 195千円加算
夜間・土日相談対応強化加算		
24時間365日の相談支援体制を整備する場合	1 か所当たり	6, 092千円加算
上記以外	1 か所当たり	2, 880千円加算
⑦里親等委託児童自立支援事業		
アフターケア対象者10人以上かつ支援回数120回以上の場合	1 か所当たり	2, 906千円
アフターケア対象者20人以上かつ支援回数240回以上の場合	1 か所当たり	5, 812千円
⑧共働き家庭里親委託促進事業	1 自治体当たり	3, 749千円
⑨障害児里親等委託推進モデル事業	1 か所当たり	2, 100千円
⑩里親等委託推進提案型事業	1 自治体当たり	10, 000千円

里親養育包括支援（フォスタリング）事業イメージ



市町村と連携した里親等委託の推進について（市町村連携加算）

（里親養育包括支援（フォスタリング）事業）

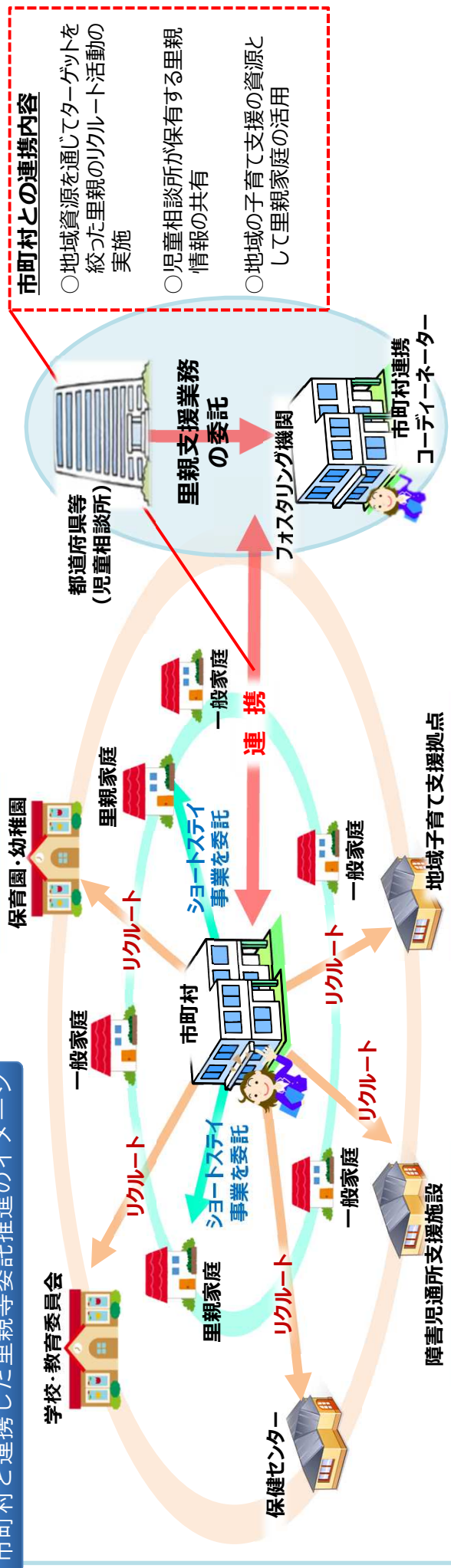
事業内容

- 「家庭養育優先原則」に基づき、里親等委託の推進するに当たり、里親の確保や養育支援は重要な課題であり、地域において児童福祉に理解がある者や子どもを希望する者などを把握し、地域の子育て支援を担う市町村との連携は極めて重要となっている。
- このため、フォスタリング機関に市町村連携コーディネーターを配置し、里親制度等普及促進・リクルート事業や里親研修・トレーニング事業等について、市町村との連携した取組を推進する。

加算額

1 か所当たり 570万円

市町村と連携した里親等委託推進のイメージ



都道府県等と市町村が連携して里親等委託を推進することにより期待される効果

都道府県におけるメリット

- 地域における里親家庭の理解促進が図られること。
- 地域の児童福祉に理解がある者や子どもを希望する者に対する里親登録の働きかけが一層推進されること。
- 短期間でも子どもの養育経験を積むことによる里親（特に未委託里親）のスキルアップに繋がること。
- 地域の様々な子育て支援施策を活用した里親の養育支援が行われること。

市町村におけるメリット

- 地域の子育て支援の資源として里親を活用できること（特に児童養護施設等がない地域においてもショートステイ事業を実施できるようになる）。
- 地域の要支援家庭等について、フォスタリング機関や乳児院・児童養護施設等からのバックアップを受けた里親を通じて支援を行うことができること。
- 地域の支援が必要な子どもにとっても、地域において里親制度が広まることにより、養育環境が急激に変化することなく、支援を受けることができること。

障害児の里親等委託の推進について（障害児里親等委託推進モデル事業）

（里親養育包括支援（フォスタリング）事業）

事業内容

- 「家庭養育優先原則」に基づき、障害児も含め里親等委託を推進しているところであり、里親・ファミリーホームに委託された子どもの中には障害児も多く含まれている。今後、さらに里親等委託が進展していくことに伴い、障害児の受け入れを行う里親・ファミリーホームの割合は増加することが見込まれる。一方で、養育者である**里親等は障害児の養育について不安や負担を感じている**ことから、里親等に対する**支援体制の構築が課題**となっている。
 （参考）障害等のある児童の割合（平成30年10月1日時点） 里親：24.9% ファミリーホーム：46.5%
- このため、**里親等包括支援機関（フォスタリング機関）**が、障害児やその養育者への支援に関して専門的なノウハウを有する**児童発達支援センター・障害児入所施設等と連携し、障害児の養育を行う里親等を訪問して必要な支援を行うなど、障害児養育に係る里親等の負担軽減に向けた支援体制の構築に向けたモデル事業を実施**する。

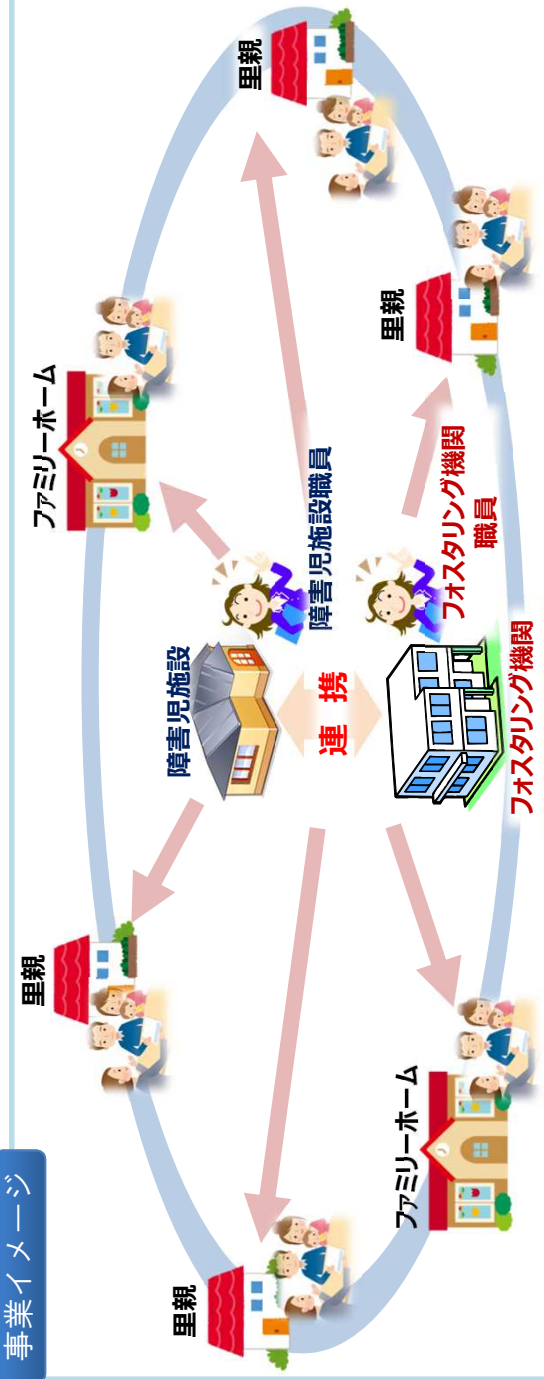
（参考）障害児入所施設の在り方に関する検討会報告書（令和2年2月10日）

- ・ 障害児においてもできる限り良好な家庭的環境の中で特定の大人を中心とした継続的で安定した愛着関係の下で育ちを保障することでウェルビーイングの向上を目指す必要があり、より家庭的な環境として里親やファミリーホームの活用を一層推進するための検討をすべき。
- ・ 厚生労働省においては、提言を受けて関係部局で施策をさらに一層推進することが極めて重要であり、これに関して障害児支援を担当する障害保健福祉部は、社会的養護施策を担当する子ども家庭局と共に施策を進めるべきである。

補助額等

- (1) 実施主体 都道府県、指定都市、児童相談所設置市
- (2) 補助額 1か所当たり 210万円
- (3) 負担割合 国1/2、実施主体1/2
- (4) 実施か所数 10か所程度

事業イメージ



障害児施設職員の業務イメージ

- ① 障害児への専門的な支援の実施
- ② 里親等への養育に関する相談支援
- ③ 地域社会との交流支援
- ④ 他の障害福祉サービスとの連携支援
- ⑤ 障害児養育に知見のある里親のリクルート

フォスタリング機関職員の業務イメージ

- ① 支援ニーズの把握
- ② 障害児施設との連絡調整
- ③ 障害児施設職員との連携による支援
- ④ 他の児童福祉サービスとの連携支援

里親養育包括支援（フォスタリング）職員研修事業

1. 事業内容

【令和3年度予算案】34百万円（里親養育包括支援（フォスタリング）職員研修事業費補助金）

包括的な里親養育支援体制の構築に向け、どの地域においても、質の高い里親養育を実現するため、児童相談所のみならず、NPO法人等の民間機関、乳児院・児童養護施設、里親会等の「強み」を最大限に活用しながら、地域の実情に応じて構築していくことが求められる。

このような体制の構築に向けて、児童相談所やNPO法人等の民間機関、乳児院・児童養護施設、里親会等の職員を対象とした研修事業を実施し、フォスタリング業務を担う職員の人材育成を進める。

（主な業務内容）

- ① 研修の企画立案（カリキュラム、研修資料等）
- ② 開催場所の選定（地域ブロック単位で実施）
- ③ 講師の選定・招聘
- ④ 研修の開催案内及び参加希望者の募集
- ⑤ 研修会の実施
- ⑥ 修了証の交付、修了者名簿の作成

2. 実施主体

法人（公募により選定）

3. 補助率

国：定額（10/10相当）

※別途、里親養育包括支援（フォスタリング）事業により、参加費用（旅費、代替職員雇上費）を補助。

1. 事業内容

【令和3年度予算案】213億円の内数（児童虐待・DV対策等総合支援事業）

里親に子どもを委託する場合の移行期等における経済的負担を軽減することで、子どもと里親の交流や関係調整を十分に行える環境を整備し、里親委託の推進を図る。

(1) 生活費等支援

里親を対象として、里親委託のための調整期間における子どもとの面会や、里親宅における外泊などの交流や関係調整に要する生活費及び交通費を支給する。

(2) 研修受講支援

里親等を対象として、養育里親研修等（更新研修及び都道府県等が里親の質の向上を図ることを目的として行う研修を含む。）へ参加する際の交通費を支給する。

2. 実施主体

都道府県、指定都市、児童相談所設置市

3. 補助率

国1/2、都道府県、指定都市、児童相談所設置市1/2

4. 補助基準額

(1) 生活費等支援

1人当たり日額 5,200円

(2) 研修受講支援

1件当たり日額 3,490円

1. 事業内容

【令和3年度予算案】 2. 1億円（里親制度等広報啓発事業費補助金）

- ① 里親制度の普及促進を図るため、年間を通じて、毎年10月に実施される里親月間（里親を求める運動）においては特に集中的に、里親制度（以下「家庭養護」という。）に関して様々な広告媒体を活用した広報啓発を行うことにより、制度に対する社会的認知度を高め、もってその推進に寄与することを目的とする。
- ② 特別養子縁組制度の普及促進を図るため、年間を通じて、様々な広告媒体を活用した広報啓発を行うとともに、許可された民間あっせん事業者と協働した広報啓発を行うことにより、制度に対する社会的認知度を高め、もってその推進に寄与することを目的とする。

（広報啓発内容）

- i ポスター・リーフレットの作成・配付
- ii インターネット広告を活用した普及啓発
- iii 新聞広告を活用した普及啓発

※民間事業者等の提案により具体的な広報啓発内容を決定。

2. 実施主体

法人（公募により選定）

3. 補助率

国：定額（10/10相当）

1. 事業内容

【令和3年度予算案】213億円の内数（児童虐待・DV対策等総合支援事業）

民間養子縁組あっせん機関に対して、人材育成を進めるための研修の受講費用、「民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律」の施行に伴い対応が必要な第三者評価受審費用等を助成するとともに、実親や養親希望者等の負担軽減等に向けた支援体制の構築に向けたモデル事業を実施する。併せて、養親希望者の負担軽減を図る。

①養子縁組民間あっせん機関基本助成事業

i 養子縁組民間あっせん機関等職員研修参加促進事業

養子縁組あっせん責任者研修及び民間あっせん機関の職員や児童相談所の職員等の資質向上を図るための研修に参加するための、旅費及び研修代替要員費、参加費用について補助

ii 第三者評価受審促進事業

養子縁組民間あっせん機関が第三者評価を受審するための受審費用について補助

②養子縁組民間あっせん機関支援体制構築等モデル事業 ※公募により選定

i 養親希望者等支援モデル事業

児童相談所等の関係機関と連携し、子どもとの事前のマッチングや養子縁組後の相談・援助、養親同士の交流の場の提供など、養親希望者等の負担軽減に向けた支援体制を構築

ii 障害児等支援モデル事業

障害児や医療的ケア児など特別な支援を要する子どもを対象にしたあっせん及び養子縁組成立前後の支援体制を構築

iii 心理療法担当職員の配置による相談支援体制構築モデル事業

心理療法担当職員を配置し、実親や養親希望者からの相談に応じるとともに、養子縁組成立後の実親への心理的ケア、養子縁組家庭への定期的な訪問や相談窓口の開設等により、養子縁組成立前後の心理的な負担を軽減するための相談支援体制を構築

iv 特定妊婦への支援体制構築モデル事業

産科医療機関とも連携して特定妊婦からの相談に応じるとともに、看護師を配置し、産科医療機関と連携した妊娠期のケアや、出産後の母子への養育支援、自立に向けた関係機関と連携した就業支援等、特定妊婦への支援体制を構築

v 高齢児等への支援体制構築モデル事業

社会福祉士等による社会診断及び診断に基づくプレイセラピーやカウンセリング等を行うなど、比較的年齢の高い養子とその養親に対応するための体制を構築

vi 資質向上モデル事業

養子縁組民間あっせん機関同士の定期的な事例検討会の開催や人事交流、外部有識者を活用した業務方法書の評価・見直しなど、民間あっせん機関の職員の資質向上を図る

vii 子どもの出自を知る権利に関する支援体制整備モデル事業《新規》

子どもの権利条約に基づき、民間あっせん機関においても、確実に養親から告知されるよう必要な支援を行うことが必要であり、養親に対し、告知を経験した先輩の体験談を聞く機会を設ける等の子どもの出自を知る権利に関する支援体制を構築

③養親希望者手数料負担軽減事業《拡充》

民間あっせん機関による養子縁組のあっせんを利用する養親希望者は、児童相談所による場合と異なり、手数料を負担する可能性が高いことから、児童相談所が関与する養子縁組里親とのバランスを考慮して、養親希望者の手数料負担を軽減する。

2. 実施主体

都道府県・指定都市・児童相談所設置市

3. 補助基準額

①養子縁組民間あっせん機関基本助成事業

- i 養子縁組民間あっせん機関等職員研修参加促進事業
- ii 第三者評価受審促進事業

受講者1人当たり 54千円
1か所当たり 321千円《**拡充**》

②養子縁組民間あっせん機関支援体制構築等モデル事業

- i 養親希望者等支援モデル事業
- ii 障害児等支援モデル事業
- iii 心理療法担当職員の配置による相談支援体制構築モデル事業
- iv 特定妊婦への支援体制構築モデル事業
- v 高齢児等への支援体制構築モデル事業
- vi 資質向上モデル事業
- vii **子どもの出自を知る権利に関する支援体制整備モデル事業**

1か所当たり 4,583千円
1か所当たり 3,070千円
1か所当たり 6,179千円
1か所当たり 6,344千円
1か所当たり 3,354千円
1か所当たり 1,100千円
1か所当たり 6,179千円
1人当たり 400千円を上限《**拡充**》

③養親希望者手数料負担軽減事業

4. 予算か所数

- i 養親希望者等支援モデル事業
- ii 障害児等支援モデル事業
- iii 心理療法担当職員の配置による相談支援体制構築モデル事業
- iv 特定妊婦への支援体制構築モデル事業
- v 高齢児等への支援体制構築モデル事業
- vi 資質向上モデル事業
- vii **子どもの出自を知る権利に関する支援体制整備モデル事業**

15か所
10か所
10か所
10か所
12か所
12か所
5か所

5. 補助率

国：1/2、都道府県・指定都市・児童相談所設置市：1/2

(参考) 養子縁組民間あっせん機関助成事業の支援の拡充について

現 行

(1) 養子縁組民間あっせん機関基本事業

- ① 養子縁組民間あっせん機関等職員研修参加促進事業
※受講者1人当たり54千円
- ② 第三者評価受審促進事業 (H30～)
※1か所当たり300千円

(2) 養子縁組民間あっせん機関支援体制構築等モデル事業

- ① 養親希望者等支援モデル事業 (H30～)
※1か所当たり4,572千円
- ② 障害児等支援モデル事業 (H30～)
※1か所当たり3,007千円
- ③ 心理療法定当職員の配置による相談支援体制構築モデル事業 (R01～)
※1か所当たり6,127千円
- ④ 特定妊婦への支援体制構築モデル事業 (R01～)
※1か所当たり6,293千円
- ⑤ 高齢年齢等への支援体制構築モデル事業 (R02～)
※1か所当たり3,354千円
- ⑥ 資質向上モデル事業 (R02～)
※1か所当たり1,100千円

(3) 養親希望者手数料負担軽減事業 (R01～)

※1人当たり3350千円

令和3年度予算案

(1) 養子縁組民間あっせん機関基本事業

- ① 養子縁組民間あっせん機関等職員研修参加促進事業
※受講者1人当たり54千円
- ② 第三者評価受審促進事業「拡充」
※1か所当たり321千円 (交通費相当額を増額)

(2) 養子縁組民間あっせん機関支援体制構築等モデル事業

- ① 養親希望者等支援モデル事業
※1か所当たり4,583千円
- ② 障害児等支援モデル事業
※1か所当たり3,070千円
- ③ 心理療法定当職員の配置による相談支援体制構築モデル事業
※1か所当たり6,179千円
- ④ 特定妊婦への支援体制構築モデル事業
※1か所当たり6,344千円
- ⑤ 高齢年齢等への支援体制構築モデル事業
※1か所当たり3,354千円
- ⑥ 資質向上モデル事業
※1か所当たり1,100千円
- ⑦ 出自を知る権利の支援体制モデル事業「新規」
※1か所当たり6,179千円

(3) 養親希望者手数料負担軽減事業

※1人当たり400千円「拡充」

1. 事業内容

【令和3年度予算案】20百万円（養子縁組民間あっせん機関職員研修事業費補助金）

特別養子縁組等に係る民間あっせん機関において養子縁組あっせんの業務に従事する者には、実父母と養親希望者の事情を考慮し、児童の最善の利益を見通す専門性が求められることから、民間あっせん機関の職員等が受講する研修事業を実施する。

①養子縁組あっせん責任者研修

民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律施行規則第18条に掲げる厚生労働大臣が認める研修として、養子縁組あっせん責任者研修を実施。

②養子縁組あっせん機関等職員研修

民間あっせん機関の職員や児童相談所の職員、市町村の職員等、養子縁組のあっせん業務に従事する者等の資質向上を図ることを目的とした研修を実施。

2. 実施主体

法人（公募により選定）

3. 補助率

国：定額（10/10相当）

※別途、参加者より参加費用を徴収（あっせん機関に対しては、特別養子縁組民間あっせん機関助成事業により当該参加費用を補助）

参 考

＜「民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律」（抜粋）＞

第二十二條 国又は地方公共団体は、民間あっせん機関を支援するために必要な財政上の措置、養子縁組のあっせんに係る業務に従事する者に対する研修その他の措置を講ずることができる。

第三十六條

2 養子縁組あっせん責任者は、第八条第一号から第七号までに該当しない者であつて養子縁組あっせん事業に関する熟意及び能力を有し、かつ、社会福祉士その他の厚生労働省令で定める資格又は経験を有するものでなければならない。

＜「民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律」附帯決議（抜粋）＞

五 民間あっせん機関において養子縁組あっせんの業務に従事する者には、実父母と養親希望者の事情を考慮し、児童の最善の利益を見通す専門性が求められることから、各種の研修等の充実を図るとともに必要な人材育成の在り方について検討を行うこと。

里親委託費・児童入所施設措置費等国庫負担金

(令和2年度予算額)

135,480百万円

→ 135,564百万円

(令和3年度予算案)

対前年度増減額

(+84百万円)

1. 予算額の推移

(単位：百万円)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度予算案
予算額	122,716 【123,466】	126,647	131,657	135,480	135,564

※【】内は補正後予算額等

2. 事業の目的

○ 里親委託費・児童入所施設措置費等は、都道府県等が児童福祉法に基づき親へ委託や児童養護施設等への入所等の措置を行った場合、又は母子生活支援施設、助産施設及び児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）の利用を希望する者の申し込みにより都道府県等と契約して入所した場合等に、その措置等に要する費用及び母子保護の実施、助産の実施若しくは児童自立生活援助の実施等に要する費用として、都道府県等が支弁した経費の一部を国が負担するものである。

3. 補助根拠

法律補助（児童福祉法第53条）

4. 補助率

国1/2、都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市1/2

国1/2、都道府県1/4、市及び福祉事務所設置町村1/4※

※ 市及び福祉事務所設置町村が市町村立・私立の母子生活支援施設及び助産施設に入所させる場合。市（指定都市、中核市含む）町村において保育の措置を実施する場合は市町村。

5. 拡充内容

(1) 里親養育への支援の拡充など施設における地域支援機能の強化

項目	内容
里親養育への支援の拡充	里親委託の推進に向けて意欲的に取り組む自治体において、施設と連携した里親養育への支援体制を強化するため、里親養育への支援に積極的に取り組む乳児院・児童養護施設に対して、里親支援専門相談員を追加で配置する。
施設の専門性・ノウハウを活用した里親等への巡回支援の実施	施設の専門性・ノウハウを活用し、里親やファミリーホーム、自立援助ホーム等への巡回支援を行う児童養護施設等に対して、心理療法担当職員を追加で配置する。
ファミリーホームの養育負担の軽減	ファミリーホームの養育負担を軽減するため、児童養護施設等における一時的な休息のための援助（レスパイト・ケア）の対象にファミリーホームを追加する。
地域における要支援家庭等への支援の強化	市町村等と連携し、地域における要支援家庭等を一時的に入所又は通所させて支援を行う親子支援事業（施設機能強化推進費加算）を創設する。
	乳児院等の地域支援の取組を推進するため、家庭支援専門相談員が地域の要支援家庭等への訪問支援等を行うことを要件として、現行の加算要件（定員30名以上の施設のみ配置可能）を緩和する。

(2) 小規模かつ地域分散化の更なる推進

項目	内容
地域小規模児童養護施設及び分園型小規模グループケアの定員要件の緩和	都市部等における小規模かつ地域分散化に向けた取組を促進するため、地域小規模児童養護施設及び分園型小規模グループケアの定員の下限を4人（現行6人）まで引き下げる。 ※職員配置基準は現行と同様（最大1：1）
地域小規模児童養護施設等へのバックアップ機能の強化	小規模かつ地域分散化に向けた取組を促進するため、基幹職員を地域小規模児童養護施設等のバックアップ活動に専任させることができるよう、代替職員に係る人件費等の加算を創設する。

(3) 自立に向けた支援の強化

項目	内容
入所児童等の円滑な自立に向けた取組の強化	入所児童等の円滑な自立に向けた取組を強化するため、分園型自立訓練事業の対象施設を児童養護施設以外にも拡大するとともに、一人暮らし体験が可能となるよう貸物件等の賃借料も補助対象とする。
母子生活支援施設における自立支援体制の強化	母子生活支援施設に、退所後のアフターケアや地域の母子家庭等への支援を担う職員を配置し、母子家庭の自立に向けた支援の充実を図る。
自立援助ホームの体制強化	自立援助ホームの体制を強化し、自立に向けた取組を促進するため、管理宿直職員を配置し、指導員等の負担を軽減する。

(4) 一時保護の受け入れ体制の強化

項目	内容
一時保護専用施設の対象拡大	一時保護専用施設加算の対象施設(※)を拡大し、障害児入所施設等を含めることにより、一時保護の受け皿確保を進める。 ※現行、加算対象を児童養護施設・乳児院・児童心理治療施設・児童自立支援施設に限定
乳児院における一時保護委託の強化	病虚弱等の乳幼児を一時保護委託する際の養育体制を充実するため、病虚弱等児童加算の対象に一時保護児童を加える。
保護者が新型コロナウイルスへの感染により入院した場合の対応の強化	保護者が新型コロナウイルス感染症に罹患して入院した場合等において、児童を医療機関で一時保護する際に、医療機関に対して一時保護委託手当を支給する。

(5) その他

項目	内容
医療機関との連携体制の強化	施設における医療機関との連携体制を強化するため、嘱託医手当を拡充する。
予防接種費用の対象拡大	施設における感染症予防対策を強化するため、予防接種費用の助成対象を拡大する。 ※RSウイルス感染症、流行性耳下腺炎を追加

児童養護施設等体制強化事業【拡充】

1. 事業内容

【令和3年度予算案】213億円の内数（児童虐待・DV対策等総合支援事業）

児童養護施設等において、児童指導員等の補助を行う者を雇い上げることにより、児童指導員等の業務負担を軽減し、離職防止を図るとともに、児童指導員等の人材の確保を図ることを目的とする。

（1）児童指導員等となる人材の確保

児童指導員、母子支援員、児童自立支援専門員、児童生活支援員、指導員の資格要件を満たすことを目指す者を補助者として雇い上げ、将来的に児童指導員等となる人材の確保を図る。指導員等を目指す者の複数雇用を可能とする。

（2）夜間業務等の業務負担軽減

児童養護施設等において、補助者等を雇い上げ、施設内における性暴力への対応や、外国人の子どもへの対応、夜勤業務対応などへの体制を強化するとともに、児童指導員等の業務負担軽減を図る。

（3）ファミリーホームの業務負担軽減《新規》

年々増加している障害児の対応や、今後、家庭養育を推進する中で一層増加が見込まれる乳幼児の対応を行うため、ファミリーホームにおいて補助者等を雇い上げ体制を強化し、養育者の負担軽減を図る。

2. 実施主体

都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市・市及び福祉事務所設置町村

3. 補助基準額

- ・児童指導員等となる人材の確保 1人当たり 4,080千円
- ・夜間業務等の業務負担軽減 1か所当たり 4,080千円
- ・ファミリーホームの業務負担軽減 1か所当たり 4,080千円

4. 補助率

国：1/2、都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市：1/2

国：1/2、都道府県：1/4、市及び福祉事務所設置町村：1/4（市及び福祉事務所設置町村が実施する場合）

児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業【拡充】

1 児童養護施設等の環境改善事業

【令和3年度予算案】 2 1 3 億円の内数（児童虐待・DV対策等総合支援事業）

【事業内容】

- (1) 入所児童等の生活環境改善事業
 - ① 児童養護施設等において小規模なグループによるケアを実施するため、施設の改修、設備整備及び備品の購入に係る経費を補助
 - ② 児童養護施設等において、入所児童等の生活向上を図るための老朽化した設備の購入や更新及び改修に係る経費を補助
- (2) ファミリーホーム等開設支援事業
 - ファミリーホーム等を新設し、事業を実施する場合には必要な改修整備、設備整備、建物賃借料（敷金は除く。）及び備品購入に係る経費を補助
 - ※(1)、(2)について、地域小規模児童養護施設及び本体敷地外の分園の移動等に当たり、原状復帰が必要となる場合の改修費も補助対象
- (3) 児童家庭支援センター開設支援事業
 - 既存建物を借り上げて児童家庭支援センターを新設し、事業を実施する場合に、貸し主に対して支払う礼金及び建物賃借料に係る経費を補助
- (4) 耐震物件への移転支援事業
 - 耐震性に問題のある賃借物件において地域小規模児童養護施設等を設置している場合に、耐震物件への移転に伴う経費に係る補助

【拡充内容】

- 令和6年度末までの「集中取組期間」において、意欲的に取り組む自治体・施設を支援するため、**小規模かつ地域分散化された施設を改修する際の補助率を嵩上げ(1/2→2/3)**
- **小規模かつ地域分散化された児童養護施設等を設置する場合、1施設1回限りとして改修費等の制限を撤廃**
- 【実施主体】 都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市、市町村
- 【補助基準額】
 - (3) 以外 1か所当たり800万円
 - ※ 里親、児童家庭支援センター、母子家庭等就業・自立支援センターに係る事業は、100万円
 - ※ ファミリーホーム等の開設に当たり、改修期間中に賃借料が発生する場合は、1,000万円を上限に加算
 - 1か所当たり300万円
- 【補助率】 国1/2(2/3《拡充》) (都道府県等1/2(1/3《拡充》))
 国1/2(2/3《拡充》)
 (都道府県1/4(1/6《拡充》)、市町村1/4(1/6《拡充》))

2 地域子育て支援拠点の環境改善事業

【事業内容】

地域子育て支援拠点事業を継続的に実施するために必要な改修、備品の整備に係る経費を補助

【実施主体】

指定都市、中核市、児童相談所設置市、市町村

【補助基準額】

1か所あたり800万円

【補助率】

国1/2(指定都市・中核市・児童相談所設置市1/2)
 国1/2(都道府県1/4、市町村1/4)

3 児童相談所及び一時保護所の環境改善事業

【事業内容】

児童相談所において、児童の心理的負担を軽減する等のために必要な改修及び備品の購入や更新に係る経費を補助
 また、一時保護所において、児童の生活環境の向上を図るために必要な改修及び必要な備品の購入や更新に係る経費を補助

【実施主体】

都道府県、指定都市、児童相談所設置市

【補助基準額】

1か所あたり800万円

【補助率】

国1/2(都道府県・指定都市・児童相談所設置市1/2)

児童養護施設等民有地マッチング事業【新規】

1. 事業内容

都道府県等における整備候補地の確保等に向けた取組を支援することにより、小規模かつ地域分散化された児童養護施設等の整備を促進する。

- ① 土地等所有者と法人等のマッチング支援
土地等所有者と法人のマッチングを行うため、地権者から整備候補地の公募・選考等を行うとともに、当該候補地での施設整備を希望する法人の公募・選考等を行う。
- ② 整備候補地等の確保支援
地域の不動産事業者等を含めた協議会の設置や担当職員の配置等、整備候補地の積極的な掘り起こしを行う。
- ③ 地域連携コーディネーターの配置支援
施設の設置等に向けた地域住民との調整など、施設の設置を推進するためのコーディネーターを配置する。

【令和3年度予算案】213億円の内数（児童虐待・DV対策等総合支援事業）

2. 実施主体

都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市、市及び福祉事務所設置市町村

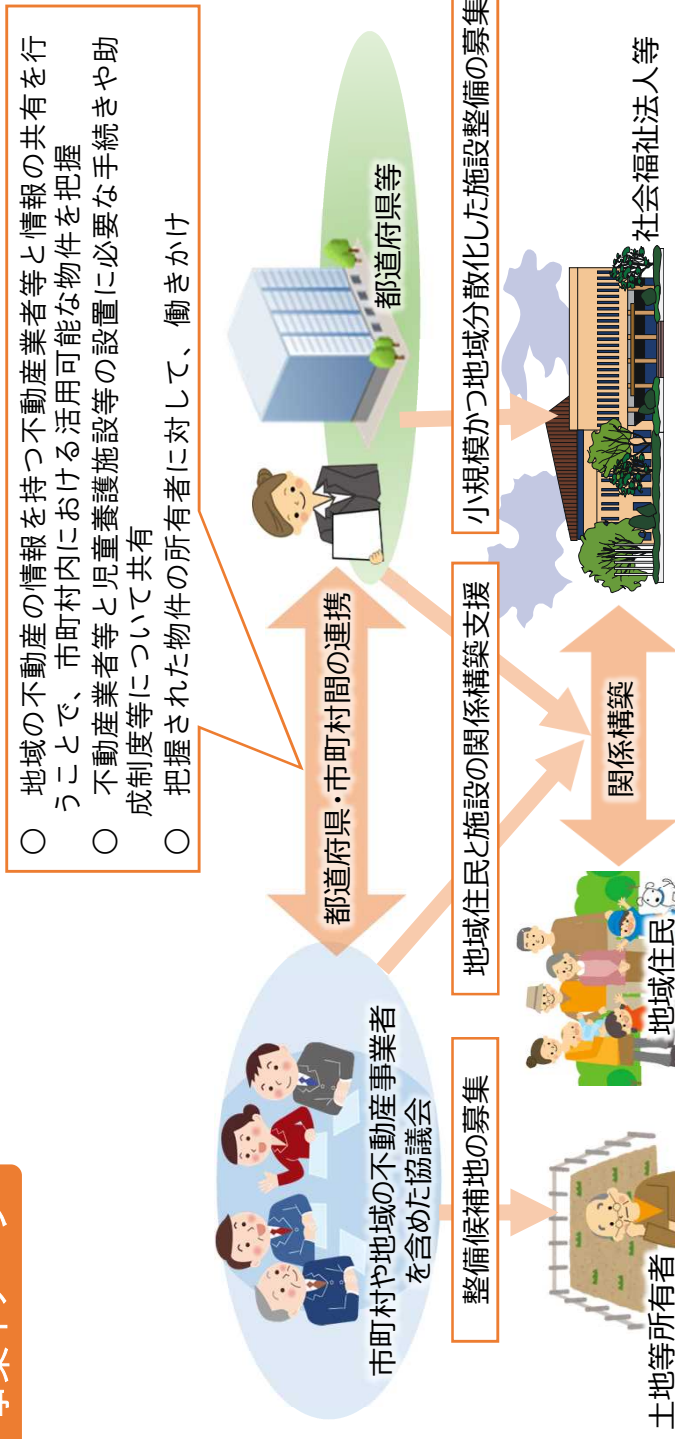
3. 補助基準額

- ① 1自治体当たり：5,900千円
- ② 1自治体当たり：4,500千円
- ③ 1自治体当たり：4,400千円

4. 補助率

1 / 2

事業イメージ



児童養護施設等の職員の資質向上のための研修等事業

【令和3年度予算案】213億円の内数（児童虐待・DV対策等総合支援事業）

1. 事業内容

①短期研修

各施設種別、職種別に行われる研修への参加を促進し、入所児童に対するケアの充実を図る。（おおむね3～4日程度の宿泊研修を想定）

②長期研修

一定期間（1～3か月程度）、児童養護施設等の職員に対し、障害児施設や家庭的環境の下での個別的な関係を重視したケア、家族関係訓練を実施している施設等において、専門性の共有化のための実践研修を行う。また、学生等の実習生を一定期間（2週間程度）受け入れ、実習指導を行い、実習を受けた学生等を非常勤職員として雇い施設体験を通して就労促進につなげる。なお、事業の実施に当たり、都道府県等に1か所研修調整機関を設け、研修の受入側と送り出し側の調整、代替職員のあっせん等事業の円滑な実施を図る。

③ 児童養護施設等が高機能化及び多機能化・機能転換、小規模かつ地域分散化を進めるうえで、必要な人材を育成するための研修を開催するための費用を補助する。

2. 実施主体

都道府県・指定都市・児童相談所設置市（民間団体等に委託して実施することも可）

3. 補助基準額

①短期研修	宿泊あり 宿泊なし	1人当たり 1人当たり	133,000円 73,000円
②長期研修	送り出し施設 受入施設（他施設職員受入） 調整機関事務費 受入施設（実習生受入） 受入施設（実習生等就職促進）	1人当たり 1人当たり 1自治体当たり 実習1回当たり 1日当たり	1,052,000円 216,000円 2,992,000円 86,200円 3,760円
③研修開催費	1自治体当たり（各施設種別単位）		2,541,000円

4. 補助率

国：1 / 2、都道府県・指定都市・児童相談所設置市：1 / 2

1. 事業内容

【令和3年度予算案】213億円の内数（児童虐待・DV対策等総合支援事業）

社会的養護の質を確保するためには、その担い手となる職員の専門性を確保しつつ、計画的に育成する体制を整備する必要があります。このため、施設における基幹的職員（スーパーバイザー）を養成するため、一定の経験を有する者を対象に、都道府県が実施する研修事業に対して補助を行う。

2. 実施主体

都道府県・指定都市・児童相談所設置市（民間団体等に委託して実施することも可）

3. 補助率

国：1 / 2（都道府県・指定都市・児童相談所設置市：1 / 2）

4. 補助単価

1 都道府県市当たり 489,000円

5. 予算か所数等

49自治体

1. 事業内容

【令和3年度予算案】213億円の内数（児童虐待・DV対策等総合支援事業）

①児童家庭支援センター運営事業

- ・虐待や非行等、子どもの福祉に関する問題につき、子ども、ひとり親家庭その他からの相談に応じ、必要な助言を行う。
- ・児童相談所からの委託を受けて、施設入所までは要しないが要保護性があり、継続的な指導が必要な子ども及びその家庭についての指導を行う。
- ・子どもや家庭に対する支援を迅速かつ的確に行うため、児童相談所、児童福祉施設、学校等関係機関との連絡調整を行う。

②児童養護施設退所児童等に対する自立促進事業

自立援助ホームに心理担当職員を配置し、入居児童等に対し心理面からの自立支援を行う。

③指導委託促進事業

現在、都道府県又は児童相談所が行うこととされている要保護児童発見者からの通告があった場合等の児童又は保護者に対する指導などの業務について、児童家庭支援センター等に委託した場合の補助を行い、地域における相談・支援体制の強化を図る。

2. 実施主体

都道府県・指定都市・児童相談所設置市（民間団体等に委託して実施することも可）

3. 補助基準額

①児童家庭支援センター運営事業

事務費		11,796千円
事業費	常勤心理職配置の場合	7,854千円
初度調弁費	非常勤心理職配置の場合	353千円～6,615千円
	件数区分に応じて	400千円
	1か所当たり	1か所当たり
	児童養護施設退所児童等に対する自立促進事業	1,069千円
	③指導委託促進事業	1件当たり（月額） 108千円

4. 補助率

国：1 / 2、都道府県・指定都市・児童相談所設置市：1 / 2

1. 事業内容

【令和3年度予算案】213億円の内数（児童虐待・DV対策等総合支援事業）

①社会的養護自立支援事業《拡充》

里親等への委託や、児童養護施設等への入所措置を受けていた者について、必要に応じて18歳（措置延長の場合は20歳）到達後も原則22歳の年度末までの間、引き続き里親家庭や施設等に居住して必要な支援を提供する事業に要する費用を補助。

【拡充内容】

- ・ 自助グループが特定日に児童養護施設等へ赴いて入所児童の自立に向けた相談支援を行う場合に必要となる経費を補助する。
- ・ メンタルケア等、医療的な支援が必要な者が適切に医療を受けられるよう、医療連携に必要な経費（嘱託医との契約等）を補助する。
- ・ 一定期間一人暮らしを体験し、安定した退所後の生活を確保するため、民間アパート等の借り上げに必要な経費を補助する。
- ・ 法律相談が必要となるケース（金銭・契約トラブル等）に対応するため、弁護士等と契約に必要な経費を補助する。

②身元保証人確保対策事業《拡充》

児童養護施設や婦人保護施設等を退所する子どもや女性が就職したり、アパート等を賃借する際に、施設長等が身元保証人となる場合の損害保険契約を全国社会福祉協議会が契約者として締結する。その保険料に対して補助を行う。

【拡充内容】

- ・ 保証人の対象範囲を拡大し、退所者支援を行う民間団体等を追加するとともに、同一の保証人から複数の保証を受けられるよう運用改善を行う。
- ・ 入院時の身元保証に対する補助を行う。

2. 実施主体

- ①都道府県・指定都市・児童相談所設置市（民間団体等に委託して実施することも可）※母子生活支援施設：市及び福祉事務所設置町村
- ②都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市・市及び福祉事務所設置町村

3. 補助基準額

①社会的養護自立支援事業

・ 支援コーディネーター配置 1か所当たり月額	6,232千円	・ 就労相談支援 学習費等支援 特別育成費	1人当たり月額	5,739千円
・ 居住費支援 1人当たり月額	90千円 (里親) 397千円 (児童養護施設) 等	基本額 資格取得等特別加算 補習費 補習費特別分 一般分 特別基準分 自立生活支度費 一般分 特別基準分	1人当たり月額	24,420円 57,610円 20,000円 25,000円 82,760円 198,530円
・ 生活費支援 1人当たり月額	51,870円 (就学・就労をしていない者) 11,310円 (就学している者) 等	就職支度費 大学進学等自立生活支度費	1人当たり月額	82,760円 198,530円
・ 生活相談支援 賃金 1か所当たり月額	10,212千円 (常勤2名以上配置) 6,981千円 (上記以外)	・ 退所後生活体験支援 ・ 法律相談支援	1人当たり月額	53,700円《新規》 3,000千円《新規》
・ 事務費 1か所当たり月額	4,860千円 (対象者が気軽に集まれる場を常設する場合) 2,166千円 (上記以外) 《拡充》 5,900千円《新規》		1か所当たり月額	

②身元保証人確保対策事業

- ・ 就職時の身元保証
- ・ 賃貸住宅等の賃借時の連帯保証

年間保険料10,560円
年間保険料19,152円
年間保険料10,560円
年間保険料2,400円《新規》

4. 補助率

国：1/2、都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市：1/2（国：1/2、都道府県：1/4、市及び福祉事務所設置町村：1/4）

社会的養護自立支援事業の実施イメージ

＜児童相談所等＞



① 支援コーディネーター（全体を統括）

- ※ 児童の措置解除前に、支援担当者会議を開催し、退所後の生活等を考慮した継続支援計画を作成
- ※ 関係機関と連携しながら、継続支援計画に基づき支援状況を把握し、生活状況の変化などに応じて計画を見直し

＜民間団体への委託等＞

② 生活相談支援担当職員（生活相談支援）

- ※ 居住、家庭、交友関係・将来への不安等に関する生活上の相談支援
 - ※ 対象者が気軽に集まる場を提供する等の自助グループ活動の育成支援
- ⇒ 自助グループが特定日に児童養護施設等に赴いて入所児童の自立に向けた相談支援を行う場合に必要となる経費を補助
- ※ 安定した退所後の生活を確保するため、退所後の一人暮らし体験の支援 等



③ 就労相談支援担当職員（就労相談支援）

- ※ 雇用先となる職場の開拓 ・ 就職面接等のアドバイス
- ※ 事業主からの相談対応を含む就職後のフォローアップ 等

④ 嘱託医等（医療連携支援）

- ※ 嘱託医等と契約するなど、医療的な支援が必要な者に対する支援を行う

⑤ 弁護士等（法律相談支援）

- ※ 弁護士等と契約し、法律相談が必要となるケース（金銭・契約トラブル等）への対応を行う

措置解除

対象者の状況に応じて必要な支援を実施

（家庭復帰又は自立した児童）



- ※ 家庭復帰・自立した者の家賃・生活費については、「自立支援資金貸付事業」の活用が可能



（施設等の入所児童）

- ※ 措置費による支弁



（引き続き施設等に居住する児童）

- ⑥ 住居費支援（里親・施設の住居費を支援）
- ⑦ 生活費支援（大学進学者等の生活費を支援）
- ⑧ 学習費等支援（進学希望者の学習塾費等を支援）

- ※ 措置解除後も特に支援の必要性が高く、施設等において居住の場を提供する場合、措置費に準じて居住費等を支給。

22歳

1. 事業内容

【令和3年度予算案】213億円の内数（児童虐待・DV対策等総合支援事業）

大学等に就学している自立援助ホームの入居者について、必要に応じて22歳の年度末まで引き続き入居して継続した支援を行うため、20歳到達後から22歳の年度末までの間において行われる児童自立生活援助に要する費用について補助を行う。

- (1) 高等学校の生徒や大学の学生その他の厚生労働省令で定める者であること
- (2) 満20歳に達した日から満22歳に達する日の属する年度の末日までの間にある者
- (3) 満20歳に達する日の前日において児童自立生活援助が行われていた者
- (4) 児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設への入所又は里親・小規模住居型児童養育事業への委託の措置を解除された者その他都道府県知事が必要と認めた者

2. 実施主体

都道府県・指定都市・児童相談所設置市（民間団体等に委託して実施することも可）

3. 補助基準額

①生活費支援	1人当たり月額	11,310円		
②特別育成費	基本額	1人当たり月額	24,420円	資格取得等特別加算 1人当たり 57,610円
③児童用採暖費		1人当たり月額	338円	
④就職支度費	一般分	1人当たり	82,760円	特別基準分 1人当たり 198,530円
⑤大学進学等自立生活支度費	一般分	1人当たり	82,760円	特別基準分 1人当たり 198,530円
⑥補習費		1人当たり月額	20,000円	補習費特別分 1人当たり月額 25,000円

4. 補助率

国：1/2（都道府県・指定都市・児童相談所設置市：1/2）

1. 事業内容

【令和3年度予算案】120万円（社会的養護出身者ネットワーク形成事業）

社会的養護経験者等の孤立化を防止、自立に向けた継続した支援体制を構築するため、民間団体等において、自治体職員及び社会的養護経験者等を対象とした全国大会を開催する。

(内 容)

- i 都道府県に対する自立支援に関する啓発
- ii 都道府県及び社会的養護経験者に対する支援団体や当事者団体の紹介
- ii 都道府県及び社会的養護経験者に対する支援制度の周知 等

※ 民間事業者等の提案により具体的な内容を決定。

2. 実施主体

法人（公募により選定）

3. 補助率

国：定額（10/10相当）

児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業

令和2年度第3次補正予算案：3.6億円（児童虐待・DV対策等総合支援事業）

目的

- 児童養護施設や自立援助ホーム等を退所した者であって就職した者又は大学等へ進学した者のうち、保護者がいない又は保護者からの養育拒否等により、住居や生活費など安定した生活基盤の確保が困難な状況にある者又はそれが見込まれる者に対して、家賃相当額の貸付や生活費の貸付を行うことで安定した生活基盤を築き、これらの者の円滑な自立を支援することを目的とする。
- また、児童養護施設や自立援助ホーム等に入所中の者等に対して、就職に必要な各種資格を取得するために必要となる費用の貸付を行うことで、これらの者の円滑な自立を支援することを目的とする。

拡充内容

- 児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業の**安定的な運営を図るための貸付原資を補助**する。
- 新型コロナウイルス感染症の影響による休業等により収入が減少し、経済的に厳しい状況にある児童養護施設退所者等を支援するため、**二定期間の就業継続により返還が免除される生活費の貸付金額の増額の延長**を行う。

貸付対象者及び貸付額等

(1) 就職者

- ① 就職により児童養護施設等を退所した者等であって、保護者がいない又は保護者からの養育拒否等により、住居や生活費など安定した生活基盤の確保が困難又はそれが見込まれる者
【家賃貸付】貸付額：家賃相当額（生活保護制度における当該地域の住宅扶助額を上限）
貸付期間：2年間
- ② 就職により児童養護施設等を退所した者等のうち、新型コロナウイルス感染症の影響による内定取消や休業等により収入が減少し、経済的に厳しい状況にある者
【家賃貸付】貸付額：家賃相当額（生活保護制度における当該地域の住宅扶助額を上限）
貸付期間：2年間⇒3年間（求職期間を含む）

【生活費貸付】貸付額：月額8万円

貸付期間：6か月間（求職期間を含む）⇒12か月間 《拡充》

(2) 進学者

- ① 大学等への進学により児童養護施設等を退所した者等であって保護者がいない又は保護者からの養育拒否等により、住居や生活費など安定した生活基盤の確保が困難又はそれが見込まれる者

【家賃貸付】貸付額：家賃相当額（生活保護制度における当該地域の住宅扶助額を上限）

貸付期間：正規修学年数

【生活費貸付】貸付額：月額5万円

貸付期間：正規修学年数

- ② 大学等への進学により児童養護施設等を退所した者等のうち、新型コロナウイルス感染症の影響によるアルバイト休業等により収入が減少し、経済的に厳しい状況にある者

【家賃貸付】貸付額：家賃相当額（生活保護制度における当該地域の住宅扶助額を上限）

貸付期間：正規修学年数

【生活費貸付】貸付額：月額5万円⇒月額8万円（+3万円）

貸付期間：正規修学年数 **（拡充分については6か月間⇒12か月間） 《拡充》**

※このほかに、児童養護施設等に入所中の者等であって、就職に必要な各種資格を取得することを希望する者を対象に資格取得貸付を実施

※5年間の就業継続を満たした場合には貸付金は返還免除（資格取得貸付は2年間の就業継続で返還免除）

児童養護施設等が感染症対策の徹底を図りながら業務を継続的に実施していくための支援

令和2年度第3次補正予算案：62億円（児童虐待・DV対策等総合支援事業）

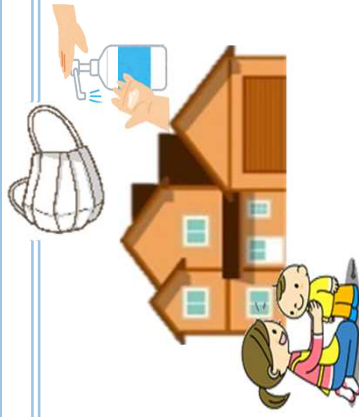
目的

児童養護施設等は、適切な感染防止対策を行った上での事業継続が求められているため、新型コロナウイルスの感染拡大を防止する観点から、マスクの購入や消毒に必要な経費のほか、個室化に要する改修に必要となる経費等も補助するとともに、医療機関や感染症専門家等からの支援等により、児童養護施設等における感染症対応力を底上げしつつ、業務を継続的に実施していくことが可能となるよう支援を行う。

事業内容

(1) マスクの購入や消毒に必要な経費、個室化に要する改修に必要な経費等の支援

- ① マスク等購入費
感染経路の遮断のため、児童養護施設等で使用するマスク、消毒液等の購入等に必要な費用について補助
- ② 児童養護施設等の消毒経費
施設内で感染が広がらないよう、利用者・従事者が触れる箇所や物品等の消毒に必要な費用について補助
- ③ 広報・啓発経費
施設で活動する子ども等に必要な情報が行き渡るよう、感染症予防の広報・啓発経費について補助
- ④ 個室化に要する改修費等
感染が疑われる者を分離する場合に備え、感染が疑われる者同士のスペースを空間的に分離するための個室化に要する改修費等（宿泊施設の借り上げ費用等を含む。）について補助
- ⑤ 職員が感染症対策の徹底を図りながら業務を継続的に実施していくために必要な経費
職員が感染症対策の徹底を図りながら業務を継続的に実施していくために必要な経費（研修受講、かかり増し経費等）を補助



【補助基準額】 1施設等当たり：8,000千円（里親等：1,000千円）

(2) 医療機関や感染症専門家等による適切な感染防止対策等に関する相談窓口の設置・派遣指導、職員のメンタルヘルス相談窓口の設置等の支援

【補助基準額】 1自治体当たり：11,860千円



【対象施設等】 児童養護施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、乳児院、児童心理治療施設、婦人保護施設、婦人相談所、婦人相談所の一時保護所（一時保護委託施設含む）、自立援助ホーム、ファミリーホーム、里親、児童家庭支援センター、児童相談所、児童相談所一時保護所（一時保護委託施設含む）、養子縁組民間あっせん機関、母子家庭等就業・自立支援センター

【実施主体】 都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市・市町村 【補助率】 (1)・(2) 国1/2 (3) 定額（国10/10相当）

【補助基準額】 1自治体当たり：13,308千円

(3) 濃厚接触者等の子どもの対応について、医療機関への一時保護委託の連絡調整等を行うほか、一時保護所や児童養護施設等で受け入れを行う際、健康観察等の個別的な対応の充実や、症状が出た場合の迅速な関係機関（保健所・医療機関等）との連携を図るために看護師等の配置・派遣等を支援



養子縁組あっせん事業者一覧（令和2年11月12日現在）

家庭福祉課調べ

（民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律（平成28年法律第110号）に定める許可を受けたもの）

	事業所所在地 自治体名	事業者名
1	北海道	医療社団法人弘和会 産科婦人科病院
2	茨城県	特定非営利活動法人 NPO Babyぽけっと
3	埼玉県	医療法人きずな会 さめじまボンディングクリニック
4	千葉県	特定非営利活動法人 ベビーブリッジ
5	東京都	認定特定非営利活動法人 環の会
6	東京都	一般社団法人 アクロスジャパン
7	東京都	社会福祉法人 日本国際社会事業団
8	東京都	特定非営利活動法人 フローレンス
9	東京都	一般社団法人 ベアホープ
10	滋賀県	医療法人青葉会 神野レディスクリニック
11	奈良県	特定非営利活動法人 みぎわ
12	和歌山県	特定非営利活動法人 ストークサポート
13	山口県	医療法人社団諍友会 田中病院
14	沖縄県	一般社団法人 おきなわ子ども未来ネットワーク
15	札幌市	医療法人明日葉会 札幌マタニティ・ウイメンズホスピタル
16	千葉市	社会福祉法人 生活クラブ 生活クラブ風の村ベビースマイル
17	大阪市	公益社団法人 家庭養護促進協会大阪事務所
18	神戸市	公益社団法人 家庭養護促進協会神戸事務所
19	岡山市	一般社団法人 岡山県ベビー救済協会
20	広島市	医療法人 河野産婦人科クリニック
21	熊本市	医療法人聖粒会 慈恵病院
22	熊本市	医療法人社団愛育会 福田病院 地域連携室 特別養子縁組部門

※ 上記のほか、同法の経過措置規定により、許可を受けていなくても事業を営むことができる事業者があります。詳細については、各都道府県までお問い合わせください。

令和3年度 ひとり親家庭等自立支援関係予算案の概要

1. 子育て・生活支援

① 母子・父子自立支援員等の専門性の向上及び相談支援体制の強化【新規】

母子・父子自立支援員等がひとり親家庭の個々の状態に応じて、適切な支援へ繋ぐことができるよう、タブレット等を活用した相談対応ツールや、動画による研修ツールなどを作成し、専門性の向上及び相談支援体制の充実を図る。
【母子家庭等対策総合支援事業：158億円の内数】

② ひとり親家庭に対する住居費支援【新規】

母子・父子自立支援プログラムに沿って、就業等に向け、意欲的に取り組むひとり親家庭に対して、家賃の全部又は一部の貸し付けを行うことにより、生活基盤の安定を図り、自立に向けた取組を促進する。
【母子家庭等対策総合支援事業：158億円の内数】

2. 就業支援

① 母子家庭等自立支援給付金事業の拡充【拡充】

ひとり親家庭の親の修学期間中の生活費負担を軽減するために支給する高等職業訓練促進給付金について、准看護師養成機関を修了する者が、引き続き、看護師の資格を取得するために養成機関で修業する場合や、4年以上の課程の履修が必要な養成機関で修業する場合には、4年間の支給（※）を可能とする。

併せて、教育訓練講座を受講し、修了した場合にその経費の一部を支給する自立支援教育訓練給付金についても、4年間（※）の支給を可能とする。（※）現行3年間
【母子家庭等対策総合支援事業：158億円の内数】

② 母子家庭等就業・自立支援事業の拡充【拡充】

母子家庭等就業・自立支援センターに、認定心理士や産業カウンセラー等の心理カウンセラーを配置し、ひとり親家庭の親に対し心理面のアプローチも考慮した就業相談を実施する。
【母子家庭等対策総合支援事業：158億円の内数】

3. 養育費確保支援

① 養育費相談支援センター事業の拡充【拡充】

養育費相談支援センターにおいて、SNSによるオンライン相談などアクセスしやすい多様な方法による相談支援を行うとともに、弁護士等による専門的な相談体制の構築を図る。
【母子家庭等対策総合支援事業：80百万】

② 養育費等支援事業の拡充【拡充】

養育費の取り決めなどに関する専門知識を有する相談員等による身近な地域での相談対応を行うとともに、SNSによるオンライン相談、弁護士による法律相談、外国籍を有する家庭への対応、託児サービス等の充実など相談支援体制の強化を図る。
【母子家庭等対策総合支援事業：158億円の内数】

③ 離婚前後親支援モデル事業の拡充【拡充】

養育費や面会交流の取り決めを促進する観点から、離婚協議の前後から、離婚協議の前後から、父母が子どもの福祉を念頭に置いて離婚後の生活等を考えるための「親支援講座」を行うモデル事業について、戸籍・住民担当部署との連携強化や、離婚の前段階からの支援体制の強化を図るとともに、地方自治体が養育費の履行確保等に資するものとして先駆的に実施する事業に対する補助を行う。
【母子家庭等対策総合支援事業：158億円の内数】

ひとり親家庭に対する相談支援体制強化事業【新規】

【令和3年度予算案：158億円の内数（母子家庭等対策総合支援事業）】

目的

- 母子・父子自立支援等がひとり親家庭の個々の状態に応じて、適切な支援へ繋ぐことできるよう相談支援体制の強化を図る。

事業内容

- タブレット等を活用した相談対応ツールや、動画による研修ツールなどを作成し、母子・父子自立支援等の専門性の向上及び相談支援体制の充実を図る。

実施主体等

【実施主体】都道府県・指定都市・中核市・及び福祉事務所設置町村（事業の全部又は一部を民間団体等に委託可）
【補助率】国1/2、都道府県等1/2

補助基準額（案）

1か所当たり 2,200千円

※ 市内の区役所・支所など、母子・父子自立支援等を配置して相談支援を行っている場所毎に補助単価を適用することが可能。

ひとり親家庭住宅支援資金貸付【新規】

※ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業の新規メニューとして創設

【令和3年度予算案：158億円の内数（母子家庭等対策総合支援事業）】

目 的

母子・父子自立支援プログラムの策定を受け、自立に向けて意欲的に取り組んでいる児童扶養手当受給者に対し、住居の借り上げに必要となる資金の貸付制度を創設することにより、就労又はより稼働所得の高い就労、就労又は子どもの高等教育の確保などに繋げ、自立の促進を図ることを目的とする。

対 象 者

児童扶養手当受給者（同等の水準の者を含む）であって、母子・父子自立支援プログラムの策定を受け、自立に向けて意欲的に取り組んでいる者

貸 付 額 等

貸付額：原則12か月に限り、入居している住宅の家賃の実費（上限4万円）を貸付

償還期限：都道府県知事等が定める期間

利 息：無利子

償 還 免 除 ・ 猶 予

償還免除：死亡又は障害により償還することができなくなったとき（全部又は一部）

長期間所在不明で返還が困難と認められる場合であって履行期限到達後に返還を請求した最初の日から5年経過（全部又は一部）

償還猶予：災害、疾病、負傷その他やむを得ない事由があるとき、その事由が継続する期間

実施主体・補助率

○実施主体が都道府県又は指定都市の場合

：9/10（国9/10、都道府県又は指定都市1/10）

○実施主体が都道府県又は指定都市が適当と認める民間法人の場合：定額（9/10相当）

※都道府県又は指定都市は、貸付実績に応じて1/10相当を負担

母子家庭等就業・自立支援事業【拡充】

事業内容

- 母子家庭の母及び父子家庭の父等に対し、就業相談から就業支援講習会、就業情報の提供等までの一貫した就業支援サービスや養育費の取り決めなどに関する専門相談など生活支援サービスを提供する事業。

※平成15年度から実施

《平成30年度》

- 実施か所：146か所
- 相談件数：75,918件
- 就職件数：4,227件

都道府県・指定都市・中核市

一般市・福祉事務所設置町村

(1) 母子家庭等就業・自立支援センター事業

支援メニュー

就業支援事業

- ・就業相談、助言の実施、企業の意識啓発、求人開拓の実施等

就業情報提供事業

- ・求人情報の提供
- ・電子メール相談等

在宅就業推進事業

- ・在宅就業に関するセミナーの開催や在宅就業コーディネーターによる支援等

相談関係職員研修支援事業

- ・相談関係職員の資質向上のための研修会の開催や研修受講支援等

心理カウンセラー等配置【拡充】

就業支援講習会等事業

- ・就業準備等に関するセミナーや、資格等を取得するための就業支援講習会の開催

養育費等支援事業

- ・生活支援の実施
- ・養育費相談の実施等

面会交流支援事業

- ・面会交流援助の実施等

広報啓発・広聴、ニーズ把握活動等事業

- ・地域の特性を踏まえた広報啓発活動や支援施策に係るニーズ調査の実施等

(2) 一般市等就業・自立支援事業

- 母子家庭等就業・自立支援センター事業の8つの支援メニューの中から、地域の実情に応じ適切な支援メニューを選択して実施

- ※ 面会交流支援事業については、平成28年度から一般市等就業・自立支援事業のメニューに追加。

- ・「地域生活支援事業」を「養育費等支援事業」と改称し、弁護士による離婚前を含めた養育費確保のための法律相談などを実施する。(平成28年度から)
- ・「管内自治体・福祉事務所支援事業」を「相談関係職員研修支援事業」と改称。(平成28年度から)
- ・**ひとり親家庭の親に対し心理面のアプローチも考慮した就業相談を実施する。(令和3年度から)【拡充】**

【実施主体】 (1) 都道府県・指定都市・中核市
(2) 一般市・特別区・福祉事務所設置町村
(事業の全部又は一部を委託可)

【補助率】 国1/2、都道府県・指定都市・中核市・一般市等1/2
【R3予算案】 母子家庭等対策総合支援事業(158億円)の内数

高等職業訓練促進給付金【拡充】

※平成15年度に創設

目的

- 母子家庭の母又は父子家庭の父の就職を容易にするために必要な資格の取得を促進するため、当該資格に係る養成訓練の受講期間について給付金を支給することにより、生活の負担の軽減を図り、資格取得を容易にすることを目的とする。

対象者

- 養成機関において修業を開始した日以降において、次のいずれにも該当する母子家庭の母又は父子家庭の父に支給
 - ① 児童扶養手当の支給を受けているか又は同等の所得水準にあること
 - ② 養成機関において1年以上のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれる者であること

対象資格

- 就職の際に有利となる資格であって、法令の定めにより養成機関において1年以上のカリキュラムを修業することが必要とされているものについて、都道府県知事等が地域の実情に応じて定める。
《対象資格の例》看護師、准看護師、保育士、介護福祉士、理学療法士、作業療法士、調理師、製菓衛生師 等

支給内容

【支給対象期間】 修業する期間（令和元年度より上限3年→上限4年に拡充）

※准看護師養成機関を修了する者が、引き続き、看護師の資格を取得するために養成機関で修業する場合や、4年以上の課程の履修が必要な養成機関で修業する場合には、4年間の支給を可能とする。【拡充】

【支給額】 月額10万円（住民税課税世帯は月額70,500円）

令和元年度より、修学の最終年限1年間に限り支給額を4万円加算する。

実施主体等

【実施主体】 都道府県・市区・福祉事務所設置町村

【補助率】 国3/4、都道府県等1/4

【R3予算案】 母子家庭等対策総合支援事業（158億円）の内数

支給実績《平成30年度》

【総支給件数】 7,990件（全ての修学年次を合計）

【資格取得者数】 2,647人（看護師 1,127人、准看護師 1,016人、保育士 154人、介護福祉士 50人など）

【就職者数】 2,106人（看護師 1,027人、准看護師 660人、保育士 128人、介護福祉士 43人など）

自立支援教育訓練給付金【拡充】

※平成15年度に創設

目的

- 母子家庭の母及び父子家庭の父が教育訓練講座を受講し、修了した場合にその経費の一部を支給することにより、主体的な能力開発の取組を支援し、母子家庭及び父子家庭の自立の促進を図ることを目的とする。

対象者

- 次のいずれにも該当する母子家庭の母又は父子家庭の父に支給
 - ① 児童扶養手当の支給を受けているか又は同等の所得水準にあること
 - ② 就業経験、技能、資格の取得状況や労働市場などから判断して当該教育訓練が適職に就くため必要と認められること

対象となる講座

- 実施主体の自治体の長が指定
 - ① 雇用保険制度の一般又は特定一般教育訓練給付の指定講座 《対象講座の例》簿記検定試験、介護職員初任者研修 等
 - ② 同制度の専門実践教育訓練給付の指定講座（専門資格の取得を目的とする講座に限る）
 - ③ 都道府県等の長が地域の実情に応じて指定した講座

支給内容

- ① 雇用保険法の規定による教育訓練給付金の支給を受けることができない者
対象講座の受講料の6割相当額、上限20万円（上記対象講座の②については修学年数×20万円、最大80万円）
- ② 雇用保険法の規定による教育訓練給付金の支給を受けることができる者
 - ①に定める額から教育訓練給付金の額を差し引いた額
 - ①②のいずれの場合も、12,000円を超えない場合は支給しない。

※**准看護師養成機関を修了する者が、引き続き、看護師の資格を取得するために養成機関で修業する場合や、4年以上の課程の履修が必要な養成機関で修業する場合には、4年間の支給を可能とする。【拡充】**

実施主体等

【実施主体】都道府県・市区・福祉事務所設置町村 【補助率】国3 / 4、都道府県等1 / 4
【R3予算案】母子家庭等対策総合支援事業（158億円）の内数

支給実績《平成30年度》

【支給件数】2,591件 【就職件数】2,183件

養育費の確保に関する今後の施策の方向性について

養育費については、養育費相談支援センターや地方自治体における養育費に関する相談支援を充実・強化するとともに、離婚前後親支援モデル事業を拡充し、離婚前からの親支援の充実や養育費の確保に係る支援施策の推進に取り組む。

赤字：令和3年度予算案における拡充内容
 青字：今後運用上改善を図るもの（非予算）

相談支援

〔アクセスのしやすい多様な方法による支援
 ・身近な地域で伴走型の支援や専門的な相談の均てん化〕

＜養育費等支援事業＞

- ① 相談員による手続相談
- ② SNS等を活用した相談支援（創設）
- ③ 弁護士による説明会（単価拡充）
- ④ 弁護士と連携した個別相談（創設）
- ⑤ 託児サービスへの整備（単価拡充）

＜養育費相談支援センター事業＞

- ① 家事調停経験者等による相談支援
- ② 弁護士等による専門相談（単価拡充）
- ③ SNS等を活用した相談支援（創設）
- ④ 地域の相談支援へ繋ぐ機能の強化

取り決めに係る支援

〔より早期の低葛藤時点からの支援
 ・受講しやすい方法による親支援講座の実施〕

＜養育費等支援事業＞

- ① リーフレットによる情報提供
- ② 家庭裁判所等への同行

＜離婚前後親支援モデル事業＞

- （補助単価拡充）
- ① 親支援講座の実施
 - ② 離婚前段階から個別ヒアリングや動画教材による講義などの実施
 - ③ 戸籍及び住民担当部署との連携強化

確保にかかる支援

〔先駆的取組の促進
 ・横展開〕

地方自治体において
 独自の確保支援策を実施

＜離婚前後親支援モデル事業＞（補助単価拡充）

- ① 公正証書の作成支援
- ② 弁護士による個別相談
- ③ 保証契約における保証料補助
- ④ 戸籍抄本等の書類取得補助
- ⑤ その他先駆的な取組への補助
- ⑥ 取組の横展開

R2補助単価1,713千円 ⇒

R3補助単価15,000千円に拡充

※ 養育費の確保の推進に際しては、離婚時における養育費の取決めがより一層促進されることが重要。

養育費等支援事業（「母子家庭等就業・自立支援事業」のメニュー事業の一つ）【拡充】

【令和3年度予算案：158億円の内数（母子家庭等対策総合支援事業）】

目的

- 母子家庭の母等の養育費の確保のため、身近な地域での養育費の取り決めなどに関する専門知識を有する相談員等による相談対応や、継続的な生活支援を必要としている家庭への支援を総合的に行うことにより、母子家庭等の生活の安定と児童の福祉の増進を図ることを目的とする。

事業内容

- 養育費に関する専門知識を有する相談員を配置し、①養育費取得のための取り決めや支払いの履行・強制執行の手續に関する相談や、②リーフレット等による情報提供、③養育費の取り決め等のために家庭裁判所等へ訪れる際の同行支援、④講演会の開催等を実施する。
- 弁護士による離婚前・離婚後の養育費取得のための取り決めや支払いの履行・強制執行に関する法律相談を実施する。
- 地域の母子生活支援施設等の相談・支援機能を活用して、そのノウハウを活かした相談等の生活支援を継続的に行う。

実施主体

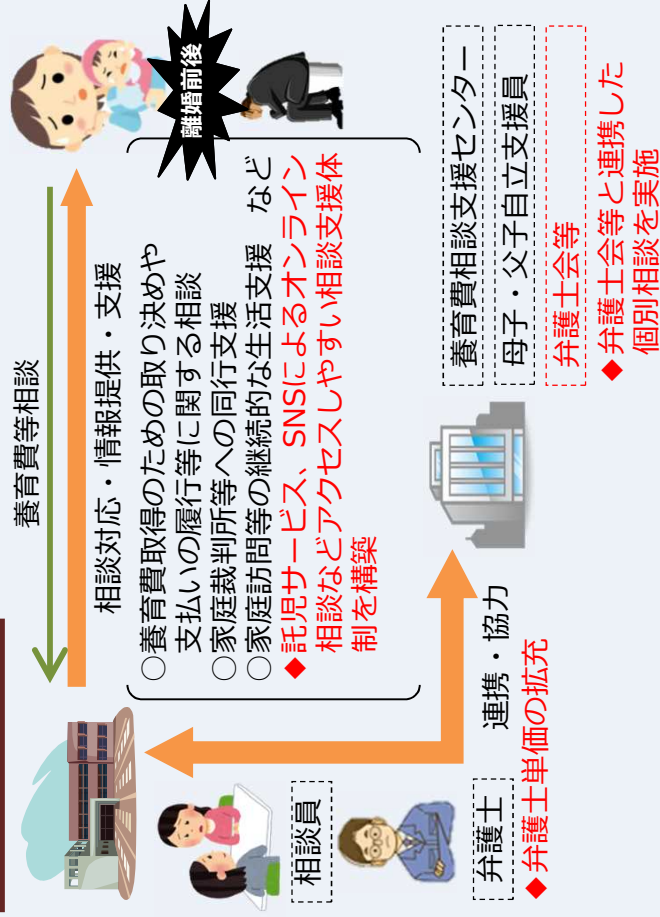
【実施主体】 都道府県・指定都市・中核市・市区・福祉事務所設置町村
（事業の全部又は一部を民間団体等に委託可）

【補助率】 国1/2、都道府県等1/2

補助単価

- ① 弁護士による養育費等に関する法律相談を行う場合
1 センター当たり 3,064千円→6,633千円 **【拡充】**
- ② ①以外の事業を行う場合
ア 週5日以下の実施の場合 3,697千円→4,405千円 **【拡充】**
イ 週5日以下（土日を含む）の実施の場合
ウ 週6日実施の場合 3,915千円→4,845千円 **【拡充】**
エ 週7日実施の場合 4,135千円→5,073千円 **【拡充】**
オ 週7日実施の場合 4,578千円→5,528千円 **【拡充】**
- ③ 弁護士会等との連携による個別相談支援を行う場合
1,491千円 **【新規】**
- ④ SNSなどアクセスしやすい多様な方法により相談支援を行う場合
11,707千円 **【新規】**

事業イメージ



※赤字は、令和3年度予算案による拡充部分

離婚前後親支援モデル事業（令和元年度～）【拡充】

【令和3年度予算案：158億円の内数（母子家庭等対策総合支援事業）】

- 離婚協議開始前の父母等に対して、離婚が子どもに与える影響、養育費や面会交流の取り決めや離婚後の生活を考える機会を提供するため、講座の開催やひとり親家庭支援施策に関する情報提供等を行う。
- 地方自治体が養育費の履行確保に資するものとして先駆的に実施する取組を支援する。

＜実施主体＞ 都道府県・市・特別区・福祉事務所設置町村（民間団体への委託可）

＜補助率＞ 国1/2 都道府県・市・特別区・福祉事務所設置町村1/2

＜モデル事業イメージ＞

講座等の開催

① 親支援講座

【講義】

- ◆ 離婚前後の父母等を対象に、離婚が子どもに与える影響や養育費等の取り決めの重要性等に関する講習を実施する。
- ◆ 講義を行う者の選定に当たっては、学識経験者、元家裁調査官など離婚問題に関し知見を有する者、父母教育プログラム等を実施している民間団体等に協力を依頼する。

【グループ討議】

- ◆ 親支援講座の受講者を対象に、当事者間での意見交換の場を提供する。
また、様々な立場の当事者の意見を聞くことができるような工夫も行う。

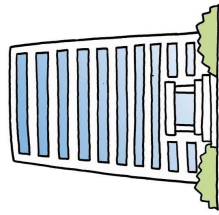
② 情報提供

- ◆ 親支援講座の受講者を対象に、ひとり親向けの支援施策や相談窓口等の情報提供を行う。

③ 養育費の履行確保（R2～）【拡充】

- ◆ 公正証書の作成支援及び養育費の取り決め等に関する弁護士への相談に関する支援等を行う。

地方自治体



民間団体

＜事業の全部又は一部を委託可＞



○ 子どもの心情的理解

○ 離婚後の生活や子育てに関する不安を軽減

○ 同じ境遇にある当事者との交流などにより、孤立感を解消

○ 養育費や面会交流に関する取り決めに促進

○ ひとり親になって間もない段階から必要な支援の提供が可能

○ 養育費の履行を確保



離婚前後親支援モデル事業の拡充について

<現 行>

離婚前後親支援モデル事業（1か所あたり1,713千円）

（1）親支援講座

- ① 親支援講座（H元～）
養育費の取り決めの重要性等の講義や当事者間での意見交換を実施。

- ② 情報提供（R元～）

親支援講座の受講者に対し、ひとり親向けの支援施策や相談窓口の情報提供を行う。

（2）養育費の履行確保に資する取組

- ① 養育費の履行確保等（R2～）
公正証書の作成支援及び弁護士相談に関する支援等を行う。

<見直し案>

離婚前後親支援モデル事業（1か所あたり15,000千円）

（1）親支援講座

- ① 親支援講座
養育費の取り決めの重要性等の講義や当事者間での意見交換を実施。

- ② 情報提供

親支援講座の受講者に対し、ひとり親向けの支援施策や相談窓口の情報提供を行う。

（2）養育費の履行確保に資する取組

- ① 戸籍・住民担当部署との連携強化
戸籍・住民担当部署に相談員を配置し、ひとり親担当部署と連携（離婚届の受け取り時の相談支援のほか、リーフレットや動画教材の作成など）を図る。

- ② 離婚前段階からの支援体制強化
別居開始時点など低葛藤時点からの個別にアリングや動画教材による講義、オンラインカウンセリング等を行う。

- ③ 公正証書等による債務名義の作成支援
公正証書等による債務名義を作成を支援する。

- ④ 保証契約支援
保証会社と養育費保証契約を締結するための支援を行う。

- ⑤ 戸籍抄本等の書類取得補助
家庭裁判所の調停申し立てや、裁判に要する添付書類の取得などの支援を行う。

- ⑥ 弁護士等による個別相談支援
弁護士等を配置し、養育費に関して、個々の状態に応じた専門的な相談支援を行う。

- ⑦ その他先駆的な取組

①～⑦のほか、養育費の履行確保等に資するものとして先駆的な取組

令和3年度 婦人保護事業関係予算概算案の概要

令和2年度予算額
206億円の内数

令和3年度予算案
236億円の内数

1 婦人相談所における支援（婦人相談所運営費負担金）

17百万円

○婦人相談所活動費

・婦人相談所から要保護女性等を婦人保護施設、病院等へ移送する際の旅費及び連絡・調整等に要する経費を補助する。

○外国人婦女子緊急一時保護経費

・外国人のDV被害者等を保護した際の通訳雇い上げに伴う費用や関係機関との連絡に必要な経費等を補助する。

○婦人相談所における広域措置の実施

・他の都道府県への広域措置の円滑な実施を図るため、DV被害者等を他の都道府県の婦人相談所等へ移送するために必要な旅費等を補助する。

○相談・一時保護同伴児童経費

・DV被害者等に同伴する児童のための保育の備品等を整備し、相談及び一時保護の環境を整える。

2 婦人相談所における一時保護、婦人保護施設における自立支援

婦人保護事業費負担金
婦人保護事業費補助金

23億円

○婦人相談所における一時保護の実施

- ・職員の人件費、入所者の食費などの生活費、施設の維持・管理費を補助する。
 - ・同伴児童が適切に教育を受けられるよう、学習指導員※を配置するとともに、教材等の整備に必要な経費を補助
 - ・一時保護委託先の同伴児童が小・中学校等に安全・安心に通学できるよう、生活支援員※による通学への同行に必要な旅費等を補助する。
- ※学習指導員、生活支援員の配置に係る経費については、児童虐待・DV対策等総合支援事業で予算措置

○婦人相談所が一時保護委託するための経費

・DV被害者等の状況に応じて、婦人相談所が民間シェルター等の適切な委託契約施設へ一時保護を委託し、自立に向けた支援を行う。また、ストーカー被害者や性暴力・性犯罪の被害者、についても一時保護委託の対象とする。

・民間支援団体への一時保護委託の積極的な活用を進めるため、同伴児童に対する教育のための環境整備や人身取引被害者への支援等に係る一時保護委託費の拡充を図る。

○婦人保護施設における保護・自立支援に必要な経費

- ・職員の人件費、入所者の食費などの生活費、就職活動のための旅費、施設の維持・管理費を補助する。
- ・様々な困難な問題を抱える被害者のニーズに対応するため、個別対応職員の配置に要する費用を補助する。
- ・同伴児童が適切に教育を受けられるよう、学習指導員を配置するとともに、教材等の整備に必要な経費を補助する。
- ・同伴児童が小・中学校等に安全・安心に通学できるよう、生活支援員による通学への同行に必要な旅費等を補助する。

○心理療法担当職員の配置

・婦人相談所一時保護所及び婦人保護施設に心理療法担当職員を配置し、DV被害者及び同伴家族の心理的ケアの支援を図る。

○同伴児童のケアを行う指導員の配置

・婦人相談所一時保護所及び婦人保護施設に、同伴児童のケアを行う指導員を配置し、虐待を受けた児童へのケアの充実強化を図るとともに、保護された女性が自立に向けた取組を安心して行える環境を整える。

○夜間警備体制強化事業

・配偶者の暴力から逃れて入所している被害者や職員の安全の確保を図るため、婦人相談所一時保護所及び婦人保護施設の夜間警備体制を強化する。

○婦人保護施設入所者の地域生活移行支援

・賃貸物件を活用して地域生活移行支援を実施する場合に、建物の賃料の一部を措置費に算定する。

○婦人保護施設における同伴児童の入進学支度金の支給

・婦人保護施設における同伴児童が、小学校、中学校、又は高等学校に入進学した場合の入進学支度金を支給する。

3 婦人相談員活動強化、DV対策等の機能強化等（児童虐待・DV対策等総合支援事業） 213億円の内数

○婦人相談員活動強化事業

- ・婦人相談員の手当や、調査・指導のための旅費等を補助する。※一定の研究を終了した者について勤務実態に応じた手当額を支給。
- ・婦人相談員の専門性の向上を図るため、各種研修を積極的に受講できるよう、研修派遣のための旅費や派遣中の代替職員の配置に必要な経費を補助する。

○婦人保護啓発活動事業

- ・婦人相談所等が、地域住民に対して要保護女子の保護更生及び暴力被害女性の保護についての確な理解と密接な協力が得られるよう婦人相談所、関係機関、協力機関と連携して、配偶者からの暴力の防止等に関する啓発活動を実施する。

○婦人保護施設退所者自立生活援助事業

- ・婦人保護施設に生活援助指導員を配置し、対象者の来所等への対応、対象者の職場や居住へ訪問、集いの場を提供するなどの方法により、相談、指導等の援助にあたる。

○休日夜間電話相談事業【拡充】

- ・婦人相談所に婦人保護事業に精通した婦人相談員経験者等による相談等に対応する協力を配置し、土日祝日を含め24時間対応が可能となるよう支援体制の強化を図る。

○配偶者からの暴力被害女性保護支援ネットワーク事業

- ・婦人相談所と関係機関等との連絡会議やケース会議を開催し、連携の強化を図る。

○婦人相談所等職員への専門研修事業【拡充】

- ・婦人相談所職員や婦人相談員等、直接被害者から相談受ける職員に対し、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるための必要な研修を実施する。(年3回)
- ・婦人相談所一時保護所等の入所者による携帯電話等通信機器の利用に際して、通信機器の性能や取扱いによって生じる得る危険性等について、婦人相談員や一時保護所等の職員が十分理解の上、対応するための研修費を補助する。

○専門通訳者養成研修事業

- ・人身取引及びDVに関する専門的な知識を持った通訳者の養成研修を実施し、人身取引被害者や外国人DV被害者への適切な支援を確保する。

○法的対応機能強化事業

- ・婦人相談所において、DV被害者等からの離婚問題、生活破綻、在留資格等についての相談等に対し、弁護士等による法的な調整や援助を行う。

○婦人相談所一時保護所入所者個別対応強化事業

- ・様々な困難な問題を抱える被害者のニーズに対応するため、個別対応職員の配置に要する費用を補助する。

○婦人相談所SNS等相談支援事業

- ・若年層をはじめとした困難を抱えた女性が支援に円滑につながるよう、SNSを活用した相談窓口の開設準備費用、運用経費を補助する。

○地域生活移行支援事業（ステップハウス）

- ・婦人保護施設において、施設入所者が施設を退所する前の一定期間、施設本体から離れ、施設付近の住宅において生活することで、地域生活等を体験するための支援を行う。

○DV対応・児童虐待対応連携強化事業

- ・婦人相談所において、DV被害者等が同伴する子どもの支援の充実を図るため、児童相談所等の関係機関と連携する「児童虐待防止対応コーディネーター」を配置し、児童虐待対応との連携強化を図る。

○若年被害女性等支援事業【拡充】

- ・モデル事業として実施してきた当該事業について、相談支援体制及び医療機関との連携体制等の強化を図り、本格実施に移行し、事業の推進を図る。

○DV被害者等自立生活援助事業

- ・一時保護解除後のDV等被害女性が、地域で自立し、定着するための支援を実施し、自立支援を促進する。

○困難な問題を抱える女性支援連携強化モデル事業【新規】

- ・婦人相談員を配置している市区単位で、婦人相談所等の都道府県の機関や市区の関係機関、民間団体の参画による横断的な連携・協働の下、困難な問題を抱える女性への支援を展開するため
のネットワーク(協議会)の構築・運営に要する費用を補助する。

休日・夜間電話相談事業【拡充】

令和2年度予算183億円の内数 → 令和3年度予算案213億円の内数
(児童虐待・DV対策等総合支援事業)

拡充の内容

- DV被害、性暴力被害などの困難な問題を抱える女性からの相談については、相談者の状況によっては、深夜や休日等に対応が必要となる場合や、新型コロナウイルス感染症等の影響により、より大きな負担が心身に生じている状況も踏まえ、婦人相談所の体制について、土日祝日を含め24時間対応が可能となるよう支援体制の強化を図る。

【事業内容】 婦人相談所に婦人保護事業に精通した婦人相談員経験者等による相談等に対応する協力員を配置し、24時間の対応を実施する。

【実施主体】 都道府県、婦人相談所を設置する指定都市
※民間団体等への事業委託を可能とする。

【実施内容】 ①各婦人相談所の通常の開所時間外の時間帯に行われる相談等に対応する協力員を時間外に配置する。
②各婦人相談所が閉所している土日祝日に行われる相談等に対応する協力員を配置する。

【補助率】 国1 / 2、都道府県・婦人相談所を設置する指定都市1 / 2

【補助基準額案】

①平日夜間

- a) 18:00～20:00 月額 37,350円
- b) 18:00～22:00 月額 74,700円
- c) 18:00～9:00 月額 598,430円 《新設》

②土日祝日

- a) 9:00～18:00 月額 139,300円 《拡充》
- b) 18:00～20:00 月額 17,350円
- c) 18:00～22:00 月額 34,700円
- d) 18:00～9:00 月額 278,590円 《新設》

婦人相談所等職員への専門研修事業【拡充】

令和2年度予算183億円の内数 → 令和3年度予算案213億円の内数
(児童虐待・DV対策等総合支援事業)

拡充の内容

- 婦人相談所一時保護所等の入所者による携帯電話等通信機器の利用に際して、通信機器の性能や取扱いによって生じ得る危険性等について、婦人相談員や一時保護所等の職員が十分理解の上、対応するための研修費用を補助する。

【事業内容】 DV被害女性等の人権や特性、通信機器の性能等に関する理解を深めるために専門研修を行う。

【実施主体】 都道府県、婦人相談員を設置する市

【実施内容】 DV被害や性暴力被害等に精通した司法、医療、心理等の学識経験者や通信機器に精通した有識者等を講師として招聘し、被害者の人権への配慮やDV被害等の特性や通信機器の性能等に関する理解を深めるための研修を実施する。

【補助率】 国1 / 2、都道府県・婦人相談員を設置する市1 / 2

【補助基準額案】

- ・ 研修を年1回開催する場合 年額 87,070円 (R2: 67,780円) <拡充>
- ・ 研修を年2回開催する場合 年額 174,140円 (R2:135,560円) <拡充>
- ・ 研修を年3回開催する場合 年額 261,210円 (R2:203,340円) <拡充>

若年被害女性等支援事業【拡充】

令和2年度予算183億円の内数 → 令和3年度予算案213億円の内数
 (児童虐待・DV対策等総合支援事業)

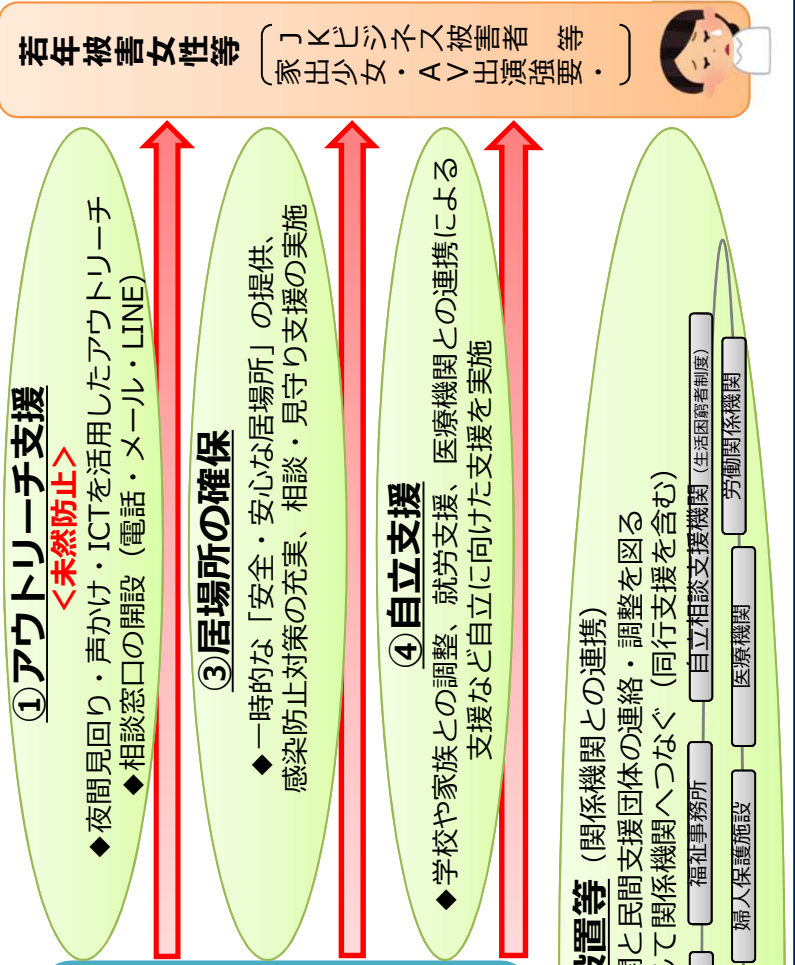
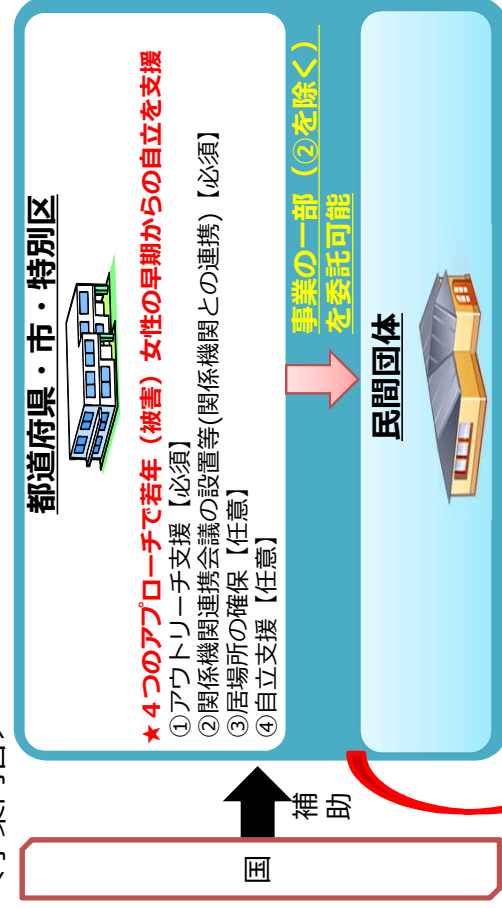
- ◆ モデル事業として実施してきた当該事業について、相談支援体制及び医療機関との連携体制等の強化を図り、本格実施に移行し、事業の推進を図る。

＜主な拡充内容等＞

- 性被害等の未然防止を図る観点から、アウトリーチや相談支援に対応する職員を増員するとともに、ICTを活用したアウトリーチに要する経費を計上し、取組を強化
- 性被害によるトラウマのケアや感染症検査等について医療機関との連携による若年女性への支援の実施
- より安全・安心な居場所の提供に向けて、感染防止対策を図った上で、夜間における相談、見守り支援を行う支援員を配置
- SNS等による相談支援において、被害女性居住市町村との広域的な連携を充実させるため、調整旅費を拡充
- 本格実施に伴い、補助率を国10/10 → 国1/2、都道府県・市・特別区1/2に変更

＜実施主体＞ 都道府県・市・特別区 <補助率> 国1/2、実施主体1/2 <1か所当たりの補助基準額案> 26,743千円 (①～④全て実施)

＜事業内容＞



困難な問題を抱える女性支援連携強化モデル事業【新規】

令和3年度予算案213億円の内数（児童虐待・DV対策等総合支援事業）

概要

○ 困難な問題を抱える女性への支援のあり方に関する検討会中間まとめにおいては、地方公共団体の役割分担の考え方として、都道府県と市町村のそれぞれの役割や強みを活かし、地域コミュニティの状況や支援ニーズ、民間団体などの社会資源の状況に係る地域の多様性も考慮して、施策を推進していくことの必要性が述べられている。

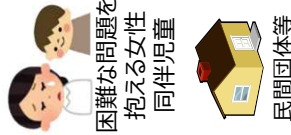
○ さらには、新型コロナウイルス感染症の影響により、困難な問題を抱える女性に、より大きな負担が心身ともに生じている状況も踏まえ、試行的な取組として、婦人相談員を設置している市区単位で、婦人相談所等、都道府県の関係機関や市区の関係機関、民間団体の参画による横断的な連携・協働の下、困難な問題を抱える女性への支援を展開するためのネットワーク（協議会）の構築・運営への支援を行う。

【実施主体】 婦人相談員を設置している市（特別区含む）

【補助率】 国：定額（10／10相当）

【補助基準額案】 1自治体当たり 8,519千円

【モデル実践例】



1. 事態の危険度や緊急度の判断
2. 緊急でなくとも検討を要する場合は個別ケース検討会議の開催の判断
3. 会議の招集メンバー（機関）の決定

緊急を要する場合、婦人相談所が中心となって被害女性や同伴する家族の安全を確保

調整機関

市区（福祉事務所等）の婦人保護担当

① 相談の受理

② 受理会議

- （緊急受理会議）
- ・ 婦人相談所
 - ・ 配暴センター
 - ・ 児童相談所
 - ・ 福祉事務所
 - ・ 市町村保健センター等

③ 個別ケース検討会議の招集・日程調整

連絡・相談

困難な問題を抱える女性支援ネットワーク（地域協議会）

- ・ 福祉事務所（婦人保護担当課）
- ・ 婦人相談所
- ・ 配偶者暴力相談支援センター
- ・ ワンストップ支援センター
- ・ 児童相談所
- ・ 警察
- ・ 医療機関
- ・ 市町村保健センター
- ・ 保健所
- ・ 教育委員会
- ・ 司法関係機関
- ・ 社会福祉協議会
- ・ 民間団体等

＜④ 協議会の開催＞

1. 代表者会議

ネットワークの構成機関の代表者が参集し、実務者会議が円滑に運営されるための環境整備を図る。

2. 実務者会議

実際に活動する実務者が参集し、全てのケースの定期的な状況のフォロー、支援対象者の実態把握や、支援を行っているケースの総合的な把握等を協議する。

3. 個別ケース検討会議

個別の支援対象者について、直接関わりを有している関係機関等の担当者や今後関わりを有する可能性がある関係機関等の担当者により、当該支援対象者に対する具体的な支援内容等を検討するために適時開催する。

⑤ 支援の実施

個別ケース検討会議にて話し合われた支援の方向性、各関係機関・職種で役割分担に基づき、被害女性や同伴する家族に対して適切な支援を行う。

婦人保護施設措置費

(令和2年度予算)	(令和3年度予算案)
23億円 →	23億円
(婦人保護事業費負担金)	9億円 →
(婦人保護事業費補助金)	14億円 →
	9億円
	13億円

<拡充の内容>

【一時保護委託費の拡充】(婦人保護事業費負担金)

◆ 同伴児童学習支援加算【拡充】

一時保護委託の民間支援団体において、DV被害者等に同伴する子どもたちの教育のための環境整備を図るため、学習指導員の配置や、教材の購入等を行った場合に加算する。

◆ 心理的ケア対応加算【拡充】

一時保護委託の民間支援団体において、カウンセリング等による心理的ケアを行うため、心理療法を担当する職員を配置した場合に加算する。

◆ 個別対応加算【拡充】

一時保護委託の民間支援団体において、障害等を複合的に抱え、特に個別の対応が必要な入所者に対して支援を行うため、個別対応職員を配置した場合に加算する。

◆ 人身取引被害者等支援加算【拡充】

一時保護委託の民間支援団体において、外国人被害者へのきめ細かな支援の充実を図るため、通訳者を雇上げた場合に加算する。

(事業の目的・内容)

売春防止法に基づき、要保護女子についてその転落の未然防止と保護更生を図ること及び配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に基づき、配偶者からの暴力被害女子の保護を図ることを目的として、社会環境の浄化、配偶者からの暴力の防止等に関する啓発活動を行うとともに、要保護女子及び配偶者からの暴力被害女子の早期発見に努め、必要な相談、調査、判定、指導・援助、一時保護及び収容保護を行い、その実施に要する費用として都道府県等が支弁した経費に対し国が負担（補助）する。

(実施主体) 都道府県・婦人相談所を設置している指定都市

(補助率) 国 5 / 10 (都道府県・婦人相談所を設置している指定都市 5 / 10)

不妊に悩む方への特定治療支援事業の拡充について

令和2年度第三次補正
予算案：370億円

目的

出産を希望する世帯を広く支援するため、不妊治療の保険適用を検討し、保険適用までの間は、現行の助成措置を大幅に拡充することとしている。今般、可能な限り早期にその拡充を図るため、第三次補正予算により実施するもの。

令和3年1月から3月の拡充分及び令和3年度12ヶ月分（計15ヶ月分）について、第三次補正予算案に計上。

事業の概要

- 要旨 不妊治療の経済的負担の軽減を図るため、高額な医療費がかかる配偶者間の不妊治療に要する費用の一部を助成
- 対象治療法 体外受精及び顕微授精（以下「特定不妊治療」という。）
- 対象者 特定不妊治療以外の治療法によつては妊娠の見込みがないか、又は極めて少ないと医師に診断された夫婦（治療期間の初日における妻の年齢が43歳未満である夫婦）
- 給付の内容 ① 1回**30万円**
※凍結胚移植（採卵を伴わないもの）及び採卵したてが卵が得られない等のため中止したものついては、1回**10万円**
通算回数は、初めて助成を受けた際の治療期間初日における妻の年齢が、40歳未満であるときは通算6回まで、
② 男性不妊治療を行った場合は**30万円** ※精子を精巣又は精巣上体から採取するための手術
- 拡充の適用 令和3年1月1日以降に終了した治療を対象

拡充前

- ✓ 所得制限：730万円未満（夫婦合算の所得）
- ✓ 助成額：1回15万円（初回のみ30万円）
- ✓ 助成回数：生涯で通算6回まで
（40歳以上43歳未満は3回）
- ✓ 対象年齢：妻の年齢が43歳未満

拡充後

- ✓ 所得制限：撤廃
- ✓ 助成額：1回**30万円**
- ✓ 助成回数：1子ごと **6回まで**（40歳以上43歳未満は3回）
- ✓ 対象年齢：変更せず

- 指定医療機関 事業実施主体において医療機関を指定
- 実施主体 都道府県、指定都市、中核市
- 補助率等 1/2（負担割合：国1/2、都道府県・指定都市・中核市1/2）、安心こども基金を活用

※ 原則、法律婚の夫婦を対象とするが、生まれてくる子の福祉に配慮しながら、事実婚関係にある者も対象とする。

不育症検査費用助成事業

R3 予算案：12億円・新規

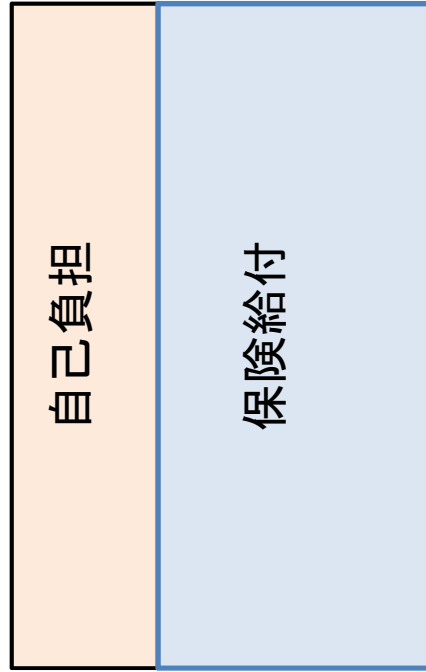
目的

- 保険適用されている検査については、保険診療における実施を促しつつ、現在、研究段階にある不育症検査について保険適用を目指した助成制度を創設し、患者の自己負担軽減を図る。

概要

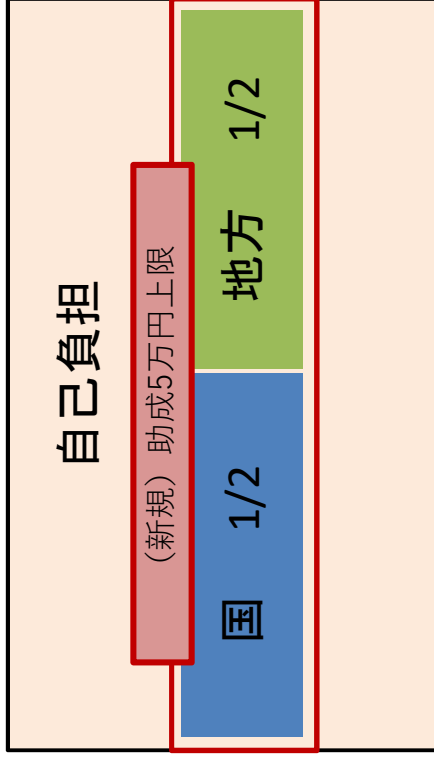
- 実施主体：都道府県、指定都市、中核市
- 助成額：一回 5万円を上限
- 負担割合：国1/2、都道府県等 1/2
- 保険適用されている検査について保険診療で実施していること
- 現在、研究段階にある検査のうち、保険外併用の仕組みで実施するもの※(例：流産検体の染色体検査)を対象に、自治体が行う助成に対し、一定の補助を行う ※先進医療と呼ぶ

<保険適用検査>



不育症

<保険適用外検査(研究段階の検査)>



助成制度のイメージ

今後の予定 (先進医療として実施することを想定)

関係学会において対象とすべき検査等の決定

申請 医療機関での情報収集等の体制整備

申請

先進医療会議における審議・承認

告示

厚生局への届出医療機関で実施

来春目途

不妊症・不育症への相談支援等

不育症相談体制の強化

①不妊専門相談センター事業

○ 不妊症や不育症について悩む夫婦等を対象に、夫婦等の健康状況に的確に応じた相談指導や、治療と仕事の両立に関する相談対応、治療に関する情報提供等を行う。

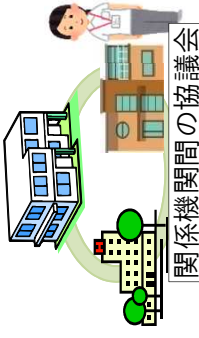
・補助率：国1/2、
都道府県等1/2



相談支援等の実施

②不妊症・不育症支援ネットワーク事業

○ 不妊専門相談センターと自治体(担当部局、児童相談所等)及び医療関係団体、当事者団体等で構成される協議会を設置し、流産・死産に対するグリーフケアを含む相談支援、不妊症・不育症に悩む方へ寄り添った支援を行うピアサポート活動や、不妊専門相談センターを拠点としたカウンセリングの配置等を推進し、不妊症・不育症患者への支援の充実を図る。



・補助率：国1/2、
都道府県等1/2

関係機関間の協議会

③不妊症・不育症ピアサポーター育成研修等事業

○ 不妊治療や流産の経験者を対象としたピアサポーターの育成研修や、医療従事者に対する研修を、国において実施する。



研修会の実施

<研修内容>

- ①不妊症・不育症に関する治療
- ②不妊症・不育症に悩む方との接し方
- ③仕事と治療の両立
- ④特別養子縁組や里親制度 など

④不妊症・不育症に関する広報・啓発促進事業

○ 不妊症・不育症に対する社会の理解を深めることや、治療を受けやすい環境整備に係る社会機運の醸成のため、国において普及啓発事業を実施する。



全国フォーラムの開催等

<実施内容の例>

- ①全国フォーラムの開催
- ②不妊症・不育症等に関する広報の実施
- ③不妊治療を続け、子どもを持ちたいと願う家庭の選択肢としての里親制度等の普及啓発 など

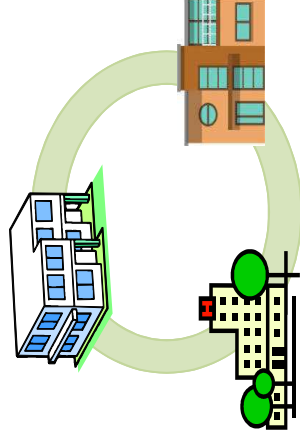
正しい情報の周知・広報

不妊症・不育症支援ネットワーク事業

R3予算案：4.2億円・新規

1. 目的

- 不妊症・不育症患者への支援としては、医学的診療体制の充実に加え、流産・死産に対するグリーフケアを含む相談支援、特別養子縁組制度の紹介等の心理社会的支援の充実が求められている。
- このため、関係機関等により構成される協議会を開催し、地域における不妊症・不育症患者への支援の充実を図る。



2. 事業内容

- 不妊専門相談センターと自治体(担当部局、児童相談所等)及び医療関係団体、当事者団体等で構成される協議会を設置
- 当事者団体等によるピア・サポート活動等への支援の実施
- 不妊症・不育症患者への心理社会的支援に係るカウンセラーの配置
- 不妊症・不育症患者への里親・特別養子縁組制度の紹介の実施 など

3. 実施主体

- 都道府県、指定都市、中核市のうち、不妊専門相談センター事業を実施している自治体

4. 予算額、補助率

- 補助基準額：不妊専門相談センター事業を実施する自治体において、当事業を行う場合、1,040万円の加算を実施
- 補助率：国1/2、都道府県・指定都市・中核市1/2

不妊専門相談センター事業

R3 予算案：1億円（R2 予算額：1億円）

○ 事業の目的

不妊や不育症の課題に対応するための適切な体制を構築することにより、生涯を通じた女性の健康の保持増進を図ることを目的とする。

○ 対象者 …… 不妊や不育症について悩む夫婦等

○ 事業内容

- (1) 夫婦の健康状況に的確に応じた不妊に関する相談指導
- (2) 不妊治療と仕事の両立に関する相談対応
- (3) 不妊治療に関する情報提供
- (4) 不妊相談を行う専門相談員の研修

○ 実施担当者 …… 不妊治療に関する専門的知識を有する医師、その他社会福祉、心理に関して知識を有する者等

○ 実施場所（実施主体：都道府県・指定都市・中核市）

全国81か所（令和2年8月1日時点） ※自治体単独（3か所）含む

主に大学・大学病院・公立病院24か所、保健所28か所において実施。

○ 補助率等 補助率： 1 / 2 R3基準額（案）： 474,500円（月額）

加算（R3新規）： 不妊症・不育症ネットワーク事業 1,040万円（年額）

○ 相談実績

平成30年度：19,693件（内訳：電話9,791件、面接8,371件、メール1,346件、その他185件）

（電話相談） 医師 12%、助産師 41%、保健師 26%、その他（心理職など） 21%

（面接相談） 医師 35%、助産師 28%、保健師 17%、その他（心理職など） 20%

（メール相談） 医師 29%、助産師 46%、保健師 9%、その他（心理職など） 17%

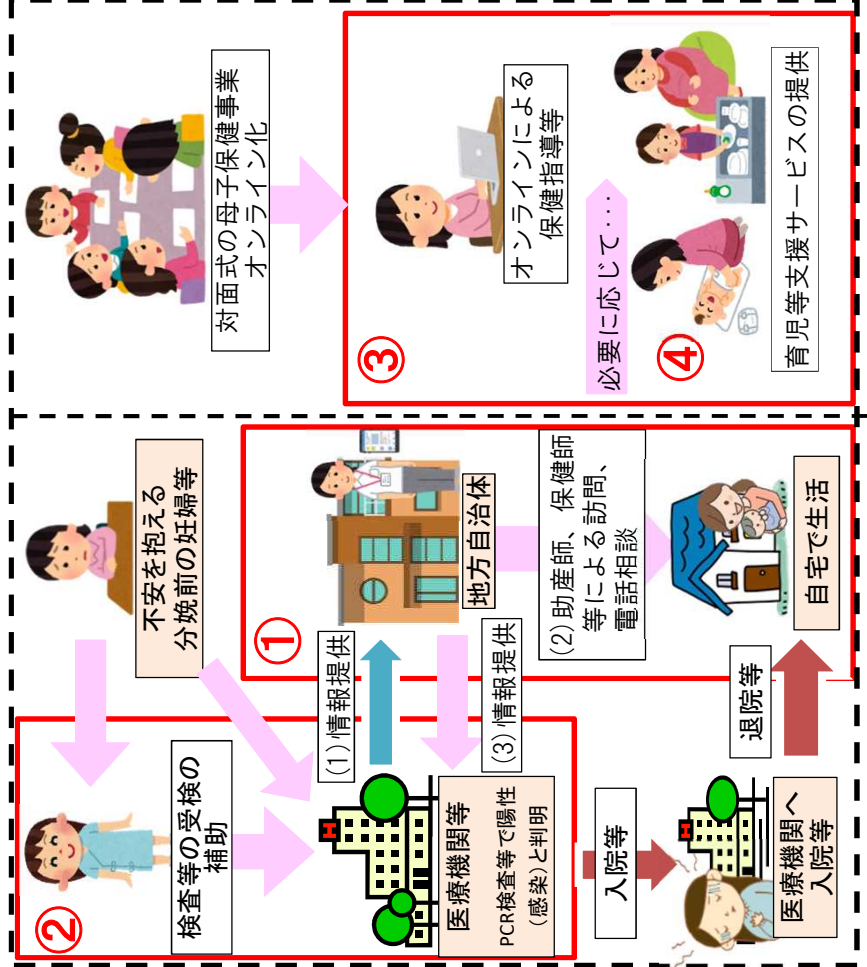
（相談内容） ・費用や助成制度に関すること（9,458件） ・不妊症の検査・治療（4,982件） ・不妊の原因（1,543件）

・不妊治療を実施している医療機関の情報（1,689件） ・家族に関すること（1,326件） ・不育症に関すること（890件）

・主治医や医療機関に対する不満（721件） ・世間の偏見や無理解による不満（359件） ・不妊治療と仕事の両立について（420件）

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた妊産婦・乳幼児への総合的な支援
 ー 新型コロナウイルス流行下における妊産婦総合対策事業 ー R2 第三次補正予算案：31億円

- 新型コロナウイルス感染症の流行が続く中で、妊産婦は日常生活等が制約され、自身のみならず胎児・新生児の健康等について、強い不安を抱えている状況にある。
- とりわけ、感染が確認された妊産婦は、出産後も一定期間の母子分離を強いられることなど、メンタルヘルス上の影響が懸念される。また、予定していた里帰り出産が困難となり、家族等による支援を得られず孤独の中で産褥期を過ごすことに不安を抱える妊婦も存在。
- このため、以下の事業に対する補助を行うことにより、新型コロナウイルス感染症の流行下における妊産婦への寄り添った支援を総合的に実施する。



【事業内容】

① ウイルスに感染した妊産婦への支援

【実施主体：都道府県等 負担割合：国1/2】

新型コロナウイルスに感染した妊産婦等に対し、退院後、助産師、保健師等が、電話や訪問などで寄り添った支援を実施

② 不安を抱える妊婦等への分娩前の検査

【実施主体：都道府県等 負担割合：国1/2】

強い不安を抱える妊婦、もしくは基礎疾患を有する妊婦に対する分娩前の新型コロナウイルス検査の費用を補助

③ オンラインによる保健指導等

【実施主体：市町村 負担割合：国1/2、市区町村1/2】

オンラインによる保健指導等を実施するための設備及び職員の費用を補助

④ 育児等支援サービスの提供

【実施主体：市町村 負担割合：国1/2、市区町村1/2】

里帰り出産が困難な妊産婦に、育児等支援サービスを提供する

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた妊産婦・乳幼児への総合的な支援 — 新型コロナウイルス流行下における妊産婦総合対策事業 — 【参考：詳細版】

- 新型コロナウイルス感染症の流行が続く中で、妊産婦は日常生活等が制約され、自身のみならず胎児・新生児の健康等について、強い不安を抱えて生活をしている状況にある。
- とりわけ、感染が確認された妊産婦は、出産後も一定期間の母子分離を強いられることなど、メンタルヘルス上の影響が懸念される。また、予定していた里帰り出産が困難となり、家族等による支援を得られず孤独の中で産褥期を過ごすことに不安を抱える妊婦も存在。
- このため、以下の事業に対する補助を行うことにより、新型コロナウイルス感染症の流行下における妊産婦への寄り添った支援を総合的に実施する。

【事業内容】

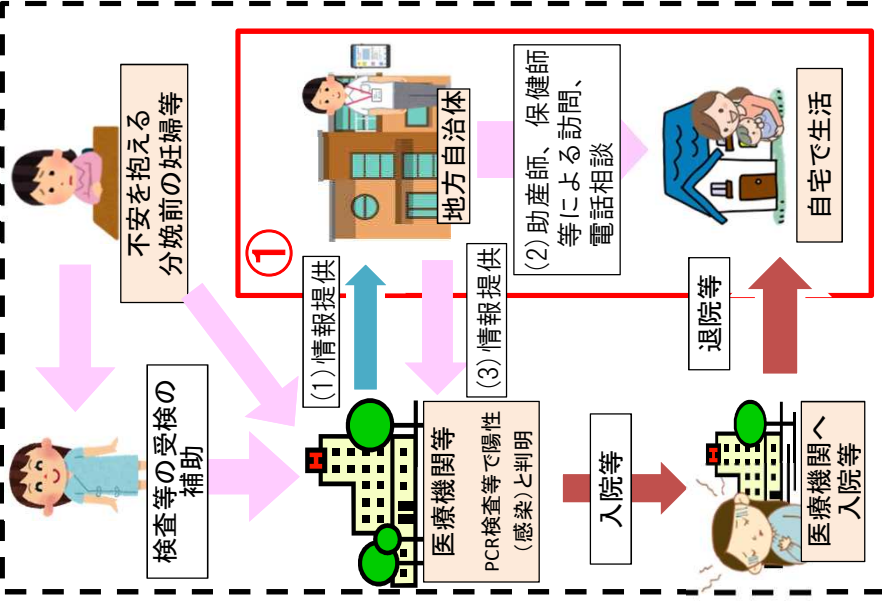
1. ウイルスに感染した妊産婦に対する寄り添い型支援

- PCR検査等により新型コロナウイルスへの感染が確認された妊婦は、症状の有無、程度に関わらず、自らの健康のこののみならず胎児への健康影響等について甚大な不安に直面する。
- さらに、感染した妊産婦は、医師の判断により、分娩が帝王切開となったり、出産後に母子分離となる可能性があり、自責の念にかられたり、メンタルヘルス上の問題、母子関係（ボンディング）障害などのリスクが懸念される。
- このため、新型コロナウイルスに感染した妊産婦に対し、退院後、助産師や保健師等が、定期的な自宅への訪問や電話等により、不安や孤立感の解消、育児技術の提供など寄り添ったケア支援を実施する。

■ 実施主体：都道府県、指定都市、中核市、保健所設置市

■ 補助率：1/2

■ 補助単価：寄り添い支援：15,000円×妊婦一人への支援回数×妊婦数、
医療機関委託：425,000円（1自治体当たり）
都道府県調整事務費：892,000円（1都道府県当たり）



【事業内容】 2. 不安を抱える妊婦等への分娩前のウイルス検査

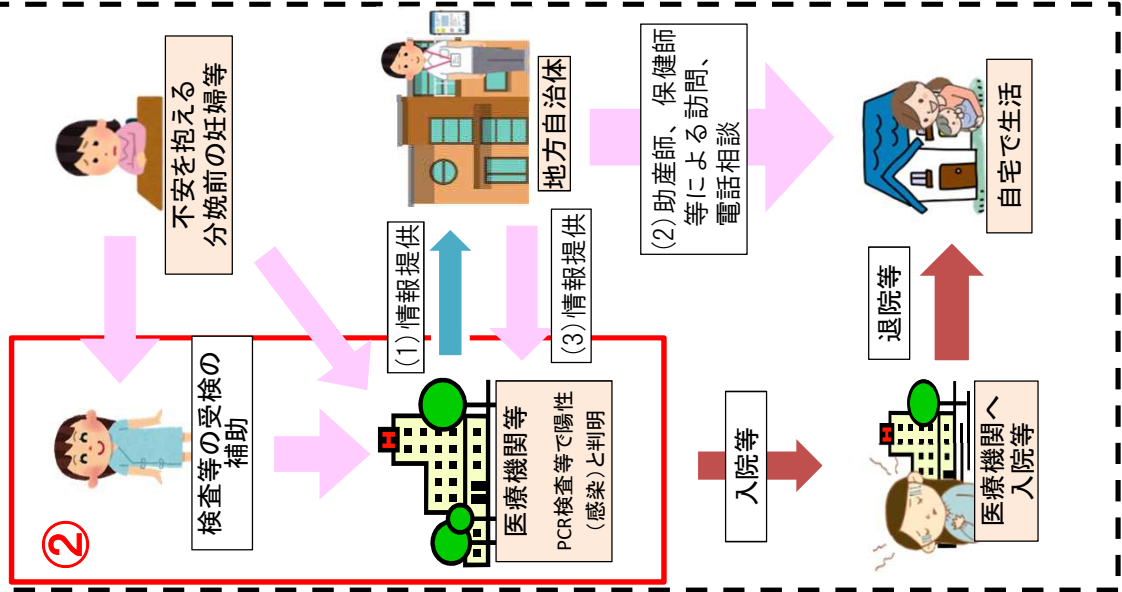
- 妊娠中に新型コロナウイルスに感染しても、基礎疾患を持たない場合、その経過は同年代の非妊娠女性と変わらなるとされている。また、妊娠初期または中期に新型コロナウイルスに感染した場合に、ウイルスが原因で胎児に先天異常が引き起こされる可能性は低いとされている。
- しかしながら、新型コロナウイルス感染症の流行が続く中で、妊婦の方は一般の方々に、不安を抱いて生活を送っている状況にある。
- このことから、強い不安を抱える妊婦もしくは基礎疾患を有する妊婦がかりつけ産婦人科医と相談し、本人が希望する場合に、分娩前にPCR等のウイルス検査を受けるための費用を補助する。

- 実施主体：都道府県、指定都市、中核市、保健所設置市
- 補助率：1/2
- 補助単価：20,000円（1回を限度）×妊婦数
- 補助の条件

- ① 検体採取を行う場所の整備など適切な検査実施体制の確保、
- ② 検査で陽性となった妊婦に対する適切な周産期医療体制の確保、
- ③ 感染した妊産婦に対する寄り添い型支援（上記1の事業）の実施

【留意事項】

本検査は、妊婦の不安解消のため、本人が希望する場合に実施するものであり、院内感染対策を目的として、本人の意思によらず検査を強いるという性格のものではない。



新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた妊産婦・乳幼児への総合的な支援 — 新型コロナウイルス流行下における妊産婦総合対策事業 —



【事業内容】

3. オンラインによる保健指導等の実施

- 妊娠期間中に市町村等において開催される母親学級や両親学級は、妊婦等が育児等に係る知識や技術を習得する重要な機会であるが、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、自治体によっては開催が中断されている。
- また、不安や悩みを抱えながらも、感染症への懸念から、子育て世代包括支援センター等の相談窓口への訪問を躊躇する妊産婦等も少なくない。
- このようなか中、ビデオ通話によるオンラインでの両親学級の開催や、個別相談・健康指導に取り組むことにより、妊産婦等に対し積極的に情報提供や相談対応等を行うことが求められている。
- このため、オンラインによる両親学級等の母子保健事業を実施するための費用を補助する。

4. 育児等支援サービスの提供

- 厚生労働省では、日本産科婦人科学会と日本産婦人科医会の見解を踏まえ、妊婦の方々に対し、新型コロナウイルスの流行下において、現在お住まいの地域での出産を考慮するよう求めている。
- 帰省して分娩し、実家の親からの育児・家事援助等を受けながら産前・産後期を過ごす予定であった里帰りが困難となり、生活面で不安を抱えている妊婦も存在する。
- このことから、里帰り出産が不可となった妊婦等を対象として、里帰りをしなくても安心して産前・産後期を過ごせるよう、民間の育児支援サービス等の利用に係る費用の補助を行う。

■実施主体：市区町村 ■補助率：国1/2、市区町村1/2

■補助単価：上記3の事業：1,900,000円（1自治体当たり）、

上記4の事業：10,000円（1世帯につき、月4回を限度とし、半年間程度を想定）

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた妊産婦・乳幼児への総合的な支援 — 幼児健康診査個別実施支援事業 —

R2第三次補正予算案：15億円

事業内容

○ 新型コロナウイルスの感染拡大の状況を踏まえ、密閉空間・密接場所・密集場所・密接場面を避けるために、幼児健康診査を集団健診から医療機関における個別健診へ切り替えた場合に生じる市区町村の負担を軽減する。

- 実施主体：市区町村
- 補助率（案）：国1/2、市区町村 1/2
- 補助単価（案）：医科5,930円/1人、歯科3,510円/1人

1歳6か月児健診

○ 健診内容

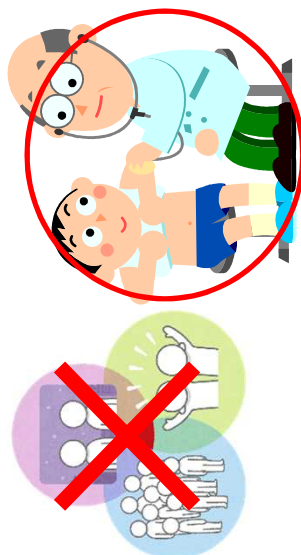
- ① 身体発育状況
- ② 栄養状態
- ③ 脊柱及び胸郭の疾病及び異常の有無
- ④ 皮膚の疾病の有無
- ⑤ 歯及び口腔の疾病及び異常の有無
- ⑥ 四肢運動障害の有無
- ⑦ 精神発達の状況
- ⑧ 言語障害の有無
- ⑨ 予防接種の実施状況
- ⑩ 育児上問題となる事項
- ⑪ その他の疾病及び異常の有無

3歳児健診

○ 健診内容

- ① 身体発育状況
- ② 栄養状態
- ③ 脊柱及び胸郭の疾病及び異常の有無
- ④ 皮膚の疾病の有無
- ⑤ 眼の疾病及び異常の有無
- ⑥ 耳、鼻及び咽頭の疾病及び異常の有無
- ⑦ 歯及び口腔の疾病及び異常の有無
- ⑧ 四肢運動障害の有無
- ⑨ 精神発達の状況
- ⑩ 言語障害の有無
- ⑪ 予防接種の実施状況
- ⑫ 育児上問題となる事項
- ⑬ その他の疾病及び異常の有無

※令和2年度第三次補正予算事業としては、左記法定健診のみを対象とする。



産後ケア事業を行う施設における感染拡大防止対策事業

事業目的等

- 産後ケア事業を行う施設における新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止することを目的とする。

実施主体

- 市区町村

事業の概要

- 事業の内容

産後ケア事業を行う施設について、新型コロナウイルスの感染拡大を防止する観点から、市区町村が施設へ配布するマスク、消毒液等の卸・販社からの一括購入等や施設の消毒に必要となる経費、業務のかかり増し経費に対する補助を行う。

- 補助率： 国 1/2

母子保健法の一部を改正する法律（産後ケア事業の法制化）について

産後ケア事業とは

公布日：令和元年12月6日
法律番号：令和元年法律第69号

○産後ケアを必要とする出産後1年を経過しない女子及び乳児に対して、心身のケアや育児のサポート等（産後ケア）を行い、産後も安心して子育てができる支援体制を確保するもの。

概要

- 現在、予算事業として実施している市町村事業の「産後ケア事業」について、母子保健法上に位置づける。
- 各市町村について、「産後ケア事業」の実施の努力義務を規定する。

事業内容等

- 実施主体：市町村
※事業の全部又は一部の委託可
- 内容：心身の状態に応じた保健指導
療養に伴う世話
育児に関する指導若しくは相談その他の援助
- 実施類型：①短期入所型
②通所型（デイサービス型）
③居宅訪問型（アウトリーチ型）
- 実施施設：病院、診療所、助産所その他厚生労働省
令で定める施設
- 実施基準：厚生労働省令で定める基準
(人員、設備、運営等に係る基準)

対象者

- 産後ケアを必要とする出産後1年を経過しない女子、乳児

他の機関・事業との産前からの連携

- 市町村は、妊娠期から出産後に至る支援を切れ目なく行う観点から、
 - ・母子健康包括支援センターその他の関係機関と必要な連絡調整
 - ・母子保健法に基づく母子保健に関する他の事業、児童福祉法その他の法令に基づく母性及び乳児の保健及び福祉に関する事業との連携を図ることにより、妊産婦及び乳児に対する支援の一体的な実施その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

施行日

- 2年を超えない範囲内で政令で定める日（令和3年4月1日）

産後ケア事業の全国展開

R3予算案：42億円（R2予算額：27億円）

事業目的

○ 退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行う産後ケア事業について、一般の少子化の状況を踏まえ、誰もがより安心・安全な子育て環境を整えるため、法定化により市町村の努力義務となった当事業の全国展開を図り、子育て世代包括支援センターにおける困難事例や、新型コロナウイルスに對して不安を抱いている妊産婦等への対応の強化に対する受け皿としても活用する。

実施主体等

○ 市区町村（本事業の趣旨を理解し、適切な実施ができる団体等による事業の全部又は一部の委託が可能）

対象者

○ 家族等から十分な家事及び育児など援助が受けられない褥婦及び産婦並びにその新生児及び乳児であって、次の(1)又は(2)に該当する者
 (1)産後に心身の不調又は育児不安等がある者 (2) その他特に支援が必要と認められる者

事業の概要

○ 事業内容

退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等きめ細かい支援を実施する。（利用期間は原則7日以内）

原則として①及び②を実施、必要に応じて③から⑤を実施。

- ① 褥婦及び新生児に対する保健指導及び授乳指導（乳房マッサージを含む）
- ② 褥婦に対する療養上の世話
- ③ 産婦及び乳児に対する保健指導
- ④ 褥婦及び産婦に対する心理的ケアやカウンセリング
- ⑤ 育児に関する指導や育児サポート等

○ 実施方法・実施場所等

- (1)「宿泊型」 …… 病院、助産所等の空きベッドの活用等により、宿泊による休養の機会の提供等を実施。
- (2)「デイサービス型」 …… 個別・集団で支援を行える施設において、日中、来所した利用者に対し実施。
- (3)「アウトリーチ型」 …… 実施担当者が利用者の自宅に赴き実施。

○ 実施担当者 事業内容に応じて助産師、保健師又は看護師等の担当者を配置。

（宿泊型を行う場合には、24時間体制で1名以上の助産師、保健師又は看護師の配置が条件）

○ 補助率等（補助率：1/2）（R3基準額案：人口10～30万人未満の市の場合 月額2,023,300円）

（利用料については、市町村が利用者の所得等に応じて徴収）

（平成26年度は、妊娠・出産包括支援モデル事業の一部として事業開始。令和元年度は941市町村において実施）

※産後ケア事業を行う施設の整備については、次世代育成支援対策施設整備交付金において補助

産前・産後サポート事業

R3予算案：18億円（R2予算額：17億円）

事業目的等

○妊産婦等が抱える妊娠・出産や子育てに関する悩み等について、助産師等の専門家又は子育て経験者やシニア世代等の相談しやすい「話し相手」等による相談支援を行い、家庭や地域での妊産婦等の孤立感を解消を図ることを目的とする。

実施主体

○市区町村（本事業の趣旨を理解し、適切な実施が期待できる団体等に事業の全部又は一部を委託することができる）

対象者

○身近に相談できる者がいないなど、支援を受けることが適当と判断される妊産婦及びその家族。

事業の概要

○事業の内容

- ①利用者の悩み相談対応やサポート
 - ②産前・産後の心身の不調に関する相談支援
 - ③妊産婦等をサポートする者の募集
 - ④子育て経験者やシニア世代の者等に対して産前・産後サポートに必要な知識を付与する講習会の開催
 - ⑤母子保健関係機関、関係事業との連絡調整
 - ⑥多胎妊産婦への支援（多胎ピアサポート、多胎妊産婦サポーター等による支援（拡充）
 - ⑦悩みを抱える妊産婦の早期支援（育児用品等による支援）
 - ⑧出産や子育てに悩む父親支援（新規）
- 実施方法・実施場所等
- ①「アウトリーチ（パートナー）型」・・・実施担当者が利用者の自宅に赴く等により、個別に相談に対応
 - ②「デイサービス（参加）型」・・・公共施設等を活用し、集団形式により、同じ悩み等を有する利用者からの相談に対応
- 実施担当者（1）助産師、保健師又は看護師
（2）子育て経験者、シニア世代の者等

（事業内容②の産前・産後の心身の不調に関する相談支援は、(1)に掲げる専門職を担当者とすることが望ましい）

（補助率：1/2）

（平成26年度より、妊娠・出産包括支援モデル事業の一部として事業開始。令和元年度は501市町村において実施）

○補助率等

出産や子育てに悩む父親に対する支援について【新規】

R3 予算案：0.9億円 新規

- 新型コロナウイルス感染症の影響による急激な環境の変化のため、家族との関わり方に対する不安や、男性の育児参加の促進に伴って生じる出産・子育てに関して悩む父親に対する支援のため、子育て経験のある父親等によるピアサポート支援や、急激な環境の変化による父親の産後うつへの対応を行う際に係る費用の補助を創設する。

※ 母子保健衛生費補助金の産前・産後サポート事業のメニューの一つとして実施。

■実施主体：市区町村 ■補助率（案）：国1/2、市区町村1/2

■事業内容

①ピアサポート支援等事業：補助単価案：月額55,400円

子育て経験のある父親や、現在子育て中の父親による交流会等の実施や、子育て経験のある父親による相談支援を実施することで、子育てに関する悩みや共有や情報交換を行い、さらに子どもや父親のライフステージに応じた子育ての方法を学ぶ場として、継続的な支援を実施する。

②父親相談支援事業：補助単価案：月額154,800円

妻の妊娠・出産や子ども誕生・成長によって生じる、父親自身における仕事のスタイルや生活環境の急激な変化に関する悩みやうつ状態に対応するため、相談支援や、そのために必要な知識を取得するための研修を実施する。

<ピアサポート支援等事業>

- 子育て経験のある父親や、現在子育て中の父親による交流会等や、子育て経験のある父親による相談支援を実施する。
- これらの交流会や相談支援を継続的に開催することで、子どもや自らのライフステージに応じた相談や悩みの共有を行い、男性の育児参加に対する意識を醸成する。



交流会、相談支援の実施

<父親相談支援事業>

- 妻の妊娠・出産や子ども誕生・成長によって生じる、父親自身における仕事のスタイルや生活環境の急激な変化に関する悩みやうつ状態に対応するため、相談支援を実施する



相談支援の実施

多胎妊産婦への支援の強化について

- 多胎妊産婦への支援について、ピアサポート事業や、育児サポーター等派遣事業に加えて、多胎児を妊娠した場合に、単胎に対して追加で生じる妊婦健康診査の費用の補助や、育児サポーターを更に活用しやすくすることにより、誰もが子育てをしやすい環境を整える。

■実施主体：市区町村 ■補助率（案）：国1/2、市区町村1/2

■事業内容

- ① 多胎妊産婦サポーター等事業（拡充）：補助単価案：月額424,500円（10万人以上30万人未満の自治体）など
多胎妊産婦等は、育児等に対する孤立感や負担感が大きいため、様々な支援が必要とされる中、新型コロナウイルス感染症の影響により、心身ともに負担が増すことが考えられることから、市町村の規模に応じた拡充を行い、多胎家庭の負担軽減を図る。

- ② 多胎妊娠の妊婦健康診査支援事業（新規）：補助単価案：1回5,000円（5回を限度）
多胎児を妊娠した方に対して、単胎よりも多く生じる妊婦健康診査の費用を補助する。

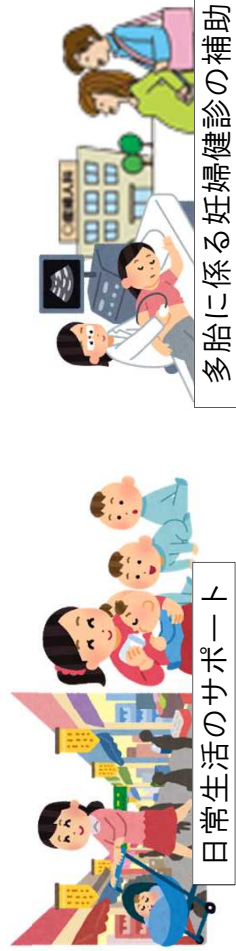
既存事業

- <多胎ピアサポート事業>
○多胎児の育児経験者家族との交流会等や、多胎育児経験者による相談支援事業を実施。
- <多胎妊産婦サポーター等事業>
○多胎妊婦や多胎家庭のもとへ育児サポーターを派遣し、外出時の補助や、日常の育児に関する介助を行う。



新規・拡充事業

- <多胎妊産婦サポーター等事業の拡充>
○市区町村の規模に応じて、サポーターの派遣に要する事業の拡充を行うことで、市町村で実施しやすい環境を整えることにより、多胎家庭の負担軽減を図る。
- <多胎妊娠の妊婦健康診査支援事業の創設>
○多胎児を妊娠した方に対して、単胎よりも多く生じる妊婦健康診査の費用を補助する。



多胎妊娠の妊婦健康診査支援事業【新規】

R3 予算案：1 億円・新規

事業目的

- 多胎児を妊娠した妊婦は、単胎妊娠の場合よりも頻回の妊婦健康診査受診が推奨され、受診に伴う経済的負担が大きくなることから、通常14回程度の妊婦健康診査よりも追加で受診する健康診査に係る費用を補助することで、多胎妊娠の負担軽減を図る。

事業の概要

多胎妊婦を対象に、単胎の場合よりも追加で受診する妊婦健康診査に係る費用について、一定額を助成する。

- 実施主体：市区町村
- 補助率：1/2
- 対象者：多胎妊婦
- 補助単価案：1回5,000円
(多胎妊婦1人当たり5回を限度)



多胎に係る妊婦健診の補助

産婦健康診査事業について

R3 予算案：18億円 (R2 予算額：18億円)
(486,801件) (486,801件)

要旨

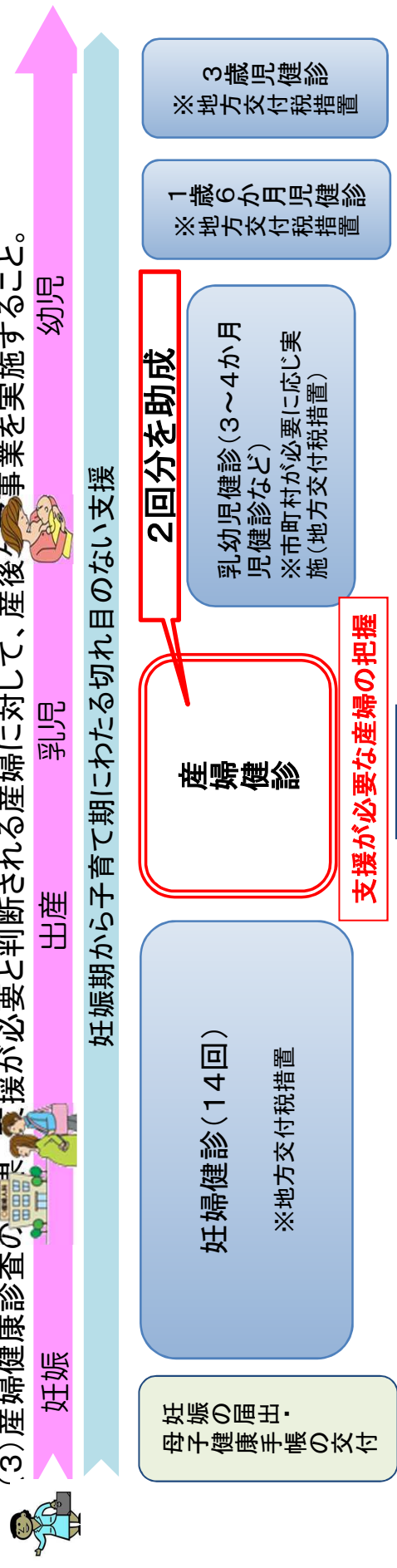
産後2週間、産後1か月など出産後間もない時期の産婦に対する健康診査(母体の身体的機能の回復や授乳状況及び精神状態の把握等)の費用を助成することにより、産後の初期段階における母子に対する支援を強化し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援体制を整備する。

事業内容

○地域における全ての産婦を対象に、産婦健康診査2回分に係る費用について助成を行う。
(実施主体：市町村、補助率：1/2、R3要求基準額(案)：1回当たり5,000円)(令和元年度は684市町村において実施)

※事業の実施に当たっては以下の3点を要件とする。

- (1)産婦健康診査において、母体の身体的機能の回復や授乳状況及び精神状態の把握等を実施すること。
- (2)産婦健康診査の結果が健診実施機関から市区町村へ速やかに報告されるよう体制を整備すること。
- (3)産婦健康診査の結果、支援が必要と判断される産婦に対して、産後ケア事業を実施すること。



産後ケア事業
※産婦の心身の不調や産後うつ等を防ぐため、母子への心身のケアや育児サポート等の実施

新生児聴覚検査の体制整備事業

R3 予算案：4.3億円 (R2 予算額：4.3億円)

要旨

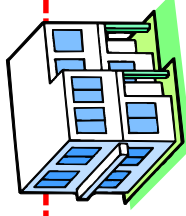
聴覚障害は早期に発見され適切な支援が行われた場合は、聴覚障害による音声言語発達等への影響が最小限に抑えられる。このため、聴覚障害の早期発見・早期療育が図られるよう、新生児聴覚検査に係る協議会の設置や、研修会の実施、普及啓発等により、都道府県における推進体制を整備する。(平成29年度創設)

事業内容

- 新生児聴覚検査に係る行政機関、医療機関、教育機関、医師会・患者会等の関係機関等による協議会の設置、研修会の実施や普及啓発等により、都道府県内における新生児聴覚検査の推進体制の整備を図る。
(実施主体：都道府県、補助率1/2、R3基準額(案)：2,373千円)

令和元年度実施都道府県：39都道府県

都道府県



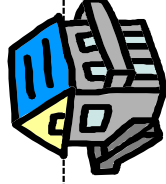
＜都道府県内における新生児聴覚検査の推進体制の確保＞

- 医療機関や教育機関などの関係機関等による協議会の設置
- 医療機関従事者等に対する研修会の実施や新生児聴覚検査のパンフレット作成等による普及啓発
- 県内における事業実施のための手引書の作成



支援

市町村



＜新生児聴覚検査の実施＞

- 新生児聴覚検査に対する公費助成の実施(※地方交付税措置)
- 新生児訪問等の際に、母子健康手帳を活用し、新生児聴覚検査の実施状況の把握及び要支援児や保護者に対するフォローアップ など

※新生児聴覚検査…新生児期において、先天性の聴覚障害の発見を目的として実施する聴覚検査。

新生児聴覚検査体制整備事業

課題

- 新生児期に聴覚検査を受検することは、難聴の早期発見・早期療育のために有効であるが、市町村において、新生児聴覚検査の実施率の把握ができておらず、また、把握しても、必要な医療や療育機関等へ早期に繋がられていないなどの課題がある。
- そのため、都道府県における新生児聴覚検査結果の情報集約や医療機関・市町村への情報共有・指導等、難聴と診断された子を持つ親等への相談支援、産科医療機関等の検査状況・精度管理等の実施を支援する。

新生児聴覚検査体制整備事業

【1. 都道府県新生児聴覚検査管理等事業の実施】

- 実施主体：都道府県or都道府県内の聴覚に関する治療や療育の機能を持つ中核的な医療機関に委託も可。
- 実施担当者：看護師、助産師、言語聴覚士 ■ 補助単価（案）：10,000千円 ■ 補助率（案）：国1/2、都道府県1/2

①. 検査結果の情報集約と、医療機関・市町村への情報共有・指導等の実施

- 産科医療機関等や市町村から、新生児に関する聴覚検査結果を集約し、検査結果を把握するよう市町村へ指導することや他の精密検査実施医療機関等への治療や療育等の依頼等を行う。また、必要に応じ、直接訪問指導も実施。

②. 電話・面接相談や、産科医療機関・市町村からの相談対応

- 難聴と診断された子を持つ親等からの相談や照会への対応を実施。
- 産科医療機関や市町村からの、聴覚に関する専門的な照会や療育機関との連携について、相談対応の実施。

③. 産科医療機関等の検査状況・精度管理業務

- 管内の産科医療機関を定期的に訪問し、検査機器の有無や検査の実施方法や精度等の確認を実施。

【2. 聴覚検査機器の購入補助】

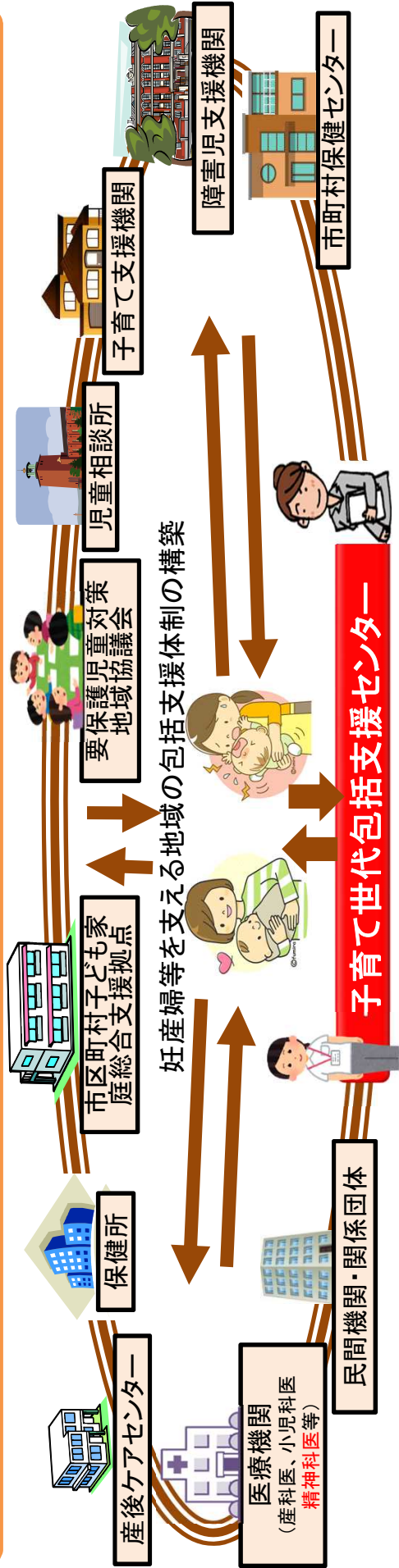
- 小規模の医療機関等が聴覚検査の機器（自動ABR）を購入する際の補助を実施。
- 実施主体：都道府県 ■ 補助単価（案）：3,600千円 ■ 補助率（案）：国1/2、都道府県1/2

<事業イメージ：都道府県新生児聴覚検査管理等事業>



子育て世代包括支援センターの体制強化

- 今般の新型コロナウイルス感染症の状況により、不安を抱える妊産婦や家庭がある中で、誰もがより安心・安全な子育て環境を整えるため、保健師等を配置して、妊産婦等からの相談に応じ、健診等の「母子保健サービス」を提供することに加え、新型コロナウイルス感染症に不安を抱える妊産婦、特定妊婦や、産後うつ、障害がある方への対応といった多様なニーズに対応できるよう、子育て世代包括支援センターに専門職を配置することで、相談支援の機能を強化する。
- 具体的には、子育て世代包括支援センターに、専門職（SW、PSW、心理職等）を配置し、特定妊婦等に対するSNS・メール等での即時の相談対応、アウトリーチによる支援や、市区町村子ども家庭総合支援拠点や、市区町村子ども家庭総合支援拠点との連携強化を行う。



妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援

保健師 助産師 看護師 その他の専門職

- ① 妊産婦等の支援に必要な実情の把握
- ② 妊娠・出産・育児に関する相談に応じ、必要な情報提供・助言・保健指導
- ③ 支援プランの策定
- ④ 保健医療又は福祉の関係機関との連絡調整

マネジメント（必須）

相談支援の強化
（必須事業として位置づけ）

困難事例への対応等の支援

社会福祉士 精神保健福祉士 その他の専門職

【専門職が行う業務】

- 妊産婦からの問い合わせに即時対応可能とするため、SNS等を活用した即時の相談支援及び多職種でのアウトリーチによる支援
- 市区町村子ども家庭総合支援拠点、要保護児童対策地域協議会や精神科医療機関との連携の強化
- 嘱託医師との連携によるケース対応等の実施

- 実施主体：市区町村 ■ 補助率：2/3
- 設置自治体・箇所数：1,288自治体、2,052箇所（R2.4.1時点）
- 令和3年度単価（案）：専門職の配置による増額 14,209千円

女性健康支援センター事業

R3 予算案：1.9億円 (R2 予算額：2.2億円)

○事業の目的

思春期から更年期に至る女性を対象とし、各ライフステージに応じた身体的・精神的な悩みに関する相談指導や、相談指導を行う相談員の研修を実施し、生涯を通じた女性の健康の保持増進を図ることを目的とする。

○対象者

思春期、妊娠、出産、更年期、高齢期等の各ライフステージに応じた相談を希望する者
(不妊相談、予期せぬ妊娠、メンタルヘルスケア、性感染症の対応を含む)

○事業内容

- (1) 身体的、精神的な悩みを有する女性に対する相談指導
- (2) 相談指導を行う相談員の研修養成
- (3) 相談体制の向上に関する検討会の設置
- (4) 妊娠に悩む者に対する専任相談員の配置
- (5) (特に妊娠に悩む者)が、女性健康支援センターの所在等を容易に把握することができるよう、その所在地及び連絡先を

記載したリーフレット等を作成し、対象者が訪れやすい店舗等で配布する等広報活動を積極的に実施

(6) 特定妊婦等に対する産科受診等支援

(7) 若年妊婦等に対するSNSやアウトリーチによる相談支援、緊急一時的な居場所の確保

(8) 出生前遺伝学的検査(NIPT)を受けた妊婦等への相談支援体制の整備(R3新規)

○ 実施担当者 … 医師、保健師又は助産師等

○ 実施場所(実施主体：都道府県・指定都市・中核市)

全国84カ所(令和2年8月1日時点) ※自治体単独14カ所

47都道府県、札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、横浜市、新潟市、川崎市、静岡市、名古屋市、浜松市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、広島市、北九州市、福岡市、八戸市、盛岡市、山形市、いわき市、福島市、水戸市、川崎市、川口市、船橋市、八王子市、横須賀市、金沢市、甲府市、長野市、豊橋市、奈良市、鳥取市、呉市、久留米市、宮崎市

○ 補助率等 補助率：1/2 R3基準額(案)：158,700円(月額) 若年妊婦等に対する取組の強化に係る加算：172,100円(月額)

○ 相談実績 平成30年度：74,358件(内訳：電話43,979件、面接21,110件、メール8,252件、その他1,017件)

○ 相談内容 ・女性の心身に関する相談(21,389件) ・妊娠・避妊に関する相談(14,531件) ・メンタルケア(14,286件)
・不妊に関する相談(12,352件) ・思春期の健康相談(7,825件) ・性感染症等(805件) ・婦人科疾患・更年期障害(569件)



若年妊婦等支援事業 ～不安を抱えた若年妊婦等への支援～

R3予算案：12億円（R2予算額：12億円）

- 予期せぬ妊娠などにより、身体的、精神的な悩みや不安を抱えた若年妊婦等が、身近な地域で必要な支援を受けられるよう、SNS等を活用した相談支援等を行う。
- 若年妊婦等への支援に積極的で、機動力のあるNPOに、アウトリーチや若年妊婦等支援の業務の一部及び全てを委託するなどにより、様々な地域の実情に応じた若年妊婦等への支援を行う。

◆実施主体：都道府県・指定都市・中核市 ◆補助率：国1/2、都道府県・指定都市・中核市1/2

<事業イメージ>

地域における継続的な支援

【地域における継続的な支援】

- 福祉事務所、児童相談所、婦人相談所、婦人相談所、子育て世代包括支援センター、要保護児童対策地域協議会等と調整し、地域における継続的な支援へつなげる。



母子生活支援施設等

【長期間の居場所の確保】

- 長期的にケアが必要な若年妊婦等に対して、出産・子育てが安定して行える環境が整うまでの居場所の確保を支援する。



都道府県・指定都市・中核市



女性健康支援センター

- 保健師等による、より専門的な相談（電話相談・窓口相談等）

※アウトリーチやSNS等を活用した相談支援など、機動力を活かした相談支援についてNPOに委託して実施。

連携・バックアップ



地域のNPO等

- **コーディネーターの配置**：居場所の確保や地域の関係機関との調整
- 相談しやすい体制の整備：**アウトリーチ**や**SNS等による相談支援**
- 特定妊婦等に対する産科受診等支援
- 次の支援につなげるまでの**緊急一時的な居場所の確保**
- 継続的な相談支援

産科同行支援

アウトリーチ & キャッチ

悩みを抱える若年妊婦等

連携・紹介

連携・紹介

子育て世代包括支援センター

- 地域のNPOと連携し、悩みを抱える若年妊婦等を、継続的かつ専門的な支援へと繋げる。

相談

◆補助単価(案)

- ・ 相談等：月額366,700円
- ・ 夜間・休日対応：月額54,700円
- ・ 特定妊婦産科同行等支援費：月額314,400円 など

※本事業の取組を女性健康支援センターが行う場合は「女性健康支援センター事業」により補助（運営費 月額172,100円など）

母体血を用いた出生前遺伝学的検査について

NIPTをめぐるこれまでの経過

平成25年3月	<p><u>日本産科婦人科学会が「母体血を用いた新しい出生前遺伝学的検査」指針を決定・公表</u></p> <p><u>日本医学会、日本産科婦人科学会、日本人類遺伝学会、日本医師会、日本産婦人科医学会が、「母体血を用いた新しい出生前遺伝学的検査」についての共同声明を公表</u></p> <p><u>厚生労働省から、都道府県や関係団体に対し、学会指針等を遵守した対応を依頼する通知を发出</u></p>
平成25年4月	<p><u>臨床研究としてNIPT開始</u></p>
平成31年3月	<p><u>日本産科婦人科学会において、指針の施設要件を緩和し、一般の産科医療機関（分娩取扱施設）においてもNIPTを実施可能とする新指針案が打ち出される</u></p>
令和元年6月	<p><u>厚生労働大臣より、同秋頃に検討の場を設け、NIPT検査について必要な議論をしていく旨表明</u></p> <p><u>日本産科婦人科学会において、新指針案については運用開始を保留すると発表</u></p>
10月	<p><u>第1回「母体血を用いた出生前遺伝学的検査(NIPT)の調査等に関するワーキンググループ」</u></p>

第2回 母体血を用いた出生前遺伝学的検査 (NIPT)の調査等に関するワーキンググループ	参考 資料
令和元年11月27日	

母体血を用いた出生前遺伝学的検査 (NIPT) の調査等に関するワーキンググループ 開催要綱

1. 設置の趣旨

母体血を用いた非侵襲性出生前遺伝学的検査 (NIPT (Non Invasive Prenatal genetic Testing)) については、日本産科婦人科学会が策定した指針を受け、平成 25 年度から関係学会等の連携の下、日本医学会の認定制度に基づき実施されてきた。他方、ここ数年、認定施設以外の医療機関での検査が増加し、妊婦の不安や悩みに寄り添う適切なカウンセリングが行われていない等の問題が指摘されている。

こうした状況を踏まえ、NIPT の実施体制等の検討に資する必要なデータや事例の収集等を行い、その実態を把握・分析することを目的として、本ワーキンググループを開催する。

2. 調査事項等

- (1) 認定施設における検査の実施状況や課題の把握
- (2) 認定施設以外の医療機関における検査・カウンセリング体制や利用者の状況の把握
- (3) 検査前後の妊婦の不安や悩みに関する相談支援ニーズの把握
- (4) 検査前後における妊婦や家族を支える相談支援の事例収集
等

3. 構成

- (1) 本ワーキンググループは、厚生労働省子ども家庭局長が別紙の構成員の参集を求めて開催する。
- (2) 本ワーキンググループには、構成員の互選により座長をおき、ワーキンググループを統括する。座長は座長代理を指名することができる。
- (3) 本ワーキンググループには、必要に応じ、別紙構成員以外の有識者等の参集を依頼することができるものとする。

4. 運営

- (1) 本ワーキンググループは、原則として公開とする。
- (2) 本ワーキンググループの庶務は、厚生労働省子ども家庭局母子保健課が行う。
- (3) この要綱に定めるもののほか、本ワーキンググループの開催に必要な事項は、座長が子ども家庭局長と協議の上、定める。

第1回 NIPT 等の出生前検査に関する専門委員会	資料 1
令和2年10月28日	

NIPT 等の出生前検査に関する専門委員会の設置について

令和2年10月26日

1. 設置の趣旨

出生前検査については、平成10年に出生前診断に関する専門委員会において、「母体血清マーカー検査に関する見解」が取りまとめられたが、その後、母体血を用いた非侵襲性出生前遺伝学的検査（NIPT（Non Invasive Prenatal genetic Testing））が開発された。NIPT の実施体制については、日本産科婦人科学会が策定した指針を受け、平成25年度から関係学会等の連携の下、日本医学会の認定制度に基づき実施されてきた。

これらの出生前検査を行うに当たっては、妊婦の意思決定に当たり適切な情報提供が実施されているか、妊婦の不安・葛藤に寄り添った相談支援体制が整備されているか、などの課題がある。また、NIPT については、ここ数年、認定施設以外の医療機関での検査が増加し、適切なカウンセリングが行われていない等の問題が指摘されている。

このようなことから、NIPT をはじめとした出生前検査についての検討を目的とし、厚生科学審議会科学技術部会下に本委員会を設置する。

2. 検討事項等

- ・ 出生前検査の適切なあり方や実施体制等について
- ・ 妊婦への情報提供のあり方や遺伝カウンセリング等の相談支援体制について
- ・ 胎児期からの切れ目ない小児医療や福祉施策との連携について
- ・ その他、出生前検査に関わる課題について

3. 構成

医療関係者（産婦人科、小児科等）、法学・生命倫理の専門家、障害者福祉分野の専門家、その他の有識者等20名程度で構成する。

4. 庶務

本専門委員会の庶務は、厚生労働省子ども家庭局母子保健課において行う。

妊婦等への出生前検査(NIPT等)に係る相談支援体制の整備

女性健康支援センター事業の
加算として実施

- NIPT等の出生前検査について悩みや不安をもつ妊婦や家族をサポートするため、女性健康支援センターに専門の相談員を配置し相談支援等を行うとともに、相談支援員への研修等を行う。

■実施主体：都道府県、政令市、中核市（女性健康支援センター実施自治体に限る）

■補助率（案）：国1/2

■事業内容

①相談支援の実施：補助単価（案）：151,700円（月額）

女性健康支援センターにおいて、NIPT等の出生前検査を受けるかどうか悩む妊婦や家族、出生前検査を受けその結果等に疑問や不安を持つ妊婦等への相談支援、障害福祉関係機関等との連携・紹介を行うために必要となる経費の補助の実施。

②相談支援員への研修等の実施：補助単価（案）：28,700円（月額）

上記①の相談支援等を行う専門職に対する研修や、関係機関との連絡調整の実施

<相談支援の実施>

- 一般妊婦に対する NIPTを含む出生前検査に関する情報提供、受検者の不安・葛藤に寄り添った相談支援、障害を持つ子どもの子育て・くらし等に関してイメージできるような情報の提供、障害福祉関係機関等との連携・紹介を行う。



相談支援の実施

<相談支援員への研修等>

- NIPT等に関する知識の習得や、関係機関との連携を行うために必要となる事務等に対する補助を行うことで、円滑な相談支援の実施を図る。



関係機関との連携



専門職への研修

母子保健施策を通じた児童虐待防止対策の推進について（通知）

平成30年7月20日 子母発0720第1号

<p>1. 基本的考え方</p>	<p>(1) 母子保健施策を通じた虐待の発生予防 ○平成28年の「児童福祉法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第63号）により改正された児童福祉法において、児童虐待について発生予防から自立支援までの一連の対策の更なる強化等を図るため、子育て世代包括支援センター（母子保健法（昭和40年法律第141号）では「母子健康包括支援センター」。）が法定化された。 ○妊娠の届出や乳幼児健康診査等は、市町村が広く妊産婦等と接触する機会となっており、悩みを抱える妊産婦等を早期に発見し相談支援につなげるなど、児童虐待の予防や早期発見に資するものであることに留意することが、母子保健法上も明確化され（同法第5条第2項）、母子保健施策と児童虐待防止対策との連携をより一層強化することとされた。</p>
<p>2. 妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援</p>	<p>(1) 母性、乳幼児の健康診査及び母子保健指導実施 (2) 子育て世代包括支援センター (3) 妊娠等に関する相談窓口の設置・周知 (4) 各相談窓口での対応</p>
<p>3. 養育支援を必要とする家庭の把握及び支援</p>	<p>(1) 特定妊婦への支援 (2) 乳幼児健康診査、予防接種を受けていない家庭等への支援 (3) 育児不安等を抱える保護者への支援 (4) 要支援児童等に関する情報提供</p>
<p>4. 関係機関の役割と連携強化</p>	<p>(1) 医療機関（産婦人科、精神科、小児科、歯科等の病院、診療所及び助産所） (2) 地方自治体 (3) 児童福祉施設（助産施設）</p>
<p>5. 広報・周知啓発の徹底</p>	<p>(1) 虐待予防に向けた広報・啓発、啓発、若年者等に向けた養育や虐待予防に資する知識の普及 (2) 国民運動健やか親子21（第2次）</p>

乳幼児健康診査未受診者等に対する取組事例等の周知について（通知）

令和元年8月1日 子母発0801第1号

1. 基本的考え方

【児童虐待防止に資する乳幼児健康診査の取組】

- 妊娠の届出や乳幼児健康診査等の母子保健施策は、市町村が広く妊産婦等と接する機会となっており、悩みを抱える妊産婦等を早期に発見し、相談支援に繋げることはもとより、児童虐待の防止や早期発見に資するという観点からも重要。
- 令和元年6月26日には、「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」が公布された。
- 児童虐待防止に資する乳幼児健康診査の取組に関しては、平成30年7月20日付け子母発0720第1号「母子保健施策を通じた児童虐待防止対策の推進について」で、既にお示ししているが、厚労省で行った調査研究や、各自治体における取組事例について、参考として各自治体で活用いただけるよう、とりまとめを行ったもの。

2. 調査研究等を踏まえた取組のポイント

1. 未受診者への対応
 - ① 対応方針の策定
受診勧奨等について、期限等を事前に定める
 - ② 対応の際の注意事項
目視により、子どもの状況を確認する
 - ③ 保護者の状況確認
家庭訪問等により、状況を確認し、福祉分野も含めて適切な支援に繋げる
 - ④ 多機関との情報共有
関係機関等との積極的な情報共有を行う

2. 支援対象者への対応

- ① 対応方針の策定
支援対象者に対するフォローアップについて、期限を決めて、事前に対応方針を定める。
- ② 支援対象者の選定
多職種での検討により、支援対象者を選定し、期限を定めて再アセスメントを行う。
- ③ 支援対象者の把握とフォローアップ
目視により、子どもの状況を確認する

3. フォローアップ管理者の配置

担当者以外にフォローアップの状況を管理する者を置く。管理者及び担当者は、適宜、関係機関と連携を行う。

3. 自治体における取組事例

1. 大阪府の取組事例
2. 青森県の取組事例

子発 0131 第 7 号
令和 2 年 1 月 31 日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省子ども家庭局長
(公 印 省 略)

母子保健施策を通じた児童虐待防止対策の推進について

児童虐待については、児童相談所への児童虐待相談対応件数が年々増加の一途をたどっており、子どもの生命が奪われるなどの重大な事件も後を絶たないなど依然として深刻な社会問題となっている。

母子保健施策を通じた児童虐待防止対策に関しても、平成 28 年の児童福祉法等の一部改正において、母子保健施策が児童虐待の発生予防や早期発見に資するものであることを母子保健法（昭和 40 年法律第 141 号）に明記するとともに、「母子保健施策を通じた児童虐待防止対策の推進について」（平成 30 年 7 月 20 日付け子母発 0720 第 1 号厚生労働省子ども家庭局母子保健課長通知）等において、乳幼児健康診査等の受診勧奨に応じない又は反応がない場合には、児童福祉部門と連携して児童の状況確認に努めることなどを求めているところであるが、福岡県田川市で 1 歳男児が亡くなった事案を受け、下記に掲げる取り組みについて改めてお願いする。

また、厚生労働省としても、今後、母子保健施策を通じた児童虐待防止対策等の先進的な取組について調査研究を行い、好事例としてとりまとめ、全国の市町村への周知を予定している。

都道府県におかれては、管内市町村（特別区を含む。）に対して周知いただきたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言である。

記

1. 乳幼児健康診査未受診者等の発育状況等の適切な把握

市町村の母子保健担当部署は、乳幼児健康診査未受診者等への受診勧奨を継続するとともに、身長や体重の推移が不明な乳幼児については、乳児家庭全戸訪問事業等の保健福祉サービスの機会を通じて速やかに養育環境や発育状況等を確認すること。その際、当該家庭にきょうだいがいる場合は、きょうだい児の状況把握等も行うこと。

また、確認の結果、発育曲線の傾きの変化がいびつであるなど、養育不全の兆候が疑われる場合には、虐待のおそれが想定されるため、速やかに虐待対応部署と連携・情報共有すること。

市町村の母子保健担当部署が、発育の経過を把握するにあたっては、体重の増加不良などの乳幼児期の気になる兆候を正確な計測と目視による確認により評価し、その後の保健指導や支援に反映すること。

市町村の母子保健担当部署は、乳幼児健康診査未受診者等に対して、受診勧奨の期間や受診勧奨に応じない場合の関係機関との連携・協力体制など具体的なフロー図を作成するなど、組織として対応すること。

2. 要保護児童対策地域協議会におけるモニタリング体制の構築

合理的な理由なく乳幼児健康診査の受診勧奨に応じない家庭は、虐待のリスクも高いと考えられることから、未受診の理由や背景が把握できない家庭に関して、要保護児童対策地域協議会（以下「要対協」という。）において関係機関からの情報を共有し、支援方針を協議する必要があるため、地域の関係機関の協力を得て養育状況を把握するためのモニタリング体制を構築すること。

要対協では、モニタリングによる結果を踏まえ、事案の危険度や緊急度の判断、主たる支援機関、関係機関の役割分担、支援方法などを適時適切に協議すること。

3. 市町村職員の専門性強化のための研修の実施

都道府県（指定都市及び中核市を含む。）は、市町村職員等を対象として、乳幼児健康診査や妊婦健康診査の受診勧奨に応じない子どもとその家族への対応についてのアセスメント力の向上等を図るため、母子保健施策を通じた児童虐待防止対策に資する模擬事例を用いた演習等による研修を実施すること。

また、この研修の実施に当たっては、虐待対応部署とともに母子保健担当部署も含めて、支援に携わる職員が幅広く参加し、虐待に関する認識を深めること。

なお、実施に当たっては、児童虐待・DV対策等総合支援事業費補助金における児童虐待防止対策研修事業（児童相談所及び市町村職員専門性強化事業）を活用されたい。

【関係する通知等】

1. 母子保健施策を通じた乳幼児に対する虐待の予防及び早期発見

○母子保健法（昭和40年法律第141号）（抄）

（国及び地方公共団体の責務）

第五条 国及び地方公共団体は、母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進に努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進に関する施策を講ずるに当たっては、当該施策が乳児及び幼児に対する虐待の予防及び早期発見に資するものであることに留意するとともに、その施策を通じて、前三条に規定する母子保健の理念が具現されるように配慮しなければならない。

○養育支援を特に必要とする家庭の把握及び支援の更なる徹底について（抄）

（平成30年7月20日子家発0720第5号、子母発0720第3号厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長、母子保健課長連名通知）

1 保健・福祉サービスや学校保健を受けていない家庭など虐待発生リスクが高い家庭への対応

乳幼児健康診査、予防接種などの保健・福祉サービスや、就学時の健康診断などの学校保健において、受診勧奨を行っても未受診であるなど合理的理由なく受診しない子どもの家庭（兄弟姉妹が未受診の家庭も含む）については、虐待発生のリスクが高く、支援について検討が必要な家庭と考えられる。このため、市区町村の母子保健担当部署及び教育委員会においては、こうした家庭への対応に関し、「養育支援を特に必要とする家庭の把握及び支援について」（平成24年11月30日付け厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、母子保健課長連名通知）及び「養育支援を特に必要とする家庭の把握及び支援の徹底について」（平成25年6月11日付け厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、母子保健課長連名通知）に基づき、児童虐待担当部署との情報共有、連携した支援について今一度点検・確認を行い、万全の体制を構築するようお願いする。

○母子保健施策を通じた児童虐待防止対策の推進について（通知）（抄）

（平成30年7月20日子母発0720第1号厚生労働省子ども家庭局母子保健課長通知）

2. 妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援

(1) 母性、乳幼児の健康診査及び母子保健指導の実施

母子保健法においては、都道府県及び市町村の役割として、母性等の保持及び増進のため、妊娠・出産・子育てに関し、相談に応じ、個別的又は集団的に必要な指導及び助言等を行い、知識の普及に努めることとされている。

また、市町村は妊産婦若しくはその配偶者等に対して、妊娠・出産・子育てに関し、必要な保健指導等を行うこととされている。これらの実施にあたっては、母子の心身の健康を共に保持増進させることを基本として支援を行う必要があり、健康診査及び保健指導に当たっては、これを踏まえつつ、対象者の特徴並びにその家庭及び地域社会の諸条件に留意の上行うよう配慮すべきである。

また、近年の児童虐待に関する問題の深刻化に伴い、母子保健担当部門は児童虐待担当部門等と協力のもと、母子保健活動や地域の医療機関等との連携を通じて、妊産婦及び親子の健康問題、家族の状況に係る問題等に関連した虐待発生のハイリスク要因を見逃さないよう努め、こうした要因がある場合、保健師の家庭訪問等による積極的な支援を実施すること。

3. 養育支援を必要とする家庭の把握及び支援

(2) 乳幼児健康診査、予防接種を受けていない家庭等への支援

乳幼児健康診査、予防接種や新生児訪問は、子どもの健康状態や母親等の育児の悩み等について確認できる機会であることから、これらの機会を積極的に活用して、子どもや家庭の状況の把握に努めること。

また、乳幼児健康診査等を受けていない家庭に対しては、電話、文書、家庭訪問等により、受診等に結びつけるよう努めること。受診等の勧奨に対し、拒否する又は反応のない場合等には、市町村の児童福祉担当部門と母子保健担当部門が連携して、関係機関から情報を集め、安全確認等の必要性について検討し、必要な場合には、児童の状況の確認に努めること。

また、児童の状況が確認できない場合や、必要な支援について検討すべきと思われる場合には、要対協へのケース登録を行うなど、児童相談所や関係機関と連携して対応すること。なお、保育所等に所属していない乳幼児の場合には、特に留意し早期に対応する必要がある。

更に、転入家庭が未受診等である場合には、前居住地の市町村から転居前の家庭の状況や過去の受診状況等を確認した上で、継続的な支援の必要性を検討すること。他方、未受診等の家庭が対応中に転居したことを把握した場合には、転居先の市町村へ情報提供し、継続した支援を依頼すること。なお、本通知とは別途、「養育支援を特に必要とする家庭の把握及び支援の更なる徹底について」（平成30年7月20日付け厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長、母子保健課長）も発出されているところであり、未受診の家庭等への対応については万全を期すこと。

○乳幼児健康診査未受診者等に対する取組事例等の周知について（抄）

（令和元年 8 月 1 日付け子母発0801第 1 号厚生労働省子ども家庭局母子保健課長通知）

別添 乳幼児健康診査未受診者等に対する取組事例等

第 1 調査研究等を踏まえた取組のポイント

1. 未受診者への対応

①対応方針の策定

○未受診者に対する受診勧奨の期限、間隔、手法を事前に定め、把握期限を設定する。

○その際、子どもに会えない、家庭訪問ができないなど、情報を把握できない場合を想定した対応方針や、要保護児童対策地域協議会に情報を提供するタイミング、期限を含め、事前に対応方針を決めておく。

○養育支援を特に必要とする家庭の把握及び支援について（抄）

（平成24年11月30日付け雇児総発第1130第 1 号、雇児母発1130第 1 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、母子保健課長連名通知）

2 養育支援の把握及び情報収集

乳幼児等を対象とする保健・福祉サービス（乳幼児健康診査、予防接種、乳児家庭全戸訪問事業など）は、児童の健康状態や母親等の育児の悩み等について確認し、必要な支援につなげる貴重な機会であって、児童が健やかに成長するために欠かせないものである。また、これらを受けていない家庭では、受けている家庭よりも虐待発生のリスクが高いものと考えられる。

このため、市区町村は、これらの未受診等の家庭（兄弟姉妹を含む。）の状況を把握し、勧奨により適切な受診等に結びつけるとともに、これらの保健・福祉サービスの提供を通じて、その後の支援について検討するために必要な情報を得ることが必要である。

その上で、支援に関して検討を要する家庭については、要保護児童対策地域協議会において関係機関で情報を共有し、支援の必要性や支援方針を協議する必要がある。（以下略）

○子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について（第15次報告）（抄）

（令和元年 8 月 社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会）

2 課題と提言

(1) 地方公共団体への提言

①虐待の発生予防及び早期発見

イ 乳幼児健診未受診等の家庭の把握と支援の調整

(前略)

乳幼児健診や予防接種、新生児訪問、乳児家庭全戸訪問事業等は、子どもや母親等の心身の健康を確認したり、育児の悩みを相談したりする機会であり、そのような機会のない家庭は、育児支援が十分に届いていない可能性もある。

市町村の母子保健担当部署は、受診の勧奨に応じない未受診等の家庭に対しては、家庭訪問の実施とともに、市町村の児童福祉担当部署等と連携し、関係機関から情報収集を行うことにより、子どもの状況を把握する必要がある。その際、当該家庭にきょうだいがいる場合は、きょうだい児の状況把握等も必要である。(以下略)

2. 発育状況等の適切な把握

○子ども虐待対応の手引き(抄)

(平成11年3月29日付け児企第11号厚生省児童家庭局企画課長通知)

第6章 診断・判定及び援助方針の決定をどのように行うか

1. 各種診断はどのように行うか

(1) 社会診断

(i) 成長曲線・乳児の身長体重曲線・身体発育曲線

虐待を疑っている子どもの発育曲線の体重や身長の推移を把握することは必須である。体重や身長の曲線の傾きの変化は虐待の重要な所見となり得る。

参考資料

2. 調査において有用な身体医学的知識

(1) 発育や発達の障害

基礎疾患のない低身長・低体重といった乳幼児の発育障害は Non-organic Failure to Thrive(NOFTT) と呼ばれ、虐待と考えるべきものである。適切な栄養を与えていない場合もあれば、親子関係の問題から子どもが望む形で栄養を与えることができずに成長障害となることもある。また、恐怖が続いて子どもが食事を拒否することも稀にある。成長曲線が正常な曲線からかい離してい

き、入院や施設入所によりキャッチアップすることが多い。NOFTT は身体的虐待を合併してくることも多く、リスクが高い虐待の形と考える必要がある。また、年長児では低身長となることが多い。

(以下略)

○乳幼児健康診査身体診察マニュアル (抄)

(平成30年3月、平成29年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「乳幼児健康診査のための「保健指導マニュアル(仮称)」及び「身体診察マニュアル(仮称)」作成に関する調査研究)

第2章 乳幼児健康診査

第3節 1か月児健康診査(新生児の診かた)

17. その他の異常(児童虐待など)

1) 所見の取り方

身体の視診にて傷跡、打撲痕、出血斑、やけど痕などに留意する。とくに目立たない臀部や大腿内側に注意し、皮膚の汚れの有無にも留意する。

2) 判定と対応

複数の傷や傷跡があったり、皮膚の汚れが目立ったりする場合、体重増加不良を伴うなどの場合には育児支援の必要度が高いと判定する。母子保健行政担当者と相談の上、子ども家庭相談センター等へ連絡する。

※1歳6か月児健康診査までは、ほぼ同様の記載あり

○標準的な乳幼児期の健康診査と保健指導に関する手引き～「健やか親子21(第2次)」の達成に向けて～」(抄)

(平成27年3月、平成26年度厚生労働科学研究費補助金 乳幼児健康診査の実施と評価ならびに多職種連携による母子保健指導のあり方に関する研究)

第4章 健康診査の実施

4.4 発育と発達の評価

1) 発育評価

(2) 発育評価の判定項目の例示

判定区分を標準化する際の考え方を例示する。

①パーセンタイル区分

身長、体重、頭囲、胸囲の判定は、乳幼児身体発育曲線を用いて、パーセンタイル値で判定する。早期産児の場合は、修正月齢を用いて判定する。修正月齢は、出産予定日で修正した月齢であり、出生体重や在胎

週数により修正月齢で判断する期間が異なる。(略)

個々の値を母子健康手帳の乳幼児身体発育曲線にプロットして発育曲線を作成する。それぞれの増加割合が身体発育曲線のカーブに沿っているか確認し、身体発育不良など発育状況の判定に用いる。(以下略)

3. 要対協におけるモニタリング体制の構築

○子ども虐待対応の手引き(抄)

(平成11年3月29日付け児企第11号厚生省児童家庭局企画課長通知)

第14章 虐待重大事例に学ぶ

2. 虐待対応上の主なポイント

(2) 乳幼児期における予防的支援

② 家庭の養育能力が低い、必要な健診を受けさせていないなどの要支援ケースは、放置すると深刻な虐待につながるおそれがある。このため、養育状況の把握(モニタリング)や時宜に適ったリスクアセスメント、さらに母子保健事業や養育支援訪問事業等も活用した積極的な支援が必要である。また、要支援児童として要保護児童対策地域協議会を活用するなど、モニタリング体制の構築や関係機関間の情報共有、様々な地域資源を活用した支援のあり方を検討することが重要である。

○養育支援を特に必要とする家庭の把握及び支援について(抄)

(平成24年11月30日付け雇児総発1130第1号雇児母発1130第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、母子保健課長通知)

2 要支援児童の把握及び情報収集

乳幼児等を対象とする保健・福祉サービス(乳幼児健康診査、予防接種、乳児家庭全戸訪問事業など)は、児童の健康状態や母親等の育児の悩み等について確認し、必要な支援につなげる貴重な機会であって、児童が健やかに成長するために欠かせないものである。また、これらを受けていない家庭では、受けている家庭よりも虐待発生のリスクが高いものと考えられる。

このため、市区町村は、これらの未受診等の家庭(兄弟姉妹を含む。)の状況を把握し、勧奨により適切な受診等に結びつけるとともに、これらの保健・福祉サービスの提供を通じて、その後の支援について検討するために必要な情報を得ることが必要である。

その上で、支援に関して検討を要する家庭については、要保護児童対策地域協議会において関係機関で情報を共有し、支援の必要性や支援方針を協議する必要がある。

特に、家庭訪問等による勸奨にもかかわらず、合理的な理由なくこれらを受けない家庭や、必要な調査を行っても居住実態が把握できない家庭は、虐待発生のリスクが高い家庭として位置づけ、必要に応じ、児童相談所と対応や支援について相談・情報共有を行うなど児童相談所と連携して対応する必要がある。

○要保護児童対策地域協議会設置・運営指針について（抄）

（平成17年2月25日付け雇児発第0225001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）

第3章 要保護児童対策地域協議会の機能

（1）業務内容

② 実務者会議

- ・ 実務者会議は、実際に活動する実務者から構成される会議であり、会議における協議事項としては例えば次のようなものが考えられる。

ア すべてのケースについて定期的な状況のフォロー、主担当機関の確認、支援方針の見直し等

イ 定例的な情報交換や、個別ケース検討会議で課題となった点の更なる検討

ウ 支援対象児童等の実態把握や、支援を行っているケースの総合的な把握

エ 要保護児童対策を推進するための啓発活動

オ 地域協議会の年間活動方針の策定、代表者会議への報告

- ・ また、子ども虐待への対応は、多数の関係機関が関与し、児童相談所と市町村の間の役割分担が曖昧になるおそれもあるため、市町村内におけるすべての虐待ケースに関して地域協議会において絶えず、ケースの主担当機関及び主たる支援機関をフォローし、ケースの進行管理を進めていくことが必要である。こうした観点から地域協議会の調整機関において、全ケースについて進行管理台帳（別添1参照）を作成し、実務者会議等の場において、定期的に（例えば、3か月に1度）、状況確認、主担当機関の確認、支援方針の見直し等を行うことが適当である。

○主担当機関：児童相談所又は市町村のうち、全体の進行管理の責任主体としての機関を指す。

○主たる支援機関：支援対象児童等に対して、必要な支援を主に行う機関を指す。

③ 個別ケース検討会議

- ・ 個別の支援対象児童等について、直接関わりを有している担当者や今後関わりを有する可能性がある関係機関等の担当者により、当該支援対象児童等に対する具体的な支援の内容等を検討するために適時開催される。その対象は、当然のことながら、虐待を受けた子どもに限られるものではない。
- ・ (中略)
- ・ 個別ケース検討会議においては、関係機関が対応している事例についての危険度や緊急度の判断、支援対象児童等に対する具体的な支援の内容について検討を行うことが適当であり、子どもの権利を守るための支援方針や支援の内容を具体的に実施していくための支援計画を作成するために、可能な限り子ども、保護者及び妊婦の意見や参加を求め、保護者に左右されずに子どもの意見を聞く配慮が必要である。

(中略)

- ・ 会議における協議事項としては次のようなものが考えられる。
 - ア 関係機関が現に対応している虐待事例についての危険度や緊急度の判断
 - イ 要保護児童の状況の把握や問題点の確認
 - ウ 支援の経過報告及びその評価、新たな情報の共有
 - エ 支援方針の確立と役割分担の決定及びその認識の共有
 - オ ケースの主担当機関と主たる支援機関の決定
 - カ 実際の支援、支援方法、支援スケジュール（支援計画）の検討
 - キ 次回会議（評価及び検討）の確認

データヘルス時代の母子保健情報の利活用に関する検討会 中間報告書 (概要)

【経緯】

- 2018年1月に厚生労働省「データヘルス改革推進本部」のもとに「乳幼児期・学童期の健康情報」プロジェクトチームが設置され、乳幼児期、学童期を通じて健康情報の利活用等について検討を進めることとなった。
- これを受け、同年4月に子ども家庭局長の下に「データヘルス時代の母子保健情報の利活用に関する検討会」を設置し、乳幼児健診及び妊婦健診の健診情報の電子的記録様式の標準化及び電子化に関する検討を行った。

政府方針

乳幼児期・学童期の健康情報の一元的活用の検討などに取り組み。
(経済財政運営と改革の基本方針 平成30年6月15日閣議決定)

PHR (Personal Health Record) について、平成32年度より、マイナポータルを通じて本人等へのデータの本格的な提供を目指す。そのため、予防接種 (平成29年度提供開始) に加えて、平成32年度から特定健診、乳幼児健診等の健診データの提供を開始することを目指す。****
(未来投資戦略2018 平成30年6月15日閣議決定)

【中間報告書の主な内容】

1. 電子的記録・管理する情報

- 乳幼児健診 (3~4か月、1歳半、3歳) 及び妊婦健診の健診情報にかかる「**標準的な電子的記録様式**」及び「**最低限電子化すべき情報**」を検討。

乳幼児健診・妊婦健診で把握される情報



概要		例
標準的な電子的記録様式	本人又は保護者が自己の健康管理のために閲覧する情報で、市町村が電子化することが望ましい情報。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 疾病及び異常の診察所見 ・ 新生児聴覚検査に関する情報 ・ 風疹抗体検査に関する情報
最低限電子化すべき情報 <small>※妊婦健診は対象外</small>	転居や進学の際に、他の市町村や学校に引き継がれることを前提として、市町村が必ず電子化する情報。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各健診時における受診の有無 ・ 診察所見の判定に関する情報

2. 電子的記録の利活用について

「マイナンバー制度により管理」 「特定の個人を識別する識別子はマイナンバー」

マイナポータルでの閲覧

- (背景)
- ・ 健診の実施主体たる市町村において情報が保有・管理されている
 - ・ マイナンバー制度に係る情報インフラが全国的に整備されている

市町村間での情報連携



- 生涯を通じてPHR制度構築の観点から、医療機関等においては、健診情報等をマイナンバーにより管理することとなっていないことも踏まえ、医療情報も含めた個人の健康情報を同一のプラットフォームで閲覧する方法等について今後検討が必要。
- 現状、学校そのものは、マイナンバー制度において番号利用を行うことができる行政機関、地方公共団体等として位置づけられていないため、学校健診情報と母子保健情報の連携に当たっては検討が必要。
- 市町村が精密健康調査対象者の精密健康診断結果を確認する際に、医療機関から返却される精密健康診断結果を効率的に照合する等の活用を進めることを念頭に、被保険者番号も把握する方向。

3. 今後の検討事項

- 引き続き検討が必要とされた主な課題。
 - ・ 電子的記録の保存年限
 - ・ 電子的記録の保存形式の標準化
 - ・ データ化する項目の定義や健診の質の標準化
 - ・ 学校健診情報との連携について
 - ・ 任意の予防接種情報の把握について
 - ・ 市町村における母子保健分野の情報の活用の在り方について
 - ・ ビッグデータとしての利用について
 - ・ 個人単位化される被保険者番号の活用にかかる検討も踏まえた医療等分野における情報との連携について など

成育基本法の概要

- ※ 「成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律」（平成30年法律第104号）
 ※ 2018年12月14日公布

法律の目的

次代の社会を担う成育過程にある者の個人としての尊厳が重んぜられ、その心身の健やかな成育が確保されることが重要な課題となっていること等に鑑み、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、成育医療等の提供に関する施策に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体、保護者及び医療関係者等の責務等を明らかにし、並びに成育医療等基本方針の策定について定めるとともに、成育医療等の提供に関する施策の基本となる事項を定めることにより、成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策を総合的に推進する。

主な内容

- 基本理念
 - ・ 成育過程にある者の心身の健やかな成育が図られることを保障される権利の尊重
 - ・ 多様化・高度化する成育過程にある者等の需要に的確に対応した成育医療等の切れ目ない提供
 - ・ 居住する地域にかかわらず科学的知見に基づく適切な成育医療等の提供
 - ・ 成育過程にある者等に対する情報の適切な提供、社会的経済的状況にかかわらず安心して子どもを生まれ育てることができる環境の整備
 - 国、地方公共団体、保護者、医療関係者等の責務
 - 関係者相互の連携及び協力
 - 法制上の措置等
 - 施策の実施の状況の公表（毎年1回）
- 成育医療等基本方針の策定と評価
 - ※ 閣議決定により策定し、公表する。
 - ※ 少なくとも6年ごとに見直す
 - 基本的施策
 - ・ 成育過程にある者・妊産婦に対する医療
 - ・ 成育過程にある者等に対する保健
 - ・ 成育過程にある者・妊産婦の心身の健康等に関する教育及び普及啓発
 - ・ 記録の収集等に関する体制の整備等

例：成育過程にある者に対する予防接種等に関する記録
 成育過程にある者が死亡した場合におけるその死亡の原因に関する情報
 ・ 調査研究
 - 成育医療等協議会の設置
 - ※ 厚生労働省に設置
 - ※ 委員は厚生労働大臣が任命
 - ※ 組織及び運営に関し必要な事項は政令で定める。
 - 都道府県の医療計画その他政令で定める計画の作成の際の成育医療等への配慮義務（努力義務）

施行日

公布から一年以内の政令で定める日（令和元年12月1日）

成育基本法第19条第1項に基づき政令で定める計画

成育基本法第19条第1項

(医療計画等の作成に当たつての配慮等)
 第19条 都道府県は、医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第三十条の四第一項に規定する医療計画その他政令で定める計画を作成するに当たっては、成育過程にある者等に対する成育医療等の提供が確保されるよう適切な配慮をするよう努めるものとする。

政令で定める計画

- ① 都道府県障害児福祉計画
(児童福祉法第33条の22第1項)
- ② 都道府県地域福祉支援計画
(社会福祉法第108条第1項)
- ③ 自立促進計画
(母子及び父子並びに寡婦福祉法第11条第2項第3号)
- ④ 都道府県障害者計画
(障害者基本法第11条第2項)
- ⑤ 予防計画
(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第10条第1項)
- ⑥ 都道府県男女共同参画計画
(男女共同参画社会基本法第14条第1項)
- ⑦ 都道府県基本計画
(配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第2条の3第1項)
- ⑧ 都道府県健康増進計画
(健康増進法第8条第1項)
- ⑨ 都道府県食育推進計画
(食育基本法第17条第1項)

- ⑩ 都道府県障害福祉計画(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第89条第1項)
- ⑪ 都道府県自殺対策計画
(自殺対策基本法第13条第1項)
- ⑫ 都道府県がん対策推進計画
(がん対策基本法第12条第1項)
- ⑬ 教育の振興のための施策に関する基本的な計画
(教育基本法第17条第2項)
- ⑭ 都道府県子ども・若者計画
(子ども・若者育成支援推進法第9条第1項)
- ⑮ 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画
(子ども・子育て支援法第62条第1項)
- ⑯ 都道府県計画
(子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条第1項)
- ⑰ 都道府県アルコール健康障害対策推進計画
(アルコール健康障害対策基本法第14条第1項)
- ⑱ 都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画
(ギャンブル等依存症対策基本法第13条第1項)
- ⑲ 都道府県循環器病対策推進計画
(健康寿命の延伸等を図るための脳卒中、心臓病その他の循環器病に係る対策に関する基本法第11条第1項)

「健やか親子21」とは

- 関係者が一体となって推進する母子保健の国民運動計画
- 21世紀の母子保健の取組の方向性と目標や指標を示したもの
- 第1次計画(2001年～2014年)・第2次計画(2015年度～2024年度)

「すべての子どもが健やかに育つ社会」の実現

【基盤課題A】
切れ目ない妊産婦・
乳幼児への
保健対策

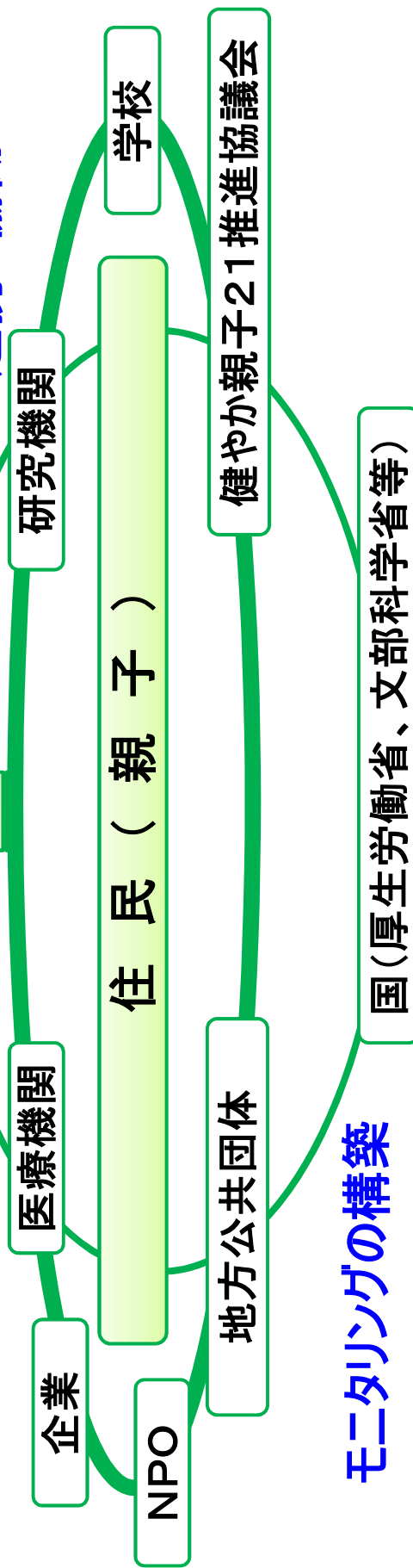
【基盤課題B】
学童期・思春期から
成人期に向けた
保健対策

【基盤課題C】
子どもの健やかな
成長を見守り育む
地域づくり

【重点課題①】
育てにくさを感じる
親に寄り添う支援

【重点課題②】
妊娠期からの
児童虐待防止対策

連携と協働



モニタリングの構築

成育基本法と健やか親子21の関係

成育基本法

平成30年12月成立

定義

基本理念

国、地方公共団体、保護者、医療関係者等の責務

関係者相互の連携及び協力

法制上の措置等

施策の実施の状況の公表

成育医療等基本方針の策定
(閣議決定・公表・最低6年ごとの見直し)と評価

成育医療等協議会の設置

基本的施策

健やか親子21

平成26年局長通知



子どもと妊産婦に対する保健

- ・健康の保持・増進
- ・社会からの孤立の防止、不安の緩和
- ・虐待の予防、早期発見
- ・健康診査、健康診断の適切な実施
- ・心身の健康に関する相談体制の整備 など

国民への教育・普及啓発

- ・子どもの心身の健康、妊娠、出産、育児、子どもとの愛着の形成等に関する教育と普及啓発 など

子どもと妊産婦に対する医療

- ・医療提供体制の整備
- ・救急医療の充実 など

子どもの健康に関する記録の収集

- ・予防接種、乳幼児健康診査、学校健診の記録の収集と管理、活用
- ・子どもの死因に関する情報の収集、管理、活用 など

調査研究

- ・妊娠、出産、育児、子どもの心身の健康に関する調査、研究など

「健やか親子21(第2次)」における課題の概要

課題名		課題の説明
基盤課題 A	切れ目ない妊産婦・乳幼児への保健対策	妊娠・出産・育児期における母子保健対策の充実に取り組むとともに、各事業間や関連機関間の有機的な連携体制の強化や、情報の利活用、母子保健事業の評価・分析体制の構築を図ることにより、切れ目ない支援体制の構築を目指す。
基盤課題 B	学童期・思春期から成人期に向けた保健対策	児童生徒自らが、心身の健康に関心を持ち、より良い将来を生きるため、健康の維持・向上に取り組めるよう、多分野の協働による健康教育の推進と次世代の健康を支える社会の実現を目指す。
基盤課題 C	子どもの健やかな成長を見守り育む地域づくり	社会全体で子どもの健やかな成長を見守り、子育て世代の親を孤立させないよう支えていく地域づくりを目指す。具体的には、国や地方公共団体による子育て支援施策の拡充に限らず、地域にある様々な資源(NPOや民間団体、母子愛育会や母子保健推進員等)との連携や役割分担の明確化が挙げられる。
重点課題 ①	育てにくさを感じる親に寄り添う支援	親子が発信する様々な育てにくさ(※)のサインを受け止め、丁寧に向き合い、子育てに寄り添う支援の充実に努めることを重点課題の一つとする。 (※)育てにくさとは：子育てに関わる者が感じる育児上の困難感で、その背景として、子どもの要因、親の要因、親子関係に関する要因、支援状況を含めた環境に関する要因など多面的な要素を含む。育てにくさの概念は広く、一部には発達障害等が原因となっている場合がある。
重点課題 ②	妊娠からの児童虐待防止対策	児童虐待を防止するための対策として、①発生予防には、妊娠届出時など妊娠期から関わることが重要であること、②早期発見・早期対応には、新生児訪問等の母子保健事業と関係機関の連携強化が必要であることから重点課題の一つとする。

「健やか親子21(第2次)」(2015～2024年)の中間評価について

全体の目標達成状況等の評価 ～52指標のうち、65%が改善～

評価区分		該当指標数 (割合)	該当項目
改善した	A 目標を達成した	12 (23.1%)	<ul style="list-style-type: none"> ○妊娠・出産について満足している者の割合 ○マタニティマークを妊娠中に使用したことのある母親の割合 ○積極的に育児をしている父親の割合 等
	B 目標に達していないが改善した	22 (42.3%)	<ul style="list-style-type: none"> ○乳幼児健康診査の受診率 ○育児期間中の両親の喫煙率 ○地域と学校が連携した健康等に関する講習会の開催状況 等
C 変わらない		5 (9.6%)	<ul style="list-style-type: none"> ○十代の自殺死亡率 ○児童・生徒における痩身傾向児の割合 ○育てにくさを感じたときに対処できる親の割合 等
D 悪くなっている		4 (7.7%)	<ul style="list-style-type: none"> ○朝食を欠食する子どもの割合 ○発達障害を知っている国民の割合 等
E 評価できない		9 (17.3%)	<ul style="list-style-type: none"> ○母子保健分野に携わる関係者の専門性の向上に取り組んでいる地方公共団体の割合 ○児童虐待による死亡数 等

予防のための子どもの死亡検証体制整備モデル事業【拡充】 R3予算案：1.1億円 (R2予算額：0.6億円)

- 予防のための子どもの死亡検証 (Child Death Review (以下「CDR」という。)) は、子どもが死亡した時に、複数の機関や専門家 (医療機関、警察、消防、行政関係者等) が、子どもの既往や家族背景、死に至る直接の経緯等に関する様々な情報を基に死因調査を行うことにより、効果的な予防対策を導き出し予防可能な子どもの死亡を減らすことを目的とするもの。
- 今般、成育基本法や、死因究明等推進法の成立を踏まえ、一部の都道府県において、実施体制の整備をモデル事業として試行的に実施し、その結果を国へフィードバックすることで、制度化に向けた検討材料とする。

■実施主体：都道府県 (全国で13箇所程度を想定) ※中核を担う医療関係団体等 (医師会、医療機関への委託も可)

■補助単価 (案)：11,948千円 ■補助率 (案)：国10/10

■事業内容

○CDR関係機関連絡調整会議：医療機関、行政機関、警察等と子どもの死亡に関する調査依頼や、これに対する報告などの連携を行うため、関係機関による調整会議を実施し、データの収集等を円滑に行う環境を整える。

○CDRデータ収集・整理等：子どもの死亡に関する情報 (医学的死因、社会的死因) を関係機関から収集し、標準化したフォーマット (死亡調査票：厚労科研事業で作成中) に記録。

○多機関検証委員会 (政策提言委員会)：死因を多角的に検証するため、医療機関、行政機関、警察等の様々な専門職や有識者を集めて検証委員会を開催し、検証結果を標準化したフォーマット (死亡検証結果表) に記録する。さらに、都道府県に対し、検証結果をもとに今後の対応策などをまとめた提言を行う。

<事業イメージ>



【事業の流れ】

- ① CDR関係機関連絡調整会議により、関係機関からのデータ収集の環境を整える。
- ② 関係機関より収集したデータの整理等を行う。
- ③ 整理されたデータに基づき様々な機関を招集し、検証委員会を開催。
- ④ その後、まとめられた検証結果をもとに、検証委員会から都道府県に対し、今後の対応策などをまとめた提言を行う。

【令和2年度3次補正予算案・令和3年度予算案】

【令和3年度予算案】

947億円

1兆9,102億円

【令和2年度3次補正予算案】

478億円

【前年度予算】

(1,063億円)

(1兆8,656億円)

【厚生労働省予算】

【内閣府予算】

【厚生労働省予算】

《保育関係予算案の主な内容》

【令和2年度3次補正予算案】

1 新型コロナウイルス感染症対策等（令和2年度3次補正）（P3以降参照） 478億円

- 令和2年度1次、2次補正に加え、職員が感染症対策の徹底を図りながら保育を継続的に実施していくために必要な経費（かかり増し経費）や、都道府県等が保育所等に配布するマスク等の購入、保育所等の消毒に必要なとなる経費の支援を行う。
- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、保育の周辺業務や補助業務に係るICT等を活用した業務システムの導入を支援するとともに、在宅等で研修が受講できるよう、オンライン研修を行うために必要な教材作成経費等を支援する。
- 生活が困窮している学生を支援するため、指定保育士養成施設に通う学生の修学資金の貸付原資を積み増す。
- 保育の受け皿整備を進めるため、保育所等の整備に必要な経費を補助する。

【令和3年度予算案】

2 「新子育て安心プラン」に基づく保育の受け皿整備（P6以降参照） 602億円

【前年度予算】

(767億円)

* 令和3年度の保育の受け皿整備量は5.9万人。令和2年度3次補正予算案への前倒し分と合わせて838億円

- 「新子育て安心プラン」に参加する自治体においても、補助率の嵩上げ（1/2→2/3）等を引き続き実施する。
- ニーズに応じた受け皿整備や、地域偏在の解消、保育環境の向上等を図るため、利用者の利便性向上のための改修や、よりよい保育の環境を整備するための改修等も補助対象に加える。
- 安心こども基金における保育の受け皿整備事業の実施期限を令和6年度末まで延長する。
（社会・援護局予算）
- 社会福祉施設職員等退職手当共済制度による保育所等に対する公費助成予算を延長する。

3 保育人材確保のための総合的な対策（P8以降参照）

191億円（190億円）

- 保育現場で就業しやすくなるよう、保育士の専門的な保育技術を可視化するなどの保育の見える化を含め情報発信のプラットフォームの作成や保育体験イベントなど、様々な対象者に対する保育士・保育の現場の魅力発信を実施する。
また、保育士確保や定着、労働条件等の改善に配慮した取組等に関して、関係機関とも連携して、相談しやすい環境を整備する。
 - 保育士の業務負担の軽減・働き方の見直しを行い、魅力ある職場づくりを支援するため、社会保険労務士などが巡回し、保育所等を支援するとともに、魅力ある職場づくりを行う保育所等の啓発セミナー等を支援する。
 - 保育士宿舍借り上げ支援事業について、対象者の予見可能性を高めるために要件を見直すとともに、事業の対象となる者とならない者との公平性等に鑑み、対象期間の段階的な見直しを図る。
 - 保育士の補助を行う保育補助者の勤務時間週30時間以下の要件を撤廃し事業の促進を図る。
 - 保育士・保育所支援センターの機能強化を図るため、情報発信機能の強化や管内の保育所等を巡回してマッチング機能の向上を図るとともに、シルバークリエーターとの連携や保育補助者等のマッチングを新たに実施する。 など
- ### 4 多様な保育の充実（P15以降参照）
- #### 110億円（70億円）
- モデル事業として実施している医療的ケア児保育支援モデル事業を一般事業化するとともに、喀痰吸引等研修を受講した保育士の処遇改善を実施する。
 - 地域の実情に応じて保育需要のマッチングを行うため、送迎センターのか所数によらず、送迎バスの台数や保育士の配置に応じて加算できる仕組みとするとともに、こども送迎センター等事業を実施する委託事業者が損害保険等に加入した場場の保険料等を支援する。
 - 外国籍の子どもが占める割合が特に高い保育所等について、保育士を加配できるよう支援する。 など

5 認可外保育施設の質の確保・向上（P22以降参照）

20億円（29億円）

- 認可外保育施設が遵守・留意すべき内容等に関する指導・助言を行う「巡回支援指導員」の配置等を支援する。
- 認可外保育施設が設備面において認可保育所等の基準を満たすために必要な改修費や移転費等の補助を行う。 など

6 子ども・子育て支援新制度の着実な実施（P24以降参照）

1兆9,120億円（1兆8,656億円）

- すべての子ども・子育て家庭を対象に、市区町村が実施主体となり、教育・保育、地域の子ども・子育て支援の量的拡充及び質の向上を図る。また、保育士の処遇改善、幼児教育・保育の無償化等を引き続き実施する。
- 病児保育の補助単価について、提供体制の安定的な確保のため利用児童数の変動によらない基本単価の引上げを図る。
- 保育コンシェルジュ（利用者支援事業（特定型））について、待機児童数が50人未満である市区町村でも利用可能となるよう実施要件を見直す。 など

1. 新型コロナウイルス感染症対策等（令和2年度3次補正） 478億円

保育所等において、感染症に対する強い体制を整え、感染症対策を徹底しつつ、事業を継続的に提供していただくため、職員が感染症対策の徹底を図りながら保育を継続的に実施していただくために必要な経費（かかり増し経費）や、都道府県等が保育所等に配布するマスク等の購入や消毒に必要なとなる経費等を支援する。

また、保育の周辺業務や補助業務に係るICT等を活用した業務システムの導入を支援するとともに保育士資格の取得や再就職を目指す者等に対する修学資金等の貸付原資等を補助する。

新子育て安心プランに基づく保育の受け皿整備等を進めるため、保育所等の整備に必要な経費を前倒して補助する。

（1）保育環境改善等事業（P28参照） 117億円

令和2年度1次、2次補正に加え、職員が感染症対策の徹底を図りながら保育を継続的に実施していただくために必要な経費（かかり増し経費）や、都道府県等が保育所等に配布するマスク等購入、保育所等の消毒に必要な経費を支援する。

【実施主体】	都道府県又は市区町村、市区町村等が認めた者
【対象施設】	保育所、幼保連携認定こども園、地域型保育事業所、認可外保育施設、児童厚生施設
【補助基準額(案)】	1 施設当たり
	(1) 定員19人以下 300千円
	(2) 定員20以上59人以下 400千円
	(3) 定員60人以上 500千円
	(4) 児童厚生施設及び認可外の居宅訪問型保育事業 300千円
【補助割合】	国：1／2、都道府県・市区町村：1／2

(2) 保育所等におけるICT化推進等事業【新規】 (P29参照) 14億円

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、保育の周辺業務や補助業務に係るICT等を活用した業務システムの導入を支援するとともに、都道府県等で実施されている研修について、在宅等で受講できるよう、オンライン研修を行うために必要な教材作成経費等を支援する。

都道府県が実施する保育士試験の申請手続や保育士資格の登録申請手続等について、オンラインによる手続を可能とするために必要なシステム改修費等を支援する。

【実施主体】 都道府県、市区町村

- 【補助基準額(案)】 (1) (7)業務のICT化等を行うためのシステム導入 1 施設当たり 1,000千円
 (1)翻訳機等の購入 1 施設当たり 150千円
 (2) 認可外保育施設における機器の導入 1 施設当たり 200千円
 (3) 病児保育事業等の業務(予約・キャンセル等)のICT化を行うためのシステム導入
 (7) 1 自治体当たり 8,000千円
 (1) 1 施設当たり 1,000千円
 1 自治体当たり 4,000千円
- (4) 研修のオンライン化事業
 (5) 保育士資格取得に係るオンライン手続化

総額49,820千円のうち令和元年度の各都道府県の受験者数の割合に応じて、それぞれ設定

【補助割合】

- (1) 国：1/2、市区町村：1/4、事業者：1/4
 (2) 国：1/2、都道府県・市区町村：1/4、事業者：1/4
 (3) (7)国：1/2、市区町村：1/2 (1)国：1/2、市区町村：1/4、事業者：1/4
 ※(1)～(3)について、地方自治体が運営する施設(*)を対象にする場合は、国：1/2、自治体：1/2
 * (1)～(2)は財政力指数が1.0未満の地方自治体が対象。
 (4) 国：1/2、都道府県・市区町村：1/2
 (5) 国：1/2、都道府県：1/2

(3) 保育士修学資金貸付等事業 (P30参照)

29億円

保育士資格の取得や再就職を目指す者等に対する修学資金等の貸付原資等を補助する。

- 【実施主体】 都道府県、指定都市
- 【貸付額 (上限) (案)】 ①保育士修学資金貸付
- ア 学費 50千円 (月額)
 - イ 入学準備金 200千円 (初回に限る)
 - ウ 就職準備金 200千円 (最終回に限る)
 - エ 生活費加算 40～50千円程度 (月額)
 - ②保育補助者雇上支援 2,953千円 (年額) 短時間勤務の場合 2,215千円 (年額)
 - ③未就学児をもつ保育士の保育所復帰支援 54千円の半額 (月額)
 - ④潜在保育士の再就職支援 就職準備金 400千円
 - ⑤未就学児をもつ保育士の子どもの預かり支援 事業利用料金の半額
- 【貸付期間】 ①最長2年間 ②最長3年間 ③1年間 ④2年間
- 【返還免除】 ①卒業後、5年間の実務従事
②保育補助者が原則として3年間で保育士資格を取得又はこれに準じる場合
③、④再就職後、2年間の実務従事
⑤2年間の勤務
- 【補助割合】 国：9／10、都道府県、指定都市：1／10

(4) 待機児童解消に向けた保育の受け皿整備の前倒し (P31参照) 317億円 (保育所等整備交付金：158億円、保育所等改修費等支援事業：160億円)

保育の受け皿整備等を進めるため、保育所等の整備に必要な経費を補助する。

2. 「新子育て安心プラン」に基づく保育の受け皿整備 602億円 (767億円)

「新子育て安心プラン」に基づき、令和6年度末までに約14万人分の保育の受け皿を確保するため、保育所等の整備などによる受入児童数の拡大を図る。

(1) 保育所等整備交付金 (P32参照) 497億円 (638億円)

市区町村が策定する整備計画等に基づき、保育所、認定こども園及び小規模保育事業所に係る施設整備事業及び保育所等の防音壁設置の実施に要する経費に充てるため、市区町村に交付金を交付する。

「新子育て安心プラン」に参加する自治体においても、補助率の嵩上げ(1/2→2/3)等を引き続き実施する。

【対象事業】 ・ 保育所整備事業 ・ 認定こども園整備事業(幼稚園型) ・ 小規模保育整備事業
・ 防音壁整備事業 ・ 防犯対策強化整備事業

【実施主体】 市区町村

【設置主体】 社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人、公益財団法人、学校法人等
(保育所及び認定こども園については公立を除く)

【補助割合】 国：1/2、市区町村：1/4、設置主体：1/4

※ 新子育て安心プランに参加する等一定の要件を満たす場合は、国:2/3、市区町村:1/12、設置主体:1/4

- ◆ 安心こども基金における保育の受け皿整備事業の実施期限について、「新子育て安心プラン」に合わせ、令和6年度末まで延長する。
- ◆ 社会福祉施設職員等退職手当共済制度による保育所等に対する公費助成予算を延長する。(社会・援護局予算)

【(2) 保育所等改修費等支援助事業【拡充】 (P33参照) 【保育対策総合支援助事業費補助金402億円 (394億円) の内数】

賃貸物件を活用して保育所等を設置する際や、幼稚園において長時間預かり保育を実施する際、認可外保育施設が認可保育所等の設備運営基準を満たすために必要な改修費等の一部を補助する。

「新子育て安心プラン」に参加する自治体においても、補助率の嵩上げ(1/2→2/3)を引き続き実施するとともに、ニーズに応じた受け皿整備や、地域偏在、保育環境の向上等を図るため、利用者の利便性向上のための改修や、よりよい保育の環境を整備するための改修等も補助対象に加える。

【対象事業】

- ①賃貸物件による保育所改修費等支援助事業
- ③幼稚園における長時間預かり保育改修費等支援助事業
- ⑤家庭的保育改修等支援助事業

- ②小規模保育改修費等支援助事業
- ④認可化移行改修費等支援助事業

【実施主体】 市区町村

【補助基準額(案)】 ※ (7)緊急対策参加自治体、(1)待機児童対策協議会に参加する等一定の要件を満たす自治体

①新設又は定員拡大の場合

1 施設当たり	利用(増加) 定員19名以下	15,000千円	(7)20,000千円、	(1)23,000千円)
	利用(増加) 定員20名以上59名以下	27,000千円	(7)32,000千円、	(1)35,000千円)
	利用(増加) 定員60名以上	55,000千円	(7)60,000千円、	(1)63,000千円)
老朽化対応の場合	1 施設当たり	27,000千円	(7)32,000千円)	
②1事業所当たり		22,000千円	(7)32,000千円、	(1)35,000千円)
③1施設当たり		22,000千円	(7)32,000千円、	(1)35,000千円)
④1施設当たり		32,000千円	(1)35,000千円)	
⑤保育所で行う場合	1 在所当たり	22,000千円	(7)32,000千円、	(1)35,000千円)
保育所以外で行う場合	1 在所当たり	2,400千円		

【補助割合】 ①~④ 国：1/2、市区町村：1/4、設置主体：1/4

※ 新子育て安心プランに参加する等一定の要件を満たす場合は、国：2/3、市区町村：1/12、設置主体：1/4

⑤ 国：1/2、市区町村：1/2

※ 新子育て安心プランに参加する等一定の要件を満たす場合は、国：2/3、市区町村：1/3

3. 保育人材確保のための総合的な対策

191億円 (190億円)

資格取得の促進、就業継続のための環境づくりや再就職の促進に引き続き取り組む。また、保育の現場・職業の魅力発信、魅力ある職場づくりや保育士・保育所支援センターの機能強化等を図る。

＜保育人材の確保＞【保育対策総合支援事業費補助金402億円（394億円）の内数】

（1）保育士・保育の現場の魅力発信事業【新規】（P34参照）

- ① 保育士を目指す方や保育士に復帰しようとする方が増え、保育現場で就業しやすくなるよう、国及び都道府県において、保育士の専門的な保育技術を可視化するなどの保育の見える化を含め情報発信のプラットフォームの作成や保育体験イベントなど、様々な対象者に対する、保育士・保育の現場の魅力発信を実施する。
- ② また、保育現場で就業しやすくなるよう、保育所等で働く保育士が、保育士確保や定着、労働条件等の改善に配慮した取組等に関して、関係機関とも連携して、相談しやすい環境を整備するとともに、令和2年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症に対応した相談窓口の設置や職員の尊厳を重視した専門家による相談支援を行う。

【実施主体】 都道府県、市区町村

【補助基準額(案)】① 1自治体あたり：8,108千円

② 1自治体当たり：（労働条件等の保育士の相談窓口）4,035千円
（新型コロナウイルス感染症の相談窓口等）5,599千円

【補助割合】 ① 国：1／2、都道府県・指定都市：1／2

② 国：1／2、都道府県・市区町村：1／2

※国において実施する情報発信のプラットフォームの作成は、子ども・子育て支援対策推進事業委託費に計上。

(2) 若手保育士や保育事業者等への巡回支援事業【拡充】 (P35参照)

- ① 保育士の離職防止や保育所等の勤務環境の改善を図るため、支援員が保育所等を巡回支援することに加え、
- ② 保育士の業務負担の軽減・働き方の見直しを行い、魅力ある職場づくりを支援するため、社会保険労務士などが巡回し、保育所等を支援するとともに、魅力ある職場づくりを行う保育所等の啓発セミナー等を支援する。
- ③ 各保育所における保育内容等の自己評価による保育実践の改善を進め、地域における保育の質の確保・向上を行い、保育士にとって働き甲斐のある環境整備を図るため、保育所等を対象とした巡回相談等を行う。

【実施主体】 都道府県、市区町村

【補助基準額(案)】

- ① 保育事業者コンサルタント・保育士支援アドバイザー・放課後児童クラブ巡回アドバイザー：1自治体当たり 4,064千円
- ② 保育士働き方改革支援コンサルタント、保育実践コーディネーター：1自治体当たり それぞれ4,064千円
- ③ 魅力ある職場づくりに向けた啓発セミナー、自己評価地域協議会：1自治体当たり それぞれ1,624千円

【補助割合】 国：1/2、都道府県、市区町村：1/2

(3) 保育士宿舍借り上げ支援事業【見直し】 (P36参照)

対象者の予見可能性を高めるために要件を見直すとともに、事業の対象となる者とならない者との公平性等に鑑み、対象期間の段階的な見直しを図る。

【実施主体】

新子育で安心プランに参加する市区町村

【対象者】

採用された日から起算して9年以内の常勤の保育士

※直近2か年の1月の職業安定所別の保育士の有効求人倍率が連続して2未満の場合は、採用日から5年以内ただし、令和元年4月及び令和2年4月の待機児童数がいずれも50人以上の場合は、令和3年度に限り9年以内
※令和2年度に事業の対象だった者で引き続き令和3年度も事業の対象となる場合は、令和2年度の年数を適用

【補助基準額(案)】 月額82,000円を上限として、市区町村別に1人当たりの月額(上限)の金額を設定

【補助割合】 国：1/2、市区町村：1/4、事業者：1/4

(4) 保育補助者雇上強化事業【拡充】 (P37参照)

保育士の業務負担軽減を図るため、補助者の勤務時間週30時間以下の要件を撤廃し、事業の促進を図る。

【実施主体】 市区町村

【補助基準額(案)】 定員121人未満の施設：年額2,333千円 又は年額3,111千円※

定員121人以上の施設：年額4,666千円 又は年額6,222千円※

※保育士確保が困難な地域

【保育補助者の要件】 保育所等での実習等を修了した者等

【補助割合】 国：3／4、都道府県：1／8、市区町村（指定都市・中核市除く）：1／8

国：3／4、市区町村：1／4

(5) 保育体制強化事業

保育士の業務負担の軽減を図るため、消毒等を行う保育支援者の配置を支援する。

【実施主体】 市区町村が認めた者

【補助基準額(案)】 1か所当たり月額100千円

※1 保育支援者が「園外活動時の見守り等」にも取り組む場合 1か所当たり 月額145千円

・勤務時間の上乘せ及び傷害保険加入料を追加

* 保育支援者が、市区町村が認めた交通安全に関する講習会等に参加することを要件とする

※2 キッズ・ガードに謝金を支払う場合又は園外活動時の見守り等を委託する場合

1か所当たり 月額 45千円

【補助割合】 国：1／2、都道府県：1／4、市区町村：1／4

国：1／2、市区町村：1／2

【対象施設】 保育所、幼保連携型認定こども園

(6) 保育士・保育所支援センター設置運営事業【拡充】(P38参照)

- ① 現職保育士に対して、就業継続に向けた必要な相談支援を実施するとともに、保育士以外の保育補助者や保育支援者のマッチングに係る経費を補助対象に加える。
- ② 保育士・保育所支援センターと市町村がシルバークリニックセンターと合同で実施する就職相談会に係る経費を補助対象に加える。
- ③ 保育士・保育所支援センターの情報発信機能を強化し潜在保育士の掘り起こしを行うとともに、管内の保育所等を巡回して求人情報の収集やヒアリング等を実施しマッチング機能の向上を図る。

【実施主体】 都道府県、指定都市、中核市

【補助基準額(案)】 保育士・保育所支援センター運営費： 7,200千円

保育士再就職支援コーディネーター雇上費： 4,000千円

※マッチングの実績が年50件以上ある場合、4,000千円(1名分)を加算

※待機児童対策協議会参加自治体の場合、コーディネーターの更なる追加配置を支援

復職前研修実施経費： 469千円

離職した保育士等に対する再就職支援： 6,119千円

保育士登録簿を活用した就職促進： 3,664千円

マッチングシステム導入費： 7,000千円

【補助割合】 国：1/2、都道府県、指定都市、中核市：1/2

(7) 保育士資格取得支援事業

- ① 認定こども園に勤務している幼稚園教諭免許状を有する者及び保育所等に勤務している保育士資格を有していない者の保育士資格の取得促進を図るため、保育士養成施設における受講料(1/2相当)等の一部を補助する。
- ② 保育士試験の合格を目指す者に対し、保育士試験受験のための学習に要した費用の一部を補助することで保育士資格取得者の拡大を図る。

【実施主体】 都道府県、指定都市、中核市

【補助基準額(案)】 ① 1人当たり 受講料の1/2(上限300千円)

代替職員経費 1人1日当たり 7千円

② 保育士試験受験のための学習に要した経費(教材費等)の1/2(上限150千円)

【支給対象期間】 ② 保育士試験(筆記試験)から起算して2年前までに要した費用

【補助割合】 国：1/2、都道府県、指定都市、中核市：1/2

(8) 保育士養成施設に対する就職促進支援事業

指定保育士養成施設が学生に対して保育所等への就職を促すための取組（リアリティ・シヨックに対応するための特別講座の開講等）を実施した結果、保育所等への就職内定率が前年度の保育所等就職率（全国平均）を上回った割合に応じて、当該取組に要した費用の一部を補助する。

【実施主体】 都道府県等

【補助基準額(案)】 保育士養成施設における保育所等への就職内定の割合が、前年度の当該施設の就職割合と比較し、2%増加すること、1 か所当たり年額264千円を補助

【補助割合】 国：1 / 2、都道府県：1 / 2

(9) 保育士試験追加実施支援事業

保育士を確保するため、地域限定保育士試験（※）を実施する自治体に対して、当該試験の準備に必要な費用を補助する。

※「国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律」（平成27年法律第56号）により、資格取得後3年間は当該国家戦略特別区域のみで保育士として働くことができ、4年目を以降は全国で働くことができる「地域限定保育士」となるための試験。

【実施主体】 都道府県、指定都市

【補助基準額(案)】 地域限定保育士試験の広報に関する費用及び保育実技講習会（※2）の実施に必要な費用

※2 保育の表現技術に関する演習及び実習等で構成される講習会で、当該講習会を修了した場合、実技試験が免除されるもの。

【補助割合】 国：1 / 2、都道府県、指定都市：1 / 2

(10) 保育人材等就職・交流支援事業

- ① 就職相談会の開催等による潜在保育士の再就職支援や保育所見学等による新卒保育士の確保、新規採用された保育士への研修による就業継続支援など、市区町村が行う保育人材確保に関する取組に要した費用の一部を補助する。
- ② 保育所等における業務効率化のため、複数の施設で行われている業務を共同で実施する「業務集約化」に関する取組に必要な費用を補助する。
- ③ 保育所等の施設間における人材交流や保育所等への養成校の保育実習の受入れ支援を行うことにより、技能の向上によるキャリアアップ及び保育所等への就職者の増加を図る。

【実施主体】 市区町村

【補助基準額(案)】 ① 1 市区町村当たり 11,731千円

※ 待機児童対策協議会参加自治体の場合、コーディネーターの追加配置を支援 4,000千円(加算額)

② 「業務集約化」に関する取組に必要な費用

※ 運営主体が異なる複数施設における取組を対象とし、同一の法人が運営する施設のみで業務集約化を行う場合は対象外。

③ 保育士の実地派遣・人材交流 1 人 1 日当たり 7,210円(代替保育士等雇上費)

実習受入費 1 人当たり 10,000円

調整費 1 人当たり 4,000円

【補助割合】 ①、② 国：1 / 2、市区町村：1 / 2 ③ 国：3 / 4、市区町村：1 / 4

(11) 潜在保育士再就職支援事業

離職後のブランクが長くなった潜在保育士が抱く職場復帰への不安を軽減するため、保育士・保育所支援センター等の紹介(マッチング)により、保育所等が潜在保育士を非常勤として試行的に雇用する際に行う研修等に要する費用を補助する。

【実施主体】 市区町村

【補助基準額(案)】 1 人当たり年額100千円

【補助割合】 国：1 / 2、市区町村：1 / 2

<保育士の質の向上と保育人材確保のための研修>

【子ども・子育て支援対策推進事業費補助金27億円(29億円)の内数】

(1) 保育士等キャリアアップ研修事業

保育所等におけるリーダー的職員の職務内容に応じた専門性の向上を図るため、国で示した保育士等キャリアアップ研修について、都道府県が行う研修又は都道府県が指定した研修を実施するために必要な費用の一部を補助する。

【実施主体】 都道府県

【補助基準額(案)】 研修の実施に必要な費用

【補助割合】 国：1/2、都道府県：1/2

(2) 保育の質の向上のための研修事業

保育所の職員等を対象に、質の高い保育を安定的に提供するべく、保育の専門性向上を図るための研修の実施に要する費用の一部を補助する。

【実施主体】 都道府県、市区町村

【補助基準額(案)】 研修の実施に必要な費用

【補助割合】 国：1/2、都道府県、市区町村：1/2

(3) 新規卒業者の確保、就業継続支援事業

保育士の専門性向上と質の高い人材を安定的に確保する観点から、「新規卒業者の確保」及び「就業継続支援」に関する研修の実施に要する費用の一部を補助する。

【実施主体】 都道府県、市区町村

【補助基準額(案)】 研修の実施に必要な費用

【補助割合】 国：1/2、都道府県、市区町村：1/2

(4) 多様な保育研修事業

家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、延長保育事業(訪問型)、一時預かり事業(居宅訪問型)又は病児保育事業に従事する者に必要な知識の修得、資質を確保するために必要な研修の実施に要する費用の一部を補助する。

【実施主体】 都道府県、市区町村

【補助基準額(案)】 研修の実施に必要な費用

【補助割合】 国：1/2、都道府県、市区町村：1/2

4. 多様な保育の充実

110億円

(70億円)

【保育対策総合支援事業費補助金402億円（394億円）の内数】

医療的ケアを必要とする子どもへの受入体制の整備や自宅から距離のある保育所等の利用を可能にするための保育所等への直接送迎の実施、家庭的保育における複数の事業者・連携施設による共同実施の推進等、様々な形での保育の実施を支援する。

(1) 医療的ケア児保育支援モデル事業【拡充】 (P39参照)

モデル事業として実施している医療的ケア児保育支援モデル事業を一般事業化するとともに、喀痰吸引等研修を受講した保育士が「医療的ケア児保育支援者」として管内保育所の巡回支援を行う場合、処遇改善を実施する。

【実施主体】 都道府県、市区町村

【補助基準額(案)】 ○基本分単価

○加算分単価

①看護師等の配置

②研修の受講支援

③補助者の配置

④医療的ケア保育支援者の配置

⑤喀痰吸引等研修を受講した保育士が担う場合、130千円を加算)

⑥ガイドラインの策定

⑥検討会の設置

【補助割合】 国：1／2、都道府県、指定都市、中核市：1／2

国：1／2、都道府県：1／4、市区町村：1／4

1 施設当たり 5,320千円

1 施設当たり 300千円

1 施設当たり 2,160千円

1 市区町村当たり 2,160千円

1 市区町村当たり 360千円

1 市区町村当たり 560千円

(2) 広域的保育所等利用事業【拡充】 (P40参照)

- ① 地域の実情に応じて保育需要のマッチングを行うため、送迎センターのか所数によらず、送迎バスの台数や保育士の配置に応じて加算できる仕組みとするとともに、こども送迎センター等事業を実施する委託事業者が損害保険等に加入した場合の保険料等を支援する。
- ② 保育所等への送迎後の空き時間を有効活用できるよう、本事業をより有効に活用できるよう、保育所等への巡回以外の時間帯において、一時預かり事業等への巡回を可能とする。

【実施主体】 市区町村

【補助基準額(案)】 ・保育士雇上費 5,000千円 (加配数に応じて3,000千円を加算)
・運転手雇上費 5,000千円 (加配数に応じて3,000千円を加算)
・事業費 (損害賠償保険含む) 10,202千円 (自宅送迎の場合 1,119千円)
・バス購入費 15,000千円
・バス借上費 7,500千円
・改修費 7,270千円

【補助割合】 国：1 / 2、市区町村：1 / 2

(3) 家庭支援推進保育事業【拡充】 (P41参照)

特別な配慮が必要な児童 (40%以上) のうち、外国籍の子どもが占める割合が特に高い保育所等 (20%以上) について、加配保育士1名分を追加し、合計2名分の補助基準額を適用するよう拡充する。

【実施主体】 市区町村

【補助基準額(案)】

1 か所当たり 3,867千円

(外国人子育て家庭の児童が占める割合が特に高い(20%以上)場合 1 か所当たり 7,734千円)

【補助割合】 国：1 / 2、市区町村：1 / 2

(4) 新たな待機児童対策提案型事業

待機児童対策協議会に参加する自治体が提案する待機児童の解消等に向けた先駆的な取組であって、厚生労働省が適当と認めた事業について採択を行い、当該事業の実施に必要な費用を補助する。

【実施主体】 都道府県、市区町村

【補助基準額(案)】

1 自治体当たり 上限10,000千円

【補助割合】 国：10/10

(5) 保育利用支援事業（入園予約制）

保育所の入園のために育児休業期間を切り上げている保護者がいる現状に鑑み、育児休業終了後の入園予約の仕組みを設け、職場復帰に向けた保育所入園時期に関する保護者の不安を解消するため、以下の支援を行う。

① 「代替保育利用支援」

育児休業終了後から保育所等に入園する翌4月までの間、利用した代替保育（一時預かり事業等）に係る利用料を支援。

② 「予約制導入に係る体制整備」

入園予約制を導入した保育所等に対し、子どもが入園するまでの間、保護者への相談対応や自治体との連絡調整等を行う職員の配置に必要な費用を支援。

【実施主体】 市区町村

【補助基準額(案)】 ①子ども1人当たり 月額 20千円

②施設1か所当たり 年額2,406千円

【補助割合】 国：1/2、市区町村：1/2

(6) 3歳児受入れ等連携支援事業

保育所等において、満3歳以上の子ども受入れを重点的に行い、家庭的保育事業者等と積極的に接続を行った場合に当該保育所等を支援することにより、家庭的保育事業等を利用する子どもの3歳到達時における保育所等への円滑な接続を図る。

また、家庭的保育者が保育に専念できる環境を整備することにより、家庭的保育事業への参入を促進するとともに、家庭的保育事業の普及及び質の向上を図る。

- ① 小規模保育事業等との連携を積極的に行う保育所等（公立保育所を含む）に対して、小規模保育事業等への相談・助言や、受入れ保育所等において利用乳幼児に集団保育を体験させるための行事の参加等を行う場合の調整を担う「連携支援コーディネーター」の配置や事務諸経費等に必要な費用を支援する。
- ② 複数の家庭的保育事業所及び連携施設がコンソーシアム（共同事業体）を形成し、情報・ノウハウの共有や、保育環境の整備（共同での備品購入、給食提供、代替保育の連携等）、経営の効率化（経理面での共同管理等）等を共同で行う場合に「コンソーシアムコーディネーター」を配置するために必要な費用を支援する。

【実施主体】 市区町村

【補助基準額(案)】 ① 1か所当たり年額 4,549千円

② 1自治体当たり年額 4,183千円（コーディネーターを2人以上配置する場合は、8,183千円）

【補助割合】 国：1／2、市区町村：1／2

(7) 都市部における保育所等への賃借料等支援事業

都市部における保育所等のうち、賃借料が公定価格の賃借料加算の3倍を超えるものについて、公定価格における賃借料加算との乖離分の一部を補助する。

また、土地の確保が困難な都市部での保育所整備を促進するため、施設整備補助を受けずに保育所等の整備を行う法人に対し、土地借料の一部を支援する。

【実施主体】 市区町村

【補助基準額(案)】 ①賃借料の補助 1施設当たり 22,000千円※

※ 特別区及び財政力指数が1.0を超える市町村の場合、補助基準額の9/10

※ 待機児童対策協議会に参加する等一定の要件を満たす場合は、保育所等を開設した年度に限り、賃借料が公定価格の賃借料加算の2倍を超えるものについても、1施設当たり12,000千円を基準額として補助する

②土地借料の補助 1施設当たり 21,200千円

【補助割合】 国：1/2、市区町村：1/4、事業者：1/4

(8) 民有地マッチング事業

保育所、認定こども園の整備等を促進するため、土地等所有者と保育所等を整備する法人等のマッチングを行うい、都市部を中心とした用地不足への対応を図る。

①土地等所有者と保育所等整備法人等のマッチング支援

土地等所有者と保育所等整備法人等のマッチングを行うため、地権者から整備候補地の公募・選考等を行うとともに、当該候補地での保育所等整備を希望する法人の公募・選考等を行う。

②整備候補地等の確保支援

地域の不動産事業者等を含めた協議会の設置や担当職員の配置等、整備候補地の積極的な掘り起こしを行う。

③地域連携コーデイネーターの配置支援

保育所等の設置や増設に向けた地域住民との調整など、保育所等の設置を推進するためのコーデイネーターを配置する。

【実施主体】 都道府県、市区町村

【補助基準額(案)】 ①1自治体当たり 5,700千円 ②1自治体当たり 4,500千円 ③1か所当たり 4,400千円

【補助割合】 国：1/2、都道府県：1/2

※市区町村が実施する場合は 国：1/2、都道府県：1/4、市区町村：1/4

(9) 保育環境改善等事業

保育所等において、障害児を受け入れるために必要な改修等や病児保育事業（体調不良児対応型）を実施するために必要な設備の整備等に必要な費用の一部について支援する。

1. 基本改善事業（改修等）
 - ①保育所等設置促進等事業 ②病児保育事業（体調不良児対応型）設置促進事業
2. 環境改善事業（設備整備等）
 - ①障害児受入促進事業 ②分園推進事業 ③熱中症対策事業 ⑥緊急一時預かり推進事業
 - ④安全対策事業 ⑤病児保育事業（体調不良児対応型）推進事業 ⑦放課後児童クラブ閉所時間帯等における乳幼児受入れ支援事業

【実施主体】市区町村、保育所等を経営する者

【補助基準額(案)】 1. 基本改善事業 1事業当たり 7,200千円
2. 環境改善事業 (①～③、⑤) 1事業当たり 1,029千円、(④) 1施設当たり 500千円以内
(⑥、⑦) 1施設当たり 32,000千円

【補助割合】 2④の事業 国：1/2、都道府県、市区町村：1/4、事業者：1/4
2⑥⑦の事業 国：1/2、市区町村：1/2
それ以外の事業 国：1/3、都道府県：1/3、市区町村：1/3 又は 国：1/3、指定都市、中核市：2/3

(10) 保育所等における要支援児童等対応推進事業

保育所等において、保育士等が有する専門性を活かした保護者の状況に応じた相談支援などの業務を行う地域連携推進員の配置を促進し、保育所等における要支援児童等（要支援児童、要保護児童及びその保護者等）の対応や関係機関との連携の強化、運営の円滑化を図る。

【実施主体】 都道府県、市区町村

【補助基準額(案)】 1か所当たり 4,567千円

【補助割合】 国：1／2、都道府県：1／4、市区町村1／4

※都道府県が実施する場合は 国：1／2、都道府県：1／2

(11) 待機児童対策協議会推進事業

待機児童対策協議会の協議を受けて実施する、

- ・ 保育所等の広域利用調整や公有地等での保育所等設置に係る調整業務
- ・ 都道府県内の市区町村をまたぐ保育対策関係事業の取組状況の横展開
- ・ 幼稚園の認定こども園への移行促進 等

を担う職員を都道府県に配置するための費用を補助する。

【実施主体】 都道府県

【補助基準額(案)】 1都道府県当たり 2,678千円

【補助割合】 国：1／2、都道府県：1／2

5. 認可外保育施設の質の確保・向上

20億円

(29億円)

【保育対策総合支援事業費補助金402億円(394億円)の内数】

認可外保育施設における保育の質の確保・向上を図るため、認可外保育施設が遵守・留意すべき内容や重大事故防止に関する指導・助言を行う「巡回支援指導員」の配置や、必要な知識、技能の修得及び資質確保の研修の実施等、認可外保育施設の認可保育所等への移行に向けた支援を行う。

(1) 保育所等の質の確保・向上のための取組強化事業

保育所や認可外保育施設等の質の確保及び向上を目的として、保育所等が遵守・留意すべき内容や死亡事故等の重大事故の防止に関する指導・助言を行う「巡回支援指導員」の配置に要する費用や、保育所職員や巡回支援指導員等に対して、遵守・留意すべき内容や重大事故防止に必要な知識、技能の修得、資質の確保のため

の研修の実施に要する費用の一部を補助する。

【実施主体】 都道府県、市区町村

【補助基準額(案)】 ・研修開催 1回当たり 353千円

・巡回支援指導員 1人当たり 4,062千円

【補助割合】 国：1/2、都道府県、市区町村：1/2

(2) 認可化移行のための助言指導・移転費等支援事業

認可化移行を希望する認可外保育施設において移行の障害となっている事由を調査・診断するとともに、移行のための計画書の作成・見直し及び移行までの助言指導を行い、認可外保育施設の認可保育所等への円滑な移行を支援する。また、認可外保育施設が保育所等へ円滑に移行できるよう、現行の施設では立地場所や敷地面積の制約上、設備運営基準を満たすことができない場合に移転等に必要な費用の一部を補助する。

【実施主体】 ①～③：都道府県、市区町村 ④：市区町村

【補助基準額(案)】 ①認可化移行可能性調査支援 1施設当たり 576千円

②認可化移行助言指導支援 1施設当たり 514千円

③指導監督基準遵守助言指導支援 1施設当たり 771千円

④移転費等支援 1か所当たり 移転費 1,200千円、仮設置費 3,800千円

【補助割合】 ①～③：国：1/2、都道府県：1/2

④：国：1/2、都道府県：1/4、市区町村：1/4

④：国：1/2、都道府県：1/4、市区町村：1/4

(3) 認可外保育施設の衛生・安全対策事業

認可外保育施設に従事する職員に対して健康診断を実施することにより、認可外保育施設における衛生・安全対策を図り、もって子ども福祉の向上を図る。

【実施主体】 市区町村

【補助基準額(案)】 1 市区町村当たり 354千円

【補助割合】 国：1／3、都道府県：1／3、市区町村：1／3

国：1／3、指定都市、中核市：2／3

(4) 認可外保育施設改修費等支援事業

認可外保育施設の指導監督基準のうち、職員配置基準は満たしているが設備基準を満たしていない認可外保育施設に対して、認可保育所等の設備の基準を満たすために必要な改修費や移転費等を支援する。

【実施主体】 都道府県、市区町村

【補助基準額(案)】 改修費等 1 か所当たり 32,000千円

移転費等 1 か所当たり 5,000千円

【補助割合】 国：1／2、都道府県、市区町村：1／4、事業者：1／4

6. 子ども・子育て支援新制度の着実な実施 1兆9,120億円(1兆8,656億円)
＜教育・保育、地域の子ども・子育て支援の充実＞ ※内閣府予算及び厚労省予算

1兆7,181億円(1兆6,383億円)
すべての子ども・子育て家庭を対象に、市区町村が実施主体となり、教育・保育、地域の子ども・子育て支援の量的拡充及び質の向上を図る。また、保育士の処遇改善、幼児教育・保育の無償化等を引き続き実施する。

(1) 子どものための教育・保育給付等

- ・ 施設型給付、委託費(認定こども園、幼稚園、保育所に係る運営費)
- ・ 地域型保育給付(家庭的保育、小規模保育、事業所内保育、居宅訪問型保育に係る運営費)
- ・ 子育てのための施設等利用給付 等

【実施主体】 市区町村

【負担割合】 国：1/2、都道府県：1/4、市町村：1/4等 ※事業主拠出金充当額控除後の負担割合

(2) 地域子ども・子育て支援事業

「少子化社会対策大綱」等を踏まえ、市区町村が地域の実情に応じて実施する事業を支援する。

①利用者支援事業(保育コンシェルジュ)【拡充】(P42参照)

主として、市区町村の窓口で、子育て家庭等から保育サービスに関する相談に応じ、地域における保育所や各種の保育サービスに関する情報提供や利用に向けての支援などを行う。

また、保護者に「寄り添う」の実施を促し、地域におけるミスマッチ解消を図るため、実施要件を緩和し、待機児童数が50人未満である市町村でも「新子育て安心プラン」に参画すれば利用可能とする。

【実施主体】 市区町村

【補助基準額(案)】 基本事業 3,075千円

加算事業 夜間開所 1,406千円、休日開所 757千円、出張相談支援 1,082千円
機能強化取組 1,875千円、多言語対応 805千円、特別支援対応 750千円

【補助割合】 国：2/3、都道府県：1/6、市区町村：1/6

②病児保育事業【拡充】（P43参照）

子どもが病気の際に自宅での保育が困難な場合に、病院・保育所等において、病気の子どもを一時的に保育することで、安心して子育てができる環境整備を図る。

また、補助単価について、提供体制を安定的に確保するため利用児童数の変動によらない基本単価の引上げを図る。

【実施主体】 市区町村

【補助基準額(案)】 (病児対応型1か所当たり年額)

基本分単価 7,041千円

加算分単価 1,000千円 ～ 37,600千円 (※)

※ 延べ利用児童数が50人未満の場合は加算なし。

※ 延べ利用児童数が年間4,000人を超える場合は別途協議

送迎対応看護師雇上費 5,400千円

送迎経費

【補助割合】 国：1／3、都道府県：1／3、市区町村：1／3

3,634千円

(参考)

保育所等におけるICT化推進等事業

(保育対策総合支援事業費補助金)

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、保育の周辺業務や補助業務に係るICT等を活用した業務システムの導入を支援するとともに、在宅等で研修が受講できるよう、オンライン研修を行うために必要な教材作成経費等を支援する。 → P4参照

③延長保育事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、保育所等で引き続き保育を実施する。

【実施主体】 市区町村

【補助基準額(案)】 ①保育短時間認定(保育所：在籍児童1人当たり年額)

1時間延長 18,800円、2時間延長 37,600円、3時間延長 56,400円

②保育標準時間認定(保育所：1事業所当たり年額)

30分延長 300,000円、1時間延長 1,665,000円、2～3時間延長 2,617,000円

4～5時間延長 5,491,000円、6時間以上延長 6,465,000円

【補助割合】 国：1／3、都道府県：1／3、市区町村：1／3

④一時預かり事業

日常生活上の事情や社会参加などにより、一時的に家庭での保育が困難となった乳幼児を保育所等で一時的に預かる。

【実施主体】 市区町村

【補助基準額(案)】 一般型基本分 1か所当たり年額 2,676千円 ～ 47,880千円

※ 延べ利用児童数が年間20,000人を超える場合は別途協議

【補助割合】 国 1／3、都道府県 1／3、市区町村 1／3

＜企業主導による多様な就業形態等に対応した多様な保育の支援＞ ※内閣府予算
1,939億円（2,273億円）

企業主導型の事業所内保育等の保育を支援する。

（1）企業主導型保育事業

休日や夜間の対応など企業の勤務時間に合わせた保育や、複数企業による共同利用などの柔軟で多様な保育の提供を可能とした施設を支援する。

【実施主体】 公募団体
【補助割合】 定額（10/10相当）

（2）企業主導型ベビーシッター利用者支援事業

残業や夜勤等の多様な働き方をしている労働者が、ベビーシッター派遣サービスを利用しやすくなるよう支援する。

【実施主体】 公募団体
【補助割合】 定額（10/10相当）

保育所等におけるマスク購入等の感染拡大防止対策に係る支援 (新型コロナウイルス感染症対策)

(保育環境改善等事業 (保育対策総合支援事業費補助金) 令和2年度第3次補正予算案：117億円)

【概要】

保育所等において、感染症に対する強い体制を整え、感染症対策を徹底しつつ、事業を継続的に提供していくため、令和2年度1次、2次補正に加え、職員が感染症対策の徹底を図りながら保育を継続的に実施していくために必要な経費のほか、保育所等が配布する子ども用マスク、消毒液等の卸・販社からの一括購入等や保育所等の消毒に必要な経費を補助する。

【実施主体】 都道府県又は市区町村 (以下「市区町村等」という。) 、市区町村等が認められた者

【事業内容】 ①職員が感染症対策の徹底を図りながら保育を継続的に実施していくために必要な経費 (かかり増し経費、研修受講等)

(「かかり増し経費」の具体的な内容)

○ 職員が勤務時間外に消毒・清掃等を行った場合の超過勤務手当や休日勤務手当等の割増賃金や、通常想定していない感染症対策に関する業務の実施に伴う手当など、法人(施設)の給与規程等に基づき職員に支払われる手当等のほか、非常勤職員を雇上した場合の賃金
※ 手当等の水準については、社会通念上、適当と認められるものであること。

○ 施設の感染防止対策の一環として、職員個人が施設や日常生活において必要とする物品等の購入支援
※ 物品等の例：手荒れ防止用のハンドクリーム、マスク、帽子、ゴーグル、エプロン、手袋、ウエストポーチ、ガウン、タオルなど

②保育所等へのマスクや消毒液等の配布、感染防止用の備品購入

【対象施設等】 保育所、幼保連携認定こども園、地域型保育事業所、認可外保育施設、児童厚生施設

【補助基準額】 ①及び②の合計 1施設当たり

- | | |
|---------------------------|---------|
| (1) 定員※19人以下 | 300千円以内 |
| (2) 定員※20人以上59人以下 | 400千円以内 |
| (3) 定員※60人以上 | 500千円以内 |
| (4) 児童厚生施設及び認可外の居宅訪問型保育事業 | 300千円以内 |

※ (認可の) 居宅訪問型保育事業は定員ではなく、月初日における利用児童数

【補助割合】 国：1/2、市区町村等：1/2

保育所等におけるICT化推進等事業【新規】

(保育対策総合支援事業費補助金 令和2年度第3次補正(案) : 14億円)

【事業内容】

- (1) 保育士の業務負担軽減を図るため、保育の周辺業務や補助業務（保育に関する計画・記録や保護者との連絡、子どもの登降園管理等の業務）に係るICT等を活用した業務システムの導入費用及び外国人の子どもの保護者とのやりとりに係る通訳や翻訳のための機器の購入にかかる費用の一部を補助する。
- (2) 認可外保育施設において、保育記録の入力支援など、保育従事者の業務負担軽減につながる機器の導入に係る費用の一部を補助し、事故防止につなげる。
- (3) 病児保育事業等において、空き状況の見える化や予約・キャンセル等のICT化を行うために必要なシステムの導入費用の一部を補助する。
- (4) 都道府県等が実施する研修を在宅等で受講できるよう、オンラインで行うために必要なシステム基盤の整備に係る費用や教材作成経費等の一部を補助する。
- (5) 保育士試験の申請手続や保育士資格の登録申請の届出等について、オンラインによる手続を可能とするために必要なシステム改修費等の一部を補助する。

【実施主体】

都道府県、市区町村

- ### 【補助基準額】
- | | | | | | |
|--|-----------|---|----------|--------|---------|
| (1) 業務のICT化等を行うためのシステム導入 | 1施設当たり | 1,000千円 | 翻訳機等の購入 | 1施設当たり | 150千円 |
| (2) 認可外保育施設における機器の導入 | 1施設当たり | 200千円 | | | |
| (3) 病児保育事業等の業務（予約・キャンセル等）のICT化を行うためのシステム導入 | | | | | |
| | ① 1自治体当たり | 8,000千円 | ② 1施設当たり | | 1,000千円 |
| (4) 研修のオンライン化事業 | 1自治体当たり | 4,000千円 | | | |
| (5) 保育士資格取得に係るオンライン手続化 | 総額 | 49,820千円のうち令和元年度の各都道府県の受験者数の割合に応じて、それぞれ設定 | | | |

【補助割合】

- (1) 国：1/2、市区町村：1/4、事業者：1/4
 - (2) 国：1/2、都道府県・市区町村：1/4、事業者：1/4
 - (3) ①国：1/2、市区町村：1/2 ②国：1/2、市区町村：1/4、事業者：1/4
- ※ (1)～(3)について、地方自治体が運営する施設(*)を対象にする場合は、国：1/2、自治体：1/2
- * (1)～(2)は財政力指数が1.0未満の地方自治体が対象。
- (4) 国：1/2、都道府県・市区町村：1/2
 - (5) 国：1/2、都道府県：1/2

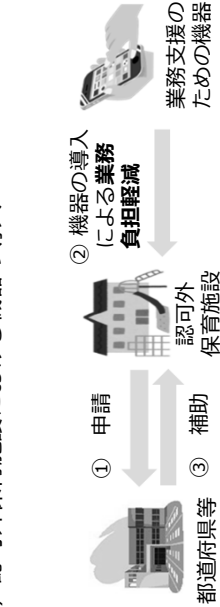
(1)業務のICT化等を行うためのシステム導入



【業務負担が軽減される例】

- 保育に関する計画・記録
 - ・手書きで作成していた各期間(年・月・週・日)ごとの指導計画や保育日誌について、システムによる機器の導入により登園・降園時刻がシステムで管理され、出入状況の集計や延長保育料金の計算が自動的に行われる。
- 登降園管理
 - ・手作業で行っていた子どもの出入状況の集計や延長保育料金の計算について、タッチパネル式の機器の導入により登園・降園時刻がシステムで管理され、出入状況の集計や延長保育料金の計算が自動的に行われる。

(2) 認可外保育施設における機器の導入



※ 業務支援のための機器を活用することで、保育記録など保育従事者の業務負担を軽減する。

保育士修学資金貸付等事業

(保育対策総合支援事業費補助金 令和2年度第3次補正(案) : 29億円)

【事業内容】

保育人材確保事業を着実に実施するため、都道府県・指定都市で実施している保育士修学資金貸付等事業の貸付原資等の充実や新規に貸付事業を実施する自治体への支援を行う。

【実施主体】 都道府県・指定都市

【補助割合】 国：9 / 10、都道府県・指定都市：1 / 10

【貸付事業のメニュー】

<p>1. 保育士修学資金貸付</p>	<p>○ 保育士養成施設に通う学生に対し、修学資金の一部を貸付け</p> <p>○ 卒業後、5年間の実務従事により返還を免除</p>	<p>○ 貸付額(上限)</p> <p>ア 学費 5万円(月額)</p> <p>イ 入学準備金 20万円(初回に限る)</p> <p>ウ 就職準備金 20万円(最終回に限る)</p> <p>エ 生活費加算 4~5万円程度(月額)</p> <p>※生活保護受給者及びこれに準ずる経済状況の者に限る</p> <p>※貸付期間：最長2年間</p>
<p>2. 保育補助者雇上支援</p>	<p>○ 保育士の雇用管理改善や労働環境改善に積極的に取り組んでいる保育事業者に対し、保育士資格を持たない保育補助者の雇い上げに必要な費用の貸付けにより、保育士の負担を軽減</p> <p>○ 施設全体の保育従事者に占める未就学児をもつ保育従事者の割合が2割以上の保育所等については、短時間勤務の保育補助者を追加配置に必要な費用を貸付</p> <p>○ 保育補助者が原則として3年間で保育士資格を取得又はこれに準じた場合、返還を免除</p>	<p>○ 保育補助者雇上費貸付額(上限)</p> <p>295.3万円(年額)</p> <p>※貸付期間：最長3年間</p> <p>○ 保育補助者(短時間勤務)雇上費貸付額(上限)</p> <p>221.5万円(年額)</p> <p>※貸付期間：最長3年間</p>
<p>3. 未就学児をもつ保育士の保育所復帰支援</p>	<p>○ 未就学児を有する潜在保育士が支払うべき未就学児の保育料の一部の貸付けにより、再就職を促進</p> <p>○ 再就職後、2年間の実務従事により返還を免除</p>	<p>○ 貸付額(上限) 5.4万円の半額(月額)</p> <p>※貸付期間：1年間</p>
<p>4. 潜在保育士の再就職支援</p>	<p>○ 潜在保育士が再就業する場合は就職準備金の貸付けにより、潜在保育士の掘り起こしを促進</p> <p>○ 再就職後、2年間の実務従事により返還を免除</p>	<p>○ 貸付額(上限) 就職準備金 40万円</p>
<p>5. 未就学児を持つ保育士の子どもの預かり支援</p>	<p>○ 保育所等に勤務する未就学児をもつ保育士について、勤務時間(早朝又は夜間)により、自身の子どもを預け先がない場合があることから、ファミリー・サポート・センター事業やベビーシッター派遣事業を利用する際の利用料金の一部を支援</p> <p>○ 2年間の勤務により返還を免除</p>	<p>○ 貸付額(上限) 事業利用料金の半額</p> <p>※貸付期間：2年間</p>

保育所等の整備の推進

令和2年度第3次補正予算（案） 317億円
保育所等整備交付金 158億円
保育所等改修費等支援事業 160億円

〔趣旨〕

待機児童解消に向けて保育の受け皿整備を進めるため、保育所等の整備に必要な経費を補助する。

- 「子育て安心プラン」に基づき、若い世代の子育てへの安心を確実なものとするため、女性就業率8割に対応できる約32万人の保育の受け皿を平成30～令和2年度末までの3年間で整備
- 待機児童解消に向けた動きを着実に進めるため、過去の補正予算の状況等を踏まえた施設整備等に要する費用を計上。

〔実施主体〕 市区町村

- 保育所等整備交付金（保育所整備事業、小規模保育整備事業、保育所等防音壁整備事業、防犯対策強化事業）
保育所等、小規模保育事業所の創設、増築、老朽改築等に係る費用の一部支援
※子育て安心プランに参加する等一定の要件を満たす場合は、補助率の嵩上げを実施（1/2 → 2/3）
- 保育所等改修費等支援事業
保育所等、小規模保育事業所の創設、定員の拡大、老朽化に伴う改修等に係る費用の一部支援
※子育て安心プランに参加する等一定の要件を満たす場合は、補助率の嵩上げを実施（1/2 → 2/3）

保育所等整備交付金

(令和2年度予算) 638億円 → (令和3年度予算案) 497億円
((令和2年度3次補正予算案) 158億円)

【趣旨】

市区町村が策定する整備計画等に基づき、保育所、認定こども園及び小規模保育事業所に係る施設整備事業及び保育所等の防音壁設置の実施に要する経費に充てるため、市区町村に交付金を交付する。

(※) 市区町村が作成する保育所等の整備に関する計画(市区町村整備計画)による整備等の実施に必要な経費の一部を支援するため、児童福祉法第56条の4の3に基づき交付金として平成27年度に創設。

◆「新子育て安心プラン」に参加する自治体についても、補助率の嵩上げ(1/2→2/3)等を引き続き実施。

【対象事業】

- ・ 保育所整備事業
- ・ 認定こども園整備事業(幼稚園型)
- ・ 小規模保育整備事業
- ・ 防音壁整備事業
- ・ 防犯対策強化整備事業

【実施主体】 市区町村

【設置主体】 社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人、公益財団法人、学校法人等
(保育所及び認定こども園については公立を除く)

【補助割合】 国1/2、市区町村1/4、設置主体1/4

※ 新子育て安心プランに参加する等一定の要件を満たす場合は、国2/3、市区町村1/12、設置主体1/4

保育所等改修費等支援事業【拡充】

(保育対策総合支援事業費補助金 令和2年度予算：394億円の内数 → 令和3年度予算案：402億円の内数)
(令和2年度3次補正予算案：160億円)

【趣旨】

賃貸物件を活用して保育所等を設置する際や、幼稚園において長時間預かり保育を実施する際、認可外保育施設が認可保育所等の設備運営基準を満たすために必要な改修費等の一部を補助する。

(※)都市部を中心に保育所等の整備が困難な状況にかんがみ、賃貸物件等を活用して保育所等を設置するために必要な改修費等の一部を補助するため、平成20年度に創設。

《拡充》

- ・「新子育て安心プラン」に参加する自治体についても、補助率の嵩上げ（1／2→2／3）を引き続き実施。
- ・ニーズに応じた受け皿整備による待機児童の解消や、地域偏在による待機児童の解消、保育環境の向上等を図るため、利用者の利便性向上のための改修や、よりよい保育の環境を整備するための改修等も補助対象に加える。

【対象事業】 (1) 賃貸物件による保育所等改修費等支援事業 (2) 小規模保育改修費等支援事業
(3) 幼稚園における長時間預かり保育改修費等支援事業 (4) 認可化移行改修費等支援事業
(5) 家庭的保育改修等支援事業

【実施主体】 市区町村

【補助基準額】 ※ ①緊急対策参加自治体、②待機児童対策協議会に参加する等一定の要件を満たす自治体

(1) 新設または定員拡大の場合			
1 施設当たり	利用(増加) 定員19名以下	15,000千円	(① 20,000千円、② 23,000千円)
	利用(増加) 定員20名以上59名以下	27,000千円	(① 32,000千円、② 35,000千円)
	利用(増加) 定員60名以上	55,000千円	(① 60,000千円、② 63,000千円)
老朽化対応の場合	1 施設当たり	27,000千円	(① 32,000千円)
(2) 1 事業所当たり		22,000千円	(① 32,000千円、② 35,000千円)
(3) 1 施設当たり		22,000千円	(① 32,000千円、② 35,000千円)
(4) 1 施設当たり		32,000千円	(② 35,000千円)
(5) 保育所で行う場合	1 か所当たり	22,000千円	(① 32,000千円、② 35,000千円)
	保育所以外で行う場合	1 か所当たり	2,400千円

【補助割合】 (1)～(4) 国：1／2、市区町村：1／4、設置主体：1／4

※ 新子育て安心プランに参加する等一定の要件を満たす場合は、国2／3、市区町村1／12、設置主体1／4
(5) 国：1／2、市区町村：1／2

※ 新子育て安心プランに参加する等一定の要件を満たす場合は、国2／3、市区町村1／3

保育士・保育の現場の魅力発信事業【新規】

(保育対策総合支援事業費補助金 令和3年度予算案：402億円の内数)

【事業内容】

保育士を目指す方や保育士に復帰しようとする方が増え、保育現場で就業しやすくなるよう、①保育士という職業や保育の現場の魅力発信や②保育士が相談しやすい体制を整備し、保育士確保や就業継続を図る。

- ① 保育士という職業や保育の現場の魅力発信
保育技術の見える化など情報発信のプラットフォームを国において作成し、それを活用しながら以下の取組みを実施
(具体的な取組)
 - ・ 保育体験イベント
 - ・ 情報発信サイト
 - ・ 進路指導担当や中高生などに対する魅力発信 等

- ② 保育士が相談しやすい体制整備

(具体的な取組)

- 1) 保育士の相談窓口 (SNS等も含む) の設置
 - ・ 心理職や社労士等を配置し、人間関係や労働条件等に関する相談支援を実施
 - ・ 相談内容に応じて、保育所等に対して、必要な指導・助言
- 2) コロナウイルス感染症に関する相談支援
 - ・ 気軽に相談できる感染対策相談窓口の設置
 - ・ 職員の尊厳を重視した専門家による相談支援を実施

【実施主体】

- ① 都道府県、指定都市 ② 都道府県、市町村

【補助基準額】

- ① 1 自治体あたり：8,108千円 ② 1 自治体当たり：1) 4,035千円 2) 5,599千円

【補助割合】

- ① 国：1/2、都道府県・指定都市：1/2 ② 国：1/2、都道府県・市町村：1/2

若手保育士や保育事業者等への巡回支援事業【拡充】

(保育対策総合支援事業費補助金 令和2年度予算：394億円の内数 → 令和3年度予算案：402億円の内数)

【事業内容】

保育士の離職防止や保育所等の勤務環境の改善を図るため、下記支援員が保育所等を巡回支援するために必要な費用の一部を補助する。

- ① 「保育事業者コンサルタント」：保育の質の向上や事故防止、保護者・地域住民等とのトラブル等に関する助言・指導
- ② 「保育士支援アドバイザー」：若手保育士等のスキルアップを図るため、保育業務全般に関する助言・指導
- ③ 「巡回アドバイザー」：放課後児童クラブにおいて、子どもの安全の確保や子どもの主体的な活動を尊重しつつ、子どもの自主性、社会性等のより一層の向上を図るための助言・指導

<拡充>

以下の事業のメニューを新たに追加する。

- ① 社会保険労務士などが巡回し保育所等の事業者を支援する、「保育士働き方改革支援コンサルタント」のメニューを追加
- ② 魅力ある職場づくりに向けた保育所等の啓発セミナーを開催
- ③ 保育所の自己評価等の充実により保育の質の確保・向上を図り、働きがい高められるよう、「保育実践充実コーデイネーター」のメニューを追加
- ④ 公開保育実施の支援や各保育所の自己評価の促進を図るため、「地域協議会（仮称）」を開催

【実施主体】 都道府県、市区町村

【補助基準額】

保育事業者コンサルタント、保育士支援アドバイザー、放課後児童クラブ巡回アドバイザー：1自治体当たり それぞれ4,064千円

働き方改革支援コンサルタント、保育実践コーデイネーター：1自治体当たり それぞれ4,064千円

魅力ある職場づくりに向けた啓発セミナー、自己評価地域協議会：1自治体当たり それぞれ1,624千円

【補助割合】

国：1/2、都道府県、市区町村：1/2

保育士宿舎借り上げ支援事業【見直し】

(保育対策総合支援事業費補助金 令和2年度予算：394億円の内数 → 令和3年度予算案：402億円の内数)

【事業内容】

保育士確保対策として、保育所等の事業者が保育士用の宿舎を借り上げるための費用の一部を支援することによって、保育士が働きやすい環境を整備する。

【実施主体】 新子育て安心プランに参加する市区町村

【対象者】 採用された日から起算して9年以内の常勤の保育士

※直近2か年の1月の職業安定所別の保育士の有効求人倍率が連続して2未満の場合は、採用日から5年以内
ただし、令和元年4月及び令和2年4月の待機児童数がいずれも50人以上の場合は、令和3年度に限り9年以内
※令和2年度に事業の対象だった者で引き続き令和3年度も事業の対象となる場合は、令和2年度の年数を適用

<見直しの考え方等>

【現行】採用された日から起算して10年以内の常勤の保育士

※以下の場合は、5年以内の常勤の保育士

○直近2か年の4月1日時点の待機児童数が連続して50人未満、かつ、直近2か年の1月の保育士の有効求人倍率が連続して全国平均以下の市区町村

ただし、待機児童数が50人未満（前年度）から50人以上（事業実施年度）となった場合で、かつ、直近2か年の1月の保育士の有効求人倍率が連続して全国平均以下の市区町村も5年以内

【見直しの考え方】・対象者の年数の予見可能性を高めることで、保育士募集に際して支障が生じないようにする。
・事業の対象となる者とならない者との公平性等に鑑み、段階的な見直しを図る。

【補助基準額】

月額82,000円を上限として、市区町村別に一人当たりの月額（上限）の金額を設定

【補助割合】 国：1/2、市区町村：1/4、事業者：1/4

保育補助者雇上強化事業【拡充】

(保育対策総合支援事業費補助金 令和2年度予算：394億円の内数 → 令和3年度予算案：402億円の内数)

【事業内容】

保育所等における保育士の業務負担を軽減し、保育士の離職防止を図ることを目的として、保育士の補助を行う保育補助者の雇上げに必要な費用を補助する。

【実施主体】 市区町村

【補助基準額】

定員121人未満の施設：年額2,333千円 又は年額3,111千円※ / 定員121人以上の施設：年額4,666千円 又は年額6,222千円※
 ※保育士確保が困難な地域

【保育補助者の要件】

保育所等での実習等を修了した者等

<要件撤廃>

【現行】保育補助者は、原則として勤務時間が週30時間以下であること

【撤廃理由・見直し後】事業の促進を図るため、当該規定を撤廃

【補助割合】

国：3/4、都道府県1/8・市区町村（指定都市・中核市除く）1/8 / 国：3/4、市区町村1/4



保育士・保育所支援センター設置運営事業【拡充】

(保育対策総合支援事業費補助金 令和2年度予算：394億円の内数 → 令和3年度予算案：402億円の内数)

【主な事業内容】

- 潜在保育士に対する取組
 - ・再就職に関する相談・就職あっせん、求人情報の提供
- 人材バンク機能等の活用
 - ・保育所への離職時に保育士・保育所支援センターに登録し、再就職支援（求人情報の提供や研修情報の提供）を実施
 - ・また、新たに保育士登録を行う者に対しても保育士・保育所支援センターへの登録を促し、登録された保育士に対し、就業状況等の現況の確認や就職支援等を行うことにより、潜在保育士の掘り起こしを行う。

<拡充>以下の事業の拡充を図る。

- ①現職保育士に対して就業継続に向けた必要な相談支援や、保育補助者や保育支援者のマッチングに係る経費を補助対象に加える。
- ②保育士・保育所支援センターが、シルバー人材センターと合同で実施する就職相談会に係る経費を補助対象に加える。
- ③保育士・保育所支援センターの情報発信機能の強化、管内の保育所等を巡回して求人情報の収集やヒアリング等を実施しマッチング機能の向上。

【実施主体】 都道府県・指定都市・中核市

【補助基準額】

保育士・保育所支援センター運営費：7,200千円
 保育士再就職支援コーディネーター雇上費：4,000千円

※マッチングの実績が年50件以上ある場合、4,000千円（1名分）を加算

※待機児童対策協議会参加自治体の場合、コーディネーターの更なる追加配置を支援

復職前研修経費：469千円

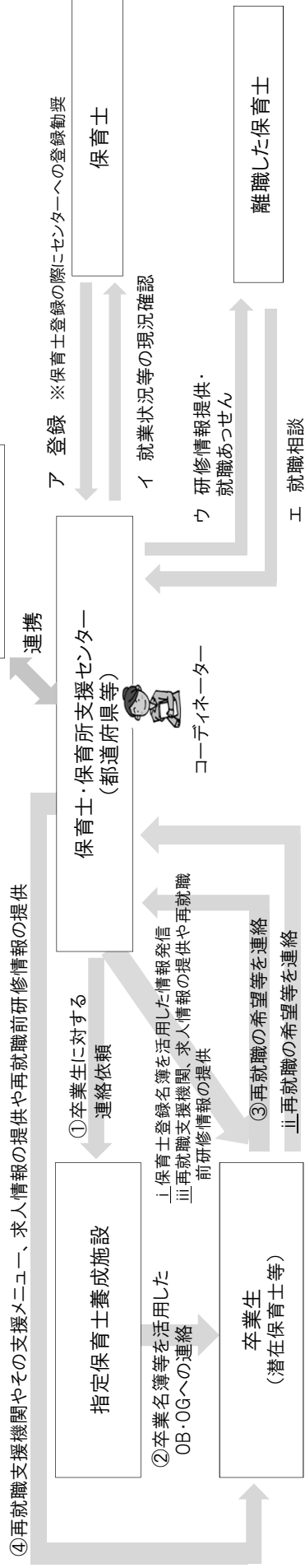
保育士登録簿を活用した就職促進：3,664千円

離職した保育士等に対する再就職支援：6,119千円

マッチングシステム導入費：7,000千円

【補助割合】 国：1/2 都道府県・指定都市・中核市：1/2

【保育士・保育所支援センターの取組例】



医療的ケア児保育支援モデル事業【拡充】

(保育対策総合支援事業費補助金 令和2年度予算：394億円の内数 → 令和3年度予算案：402億円の内数)

事業内容

- 保育所等において医療的ケア児の受入れを可能とするための体制を整備し、医療的ケア児の地域生活支援の向上を図る。
- また、医療的ケアに関する技能及び経験を有した者（医療的ケア児保育支援者）を配置し、管内の保育所への医療的ケアに関する支援・助言や、喀痰吸引等研修の受講等を勧奨するほか、市区町村等において医療的ケア児の受入れ等に関するガイドラインを策定することで、安定・継続した医療的ケア児への支援体制を構築する。

令和3年度予算における対応（案）《拡充》

- モデル事業として実施している医療的ケア児保育支援事業を一般事業化するとともに、喀痰吸引等研修を受講した保育士が「医療的ケア児保育支援者」として管内保育所の巡回支援を行う場合、処遇改善を実施する。

【補助基準額（案）】

○基本分単価	1施設当たり	5,320千円
○加算分単価		
① 看護師等の配置	1施設当たり	300千円
② 研修の受講支援	1施設当たり	2,160千円
③ 補助者の配置	1市区町村当たり	2,160千円
④ 医療的ケア児保育支援者の配置 (喀痰吸引等研修を受講した保育士が担当する場合、130千円を加算)	1市区町村当たり	360千円
⑤ ガイドラインの策定	1市区町村当たり	560千円
⑥ 検討会の設置	1市区町村当たり	

- さらに、各自治体の取組みを推進するため、か所数の増加を図る（90か所→199か所）。

実施主体・補助割合・事業実績

- 都道府県、市区町村
- 国：1/2、都道府県・指定都市・中核市：1/2
- 国：1/2、都道府県：1/4、市区町村：1/4
- R2（公募ベース）：109か所（171か所）

事業イメージ



広域的保育所等利用事業【拡充】

(保育対策総合支援事業費補助金 令和2年度予算：394億円の内数 → 令和3年度予算案：402億円の内数)

事業内容

1 こども送迎センター等事業

- 市区町村が設置するこども送迎センター等から各保育所等への子どもの送迎を行うためのバスの購入費、運転手雇上費、駐車場の賃借料、送迎センターの実施場所の賃借料及び子どもの送迎時に付き添う保育士等の雇上費等の補助を行う。

2 代替屋外遊戯場送迎事業

- 各保育所等から遠距離にある屋外遊戯場に代わる場所への児童の送迎を行うためのバスの購入費、運転手雇上費、駐車場の賃借料及び子どもの送迎時に付き添う保育士等の雇上費等の補助を行う。

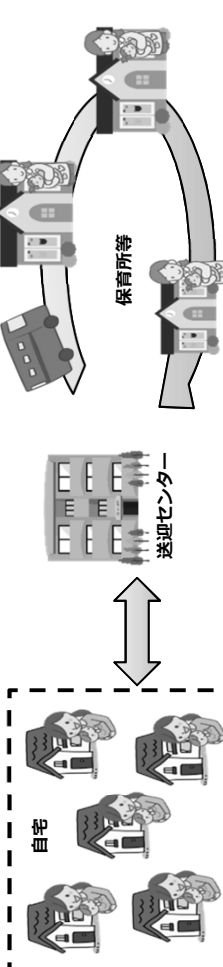
3 こども送迎センター設置改修事業（H30創設）

- 既存の建物を改修してこども送迎センターを設置する場合、建物の改修に必要な経費の補助を行う。

実施主体

- 市区町村
 - 国：1 / 2、市区町村：1 / 2
 - <こども送迎センター等事業>
H30：28自治体（33か所） R1：34自治体（41か所）
 - <代替屋外遊戯場送迎事業送迎センター等事業>
H30：1自治体（1か所） R1：2自治体（7か所）
- ※いずれもR1年度は交付決定ベース

事業イメージ



令和3年度予算における対応（案）《拡充》

- 送迎センターのか所数によらず、送迎バスの台数や保育士の配置に応じて加算できる仕組みとする。
- こども送迎センター等事業を実施する委託事業者が損害保険等に加入した場合の保険料等を補助する。
- 保育所等への送迎後の空き時間を有効活用できるよう、保育所等への巡回以外の時間帯において、一時預かり事業等への巡回を可能とする。

【補助基準額（案）】

- ・ 保育士雇上費 5,000千円（加配数に応じて3,000千円を加算）
- ・ 運転手雇上費 5,000千円（加配数に応じて3,000千円を加算）
- ・ 事業費（損害賠償保険含む）
10,202千円（自宅送迎の場合 1,119千円）
- ・ バス購入費 15,000千円
- ・ バス借上費 7,500千円
- ・ 改修費 7,270千円

家庭支援推進保育事業【拡充】

(保育対策総合支援事業費補助金 令和2年度予算：394億円の内数 → 令和3年度予算案：402億円の内数)

事業内容

日常生活における基本的な習慣や態度のかん養等に配慮が必要な家庭や、外国人子育て家庭について、家庭環境に対する配慮など保育を行う上で特に配慮が必要な家庭における子どもを多数(40%以上)受け入れている保育所に対して加配を行う。

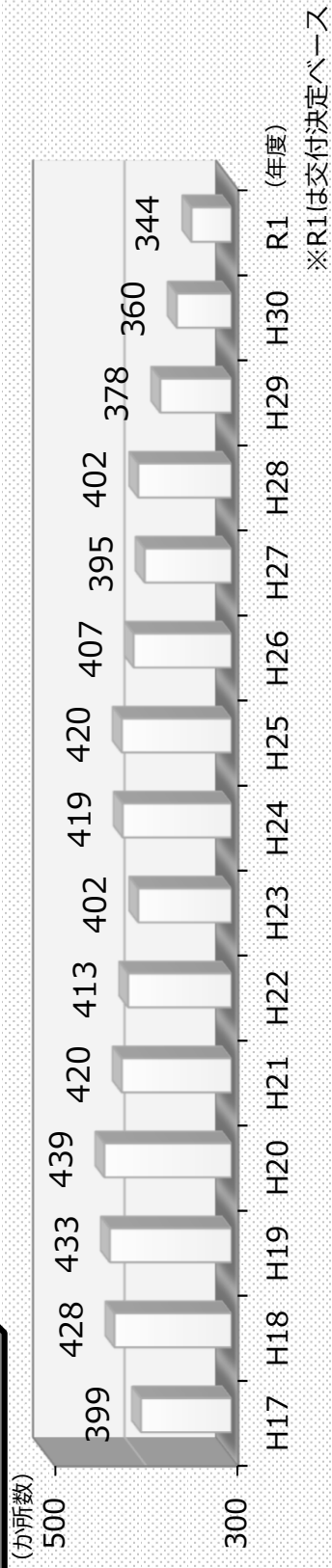
令和3年度予算における対応(案)《拡充》

特別な配慮が必要な児童のうち外国人子育て家庭の児童が占める割合が特に高い保育所等について、加配保育士2名分の補助基準額を適用するように拡充する。

実施主体・補助基準額(案)・補助割合

実施主体 : 市区町村
 補助基準額(案) : 1か所当たり 3,867千円
 (外国人子育て家庭の児童が占める割合が特に高い(20%以上)場合)
 1か所当たり 7,734千円
 補助割合 : 国:1/2、市区町村:1/2

事業実績



利用者支援事業（特定型（保育コンシエルジュ））

令和2年度予算 1,453億円の内数 → 令和3年度予算案 1,691億円の内数
 （子ども・子育て支援交付金（内閣府）及び重層的支援体制整備事業交付金（厚生労働省））

1. 事業概要

主として市町村の窓口で、子育て家庭等から保育サービスに関する相談に応じ、地域における保育所や各種の保育サービスに関する情報提供や利用に向けての支援などを行う。

《職員配置》 専任職員（利用者支援専門員）を1名以上配置

※子育て支援員基本研修及び専門研修（地域子育て支援コース）の「利用者支援事業（特定型）」の研修を修了している者が望ましい

実施主体：市町村（特別区を含む）

補助率：国2/3（都道府県1/6、市町村1/6）

実施か所数：H30年度375か所 → R元年度389か所

《令和3年度補助基準額（案）》

①基本分 3,075千円

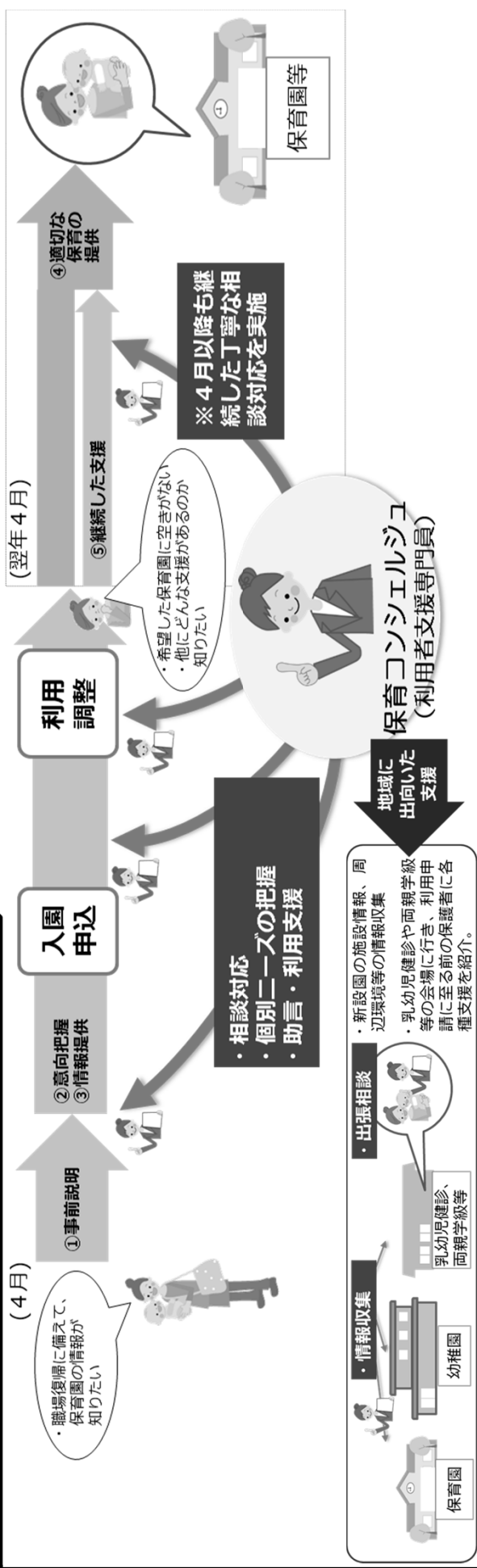
②加算分

夜間開所	休日開所	出張相談支援	機能強化取組	多言語対応	特別支援対応
1,406千円	757千円	1,082千円	1,875千円	805千円	750千円

2. 令和3年度予算案における拡充

保護者に「寄り添う」の実施を促し、地域におけるミスマッチ解消を図るため、実施要件を緩和し、待機児童数が50人未満である市町村でも「新子育て安心プラン」に参画すれば利用可能とする。

3. 事業実施イメージ（保護者に「寄り添う支援」の実施）



病児保育事業

令和2年度予算 1,453億円の内数 → 令和3年度予算案 1,691億円の内数
 (子ども・子育て支援交付金(内閣府)及び重層的支援体制整備事業交付金(厚生労働省))

1. 事業概要

子どもが病気の際に自宅での保育が困難な場合に、病院・保育所等に一時に保育することで、安心して子育てができる環境整備を図る。

<事業類型>

(1) 病児対応型・病後児対応型
 地域の病児・病後児について、病院・保育所等に付設された専用スペースにおいて看護師等が一時的に保育する事業。

(2) 体調不良児対応型
 保育中の体調不良児について、一時的に預かるほか、保育所入所児に対する保健的な対応や地域の子育て家庭や妊産婦等に対する相談支援を実施する事業。

(3) 非施設型(訪問型)
 地域の病児・病後児について、看護師等が保護者の自宅へ訪問し、一時的に保育する事業。

<実施主体等>

実施主体：市町村(特別区を含む。) 補助率：国1/3(都道府県1/3、市町村1/3)

■ 令和3年度予算案における対応【別紙参照】

新型コロナウイルス感染症の影響等を踏まえつつ、提供体制を安定的に確保するため、基本単価の比率を引き上げ。

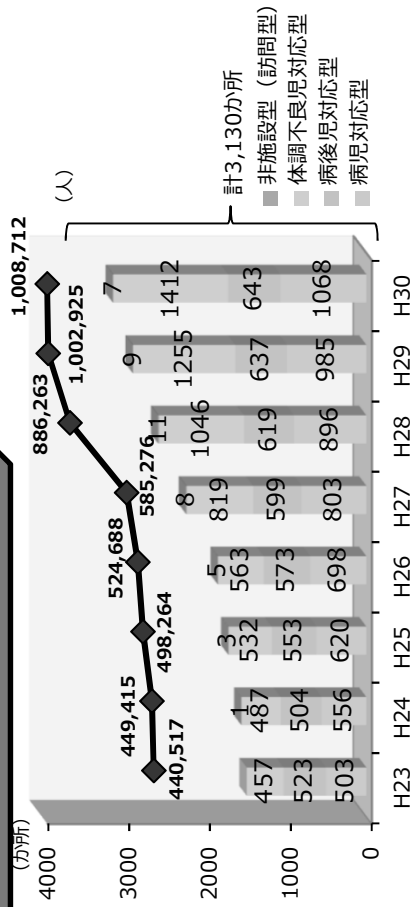
<補助基準額(案)(病児対応型1か所当たり年額)>

基本分単価：令和2年度 5,007,000円 → 令和3年度案 7,041,000円

加算分単価：(例) 200~399人の場合

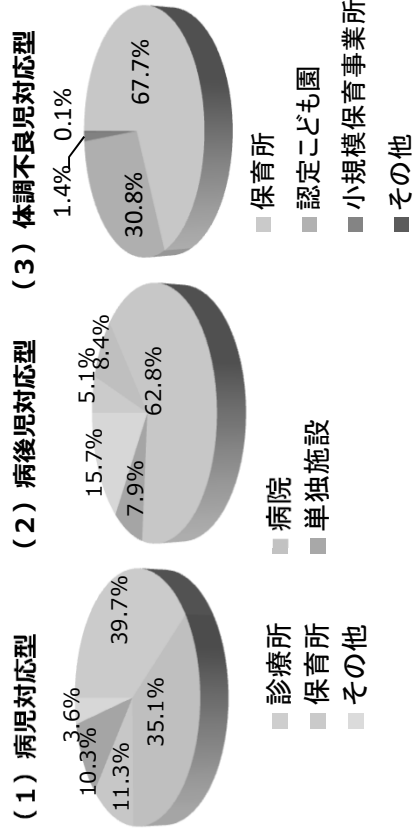
令和2年度 200~399人単価 4,434,000円
 → 令和3年度案 200~299人単価 3,000,000円
 300~399人単価 4,000,000円

2. 実施か所数及び延べ利用児童数



※平成27年度までの延べ利用児童数は、「病児対応型」及び「病後児対応型」の合計
 ※平成28年度からの延べ利用児童数は、「病児対応型」、「病後児対応型」、「体調不良児対応型」の合計

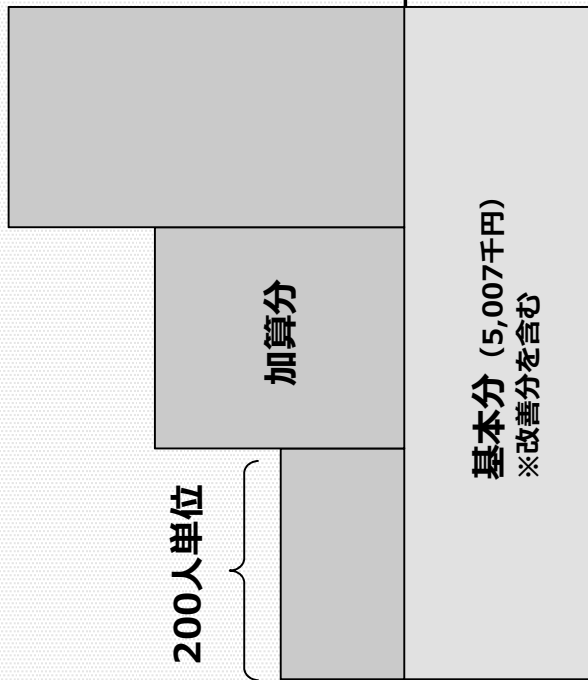
3. 実施場所



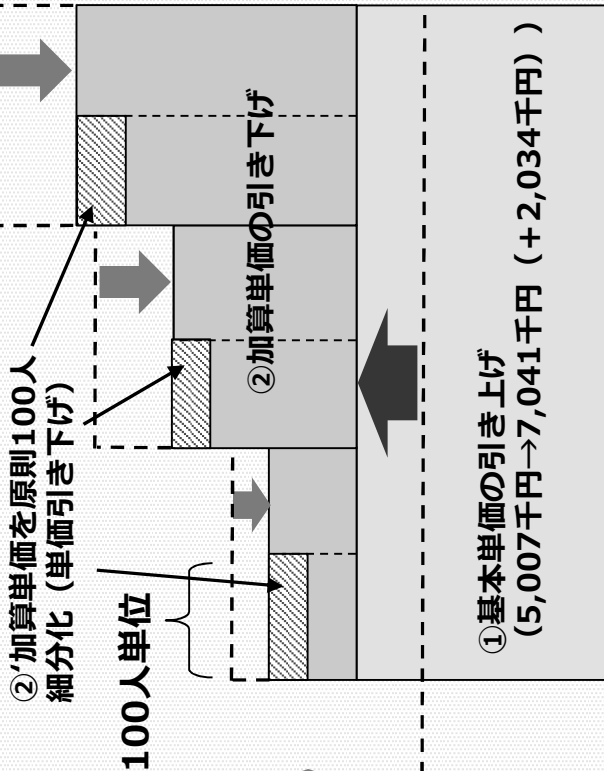
令和3年度予算案における対応

- 病児保育事業の補助単価について、新型コロナウイルス感染症の影響等を踏まえつつ、提供体制を安定的に確保する観点から、**利用児童数の変動によらない基本単価の比率を引き上げるため**、
 - ① 基本単価において事業実施に最低限必要な事業費相当（看護師・保育士各1人分）を確保できるよう、**基本単価を引き上げ**（病児対応型の場合：5,007千円を7,041千円に引き上げ(+2,034千円)
 - ② 一方、基本単価の引き上げに伴い、**加算単価を引き下げるとともに、原則200人単位で設定されている加算単価を原則100人単位に細分化**
 （病児対応型の場合：（例）200～399人単価4,434千円 → 200～299人単価3,000千円、300～399人単価4,000千円）

【病児対応型の場合】
【現行】



【見直し後】



人口減少地域等における保育に関するニーズや事業継続に向けた取組事例に関する調査研究

(令和2年度子ども・子育て支援推進調査研究事業)

1. 本調査研究の目的

- 人口減少地域においては、今後、利用児童の減少に伴い、
 - ・利用定員を満たさない状態での施設運営、
 - ・継続利用の確保など、

地域の保育ニーズに対応した保育の受け皿の確保、安定的な事業継続が困難な状況が、生じる可能性がある。

- 本調査研究では、
 - ・人口減少地域等におけるニーズに対応した保育の提供確保に向けた取組事例や、
 - ・今後検討すべき課題について調査、検討する。(今年度末に報告書を取りまとめる予定)

2. 本調査研究の概要

- 以下の3つを組み合わせ実施予定。

①自治体調査

離島・へき地を含め今後人口減少が見込まれる全国の市町村に対して、地域の保育ニーズに対応した保育の提供確保に向けて現在行っている事業継続支援等の取組みや今後の対応方針、現在認識している課題等に係るアンケート調査を実施。

②ヒアリングの実施

自治体に対するアンケート調査の結果を踏まえ、先進的な取組みを行っている自治体(13自治体程度)と、現在、課題を抱えている自治体(7自治体程度)それぞれから、より詳細な取組内容や認識等をヒアリング。

③研究会の開催

自治体担当者、保育関係者、有識者からなる研究会を開催し、①自治体調査と②ヒアリングにおいて得られた結果を踏まえ、人口減少地域等における保育ニーズに対応した保育の確保に向けた事業継続等に係る取組みの在り方について検討。

(参考) 子ども・子育て支援新制度施行後5年の見直しに係る対応方針について(令和元年12月10日子ども・子育て会議)抄

「離島・へき地を含む人口減少地域等における保育に関するニーズの見通しや取組事例を把握するための実態調査の実施など、その実態の把握や対応策として何が考えられるかの検討に着手すべき」

災害における臨時休園の在り方

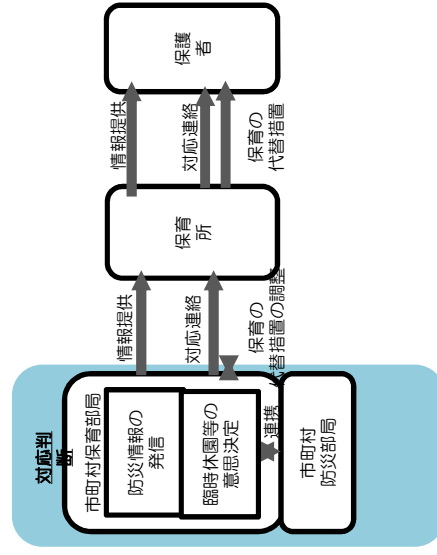
◎臨時休園を行う際の判断基準等

- 保育の制限を伴う臨時休園の最終的な意思決定者は、保育の実施主体である市町村であるが、臨時休園の基準については関係者間で共有しておくことが必要である。また、その対応について保護者の理解を得ることも重要である。
- 事前に予見が可能な災害については、内閣府が示す『避難勧告等に関するガイドライン（平成31年3月29日）』で示された警戒レベル（※1）や市町村において作成されるハザードマップに合わせ、臨時休園等の判断を行うことが考えられる。いづれにしても、関係者間でよく協議し事前に認識を共有することが重要である。

（※1）警戒レベル

警戒レベル	避難情報等
5	災害発生情報 (市町村が発令)
4	避難勧告・避難指示 (市町村が発令)
3	避難準備・高齢者等避難 開始(市町村が発令)
2	洪水注意報・大雨注意報 等(気象庁が発表)
1	早期注意情報 (気象庁が発表)

（※2）災害発生時の連携体制



◎災害発生前に市区町村において事前に決めておく事項

- 警戒レベルが発令された時の各レベル毎の対応
(例) どの警戒レベルの時に臨時休園の判断を行うのか。保育中に警戒レベルが発令された時の対応。
- ハザードマップに応じた各保育所毎の対応
(例) 浸水地域にある保育所への対応。
- 臨時休園等の判断に関する保育所・保護者への連絡方法・タイミング
(例) 当日の連絡経路等の整理が必要。
- 代替保育が必要とされる家庭の把握と保育の代替措置の設定
(例) 職種や各家庭の状況にあわせて対象の家庭を把握する。
- 上記事項に関して、入園説明会等を通じた保護者等への周知

※基準の策定や当日の対応について、平時から保育担当部局と防災担当部局が連携をとることが重要

◎保育の代替措置（※1は『避難勧告等に関するガイドライン（平成31年3月29日）』を元に作成）

- 災害発生状況下において社会的要請が強い防災関係者や医療関係者等については、保育の提供を確保する必要性が高い。その場合、安全に保育を実施することが可能な保育園に子どもを集めて保育を行うことも考えられるが、災害の状況や市町村の提供体制、登園や出勤の際の子どもや職員の安全等について留意したうえで、実施場所や時間及び職員体制等についての検討が必要である。
- 拠点の園において代替保育を提供する場合は、子どもや職員の安全を確保するため、施設や避難場所の位置、過去の周辺地域の災害状況等を踏まえて、その周辺にある保育園を拠点園として設定する。その際、子どもがどの園に行くことになるか、事前に登録を行うなどの対応が重要である。

(※) 令和元年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「保育所等における災害発生時又は感染症流行時の対応等に関する調査研究事業」を参考に作成

保育所等における外国籍等の子どもへの保育に関する取組事例集

①目的

- 平成30年12月に「出入国管理及び難民認定法」が改正され、今後さらに外国籍等の子ども・保護者の増加が見込まれます。「保育所保育指針」においても、改定にあたり外国籍家庭への支援が示されました。
- 本事例集は、市区町村の保育部局および実際に受入れを行う保育所等の職員を対象として、外国籍等の子ども・保護者の保育を行ううえでの基本的な考え方や具体的な自治体・保育所等の事例について紹介することを目的として作成されました。



②構成

- 本事例集は全5章で構成されています。各章の概要は以下のとおりです。

はじめに

本事例集のねらい、対象者、構成について説明しています。

第1章 外国籍等の子ども・保護者の受入に関する現状

市区町村を対象としたアンケートの結果にもとづき、外国籍等の子ども・保護者の受入れにあたって市区町村・保育所等が抱えている課題についてみていきます。



第2章 外国籍等の子どもへの保育にあたっての基本的な考え方と配慮のポイント

保育所保育指針もふまえながら、外国籍等の子どもへの保育にあたっての基本的な考え方と配慮のポイントについて解説しています。



第3章 外国籍等の子ども・保護者の受入れから卒園まで

保育所等の入園申し込みから卒園までの各場面における、市区町村や保育所等での課題や取組のポイント、実際の市区町村や保育所等における取組事例を紹介しています。詳しい内容は次頁に掲載しています。



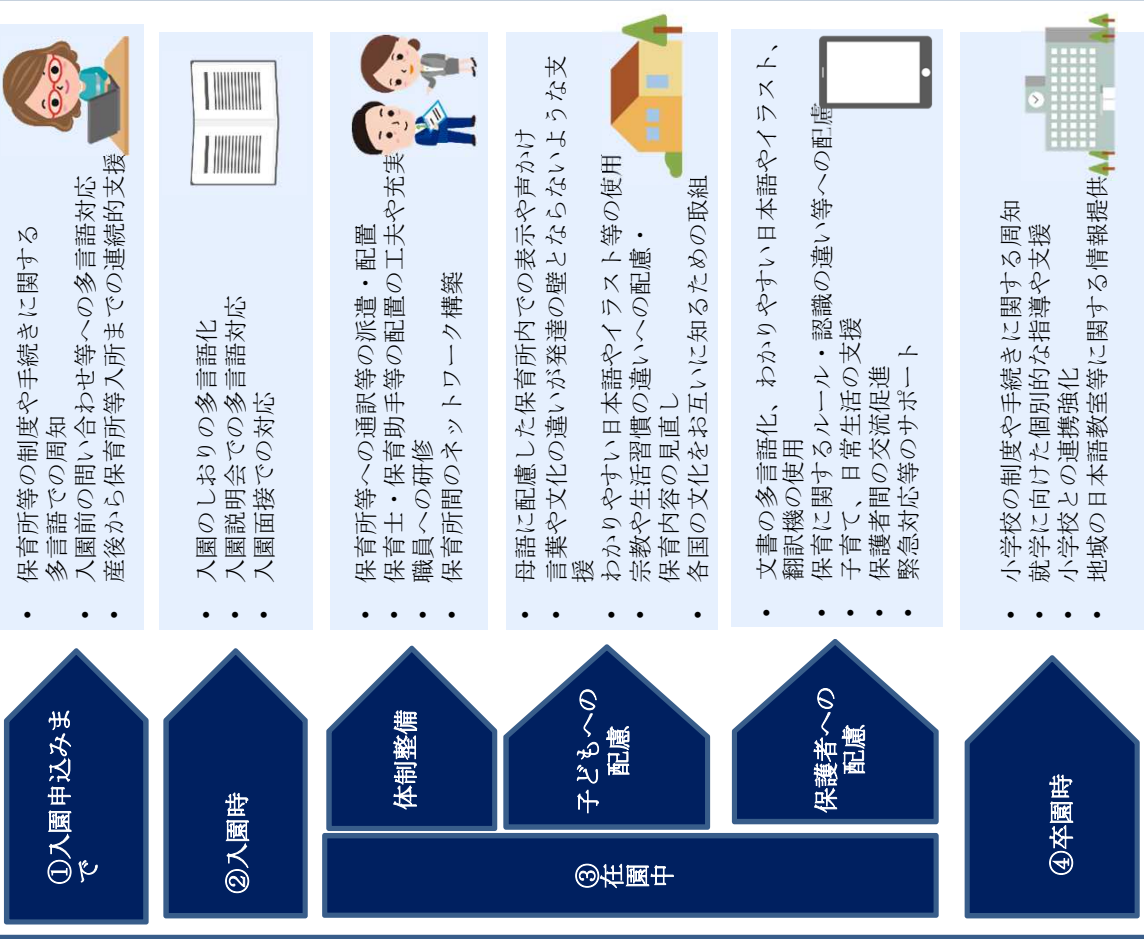
第4章 個別事例

2つの市区町村を取り上げ、外国籍等の子どもへの保育に関する取組が始まった経緯や取組内容、他部局との連携状況等について詳しく紹介しています。

第5章 お役立ちツール集

外国籍等の子ども・保護者の受入にあたって参考となる情報（国や関連機関が作成しているツール等）を掲載しています。

③掲載事例



④ページ例

市区町村・保育所等が抱える課題や、各場面において有効と考えられる取組のポイント、注意点を解説しています

取組ごとに、実際の市区町村・保育所等の事例を紹介しています

事例集をご覧になりたい場合は...

「外国籍等の子どもへの保育に関する事例集」および本事業報告書は、三菱UFJリサーチ&コンサルティングホームページよりダウンロードできます。
 ホーム > レポート > レポート・コラム > 政策研究レポート > 公開報告書 https://www.murc.jp/report/rc/policy_research/public_report/

※本事業の報告書には、各自治体の多言語資料の実例も掲載しています。あわせてご覧ください。

不適切保育に関する対応についての調査研究

(令和2年度子ども・子育て支援推進調査研究事業)

令和2年10月30日時点
子ども家庭局保育課作成

1. 本調査研究の目的

- 児童福祉施設の設定及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第9条の2においては、「児童福祉施設の職員は、入所中の児童に対し、（中略）当該児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない」との不適切保育や虐待を禁止する旨の規定が置かれているが、保育所内の不適切保育等の防止の取組や、**保育所内で行われた不適切な保育等への対応について、現在、国から市町村等に対して統一的な対応を示したものはない。**

- 本調査研究では、
 - ・保育所内での**不適切な保育等に対する都道府県及び市区町村の対応等に関する実態調査**の実施
 - ・保育所内での不適切な保育等を防止するための方策や発生したときの**マニュアルの作成**を行う。（今年度末に報告書を取りまとめる予定）

2. 本調査研究の概要

① 自治体調査

全国の都道府県及び市区町村に対して、不適切な保育等の未然防止の取組や不適切な保育等が起こった場合の対応等に関する実態調査を行う。

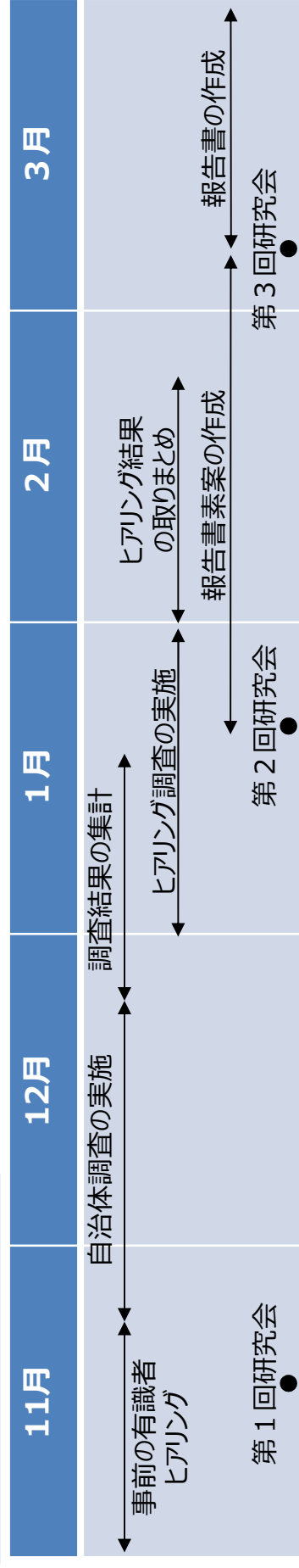
② ヒアリングの実施

自治体に対するアンケート調査の結果を踏まえ、好事例として紹介できる取組を行っている自治体に対し、より詳細な取組内容や認識等をヒアリング。

③ 研究会の開催

自治体担当者、保育関係者、有識者からなる研究会を開催し、①自治体調査と②ヒアリングにおいて得られた結果を踏まえ、保育所内の不適切な保育等に関する対応について議論するとともに、自治体・保育現場向けのマニュアルを含む報告書を作成する。

3. 調査のスケジュール



「保育所における自己評価ガイドライン（2020年改訂版）」の概要

＜目的＞

保育所保育指針に基づき、**保育所における保育内容等の評価による保育の改善**に資するよう、保育所保育の特性を踏まえた保育内容等の自己評価の基本を示し、各保育所が、保育内容等の評価に取組み際に活用する。

1 保育内容等の評価の基本的な考え方

・保育所保育指針に基づく「保育内容等の評価」について、目的と意義・対象・主体・全体像など、基本的な考え方について記載

- (1) 保育所保育指針に基づく保育内容等の評価
- (3) 保育内容等の評価の全体像と多様な視点の活用

- (2) 保育内容等の評価の目的と意義

2 保育士等による保育内容等の自己評価

・保育士等が子どもの理解を踏まえ自らの保育の計画と実践について行う評価の基本的な流れと内容について記載

- (1) 保育士等が行う保育内容等の自己評価の流れ
- (2) 保育における子どもの理解
- (3) 保育の計画と実践の振り返り
- (4) 保育の改善・充実に向けた検討

3 保育所による保育内容等の自己評価

・保育所が、全職員の共通理解の下で組織として取り組む自己評価に関して、基本的な流れと内容について記載

- (1) 保育所が組織として行う保育内容等の自己評価の流れ
- (2) 評価の観点・項目の設定
- (3) 現状・課題の把握と共有
- (4) 保育の改善・充実に向けた検討

4 保育所における保育内容等の自己評価の展開

・保育士等の自己評価とそれを踏まえた保育所の自己評価の取組の進め方、効果的・効率的な評価の実施のための留意や工夫等について記載

- (1) 保育の記録とその活用
- (2) 保育所における取組の進め方
- (3) 自己評価の方法とその特徴
- (4) 自己評価に当たって考慮すべき事項

5 保育内容等の自己評価に関する結果の公表

・保育内容等の自己評価に関する結果の公表について、その意義・方法の例、公表に当たっての留意事項等について記載

- (1) 自己評価の結果を公表する意義
- (2) 自己評価の結果の公表方法
- (3) 自己評価の結果の公表に当たって留意すべき事項

別添:保育内容等の自己評価の観点(例)、関係法令等

『保育をもっと楽しく』 保育所における自己評価ガイドラインハンドブックの概要

- 保育所における自己評価ガイドライン（2020年改訂版）の活用に関するよう、各保育所が自己評価の取組を行う際の具体的な留意点や工夫について、ガイドラインの改訂内容の検討にあたって保育の現場から得られた知見等を踏まえ記載。

1 未来の保育実践を考えるための「評価」



2 自己評価の実施に当たって大切にしたいこと



日々の保育に手応えが生まれ、保育がより楽しくなる評価に

互いに肯定的な理解と評価ができる職場の環境づくり

自己評価の基盤となる「子どもの理解」

3 取組を進めていく際のポイント

明日の保育に向けた日常的な記録・計画の活用



園長・主任の役割

既存の評価項目を用いる際の留意点と工夫

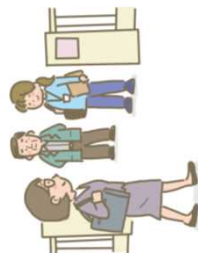


保護者や地域との連携



園内・外部研修や評価などの活用

会議やミーティングの工夫



子育て支援に要する費用に係る税制上の措置の創設

(所得税、個人住民税) (内閣府と共同要望)

1. 令和3年度税制改正の大綱(令和2年12月21日閣議決定)の概要

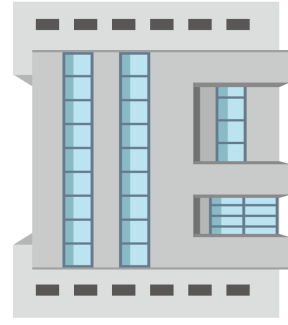
- 国又は地方公共団体が行う保育その他の子育てに対する助成をする事業その他これに類する一定の助成をする事業により、これらの助成を受ける者の居宅において保育その他の日常生活を営むのに必要な便宜の供与を行う業務又は認可外保育施設その他の一定の施設の利用に要する費用に充てるため給付される金品については、所得税・個人住民税を課さないこととする。

2. 制度の内容

- 地方自治体等(※)が行う子育て支援に係るベビーシッターの利用料等の助成について、非課税とする。(※企業主導型ベビーシッター利用者支援事業を含む。)

【イメージ】

国又は地方自治体



利用料を助成



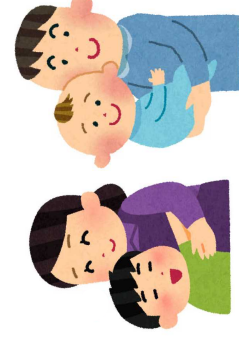
利用者



利用料



ベビーシッター等



(これまで) 雑所得



(改正後)

非課税

子少発0930第2号
令和2年9月30日

各
都道府県知事
指定都市市長
中核市市長
県庁所在地市長

民生主管部(局)長 殿

厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室長
(公 印 省 略)

「一定の認可外保育施設の利用料に係る消費税の非課税措置の
施行について」の一部改正について

消費税法施行令第十四条の三第一号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する保育所を経営する事業に類する事業として行われる資産の譲渡等の一部を改正する件(令和2年厚生労働省告示第150号。以下「改正告示1」という。)及び消費税法施行令第十四条の三第一号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する保育所を経営する事業に類する事業として行われる資産の譲渡等の一部を改正する件(令和2年厚生労働省告示第337号。以下「改正告示2」という。)については、改正告示1が本年3月31日付けで、改正告示2が本年9月30日付けで別添のとおり公布されたところであるが、今般、「一定の認可外保育施設の利用料に係る消費税の非課税措置の施行について」(平成17年3月31日付け雇児保発第0331003号厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知。以下「施行通知」という。)の一部を別紙のとおり改正し、令和2年10月1日より施行することとしたので、御了知の上、各都道府県におかれては、貴管内市町村(特別区を含み、指定都市、中核市及び児童相談所設置市を除く。)に周知を図るとともに、その運用に遺漏のないよう配慮されたい。

なお、本通知の発出に当たっては、事前に国税庁課税部消費税室に通知済であることを申し添える。

記

第一 改正内容

改正告示1において、1日当たり5人以下の乳幼児を保育する認可外保育施設に係る基準を新たに定め、当該基準を満たす施設についてはその利用料に係る消費税が非課税とされたことに伴い、施行通知の所要の改正を行うもの。

※ 消費税の納税義務等については、施行通知別紙第2を参照すること。

改正告示2において、消費税法施行令第十四条の三第一号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する保育所を経営する事業に類する事業として行われる資産の譲渡等(平成17年厚生労働省告示第128号。以下「本告示」という。)第三に掲げる施設において雇用される保育に従事する者(本告示第三の二に規定する都道府県知事等が行う保育に従事する者に関する研修を修了していない者に限り、保育士又は看護師の資格を有する者を除く。)について、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症の発生又はまん延に起因するやむを得ない理由により、当該研修の修了が困難であると都道府県知事等が認めるときは、当分の間、当該保育に従事する者を当該研修を修了した者であるものとみなして、本告示第三の二に掲げる事項を満たすかどうかの判定を行うものとする旨の経過措置が置かれたことに伴い、施行通知の所要の改正を行うもの。

第二 施行日

本通知による改正は、令和2年10月1日から施行する。

以上

放課後児童支援員に係る都道府県等認定資格研修ガイドラインの概要

【「放課後児童支援員等研修事業実施要綱」（平成27年5月21日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）より】

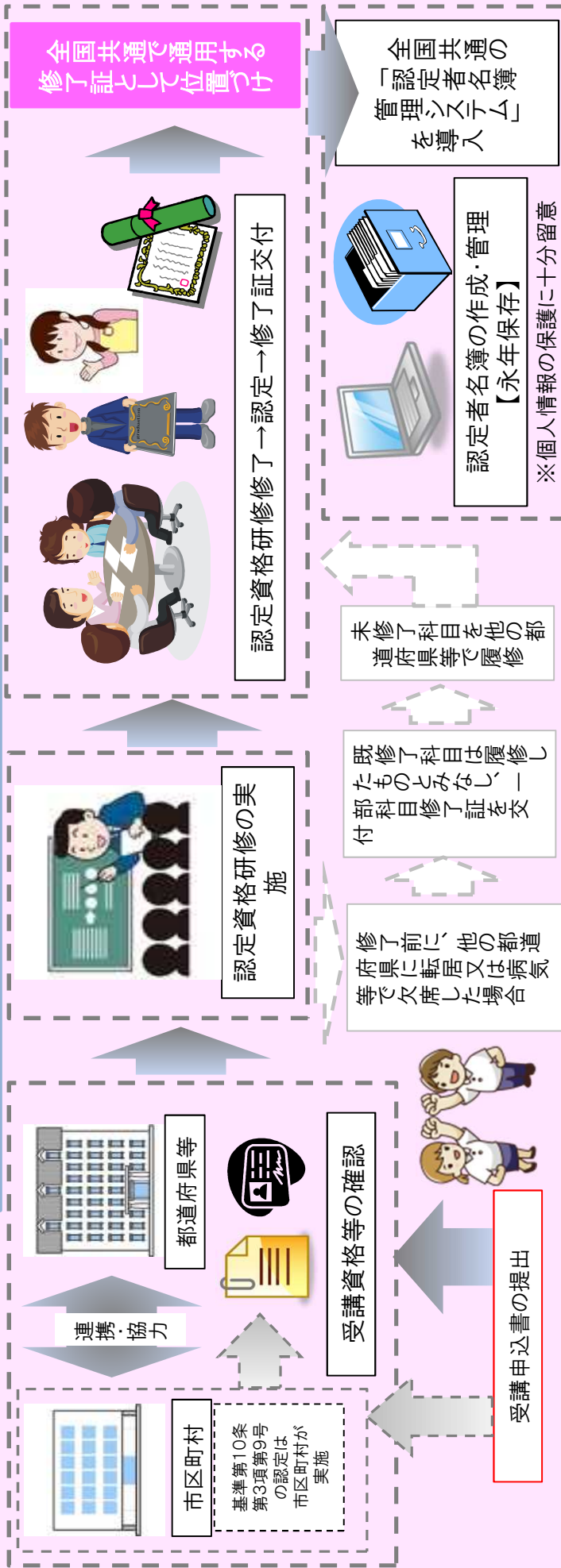
基本的考え方

- 本ガイドラインは、「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」(平成26年厚生労働省令第63号。以下「基準」という。)に基づき、基準第10条第3項の各号のいずれかに該当する者が、放課後児童支援員として必要となる基本的な生活習慣の習得の援助、自立に向けた支援、家庭と連携した生活支援等に必要知識及び技能を習得し、有資格者となるための都道府県知事又は指定都市市長が行う研修(以下「認定資格研修」という。)の円滑な実施に資するために策定するもの。
- 認定資格研修は、一定の知識及び技能を有すると考えられる基準第10条第3項の各号のいずれかに該当する者が、放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)に従事する放課後児童支援員として必要な知識及び技能を補充し、新たに策定した基準及び放課後児童クラブ運営指針(平成27年3月31日雇児発0331第34号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)に基づき放課後児童支援員としての役割及び育成支援の内容等の共通の理解を得るため、職務を遂行する上で必要最低限の知識及び技能の習得とそれを実践する際の基本的な考え方や心得を認識してもらうことを目的として実施するもの。

研修内容等

事項	主な内容
実施主体	都道府県又は指定都市又は中核市(以下、「都道府県等」と表記)(都道府県等が認定資格研修を実施する上で適当と認める市区町村、民間団体等に一部委託可)
研修内容・時間数	次項のとおり(16科目24時間)(都道府県等の実情に応じて研修科目等を追加しての実施も可)。
修了の認定・修了証の交付	都道府県等は、認定資格研修の全科目を履修し、放課後児童支援員としての必要な知識及び技能を習得したと認められる者に対して、修了の認定を行い、「放課後児童支援員認定資格研修修了証」を都道府県知事名等で交付
認定の取消	都道府県等は、認定を受けた者が、次の事由に該当すると認められる場合、当該者の認定者名簿からの削除が可能。 ① 虚偽又は不正の事実に基づいて認定を受けた場合 ② 虐待等の禁止(基準第12条)に違反した場合 ③ 秘密保持義務(基準第16条第1項)に違反した場合 ④ その他放課後児童支援員としての信用失墜行為を行った場合 など
研修会参加費用	資料等に係る実費相当部分、研修会場までの受講者の旅費及び宿泊費については、受講者又は運営主体が負担。
費用に対する支援	国は、都道府県等に対して、認定資格研修の実施に要する経費について、別に定めるところにより補助。 (※)認定資格研修を受講する際の代替職員の雇上げ経費及び研修会場までの旅費については、運営費に計上。

認定の仕組み(都道府県等の事務の主な流れ)



放課後児童支援員に係る都道府県等認定資格研修の項目・科目及び時間数

1. 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の理解 【4. 5時間(90分×3)】
 - ① 放課後児童健全育成事業の目的及び制度内容
 - ② 放課後児童健全育成事業の一般原則と権利擁護
 - ③ 子ども家庭福祉施策と放課後児童クラブ
2. 子どもを理解するための基礎知識 【6. 0時間(90分×4)】
 - ④ 子どもの発達理解
 - ⑤ 児童期(6歳～12歳)の生活と発達
 - ⑥ 障害のある子どもの理解
 - ⑦ 特に配慮を必要とする子どもの理解
3. 放課後児童クラブにおける子どもの育成支援 【4. 5時間(90分×3)】
 - ⑧ 放課後児童クラブに通う子どもの育成支援
 - ⑨ 子どもの遊びの理解と支援
 - ⑩ 障害のある子どもの育成支援
4. 放課後児童クラブにおける保護者・学校・地域との連携・協力 【3時間(90分×2)】
 - ⑪ 保護者との連携・協力と相談支援
 - ⑫ 学校・地域との連携
5. 放課後児童クラブにおける安全・安心への対応 【3時間(90分×2)】
 - ⑬ 子どもの生活面における対応
 - ⑭ 安全対策・緊急時対応
6. 放課後児童支援員として求められる役割・機能 【3時間(90分×2)】
 - ⑮ 放課後児童支援員の仕事内容
 - ⑯ 放課後児童クラブの運営管理と運営主体の法令の遵守

合計 24時間(16科目)

保育所等におけるマスク購入等の感染拡大防止対策に係る支援 (新型コロナウイルス感染症対策)

(保育環境改善等事業 (保育対策総合支援事業費補助金) 令和2年度第三次補正予算案：117億円)

【概要】

保育所等において、感染症に対する強い体制を整え、感染症対策を徹底しつつ、事業を継続的に提供していくため、令和2年度1次、2次補正に加え、職員が感染症対策の徹底を図りながら保育を継続的に実施していくために必要な経費のほか、保育所等が配布する子ども用マスク、消毒液等の卸・販社からの一括購入等や保育所等の消毒に必要な経費を補助する。

【実施主体】 都道府県又は市区町村 (以下「市区町村等」という。) 、市区町村等が認めたる者

【事業内容】 ①職員が感染症対策の徹底を図りながら保育を継続的に実施していくために必要な経費 (かかり増し経費、研修受講等)



(「かかり増し経費」の具体的な内容)

○ 職員が勤務時間外に消毒・清掃等を行った場合の超過勤務手当や休日勤務手当等の割増賃金や、**通常想定していない感染症対策に関する業務の実施に伴う手当など**、法人 (施設) の給与規程等に基づき職員に支払われる手当等のほか、非常勤職員を雇上した場合の賃金

※ 手当等の水準については、社会通念上、適当と認められるものであること。

○ 施設の感染防止対策の一環として、職員個人が施設や日常生活において必要とする物品等の購入支援

※ 物品等の例：手荒れ防止用のハンドクリーム、マスク、帽子、ゴーグル、エプロン、手袋、ウェストポーチ、ガウン、タオルなど



②保育所等へのマスクや消毒液等の配布、感染防止用の備品購入

【対象施設等】 保育所、幼保連携認定こども園、地域型保育事業所、認可外保育施設、認可外保育施設、児童厚生施設

【補助基準額】 ①及び②の合計 1施設当たり

- (1) 定員※ 19人以下 300千円以内
- (2) 定員※ 20人以上59人以下 400千円以内
- (3) 定員※ 60人以上 500千円以内
- (4) **児童厚生施設**及び認可外の居宅訪問型保育事業 300千円以内

※ (認可の) 居宅訪問型保育事業は定員ではなく、月初日における利用児童数

【補助割合】 国：1 / 2、市区町村等：1 / 2

利用者支援事業

令和2年度予算 1,453億円の内数 → 令和3年度予算案 1,691億円の内数
 (子ども・子育て支援交付金(内閣府)及び重層的支援体制整備事業交付金(厚生労働省))

利用者支援事業は、子育て家庭や妊産婦が、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業、保健・医療・福祉等の関係機関を円滑に利用できるように、身近な場所での相談や情報提供、助言等必要な支援を行うとともに、関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくり等を行うものである。

3つの事業類型

基本型

○基本型は「利用者支援」と「地域連携」の2つの柱で構成している。

【利用者支援】

- 地域子育て支援拠点等の身近な場所で、子育て家庭から日常的に相談を受け、個別のニーズ等を把握
- 子育て支援に関する情報の収集・提供
- 子育て支援事業や保育所等の利用に当たっての助言・支援
- 当事者の目線に立った、寄り添い型の支援

【地域連携】

- より効果的に利用者が必要とする支援につながるよう、地域の関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくり
- 地域に展開する子育て支援資源の育成
- 地域で必要な社会資源の開発等
- 地域における、子育て支援のネットワークに基づく支援

《職員配置》専任職員(利用者支援専門員)を1名以上配置

※子ども・子育て支援に関する事業(地域子育て支援拠点事業など)の一定の実務経験を有する者で、子育て支援員基本研修及び専門研修(地域子育て支援コース)の「利用者支援事業(基本型)」の研修を修了した者等

○実施主体 市町村(特別区を含む)

○負担割合 国(2/3)、都道府県(1/6)、市町村(1/6)

※令和3年度より、国庫負担割合を引き上げ(1/3→2/3)

○主な補助単価(令和3年度予算案) ※母子保健型は、職員が専任の場合

基本型	特定型	母子保健型
7,604千円	3,075千円	14,209千円

【加算事業】

夜間開所	休日開所	出張相談支援	機能強化取組	多言語対応	特別支援対応	多機能型事業(新設)
1,406千円	757千円	1,082千円	1,875千円	805千円	750千円	3,194千円

【開設準備経費】改修費等 4,000千円

特定型(いわゆる「保育コンシェルジュ」)

○主として市町村の窓口で、子育て家庭等から保育サービスに関する相談に応じ、地域における保育所や各種の保育サービスに関する情報提供や利用に向けての支援などを行う

《職員配置》専任職員(利用者支援専門員)を1名以上配置

※子育て支援員基本研修及び専門研修(地域子育て支援コース)の「利用者支援事業(特定型)」の研修を修了している者が望ましい

母子保健型

○主として市町村保健センター等で、保健師等の専門職が、妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する妊産婦等からの様々な相談に応じ、その状況を継続的に把握し、支援を必要とする者が利用できる母子保健サービス等の情報提供を行うとともに、関係機関と協力して支援プランの策定などを行う

《職員配置》母子保健に関する専門知識を有する保健師、助産師等を1名以上配置 ※職員は専任が望ましい

○実施か所数の推移

	基本型	特定型	母子保健型	合計
30年度	720	375	1,183	2,278
元年度	805	389	1,330	2,524

(単位：か所数)

【令和3年度新規】

- ・基本型について、地域の支援員が各事業所等を巡回し、連携・協働の体制づくりや情報連携システムの構築等を行う経費を支援する。
- ・特定型(保育コンシェルジュ)について、待機児童数が50人未満である市町村でも「新子育て安心プラン」に参画すれば利用可能に実施要件を見直す。
- ・母子保健型について、困難事例への対応等の支援を行う専門職(SW、PSW、心理職等)を配置するため、単価を拡充する。

多機能型地域子育て支援の新たな展開に向けた対応

- 我が国では、少子化の進行や人口減少が深刻さを増しており、これらの解決のためには、子育て家庭が身近な場所で、適切な支援を受けられる体制を作ることが必要となる。
- 少子化社会対策大綱（令和2年5月29日閣議決定）においても、子育て家庭における様々なニーズに対応し、全ての子育て家庭が、それぞれが必要とする支援にアクセスでき、安心して子供を生まみ育てられる環境を整備することとされている。
- これを踏まえ、**子育て家庭が身近な地域で安全にかつ安心して子育てができるよう、利用者支援事業を核とした多機能型地域子育て支援の新たな展開に向け、令和3年度予算案において、以下の取組を推進する。**

⇒ 地域子ども・子育て支援事業の相互連携・協力について市町村子ども・子育て支援事業計画への位置付けを検討（子ども・子育て支援法改正法案に盛り込む予定）

新たな展開の方向性

共通課題である

- 量的拡充
 - 人材の確保・育成
- を図るとともに、相互に関連し合う子育て支援事業を有機的につなぎ、一体的に実施することにより、

○ 個々のニーズへの対応では、

- ・ 子育て親子の利便性の向上（ワンストップ化）
- ・ 子育て関連のより幅広い情報収集や、個々のニーズに応じた利用の広がり
- ・ 保健サイド（子育て世代包括支援センター等）と連携したアウトリーチ支援
- ・ 孤立化の解消、虐待の未然防止

などを進め、さらに、

○ 子育て支援の新たな社会資源の創出、連携・協働の体制づくりを推進



令和3年度予算案における対応

①利用者支援事業（基本型）

- 地域の支援員が各事業所等を巡回し、連携・協働の体制づくり等の支援を実施
- 国庫補助率を1/3から2/3に引上げ
（参考）実施か所数：805か所（令和元年度実績）

子ども・子育て支援交付金
1,673億円の内数
(1,453億円の内数)

③地域子育て支援拠点事業

- 両親共に参加しやすくなるよう休日の育児参加促進に関する講習会の実施を支援
（参考）実施か所数：7,578か所（令和元年度実績）

子ども・子育て支援交付金
1,673億円の内数
(1,453億円の内数)

②子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

- 提供会員の確保の促進や、安心して子どもの預かり等を実施するため、地域子育て支援拠点等との連携を強化
（参考）実施か所数：931か所（令和元年度実績）

子ども・子育て支援交付金
1,673億円の内数
(1,453億円の内数)

④一時預かり事業等への巡回支援（広域的保育所等利用事業）

- 保育所等への子どもの送迎以外の時間帯における送迎バスを活用した巡回支援を実施
（参考）一時預かり事業の利用児童数：延べ513.6万人（令和元年度実績）

保育対策総合支援事業費補助金
402億円の内数
(394億円の内数)

地域子育て支援拠点事業

令和2年度予算 1,453億円の内数 → 令和3年度予算案 1,691億円の内数
(子ども・子育て支援交付金(内閣府)及び重層的支援体制整備事業交付金(厚生労働省))

背景

- ・ 3歳未満児の約6～7割は家庭で子育て
- ・ 核家族化、地域のつながりの希薄化
- ・ 自分の生まれ育った地域以外での子育ての増加
- ・ 男性の子育てへの関わりが少ない
- ・ 児童数の減少

課題

- ・ 子育てが孤立化し、子育ての不安感、負担感
- ・ 子どもの多様な大人・子どもとの関わりの減
- ・ 地域や必要な支援とつながらない

地域子育て支援拠点の設置

子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や子育ての不安・悩みを相談できる場を提供



○実施主体 市町村(特別区を含む)

○実施か所数の推移(単位:か所数)

27年度	28年度	29年度	30年度	R1年度
6,818	7,063	7,259	7,431	7,578

○負担割合 国(1/3)、都道府県(1/3)、市町村(1/3)

○主な補助単価(令和3年度予算案)

【基本事業】一般型 8,398千円(5日型、常勤職員を配置の場合)
連携型 3,006千円(5～7日型の場合)
(注)開設日数、勤務形態により単価が異なる

【加算事業】子育て支援活動の展開を図る取組(一時預かり等) 3,306千円(基本事業一般型(5日型)で実施した場合)
(注)この他、出張ひろば等の事業内容により単価が異なる

(令和3年度新規)

育児参加促進講習休日実施加算 400千円
両親共に参加しやすくなるよう休日に育児参加促進に関する講習会を実施した場合に加算を行う。

【開設準備経費】(1)改修費等 4,000千円

(2)礼金及び賃借料(開設前月分) 600千円

地域子育て支援拠点

○一般型 公共施設、空き店舗、保育所等に常設の地域の子育て拠点を設け、地域の子育て支援機能の充実を図る取組を実施

○連携型 児童館等の児童福祉施設等多様な子育て支援に関する施設に親子が集う場を設け、子育て支援のための取組を実施

4つの基本事業

- ① 子育て親子の交流の場の提供と交流の促進
- ② 子育て等に関する相談、援助の実施
- ③ 地域の子育て関連情報の提供
- ④ 子育て及び子育て支援に関する講習等の実施




- 更なる展開として
- ・ 地域の子育て支援活動の展開を図るための取組(一時預かり等)
 - ・ 地域に出向き、出張ひろばを開設
 - ・ 高齢者等の多様な世代との交流、伝統文化や習慣・行事の実施等

公共施設や保育所、児童館等の地域の身近な場所、乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供等を実施

NPOなど多様な主体の参画による地域の支え合い、子育て中の当事者による支え合いにより、地域の子育て力を向上

地域子育て支援拠点従事職員に関する研修の考え方

これまで実施してきた「基礎的研修」及び「指導者養成研修」に加え、中堅職員の資質の向上を図るために、平成30年度より地域子育て支援拠点事業所職員等研修事業「専門的研修」を実施。

<p>○ 地域の人材による子育て支援活動強化研修</p> <p>①対象者 ・地域子育て支援拠点の管理者や事業所において指導的立場にある者</p> <p>②研修の目的 ・地域の子育てに関する指導的立場の者の養成 ・地域子育て支援拠点の課題への対応技術の習得</p> <p>③実施主体：国（※公募により民間団体に委託予定）</p>	<p>【ベテラン職員】</p> <p>◇ 経験年数が概ね5年以上の職員</p> 
<p>○ 地域子育て支援拠点事業所職員等研修事業</p> <p>①対象者 ・地域子育て支援拠点事業の業務経験年数がある程度ある者</p> <p>②研修の目的 ・地域子育て支援拠点事業所の職員の質の向上 ・地域における子育て支援に関する専門的知識や技術等の修得</p> <p>③補助率 国1/2、都道府県・市町村1/2</p>	<p>【中堅職員】</p> <p>◇ 経験年数が概ね5年未満の職員</p> 
<p>○ 子育て支援員研修（地域子育て支援コース・地域子育て支援拠点事業）</p> <p>①対象者 ・新たに子育て支援等の業務に従事する者、または経験が浅い者</p> <p>②研修の目的 ・多様な子育て支援分野全般に関する基礎的知識や技術等の修得 ・地域子育て支援拠点事業について全体像の理解、および事業のねらいについての理解</p> <p>③補助率 国1/2、都道府県・市町村1/2</p>	<p>【新任職員】</p> <p>◇ 未経験の職員</p> <p>◇ 経験年数が概ね3年未満の職員</p> 

指導者養成研修

専門的研修

基礎的研修

子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）の概要

令和2年度予算 1,453億円の内数 → 令和3年度予算案 1,673億円の内数
 （子ども・子育て支援交付金（内閣府計上））

子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）は、乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かりの援助を受けた者と当該援助を行いたい者との相互援助活動に関する連絡、調整等を行う事業。

○主な実施要件

- ・会員数は20人以上
- ・相互援助活動中の子どもの事故に備え、補償保険への加入
- ・子どもの預かり場所の定期的な安全点検の実施
- ・事故発生時の円滑な解決に向けた会員間の連絡等の実施
- ・提供会員に対して、緊急救命講習及び事故防止に関する講習と、少なくとも5年に1回のフォローアップ講習の実施

○相互援助活動の例

- ・保育施設等までの送迎
- ・保育施設の開始前、終了後又は学校の放課後、冠婚葬祭、買い物等の外出の際の子どもの預かり

○実施主体

市町村（特別区を含む）

○実施市町村

令和元年度 931市町村
 平成30年度 890市町村

○負担割合

国：1/3、都道府県：1/3、市町村：1/3

○主な補助単価（令和3年度予算案）

【基本事業】会員数100～299人 2,000千円（会員数に応じて段階的に設定）、土日実施加算：1,800千円

【病児・緊急対応強化事業】預かり等の利用件数～59件 1,800千円（利用件数に応じて段階的に設定）

【預かり手増加のための取組加算】提供会員数が19人以下で2人以上増加の場合 500千円（提供会員の増加数に応じて段階的に設定）

【開設準備経費】改修費等 4,000千円 礼金及び賃借料（開設前月分） 600千円

【令和3年度新規】連携推進加算 1,500千円

提供会員の確保の促進や、安心して子どもの預かり等を実施するため、地域子育て支援拠点等と連携を行った場合に加算を行う。

ファミリー・サポート・センター 〔相互援助組織〕

アドバイザー

援助の申し入れ

援助の打診

マッチング

依頼会員（預ける側）
60万人

提供会員（預かる側）
15万人

※両方会員 4万人

請負契約
準委任契約

子ども・子育て支援の充実のための研修・調査研究事業等

平成27年4月にスタートした「子ども・子育て支援新制度」における、質の高い特定教育・保育及び地域型保育並びに地域子ども・子育て支援事業の実施には、現任の職員の質の向上を図るとともに、新たな事業の創設や既存事業の拡充に伴い、更なる人材を確保する必要がある。また、子ども・子育て支援に関する従前からの課題や新たな問題点等について、現地調査等により実態や試行的取り組み等を把握し、諸般の課題に対応するための手立てとなる提言を得るための調査研究等を実施。

子ども・子育て支援対策推進事業費補助金 令和2年度予算：40億円 → 令和3年度予算案：38億円

子育て支援員研修事業

令和2年度予算：5.1億円 → 令和3年度予算案：3.3億円

- ・地域において保育や子育て支援等の仕事に関心を持ち、子育て支援分野の各事業等に従事することを希望する者に対し、多様な子育て分野に関する必要な知識や技術等を習得するための研修を実施
- ・研修を修了した者を「子育て支援員」として認定

職員の資質向上・人材確保等研修事業

令和2年度予算：29億円 → 令和3年度予算案：27億円

- ・子ども・子育て支援新制度において、様々な給付・事業が拡充されることに伴い、担い手となる職員の資質向上及び人材確保を行うため各種研修を実施

子ども・子育て支援推進調査研究事業

令和2年度予算：6.0億円 → 令和3年度予算案：7.4億円

- ・子ども・子育て支援に関する幅広い知見を得るために、先駆的な取組などの実態把握等に関する調査研究を実施

子ども・子育て支援対策推進事業委託費 令和2年度予算：2.5億円 → 令和3年度予算案：5.3億円

指導者養成等研修事業

令和2年度予算：1.4億円 → 令和3年度予算案：1.6億円

- ・各自治体で研修を実施するための講師や各施設における指導者の立場にある者を養成。また研修内容が確立されていない最新のテーマや事柄などについて、全国的に周知や普及を行い、全国一律で一定程度の質・量の確保を行う研修を実施

子ども・子育て支援推進委託調査研究・普及促進事業

令和2年度予算：1.2億円 → 令和3年度予算案：2.5億円

- ・子ども・子育て支援新制度の円滑な実施、子ども・子育て支援に関する制度の見直しや課題への対応及び児童相談所の専門性向上に対応するための各種調査研究等を実施

児童福祉実態調査

令和2年度予算：0億円 → 令和3年度予算案：1.2億円

- ・全国の母子世帯、父子世帯及び養育者世帯の生活の実態を把握し、これらひとり親世帯等に対する福祉対策の充実を図るための基礎資料を得ることを目的とした調査を実施

【職員の資質向上・人材確保等研修 研修内容一覧】

事業名	概要
保育の質の向上のための研修等事業	
保育の質の向上のための研修事業	保育所の職員等を対象に、保育士の専門性の向上を図り、保育の質を向上させるための研修を実施
保育士試験合格者に対する実技講習事業	実務経験の少ない保育士試験合格者を対象として、就業前の不安を軽減し、継続して保育所等に勤務することができるよう実技講習を実施
保育実習指導者に対する講習事業	指定保育士養成施設の学生に対する実習指導を行う者を対象に、指導者の資質向上を目的とした研修を実施
保育士等キャリアアップ研修事業	職務内容に応じた専門性の向上を図るため、保育現場におけるリーダー的職員の育成に関する研修を実施
新規卒卒者の確保、就業継続支援事業	保育士の専門性向上と質の高い人材を安定的に確保するという観点から、「新規卒業者の確保」及び「就業継続支援」に関する研修等を実施
多様な保育研修事業	
家庭的保育者等研修事業	家庭的保育事業、小規模保育事業等を推進するため、家庭的保育者等としての知識を習得するための研修を実施
居宅訪問型保育研修事業	利用児童の居宅において保育を行うという特殊性を踏まえ、居宅訪問型保育事業（一時預かり・延長保育の訪問型を含む）に従事するにあたって必要な知識を習得するための研修を実施
病児・病後児保育研修事業	病児保育事業（病児対応型・病後児対応型・訪問型）に従事する者（看護師、准看護師、保健師、助産師、保育士）の資質の向上を図るための研修を実施
放課後児童支援員等研修事業	
放課後児童支援員認定資格研修事業	省令基準により、「放課後児童支援員」となるためには都道府県知事等が実施する研修を修了することが義務づけられているため、「放課後児童支援員」として新たに業務に従事するための認定資格研修を実施
放課後児童支援員等資質向上研修事業	放課後児童支援員及び補助員等の資質の向上を図るため研修を実施
児童厚生員等研修事業	児童厚生員等の資質の向上を図るための研修を実施
地域子育て支援拠点事業所職員等研修事業	地域子育て支援拠点事業所の職員の資質の向上を図るための研修を実施
ファミリー・サポート・センター事業	ファミリー・サポート・センター事業のアドバイザー及び援助を行う会員の資質向上を図るための研修を実施
アドバイザー・援助を行う会員研修事業	
認可外の居宅訪問型保育研修事業	幼児教育・保育の無償化の実施に伴い創設された認可外の居宅訪問型保育事業（ベビーママ）の基準において保育従事者が修了する必要があるとした研修を実施

地域共生社会の実現に向けた重層的支援体制整備事業の創設

○地域住民が抱える課題が複雑化・複合化(※)する中、従来の支援体制では課題がある。

▼属性別の支援体制では、複合課題や狭間のニーズへの対応が困難。

▼属性を超えた相談窓口の設置等の動きがあるが、各制度の在庫補助金等の目的外流用を避けるための経費按分に係る事務負担が大きい。
○このため、属性を問わない包括的な支援体制の構築を、市町村が、創意工夫をもって円滑に実施できる仕組みとすることが必要。

(※)一つの世帯に複数の課題が存在している状態(8050世帯や、介護と育児のダブルケアなど)、世帯全体が孤立している状態(こみ屋敷など)

社会福祉法に基づく新たな事業(「重層的支援体制整備事業」)の創設

- 市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、**I 相談支援**、**II 参加支援**、**III 地域づくりに向けた支援**を一体的に実施する事業を創設する。
- 新たな事業は実施を希望する市町村の手あげに基づき任意事業。ただし、事業実施の際には、I～IIIの支援は必須
- 新たな事業を実施する市町村に対して、相談・地域づくり関連事業に係る補助等について一体的に執行できるように、**交付金を交付する**。

(参考)モデル事業実施自治体数 H28年度:26 H29年度:85 H30年度:151 R元年度:208



相談支援・地域づくり事業の一体的実施

○各支援機関・拠点が、属性を超えた支援を円滑に行うことを可能とするため、国の財政支援に関し、高年齢、高齢、障害、子ども、生活困窮の各制度の関連事業について、一体的な執行を行う。

現行の仕組み

- 高齢分野の相談・地域づくり
- 障害分野の相談・地域づくり
- 子ども分野の相談・地域づくり
- 生活困窮分野の相談・地域づくり

重層的支援体制

属性・世代を問わない
相談・地域づくりの実施体制

※ I～IIIの3つの支援を一体的に取り組むことで、相互作用が生じ支援の効果が高まる。
 (ア)狭間のニーズにも対応し、相談者が適切な支援につながりやすくなることで、相談支援が効果的に機能する
 (イ)地域づくりが進み、地域で人と人とのつながりができ、課題を抱える住民に対する気づき生まれ、相談支援へ早期につながる
 (ウ)災害時の円滑な対応にもつながる

次世代育成支援対策施設整備交付金

(令和2年度当初予算額) (令和3年度予算案)

106億円 ⇒ 64億円

※令和2年度当初予算額は、臨時・特別の措置を除く。

1. 目的・事業概要

児童福祉施設等に係る施設整備について、都道府県・市区町村が作成する整備計画に基づく施設の整備を推進し、次世代育成支援対策の充実を図る。

事業概要	対象施設	整備内容
①通常整備 児童養護施設等の整備を実施する。	・助産施設 ・乳児院 ・母子生活支援施設 ・児童養護施設 ・児童心理治療施設 ・児童自立支援施設 ・児童家庭支援センター ・児童厚生施設(児童館) ・児童相談所一時保護施設 ・婦人相談所一時保護施設 ・婦人保護施設 ・職員養成施設 ・自立援助ホーム ・ファミリーホーム	・一時預かり事業所 ・地域子育て支援拠点事業所 ・利用者支援事業所 ・子育て支援のための拠点施設 ・市区町村子ども家庭総合支援拠点 ・産後ケア事業を行う施設 創設、大規模修繕、増築、増改築、改築、拡張、スプレックラマー設備等整備、老朽民間児童福祉施設整備、応急仮設施設整備
②耐震化等整備 地震防災上倒壊等の危険性のある建物の耐震化、津波対策としての高台への移転を図るための改築又は補強等の整備を図る。	・助産施設 ・乳児院 ・母子生活支援施設	大規模修繕、増改築、改築、老朽民間児童福祉施設整備

2. **設置主体** 都道府県、指定都市、中核市、市区町村、社会福祉法人、公益法人、日本赤十字社(児童館を除く)等

3. **国庫補助率** 定額(1/2相当、児童館は1/3相当)

4. 令和3年度拡充内容

児童養護施設等の小規模かつ地域分散化等の推進(補助率の嵩上げ、定期借地権設定のための一時金加算の創設)

社会福祉施設等の耐災害性強化対策

概要 要：近年頻発する豪雨等の災害に伴い発生する停電・土砂災害・浸水災害を踏まえ、以下4つの緊急対策を実施する。

- ① 社会福祉施設等の耐震化を進めることにより、地震発生による建物倒壊等での人的被害を防ぐ
- ② 安全性に問題のあるブロック塀等の改修を進めることにより、地震発生によるブロック塀等の倒壊等での人的被害を防ぐ
- ③ 社会福祉施設等において、水害対策のための施設改修等を推進することで、被害を最小限に抑える
- ④ 非常用自家発電設備の整備を進めることにより、停電時においてもライフラインの確保を可能とする

府省庁名：厚生労働省

①耐震化整備

◆中長期の目標

社会福祉施設等の耐震化を進めることにより、地震発生による建物倒壊等での人的被害を防ぐ。

昭和56年以前に建築された以下の施設のうち、耐震診断の結果、改修の必要があるとされた施設に対する対策の実施数

中長期の目標：

- ・児童関係施設等 約595箇所
- ・障害児者関係施設 約280箇所
- ・介護関係施設 約65箇所
- ・その他関係施設 約84箇所

本対策による達成年次の前倒し
令和12年度 → 令和7年度

◆5年後(令和7年度)の状況

同上

◆実施主体

都道府県、市区町村

②ブロック塀等改修整備

◆中長期の目標

安全性に問題のあるブロック塀等の改修を進めることにより、地震発生によるブロック塀等の倒壊等での人的被害を防ぐ。

安全性に問題のあるブロック塀等を設置している施設における改修整備数

中長期の目標：

- ・児童関係施設等 約385箇所
- ・障害児者関係施設 約255箇所
- ・介護関係施設 約820箇所
- ・その他関係施設 約12箇所

本対策による達成年次の前倒し
令和12年度 → 令和7年度

◆5年後(令和7年度)の状況

同上

◆実施主体

都道府県、市区町村

③水害対策強化

◆中長期の目標

要配慮者施設において、水害対策のための施設改修等を推進することで、被害を最小限に抑える。

水害による危険性が高い地域において、安全な避難のための整備が必要な施設数

中長期の目標：

- ・児童関係施設等 約45箇所
- ・障害児者関係施設 約470箇所
- ・介護関係施設 約1,175箇所

本対策による達成年次の前倒し
令和12年度 → 令和7年度

◆5年後(令和7年度)の状況

同上

◆実施主体

都道府県、市区町村

④非常用自家発電設備整備

◆中長期の目標

非常用自家発電設備の整備を進めることにより、停電時においてもライフラインの確保を可能とする。

非常用自家発電設備がなく、今後、整備予定のある施設における整備

中長期の目標：

- ・児童関係施設等 約5箇所
- ・障害児者関係施設 約495箇所
- ・介護関係施設 約2,350箇所
- ・その他関係施設 約7箇所

本対策による達成年次の前倒し
令和12年度 → 令和7年度

◆5年後(令和7年度)の状況

同上

◆実施主体

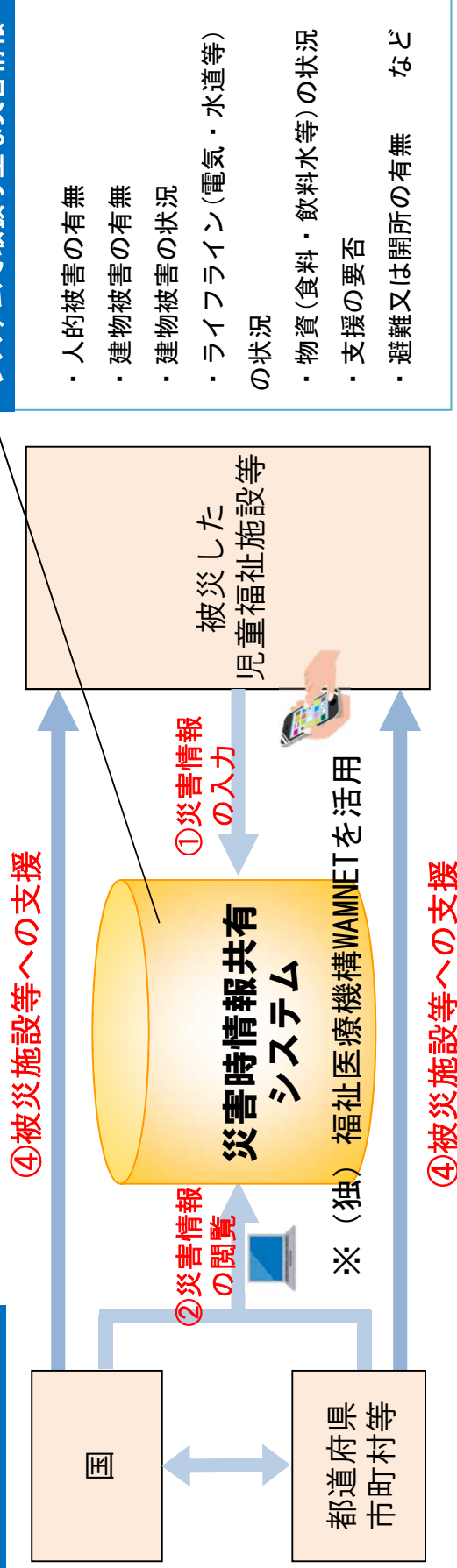
都道府県、市区町村

児童福祉施設等の災害時情報共有システムの運用について

事業概要

災害発生時における児童福祉施設等の被害状況等を国・地方公共団体等が迅速に把握・共有し、被災施設等への迅速かつ適切な支援（停電施設への電源車の手配等）につなげるため、今年度、児童福祉施設等に係る災害時情報共有システムの構築を進めており、令和3年度より運用を開始する予定としている。

システムイメージ



システム化によるメリット

- ▶ 被災施設等への支援の迅速化
※関係機関において施設のリアルタイムの災害情報が把握出来るため、迅速な支援が可能
- ▶ 自治体の事務負担軽減及び災害対応業務の重点化・効率化
※従来自治体職員が行っていた被災施設の状態確認や国等への報告業務が省略され、より優先度の高い業務への従事が可能

＜今後の予定＞

- 令和3年1月下旬～2月中：①災害発生時の自治体連絡先メールアドレスの登録
 ②施設基本情報の登録（情報公表システムにない又は未登録の情報）
 ③災害発生時の施設、事業所担当者メールアドレスの登録
- 令和3年3月中旬以降：上記①で登録されたメールアドレス宛にシステムログインのテストメールを送信
 令和3年4月以降：災害時情報共有システムの操作説明会（WEB上で公開予定）

社会福祉施設等災害復旧費補助金（児童福祉施設等分） 社会福祉施設等設備災害復旧費補助金（児童福祉施設等分）

令和2年度予備費 34億円
 (施設) 社会福祉施設等災害復旧費補助金 : 32億円
 (設備) 社会福祉施設等設備災害復旧費補助金 : 2億円

1. 概要

災害により被害を受けた児童福祉施設等に関し、災害による被害からの速やかな復旧を図り、もって施設入所者等の福祉を確保するため、施設の災害復旧に要する費用について財政支援を行う。

2. 補助対象施設

- ・保育所・認定こども園・小規模保育事業所・事業所内保育事業所・母子生活支援施設・乳児院
- ・児童養護施設・児童自立支援施設・児童心理治療施設・婦人保護施設・助産施設・児童家庭支援センター
- ・児童厚生施設・児童自立生活援助事業所・子育て支援のための拠点施設 等

3. 補助対象経費

児童福祉施設等の災害復旧事業に要する経費及び事業再開に要する費用（備品・設備等）

4. 交付先

都道府県、指定都市、中核市

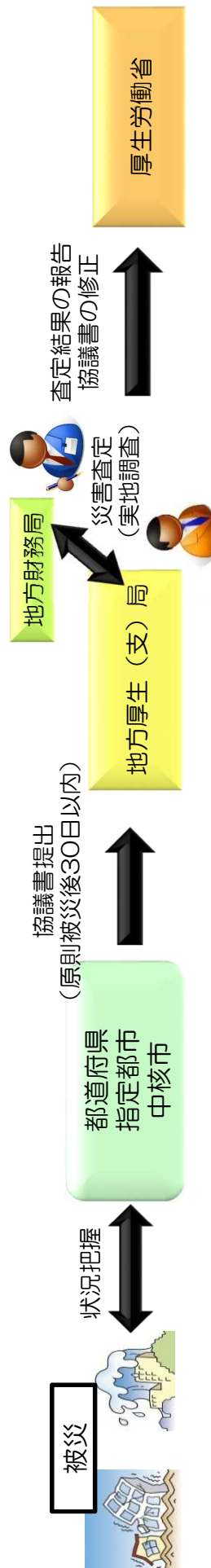
5. 国庫補助率

施設整備：通常（※）1/2 または 1/3（施設種類によって異なる）

※ 激甚災害時においては、激甚法対象施設の国庫補助率が被害額等に応じて1/2+α または 1/3+αとなる。
 （別途、激甚法対象外施設の国庫補助率は、予算措置により1/2 → 2/3 または 1/3 → 1/2 に嵩上げ対象とする）

設備整備：定額

6. 国庫補助協議に係る事務の流れ



令和2年度「ヤングケアラーの実態に関する調査研究」

○これまでの経緯

- 平成30年度から、各市区町村の要保護児童対策地域協議会（要対協）を対象に、ヤングケアラー^(※)に関する調査研究を開始し、これまで、
 - ・ 平成30年度には、実態の調査
 - ・ 令和元年度には、早期発見・支援に活用するためのアセスメントシートやガイドラインの作成 等を実施。
- 令和元年度の調査研究により、
 - ・ ヤングケアラーと思われられる子どもの実態把握の方法として、「関係機関や関係団体からの報告・指摘があった際にヤングケアラーとして対応している」との回答が約45%
 - ・ また、ヤングケアラーと思われられる子どもの実態を把握していない理由として、「ヤングケアラーは家族内のことで問題が表に出にくく、実態の把握が難しい」という回答が74%
「ヤングケアラーである子ども自身やその家族がヤングケアラーという問題を認識をしていない」という回答が約73%

といったことが報告された。

○今年度の調査研究の目的

- ・ 上記の調査結果を受け、ヤングケアラーの実態をより正確に把握するため、教育現場も含めた地方自治体、子ども本人を対象とした調査を実施予定。

○今後の予定

- ・ 文部科学省とともに、実施機関(三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社)に設置される事業検討委員会(有識者で構成)での検討に参画し、11月中旬に調査対象及び方法を確定させ、今年度中に調査結果をとりまとめる予定。

(※) 本来大人が担うと想定されるような家事や家族の世話などを日常的に行っている子ども

令和元年度「ヤングケアラーへの早期対応に関する研究」

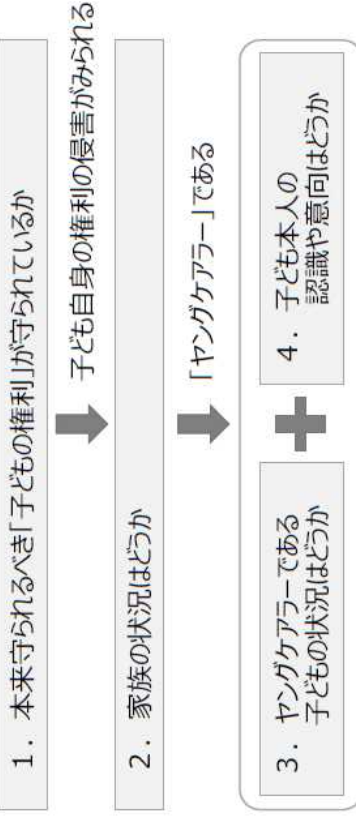
実施機関(令和元年度):三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社

○ヤングケアラーの概念の認知を広げるための研修の在り方や、要保護児童対策地域協議会において、ヤングケアラーに早期に適切に対応していくためのツールやガイドラインについて研究を実施。

○ガイドラインの構成

1. なぜ、ヤングケアラーの支援が必要か
 - 本来守られるべき子ども自身の権利を侵害されている可能性がある。不安や不満を抱いていても言い出せない子どももいる。
2. 本ガイドラインにおけるヤングケアラーへのアセスメントの位置付け
 - より多くの視点からヤングケアラーの把握が進むよう、アセスメントツールの活用、展開がされていくことが望まれる。
3. ヤングケアラーを把握するためのアセスメント
 - 「子どもと関わりのある第三者でも気付ける可能性のある子どもの様子・状況」をアセスメント項目として整理。
4. ヤングケアラーへの支援における留意点
 - 支援の必要性について、子ども自身が理解・納得できる説明等の向き合い方が重要。
5. ヤングケアラーの早期発見・対応に向けた取組と今後の課題
 - ヤングケアラーの概念自体の認知度がまだまだ低い、ヤングケアラーに対する正しい理解の啓発

○アセスメント項目の構成



※アセスメント項目の例

1. 本来守られるべき「子どもの権利」が守られているか
 - 必要な病院に通院・受診できていない、服薬できていない
 - 保健室で過ごしていることが多い
 - 幼いきょうだいの送迎をしている姿を見かける 等
2. 家族状況はどうか
 - 高齢 幼いきょうだいが多い 障がいがある 親が多忙 等
3. ヤングケアラーである子どもの状況はどうか
 - ・子どもがサポートしている相手
 - ・子ども自身がサポートに費やしている時間 等
4. 子ども本人の認知や意向
 - ・子ども自身が「ヤングケアラー」であることを認識しているか
 - ・家族の状況やサポートをしていることについて、誰かに話しているか 等

平成30年度「ヤングケアラーの実態に関する調査研究」

実施機関(平成30年度): 三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社

○市区町村の要保護児童対策地域協議会に登録されている児童のうち、ヤングケアラーに関して調査実施。

※ヤングケアラー 本来大人がやると想定されるような家事や家族の世話などを日常的に行っている18歳未満の子ども(障害や病気の
ある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている、幼いきょうだいの世話をしている、等)

○回答のあった自治体: 256自治体

○回答のあった自治体の要対協に登録されているケース数: 71,174件

うち、ヤングケアラーに該当すると思われる児童数: 1,782ケース(全体の2.5%)

○詳細が把握できたヤングケアラー(906人)について

・世帯の状況 生活保護世帯が30%

・要対協に登録されている理由: 虐待(ネグレクト)が半数
・学年

小学生	中学生	高校生	その他
33%	43%	15%	8%

・要対協に登録された経緯(発見者): 学校 約40%

・子どもにみられる影響(複数回答)

- ・学校等にあまり行っていない 約31%
- ・学校に行っているが、学業が振るわない等何らかの支障がある 約27%
- ・学校生活に支障が見られない 約29%

・ケア対象者の状況

ケア対象者		ケア対象者の状況 (複数回答)	
きょうだい	73%	幼い	60%
		知的障害	10%
		発達障害	10%
母親	47%	精神障害	50%
		依存症	10%

令和2年度「児童虐待防止推進月間」の主な取組について



オレンジリボンには子ども虐待を防止するというメッセージが込められています。

- 平成16年度から毎年11月を「児童虐待防止推進月間」と位置付け、児童虐待問題に対する社会的関心の喚起を図るため、自治体、関係府省庁、関係団体等と連携した集中的な広報・啓発活動を実施。
- 月間の開始にあたり、毎年閣議において厚生労働大臣から各大臣に対し、月間への積極的な協力と「オレンジリボン・バッジ」の着用を依頼（閣議日：10月30日（金））。

1 「子どもの虐待防止推進全国フォーラム」オンライン開催（令和3年度の予定については別紙1参照）

令和2年11月29日（日）に無観客でのオンラインフォーラムを開催。

（新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、「子どもの虐待防止推進全国フォーラム in こうち」は中止）

2 「児童虐待防止推進月間」標語の募集・決定・公表

全国から募集した応募作品の中から最優秀作品を選出し、厚生労働大臣賞を授与。当該標語は、厚生労働省や自治体等が作成する各種広報媒体に掲載。

【令和2年度最優秀作品】「189（いちはやく） 知らせて守る こどもの未来」

3 広報・啓発物品の作成、全国配布 【参照】 <https://no-taibatsu.jp/>

児童相談所虐待対応ダイヤル「189（いちはやく）」及び「体罰等によらない子育て」等の普及・啓発を図るポスター・リーフレット等を作成し、全国の自治体、関係機関、関係団体等に配布。

4 各種メディアの活用等による広報啓発

インターネット・SNS等や政府広報を活用し、児童相談所虐待対応ダイヤル「189（いちはやく）」及び「体罰等によらない子育て」等の周知・啓発を図る。



東京スカイツリーをオレンジリボン運動のイメージカラーであるオレンジ色に特別ライトアップ

（画像はイメージ）

5 東京スカイツリー®のオレンジライティング

全国の自治体においてもライトアップ、横断幕の掲揚等の取組を実施。

6 自治体・関係団体等の取組の取りまとめ・公表

自治体、関係団体、関係府省庁における児童虐待防止に向けた広報・啓発活動の実施状況を取りまとめ、厚生労働省ホームページ等で公表。

（例：イベントの開催、啓発物品の作成・配布、民間企業等とタイアップした企画の実施 等）

令和3年度「子どもの虐待防止推進全国フォーラム」の開催について

別紙 1

- 児童虐待問題に対する理解を国民一人一人が深め、主体的な関わりを持てるよう、毎年、児童虐待防止推進月間に合わせ、厚生労働省が主催、開催地自治体が共催となって「子どもの虐待防止推進全国フォーラム」を開催。

【令和3年度開催予定】

子どもの虐待防止推進全国フォーラム in 福岡（仮称）

日程： 令和3年11月某日

会場： 福岡県（※新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況に応じて、人数制限やオンライン開催等の措置を講じる）

内容： 児童虐待対策をテーマとした基調講演、分科会、
「児童虐待防止推進月間」標語最優秀作品の表彰 等

【令和2年度開催実績】

子どもの虐待防止推進全国フォーラム（オンライン）

日程： 令和2年11月29日（日） 14時 ～ 16時30分

会場： インターネット配信（新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため）

テーマ： 「体罰等によらない子育てのために～みんな子育てを支える社会に～」

内容： 基調講演、パネルディスカッション、トークセッション 等

<https://no-taibatsu.jp/forum/>（アーカイブ閲覧可） ※令和3年3月31日まで

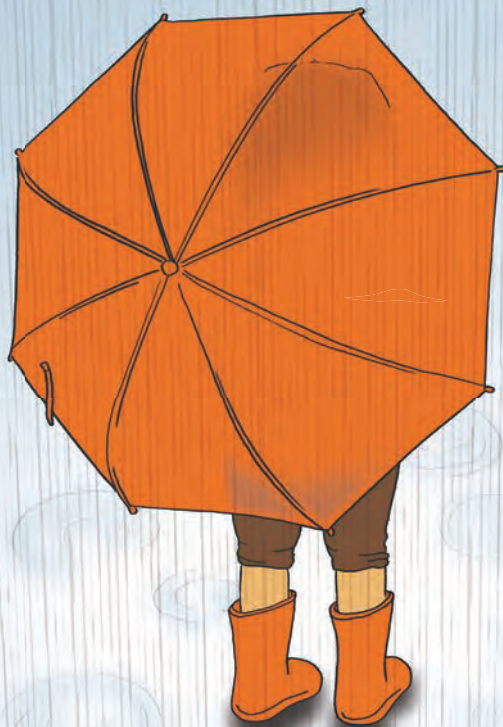


（参考）これまでの開催(共催)地

平成17年	埼玉県さいたま市
平成18年	静岡県静岡市
平成19年	熊本県熊本市
平成20年	滋賀県大津市
平成21年	新潟県妙高市
平成22年	広島県広島市
平成23年	東京都世田谷区
平成24年	北海道札幌市
平成25年	大分県別府市
平成26年	和歌山県和歌山市
平成27年	神奈川県横浜市
平成28年	福井県福井市
平成29年	高知県高知市 ※台風の影響により中止
平成30年	宮城県仙台市
令和元年	鳥取県倉吉市
令和2年	高知県高知市 ※インターネット配信

子ども虐待防止オレンジリボン運動 公式ポスターデザイン コンテスト 2021

「子ども虐待防止オレンジリボン運動」を広めるための
啓発ポスターのデザインを広く募集いたします。



「だいじょうぶ♪」

本当に大丈夫？



子ども虐待防止
オレンジリボン運動

オレンジリボン運動とは、
子ども虐待防止のシンボル
マークとしてオレンジリボン
を広めることで、子どもへ
の虐待をなくすことを呼び
かける市民運動です。

「NPO法人児童虐待防止
全国ネットワーク」が総合
窓口を担っています。

作品募集

応募
締切

2021年3月22日(月)まで

主催

認定NPO法人 児童虐待防止全国ネットワーク

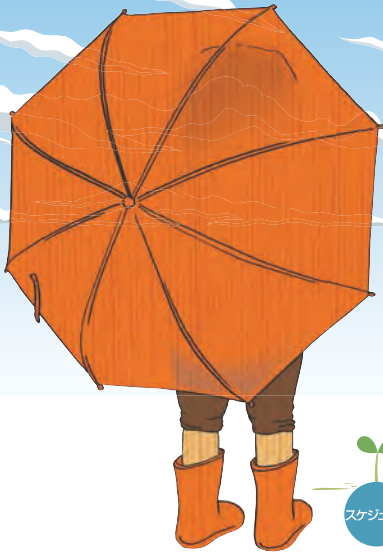
後援

内閣府、文部科学省、厚生労働省、東京都、一般社団法人日本子ども虐待防止学会、公益財団法人 SBI 子ども希望財団、
読売新聞社、全国社会福祉協議会、全国児童養護施設協議会、全国乳児福祉協議会、全国母子生活支援施設協議会、
全国保育協議会、全国保育士会、全国自立援助ホーム協議会(予定)

“オレンジリボン運動”で検索してください。 [オレンジリボン運動](#)

検索

子ども虐待防止オレンジリボン運動 公式ポスターデザイン コンテスト 2021



募集要項

公式ポスターの部	最優秀賞	1名	賞金 10万円、表彰盾
	優秀賞	1名	賞金 3万円、表彰盾
	オレンジリボンサポーター賞	1名	賞金 3万円、表彰盾
特別賞	企業・団体賞(共催企業、団体毎)		記念品、表彰盾
参加賞	1次審査通過者	150名	公式オレンジリボングッズ贈呈



応募形態

- B2タテのポスター
- イラストレーター、Photoshop等を使用して制作
- jpgまたはPDFで応募

応募締切

2021年3月22日(月)
24時まで

応募方法

※必ずお読みください

コンテスト詳細・応募方法は、

オレンジリボン運動 **検索**

オレンジリボン運動ホームページより
コンテストのバナーをクリック

※専用フォームからご応募ください



お問合せ

認定NPO法人
児童虐待防止全国ネットワーク
公式ポスターコンテスト事務局
〒156-0043 東京都世田谷区松原1-45-10
KTスクエア4B
E-MAIL: info@orangeribbon.jp

使用用途

最優秀作品については、児童虐待防止全国ネットワークが使用する2021年度啓発ポスター・チラシ等に使用いたします。
また、特別賞として各共催より選ばれた作品は、その企業・団体が子ども虐待防止啓発活動で独自に使用いたします。

審査委員

駿河台大学メディア情報学部 教授 城井 光広氏
株式会社電通 クリエイティブディレクター 吉田 豊氏
全国児童養護施設協議会 会長 桑原 教修氏
読売新聞東京本社 社会保障部 部長 山崎 貴史氏
認定 NPO 法人児童虐待防止全国ネットワーク 吉田 恒雄

※特別賞は各共催企業・団体様にて選定いたします。



2020年度受賞者のコメント

【2020年度 受賞結果はこちらから】 <http://www.orangeribbon.jp/info/npo/2020/06/2020-2.php>



最優秀賞

はらだ かずほ
原田 一穂 さん

この度は素晴らしい賞をいただき、ありがとうございます。児童虐待という大きな社会問題に対して関心を持っていたつもりでしたが、制作にあたり現状や課題を調べていく過程で、自分がきちんと向き合っていなかったことに気が付かされました。虐待のない社会になることを願っております。

優秀賞



のち かずま
野口 主磨さん

オレンジリボンサポーター賞



たにもと ひなこ
合許 日菜子さん

子ども虐待防止オレンジリボン運動

中学生の
みなさん
(小学生もOK)

公式ポスター コンテスト

ユース部門

作品募集

募集テーマ

子ども虐待防止と
相談について



ユース最優秀賞 1名 図書カード2万円、表彰盾

ユース優秀賞 2名 図書カード1万円、表彰盾

参加者全員に記念品プレゼント

応募
締切

2021年3月22日(月)

消印
有効

6月下旬 表彰式

7月中

HPにて発表

作成例

・キャッチコピー例

暴力はダメ

・リード文例

一人でなやまず、まずは周囲の人へ
相談を！

・キャッチコピー例

秘密は守られます

・リード文例

一人で抱えこまず、189へ相談を

リード文



キャッチコピー



●オレンジリボン公式ポスターコンテスト2020
ユース賞(蟹江実桜さん)



●オレンジリボン公式ポスターコンテスト2020
応募作品

応募形式

手描きした画用紙での応募

- A3、または四つ切(38.2×54.2cm)画用紙、縦型で作成してください。
- 画材は自由

オレンジリボン運動とは

「子どもへの虐待をなくしたい」という気持ちのもとに、子どもたちの明るい未来を示すオレンジ色を使ったリボンをシンボルマークとし、虐待をなくすことを呼びかける市民運動です。

応募方法

コンテスト詳細・応募方法は
オレンジリボン運動ホームページ
<http://www.orangeribbon.jp/>より



電子データでの
応募について

イラストレーター等を使用し、電子データとしてご応募いただく場合は、HPの一般部門の応募フォームよりご応募いただき、備考欄に「ユース希望」と記載してください。

主催 認定NPO法人 児童虐待防止全国ネットワーク

後援

内閣府、文部科学省、厚生労働省、東京都、一般社団法人日本子ども虐待防止学会、公益財団法人SBI子ども希望財団、読売新聞社、全国社会福祉協議会、全国児童養護施設協議会、全国乳児福祉協議会、全国母子生活支援施設協議会、全国保育協議会、全国保育士会、全国自立援助ホーム協議会(予定)

お問い合わせ 認定NPO法人 児童虐待防止全国ネットワーク公式ポスターコンテスト事務局

〒156-0043 東京都世田谷区松原1-45-10 KTスクエア4B
E-MAIL: info@orangeribbon.jp

2020年度 受賞結果はこちらから

<http://www.orangeribbon.jp/info/npo/2020/06/2020-2.php>

—435—

または オレンジリボン運動

検索



「里親月間（里親を求める運動）」について

1. 目的

厚生労働省及び関係団体が主唱し、毎年10月を「里親月間（里親を求める運動）」と定め、都道府県、指定都市、児童相談所設置市が管内市町村や、児童福祉施設、里親支援機関、各地域の里親会や社会福祉協議会等の関係機関並びに関係団体の協力を得ながら、①地域の実情に応じて里親制度に関する広報活動を展開、②新規里親の開拓を行うなど里親委託を促進、③里親家庭において適切な養育を確保し里親を孤立させないよう里親支援の充実を図り、併せて、④里親組織の育成等に取り組みることにより、里親制度の一層の推進を図ることを目的とする。

2. 主唱・協力

主唱：厚生労働省、公益財団法人全国里親会、一般社団法人日本ファミリーホーム協議会

協力：都道府県、指定都市、児童相談所設置市、市町村、社会福祉法人全国社会福祉協議会、全国児童養護施設協議会、全国乳児福祉協議会、全国母子生活支援施設協議会、全国児童自立支援施設協議会、全国児童心理治療施設協議会、全国自立援助ホーム協議会、全国児童家庭支援センター協議会、公益財団法人日本財団、全国児童相談所長会、全国民生委員児童委員連合会、全国保育協議会、公益社団法人全国私立保育園連盟、社会福祉法人日本保育協会、公益社団法人日本PTA全国協議会、一般財団法人児童健全育成推進財団、全国各地域活動連絡協議会、NPO法人子育てひろば全国連絡協議会

3. 取組方針

月間期間中、以下の基本的な方針により取り組む。

- (1) 里親制度の普及啓発の強化を図り、児童福祉関係機関・施設はもとより病院や学校、企業・事業所、地域住民等への理解を促すことにより、社会全体で里親を支援する気運づくりを行う。
- (2) 新規里親を積極的に開拓するとともに、併せて未委託里親への委託を進めるなど、里親委託数を増加させる。
- (3) 里親等への研修等を充実し、里親の養育技術の一層の向上を図る。
- (4) 児童相談所、里親支援機関、児童家庭支援センター等による里親支援の一層の拡充を図る。
- (5) 里親組織等を育成するとともに、活動の活性化を図る。

令和2年度の里親制度の広報啓発

事業内容

里親制度等の普及促進を図るため、年間を通じて、毎年10月に実施する里親月間（里親を求めめる運動）においてには特に集中的に、様々な広告媒体を活用した広報啓発を実施。

令和元年度

1. インターネット等を活用した広報の実施

- ① **里親制度に関する特設サイトの開設**
里親制度の基本情報や里親制度啓発動画、インタビュー記事（里親、元委託児童等）等の掲載
- ② **インターネット広告等の実施**
TwitterやYahoo!等に広告を掲載し、特設サイトへ誘導

2. BSテレビCMの放映

10月の里親月間に合わせて、BSテレビでCMを放映

3. 新聞広告の実施

9月30日の読売新聞夕刊、10月1日の読売新聞朝刊に広告を掲載

4. ポスター、リーフレットの配布・掲示

発送部数：ポスター約3万5千部、リーフレット約65万部
配布先：自治体、公共交通機関等

令和2年度

1. LINEやインターネット等を活用した広報の実施

- ① **里親制度に関する特設サイトの開設**
里親制度の基本情報や里親制度啓発動画、インタビュー記事（里親、里親支援に従事されている方、元委託児童等）等の掲載
- ② **LINEを活用した広報の実施**
LINEアプリやLINE NEWS等に広告を掲載し、特設サイトへ誘導
- ③ **インターネット広告等の実施**
TwitterやYahoo!、Google等に広告を掲載し、特設サイトへ誘導

2. 地上波テレビCMの放映

10月の里親月間に合わせて、地上波テレビでスポットCMを放映

3. 新聞広告の実施

10月1日の朝日新聞朝刊に一面広告を掲載

4. シンポジウムの開催

10月10日に里親や有識者等が登壇するシンポジウムを開催

5. ポスター、リーフレットの配布・掲示

発送部数：ポスター約2万部、リーフレットはデジタル化
配布先：自治体、公共交通機関等

6. 映画「朝が来る」とのタイアップ

映画「朝が来る」とタイアップした広報を実施
（タイアップポスター及び特設サイトを開設）

7. 政府広報テレビ・ラジオによる広報の実施

10月の里親月間に合わせて、政府広報テレビ及びラジオを通じて里親制度の特集を放送

予算額

里親制度等広報啓発事業費補助金

【令和2年度予算】

81百万円



【令和3年度予算概算要求額】

210百万円

2

LINEやインターネット等を活用した広報の実施

広報内容

テレビ等をあまり視聴することのない方も含め、**多くの方が利用するLINE**（月間約8,400万人利用）や**Twitter**（月間約4,500万人利用）を活用した広報のほか、**Yahoo!**等のインターネット広告を活用した広報を実施。

イメージ図

里親広報 特設サイト

《トップページ》



《LINEアプリ》



※LINE関連アプリ（LINEマンガやLINEウォレットなど）でも同様の広報を実施

《インターネット広告》



※GoogleやTwitterも同様の広報を実施

《里親の種類を紹介》

さまざまな迎え入れ方があります

養育里親

18歳未満の子どもを、家庭に居るまでの間や自立するまでの間、養育します。期間は1年以内の短期の場合もあれば、それ以上の長期の場合もあります。

養子縁組里親

養子縁組を結ぶことが前提です。養子縁組が成立するまでの間、里親として一緒に生活します。

季節・週末里親

週末や長期休暇などに、数日から1週間ほど子どもを養育します。平日は子どもとの時間が取れない人や、最初から長期で養育するのが不安な人などに向いています。

《養育費に関する支援の紹介》

養育費が支給されます

子どもを育てるために必要な生活費、教育費、医療費などが支給されるので、安心して養育できます。

里親手当

1人あたり 9万円/月

生活費

乳児 約6万円/月
乳児以外 約5万2千円/月

※養育里親の場合。
※その他、教育費や医療費なども支給されます。

テレビCM等を活用した広報の実施

広報内容

日常的に接触頻度が多く、社会的影響力があるテレビCM等を活用し、より広く国民に制度の情報を発信することで里親制度の社会的認知の底上げを図る。

地上波TVCM（令和2年度新規）

- エリア：関東ローカル
- 放送時期：令和2年10月1日～31日（里親月間）
- 秒数：1回当たり15秒
- エリア人口：関東地区世帯数19,866千世帯
関東地区人口43,115千人

《CMイメージ》



政府広報(TV番組,ラジオ)

《政府広報テレビ》

①番組情報

- ・番組名：「宇賀なつみのそこ教えて！」
- ・放送局：BS朝日
- ・放送日時：10月16日（金）18:00～18:30
（再放送：10月23日（金）18:00～18:30）

②放送内容

1. 有識者の方による里親制度の説明（趣旨や里親への支援、研修等について）
2. 現役里親（共働き世帯）の方への取材
3. 里親に対する様々な支援を実施しているフォスタリング機関への取材
4. 里親家庭で育った方への取材



《政府広報ラジオ》

①番組情報

- ・番組名：「柴田阿弥とオテンキのりのジャパン5.0」
- ・放送局：文化放送をはじめNRN系列
全国19局ネット
- ・放送日時：10月18日（日）
12:20～12:35

（※）曜日・時間は放送局によって異なる。

②放送内容

1. 里親制度の趣旨や目的について
2. 里親になるための条件や手続き等について
3. 里親の種類や特別養子縁組制度との違いについて
4. 里親が養育する際に受けられる支援や里親手当等について



ポスター・リーフレットの配布・掲示による広報の実施

広報内容

- ・首都圏の公共交通機関（一部）にポスターを掲示
- ・都道府県を通じて、全国の公共施設・公共機関でポスター・リーフレットを掲示や配布を依頼。

＜ポスター＞



＜リーフレット＞



養育費が支給されます

子どもを育てるために必要な生活費、教育費、医療費などが支給されるので、安心して養育できます。

里親手当	9万円/月
1人あたり	
生活費	約6万円/月
乳児	
乳児以外	約5万2千円/月

※養育期間の場合、養子の他、教育費や医療費なども支給されます。

＜表面・裏面（制度概要）＞

- ・里親の種類
- ・里親になるまでの流れ
- ・里親への支援
- ・里親手当

＜中面（インタビュー記事）＞

- ・共働きで里親をされている方
- ・里親家庭で育った方
- ・里親を支援している方（フォスタリング機関）
- ・有識者の方

その他、令和2年度新規に取り組み広報について

広報内容

- ・里親制度及び特別養子縁組制度の関心層に直接的アプローチを行う場としてシンポジウムの開催
- ・「特別養子縁組制度」が題材の映画とタイアップした広報の実施

シンポジウムの開催

子どもたちにあたかな「家庭」を
参加費無料
オンライン中継あり

**厚生労働省
里親制度・特別養子縁組制度
シンポジウム**

日時 **10月10日** 13:00～15:30 (12:30開場)

会場 浜離宮朝日ホール (定員 150名様 (中国は 250名様))
小ホール (東京・会場)

【1部 13:10～14:00】**「里親」の輪を広げるには**
斎藤直巨さん・竜さん(現役里親)
林 浩康さん
眞鍋かをりさん(タレント)

【2部 14:15～15:30】**「特別養子縁組」という家族の形**
14:15～14:30 特別解説 林 浩康さん
14:30～14:50 スペシャルトーク 河瀬直美さん(映画監督)・セシヤ出演
14:50～15:20 パネルディスカッション
【多様な家族の形を受け入れる社会に】
武内由紀子さん(タレント/女優)
小川多鶴さん(アクロスジャパン代表)
林 浩康さん

映画「朝が来る」とのタイアップ

「里親制度」や「特別養子縁組制度」を効果的に周知するために、タイアップポスターの作成及び特設サイトを開設

※河瀬直美×辻村深月：感動ミステリー映画化。



子どもを育てたいと願うあなたへ
～温かい家庭を必要とする子ども達がいま～



児童相談所相談専用ダイヤル

【0570-783-189(夜やる、いちはやく)】

《第1部 (里親制度)》 《第2部 (特別養子縁組制度)》

- ・制度解説
- ・パネルディスカッション (登壇者)
 - ・現役里親
 - ・日本女子大学 林浩康教授
 - ・眞鍋かをりさん
- ・制度解説
- ・河瀬直美監督のビデオメッセージ
- ・パネルディスカッション (登壇者)
 - ・武内由紀子さん
 - ・民間あつせん機関職員
 - ・日本女子大学 林浩康教授

特別養子縁組制度の普及啓発について

「特別養子縁組制度とは？」

さまざまな事情により、生みの親が育てることができない子どもたちがいます。親を必要としている子どもを家族として家庭に迎え、自分の子どもとして育てる制度を「特別養子縁組制度」といいます。子どもが生産にわたり、安定した家庭生活を送るための制度です。

養子縁組・里親制度との違い

	養子縁組制度	
	特別養子縁組	普通養子縁組
戸籍の表記	養子(養女)	養子(養女)
子どもの年齢	原則として25歳未満 (未成年者として保護されている場合を除く)	制限なし (成年後見制度の対象外)
育ての親の年齢	原則として25歳以上の者 (ただし、一方が25歳未満の場合、25歳以上の者)	20歳以上
縁組の成立	審判審判所が決定	育ての親と子どもの親族等 (子どもが15歳以上のときは子ども本人)の合意
関係の解消(離縁)	原則として認められない	認められる 自立するまでの親の元に戻る

養子縁組あせせん機関一覧(一部不掲載機関あり)

特別養子縁組を中介する機関として、行政機関である児童相談所のほか、民間のあせせん機関(児童養育機関)があります。令和元年10月1日現在、都道府県単位の許認可を取り活動している民間の事業者は全国に21団体あり、生みの親と養育する子どもと育ての親になりたくない児童をマッチングし、様々なサポートを行っています。養子縁組の条件や審査内容は団体によって異なるので、説明会に参加するなどして自分たちの考えにあった団体を選ぶことが大切です。

都道府県	事業者名	電話番号	ウェブサイト URL
北海道	医療法人社団弘明会 養育科養子縁組科	0165-22-6125(代)	http://nori-hosp.jp
	医療法人財団日本赤十字社札幌マニチー・ウイメンズセンター	011-804-7077	https://www.smwh.or.jp/ido/phon/
	特定養子活動法人 NPO Babyはびと	0120-585-931	https://babyrocket.net/
茨城県	医療法人きずな会 さくまこまっぴんぐクリニック	048-522-5571	https://landing-s.jp/info/info10908.html
	認定特定養育活動法人 星の会	法人：03-3951-7270 星の会の方：0120-978-513	http://wa-no-his.jp
	一般社団法人 アクロス・ハイム	080-3810-3838	https://www.acrossjapan.org/
	社会福祉法人 日本国際社会事業団	03-5840-5711	http://www.isaj.org
東京都	特定養育活動法人 フローレンス	03-4531-5610	https://engimi.flourence.or.jp/
	一般社団法人 ベアホープ	042-420-6625	https://bearhope.org/
滋賀県	医療法人財団 株式会社レディスクリニック	0749-21-5229	http://www.jinno-ic.com/nri/gemai3.htm?mode=pc
大阪府	公益社団法人 家庭養育促進協会 大塚事務所	06-6762-5239	http://snohe-osaka.com/
兵庫県	公益社団法人 家庭養育促進協会 神戸事務所	078-341-5046	http://snohe-main.jp/wpi/
和歌山県	特定養育活動法人 スターサポート	0736-36-5500	https://www.starsupport.net
岡山県	一般社団法人 岡山県ベビー救済協会	086-250-2382	http://www.okayama-g.jp
広島県	医療法人 西野養育クリニック	082-242-1505	-
山口県	医療法人社団 豊田中病院	0834-32-2000	https://nshinshon.jp/
熊本県	医療法人社団 豊田中病院 中城養育課	(代番)096-732-2995	http://www.fukuoka-hp.or.jp
	特別養子縁組部門		http://fukui-hp.co.jp/engime/
熊本県	医療法人 聖徳会 慈恵病院	096-355-6131	http://www.okmra.net
沖縄県	一般社団法人 おきなわ子ども未来ネットワーク	098-489-7301	



特別養子縁組制度とは？

さまざまな事情により、生みの親が育てることができない子どもたちがいます。親を必要としている子どもを家族として家庭に迎え、自分の子どもとして育てる制度を「特別養子縁組制度」といいます。子どもが生産にわたり、安定した家庭生活を送るための制度です。



家族と離れて暮らす子ども
親元を離れて暮らす子どもは、約6500人。



子どもの成長にいい影響を
毎日の大人との生活の中で培われることにより、養育者
の愛情と信頼を養育することがあります。

特別養子縁組制度について知りたい

「特別養子縁組制度」特設サイト

<https://ybs.yomiuri.co.jp/mh/w/kaoku/>



特別養子縁組制度に興味がある

お近くの児童相談所にお問い合わせください

児童相談所 0570-783-189



お近くの児童相談所にお問い合わせください

児童相談所 0570-783-189



「特別養子縁組制度」特設サイト

<https://ybs.yomiuri.co.jp/mh/w/kaoku/>

不妊治療関連施策とあわせて実施する里親制度や特別養子縁組制度の普及啓発等

<検討課題>

子どもを持ちたいと願う家庭の選択肢として、早い段階から里親制度や特別養子縁組制度に興味・関心を持っていただけよう、不妊治療への支援拡充と併せて、不妊治療医療機関などにおける、里親・特別養子縁組制度の普及啓発等を強化。

※特別養子縁組とは、実親（生みの親）との法的な親子関係を解消し、養親（育ての親）との新たな親子関係を結ぶ制度。

<対応方針>

現 状

- ✓ 広く一般に対して里親・特別養子縁組制度の普及啓発を実施。

(厚生労働省の普及啓発ポスター)



- ✓ 子どもを持ちたいという願いを叶える選択肢の一つとして、不妊治療を受けている方に対して、里親・特別養子縁組制度をご案内する取組は不妊治療医療機関等において殆ど無い。

今後の取組の方向性

令和2年度中

- ✓ 里親・特別養子縁組制度に関する不妊治療を受けている方への意識調査や、不妊治療医療機関における不妊治療を受けている方への制度のご案内の仕方に関するパイロット研究を実施。

令和3年度以降

- ✓ 不妊治療医療機関や不妊専門相談センター等において、
 - ① 不妊治療を受けている方に対する制度のご案内の推進
 - ② スタッフが制度を正しく理解するための研修やマニュアル整備の推進
- ✓ 不妊治療医療機関や不妊相談専門センター、婦人相談所、児童相談所、民間団体等のネットワークを構築

児童扶養手当制度の概要

<p>1. 目的 離婚によるひとり親世帯等、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について手当を支給し、児童の福祉の増進を図る（平成22年8月より父子家庭も対象）。</p>	
<p>2. 支給対象者 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童（障害児の場合は20歳未満）を監護する母、監護し、かつ生計を同じくする父又は養育する者（祖父母等）。</p>	
<p>3. 支給要件 父母が婚姻を解消した児童、父又は母が死亡した児童、父又は母が一定程度の障害の状態にある児童、父又は母の生死が明らかでない児童などを監護等していること。</p>	
<p>4. 手当額 月額（令和3年4月からの見込額） 加算額（児童2人目） （児童3人目以降1人につき）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 全部支給：43,200円 ・ 一部支給：43,190円～10,190円 ・ 全部支給：10,200円 ・ 一部支給：10,190円～5,100円 ・ 全部支給：6,120円 ・ 一部支給：6,110円～3,060円 	
<p>5. 所得制限限度額（収入ベース） ※前年の所得に基づき算定。 ・ 全部支給（2人世帯） 160万円 ・ 一部支給（2人世帯） 365万円</p>	<p>6. 支払期月 ・ 1月、3月、5月、7月、9月、11月</p>
<p>7. 受給者数（令和2年3月末現在（概数値）） 901,391人（母：851,390人、父：45,926人、養育者：4,075人）</p>	
<p>8. 予算額（国庫負担（1/3）分） 令和3年度予算案 1,575.8億円</p>	
<p>9. 手当の支給主体 支給主体：都道府県、市及び福祉事務所設置町村</p>	
<p>10. 改正経緯 ①多子加算額の倍増（平成28年8月分手当から実施） ②全部支給の所得制限限度額の引き上げ（平成30年8月分手当から実施） ③支払回数を年3回から年6回に見直し（令和元年11月分手当から実施） ④ひとり親の障害年金受給者についての併給調整の方法の見直し（令和3年3月分手当から実施）</p>	

児童扶養手当と障害年金の併給調整の見直し

【見直しの趣旨】

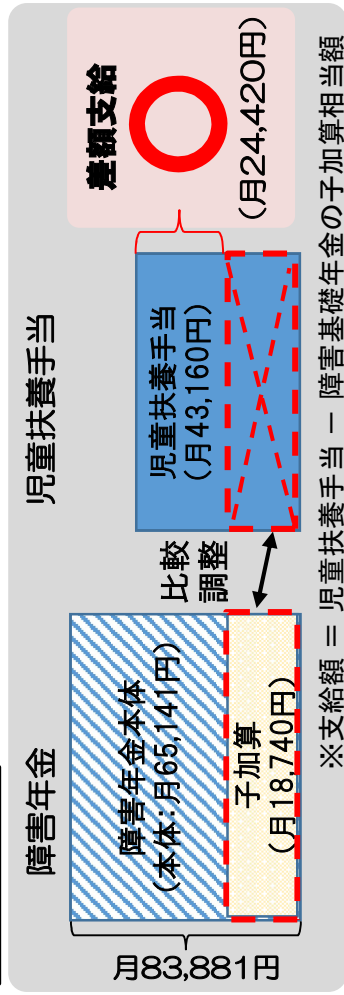
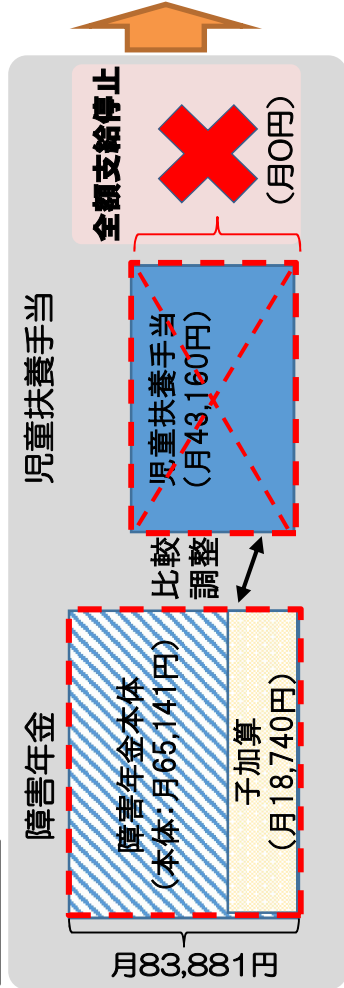
- ひとり親の障害年金受給者は、現行制度では、障害年金額が児童扶養手当額を上回ると児童扶養手当を受給できない。
- このため、児童扶養手当と障害年金の併給調整の方法を見直すことにより、ひとり親の障害年金受給者が児童扶養手当を受給できるようになる。

【見直し内容】(令和3(2021)年3月施行)

- 障害基礎年金の受給者について併給調整の方法を見直し、**児童扶養手当の額と障害年金の子の加算部分の額との差額を受給**することができるようにする。

現行 : 児童扶養手当が支給されない

見直し後 : 児童扶養手当を一部支給※できるようにする



【参考】これまでの経緯

- ▶ 昭和36年 児童扶養手当制度創設【母子福祉年金の補完的的制度】
→ 離婚等による世帯の「稼働能力の低下に対する所得保障」。公的年金と同一の性格であり、原則併給不可。
- ▶ 昭和60年 児童扶養手当法改正【福祉制度※へ見直し】 ※母子家庭の生活の安定と自立の促進を通じて児童の健全育成を図る福祉制度
- ▶ 平成26年 児童扶養手当法改正【公的年金との併給調整の見直し】
→ 基本的な考え方は維持しつつ、受給者等の年金額が児童扶養手当額を下回る場合に、差額分の児童扶養手当を支給。
- ▶ 現在指摘されている課題
→ 障害年金を受給しているひとり親家庭は、就労ができなくとも、障害年金額が児童扶養手当額を上回ると児童扶養手当を受給できなくなることから、障害年金と児童扶養手当の併給を可能とすべき。
(参考1) ひとり親の障害年金受給者の状況 (厚生労働省「平成26年年金制度基礎調査(障害年金受給者実態調査)」(特別集計))
働きたたくても働けない割合: 54.3%、働いていても就労収入100万円以下の割合: 59.0%
(参考2) ひとり親の状況 (厚生労働省「平成28年度全国ひとり親世帯等調査」)
就業状況: 81.8%(母子世帯)・85.4%(父子世帯)、平均年間収入: 243万円(母子世帯)・420万円(父子世帯)

はたらく母子家庭・父子家庭応援企業表彰

ひとり親家庭を応援！

就業支援に積極的に取り組む企業・団体を募集し、表彰します。

募集期間：令和2年12月3日（木）～令和3年1月29日（金）

厚生労働省では、ひとり親家庭に対する自立支援の一環として、母子家庭の母、父子家庭の父の就業支援に積極的に取り組んでいる企業や団体を対象に「はたらく母子家庭・父子家庭応援企業表彰」を実施しています（平成18年～）。

母子家庭の母、父子家庭の父は、子育てと仕事の両立が難しいなどの理由から、就業が困難な状況にあります。この表彰は、雇用する企業側に働きかけることで、母子家庭の母、父子家庭の父が働きやすい環境整備などの取組を促進するとともに、ひとり親家庭支援の社会的機運を高めることを目的とするものです。

受賞企業・団体の発表は、令和3年3月の予定です。

たくさんのご応募をお待ちしております。

募 集 要 項

【募集対象】 下の（１）又は（２）の項目のすべてに当てはまる企業や団体を対象に表彰します。

- （１）母子家庭の母及び父子家庭の父（以下「ひとり親家庭の親」という。）の就業支援に積極的に取り組んでいる企業・団体
- ①ひとり親家庭の親の就業促進について理解があること
 - ②ひとり親家庭の親が継続的に就業可能となっているなど、職場環境が良好であること
 - ③ひとり親家庭の親を相当数雇用していること
 - ④重大悪質な法令違反がないこと及び社会通念上、表彰するにふさわしくないと判断される問題がないこと
 - ⑤過去に本表彰制度に基づく表彰を受賞していないこと
- （２）母子・父子福祉団体等に相当額の事業の発注を行っている企業・団体
- ①母子・父子福祉団体又はひとり親家庭の親に対する年間発注割合が一定以上であること
 - ②重大悪質な法令違反がないこと及び社会通念上、表彰するにふさわしくないと判断される問題がないこと
 - ③過去に本表彰制度に基づく表彰を受賞していないこと

【募集期間】 令和2年12月3日（木）～令和3年1月29日（金）まで

【応募方法】 応募用紙※に必要事項を記入の上、「厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課母子家庭等自立支援室」宛てにFAX、又は郵送（当日消印有効）してください。

※ 応募用紙（公募用）は、同支援室で配付するほか、厚生労働省ホームページにも掲載していますので、ダウンロードしてお使いください。

【お問合せ】 厚生労働省 子ども家庭局 家庭福祉課 母子家庭等自立支援室

住所：〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

電話：03-5253-1111（内線4888） FAX：03-3595-2663

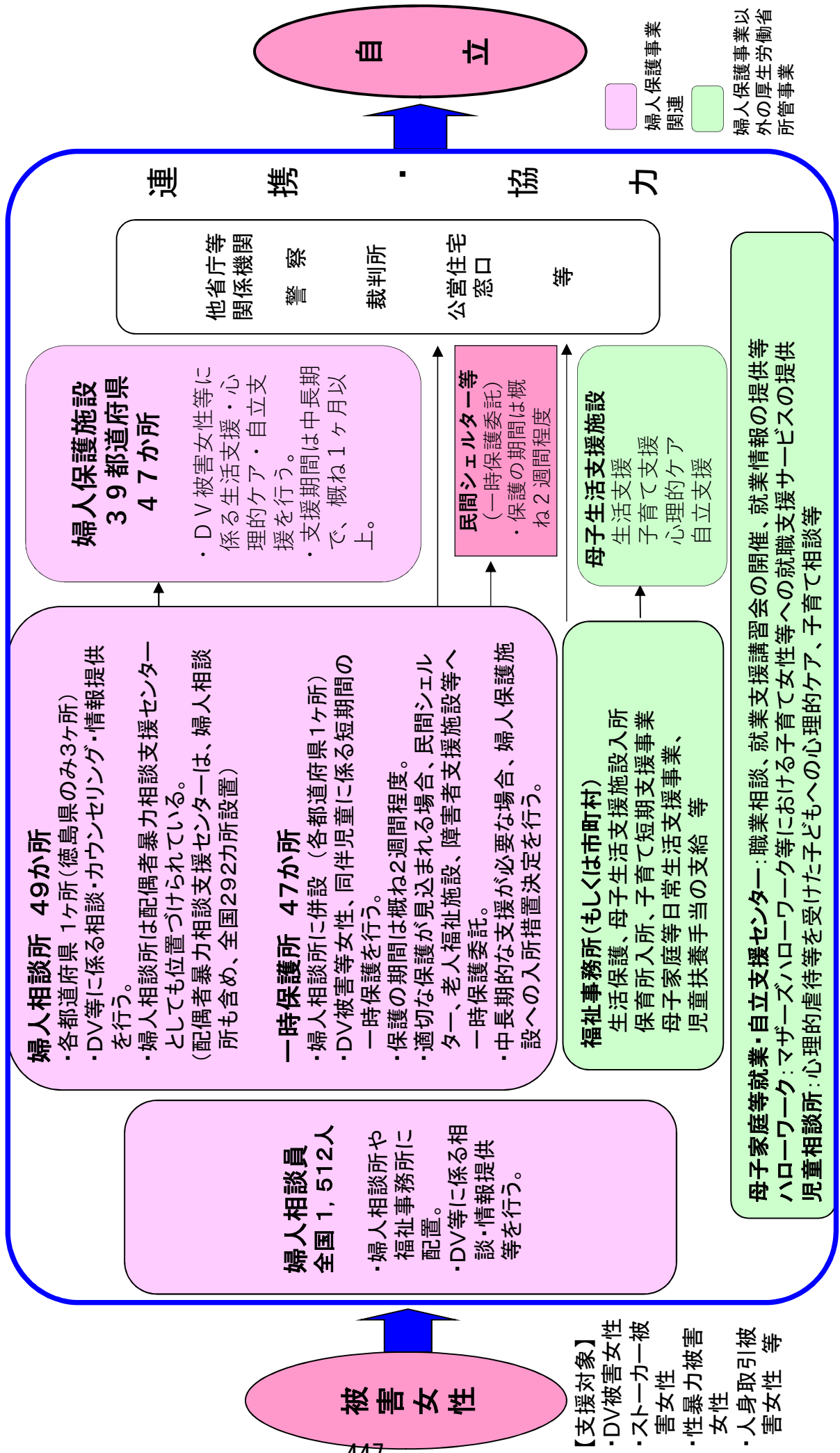
HP：右のQRコードからアクセスできます。

ホームページはこちら→



婦人保護事業の概要

○婦人保護事業関連施設と、ひとり親家庭の支援施策など婦人保護事業以外の厚生労働省所管事業を組み合わせて被害女性の自立に向けた支援を実施。必要に応じ、関係省庁等とも連携して対応。



(注) 婦人相談員、婦人相談所及び婦人保護施設の数 は平成31年4月1日現在。配偶者暴力相談支援センターの数は令和2年4月1日現在

困難な問題を抱える女性への支援のあり方に関する検討会 中間まとめ＜概要＞

第1 婦人保護事業の現状と課題

- 婦人保護事業は、昭和31年制定の売春防止法に基づき、売春を行うおそれのある女子を保護する事業として発足したが、その後支援ニーズは多様化。
- 事業開始当初は想定されなかった、性暴力・性被害に遭った10代の女性への支援や、近年では、A V出演強要、J Kビジネス問題への対応が必要。

第2 婦人保護事業の運用面における見直し

- 婦人保護事業の運用面について、他法他施策優先の取扱いの見直しや、一時保護委託の対象拡大と積極的活用など、10項目の運用面の改善を行うこととされている。

第3 婦人保護事業の見直しに関する新たな制度の基本的な考え方

- (1) 困難な問題を抱える女性を支援する制度の必要性
 - 性差に起因して社会的に様々な困難な問題に直面する女性を対象とした包括的な支援制度が必要。
- (2) 新たな枠組みの必要性
 - 女性が抱える困難な問題は、売春防止法を根拠とした従来の枠組みでの対応は限界。法制度上も売春防止法ではなく、新たな枠組みの構築が必要。
 - 売春防止法の第4章の廃止のほか、その他の規定の見直しも検討すべきだが、時間を要するのであれば、新たな枠組みの構築を急ぐべき。
- (3) 新たな制度の下で提供される支援のあり方
 - 若年女性への対応など、専門的な支援の包括的な提供。
 - 行政・民間団体を通じた多機関における連携・協働を通じた、早期かつ、切れ目ない支援。
 - 婦人相談所（一時保護所）、婦人相談員及び効婦人保護施設の名称を見直し。利用者の実情に応じた必要な支援を柔軟に担える仕組みや体制。
 - 施設入所だけでなく、通所やアウトリーチなど、伴走型支援。未成年の若年女性に対する広域的な情報共有や連携。同伴する児童についての支援対象としての位置付けの明確化。
- (4) 国及び地方公共団体の役割の考え方
 - 国及び地方公共団体の役割や位置付けの明確化。
 - 基本的な方針のもと、都道府県と市町村の各々の役割や強みを活かし、地域の実情に応じた支援体制の計画的な構築。
- (5) 地方公共団体と民間団体の連携・協働のあり方
 - 地方公共団体等と民間団体の連携・協働。
- (6) 教育啓発、調査研究、人材育成等
 - 教育、啓発、調査研究、人材の養成、確保及び資質向上の推進。
- (7) 関連する他制度との連携等のあり方
 - 関連する他制度に基づく支援との連携・調整等を推進する仕組みづくり、法的なトラブルを抱えている場合の専門的な相談窓口への連携等。

第4 今後の対応について

- 新たな制度の構築に向けて、第3の基本的な考え方に沿って、検討を更に加速し、D V防止法等の既存の法体系との関係にも留意しつつ、具体的な制度設計等が進められ、できるだけ早く実現することを強く期待。

※「困難な問題を抱える女性への支援のあり方に関する検討会」は、厚生労働省子ども家庭局長が、有識者等の参集を求め、平成30年7月に設置。中間まとめは、本検討会により、令和元年10月11日に取りまとめられたもの。

乳幼児健康診査 身体診察マニュアル 乳幼児健康診査事業 実践ガイド



目次	総説
第1章	乳幼児健康診査
第2章	1歳6か月児健康診査
第3章	3歳児健康診査
第4章	養育者のメンタルヘルス
第5章	



目次	総論
第1章	標準的な保健指導の基礎
第2章	乳幼児健康診における情報共有と情報活用
第3章	乳幼児健康診の評価の実践
第4章	他職種間で共通に理解すべき情報
第5章	

平成29年度 子ども・子育て支援推進調査研究事業「乳幼児健康診査のため「保健指導マニュアル（仮称）」及び「身体診察マニュアル（仮称）」作成に関する調査研究（国立研究開発法人 国立成育医療研究センター）」

乳幼児身体発育調査の実施

■ 目的

全国的に乳幼児の身体発育の状態を調査し、我が国の乳幼児の身体発育地を定めて、乳幼児の保健指導の改善に資することを目的として実施

■ 企画・解析

乳幼児身体発育調査専門委員会

調査の実施に当たって、調査項目、調査方法、解析方法等について、専門的な観点から検討

乳幼児身体発育調査の実施

集計・解析

■ 結果の活用

- 身体発育曲線（身長、体重、胸囲、頭囲）の作成
 - 運動・言語機能通過率曲線の作成
 - 妊娠中の状況と児の体位等の検討等
- ↓
- 母子健康手帳の身体発育曲線に反映
 - 乳幼児健康診査時の基準として活用
 - 保健指導の現場での活用等

(参考)平成22(2010)年乳幼児身体発育調査の概要

平成23年10月27日結果公表

調査の概要

- 目的：全国的に乳幼児の身体発育の状態を調査し、我が国の乳幼児の身体発育値を定めて乳幼児保健指導の改善に資する
- 調査方法：厚生労働省雇用均等・児童家庭局で企画し、都道府県及び保健所を設置する市に委託
 - ①一般調査：全国の生後14日以上小学校就学前の乳幼児7,652人の生年月日、身長、体重、運動・言語機能、栄養法、母の状況等（原則として乳幼児の一斉健診による集団調査として実施した）
 - ②病院調査：全国の150の産科標準病院で出生し、平成22年9月中にいわゆる1か月健診を受診した乳児4,774人の生年月日、身長、体重、体重大、娩出方法、栄養法、母の状況等

調査結果の概要

○乳幼児身体発育値

乳幼児の年・月齢別の体重及び身長は平成12年の調査に比べて全体的に若干減少していた。

○乳幼児の運動機能・言語機能通過率

乳幼児の運動機能・言語通過率については、平成12年の調査に比べてやや遅い傾向が認められた。

○乳幼児の栄養法について

母乳栄養の割合は、各月齢で平成12年の調査と比べて増加しており、4～5か月児での母乳栄養の割合は、平成12年は35.9%、平成22年は55.8%であった。

○妊娠中の喫煙について

妊娠中の喫煙率は、平成12年の10.0%と比較して平成22年は5.0%に減少していた。

○妊娠中の飲酒について

妊娠中の飲酒率は、平成12年の18.1%と比較して平成22年は8.7%に減少していた。

調査結果に基づく曲線例

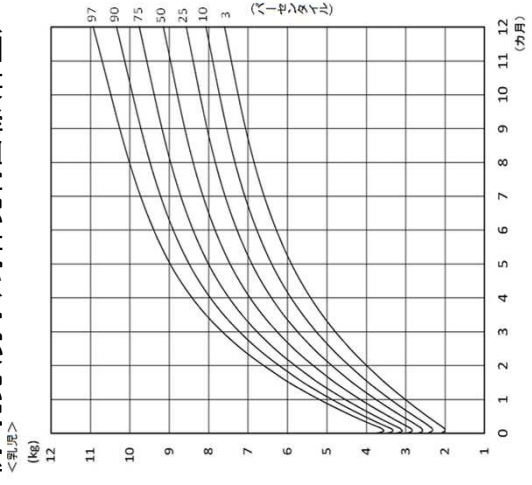
○身体発育曲線

調査結果をもとに身体発育評価のためのパーセンタイル曲線を作成

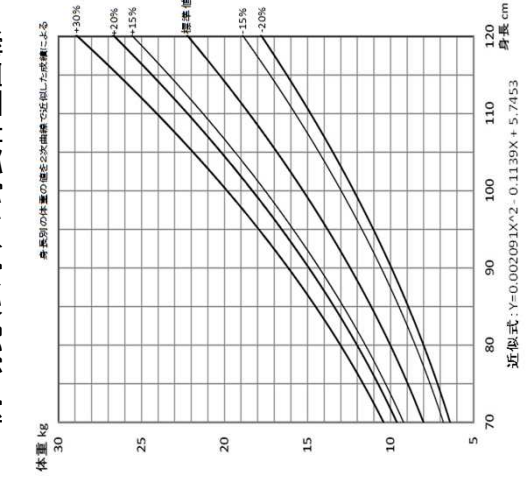
○身長体重曲線

調査結果をもとに肥満判定（やせ及び肥満の評価）のために作成

例：乳児（男子）身体発育曲線（体重）



例：幼児（女子）の身長体重曲線



旧優生保護法について

昭和23年 優生保護法の制定（議員立法）

- ◆ 議員立法により全会一致で成立。
- ◆ 人口過剰問題やヤミ堕胎の増加を背景に、優生思想の下、不良な子孫を出生することを防止するとともに、母性の生命健康を保護することを目的として、優生手術（不妊手術）や人工妊娠中絶等について規定。

平成8年 優生保護法を母体保護法に改正（議員立法）

- ◆ 障害者の権利の実現に向けた取組が進められる中、障害者を差別する優生思想を排除するため、法律名を改正するとともに、遺伝性精神疾患等を理由とする優生手術（不妊手術）及び人工妊娠中絶に関する規定を削除した。

【法の概要及び件数（昭和24年から平成8年）】

- ◆ 遺伝性疾患等を理由とした優生手術（不妊手術）として、本人同意の有無等に基づいて3類型を規定。
- ◆ 本人の同意によらないものは、都道府県に設置された「優生保護審査会」にて、審査・決定。
- ◆ 本法の定めによらない不妊手術は禁止。

本人同意不要		本人同意	
審査会決定	保護者同意 審査会決定	本人同意	
4条	12条	3条	
遺伝性疾患 14,566件	非遺伝性疾患 1,909件	遺伝性疾患等 6,967件	らい疾患 1,551件
約1万6,500件		約8,500件	
約2万5,000件（※）			

（※）「都道府県等における旧優生保護法関係資料等の保管状況調査結果」（平成30年9月6日公表）によれば、各都道府県等において、優生手術の実施に関する資料について個人が特定できる形で保管されていたのは、手術実施が確認できる3,079人を含め、計5,400人であった。

（参考）旧優生保護法第3条に母体保護を理由とする手術の規定があったが、これらは平成8年改正後の母体保護法においても「母体の健康を著しく害するおそれのある」場合として認められている。

- （優生手術の対象疾患の類型）**
- ▶ 4条（医師の申請・審査会決定）
 - 本人の遺伝性の精神病・精神薄弱・顕著な遺伝性身体疾患等を理由とした手術。
 - 医師に申請義務がある。
 - 公益上の必要性が審査要件。
 - ▶ 12条（医師の申請・保護者同意・審査会決定）
 - 本人の非遺伝性の精神病・精神薄弱を理由とした手術。
 - 本人保護の必要性が審査要件。
 - ▶ 3条（本人同意・医師の認定）
 - 本人、配偶者の遺伝性精神病質、遺伝性身体疾患等を理由とした手術。
 - 四親等以内の血族の遺伝性精神病、遺伝性精神薄弱等を理由とした手術。
 - らい疾患を理由とした手術。

旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律 概要

第1 前文

- ・ 旧優生保護法の下、多くの方々が、生殖を不能にする手術・放射線の照射を受けることを強いられ、心身に多大な苦痛を受けてきたことに対して、我々は、それぞれの立場において、真摯に反省し、心から深くおわびする。
- ・ 今後、これらの方々の名譽と尊厳が重んぜられるとともに、このような事態を二度と繰り返すことのないよう、共生社会の実現に向けて、努力を尽くす決意を新たにす。
- ・ 国がこの問題に誠実に対応していく立場にあることを深く自覚し、本法を制定する。

第2 対象者(旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者)

①又は②の者であつて、施行日において生存しているもの。

① 旧優生保護法が存在した間(※)に、優生手術を受けた者(母体保護のみを理由として受けた者を除く。) ※昭和23年9月11日～平成8年9月25日

② ①の期間に生殖を不能にする手術等を受けた者(④～⑥のみを理由とする手術等を受けたことが明らかかな者を除く。)

④ 母体保護 ⑤ 疾病の治療 ⑥ 本人が子を有することを希望しないこと。

⑦ ⑧のほか、本人が手術等を受けることを希望すること。

第3 一時金の支給

1 一時金の支給

国は、旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対し、一時金(320万円)を支給(非課税)

2 権利の認定等

- ① 一時金受給権の認定は、請求(都道府県知事の経由可)に基づいて、厚生労働大臣が行う。
- ② 請求期限は、5年(検討条項あり。)
- ③ 都道府県知事・厚生労働大臣は認定に必要な調査を行う。

3 旧優生保護法一時金認定審査会による審査

- ① 厚生労働大臣は、対象者(第2①)であることが明らかかな場合を除き、認定審査会の審査を求める。
※ 認定審査会: 厚生労働省に設置し、医療、法律、障害者福祉等に関する有識者で構成
- ② 認定審査会は、請求者の陳述、医師の診断、診療録等を総合的に勘案して、適切に判断
- ③ 厚生労働大臣は、認定審査会の審査結果に基づき認定

4 相談支援等

- ① 支給手続について十分かつ速やかに周知(国・都道府県・市町村)
- ② 相談支援その他請求に関し利便を図る。(国・都道府県)
※ 障害者支援施設、障害者支援団体等の協力を得るとともに、障害の特性に十分に配慮

第4 調査等及び周知

1 調査等

国は、前文で述べたような事態を二度と繰り返すことのないよう、共生社会の実現に資する観点から、旧優生保護法に基づく優生手術等に関する調査その他の措置を実施

2 周知

国は、本法の趣旨・内容について、広報活動等を通じ国民に周知を図り、理解を得るよう努める。

第5 施行期日

公布日(認定審査会については、公布日から2月後)